女子労働者通信　第1号

アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター
〒160 東京都新宿区西早稲田
2-3-18-34
発行人代表者　塩沢美代子
編集責任者　広木道子
電話 03-202-4993
郵便振替 東京0-70086

アジア女子労働者交流センター発足と機関紙「アジアの仲間」創刊に当って

所長　塩沢美代子

本年五月二〇日に発足いたしました〝アジア女子労働者交流センター〟の機関紙「アジアの仲間」の第一号の発行にあたり、ごあいさつかたがた、どういういきさつでこのセンターが生まれ、何をしようとしているのかについておったえし、皆さまのお力添えをお願いしたいと思います。

私たち日本人にとって、もっとも身近なアジアの近隣諸国は、大半がかつて日本か欧米諸国の植民地であり、太平洋戦争後に独立はしたものの、長い間、その国の民衆のためではなく、支配国の利益のための政治が行われてきたために、農民や労働者はたいへん貧しく、貧富の差が非常に大きくなっております。したがってどんなにひどい労働条件でも、甘んじて働かなければ生きていけない人々がいくらでもいるために、戦後は日本と欧米の国々から、安い労働力を求めて、数多くの企業が進出して、急速な工業化がはかられております。そこでこれらの国々は、発展途上国とも呼ばれておりますが、それはその国に住む一般の人々の生活の底上げの意味での発展を目指したものではなく、再び進出している外国資本の利益のための発展をめざしたものになっております。これらの国では、日本や欧米の資本主義国の政権と、深いつながりをもつ政府が企業を誘致し、劣悪な労働条件を容認し、それに抵抗する者をきびしく弾圧するという形となっています。実際には、国ごとに違う複雑な要素がからんでおり、ひとことで図式化すると、短絡のそしりをまぬがれない面もありますが、私がこの数年間にアジアの人々と接して、肌でつかんだところでは、一般的にこういう状況といえるのであり、私たち日本人が楽しんでいる物質的な豊かさのかげには、こういうアジアの労働者の犠牲があるともいえます。

進出企業のなかには、女子労働力に依存度の高い、電子・繊維・縫製などが多く、それらの工場に働く女子労働者の状況は、ひとことでいえば、日本の明治・大正期の「女工哀史」そのものの劣悪さです。それに抵抗すると、いたいけな少女まで、力ずくで弾圧されております。

こういう実態を黙って見過すことができず、女子労働者の人権を守るために取り組んだ人々のなかに、アジアのキリスト者の活動があります。カトリックとプロテスタントの両教派が合同して、アジアの女子労働者に関する委員会（CAW）をつくり、数年前から実態調査、国際集会、争議の支援などを行い、アジアの女子労働者の国際連帯をはかり、国際世論に訴えて、彼女らの人権を守ろうと地道な働きをしています。この活動の母体はキリスト教団体でも、実際の活動は宗教と関わりなく、いろいろな立場の人々が幅広く参加しています。私が日本国内でも長らく繊維工場などで働く女性の問題に関わってきたことを、その関係者が知り、協力を求められたのは数年前であり、今まで個人のレベルで対応してきました。その間に、アジア各地を旅し、多くの女子労働者に接し、この活動の重要性と、企業進出の母国である日本の人々の連帯が切に求められていることを知りました。

ところが日本では、外国といえば欧米にばかり眼が向き、関わりの深いアジアのことには関心もなく、知る機会も乏しいのです。そこでCAWの働きを通じて、伝えられる情報を、多くの日本人に知っていただき、それに連帯しての行動を起していく足場としてセンターをつくったわけです。ささやかながら、この紙上を通じてアジアの仲間と交流を深めていただければ幸いです。

有害承知で新工程導入　香港
10日間で196人ガス中毒　マブチモーター

林立する高層ビル群の一角にその工場はあった。東京の半分くらいの面積しかない香港では、工場といえども高層ビルの中にあり、はじめて見る者には異様な光景である。日本の紡績工場のように、高いヘイとそないが、コンクリートの厚い壁に囲まれて上に伸びる工場では、中に働く人々のようすはまったく見えない。ただ、そのビルの入口に「萬宝至実業」とあって守衛らしい人の姿が見えた。

一月末、そこでおこったガス中毒発生事件は、香港の労働者に大きな衝撃を与えた。

小型電気モーターを造っているこの工場で、一、〇〇〇人の労働者のうち一九六人が、有毒ガスを吸い込んで病院に収容されたのである。そのうち一九五人は女子労働者であり、一三人は妊婦であった。

「萬宝至実業」は、日本の「マブチモーター株式会社」（本社千葉県松戸市）の子会社で一〇〇％日本資本の海外進出企業である。香港には他に二つの工場があり、台湾にも、従業員二、〇〇〇人規模の工場を二つ持っている。アメリカには営業所を置いて、家庭電気製品や玩具などに使用する小型直流モーターでは、世界的にかなりのシェアーを誇っているという。

この女子労働者たちは、製品にラベルを貼る仕事をしていた。彼女たちの話によれば、ベルトコンベアーによる流れ作業で、一日に一三、〇〇〇回も同じ動作を繰り返しているという。このラベルが、よりしっかり貼られ、もっと早く乾くようにするために、紫外線を使った新しい工程に変えられたのが事件の発端である。

めまい・呼吸困難の訴えにも耳をかさず

新しい工程が始まるとすぐに労働者たちは〝腐ったトマト〟のようないやな臭いに気づき、そのうち、のどがヒリヒリし、皮ふにかゆみを覚え、咳が出ていたのには、目まいや呼吸困難におちいった者もあった。彼女たちが、仕事を中断したいと申し出ると、職制から〝しばらくしたらよくなるからがまんしろ〟と言われたり、別のグループでは〝休みたくて文句を言ってるんだろう。病気のふりをするな〟などとどなりつけられた。

女子労働者の訴えがあり、毎日病院にかけこむ人が後を断たなかったにもかかわらず、会社は操業を続け、結局、十日間のうちに一九六人が治療を受け、そのうち一二五人もの人が入院した。

実は、この新しい工程を導入するときに、会社は、これが労働者に有害であることを予知していた。会社は、わざわざ職制やグループリーダーたちを呼び集め、労働者がめまいや皮ふのピリピリを訴えるかも知れないと予告し、その場合には「すぐに慣れるからがまんするように〝指導〟せよ」と命令した。

フンランさんという女子労働者は、この毒ガス事故のために最初に治療を受けた人だが、入院したときは、肺炎をおこし、意識がもうろうとしていた。彼女の家族は、彼女の後遺症を心配しており、裁判所に工場を訴える準備をしているという。

また、イーメイさんは、被害を受けた一三人の妊婦のうちの一人であった。事件後三週間たって、彼女が妊娠二五週のときに、胎児がまったく育っていないことがわかり、医師の助言で中絶した。

彼女の夫は、このできごとが妻に長い間精神的影響を与え、再び妊娠するのを恐れるのではないかと心配している。そして胎児が有毒ガスの影響を受けたのではないかという疑問を持ち訴訟をおこした。

他の一二人の妊婦は、妊娠を継続しているが、生まれてくる子供への影響を心配している。

新しく導入された機械では、紫外線がラベルの上の接着剤に触れると、オゾン、ホスゲンという二つの有毒ガスが空中に発散するという。

政府の担当官は、これらの有毒ガスは、政府のきめた許容基準を下まわっていると言ったが担当官が工場に検証に入ったときには、すでに毒ガス発生事故のために機械を止めてから、二～三日経っており、新しい機械は解体されていた。

担当官によれば、ホスゲンというのは、第一次世界大戦のときに、毒薬として使われたというもので、オゾンもホスゲンも大量に吸い込むと呼吸障害をおこし、肺に損傷を与える。両方が結合すれば、新たな影響が出る可能性もあるという。

こわい胎児への影響

産業上の健康問題の専門家は次のように説明している。このような有毒ガスを大量に吸い込んだ場合、血液中の酸素が減少し、とくに妊娠初期には胎児に影響を及ぼす。それは、出産後の低体重児や発育不良の子供をつくり、精神薄弱や心臓障害、股関節脱臼などをおこす可能性もある。

彼はまた、この工程に使われる過塩化エチレンは、人類や動物の胎児をダメにするものとして公認されており、ガンを引き

海外進出企業　人権無視

現地新聞連日報道＝日本のマスコミ知らん顔

マブチモーターの香港工場の求人広告

性も、今は元気で働いているし工場の壁には、求人広告も貼られている。

被害を受けた労働者と、彼女たちの力をつき動かしたCIC（キリスト教工業委員会）や、さまざまな労働グループは、マスコミを動員して、政府と会社の責任を厳しく追及した。

つよまる現地の反感

香港では、この事件の詳細が連日新聞紙上をにぎわした。CICは、労働者のための診療所といっしょに彼女たちに働きかけ、会社との交渉にも協力を惜しまなかった。

労働省は、毒性ガスに関する規制について、とくに監視をつよめており、事故にあった労働者たちの健康状態について追跡調査をしている。とくに妊婦に対しては、母体と胎児の健康に特別な監視措置がとられているという。

会社は、この事件の被害による通院、入院等、すべての治療費と、休業中の賃金を一〇〇％保障（平均賃金日額四〇HKドル＝約一、六〇〇円）せざるを得なかったし、慰謝料として対一人一、〇〇〇HKドルを支払い、一〇〇ドル余りの夕食をふるまったという。健康保険制度、労災補償制度の何もない香港において、これはたいへん大きな意味をもっている。

この事件の一カ月後に、CICは、他の労働団体とセミナーを開催した。そこでは、政府と事業主に対して、化学物の取扱い、使用法や貯蔵、さらに残留物の処分の方法についての規制をしっかり守ることを求めた。本質的にはそのような危険有害物の使用を禁止すること、もしくは、労働者が直接それに接触しないようにする必要がある。セミナーは政府が、このような事例を真に労働者の健康と安全を守る立場に立って研究し、規制を強化するよう要求した。

化学物質等の人体への影響はすぐに現われるものと、長い間表面化せず、徐々に被害が及ぶものとあるが、現在、香港では電子・電気器具、電気メッキ産業で使用されている薬品のうちガンの原因になると思われるものが四〇以上もあるという。

産業上の健康問題を研究しているグループは、直接・間接を問わず、その仕事によってひきおこされた病気によって苦しんでいる労働者に対する補償が、何もないことを指摘した。

こうして、いま香港では、労働者の安全と健康についての規制と補償を求めて、大きな運動がおこっている。

日本の三分の一から五分の一という低賃金労働力の活用、販路の拡大、資源利用、さらに、国内で規制された有害物の使用等、動機はさまざまでも、人権と人間の尊厳をないがしろにした、企業の海外進出は、当然、現地の人々の反感を買っているし、私たち日本人にとっても、許しがたい行為である。

さらに恐しいのは、こうした事件が、現地でどれだけ大騒ぎになっていようと、日本ではほとんど報じられないことである。世界有数の貿易、商業都市である香港のこと、恐らく、新聞、テレビ等、日本の報道機関の特派員や記者が、数人はいるにちがいない、してみると、マブチモーターの例は、ほんの氷山の一角にすぎないと言えないだろうか。

広木　道子

（「働く人」紙第三〇四号（七月一日発行）より転載）

◇　◇　◇

香港北部のクントン工業団地の近くにある〝クントン労働衛生センター〟の機関誌「工業健康」三月号は、マブチモーター事件を特集している。そこでは、毒ガス発生の問題と合せ工場の換気装置の不備が、事件を一層大きくしたことを指摘している。中国語で書かれているので、もちろん正確には読めないが、事件にあった労働者へのインタビュー記事には「萬寶至工友話……工作安全幸福之源」と見出しがついていた。

「工業健康」3月号表紙より

韓国

女子労働者のたたかい
民主労組つぶし攻撃の下で

「われわれも人間だ」「勤労基準法を守れ」と抗議の叫びを残して、韓国・平和市場の縫製労働者、全泰壱青年が、『勤労基準法』という本とともに自らの生命を焼いたのは、一九七〇年十一月のことでした。「私の死をむだにするな！」という彼の遺志をついだかのように、七〇年代は、労働運動が全国的に広がりを見せました。

一三〇〇名の労働者のうち、八五%が女性であった東一紡織で、女性ばかりの組合執行部が誕生したのは、全泰壱青年の焼身自殺から二年後のことでした。彼女たちは、寄宿舎や職場環境の改善をつぎつぎとかちとっていきましたが、一方、民主的な組合運営に対する弾圧は年ごとに厳しくなっていきました。一九七六年には、組合の集会を妨害するため、警官や機動隊まで導入され、七十数名の女子労働者が逮捕されました。それから二年後、あのいまわしい糞尿事件がおきたのです。組合の役員改選で、再び女性執行部が選ばれるのを阻止するために、会社の手先となった男たちが、組合事務所に糞尿をまきちらし、女子労働者の頭から汚物を浴びせました。激しい乱闘の末、一〇〇名をこえる女子労働者が抗議のハンストに入りましたが、会社は彼女たちを解雇してしまったのです。

韓国の経済の高成長は、低賃金と長時間労働、強制残業、深夜労働、厳しいノルマによる労働強化、そして劣悪な労働環境など、労働者の犠牲の上に築かれたものです。なかでも年若い女性労働者は、底辺労働者として一層苦しい状態におかれ、それゆえに、弾圧されながらもつぎつぎとたたかいに立ちあがりました。

☆

一九七九年十月の朴大統領射殺事件の後に登場した全斗煥政権の下で、とりわけ八〇年五月十七日の「光州蜂起」以降、韓国の労働運動は、新たな苦境に立たされています。

戒厳令の名のもとに、労働法を無視して労組幹部の連行、取調べ、拷問、労組解体の強要が行なわれ、八〇年十二月三十一日付で、当局は労働組合法を全面的に改悪しました。

労組法改悪のうち、とくに注目すべき点が三つあります。

1. 産業別組合の禁止

産業別組合（繊維産業・化学産業など同一産業に従事するすべての労働者によって組織される組合）を禁止し、企業別組合（同一企業同一事業所の従業員だけで組織される組合）の設立のみ認めた。

2. 第三者介入の禁止

「…労働組合の設立と解散、労働組合への加入、脱退及び使用者との団体交渉に関して関係当事者を操縦・煽動・妨害したり、その他これに影響を及ぼす目的で介入する行為をしてはならない」という条項が新設された。

実は、これが今回の改正の最大の目的ともいえるものである。韓国では、キリスト教都市産業宣教会（KUIM）が、労働者を教育・指導し、労働組合活動を支援してきた母体であった。今回の改悪によって、KUIMと労働者・労働組合を分断し、労働者を孤立させようとしていることは明らかである。他の労組、弁護士などの第三者の支援も排除されている。

3. 団体協約への介入

組合が他の者に団体交渉を委任することを禁止し、団体協約の内容が違法不当な場合に行政官庁による変更・取消を認めた。「不当」という漠然とした基準によって、政府が介入できる道を開いた。

☆

この「改正法」の下で、さらに、それさえも無視したいくつもの政府通達によって、労働者の権利は、事実上抹殺されてしまったといえます。

それでも激しくたたかおうとする労働組合に対し、流血の惨事を招きながら、官憲の導入ー組合員の逮捕ー解雇という形で、民主的な労働組合は、ことごとくつぶされていきました。

その一つは、全国連合労組清溪被服支部の場合でした。清溪被服支部は、ソウル市内の清溪川一帯に広が

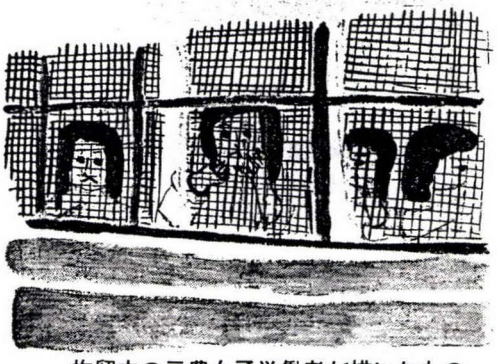

拘留中の元豊女子労働者が描いたもの

る零細な縫製工場団地・平和市場で働いている六〇〇〇余名の労働者を組織したもので、全泰壱青年の遺志によって結成された組合です。八一年一月に解散命令が出され、これに抵抗した組合に対し、機動警察が進入して、労組事務所を強制的に閉鎖しました。この事件で重傷を負った者もおり、全泰壱の母親李小仙さんをはじめ十一人が拘留の刑を受けています。

韓国コントロールデータ社はアメリカに本社を置く多国籍企業です。コンピューター記憶装置組立を主とし、韓国政府の手厚い保護を受けて、急成長しました。労働組合は一九七三年に女子労働者を中心に結成され、労働時間短縮や作業環境改善など働きやすい職場をつくると同時に、高い生産性と品質向上にも大きく寄与してきました。

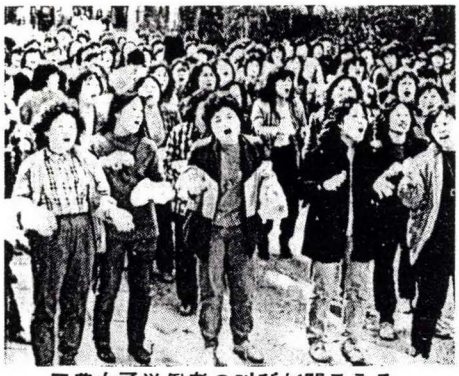
元豊女子労働者の叫びが聞こえる

しかし、会社は「生産管理は米国式、勤務条件は韓国式」という労務政策で労働者を使い、「本国の都合」を口実に、労働者の解雇、採用をくりかえして労働者を常に雇用不安に陥れ、労働条件改善を阻害してきたのです。

一九八二年春の賃上げ闘争を契機に、会社は労組幹部六名を不当に解雇し、これに抗議して工場に座り込んだ三〇〇名をこえる労働者に暴挙を加えました。そしてついに、八二年七月、本国のコントロールデータ社は、韓国政府の弾圧的な労働政策を背景に、技術革新を理由として韓国から工場を撤収するという形で、多国籍企業の本質をむき出しにしてきました。

工場閉鎖以来、今なお三人の労働者が拘留されています。

民主的労働組合の最後の砦といわれてきた元豊毛紡労組は、東一紡織と同様、男子職制中心の御用組合から、長い間の努力によって女子労働者の手で民主化をかちとった組合でした。

会社は、組合幹部に対する不当な人事措置をはじめ、さまざまな形で労組を弾圧してきましたが、一九七九年に韓国で有数の財閥である「国際グループ」に譲渡され、全斗煥体制になってからは、その攻撃は一層すさまじいものになってきました。

一九八二年九月、主任に暴行を加えられた現場女子労働者を会社が一方的に解雇したことから、労使紛争が激化しました。会社は、男子職制とやくざのような男たちを使い、あらんかぎりの暴挙を尽して、組合つぶしにかかってきました。この中で六五〇名の女子労働者は工場にろう城し、食事も水もとれずに事実上ハンストになるなど、果敢にたたかってきましたが、警察への連行及び逮捕、拘留、起訴と、組合員は次々と不当な処分を受けています。

元豊毛紡労組は、今年一月やむなく解散しました。会社から放り出された数十名の労働者は再就職の困難な中、拘留中の仲間たちの家族とともに、裁判闘争に加わっています。

☆

ごく大ざっぱに、最近の韓国の労働事情を見てきました。政治的、経済的、軍事的な面でとくにつながりの深い日本の政府と財界が、自らの利益のために韓国の独裁政権を支持している――そこに私たちにとっての韓国問題があることを忘れてはならないと思います。

◇――◇

以上の記事は、つぎの図書を参考にしています。詳しい状況を知っていただくために、ぜひ購読をおすすめします。

塩沢美代子著
『メイド　イン　東南アジア』
――現代の『女工哀史』――
岩波ジュニア新書　五三〇円

『パン・自由・平和
――韓国労働者の状況――』
日本キリスト教団日韓連帯特別委員会発行　一、二〇〇円

「パン　自由　平和」は韓国繊維労働者のスローガンです。トレーナーの胸にこの文字が入っていました。

上段の写真は、この本の表紙からとったものですが、本文中にも労働現場の写真が多数収録されています。

「八〇〇万労働者宣言」をはじめ、各労働組合のたたかいの経過、農民の運動、労働法改訂と事例、馬山輸出自由地域など、A5判、二四〇ページに、ずっしりと重みのある内容がつまっています。

※申し込みは、教団日韓連帯特別委員会
東京都新宿区西早稲田
二―三―一八―三一
TEL　〇三―二〇二―〇五四四

台湾

〃安くて従順な労働力をどうぞ〃

―自由貿易地域を訪れて―

「自由貿易地域」（ETZ）とか「輸出加工区」（EPZ）とか呼ばれる場所が、東アジアや東南アジアの国々にあります。

これは外国企業を誘致しやすいように設けられた、多国籍企業のための工場団地のようなものです。

海外からの機材や原料の搬入、製品の搬出に都合のよいところに、工場建設とその操業に必要なさまざまな条件を整備してあります。さらに、原料などの持ち込み、製品の持ち出しに関税がかからず、法人税も一定期間は免除されたり本国への送金も自由にできるなどの特典があります。

台湾に三つある輸出加工区のひとつで、南部の高雄（カオシュン）EPZを訪れると、海外の投資家に向けての宣伝のため、立派なショールームや映画が準備されています。

冷房がほどよくきいた快適な部屋で、冷たい飲物などをサービスされながら始まった映画は、画面いっぱいに、Tシャツに Gパン姿で、工場にいそぐ若い女性の群像が、えんえんとつづき、英語のナレーションが、〃たいへん安い労働力がえられることが、ここに投資をお誘いするおもな理由です。台湾の三つのEPZで働く七万余りの労働者は、おとなしく順応性があって、よく働いています〃と語りかけます。

その次に税の上での特典などの説明があり、工場内の様子につづき地域内の諸施設が映し出されます。それはほとんど女子労働者のための、厚生福利に関するものですが、まるで日本の大手の紡績会社などのPR映画を見ているようです。寄宿舎から裁縫や料理の習える教室まであって、いかに労働者の余暇にまで配慮がされているかの説明がされるのですが、かつて社内学校の講師として感じた矛盾が、労働問題に取り組む動機となった私には、そらぞらしく感じられ、日本的労務管理のアジア進出におどろきます。

※　※　※

台湾は右下の表のように、日本の企業進出のもっとも多いところで、次が韓国です。EPZには欧米からの進出企業もありますが、台湾・韓国の場合はほとんど日本の企業進出のために存在するようなものです。

台湾のEPZの資料によれば、電子八六、ニットを含む衣服三六、プラスチック三五の会社で、主要な部分を占めています。

賃金は日本円にして月三万円から三万九千円の間に集中し、二万円台も七%あり、一般労働者はほとんどここに含まれてしまいます。これでも東南アジアからみれば倍近い水準です。

※　※　※

ところで私がEPZの事務所で、映画や資料を親切に見せてもらえたのは、台湾で集会を開いていたアジア地域のカトリックシスター（修道女）たちの、社会見学の一行に加わってのことでした。そして幸運にも日本の大手電機H社の、テレビとトランジスタラジオの組立工場の一部を見学させてもらいました。ラインを前にずらっと並んだユニフォーム姿の少女たちは、眼のちらちらする細かい回路のハンダ付けなどの作業をしています。腰かけてうつ向いた姿勢の石像が並んでいるようで、背中からみれば全く動きがなく、眼とわずかな手先の動きに、全神経が集中しているのがわかります。キョロキョロとのぞき込む見学者の気配にも、顔を上げるでもふりむくでもなく、まさに機械の一部という感じです。私には珍しくない光景ですが、初めてこういう工場をみるアジアのシスターたちには、ショックを与えたようで、〃あんなに絶え間のない単調反復の労働に、人間が耐えられるものか。機械化・コンピューター化は、人間にこんなに不自然な神経緊張を強いるものか……〃と溜息をついていました。

後日、カトリックの労働センターで話しあった同社の女子労働者は、「工場では能率をあげるための圧迫により、同僚や管理者との人間関係が悪くなるのがなやみで、仕事を離れればいい人でも、職場ではつらい思いをする」と語っていました。

（塩沢美代子）

アジア各国に進出する日本の会社数（製造業）とその内訳の一部（1982年6月）

地域	製造業	繊維衣服製造	電機	食品
台湾	431	60	110	11
韓国	306	66	71	7
シンガポール	211	9	58	11
タイ	171	31	17	19
マレーシア	154	13	27	8
インドネシア	140	27	10	6
フィリピン	97	16	13	6
香港	94	24	15	3

（東洋経済新報社調べ）

アジアの人々の期待に応え
交流センター発足

アジア女子労働者交流センターの発会式は、五月二十日、東京・西早稲田のキリスト教会館で開催されました。

会は、高倉運営委員長の挨拶に続き、交流センターが発足するまでの経過と現在の活動状況が報告されました。

香港から、この発会式のために来日したCCA・URM（アジアキリスト教協議会都市産業伝道部）担当幹事のG・ナイナン氏は「センター設立は他のアジア諸国で、正義と解放を求めて厳しいたたかいに立ち上がっている人々に、大きな励ましになる。宗教をこえて連帯しよう」と述べ、日本での活動への期待をこめて挨拶しました。

〝乾杯〟の後、塩沢所長より、参加者全員の紹介がありました。七〇名をこえる参加者は、労働運動のリーダー、職場の活動家、婦人運動関係者、さまざまな分野で運動に関わっているキリスト者たち、さらに医師、弁護士、学者、ジャーナリストと幅広く、交流センターを支えて下さる方方の輪の広がりが感じられました。各分野から、数人の方々に、それぞれユニークなお話と暖かい励ましをいただき、閉会しました。

交流センター発足を喜び合う出席者たち

会員を募集しています

A．一般会員（年会費・1口以上）
　ⓐ 3,000円　ⓑ 5,000円　ⓒ 10,000円
B．賛助会員（個人及び団体）
　年会費　1口　20,000円
○会費は年度ごとの更新とします。
○金額はご都合に応じてお決め下さい。
○分納もできます。
○郵便振替　東京0－70086

〔運営委員紹介〕

委員長 ⊙高倉　徹（牧師）
委　員 ⊙青地　恵（日本基督教団出版局）
⊙一番ヶ瀬康子（日本女子大学教授）
⊙伊藤義清（日本基督教団行人坂教会牧師）
⊙大島孝一（日本キリスト教協議会靖国神社問題特別委員会委員長）
⊙大島静子（「東京いのちの電話」常任理事）
⊙大浜亮一（新地書房代表）
⊙加藤　勇（石油資源開発株式会社調査役）
⊙蔵田雅彦（キリスト教アジア資料センター主事）
⊙塩沢美代子（婦人労働問題評論家）
⊙東海林勉（日本キリスト教協議会総幹事）
⊙高戸　要（教文館常務）
⊙中嶋正昭（日本基督教団総幹事）
⊙古川幸子（労働者学習センター理事，「学習のひろば」発行人）

11月にアジア女子労働者の集い
東京ー名古屋ー大阪で

CAW（アジア女子労働者委員会）の企画によるアジア女子労働者交流集会が、十一月中旬に日本で開催されます。

この集会には、香港、台湾、フィリピン等から、十二、三人が参加する予定です。この地域にとくに多い繊維、縫製、電子の現場女子労働者と、自国語と英語の通訳を兼ねた活動家の方たちです。

会は、十一月十四日夜、東京での交流集会を皮切りに、十六日夜、名古屋で、十八日夜は大阪で、一〇〇～二〇〇人規模の交流集会を計画しており、各地のキリスト教団体や労働組合が中心になって、準備をはじめています。その間に、繊維や電機工場の見学と、現場労働者との交流プログラムがあります。

アジア各国から来日する仲間たちに、日本の女子労働者の実態と問題を知ってもらい、また彼女たちの生の声を通して、私たちがアジアへの理解を深めることを目的としています。会員には、改めてご案内いたします。

塩沢美代子とアジアとの関わり

一九七三年六月
CCAURM主催「ピープルスフォーラム」がシンガポールに参加、帰途、東南アジア・東アジア訪問。
一九七六年四月～七七年一月
香港CICに三ケ月滞在し英語研修に専念、引きつづきアジア各国訪問。
一九七七年五～六月
第一回アジア女子労働者の集会をフィリピンで開催、マレーシアで開催のCCA総会に参加。
一九七七年一二月
国連〝開発と女性〟アジア大平洋地域センターの会議に、CCAURM代表として参加。
一九七八年一一月
国連工業開発機構（UNIDO）の発展途上国の工業化における婦人の役割に関する集会にCCAURM代表として参加。
一九七八年一二月
アジアの女子労働問題関係者を日本に迎え交流。
一九七九年一月
CCAURM香港移転に伴い「支える会」の支援により、塩沢事務所設立、五月フィリピンCCAURM集会参加。
一九八〇年八月～十月
アメリカサンタクララ地域で電子工業労働者の実態を見聞。
一九八〇年十二月
CCAURM主催の縫製労働者の集会に参加、於フィリピン・マニラ。
一九八一年八月～九月
CCAとOHD共催の電子産業の多国籍企業に働く女子労働者の集会に参加、於マレーシア。
一九八一年十月
アメリカメソジスト教会年次総会に出席、アジアの実情報告。
一九八二年一月
CAW運営委員会に出席し、タイ、マレーシア、フィリピン女子労働者交流集会にも出席。
同九月、香港の日本の教科書問題に抗議する集会に、日本の民主団体や労働組合からの連帯のメッセージを送るための諸活動。
同十月～十一月　CCAURMのCAWとタイのカトリック正義と平和協議会主催によるタイ繊維労働者集会参加と女子労働事情把握のため現地旅行。
同十一月～十二月　CAW主催によるアジアの女子労働者に関する労働オルグ者の集会の企画運営、およびアジア各国から代表を送るための諸活動、於タイ・バンコック。
一九八三年一月
CCAURM主催の労働者集会に東アジア諸国からの代表を送るための活動、及び集会参加於インド・ドゥルガプール。

会計報告

1983. 4. 1～1983. 6. 30

〈収入の部〉

繰越金	2,694,876
会費	1,144,000
カンパ	549,321
雑収入	1,350
合計	4,389,547

〈支出の部〉

会議費	103,675
旅費交通費	72,807
渉外費	15,760
人件費	713,770
事務管理費	79,840
通信費	92,100
調査研究費	13,560
編集印刷費	96,780
翻訳費	12,000
合計	1,200,292
差引残高	3,189,255

繰越金について

収入の部の繰越金は交流センターの前身である「塩沢美代子さんを支える会」から引き継いだものです。二七〇万円近い額になっておりますが、この中には、アジアにおける労働者の連帯を支援する活動を重視した、世界キリスト教協議会からの今年度分活動費六〇〇〇ドルが含まれています。

事務局から

巾一・五m奥行四mのうなぎの寝床のような事務室からご挨拶致します。

塩沢美代子。所長。東奔西走。山登りの時間がほしい!!

広木道子。事務統轄者、所長秘書、編集長、即ち雑用係。二才の坊や淳君の母親でもあります。大変理解のある伴侶と実家の母上の協力を得て、海外での会議にも飛んでいきます。事務局が円滑に運営されるかどうかは、淳君が健康であるか否かにかかっています。小池恵子。会計担当。徐々に送られてくる会費納入の振替用紙を連帯の環のひろがりとして力強く拝見しています。中三を頭に三人の男児の母として今のところ週一～二回の出勤がやっとです。他に大切なメンバーとして柳田郁子をはじめ、四～五名の翻訳グループがおります。タテをヨコにするか、ヨコをタテにするか（韓国・台湾のようにタテを別のタテにする必要もあります）、ともかく翻訳の仕事はセンターの中で重要な部分を占めます。

以上、家庭をかかえた主婦が多く、残業もままならず、十分な仕事は出来ませんが、できる範囲でがんばりますのでよろしくお願いします。（K）

女子労働者通信　第2号

アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター
〒160 東京都新宿区西早稲田
2−3−18−34
発行人代表者　塩沢美代子
編集責任者　広木道子
電話 03−202−4993
郵便振替 東京0−70086

ようこそアジアの仲間たち

11月交流集会　プログラム決まる

十一月十四日から二十日まで、アジアの仲間たちを日本に招いて〝アジア女子労働者のつどい〟を開きます。アジアの仲間たちに、日本の女子労働者の実態と問題を知ってもらい、また、彼女たちの生の声を通して、私たちがアジアへの理解を深めることを目的としています。

これは、香港に事務局をもつCAW（アジアの女子労働者に関する委員会）の企画によるもので、とくに、東アジア地域のプログラムの一つです。日本集会に引きつづき、来年には香港、台湾などでも、同様のつどいが予定されており、トップバッターとしての日本での成果が注目されています。

〝つどい〟には、香港、台湾、フィリピンなどから、八〜十人が参加する予定です。この地域にとくに多い繊維、縫製、電子の現場女子労働者と、母国語と英語の通訳を兼ねた方たちです。

参加者は、東京−飯田−名古屋−大阪−東京と、旅をしながら、各地で繊維や電子工場を見学し、労働者や地域の活動家の方たちと交流します。東京、名古屋、大阪では、一〇〇〜二〇〇名規模の交流集会が開かれます。詳細は下記の通りです。アジアの仲間たちを暖く迎え、連帯を深めるために、ぜひご参加下さい。

▽東京集会
日時　十一月十四日（月）
　　午後六時半〜九時
場所　日本キリスト教会館
　　（新宿区西早稲田、㊐早稲田下車）
参加費　三〇〇円（会場費として）
問合せ先　アジア女子労働者交流センター　電話〇三−二〇二−四九九三

▽名古屋集会
日時　十一月十六日（水）
　　午後六時半〜九時
場所　名古屋市婦人会館（中区大井町、㊐東別院駅下車）
参加費　三〇〇円
問合せ先　名古屋YWCA・三浦静子さん　電話〇五二−九六一−七七〇七

▽大阪集会
日時　十一月十八日（金）
　　午後六時〜九時
場所　在日韓国基督教会館（KCC）
　　（生野区中川、㊐今里駅下車）
問合せ先　関西キリスト教都市産業問題協議会（KUIM）小柳伸顕さん　電話〇六−二三一−四九五一　浪花教会気付

IC工場で発ガン事件

フィリピンの電子労働者

一九八二年十一月二十二日、午後九時過ぎ、一人の若い女性が、フィリピン総合病院の一室で、静かに息をひきとった。翌日、彼女の亡骸は故郷のレイテに、船で運ばれた。

彼女の死因は、ガンであった。これは明らかに、職場環境に起因するものと思われるが、会社は、このことを決して認めようとはしなかった。

ダンスの好きな少女

エルフレーダ・カステラーノは、多国籍企業への輸出のための半導体を製造しているフィリピンダイナティックス社の一労働者であった。

一九七九年二月、エルフレーダが会社に雇われたとき、彼女は十九才、健康でダンスの好きな少女であった。彼女は、IC（集積回路）の後処理工程のプラスティック部門のTin・Dip係のオペレーターとして、午後十時から翌朝六時までの夜間勤務に配置された。それは、ICを化学薬剤につける仕事であったが、その薬剤は、ICを強化し、防錆効果を与えるためのものであった。

この仕事を始めて一年後に、エルフレーダは、体の不調を感じはじめた。頭痛、鼻血、周期的な悪寒に悩まされるようになった。彼女は、会社に対して、他の仕事に変えて、時間帯も変更してほしいと申し出たが認められず、結局、彼女は、まる三年間、その同じ職場で働くことになった。

発病、そして大量の輸血

八一年十二月、彼女は、高熱と両足の黒い斑点のために、はじめて病院で診察をうけた。そのとき彼女は、嘔吐をくりかえし、見ることも、はっきりと話をすることも困難になっており、自分自身の体を支える力もなくなっていた。彼女はクリスマスの前日に退院し、自宅で療養を続けたが、半年後には、再び病院に送られた。その間、彼女は大量の輸血を受けていた。

彼女の病気は、はじめは重い貧血病と診断された。しかし、最終的な検査結果は、白血球の変質を伴なうリンパ節のガンであった。

会社と政府の態度

大量の輸血を必要とするため、治

ME化の影響めぐって

「新技術と女性」国際会議

六月十九日から二十二日まで、「新技術と女性」という国際会議が開かれました。この会議は、ISIS（イシス）というヨーロッパの女性運動団体によって呼びかけられたもので、欧米諸国と、香港、マレーシア、フィリピン、インドなどアジア地域から、十八ヵ国、約七〇名が参加しました。

日本からは「コンピュータと女性労働者を考える会」のメンバー四人が参加し、日本のME（マイクロエレクトロニクス）化の現状と失業、配転、健康障害などの労働問題を中心とした視点から、女性に与える影響について報告と問題提起を行ないました。

MEの発展は、労働、家庭、教育等の面で、さまざまな影響を及ぼしていますが、ME機器を使う側とそれを製造する側とでは、まったくその現われ方がちがいます。

この会議には、日本や欧米などのいわゆる先進工業国からは、主に使う側の人たちが参加し、共通の問題を話し合いました。

一方、先進工業国から、電子産業の工場が進出している東南アジアの国々では、女子労働者が過重労働を強いられ、労働災害や健康破壊など命をすりへらして働かされています。

アジア地域から参加した女性たちは、つぎつぎとその実態を報告しました。「アジアの仲間」第一号でお知らせした香港のマブチモーターのガス中毒事件も、その一つです。

今回は、フィリピンの電子工場でおきた、ガンによる女子労働者の死亡事故をお伝えします。いずれも、CAWニュースレターに掲載されたものです。

この他に、マレーシアからは、半導体工場で、女子労働者の集団ヒステリー症状が頻発するという事例が報告されました。

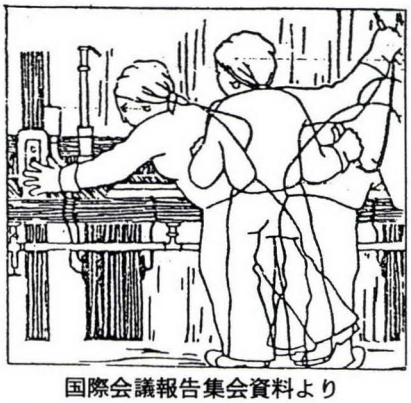

国際会議報告集会資料より

療にお金がかかり、彼女の家族は、会社に援助を求めようとした。しかし、会社は一銭のお金も出そうとはしなかった。会社役員の一人は、「他の労働者の前例をつくることになるので、金銭的な援助はしない」と断言した。

彼女の家族は、会社に援助を求めることはムダであることを知り、ダイナティックス社被用者協会（DEA）に支援を求めた。彼らは直ちに精神的、金銭的に、それに応えた。

DEAは、エルフレーダの病気が仕事に関連したものだと主張した。ダイナティックス社は、ベンゼン、カドミウム、クロロホルム、エポキシ樹脂、鉛など、発ガン物質と思われるものに、労働者がさらされるという見地から、本来危険な産業に属しているといえる。

DEAは、会社の危険で有害な労働条件を調査して、それに対する見解を表明する文書を発表した。彼らはまた、フィリピン労働雇用省（MOLE）の現地視察を要求し、MOLEは、ダイナティックス社の労働条件の視察をするように命令を出した。しかし、現在までのところ、MOLEは、その実行のために何もしていない。

DEAによる労働条件調査

DEAの文書はつぎのように報告した。

エルフレーダのいた部門では、オペレーターは、風通しが悪く狭い職場で、酸類や化学薬剤を扱っている。熱と蒸気とで暑苦しい環境の中で、たくさんの労働者が汗だくになって働いている。この職場の労働者は、たいへん薄いテトロン地のマスクをしているが、それはもともと、労働者を保護するためというより、汚れから製品を保護するために考案されたものだ。

Tin—Dip部門で使用されている化学薬品を分析すると、その中には有害で、一般に肺や呼吸の病気をひきおこすものが含まれている。しかもそれらはガンに帰着すると思われるものを含んでいる。この職場の女子労働者は、皮ふアレルギー、胸の痛み、周期的におこる咳とかぜ、頭痛、めまい、吐き気などの慢性病を、しばしば訴えていた。

この文書は、ダイナティックス社の他の職場の労働者の状態も調査している。顕微鏡をのぞいている女子労働者は、急速な視力の低下を訴えており、疲労、胃潰瘍、食欲不振、背中や足の痛み、静脈瘤などの症状が全般的に見られた。

エルフレーダは葬られた。しかし、彼女の勇気と決意は、なお生き続けている。彼女は、すべての労働者にメッセージを残した。〝我々の時代の不正を、大胆に明らかにし、反対しよう。単に自分のためにではなく、同じ罪悪のえじきにされようとしているたくさんの人々のために。〟

※　※　※

この記事は、CAWのニュースレターで、二回にわたって報じられたものです。DEAは、エルフレーダの生前、会社の人権無視の態度に、抗議することと、エルフレーダの立場を擁護することを、広く世論に訴えていました。

ISISの国際会議に配布された「WHO」紙のコピーによれば、DEAは、エルフレーダの入院のために資金援助をし、DEAに加入している三、二〇〇人の労働者が、一人ずつ一ヵ月六ペソを彼女のために出し合いました。会社はマニラの「Tempo」紙がこの事件を掲載した後にようやく、一週間ごとに一、六一〇ペソを彼女の医療費のために支払ったということです。

〝ダイナティックス社に働いている女子労働者は、世界のもっとも新しいプロレタリアートである。ひかえ目に見ても、第三世界の二〇〇万人の女子労働者が、こうした分野で働いており、その数は絶え間なく増えている。

がまん強く、従順で、おとなしいアジアの女性たちは、多国籍企業の拡大のための重要な資源になっている。アジアの女性たちだけが、アメリカや日本から持ち込まれる、単調で骨の折れる仕事をすることができる、と考えられている。〟（「WHO」紙）

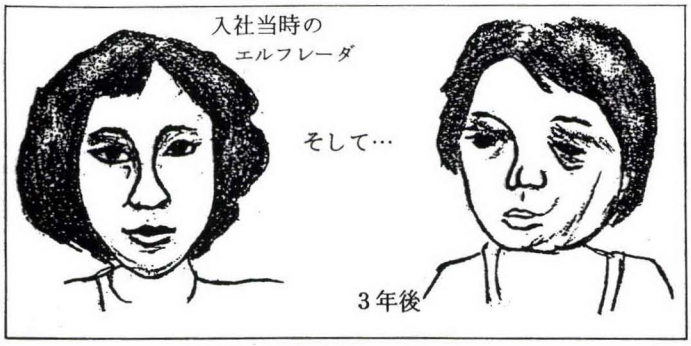

ダンスの好きな元気のよい少女が，なぜ……

八日間のハンガーストへ！
解雇された紡績女子労働者

韓国

八月末、香港にあるCAWの事務局から、韓国女子労働者の新たなたたかいについてのニュースと、支援の訴えが送られてきました。全斗煥体制の下で、韓国労働者のおかれている状況は、「アジアの仲間」第一号でおおまかに紹介しました。

「泰昌紡績（テチャン）」解雇事件でたたかい続けている女子労働者に、激励のメッセージをお送り下さい。

☆

一九八三年七月七日、韓国の裡里（イリ）市にある昌仁洞カソリック教会で、六人の若い女子労働者が断食闘争に入った。一年前、泰昌紡績工場から解雇された十一名のうちの六名であった。彼女たちが、こうした激しい手段に訴えることを決意したのは、一年間の解雇撤回を求めるたたかいの中で味わった、救いのない挫折感のためであった。

彼女たちは、昨年八月三日、七～八年もいっしょうけんめい働いてきた会社から、突然解雇された。仕事の能率が悪いためではなく、彼女たちが労働組合のリーダーであり、YCWというカソリックの青年労働者組織のメンバーであるためであった。

韓国では、政府と、企業と官制の労働組合が、自由で独立した労働運動、とりわけカソリックのYCWやプロテスタントのUIM（都市産業宣教）に加わっている労働者による活動を抑圧するために、断固たる決意をもって同盟してきた。

工場を首になってから、六人の女子労働者は、政府に、復職を求めて訴えをおこす一方、他の仕事について家族の生活を支えようとつとめてきた。小さな町工場や下請工場に職を得られたのもつかの間、労働省の役人が、彼女たちをくりかえし捜し出しては解雇させた。彼女たちの氏名はブラックリストに載せられ、ついに新しい仕事を得られなくなった。

こうして、彼女たちは、やむにやまれぬ想いで断食闘争に入ったのであった。

彼女たちは、

一、泰昌紡績会社は、解雇した労働者を、直ちに復職させること。

二、YCWの活動に対する弾圧をやめること。

三、政府は、民主労働組合の活動への弾圧をやめ、労働者とすべての良心囚を釈放すること。

等を要求し、解雇した労働者とその家族の生活に対する絶え間ない脅迫をやめさせ、生存権を守るための最小限の要求が貫徹されるまで闘う、と声明文を発表している。

七月十一日、カソリック全州教区の正義と平和協議会は、これらの状況を調査した後、解雇された泰昌紡績女子労働者のたたかいに連帯の意を表明した。十三日には、牧師やシスターや信徒たちの総会が開かれ、彼女たちの闘争を支援することと同時に、断食はやめるよう説得することを決めた。

こうしたカソリック教会からの強い支援によって、翌十四日、彼女たちは、八日間にわたる断食闘争を終結した。

これまでに、政府と会社は、労働者たちにも、教会に対しても、何ら本質的な回答を出していない。政府は、労働者や教会が勝利したと主張することを妨げるために、態度を硬化させていると思われる。

☆

断食は中止されたもようですが、解雇された女子労働者と、それを支援する人々のたたかいは継続されています。解雇自体が不当であるばかりでなく、職を失なった労働者の氏名をブラックリストに載せて、生活権を奪うというのが、常套手段として使われています。

こうした厳しい状況の中で、韓国の女子労働者たちは、今日を生きるためにたたかっています。私たちの連帯の意志表示は、解雇された労働者のためにも、韓国における民主的な労働組合の存続のためにも、緊急に必要とされています。

〈抗議先〉

PRESIDENT
TAECHANG TEXTILE
FACTORY, IRI, SOUTH
KOREA 510-00

〈抗議内容〉

1. 解雇された労働者を今すぐ復職させよ
2. 自由で民主的な労働組合運動の発展を認めよ
3. YCWの活動に対する弾圧をやめよ

〈激励先〉

DIOCESAN JUSTICE AND
PEACE COMMISSION
DIOCESE OF JEONJU
56-6 SEO NO SONG DONG
JEONJU 520-00 SOUTH
KOREA

フィリピン女性の海外出稼ぎ
急増する日本への入国

香港島の九龍半島に面した海岸沿いの広場は、休日ともなると、若者のアベックが集います。ところが、ある日曜日、日もとっぷり暮れた頃に、香港の友人と散歩に出ると、ふとマニラに来ているような錯角を覚えました。若い女性たちが、あちこちに一団となって楽しげに談笑したり、歌ったりしているのですが、それがマニラで聞き慣れたフィリピンの言葉のタガログ語のトーンなのです。うす明りに顔を見ると、色黒で眼の大きいフィリピン人特有の顔と解放的で陽気な雰囲気は、マニラでなじみの光景です。

同行の友人の話によると、彼女たちは皆、フィリピンから、香港の金持の家のメイドとして働きに来ている女性たちだということです。週に一度の休日に、同郷の者が集まり、故国の言葉を楽しみくつろいでいるのでした。

☆

「朝日新聞」の報道によれば、マニラの「フィリピン移民労働者の友」という団体の調べで、フィリピンからの海外出稼ぎ労働者は百万～百二十五万人にのぼると推定され、そのうち約二十五万人は女性だということです。人数としては家事手伝いがもっとも多く、香港へは、この二、三年とくに増え、一万九千人がメイドとして働いているとのことで、香港で見た光景を裏づけています。

ところで、日本への出稼ぎは、その大半が「エンタテイナー」としてシンガー、ダンサー、ホステスなどになって働き、売春婦が相当数含まれています。一九八〇年には興業ビザで八、五〇〇人が来日し、観光ビザによる入国も含めるとほぼ一万五、〇〇〇人に達します。フィリピンからの入国者は、この年はじめて女子の数が男子を上まわり、それ以後はうなぎ昇りにふえています。

日本で働くフィリピン人の姿は、都市のスナックや地方の温泉旅館など、身近なところで、一般に見られるようになりました。しかし、こうした人々が密集するのは、何といっても、在日米軍基地周辺です。とくに、沖縄の金武市では、ホステスの半分から六割がフィリピン女性だということです。

七〇年代、韓国の「キーセン観光」から、その舞台を台湾、タイ、フィリピンなど東南アジアに拡大した、日本男性による買春ツアーは、厳しい世論の批判を受けました。それによって減っているかに見えた買春ツアーは、形を変え、「売春婦の輸入」として現われてきました。〝観光ビザで出稼ぎの恐れ〟とか、〝不法残留による強制送還〟という形で、マスコミにもたびたび登場するようになったのです。

これは、フィリピン女性だけのことではありません。日本のヤクザ組織や現地の密売組織の手で、品物同然に「輸入」されてくるアジアの女性は、数万人にも及ぶと見られます。

これらの国々は、独裁政権の下で、政治的・軍事的対応が、こうした女性を大量に生み出しているのです。見せかけの経済復興のため、日本やアメリカからの「経済援助」すなわち「経済侵略」を受け入れてきました。彼女たちは、対外債務の返済のために、外貨獲得の重要な担い手として期待されているのです。

自国では、外国資本のために農地や、居住地までも奪われ、極端に貧しい暮らしが待っている。その家族に、日本製のま新しい電機製品や日本人形を送り、ほんのわずか、なぐさめを与えることができたとしても、「性の商品」としてしか扱われない外国での生活は、どんなに辛いかわかりません。

日本のアジア地域への経済侵略と

マニラの売春…日本男性は計62ドルを支払い，相手の女性はわずかに8ドルを受取る（『第三世界の観光問題』より）

労働衛生の専門スタッフ
タイの二女性　研修に来日

交流センターの会員には、労働者の健康問題に取り組んでおられる方がいらっしゃいます。横浜・港町診療所の天明先生も、そのお一人です。この夏、労住医連の招きで、タイから二人の女性が来日し、四〇日間、各地で、労働安全衛生への取組みを見学し、関係者と交流をしました。そのお世話をなさった天明先生に、お話をうかがいました。

東南アジアの労働衛生

……労住医連（労働者住民医療機関連絡会議）が、タイの労働衛生関係者を招いた視点と経過は？

天明　六〇年代後半からすすんだ東南アジアの工業化は、日本の経済侵略と深くかかわっていますが、その実態について、わたしたちは、ほとんど情報をもっていません。

とりわけ、労働者の安全衛生では、それぞれの国の統計資料を求めても、もともと農業国が多く、労働者の比率は低いのですが、たとえば、職業病の統計は、シンガポール以外には出ていません。ここ数年の間に、タイやフィリピンなどに、やっと安全衛生規則ができたばかりです。

私たちにしても、労働科学研究所や岡山大学医学部衛生学教室の人たちを中心とした、数年間のタイとのつきあいの中で、少しずつ実態がつかめてきたところです。

日本の進出企業の中でも、日本の安全衛生基準が適用されているわけではなく、現地の甘い規則で労働者を使っているわけです。その上、日本の企業内健康管理の欠陥を、そのまま持ちこんでいる。工場の片すみに、一見こぎれいな保健室があって、申しわけ程度に健康診断はやっているが、予防などは行なわれていないのです。

また、昨年一月に、タイで、こうした問題の政労使セミナーが開かれました。そこで、タイの参加者から「日本から、中古の安全装置もない欠陥機械が輸入されて、それでたくさんのタイ労働者がケガをしている。」という報告もありました。

日本の工場では、危険・有害作業をロボット化したり、下請化したりしている。海外進出もある意味では下請化ですね。矛盾を下に押しつけて、とりあえず安心している。

そういう中で、国内で労働衛生や労災職業病の問題に取り組んでいる私たちが、日本のことだけやっていていいのか、という反省があったわけです。そこで、労災職業病をになっている関係者同士の交流をすすめようということになりました。

タイの専門家養成制度

……来日されたお二人の女性は、どういう方々ですか？

天明　マヒドン大学公衆衛生学部労働衛生看護学科助教授のプラビッドさん（五一才）と、同じ学部の労働衛生学科助手のプラニーさん（三一才）、お二人とも労働衛生看護婦です。私たちの着眼点として、医者だけでなく、タイ労働衛生の主要な担い手となるべき労働衛生看護婦にねらいをつけたわけです。東南アジアでは、医者の数はたいへん少なく、エリート階層なわけで、臨床医になる人が多く、労働者の健康問題には関心の薄い人が多いからです。

タイの大学には、医者を養成する医学科、臨床看護婦の看護科と並んで、オキュペイショナル・ヘルス・ナースとインダストリアル・ハイジニストのコースがあります。来日されたお二人は、ここで研究をしながら、後進を育てておられるわけです。

オキュペイショナル・ヘルス・ナースというのは、工場内の保健婦、インダストリアル・ハイジニストというのは医者に代わる衛生管理者とでも言えるでしょうか。日本にはこのような専門コースはないので、タイの方が一歩進んだ制度を持っていると言えるかも知れません。しかし、前にも述べたように、医者が極端に少ないための苦肉の策でもありますし、実践的にはこれからというところです。

タイの織物工場の男子用寄宿舎

健康管理の実践現場を見る

……日本では、どういう所で研修をされたのですか。

天明　今回、私たちが考えた大きなテーマは、第一に、職業性疾患の患者をできるだけ多く見てもらいたいということ、第二には、中小企業における健康管理をどう考えていくかということで、それととりくんでいる実践の現場を見てもらいました。

四国勤労病院では、チェーンソーなどによる振動病の患者に会い、振動障害について勉強しました。タイなどでは、森林伐採が進んでいますが、そこでは重くて振動の強い古い型のものが使われています。

固く閉ざされた織物工場の正門

大阪の松浦診療所では、全港湾や全金など労働組合と協同しつつ、労災職業病問題に取り組んでいる実際と、マンガン中毒への取り組みを見ました。

大分県勤労者医療生協の診療所では、豊後土工（ブンゴドッコ）と呼ばれるトンネル掘りの出稼ぎ労働者の問題を聞きました。この地域にはじん肺患者が多く、二〇才以上の成人の五人に一人が患者だと言われます。国内ばかりでなく、インドネシアやマレー半島などにも出稼ぎに行っています。

じん肺というのは、相当に進まないと症状が出ず、ある日突然呼吸困難に陥ったときは、末期的症状なのです。ですから、健康管理のゆきとどかない出稼ぎ労働者にはとくに重症患者が多いわけです。

タイのお二人は、「こんなにたくさんのじん肺患者のレントゲン写真を見たのははじめて」と言っていました。タイでは、じん肺の多くが肺結核と誤診されているようです。退職後に発病するケースも多いのではないかと思います。

横浜では、港町診療所で頸肩腕障害の患者さんの話を聞いてもらい、横浜南保健所で、労働者の健康診断を見学しました。ここは、中小企業の多い地域で、保健所にはめずらしく、労働者の健康管理にとりくんでいるところです。

東京では、電々公社や大企業の健康管理所に案内し、コンピュータを使った健康管理の問題点を知ってもらいました。そこで、ブラニーさんがたまたま血圧測定をしてもらったら、機械が故障して腕からはずれなくなって、皮下出血までおこすというハプニングも。「なぜ血圧までコンピュータではかる必要があるのか」と質問されました。

中古の輸入機械で事故続発

……ずいぶんと実り多い研修だったようですね。ところでお二人はタイの労働事情を説明するスライドを持ってこられたとか。

天明　タイの工場の中に、先進工業国の中古の機械がかなり入っている。たとえば、はじめにお話した安全装置のこわれた日本製の工作機械や、西ドイツから買った紡績機の前で、タイの女子労働者、しかも妊婦が、背伸びして仕事をしている場面がありました。ヨーロッパ人の背丈に合った機械なのですね。

こうした中古の輸入機械によって起った、生々しい事故のスライドもありました。

それから、火力発電所建設現場で、断熱剤に石綿を使っているところのスライドがありましたが、ここの労働者は防塵マスクをまったくしていない。石綿の有害性を労使ともに知らず、マスクの支給もされていないというのです。石綿は、じん肺の一種である石綿肺をおこすばかりでなく、肺ガンとの因果関係ありとされている有害物です。

工場寄宿舎の衛生状態が悪いということ。食堂もなく、作業現場に長イスだけ置いてあるとか、給食内容が粗末で栄養的にも問題があるということでした。三交替で仕事をしているため、同じベッドを二～三人が交替で使うというのもありました。

……今後の交流計画は？

天明　もちろん、今後も継続してやっていきたいのですが、財政的な問題をはじめ、いろいろ整備しなければならない問題もあります。労住医連の連絡会議で、今度の経験を総括し、検討していきたいと思います。

……貴重なお話をありがとうございました。

（天明先生の話の文責は編集部にあり、なお、「神奈川労災職業病ニュース」を参考にさせていただきました。）

〈事務局日誌〉

8月1〜3日　「アジアの仲間」第一号発送
8月9〜14日　センター事務局夏休み
8月後半〜9月初旬　「朝日ジャーナル」原稿執筆（塩沢）
8月16日〜9月6日　DAGA労働法研究会への提出レポート作成（広木）
9月2日　「夜勤交替制勤務基準研究会」（塩沢）
台湾の労働センターで働くシスター来室
9月8日　NCC労基法プロジェクト小委員会
9月10日　翻訳協力者グループ打合せ会
9月11日　北部三区「戦争を許さない女たちの会」講演（塩沢）
9月16〜19日　CAW十一月日本集会の下準備のため、天竜労組、名古屋、大阪の各地で打合せ（塩沢）
9月18日　高麗労連労働講座講演（塩沢）
9月22日、24日　「夜勤交替制勤務基準研究会」（塩沢）
9月27日　十一月集会への台湾代表シスターノニー来室
9月中旬　CAWへのニュースレター原稿及び労働法調査作成・送付
9月下旬　「アジアの仲間」第二号編集

センターを支える翻訳協力者たち

九月十日、センターの翻訳協力者グループの会合を開き、五人の方がご出席下さいました。いずれも、センター発足を各種新聞、機関紙や講演会でお知りになり、協力を申し出て下さったボランティアの方々です。

この日お集まりいただいたのは、英語三人、中国語二人でしたが、家庭の主婦、小学校教師、大学講師、研究者、保険会社勤務と多彩です。このほかにも、数人の方が翻訳協力者として登録されており、すでに、いろいろなお手伝いをいただいております。

アジアと日本の情報をつなぐ手段となっているのは、目下のところ英語です。いい情報や資料があっても、英語を媒体にしなければ生かされません。翻訳の仕事は、センター運営に不可欠です。（会員の方のご協力により、中国語の翻訳者も得ることができました）

センターでは今後、グループの方々を中心に、労働問題、婦人問題など、専門分野のテキストを使って、英語の勉強会なども持っていきたいと考えています。また、和文英訳のできる協力者を募っています。ぜひ、センター事務局までご連絡下さい。

「アジアにおける――労働法研究会」

CCA―URMのDAGA（Documentation for Action Groups in Asia）の主催で、アジア地域における労働法の研究会が進められています。これは、一九八〇年に開催された多国籍企業についての会議で、問題別のテーマの一つとして決められたものです。

今年四月と五月に、東アジア・東南アジアグループと南アジアグループに分かれて、予備会議が開かれ、それにもとづいて各国代表がレポート作成にとりくみました。参加国は、香港、フィリピン、タイ、日本、インド、パキスタン、スリランカ、バングラデシュの八カ国、日本からは、センター事務局の広木が参加しています。

すでに、各国からの英文レポートが、全参加者に配られています。十一月四日〜六日、バンコックで本会議が開かれ、討議を経て、最終的な報告書がつくられる予定です。

この研究会のねらいは、単に現行労働法の比較をするのでなく、各国の労働法が、どういう歴史的背景のもとで生成、発展してきたか、を見るものです。その時々の支配層と民衆との力関係と、その中で生まれた労働法が、どういう役割を果してきたか、がテーマです。

アジアの国々では、欧米諸国や日本の植民地時代を経て、現在、独裁政権の下におかれているところが多く、その経過はたいへん興味深いものがあります。一方、日本の場合は、終戦直後の、連合軍のGHQによる占領政策の一つとして、労働法がつくられたもので、外国には例がなく、他国の参加者に関心を持たれています。

こうした研究活動を通して、異なった経験の中から、共通の問題を学び合い、アジアの仲間たちとの連帯を深めることを願って、事務局としても精力的にとりくんできました。

あとがき

暑かった夏がうそのように、すっかり秋の気配が濃くなってまいりました。

塩沢所長が、長年の過労と猛暑とで、この夏、体調をくずし、事務局も、労働法のレポート作成やその他の対外的な作業に追われながら、どうにか第二号をお届けすることができました。

十一月集会の準備も、名古屋や大阪の実行委員会の方たちのご協力を得て、着々と進んでいます。各国では、代表者も決まり、出入国の手続をするだけとのことです。

事務局に、新しい仲間が加わりました。長い間、商事会社に勤務して、この春退職。塩沢美代子共著『ひとり暮らしの戦後史』のモデルにもなった方で、事務のベテランです。

事務局には、センターの運営やアジア関係の資料についての問合わせが続々。その他、未組織の婦人労働者からの相談や、学生のレポートや進路についての相談などで、電話や来室が相ついでいます。センターの名称が大きいので、意外な問合せも。

（H）

女子労働者通信　第3号

アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター
〒160 東京都新宿区西早稲田
2-3-18-34
発行人代表者　塩沢美代子
編集責任者　広木道子
電話 03-202-4993
郵便振替　東京0-70086

暖いご支援に感謝し もう一人の会員拡大にご協力を

所長　塩沢美代子

内外ともにきびしい情勢のなかで、一九八四年が始まりましたが、皆さまお元気でお過ごしでいらっしゃいますか。

昨年はセンターの発足、アジアからのお客さまの受けいれと、二つの大事業があり、無我夢中で過ごしてまいりました。除夜の鐘をききながら、しみじみ思いましたのは、会員をはじめ、実に多くの方々の、力強い支援と暖かい励ましによって、一年前まで〃夢〃でしかなかった、これらのことが実現したということで、言葉につくせぬ感謝の気持でいっぱいでございます。

とくに十一月にアジアから七名の仲間を迎えての、各地での見学や集会に際しては、繊維労連天竜社労組や、名古屋・大阪の実行委員会の皆さまに、物心両面にわたって、たいへんお世話になりました。センターとしてはプランを立てただけで、それが実施されたのはすべて各地で具体的に関わって下さった方々の、献身的な行動力のおかげでした。それぞれの持場でこの上なく忙しい方たちが、貴重な時間と労力をさいて下さり、ほんとうにありがとうございました。

アジアからの参加者の母国が、きびしい政治情勢にあるために、いろいろな困難が伴い、来日された側迎えた側双方に、なにかとご迷惑をおかけしました。それでも短い時間にお互いの気持は通いあい、参加者は、日本人に対するイメージが変ったといって、喜こんで帰国されました。と同時に彼女たちは、日本の労働者や労働運動の問題点を、ドキッとするほど的確に指摘していました。そして日本的労務管理が、企業進出とともにアジアに及んでいることに警戒を強めているなかで、日本の若い労働者が、この巧妙な管理にどう立ち向かっているのかを知りたかったが、それは果せなかったという感想も共通していました。

迎える側としては、各地の実行委員会が、労働団体とキリスト教団体が、がっちり組んでつくられたことも、成果のひとつと喜こんでおります。

ところで、センターは生まれて一年に満たぬうちに、次々とよい働き手に恵まれて、活動をつづけていく見通しがたってきました。CAW（アジア女子労働者委員会）をはじめ、海外の関係者や団体の期待も高まり、その対応にも追われています。ところが資金のほうが活動に追いつかなくなりそうで、心配しています。

十頁に財政の中間報告をのせておりますが、目下のところ、センター発足準備段階の〃塩沢さんの働きを支える会〃に寄せられましたカンパの繰越しで、収支がつぐなわれておりますが、現時点での会員数では、今後の財政の見通しが立ちかねております。各会員が、もうひとり仲間をふやしていただけると、目途が立ちますので、恐縮ですがご協力のほどよろしくお願いいたします。またセンターの活動や会員拡大について、ご意見をお聞かせいただければ幸いです。

労働組合との懇談会，左端は塩沢所長

11月集会

各地で心のかよった交流
密度高い労働に驚きの声も

十一月交流集会のプログラムは、工場見学、女子労働者との交流、キリスト教関係、労働組合関係など、多くの人々に、アジアの女子労働者の実態、日本の進出企業の問題などについて訴えるための集会を三つの柱として進められました。

一行は、長野県下のT製糸工場、アジアに多くの進出工場をもつ時計会社のH工場と、大阪にある大手電機メーカーで、電子レンジを製造している工場を見学しました。

時計工場では、極小の部品を流れ作業で組み立てる、細かくて密度の高い労働を、息をつめて見守り、電子工場では、技術の先端をいくロボットが、人手なしにあらゆる作業をこなしていくさまを、会社のPR映画に見て、思わず驚きの声をあげていました。

製糸工場では、作業終了後に全組合員が食堂に集まって、一行を歓迎して下さり、アジアの仲間たちは、地元特産の水引きでつくった、美しいブローチを胸につけてもらって感激していました。また、ここでは労働組合の役員や有志の女子労働者と、労働条件や組合活動など、具体的な問題でじっくりと懇談し、和やかに交流しました。

長野と名古屋では、今から三〇年程前から繊維労働者として働いた経験のある人たちと懇談しました。当時は、まだ〝女工哀史〟の名残りが濃かった繊維工場で、組合をつくったり、寄宿舎を民主化するために、苦しいたたかいをしてきた組合活動家たちです。彼女たちの経験は、アジアの仲間たちをおおいに励ましました。

大阪生野区の在日韓国・朝鮮人地域では、零細な規模でサンダル製造をしている人びとの生活に接し、差別の実態に触れ、アジアの同胞として、心に深い痛みと怒りを惹きおこしました。

胸に水引きのブローチを

工場見学で質問する香港の仲間

東京では、折しも労働基準法改悪阻止・雇用平等法制定促進のために労働省前で座りこみをしていた、総評の婦人たちの激励に訪れて、広くアジアの女子労働者のためにも、労基法改悪阻止を貫くように訴えました。大阪では、香港の代表が大手新聞社の婦人記者と会見し、教科書問題に象徴される日本の軍国主義化に対する香港の民衆の怒りや、マブチモーターの労働災害の問題などを語りました。

東京、名古屋、大阪で開かれた交流集会には、各々一〇〇～一五〇人が集まり、アジアの労働者の訴えに熱心に耳を傾けました。

日本の労働組合運動へのアジアからの問いかけ

プログラムの最後の日、十一月二十日は、午前十時から午後六時まで、昼休みをはさんで、熱心なまとめの話合いがもたれました。一週間のスケジュールを元気にこなして、さまざまな経験を共にしてきたので、すっかり打ち解けて、古くからの友達のように率直に感想を述べ合うことができました。このことは、今後の運動をつみ上げていく上で、とても大切なことでした。

まず司会者が一週間の全員の行動を大まかにふり返り、参加者一人ひとりが自由に、何が一番強い印象に残ったかを、発表しました。交流会、工場見学など、前もって予定されていた行動と、その合間に見聞したこと、またそれぞれの国での経験をふまえた意見など、発言のどれ一つをとっても貴重な内容を含んでいまし

たが、ここでは紙幅の都合で、二、三の点に限って、この日の話合いの焦点になっていた問題をとり上げたいと思います。

まず第一に、アジアの仲間たちは、日本では組合活動の自由があることに驚いた様子でした。労基法改悪阻止・雇用平等法促進の労働省前座りこみの現場をたずねて連帯のあいさつを交すことのできたよろこびを、「私はこういう経験ははじめてだったので、ほんの二言三言しか言えなかったけれど、とても感激しました」と語ってくれました。名古屋では偶然、年末一時金闘争や合理化反対闘争の組合員のデモ行進を見かけました。

交流集会で報告するアジアの仲間と参加者

アジアの厳しい情勢の中からきた彼女たちは、その素朴なおどろきを「日本の労働者は、この自由をどれ程実質的に行使しているのだろうか」という問に、自然に発展させていきました。

この点と関連して、台湾、韓国、フィリピンなど、労働組合活動が一切禁止されている国で、女子労働者がどんなたたかい方をしているかという例がいくつか出されました。経営者側から一方的に出された残業時間の延長方針に、一人ひとりが何かの口実をつけて、全員で残業拒否をしたというのも、その一例です。

また名古屋などで、たいへんなたたかいを経て労働組合をつくった話をきいたのに、今は労働運動が右寄りだというのはなぜかという疑問も出されました。そこで日本側から、戦後日本の労働運動の歴史を簡単にふり返り、大企業と中小企業の労組の成り立ちと経過の違い、背景となる労務管理や、経済的・社会的要因など、いろいろと説明しました。

第二点として、工場見学や交流会の中で、特に関心的となったのは、QCサークルの問題でした。QCサークルはどのように行われているか、労働者は、QCサークルにどういう気持をもっているか、QCサークルによって、職場の雰囲気はどう変るか、等という問題提起は、真剣そのものでした。

QCサークルは、職場を班毎に組織して、生産工程のあらゆる無駄を省き、労働者自身が「自主的に」生産の効率をあげるようにさせる仕組みであること。はじめは消極的であった労働者も、サークル間の競争をあおられる中で、次第に熱心になって、数年たつと人減らし、競争意識の激化という事態に結びついていく実態を肌で感じとってきました。

QCサークルをはじめとして、日本の近代的労務管理方式は、今、世界的な注目を集めています。とくにアジアの国々では、日本の経営技術の吸収に努力しているので、アジアの労働者全体にとって、日本の労働組合運動は、重要な象徴的存在になっているのです。

第三点として、在日韓国・朝鮮人の生活にふれ、政治・経済上のみならず文化的にも根深い差別を受けている現実を知りました。日本の植民地支配の被害者である人たちが、いまだに差別されていることに驚いていました。また一〇万人もの人が不法入国者扱いを受けていることも、悲惨で放置できないものです。

香港の代表は、在日韓国・朝鮮人の問題は、香港の不法入国者の場合と共通していると発言しました。すなわち、労働組合が、彼らの問題をとりあげないし、彼らを組織化することがむずかしい。さらに、彼ら自身が、低劣な生活・労働条件を受け入れざるを得ない弱い立場に置かれているということでした。

これらの問題の他、「発展」とは、「自由」とは、「人間性」とは、ともう一度ふり返ってこれらの言葉が今私たちにとって何を意味するのかという話合いも深められました。

最後に日本の労働組合運動の重要性を、アジアの現状の中で再確認し、またこのような交流プログラムをもてたことに感謝しながら、総括会議を終わりました。これはまさに交流の第一歩で、これからますます友情の輪をひろげていく必要性を痛感しました。

頻発する労働災害＝香港＝
社会保障制度の確立が急務

私は縫製労働者です。現在、二七才で、一四年間働きつづけてきました。家が貧しいために、一二、三才で働きに出る子供が多く、私もその一人でした。

香港には、紡績、縫製、ニットなど、繊維関係の企業がたくさんあり、若い女性がたくさん働いています。金属やかつら、最近では電子工場など、農村のない香港では、みんな工場で働いています。

会社は、教育程度の低い、若い女子労働者に対して、低賃金を押しつけ、劣悪な労働条件と抑圧的な態度で彼女たちを使ってきました。一九七〇年代以降、労働者はようやく、よりよい労働条件や社会的地位の向上、生活条件の改善のために、自ら学習し話し合いをするようになってきたのです。

香港の賃金は出来高払い制で、縫製労働者の月平均は、およそUS二〇〇ドル（約四八、〇〇〇円）です。仕事が忙しいときは、残業続きで、一日一〇時間も一二時間も働くことがありますが、仕事がないときは、自分の責任ではないのに、無給になってしまいます。

そのために労働者は、少しでもレートの高いところ、仕事のあるところを目ざして、つぎからつぎへと職場を変わり、労働者の移動がたいへん早いのです。私自身も、解雇されたり、仕事がなかったりしたため、数回会社を変わっています。

私は、女性のワンピースやブラウスを縫っていますが、流行の移り変わりが激しく、新しいファッションがうまれると、それをつくる縫製労働者は、そのつど工賃を下げられ、仕事はますますきつくなります。つまり、一枚のブラウスを仕上げるのに、工程が多くなったり、複雑になったり、付属物がふえたりしても、一枚当たりの工賃が上がっていかないのです。私の場合、ブラウスの衿を縫うのに、一枚四円の工賃が、一〇年間変わっていません。細かい仕事が多く、眼鏡をかけているのはそのためです。

若い女子労働者は、仕事が終わってから夜学に通うことが多く、既婚者は家事労働に忙しく、女性たちの生活はラクではありません。年金制度もないので、年をとっても働ける限り働かなければなりません。労働組合の力が弱く、企業は女子労働者を思いのままに使っています。

一九八一年に、一〇週間の産前産後休暇が法制化されました。しかし賃金保障が不充分なことや、企業の圧力で、実際に全期間通して産休をとる人は、めったにいません。日本の女子労働者が、さまざまな権利を獲得しているのを知って、うらやましく思いました。香港の労働運動は歴史が浅く、全体的な労働条件の改善に努力してはいますが、母性保護には手がまわらないのです。

工場閉鎖に抗議して座りこむ香港労働者

香港労働者の最大の問題は、社会保障制度がほとんどないということです。

マブチモーターの有毒ガス発生事故が、その具体的な一例ですが、香港は労働災害が非常に多いのです。とくに、建設現場や有害物資を扱うような作業場に多く、新しい機械を導入したときや、労働者に取扱物資に対する知識がないために事故がおこることが多いのです。二日に三人が労災で死亡しているのに、それに対する社会保障がありません。労災死亡者の遺族は母子家庭になることが多く、経済的に苦しい生活を強いられています。

労働組合は、組織率一七％で、ここ一五年ほど、ほとんど横バイ状態です。とくに若い労働者は、労組に結集したがりません。そのかわり、一九七〇年代の後半に、キリスト教団体などがつくる小さな労働者センターがたくさんでき、そういうところに青年たちが集まっています。CIC（キリスト教工業委員会）もその一つですが、前述の産休法制化のために積極的に運動しました。

労働組合と、労働者センターは、労災補償、最低賃金など、社会保障制度の確立に向けて、共同でとりくんでいるところです。

一日二食で家に仕送り＝台湾＝
日本企業の女子労働者の生活

台湾からは、二つの側面でお話したいと思います。

一つは、台湾の人々、とくに労働者が、日本の国や日本人をどうみているかということです。

台湾では、ほとんどの家庭で、日本製品を好んで使っていますが、必ずしも日本人を評価してのことではありません。日本についての感じ方をまとめてみると、

①四五才以上の人は、日本の植民地時代に日本の教育を受けていて、日本人を尊敬し、日本的な生活スタイルを踏襲している。

②中国本土から台湾に渡った人は、日本に対して好感を持っていない。

③若い世代は、日本の経済発展を尊敬していて、経済的には自分たちも同じようにしたいと思っているが、日本人は理解できない、信頼できない人々だと思っている。

というように、おおまかに三つの層に分けられると思います。

とくに、日本の男性に対する印象は、〃暴力的で性的な人間〃と評価が厳しく、日本の女性に対しては、〃暖かく、おとなしく、しかも従順で家庭の中で自分の地位を低くみている〃と評価されています。

台湾の男性にとって、結婚の相手として一番好ましい女性は日本女性であり、台湾の女性にとって、一番好ましくないのは日本男性、とも言われています。

そうした印象は、台湾の人々が、日本についての情報を、テレビなど限られた方法でしか得られないためと、台湾にある日本企業の印象からくると思われます。

台湾にある日本企業（記事とは関係ありません。）

台湾の女性は、日本の企業では働きたくないと思っています。外国資本の企業の中でも、ヨーロッパやアメリカの企業は週休二日制なのに、日本の企業は、やっと一日休めるだけ。労働密度が高く、設備が悪い、と言われています。日本企業の経営者は、労働者の人間としての尊厳を認めていない。小さなミスでも見つかると、経営者に、ひどく叱られ、ののしられる。〃私たちは、あなたたちのために働いているのに〃と、労働者に悪い感情を持たれています。

もう一つは、台湾にある日本企業の具体的な例をお話します。

台湾では、子供が学校に行けるようにはなりましたが、生活は全体的に貧しく、小さいときから働きに出なければなりません。都市の工場労働者は、貧しい農村から働きに来ている人たちです。

これは、一日本企業の例ですが、学校の先生に、卒業生の就職斡旋を頼み、生徒一人当りUS10ドルの紹介手数料が相場になっています。工場で働きながら三年間学校に通わせる、という条件つきで、三年間の契約をしますが、これは事実上、三年間の強制労働なのです。

賃金は、一年目月額一〇〇ドル（約二四、〇〇〇円）、二年目一一五ドル、三年目一二五ドルとなっています。ところが、学校が会社から離れているため、一ヵ月働くと翌月は学校へ行くために仕事を休み、その間は無給となる。つまり隔月でしか収入を得られないのです。

二ヵ月間に一〇〇ドルの収入のうち、二五ドルは家に仕送り。朝食をぬき一日二食で一ドル（計六〇ドル）。仕送りと食費を除く、わずか一五ドルで、二ヵ月間の身のまわり品すべてをまかなわなければなりません。

台湾では、一〇〇人以上の従業員がいる企業には労働組合を作らなければならない、という法律があるため、労働組合が、労働者の意志でなく法律によって、いわば上から作られるというケースがほとんどです。

その上、街頭行動やデモは禁止されており、もちろんストライキも認められません。労働組合は、従業員代表として、使用者と話し合うチャンスが与えられるだけなのです。そのため、労働組合は労働者に何の利益もたらさず、労働者は組合に関心がなくなり、自主的な組合への加入者はほとんどありません。

台湾の労働者の課題は、どうやったら会社と対等に交渉できる労働組合運動ができるか、ということです。

いろいろな事情で、韓国からは仲間をお迎えすることができませんでしたが、韓国で女子労働者とともに活動している方から、つぎのような手紙が届きましたのでご紹介します。

韓国からの手紙

〝労働者の自由と解放のために〟

韓国から、今日、この会場にお集まりのみなさまに、暖かい連帯のメッセージをお送り致します。

韓国の労働運動の幕明けは、一九七〇年頃でした。歴史的にみると、二〇世紀のはじめまで、韓国は農業国でした。一九一〇年、日本が韓国を侵略して以来、韓国政府は自主性を失ないました。農民は土地をうばわれ、貧しい都市労働者が生み出され、そうした低賃金労働者によって韓国の産業化が促進されました。

それ以来、韓国の労働者は長い間日本の「女工哀史」時代よりひどい低賃金、長時間労働の劣悪な労働条件にさらされてきました。一九七〇年、縫製工業団地である平和市場で〝勤労基準法を守れ〟という叫びを残して焼身自殺をした、チョン・テイル青年の遺志をついだかのように、全国的に労働運動が広がりました。

一九七八年、東一紡織労組の闘いは、世界の人々から韓国労働運動が注目される契機となりました。

韓国政府は、アメリカや日本との政治的・軍事的関係をつよめ、とくに、外国資本を積極的に導入することによって工業化をはかってきました。韓国の労働者は、

〝アメリカは私たちのうみだした富をこっそり獲っていく
日本は私たちの富を堂々と獲っていく〟

とうたにあらわしました。

韓国の労働運動は、民族的な闘いとともに発展したのです。外国資本の導入の後、二〇年たっても、韓国の経済はほとんど発展せず、労働者の賃金は上がったかに見えても、激しいインフレーションで実質賃金は少しも上がっていないのです。しかし一九七〇年代後半になって、多国籍企業は、韓国の労働者の賃金が高くなり労働運動が激しくなってきたために、企業を韓国から次第に引き上げて、他のアジア諸国に移すことを考えはじめました。こうした時期におこったのが東一紡織の闘いでした。

みなさまもご承知のように、一九七九年秋に、朴大統領が暗殺され、八〇年の春には、民主化を求める人びとの運動が一層高まりました。このときに、多数の日本企業が韓国から消え、ある会社は労働者に対する賃金を支払わないまま逃げ出しました。

一九八〇年、新しい軍事政権の出現以来、外資を引きつけるために、第一に、労働者の賃金を低く抑えること、第二に、労働運動を弾圧するという政策がとられました。その結果、諄化運動によって、労働運動のリーダーはことごとく弾圧され、解雇、逮捕、投獄された労働者は数えきれません。

政府は、労働法を全面的に改悪し、勤労基準法は条文はすばらしいのに、但書きで、企業の思うままに労働者を使うことができるようになりました。労働三権は剝奪され、団結することもストライキをすることもできなくなりました。

労働政策の変化をみると、これは韓国政府だけのものでなく、日本やアメリカの圧力を受けていることがよくわかります。

韓国の企業は、日本の労務管理の方法をそっくりまねて、家族主義的な、あるいは、労働者が工場を自分のものと思い込むような方法で、労働者を働かせています。日本の労働者の勝利なくして、韓国の労働者の勝利はありません。また、アジアの国々の労働運動の勝利はありません。

日本でも、労働者は搾取されています。世界の労働者が団結し、苦難をわかち合うことは、それほど難しいことではありません。労働者の自由と解放のもんだいを、国際的なもんだいとして考えていくべきだと思います。

最後に、これまで韓国の労働者と労働運動に寄せられた、日本のみなさま方の力強いご支援に心から感謝し、今後も連帯して闘うことをお誓いして、あいさつといたします。

香港

わずか四万円の罰金刑
マブチ社のガス中毒発生事件

香港の代表は、一九八三年一月に日系企業であるマブチモーター社（金属）でおこった、集団ガス中毒発生事件について、各地でその真相を訴えました。

この事件は、会社が新しく設置した印刷・乾燥の機械を使用中に、オゾンとホスゲンというガスが発生し、一九六人の労働者が病院に収容されたというものです（「アジアの仲間」第一号参照）。

ちょうど彼女たちの来日一カ月前に、この事件について裁判所から判決が出されました。それによると、会社には、〃九日間にわたり、一九六人の労働者を悪臭の中に放置した〃ことに対する一、〇〇〇HKドル（約四万円）の罰金と、裁判費用として二、〇〇〇ドルが科せられただけでした。

会社は、「この事故は、新しい機械の使用説明書の〃誤解を招くような〃指示によってひき起こされた」と弁明しました。その説明書には、「ランプ（印刷工程の紫外線の光）をつけると、それはオゾンを発するので、照射機が狭い部屋で使われるときは、導管でオゾンを排出すること」と書いてあった。マブチモーター社の場合は、完全冷房整備のある近代的工場で、充分な広さがあったため、とくべつな換気をしなかったのだ、というわけです。

会社はまた、「向う五年間に一〇〇万ドルを投じる労働者の健康保険制度を導入した。中華大学医学部に依頼して、被害を受けた労働者に対する影響を観察していく。このプログラムにかかる費用は、総額一三六万ドルにのぼる」と、事後処置について説明しました。また、「事故のあった当初、すべての治療費と該当期間の休職中の賃金とをすべて支払い、有名レストランで特別なパーティーのもてなしをし、彼らにかけた迷惑を償うための特別手当も支払った。これらの総額は四〇万ドルにのぼった」と、いかに多額の金を投じたかを強調しました。

それにしても、ひどい悪臭にさらされ、ガスを吸って変調を訴えていた労働者に、ほとんど役に立たないマスクを配給しただけで、九日間も放置した会社の責任は、もっと大きいはずです。

CIC（香港キリスト教工業委員会）はじめ、いくつかの労働団体は〃こうした軽い判決は、他の企業の労働者の安全性無視を招くことになりはしないか。裁判所は、会社をもっと重い刑罰に処して、他の会社を制止する影響力をもたせるべきであった〃と抗議の声明を発表しました。〃会社が導入した健康保険制度は、労働者のために役に立たない。誰が治療が必要かを会社が決めるのだし事故にあってやめていった労働者には、何の保障もないものなのだ〃と厳しく批判しています。

書評

『ソウルへの道』
―韓国女子労働者の現場手記―

宋孝順著・劉光石訳

貧しさと家庭の事情から、幼時より苦労を重ね、就労年令に達する前から、ソウルの化学工場で働きはじめ、七年半後に解雇された韓国の若い女子労働者が語る、労働現場のすさまじいまでの体験記である。

徹夜作業、長時間労働などの苛酷さにも耐えぬいてよく働き、表彰されたこともある著者が、産業宣教会と呼ばれる、キリスト教の労働者支援活動にふれ、自らの人格の尊厳と働く者の人権に目覚める。ひたすらなる忍従から、信仰に裏打ちされた毅然たる抵抗へと転じ、労組の民主化に全力投球するが、それもついに会社にねじふせられる。リーダー格の著者をはじめ産業宣教会のメンバーを、なんとか職場から追放しようとする会社は、彼女らが自ら退職するように、次々と肉体的にも精神的にも極限状況といえる仕打ちをするのだが、それでも断固として辞表を書かずがんばり抜き、ついに会社が策を弄して解雇してしまう。その魂のこもった抵抗の迫力には、感動を超えて圧倒される。著者も「この本に記したことは、体験しない人には理解できないだろう」と語っているが、日本国内でも、この種のたたかいを経験した者の共感はさらに大きいだろう。

著者の劇的な人生の記録であるとともに、韓国の労働実態・政治情況、そこにおけるキリスト教の都市産業宣教会が、苛酷な弾圧にめげず、果している役割がよくわかる。韓国では発禁になっており、貴重な日本語版である。（塩沢）

★教文館・定価一八〇〇円

こぼれ話 あれこれ

— 11月交流集会 —

★　香港の代表を迎えに、成田空港へ。外国のお客様を迎えに行ったのははじめてのことなので、銀行からもらった大きなカレンダーの裏に〝香港CIC、エリザベス・タン〟と書いたのを二枚掲げて待ちました。すぐにわかったと喜んでくれました。記念に持ち帰るって言ってたけど、どうしたかな？

★　リムジンバスに乗って箱崎町に向う途中で「日本の歌を知ってる」といって歌ってくれたのが、谷村新二の〝スバル〟。中国語だったけどまぎれもなくあの歌。感激していっしょに歌っちゃった。

★　車中で、はじめて食べた駅弁。おかずがきれいに並んでいて喜んでいました。お茶の容器はおみやげに持って帰るんだって。甘納豆を入れてあったワッパも奪い合い。日本のものは何でも手が混んでいてきれいだけど、目に余る過剰包装も。

★　中央線と飯田線に乗って、日本の田舎を案内できたのはとてもよかった。秋深まりゆく日本の典型的な田園風景、紅葉がきれいだったし、真白い雪をかぶった南アルプスの眺めは最高。農家の軒下に、のれんのように連らなった干し柿はみごとでした。南国から来た彼女たちは日本の風景に見とれていました。

　小雨に煙った静かな村落のたたずまい。くっきりと青空に映える富士山。旅の疲れをいやしてくれたことでしょう。

★　社内の文化祭で展示されていたいけ花。案内の総務課長が、ぜひと鑑賞を勧めてくれたのに、みんなはそれを素通りして、QC運動の成績表の前に群がりました。時計工場見学のときの一コマです。

★　製糸工場で、まゆから美しい生糸のできる工程を、感心して眺めていた香港の代表。工場見学の最後に花嫁の着る白の打掛やお色直しの振袖を着せてもらってニッコリ。その姿を大さわぎしながらカメラにおさめていました。

★　天竜労組での懇談会。台湾から「女子労働者が、労働条件改善に積極的にとりくんで、成果を勝ちとってきたのに、どうして男性が組合の委員長なのですか？」との質問。「女性は家事負担が大きいので、男性にやってもらっています」「家庭責任は男子にもあるのではないですか？」みんなで顔を見合わせて、答えなし。なんていう一幕もありました。

★　夜の交流会に集まってくれた、かつての労組活動家たち。今は農家のおかあちゃんやおばあちゃんたちが、香港や台湾からやってきた娘のような年頃の彼女たちに質問ぜめ。「あんた、家賃はどのくらい払っているの？」「誰といっしょに住んでるの？」「病気にでもなった時はどうするの？」「今度日本に来た間、仕事休んでクビにならない？」「ボーイフレンドいるんでしょ、彼氏によろしくね。」と、肉親を気づかうような暖かさがありました。

★　天竜労組のOBの方たちが、各々、家庭で作った自慢のつけものを持ち寄り、夕食のテーブルをにぎわしてくれました。「うちの果樹園でとれたりんごだに。」と箱に一杯。庭の柿を袋につめて持ってきてくれた人もありました。

★　名古屋で、大手紡績工場に働く女子労働者と会う。彼女は寄宿舎に住んでいて、朝五時～夜十時の間の二交替で働いている。夜九時の門限に遅れると、一～六ヵ月の外出禁止という罰則があり、実際にそういう人が何人もいると聞いて、香港の女性たち、〝私生活まで束縛されているのか〟と憤慨していました。

★　香港では、出来高払いのため、低賃金の上、身分不安定と聞き、こんどは日本の紡績工場の女子労働者が驚く番。他でも、「へー、ひどいなあ」という声をよく耳にしました。でも、香港では、休めば賃金はもらえないけど、クビを覚悟で休んでも自分が本当にやりたいことをやる。日本では、身分は安定していても、有給休暇を返上して企業に尽す。やっぱり、単純には比較できませんね。

★　大阪での電子工場見学。おいしいコーヒーを飲みながら、英語版のPR映画を見る。最新式の電卓を全員にプレゼントしてくれたり、工場内の案内も英語のイヤホーンで、至れり尽せり。「見学者もベルトコンベアーに乗せられているみたい」とは、フィリピンからの参加者。

★　「エーッ、これが労働組合の会館？ホテルみたい！」と第一声。エレベーターで案内された会議室に入ってまたびっくり。広い部屋にゆったりとした椅子とテーブル。まるで

国際会議場のようなのです。電気機器会社の労組の会館でのこと。

★　緑茶と和菓子が運ばれてくると「こういうもてなしも、女子労働者を搾取した結果かと思うと、のどを通らない」と誰かがつぶやきました。

★　労組の役員の説明の中で、「ちなみに、私の冬のボーナスは一一〇万円、手取り約七〇万円ですが、もう、ほとんど飲んでしまいました」という自慢話にみんな唖然。反感を顕わにしていました。

★　やっと半日とれた自由時間に、二つのグループに分かれてショッピングにくりだしました。地下鉄のラッシュアワーにぶつかって、スクラム組んで乗ったり、国電の切符を買うのに長蛇の列に加わったり、首都東京の生活の一断面です。

★　夕食の予算は一人一、〇〇〇円。ショーケースをのぞいて、「あれは高い、これも高い」。結局、お好み焼屋に入りました。片言の英語と中国語とで、「これはイカ、貝、豚肉」なんてにぎやかでした。残ったものを、お店の人に包んでもらって、宿舎で待っている人へのおみやげに。

★　香港の女性は、いつでもにぎやかで、楽しくて、まわりの雰囲気を明かるくしてくれました。それでもやはり、たいへん緊張していて、夜眠れなかったと最後の日に一言。

★　「日本の女性にはじめて接したけど、みなさん、ていねいで上品でおとなしいですね」と台湾の一人。あいさつのしかた、お茶の入れ方、お酒のすすめ方……そういう細かい動作を興味深く観察していました。

★　お別れパーティーのときに、「日本のみなさんが、私たちをお客扱いせず、家族の一員のように接してくれた」と喜んでくれてうれしかったけど、銭湯に誘ったときは、誰も行かなかった。文化のちがいかな？

★　「日本に来てほんとうによかった。日本人に対する印象がすっかり変わった」と言ってくれたのは、フィリピンと台湾の女性。各地で、労働組合やキリスト教関係者など、交流集会成功のために、力を尽してくれた人たちと交わって後のことです。

★　「日本人、とくに男性は、もっと野蛮で性的で、好感の持てない人たちだと思っていた」と、二人が同じ感想を別々に語っていました。日本とフィリピン、台湾……。歴史的な事実もさることながら、現在の関係もまた、〃背広を着た侵略者〃の姿を思い浮かべずにはいられません。

★　握手をし、肩を叩き合い、言葉を交わす……。何といっても、直接アジアの仲間に接することができてよかった。言葉がわからなくても相手に対する思いやりや心遣いは充分に伝え合える。抽象的なアジアではなくて、具体的な人々の笑顔や言葉を通して、他のアジアの国々を身近に感じることができるようになったと、このプログラムに関わった人たちから感想が寄せられました。

舞台うらは　四苦八苦

☆　来日した全員が顔を合わせたのが日曜日。早稲田の学生街は、たいていの食堂が休みで、夕食の手配に一苦労。〃日本の中華料理は彼女らの口には合うまい〃〃第一夜からホカホカ弁当ではどうも〃と検討の末、落ちついたのが親子丼。皆さん、特上のごちそうのように食べてくれました。

☆　それ以外は、食事の心配をせずにすみました。東京では、阿佐ヶ谷東教会の方とボランティアの方たちに、名古屋ではYWCAの会員のみなさんに、大阪ではKCC会館で、それぞれ手づくり料理で暖いもてなしをしていただきました。

☆　十一月半ばということで、南の方から来る人たちには、寒くないか心配しました。こたつを用意したりカイロを持ち歩いたり。幸い天候に恵まれて、使わずに済みました。

☆　東京・名古屋・大阪には、夜中でも相談できるお医者さんを頼んでおき、鎮痛剤や風邪薬、生理用品など一通りの救急薬を袋一杯、旅行カバンにつめて歩きました。でも、誰も病気やケガをせず、出番がなかったのはほんとうによかった。

☆　センターの事務所と宿舎が同じ敷地内だったのは好都合でした。アジアからの参加者が国内を旅行中、彼女たちの荷物を預かるのに、事務所と宿舎の間をリヤカーで何往復も。

☆　帰国の便の変更や、宿舎の予約の変更など、事務局がふりまわされる場面もありました。

☆　一番気をつかったのは、アジアからの参加者の〃身の安全〃の問題。それぞれ政治的条件が厳しい国からの参加で、そのため、行く先々でのプログラムに微妙な変更を加えたり、臨機応変の対応が必要とされました。それは、「日常」を越えた心理的緊張の一週間でした。アジアの仲間達との連帯の意味が問い直されました。

〈事務局日誌〉

10月1日　国分寺公民館講演（塩沢）
10月8日　クリスチャンアカデミー講演（塩沢）
10月9日　カトリック青年労働者集会講演（塩沢）
10月12日　日教組書記局学習会講演（塩沢）
10月14日　11月交流集会大阪実行委員会（塩沢）
10月14日～18日　CCAURM婦人集会オブザーバー参加（塩沢）
10月20日　「アジアの仲間」第2号発送
10月24日～28日　沖縄県婦人労働講座講演（塩沢）
11月1日　神奈川県立勤労婦人会館講演（塩沢）
11月2日～7日　DAGA労働法研究会　バンコック（広木）
11月10日　矯風会講演（塩沢）
11月13日～21日　11月交流集会
11月19日　夜勤交替制勤務基準研究会（塩沢）
11月22日　千葉高教組婦人部講演（塩沢）
11月24日～30日　CAW事務局会議　香港（塩沢）
12月13日　京都YWCAアジア問題をめぐる懇談会（塩沢）
12月14日　同志社大学クリスマス講演会（塩沢）
12月16日～17日　恵泉女子短期大学国際講座合宿（塩沢）
12月17日　夜勤交替制勤務基準研究会（塩沢）
12月中旬～下旬　海外への募金要請書作成、11月集会の記録整理
12月26日　センター運営委員会
12月28日　センタースタッフ・ボランティア懇親会

会員一人がもう一人の会員拡大にご協力を

皆さまから三五〇万円弱のご協力を頂き、会の活動を続けてくることが出来ました。ご支援に感謝致します。今年度最大の活動でした十一月交流集会の経費は、約八〇万円かかりましたが、CCAURMなど海外援助金でまかなわれました。

左表をご覧になっておわかりの通り、人件費だけで二九〇万円強を要し、世界キリスト教協議会（WCC）からの援助と、当センターの前身である「塩沢さんの働きを支える会」からの繰越金により、年度末迄の活動が保証されているのが実情です。アジアの人々との連帯を求める活動こそ、私ども日本人一人一人によって支えられなければならないと思います。会員一人が新しい会員一人をお誘い下されば、地に足のついた活動が出来ます。事務所も拡張され経費がふえました。会員拡大が急務です。ご協力をお願い致します。

会計報告

1983.4.1～12.31

＜収入の部＞	
塩沢さんの働きを支える会より繰越金	1,307,066
WCCからの活動費補助　6,000ドル	1,387,810
会費	2,460,500
カンパ	1,017,950
雑収入	35,200
合計	6,208,526
＜支出の部＞	
会議費	105,275
旅費交通費	105,107
渉外費	45,460
人件費	2,941,420
事務管理費	242,266
通信費	235,835
調査研究費	42,610
編集印刷費	205,095
翻訳費	128,640
合計	4,051,708
収支差引残高	2,156,818

年会費

A. 一般会員（年会費・1口以上）
　ⓐ 3,000円　ⓑ 5,000円
　ⓒ10,000円
B. 賛助会員（個人及び団体）
　年会費　1口　20,000円
○会費は年度ごとの更新とします。
○金額はご都合に応じてお決め下さい。
○分納もできます。
○郵便振替　東京0－70086

お・知・ら・せ

次号で、会員とカンパにご協力下さった方のお名前を掲載いたします。匿名ご希望の方は、ご一報下さい。

あとがき

センター発足後まもなくアジアの仲間を迎えて、大きな交流会を持ったために、事務局もてんやわんやの半年でした。

交流集会に関わって下さった方々から、さまざまな感想が寄せられました。「アジアの情勢が厳しいと言われても、〝自由な〟日本にいては、なかなか実感がわかなかった。彼女たちと直接会って、私たちの想像を超えた緊迫した状況を、少し理解できたような気がする」と言う人もありました。アジアの人々との交流のイミを、改めて考えさせられる言葉でした。

一週間の間に味わった不安や大きな感動、文字に表わせないさまざまな想いを行間にこめて、第三号をお届けいたします。

☆

一月から、桝本繁子さんを事務局にお迎えしました。当面、週三日の勤務ですが、キリスト教関係、国際関係を主に担当していただきます。

うなぎの寝床の事務所も、少し拡張できました。机を四つ横に並べて、本棚と、タイプライターが一つ。みんな借りものですが、たくさんの方々の支持を力に、事務局一同、今年も元気でがんばります。（H）

女子労働者通信　第4号

アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター
〒160 東京都新宿区西早稲田
2-3-18-34
発行人代表者　塩沢美代子
編集責任者　広木道子
電話 03-202-4993
郵便振替 東京0-70086

労基法改悪反対で労働省へ要請行動

「男女雇用平等法」の制定と、その交換条件として「労働基準法の女子保護規定」の改廃について、六年間にわたって審議を進めてきた婦人少年問題審議会は、三月二十六日、労働大臣に対して「最終報告」を提出しました。

内容については、すでに新聞等で発表されていますのでここでは省きますが、「雇用平等法」については骨抜き、労基法改悪についてはバッチリ強行という、女子労働者にとってはふんだりけったりのものです。

日本キリスト教協議会（＝NCC）は、一九八〇年に、「労働基準法『女子の時間外労働制限・深夜業禁止』等の廃止に関する声明」を発表し、労基法改悪阻止プロジェクトチームを作って、全国的に署名活動にとりくんできました。この度、審議会の最終報告が出されたことによって、何ら実効のない「男女雇用平等法案」の国会上程と合せ、労働基準法改悪が具体的な日程にのぼりつつあるため、再び「声明」（二面に全文掲載）を発表し、署名を集約して、「労働者に対する要請行動を行ないました。

三月三十日午後、竹村泰子衆議院議員を紹介議員として、NCCより森山局長役員代表他三名が同席し、労働省（婦人労働課長・佐藤ギン子氏他）に署名を手渡して、「声明」の主旨を訴えました。交流センターでも、NCC労基法プロジェクトチームのメンバーとしてこの要請行動に参加し、とくに、日本で労基法が改悪されれば、法があってさえ守られず、深夜労働や強制残業に苦しんでいるアジアの女性たちに、大きな悪影響を与えるという点を強調しました。

集まった署名は、キリスト教関係者、労働組合や婦人団体に所属する人たちから寄せられた計三、八九九名分。労働省では、「各団体やグループから出されている要望を検討しながら、法案づくりを急いでいるが、宗教団体からの要請ははじめて」とのことでした。

（写真は、要請行動後の記者会見）

雇用の平等と女と男 〝私はこう考える〟

所長　塩沢美代子

「男子には時間外労働も深夜業も野放しなので、共働きの場合、妻がフルタイムで働いていても、家事・育児いっさいをひとりで負わなければならないのが現状である。残業や深夜業が女子には規制されているので、かろうじて共働きが成り立っているが、そうでなければ退職するしかなく、平等どころか、実質的に女性の労働権が奪われてしまう。本来は、男子の時間外労働と深夜業が法的に規制されるべきで、それによって『会社人間』から脱却し、男女ともに家庭生活を営むようになれば、女性も職場で対等の働きができる。男子の労働条件の大幅な改善なしには、たとえ平等法が制定されても、空文化してしまうのではなかろうか。」

※岩波書店編集部編『雇用の平等と女と男』（岩波ブックレット二百円）より抜萃。雇用の平等とは何か、世界の流れ、国内の動きなど、わかりやすくまとめられています。本文の片隅には、工場や学校や報道機関で働く女性たちの生の声が光っていて、学習会の手引きとしても最適の書です。

労働基準法「女子の時間外労働制限・深夜業禁止」等の廃止に関する再度の声明

一九七八年十一月に、労働大臣の私的諮問機関である労働基準法研究会が、労働基準法の女子保護規定を出産休暇を除いて全面的に廃止することを交換条件として、男女雇用平等法の制定を提言した際、日本キリスト教協議会としては、別紙声明書の通り、労働法改悪、特に女子の時間外労働制限・深夜業禁止の廃止に強く反対の声明を発表しました。

その後五年以上のさまざまな経過をじっと見守っておりましたが、婦人少年問題審議会婦人労働部会での審議をつくさぬままに、国会上程を急いで公益委員がまとめた試案を見て、私どもは深く事態を憂い、前回の声明に賛同してよせられた多くの署名とともに、私どもの意志を再び表明し、関係当局に強く要望いたします。

この試案によりますと、ほとんど実効をもたない雇用平等法とひきかえに、労働基準法の女子保護規定の大幅な廃止が提言されております。特に工業的職種以外は、深夜業も時間外労働もなんら法的規制を受けないことになります。工業的職種に従事する者は、女子雇用者の二二・四%に過ぎず、事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者、労務作業者、女子特有の専門職従事者など、大半の女子労働者は、野放しの長時間労働と深夜業が合法的に課せられることになります。すでにオフィス・オートメーション化も進んでおり、サービス業の深夜営業などがふえている上に、各産業・企業ともに、減量経営による人員削減が行なわれている今日、労働者の肉体的精神的負担が限界に達していることは、工業的職種のみではありません。加えて、すでに女子雇用者の六八・五%が既婚婦人で占められております。現行労基法では男子の時間外労働時間数と深夜業については全く規制がないために、妻が職業についていても、家事、育児の負担は全面的にその肩にかかっております。したがって、長時間労働、深夜業が合法的に行なわれるようになると、婦人労働者の健康と母性をそこなうのみでなく、育児や教育の上にも重大な問題を生じ、こどもの非行化にも拍車をかけることは明らかです。また女子雇用者の推定組織率は二三%にすぎない上に、日本の女性には労働者としての権利意識もきわめて乏しいため、労使の力関係は著しくバランスを欠き、法的規制でしか婦人労働者を守れないのが現状です。

深夜業禁止規定が女子の雇用機会をせばめ、男女平等に反するという主張もありますがそれはきわめて限られた職種であり、現行の適用除外職種の見直しによって対処すべき事柄であります。

問題の根源は、現在の日本社会は、価値観が物質的繁栄、経済的効率のみにおかれ、人間が経済競争の手段と化していることであります。日本では男子の労働時間、深夜業に関して全く規制がないために、果しない競争の中で、男子は心身ともに人間らしい生活、家庭人としての生活を奪われ、今やそのことを自覚すらしないまでに至っております。その結果、国際貿易市場で非難をあび、同時に、低賃金を求めてアジアに進出した多くの企業は、かの地において、女子、年少者にも、長時間労働、深夜業を当然のごとく強制しております。

宗教団体である日本キリスト教協議会が、あえて労働基準法の問題について発言するのは、女子保護規定の廃止が、日本の経済社会の根本的なゆがみを象徴し、かつ拍車をかけるものであるからです。必要なのは男子の労働時間や深夜業についての法的規制であり、それなくしては、たとえ男女雇用平等法が制定されても空文化することは明らかであります。

審議会の合意に達せぬまま、国会にこの法案が提出されようとしている今日、日本の社会の中でも、もっとも下積みにあり、もっとも弱い立場にある人々に最大の犠牲を強いる労基法の女子保護規定の廃止について強い反対の意志を再度表明するものであります。

一九八四年三月三十日

日本キリスト教協議会（NCC）
議長　李　仁夏

同　都市産業農村宣教委員会
委員長　三好　博

セットで国会上程される
雇用平等法制定と労基法改悪

なぜ、今、労働基準法が改悪されようとしているのか。「男女雇用平等法」との関係はどうなっているのか。簡単に経過を追ってみましょう。

一、二面で紹介したとおり、日本キリスト教協議会（＝NCC）は、一九八〇年に、「労働基準法『女子の時間外労働制限・深夜業禁止』等の廃止に関する声明」を発表しました。「声明」は、〝はじめに〟の部分で次のように述べています。

「一九七八年十一月、労働大臣の私的諮問機関である『労働基準法研究会』第二小委員会は、雇用平等法制定の必要性と、その交換条件として現行労基法の女子保護規定の大幅廃止を主内容とする報告書を労相に提出しました。（略）『平等法制定』という美名に名を借りた現行労基法改悪阻止のため、皆様のご協力をお願いする次第です。」

ここに、今問題にされている労基法改悪と骨抜き「雇用平等法」との関係が、はっきりうかがえます。

労働基準法（とくに女子保護規定）改悪は、七八年のこのとき、はじめて出されたものではありません。すでに、一九七〇年十月、東京商工会議所が「労働基準法に関する意見」を発表し、その中で、「女子の時間外労働制限・深夜業禁止」規定の緩和及び廃止などを求めています。労働基準法研究会報告は、それをそっくり引きついだものです。

一九七五年は、国連の提唱した「国際婦人年」でした。これはもともと、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」とうたいあげた「世界人権宣言」の精神にもとづき、一九六七年に国連で採択された「婦人に対する差別撤廃宣言」を実現するためのものでした。

これをきっかけに、日本でも、「男女平等」を求める女性たちの運動が広がり、とくに、雇用における男女差別を禁止する法律を求める声が強まりました。この時期に出されたのが「労働基準法研究会報告」です。

「研究会報告」は、こうした女性たちの動きを逆手にとって、「雇用の平等を求めるのなら、女子だけを保護する規定は見直すべきだ」として、女性たちの運動を「保護か平等か」で分断していったのです。ところが、「保護」をはずされたら、すぐにも絶大な影響を受ける工場やサービス業で働く女子労働者の声は、あまり表に出ず、自分の能力を生かしたり、管理職になるチャンスに恵まれた、いわば一部エリート女性たちの声のみが利用されてきました。そして、あたかも「雇用平等法」が女性たちの要求にもとづいて検討されているかのように宣伝しながら、均等待遇を努力義務とし、罰則なしにするなど「平等法」の内容を骨抜きにし、一方、労基法改悪は、きわめて明確に打ち出されたのです。

一九七九年には、国連が「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択し、翌年には日本政府もこれに署名しました。政府は、「国連婦人の十年」のしめくくりの会議が開かれる一九八五年には、これを批准する方針です。そのためには、批准の条件となる「雇用平等法」の制定を、何とか今国会中に通したいというのが真意です。

「労働基準法改悪（案）」は、「雇用平等法（案）」とセットで国会に上程されます。政府、労働省の主導ですすめられているかに見える、これら一連のうごきは、度重なる使用者側の要請にこたえ、その意図を貫徹するものなのです。

〔海外への影響〕

日本の繊維、電子関係の企業は現在、韓国や東南アジア各地に多数進出しています。それらの国々にも、日本の現行労基法とほぼ同じ内容の女子保護規定があるのですが、多くの日本企業はこれを無視して長時間労働、深夜業を進出先の女子労働者に強制しています。（逆に言えば、低賃金の上に、こうした行ないが黙認されるからこそ進出していくわけです。）

進出してきた外国企業に対し、**「あなた方の本国で許されないことは、我々の国でもするな」**と叫ぶこれら第三世界の人たちの声は、日増しに強くなっています。日本での保護条項を廃止することは、こうした非難をかわし、酷使を正当化していこうとするものです。更には、こうした国々の保護法廃止を促進させようとの狙いも含まれているとみられ、海外、特に日本企業をかかえる第三世界各国では、深い関心を示しています。

〔NCC'80年声明より〕

「国際競争」か、労働者の連帯か
アメリカ西海岸の労働者を迎えて

三月六日から約十日間、アメリカ西海岸から、PCP（工場閉鎖対策グループ）代表団一行が来日しました。草の根レベルでの日米労働者の交流を目的としたこの来日に、当センターは「労働情報」国際部と共同で、交流プログラムの作成と実行にあたりました。

PCP側の関心の焦点は、日本の労働者をとりまく具体的な状況、とくに合理化と労務管理体制の下での労働者の意識や労働組合のあり方を知り、今後の連帯の可能性を探るという点でした。

◇　◇　◇

交流プログラムは、工場見学（製鉄所、自動車工場、TV工場）とさまざまな状況にある労働者との交流を主な内容として組まれました。労働組合幹部との話合い、職場活動家との話合い、教会関係の労働者グループ、婦人運動関係者、知識人との交流の他、横浜寿町の教会と地域への訪問など、多彩な内容になり、結果としてたいへんな強行スケジュールになりました。

PCPのグループのメンバーは、それぞれ過去にさまざまな職業を遍歴しつつ、地域運動にかかわってきた人たちなので、表面的な事実だけでなく交流プログラムの中で出会った労働者やそれぞれの状況に、人間としての深い理解と関心を示していました。

日本の生産現場における職場支配の現実と労働者

私たちが見学したエンジン組立工場は、全面的にオートメ化されていて、働く人間の姿はチラホラと機械の影に見えるだけでした。PCPの代表は、「アメリカなら一、〇〇〇人くらいは働いていそうな規模の工場に、たった八〇人（二交替で一六〇人）の労働者で、一人が三、四台の機械を同時に扱っている。自動化と労働密度のすさまじさに驚いた」と語りあっていました。十分間の休憩時間にも作業の手を休めず、「ジャスト・イン・タイム（必要なものを必要なだけ作る）」という考えが末端まで徹底して実行されています。

「時間と技術で国際競争に勝ち抜く」というスローガンの下で、組立てラインの速度が秒単位で高められていきます。たとえば、それまで三分間、十人で一工程として作業していた組立てラインを、三分三十秒にして八人でやらせ、それを段々にもとの速度にもどしていくというやり方で、人減らしが進んでいくのです。「改善は自分の仕事をラクにする」という宣伝とは逆に、常に労働密度がもっと高くなっていくのです。

また、ある切削機械の稼動率の計算の仕方を変えることによって、より厳しい内容の合理化が進められている例もあります。最初はその機械が動いている間を稼動時間としていたのを、機械が実際に切削している間を稼動時間と定義しなおすことによって、より効率を上げることになったということです。

QCサークルでの発表は、昇給・昇進に必要な関門とされています。組合役員になるのも、昇進へのステップであり、組合活動も、労務管理の一部門に組み込まれています。何重にも組まれた査定制度と軍隊的な職場組織の下での生産性増強は、激務による健康破壊、職業病、労働災害などをもたらします。QCサークルでの発表を苦にして自殺した人もあり、ここの労働者の平均寿命は日本人全体の平均より十歳も若いそうです。

そのうえ、労働者をますます生産に駆り立てるために、企業の力による地域管理・労働者の生活管理は、たいへん緻密に行われています。社宅には学歴による明白な差別があり、車、住宅から墓石まで、会社が従業員に売りつけています。地域でも、職場の地位によって町内会の役員が決まり、市議会内でも、この会社系の議員の発言がもっとも重要視される仕組みになっています。

教育の現場でも、管理教育が行きわたっていて、管理されることの一面の「気楽さ」のためか、疑問を持つことさえしなくなってきます。一般の住民も、この企業あっての地域という意識から、「物言えば唇寒し」という状況になっています。

他方、電機産業に働く女性労働者の職場も、実情は酷似しています。末端職制や一般の労働者を、リーダーシップトレイニングという名目で特別に教育し、愛社精神を吹き込んで、職場での一人ひとりの労働者の監視組織を作り上げています。勤務時間以外の私生活にまで監視の眼が行き届くのが、「日本的労務管理」の実情です。

アメリカ労働者の状況と人間性回復への努力

アメリカでも低賃金、職業病、労働災害、厳しい労務管理はまったく同じです。企業が国際競争に勝つために、アメリカの労働者もやはり大きなしわよせを受けています。偽装倒産をして地域から逃げていく企業、組合活動を認めず、より低い労働条件で労働者を働かせるためにあの手この手を尽すのは、日本やアジアの経営者だけではありません。

その中で、職場の安全性を確保するため、産業医、労働弁護士による緊急電話相談の受付け、職場で一人ひとりの労働者が職制の前でも憶せずに話せるような訓練、週一回十分間でも職場安全委員会を開き、労働者の人間性回復の場とするなど、つねに人権についての感性を研ぎすまし、また、闘いの方法を多様化しています。

アメリカの女性労働者も、黒人、障害者、ユダヤ人などと同様に差別されていて、母性保護など無いに等しい状況です。一九六〇年代には女性も広範な職場に進出し、かなりの平等をかちとりましたが、七〇年代終りからまた逆行しています。アメリカでも、日本の労基法改悪と男女雇用平等法の抱き合せに似た事態が起っており、女性運動の中に危機感が生れています。

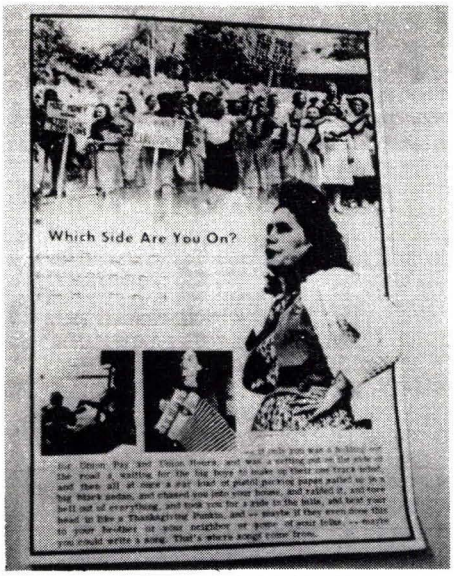

アメリカ婦人運動のポスター

企業内的人間像から労働者としての連帯へ

現在の日本の労働者が直面している最大の問題は何か、というアメリカ側からの単刀直入な問に対して、ある日本の草の根の活動家は、次のように答えました。

「労働者一人ひとりが、企業あっての生活という論理に縛られ、生産という至上命令に抵抗できなくなっていることではないでしょうか。企業の中で生きのびるだけで精一杯という状況に追いこまれて、他者との連帯を考えることもできなくなっているように思います。」

資本の国際競争が今後ますます激化するにつれて、各国の労働者が相互に反目させられていく事態を予測すると、労働者としての共通性に立って、国境を越えた労働者の連帯を確立していくことが、何よりも大切なのだという確信を、この交流は力強く残してくれました。

PCP（工場閉鎖対策グループ）とは

一九八一年にサンフランシスコ湾岸地域の労働組合、地域団体、教会団体の三者が合同して作ったもので、この地域で度重なる工場閉鎖の深刻な影響と取り組んできた。過去三年間に一、三〇〇件以上もの工場閉鎖・倒産により、三六万人の職が奪われ、地域全体の停滞、家庭の崩壊、心身の健康の破壊など、底知れない問題を惹き起こしてきた。

これまで工業地帯として繁栄していた地域がこれ程に変っていくのはなぜなのか。工場を閉鎖して地域から姿を消した企業はその後どうなっているのか。この点について企業側は外国労働者がアメリカ労働者の職を奪っているのだ、と説明してきた。日米貿易摩擦や、開発途上国に続々と工場を築いている多国籍企業を考えると、その説明は一理あるように聞えるかも知れない。デトロイトにある全米自動車労組本部の駐車場には、「日本車は東京に駐車せよ！」というステッカーがはってあるそうである。中南米から米国内に流入してくる難民や移民は、たしかに極度に低い賃金と悪条件でも甘んじて働くので、労働者間でも人種差別や愛国主義があおられやすい。

そのような中でPCPのメンバーは、失業した人びとの生活相談、法律相談、組合活動の援助など、地域や労働者の利益を守る運動を進めると同時に、全国的にも国際的にも連絡網を強め、今こそ、労働者同士の理解と連帯が求められていることを、その経験の中から学んできた。

輸出加工区内でストライキ
スリランカの縫製女子労働者

他二項目

スリランカの輸出向工業団地ジャエラ・エカラ地区にあるポリテクス縫製会社の女子労働者は、一九八二年九月以来、賃金、労働条件に関する長期闘争に取り組んでいます。厳しい管理下にある輸出加工区内で起ったこの闘争の意義は大きく、アジア全域で注目を集めています。

ポリテクス縫製会社は、欧米市場向けのジーンズ、シャツ、ブラウスを製造している労働者七百名規模の工場で、労働者の七〇％が工業運輸一般組合に加盟しています。労働者の大半は何百キロも離れた農村地域の出身で、工場近くで下宿生活をしながら働いています。

〔闘争の発端〕

労働者は次の要求項目をまとめて、一九八二年九月から会社側に交渉を求めてきました。（当時の日給は、18・50ルピー。1ドル＝22ルピー）

①三ヶ月分のボーナスを
②全労働者に定期的昇給を
③日給を25ルピーに値上げ
④年間四十二日の有給休暇を

〔最初の弾圧とスト突入〕

十二月十三日、労働者七人が残業をしなかったという理由で停職処分を受けました（残業をしないことはどの組合でも合意されていた）。そこで、前六項目の要求に、「停職処分を受けた七人の即時復職を」を加えて、ストライキに突入しました。

翌十四日、工場から少し離れた所で労働者が集会を開いていると、警察が銃で脅迫し、退去を命じました。なお集会を続ける労働者に対して、警察は催涙ガスを浴びせ、暴力的に退去させたため十八人が負傷、妊娠五ヶ月の女性を含む三人が入院。労働組合リーダー四名が逮捕されました。

この弾圧は、労働者の団結をさらに強めました。労働組合は、逮捕者の釈放と公平な解決を求める大統領宛の請願書を提出しましたが、これには、地域住民五千人の署名が含まれています。

ストライキ中の労働者は、下宿を追い立てられ、経済的にも苦しい生活を強いられましたが、給料・ボーナスのない寂しいクリスマスを友達同士の助け合いで乗り越え、会社側との話合いを続行しました。

〔妥結と交渉の継続〕

翌年一月、交渉の結果、以下の内容で妥結し、ストを解除しました。

①会社は労働組合を認める。
②組合費は、給料から差し引いて集める。
③全労働者に半日の休暇を与える。
④二月第一週以前に賃上げ交渉を始める。
⑤ストライキに参加した者にも、定期昇給とそれまでの賃金とボーナス二ヶ月分を支払う。
⑥生産目標については話合いを続け、目標や方法の変更は、労使間の話合いを必要とする。

〔打ち続く弾圧と二回目のスト〕

④の賃上げについては、五月二十日、次の二項目について契約書が取り交されました。

①日給22ルピー。
②生産目標達成手当月額100ルピーを二月に逆のぼって支払う。

ところが会社側はこの合意を守らないばかりか、ますます露骨な組合つぶしの手を尽し、今年一月十五日、組合リーダーを含む七人をふたたび停職処分にしたのです。

組合は次の要求を掲げて交渉を続け、労働省に調停を依頼しました。

①即時七人の停職処分撤回せよ。
②一九八三年ボーナス四ヶ月分を。
③年間四十二日の休暇を。
④日給を30ルピーに。
（他三項目）

しかし、調停は成功せず、交渉は決裂。停職処分を受けた七名は解雇されてしまい、ついに二度目のストに突入しました。

（「CAWニュースレター」より）

この争議について、政府及び会社への抗議のハガキを三種類用意しました。一枚九〇円で投函できます。ご協力お願い致します。（さらにハガキをご希望の方は、当センターまでご連絡下さい。）

アジア女性との連帯求め

―ESCAP民間フォーラム開催―

一九八五年は、「国際婦人の十年」最終年にあたり、ケニアのナイロビで世界会議が開かれます。

この準備のために、「国連婦人の十年地域政府間準備会議」（国連アジア太平洋経済社会委員会＝ESCAP主催）が、三月二十六日～三十日、東京で開催されました。アジア太平洋地域のESCAP加盟四十四カ国から、約二百名の代表を迎えて開かれたものの、その内容はほとんど報道されず、日本のNGO（＝非政府機関）四八団体が歓迎の夕食会を開いたほかは、民間女性との交流は、皆無に等しいものでした。

一方、「これでは、アジア太平洋の女性たちの、ほんとうの苦しみや悩みはわからない。ホンネで話し合える民間フォーラムを持とう」と、政府間会議に反発する民間女性のつどいが、時を同じくして東京で開催されました。

これは、「アジアの女たちの会」や「日本婦人会議」など、七つの婦人団体によってつくられた「ESCAP民間フォーラム実行委員会」によるものです。〝売買春を考える〟〝私の中の＜アジア＞〟〝自立と教育〟〝雇用平等法・OA―そしてアジア〟など、テーマ別集会のほか、一昨年、南アジア映画祭で話題を呼んだ、アジア人自身の手でつくられたアジアの映画を見る会が開かれました。

最終日の全体会では、環境、売買春、労働の三つの分野から、テーマ別集会をふまえた問題提起があり、会場発言では、女性たちのさまざまな活動を反映した意見がありました。交流センターとしても、会場発言で積極的に討論に参加し、「アジアの女子労働者の実態を正しく知ること、当面、日本の労働基準法改悪を阻止することが、アジアの仲間に対する最大の連帯である」ことを強く訴えました。

ESCAP初日の三月二十六日は、婦人少年問題審議会が、「男女雇用平等法制定」について、労働大臣に最終報告を提出した日。数日後の〝雇用平等法・OA―そしてアジア〟の集会には、会場からあふれるほどの女性たちが集まりました。

深夜業も辞さないというキャリアウーマンの集まりと思われているような出版労働者からは、「これ以上残業が増え、深夜業が合法化されれば女性は出版社で働けなくなる」という実態が報告されました。OA（オフィスオートメーション）の問題では、OA化によって交替制の導入が進み、女子労働者が切り捨てられているという例が、具体的に示されました。教育・保育の現場からは、働く母親の（本質的には両親の）劣悪な労働が、子供に与える影響について、家族関係の崩壊や家庭生活の破壊につながる（すでに進行しているが）との指摘がありました。

その他、パートの雇用は今でさえ不安定なのに、残業や深夜業をやる人でなければ雇ってもらえなくなるなど、雇用の平等どころか、婦人労働者の地位の低劣化が進むとの声が強く出されました。

「差別促進法のような骨抜き平等法はいらない。労基法改悪は許さない」という二つの点で、共に行動することを誓って散会しました。

（緊）（急）（レ）（ポ）（ー）（ト）

「フィリピンの少女売春を扱ったひどい雑誌が出ているの。出版社への抗議行動に参加してほしい。」という連絡を受けて、急拠、神保町のS出版社へ。すでに、ESCAP政府会議に参加中のフィリピン女性五人を含む二五人ほどがつめかけ、社長を取り巻いていた。雑居ビルの一角。階段から部屋への通路一杯に、ポルノ雑誌が山と積まれている。社長曰く。「少女を扱ったという点には行きすぎがあったと反省しているが、ポルノそのものは、日本の法律の範囲内でやっている。」

それにしても、毒々しいポルノ誌がこれほど氾濫しているのは、少なくともアジアでは日本だけ。内容はエスカレートするばかりだし、自動販売機を使って量的にも増大し、学校の中で回し読みされるなど、少年少女にも計り知れない悪影響を与えている。

「私たちは、フィリピン女性のことだけを言っているのではないのです。アジアの女性を、全世界の女性を食いものにする、セックス産業に抗議をしているのです」と訴えるフィリピン女性の、悲しみと哀れみを一杯に浮かべた目が、強く心に残っている。

〈事務局日誌〉

1月6日　センター仕事始め
1月9日　「アジアの仲間」第3号編集始め
1月13日　運営委員特別委員会
1月26日　センター事務所配置替え
1月27日　センター財政小委員会
1月28日　夜勤交替制勤務基準研究会。藤沢YMCA集会参加（塩沢）
2月1日　翻訳ボランティア会議
2月3日　「アジアの仲間」第3号発送
2月8日～15日　「CAWニュースレター」（英文）編集
2月8日　駒場自主講座（塩沢）
2月15日　日本キリスト教団神奈川教区婦人講座（塩沢）
2月17日　夜勤交替制勤務基準研究会（塩沢）
2月18日　関西JOCS講演（塩沢）
2月19日～20日　泉州労連講演（塩沢）
2月19日　生活クラブ婦人部講演（広木）
3月2日　大阪春闘共闘青婦連絡会議講演（塩沢）
3月3日　大阪国際婦人デー記念のつどい（塩沢）
3月5日　NCC労基法プロジェクトチーム小委員会
3月6日～17日　PCP（アメリカ西海岸・工場閉鎖対策グループ）を迎えての交流プログラム
3月22日　仙台婦人連続講座（塩沢）
3月23日　東北放送婦人部講演（塩沢）
3月24日　夜勤交替制勤務基準研究会（塩沢）
3月30日　NCC労基法プロジェクト労働省へ要請行動
3月30日、31日　ESCAP民間フォーラム参加

'83年度 決算報告

1983. 4. 1～1984. 3. 31

〈収入の部〉	(円)
塩沢さんの働きを支える会より繰越金	1, 307, 066
WCCからの活動費補助	1, 387, 810
会費	2, 817, 500
カンパ	1, 705, 581
雑収入	37, 116
合計	7, 255, 073

〈支出の部〉	
会議費	41, 370
旅費交通費	196, 499
渉外費	148, 972
人件費	3, 949, 560
事務管理費	338, 637
通信費	311, 740
調査研究費	60, 490
編集印刷費	261, 105
翻訳費	128, 640
雑費	21, 000
未収金	16, 724
運営資金へ繰入れ	1, 500, 000
次年度繰越金	280, 336
合計	7, 255, 073

英文ニュースの定期購読を

CAW（アジア女性委員会）は、年四回、すばらしいイラスト入りの英文ニュースレター（A4・八頁）を発行しています。その時々の女子労働の状況を、労働者の立場から知り、身近かに連帯の橋を築いていくために、会員に限って、送料共年間千円でお分け致します。御希望の方は当センター事務所まで。

◇

決算報告について

当センターは、固定した会員組織ではなく、年度ごとに有志の方々に会員になっていただくお願いをし、会費の額もそのつどのご事情に応じておきめいただくようになっていますので、年間の収入見込みが、きわめて不安定です。そこで資金繰りに支障を生じる場合も想定されますので、本年度の臨時カンパ収入のうち一五〇万円を、経常会計に繰り越さず、運営資金特別会計を設けて繰入れました。引続きご協力をお願い致します。

あとがき

このニュースの原稿が印刷所に回っている間に、いわゆる「男女雇用平等法」の要綱案が、労働省から婦人少年問題審議会に諮問されたとの報道がありました。それをながめていると、「努力義務」とか「行政指導」とかのことばが目につきます。

三月三十日、NCCの労働省要請行動に参加したときのこと。時間短縮についての質問に労働省は、「行政指導」の難しさを語り、基本的には「労使の自治」「相互の努力」にゆだねるしかないことを強調していました。

「要綱」に見られる「平等法」も、どうやらそういうものになりそうです。それどころか、保護規定は大幅に廃止するというのですから、家庭を持つ女性は、「人並み」の仕事ができなくなり、女性同士の競争やいがみあいもおこってくるでしょう。

「女になんか負けていられるか」と、男性労働者のモーレツぶりにも、一層拍車がかかるというものです。法律をどう運用するかは、労使の力関係によるところが大きいのですが、有害無益の法律ならないほうがましとの声も聞かれます。（H）

女子労働者通信　第5号

アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター
〒160 東京都新宿区西早稲田
2-3-18-34
発行人代表者　塩沢美代子
編集責任者　広木道子
電話 03-202-4993
郵便振替 東京0-70086

センター発足一周年を迎え感謝とお願い

運営委員長　高倉　徹

「アジア女子労働者交流センター」が昨年五月に発足し、早や一年余がたちます。センター設立に至るまでに準備の期間がありました。現在センターの所長である塩沢さんの孤軍奮闘ぶりをみかねて「支える会」をつくりました。当初はとりあえず二年間ということで始めましたが、それから数えると五年半になります。塩沢さんの働きを単に経済的に支えるだけでなく、事務所が出来、それを支える有能なスタッフ四名が与えられ、その外ボランティアの協力者も加えられました。

名づけた時は、いささか誇大ではないかと思われたセンターも、少しずつ内実をつくって参りました。これもひとえに、趣旨にご賛同いただきました多くの方々からの持続した御協力の賜物と厚く御礼申上げます。運営委員会は年数回しか開きませんが、小委員会を随時もち、センターの活動に対して時期にかなった助をなすべく微力をいたしております。

事務局の強化と共に出費も増加してきました。リーフレットや、年四回予定で出す「アジアの仲間」等を通して、このセンターの活動を理解して頂き、ますます多くの方々から御協力を得たいと願っております。よろしくお願い申上げます。

「男女雇用均等法案」国会での審議はじまる

本紙第四号で、「男女雇用平等法」制定と交換条件の形で、「労働基準法の女子保護規定」を廃止する法改訂が進められていることと、これに対して、日本キリスト教協議会が反対声明を発表し、当センターとしても、ともに阻止の活動に精力的に取り組んでいることを、お伝えしました。

ところが、その後この動きは急ピッチに進展し、次に述べる通りたいへん巧妙な形で、反対運動をかわしながら、法案作成がすすめられ、ついに国会に上程され、目下、社会労働委員会で審議が進められています。

この問題を審議していた、婦人少年問題審議会の婦人労働部会は、労・使・公益それぞれの立場の意見が根本的に違うまま、三論併記という異例の答申を行う結果となり、これを受けて労働省婦人少年局が法案をつくったのです。

法案の内容は、雇用平等法についてはその制定を要望している女性たちが強く望んでいた、募集・採用に関する差別禁止を外し、その他もろもろの差別に関しても、罰則規定のない、努力義務という形となり、ほとんど実効はないものとなりました。また新たに「男女雇用平等法」という法律をつくるのではなく、従来からある「勤労婦人福祉法」を手直しして、「男女雇用機会均等法」とされています。

一方、労働基準法のほうは、たいへん手のこんだ方法で、女子にも時間外労働と深夜業の規制をゆるめまたはなくす道をつけています。例えば工場労働など以外は残業制限がなくなり、工場などでも管理職は例外です。深夜業も原則禁止ですが、パートや、労基局の承認をえた事業で本人が希望する者には無制限になります。しかし管理職といっても、仕事の指揮命令をする立場の者という表現ですから、末端で働きながら数人のグループの班長のような者も含まれるし、本人の希望といっても、会社が申請書を全員に配り、サインしろといえば、拒めないのが現在の労使関係です。加えて、その許容範囲が、労働基準局長の命令によっていくらでも拡大できるという、大きなおとし穴が随所にみられます。こちらのほうはマイナスの実効バッチリです。

世界の女性を結ぶ国際婦人デー

―アジアのうごき―

バングラデシュ

バングラデシュでは、女性は虐げられた階級に属し二等市民としてしか扱われません。読み書きのできる女性は、全女性の一三%にすぎず、ある調査によれば、七六%の女性は一度も学校に行ったことがないのです。何事についても女性は男性に依存せざるをえず、社会的タブーと古くからの慣習が男性依存を強いています。女は、家族の男の助けなしには、自分だけで何かをすることはもちろん、考え判断することさえ出来ません。

バングラデシュの女性は、ふつう一日に一二～一六時間働きますが一九八一年の国連の統計によれば、収入のある仕事をしているバングラデシュの女性は八七万二千人で、全労者の四・二五%にすぎません。

今年、ダッカの国連情報センターの協力を得て、非政府機関がバングラデシュ国際婦人デーの催しをしました。この大会で、女性の生活と苦労についてさまざまな角度から話されました。新婦の持参金、一夫多妻、児童結婚を禁止する法律はあってもこのような習慣は未だに続いています。〃私たちは社会のこのような悪徳と闘う方法を見つけ出さねばならない〃とある女性は話しました。女性だけでは自分達の権利を手に入れることは出来ません。女性解放は、男性にではなく、男性が支配する社会のあり方に反対するものなのです。これが大会参加者の結論でした。

フィリピン

国内のさまざまな労働団体の婦人のリーダーやオルガナイザーが一月二三日に総会を開きました。その討論の中からKMK（女子労働者運動）が誕生しました。KMKの声明は、女子労働者は、フィリピン国内の総労働力の半分を占めるのだから、社会を転換させていく自らの役割と自分に関わる事柄に対し問題意識を高めることがまず必要である、と特記しました。

今年の国際婦人デーは、女性の現状と社会的役割に焦点を合せ、展示、映画、討論、工芸品販売、婦人集会などが一週間にわたって行なわれました。その一つとして「リーダーシップと行動のための婦人大会」が二日間にわたり開催されました。あらゆる階層の女性が一堂に集まり、女性に関する主題について率直に話し、さまざまな決議に合意し、これからの活動の姿勢で一致団結しました。

インド

四つの組織が合同で国際婦人デーにモルチャ（行進）を計画しましたが、実行直前に参加者が逮捕・拘留され実現しませんでした。

「私たちは、女性に対する性的暴行・虐待などの肉体的暴力と、法的地位・低賃金などの社会的暴力に抗議する行動を計画していました。前日の夕方遅く警察からモルチャは不許可と知らせてきました。当日も法務大臣を通し警視総監の許可を得ようと努力しましたが、許可は得られませんでした。

私たちが許可を得ようと努力していた同じ時に、一方では、武装警官を含む男女二百人以上の警官が、モルチャの出発点であるマヨホールを包囲し始めていました。モルチャに参加のため到着し始めた女性は、乱暴に引き回されたうえ、護送車に押し込まれ警察署に三時間以上拘留されました。支援にやってきたイスラム学生協会の十八名もその場で逮捕されました。

私たちは、禁止事項に触れるようなことは何もしておらず、警察を挑発するようなこともしなかったのに一方的に逮捕されたのです。

警察では、警官たちがさらに私たちを脅しつけ苦しめました。〃のらくら者〃とか〃夜の女〃とかののしり、弁護士や家族、友人に電話するという基本的権利も否定されました。

警察はわざと間違った情報を流し支援者や家族を混乱させパニックを起そうとしました。又、モルチャの出発点が警察署に変更になったと警官に言われ、そのままジープで警察署まで連れて行かれた者もいます。

事件の直後、各種団体に、大臣宛に調査を要求する手紙を送るよう依頼し、私たち自身、大臣に面会し抗議しました。彼は謝罪し法的調査を約束しました。私たちのモルチャのテーマは〃女性に対する暴力〃でした。皮肉にも私たち自身が警察の暴力の犠牲者となってしまいました。もっと皮肉な事には、その日は、国際婦人デーだったのです。」

韓国のブラックリスト問題
労働者の生存権を奪うもの

最近、韓国労働運動の一つの焦点となっているのはブラックリスト問題です。まず、その経過はつぎのとおりです。

▼一九八三年七月、泰昌紡績で八二年八月に不当解雇された十一名（「アジアの仲間」第二号参照）の内六名がその後再就職していた企業からいずれも二ヶ月以内に解雇されたことに対して、昌仁洞カトリック教会で断食闘争を行う。

▼同じ頃、前東一紡織解雇者、キムさん他二名が、太平特殊繊維で解雇。

▼同年十月、仁川にある三益家具のソさんも、都市産業伝道の活動に参加しているということでリストにのり、解雇。解雇者は労働部に解雇無効を訴えに行く。

▼同年十一月、前泰昌紡績の労働者キムさんがアジアスワニー社から解雇され、不当解雇届を出しに行った労働部裡里出張所でブラックリストを発見。また労働部仁川地方事務所内でも、元豊毛紡組合幹部たちの写真と住所のリストが発見された。

▼同年十二月、泰昌解雇者の断食闘争と併行して、太平特殊繊維、三益家具、シンドの不当解雇者は労働部に抗議行動。その結果六人が拘束。一九八四年二月一日に全員釈放されたが、二名復職、四名が原職への完全復帰を求めて闘っている。

＜ブラックリストとは＞

政府と企業が、七〇年代に民主的労働運動に参加した人々の再就職を阻むために作成した「要監察名簿」です。一九八〇年以降現政権は、労働法の改悪をはじめとして、数多くの弾圧的政策を断行してきました。学生運動の活動家は強制的に軍隊に入隊させられ、何名かが死に追いやられました。このような状況の中で起っているブラックリスト問題を、一九七〇年以降の韓国労働運動の流れの中で理解する必要があります。

一九七〇年十一月に「労働基準法を守れ」と叫び抗議の焼身自殺を遂げた全泰壱青年の遺志を受け継ぎ、七〇年代には数多くの労働組合が結成され、厳しい弾圧の中にも労働者の生命と健康を守る闘いが繰りひろげられました。しかし、七〇年代末には、東一紡織の例に見られるようなすさまじい暴力的な組合弾圧が行われ、解散を余儀なくされた組合もありました。その中でも粘り強い闘いが続き、八一年に解散させられた清溪被服労動組合が、八四年四月に再結成されるなど、労働者の信念に基づいた歩みが報告されています。この不屈の労働者を一人ずつに分断し、組合運動参加者の生存権をも奪おうとしたブラックリストは、一種のみせしめ的、脅迫的な政府の姿勢といえます。

＜いま、労働現場では＞

韓国の労働者がそれでも闘わざるを得ない背景は何でしょうか。一九八二年、一九九の有力企業は前年比平均五六％増の利潤をあげ、生産性は二三・二％ふえました。一方、労働者の実質賃金は低下し、毎日二、三時間の残業が行われています。十四歳の時から十四年間紡績工場の機械女工として働いてきたキムさんの月給は、六七、〇〇〇ウォン（八四ドル＝二〇、一六〇円）で、最低生活さえ保障されていません。八二年の公式統計では、週平均五六時間の労働時間となっており、年々労働時間が延長されています。その上、女子労働者は男子労働者より平均一時間は長く働いています。八三年の年間労働時間は二、七一三時間で、日本の二、一〇〇時間、ヨーロッパの一、七〇〇時間と比較すると、その差の大きさに驚かされます。

このような状況の下で、職業病、労働災害は危機的に増加しています八二年には七五秒に一人の労働者が死傷事故にさらされており、職業病の種類は、鉱害による被害、難聴、肺炎、結核、不妊症、流産、神経症、などさまざまで、医療設備もきわめて不十分です。職場での労働が、生命がけの戦争のような実情なのです。

＜闘いの道＞

「不当解雇された民主労働運動解雇者全員の復職、ブラックリストの完全廃棄、労働関係法の改正、労働部長官引責辞任」という四項目を掲げた現在の闘いの道は、けっして平坦なものではあり得ません。しかし、「再拘束を憂慮してふるえているわれわれではない。われわれの復職は、この地の民主労働運動を再びまき起す火花であると確信する」（ブラックリストにより不当解雇された労働者の声明文より）という彼らの決意と闘いは、韓国労働者の将来に大きな影響を与えることでしょう。

〝地球工場〟で働く女子労働者

第一章　世界にまたがる多国籍企業

マレーシアのペナンに住むジュリーは、緑で縁どりされた会社の制服がよく似合う。仕事はポケット電卓の内部仕上げ。一日中顕微鏡をのぞいて、髪の毛位の細さの針金をシリコンの小片にはりつけている。三年前にこの仕事について、今二一歳、視力が落ちてものがはっきり見えなくなるのではと、心配している。

ここ十五年間、とくに繊維・縫製、電子産業関係の多国籍企業は、低賃金労働力を求めて、世界各地で生産活動を繰り広げるようになった。コミュニケーション技術の発達、コンピューターや近代的経営技術、迅速な運搬、移動能力等を駆使して、資源、価格、労働力、市場状況の変化に応じて、月々の生産と流通のパターンを変えていく。

加速化された国際分業の一例として電子産業を見ると、アメリカ国内で電子回路がシリコンの薄板にプリントされ、検査される。アジアに船で輸送されて、板が細く刻まれ回路板に貼りつけられてから、再度アメリカで、計算機・ビデオゲーム、軍需品のような製品への最終工程が行われる。

世界工場はいかにしてつくられたか

「太陽は多国籍企業の上には沈まない。利潤を求める人びとは新天地への旅に駆り立てられる」とは、ある企業の宣伝文句である。多国籍企業は一九六〇年代に急速に拡がった。野球ボールから洗濯機に至るあらゆるものの組立て工場が、より安い生産の場を求めて、最初は香港、台湾に、次いで韓国とメキシコに、さらにシンガポールとマレーシア、タイ、フィリピンに進出していった。これらの進出企業は、自国の労働組合が要求する賃金や手当、職場の安全性等の基準から逃れることもできたし、環境保護規制のない開発途上国で操業することによって、公害規制を受けずに済んだ。そして一九六〇年から六九年にかけて、米国企業による海外製造工業への投資は、一一一億ドルから二九五億ドルへと急増した。

この間、第三世界の初期の経済発展戦略は、自国の産業化を推進し、欧米諸国からの輸入依存を少なくすることであった。しかし、一九六五年頃から輸出向産業を優遇し、多国籍企業の要求に合致する方向への転換が行われた。その後、国連工業開発機構、世界銀行や国際通貨基金（IMF）が後押しして、開発途上国は輸出基地になっていった。見返りとして先進諸国は、仕事と技術と外国為替を約束した。外国為替は、第三世界諸国が石油・機械などを購入するのに必要不可欠である。これらの諸国の政府は、多国籍企業誘致のための税制優遇にしのぎを削り、保護貿易の障壁が取り除かれた。

あるアメリカ多国籍企業の広告より

自由貿易地域は外国資本の投下基地

自由貿易地域（又は、輸出加工地区）は、この輸出型発展を支える中心的な制度として浮び上ってきた。これは外国の資本投下の基地であり、電気や他の必要な設備を完備し、労働者は隣接した寮に収容する。まさに植民地的な経済秩序であり、多国間の協力におあつらえむきの制度である。原材料や設備、資材の自由な輸入、最長二十年間の税支払い猶予、政府による操業費援助等が、海外からの投資を誘致するために行われている。外国企業と共同出資していなければ、自国企業は、この自由貿易地域での操業は禁止されている。

現在世界中に合計百ヶ所以上もある自由貿易地域は、企業にとってはより大きな自由を意味し、人びとにとってはより小さな自由を意味する。有刺鉄線のめぐらされた塀の内側では、労働組合の組織、ストライキ、移動の自由が禁止こそされてはいないとしても、極度に制限されている強制労働の収容所に似ている。特殊警察が、地域に出入りする人びとや乗り物を調べるために常駐している。

国連高官を務めているある第三世界の女性は、次のように語っている。

「多国籍企業家は、自分達が第三世界の発展に寄与しているのだというが、実際は、彼等が私達の国にやってくる理由はただ一つ、低賃金労働である。もし低賃金でなくなれば、さっさといってしまうだろう。貧しい者の手によって行われ、しかも貧しい者を貧しい状態におしとどめるこのような発展を、私たちは何と呼べばよいだろうか。」

世界的な組立てラインで働く女性

「女子労働者求む。一七歳以上三〇歳未満。子供のいない単身者。最低小学校卒、最高高校一年まで。交替制勤務」（メキシコの新聞広告）

一日五ドル七五セント稼げるようになったベテラン縫製工のアルタグラシアさん（二三歳、ドミニカ共和国、ラ・ロマーナ自由貿易地域）は語る。

「割り当て量以上の仕事をしていた私は、ある日上司から『君は稼ぎすぎだから給料を下げる』と言い渡され、よくても一日三ドルまでになりました。それで一週間に六日か七日働くようになり、疲れて以前のように速く仕事ができません。」

第三世界の自由貿易地域の被雇用者は約百万人。さらに数百万人が、それ以外の多国籍企業支配下の工場や下請け工場で働いている。組立工の八～九割は女性である。女性の賃金は男性よりも格段に低い。女性は家計の補助的稼ぎ手と見なされており、女性の低賃金が正当化されている。また「結婚すればやめるのだから」といって、不況時のレイオフを当然のこととされる。

多国籍企業は、従順で管理しやすく、退屈な反復的作業を文句をいわずにする労働力として、女子労働者を求めている。また、出産手当の支給を避けるため不妊手術を受けた者に報奨金を出したり（フィリピン・バターン輸出加工地区マテル玩具会社）、定期的な妊娠検査を実施している所もある。

二〇年前まで第三世界の若い女性達は、家庭や、農業や、地域の小規模工場で重要な働き手であった。しかしこれらの国々の政府が、世界銀行やIMFなどで提唱されたアグリビジネスの開発計画を採用して以来、伝統的農業地域や、地域産業は崩壊していった。娘たちは都市や自由貿易地域に送り出され、家計の助けに仕送りをする。大多数の女子労働者は一六歳から二五歳という若さで、電子工業や繊維工業では視力と器用さが重要なので二三歳以下が多く、食品加工業では、もう少し年長女性の数が多い。

ある経営コンサルタントは、こうして働かされている女子労働者の状態について「女子労働者は不満を持たずに、喜んで働いている。家族から独立して自由に使えるお金を稼ぎ、規律ある寮生活をしている」と、主張している。

紡績工であるメキシコ人女子労働者は、別の角度から、「仕事は私たちの生活領域を拡げ、自立するきっかけになります。多くの女性は賃金労働者であることを自覚しています。仕事をとおして、他の女性と出会い、連帯の精神と連帯の行動の土台を築いていけるのです。」と、女性が働くことについて積極的な意見を述べている。

同時に、このような工場制度は、女性を支配するために伝統的家父長制における男性の権力を利用し強化する。一九八二年に繊維労働者の国際会議を組織したシンシア・エンリー（社会学者）は、次のように述べている。「第三世界では家族を重要視することが大切な経営戦略です。旧来の工場も多国籍企業も、労働者を再生産し支配する手段として家族を利用してきました。女性は独力では求職活動もしないから、父親や兄弟、夫が会社の信頼を得た後、女性を職に就かせます。ほとんどの場合女性は給料を両親に渡すので、会社の規則を守らせるのも、家族の役割になります。工場生活自体が、一般的に家族のライフサイクルによって限定されています。」

工場における女子労働者の生活は果して解放なのか、それとも実質的な奴隷労働なのだろうか。多国籍企業型発展と伝統的家父長制的文化が結びついたとき、女性の生活はどう変わっていくのだろうか。

この記事は、アメリカの新コミュニケーション研究所発行のパンフ「地球工場で働く女子労働者」の抄訳です。今後、数回にわたり連載する予定です。

深刻さ増すタイの児童労働
十時間働いて日給一五〇円

児童労働の問題は、東南アジアの国々に共通するものですが、なかでもタイは、その数の多さ、年令の低さ、労働条件の厳しさなど、たいへん深刻です。昨年一月の現地の新聞記事と、児童労働に関するグループによる年次報告書より、二回に分けてその実態を紹介します。

なぜ子どもたちは働かねばならないか

この十年の間に、わが国最大であり最古であるファランポン駅は、児童労働の〝ショッピングマーケット〟として評判になってしまった。それは、故郷を離れて首都で働こうとする地方の人々にとって、鉄道はもっとも安価な交通手段だからである。ファランポン駅の周辺には、職業紹介所が林立し、求職者の需要に応えているが、ここにやってくる児童の多くは、法定就労許可年令（一二歳）以下である。

過去十年間を見ると、毎年、児童の四・五％が労働市場に入り込んでおり、一九八〇年には、一一～一四歳の児童約百万人が労働市場に入り、全国の総労働力の四・五％を占めるに至った。一九歳までの青少年労働者の約五割までが、国が定めた最低賃金額以下の賃金で働かされている。

八二年の労働局の調査によれば、首都バンコックの工場や製造業で働く児童の賃金は、一日最低十時間働いても手取り一〇～一五バーツ（約一〇～一五〇円）である。（食費、住居費、その他の福利厚生費は含まれていない）。他の政府統計でみても、首都圏で働く一一～一四歳までの児童の六割以上は、常に週七日、四九時間以上の長時間労働を強いられている。

このようなひどい条件にもかかわらず、地方の青少年は都市に出て、〝仕事狩り〟を続けている。

子供たちは、なぜ働かねばならないのか。もっとも簡単な答えは貧困である。日々の生計のことだけを考えねばならない農村の人々にとって、教育はぜいたくであり、家計のロスである。

ほとんどの親たちは、子供たちが都会で働いて得る賃金が微々たるものであることを知っているが、子供たちの収入は、とくに農閑期において村人たちが失業している時期には家計を助ける収入となる。毎年十二月から五月の間は、地方から首都への労働力の移動が増加する。彼らにとって、バンコックはいつでも〝希望の地〟であり続けている。バンコックでは、他の地域よりも高い賃金でいい仕事が見つかると信じている。

どうやって仕事を見つけるのか

現在、ファランポン駅周辺にある職業紹介所は約二〇社で、そのうち法的な登録をしているのは一社だけである。各事務所は、一台のデスク以外何もないことが多い。

〝四〇九サービス〟は、良く知られているが、その前身は〝ヌスラ職業紹介所〟として、労働局から免許を与えられていた。数年前、警察がバンコックのあるキャンディ工場の手入れをしたとき、たった九歳の子供たちがそこで働いているのを発見した。また、重労働のために二人の児童が死に、四人が身体障害者になったことも発見した。この工場で働いていた児童が、すべて〝ヌスラ社〟の紹介によるものだったことがわかり、労働局は免許を取り消した。その後、免許のないまま新しい名称で〝再生〟し、今日まで不法な業務を続けている。

子供たちの多くは、村に直接やって来て仕事を紹介するブローカーや、友人・親戚の人などを通して仕事を見つける。時には、雇い主が直接村に行き、子供の親に都市での仕事を説明することもある。

労働局は、バンコックに一七の職業安定所を設置しているが、一二歳以下の就労が法律で禁じられているために、これらの職安では児童労働を扱っていない。このため、安い労働力を求める雇用者は、民間の職業

1970年から1980年までに労働市場にはいった児童の数　（資料・政府統計局）

年	性	児童人口 ～10歳	児童人口 11～14歳	労働力 11～14歳	雇用された児童数 11～14歳
1970	計	11,935,772	3,570,488	702,119	650,992
	男子	6,043,849	1,807,806	329,781	299,755
	女子	5,891,923	1,762,682	372,338	351,237
1980	計	12,219,500	4,794,800	1,024,200	690,100
	男子	6,265,780	2,451,000	491,100	323,900
	女子	5,953,720	2,343,800	533,100	366,200

紹介所にたよることになる。合法的な業務を行っているのは、バンコックでは一二五～一三〇社、地方には一二五社あるといわれるが、非合法な紹介所の数は、バンコックだけでも二三〇～二五〇社あると推定されている。

そのほかに〝自営ブローカー〟というのがいて、地方のある地区は、自営ブローカーが児童労働でもうけている典型的な地域といわれている。この地域から、バンコックの工場に子供たちを送り、子供一人につき二百バーツの〝サービス料〟を請求して富を築いたという話もある。

ブローカーには、通常は、児童一人当り百～二百バーツ支払われるが、親とともにバンコック入りする児童に直接近づいて雇い主に紹介したブローカーには、五十バーツしか支払われない。彼らは、鉄道の駅やバスターミナルで、自分たちの〝えもの〟が来るのを待っている。

ボロもうけの職業紹介所とブローカー

児童の賃金は年給で支払われるが、平均賃金は次のとおりである。

一〇～一二歳　千五百～二千五百バーツ

一三～一五歳　二千～三千五百バーツ

一五～一六歳　三千五百～三千六百バーツ

これらの賃金は、雇用者が児童の親に直接支払うが、ブローカーの助けを借りた場合はその負担分だけ安くなる。職業紹介所の運営の仕方はさまざまだが、その大多数が請求しているサービス料（斡旋料）は、女子一名に対し二百～八百バーツ、男子一名に対しては百～三百バーツである。

女子の方が料金が高いのは、工場主からの女子の需要が高いうえ、地方からバンコックに出て働く女子がなかなか見つからないためである。女子の方が〝従順〟であり、工場から逃げ出すことも稀なので、女子が望まれるのだ。

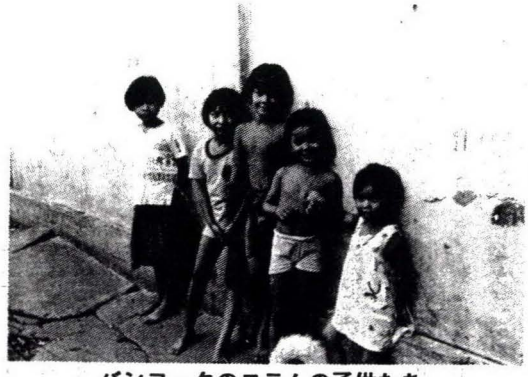

バンコックのスラムの子供たち

職業紹介所のサービスを通じて労働者を雇った雇用者は、その契約期間に応じて手付金（保証金）を支払わねばならない。たとえば女子の一年間の保証付きで契約すると、手付金は二千～四千バーツである。

たいていの紹介所は、雇用者に対して自分たちが紹介した男子が突然仕事場から消えたり、仕事の最中に工場から逃げ出さないという保証はしたがらない。男子一人当りの手付金は三百バーツで、しかも保証期間は一ヵ月である。職業紹介所は、紹介した労働者が、その保証期間中に逃げ出した場合には、雇用者にサービス料を請求せずに、新しい人材を提供しなければならないという規則になっているのである。

親の付き添いがなく、自分でブローカーを通して求職の申込みをする女子の場合も、主に月ぎめ契約である。一〇～一四歳の女子の平均月額は二百～三百五十バーツである。

いずれにせよ、職業紹介所が一日に二～三人の児童労働者を供給すれば、一日の収入は三千～四千バーツ以上はまちがいないと見積もれる。さらに一ヵ月の収入は、十万バーツ以上になるだろう。非合法な職業紹介業に対して、労働法が課している罰金は、最高千バーツで、これは、一日の最低収入三千バーツに比べれば、何の歯止めにもならない。

子供たちはどこで働くのか

タマサート大学の社会学部の調査で、子供たちのほとんどがキャンディー工場、ガソリンスタンド、食料品店、ゴルフコース、織物工場や競技場などに雇われていることがわかった。

ミニバスの車掌として働いている児童の四〇％と、建設業で働く児童の六八％が、少なくとも一回は仕事中にケガをしたことがあると答えた。前に述べたキャンディー工場における児童の死傷事故は悲惨であるが、傷害や死亡事故が起っても、その被害者や家族が補償を受けられるという保証はまったくない。

モーテルの中には、まず少女たちを厨房の皿洗いとして雇い、後になって売春を強制するところもある。一九八二年には、警察が〝二八ホテル〟の手入れをし、そこから一三歳と一四歳の少女数人を救い出したという例もある。

（一九八三年一月八日付「NATION REVIEW」より）

スリランカの労働者に連帯の意志表示を

「アジアの仲間」第四号でお伝えした、スリランカの輸出加工区にあるポリテクス縫製会社の女子労働者の闘いは、その後も続いており、アジア各国に支援を呼びかけています。

☆

一九八四年三月二十八日に行なわれたポリテクスの労使間の話し合いで、経営側は、それぞれの立場を労働監督官に申し立てることに同意しました。その後労働者たちは監督署から「経営側は女子の〝全面降伏〟を望んでおり和解は不可能」という知らせを受け、その後は一度も話合いが持たれていません。

ストライキを始めた女性たちは、今もなお、自分たちの要求を堅持し、お互いに励まし合ってがんばっています。今年のシンハリ（主として仏教）とタミール（ヒンズー教）の新年のお祝いは、四月十三日と十四日でしたが、彼女たちは助け合って、何とかこれを乗り越えました。スリランカではこの二日間、国を挙げて新年を祝い、人々は伝統衣装や伝統的な行事のために、たいへんにお金がかかるのです。労働組合は支援団体から借金をして、お祝いの費用として、組合員一人当たり百ルピー（約四米ドル）を支払うことができました。

三月二十九日に予定していた地域の連帯集会は、警察の許可が降りず、四月十一日の集会は、直前になって急拠許可が取り下げられました。これとは別に、スリランカの主要労組や労働団体は、ストライキ支援の集会をコロンボ市内で行なう計画を立てています。いろいろな婦人団体も、会社に抗議の手紙を送ったり、このストライキの意義を人々に知らせるための行動を始めています。

☆

前号でお願いした政府及び会社への抗議ハガキは、たくさんの方々にご協力いただきありがとうございました。引き続き、女子労働者への支援のハガキにご協力お願い致します。なお、カンパの要請もありますので、センターでまとめて届けたいと思います。「スリランカへのカンパ」とご指定の上、郵便振替（奥付け参照）にてセンター宛ご送金いただければ幸いです。

アジアの仲間の熱意に感動

――アメリカ西海岸からの手紙――

私たちは今春、PCP（工場閉鎖対策プロジェクト）の国際協力部として、日本、香港、韓国を訪問しました（詳細は前号参照）。その中で、アジアの国々とアメリカの労働者はたくさんの共通な問題を持っていると思いました。

アメリカでは最近ますます「外国人労働者がアメリカ人労働者の職を〝盗んでいる〟」という宣伝が行われています。確かに多国籍企業が国内の工場を閉鎖して国外に移転しています。がそれだけでなく、国内でより賃金の安い地域、組合の組織されていない地域にも多くの工場が移動しています。どちらの場合にも、労働者は、企業の利益のために相互に対立させられています。

日本で女子労働者と話し合い、日米双方の女性たちが、経済制度の中では同じような立場にあることがよくわかりました。両国とも、女性は男性の半分くらいの賃金で働いています。大部分は組合に加入していませんし、臨時またはパート労働者として、景気の安全弁として利用されています。六〇年代と七〇年代に、アメリカの女性と少数民族は、ある程度の法的保障を手にしました。それまでは男性だけの職場であった重工業部門の高賃金の職場に、確実な仕事を得た女性もありました。

ところが七〇年代半ばから後半にかけて、企業側は事業縮小、大量解雇を始め、女性と少数民族の人びとがまず首を切られました。企業は、労働力コストを下げ、管理を強化する一番よい方法として、臨時雇用、パート雇用を始めました。この人たちは、一般に賃金が安く手当もつかず、簡単にクビにできるので、管理もしやすいのです。日本でも多くの女性がパート労働者として働いていることがよくわかりました。

香港と韓国の労働者の状況はもっと厳しいものでしたが、問題の本質は私たちと共通しています。今回の旅行で何よりも心を打たれたのは、各国の労働者の熱意と献身と戦闘性でした。アジアの労働者が私たちに示してくれた理解と連帯の心に深い感銘を受け、このような機会を得られたことに心から感謝しています。

会員の声

◆ 日本の農村婦人の問題を中心に研究をしている者です。貴センターからの「ニュース」で少しでもアジアの婦人に目がむけられればと思っています。
（A・S子　東京・研究員）

◆ 信仰の志をともにする数名の集いですが、二月頃から貴センターのお働きをおぼえて、集まるたびに、小さな箱に百円ずつ入れてたまったものです。大切な働きがつづけられますよう祈らせて頂きます。
（ぶどうの会　豊橋）

◆ 信徒の友で発会を知りました。以前からこういう運動に対して、気軽に参加できる場を求めていました。
（M・N子　川崎・学校事務）

◆ 通信ありがとうございました。新聞では読めない情報がたくさんあって、不勉強な私には貴重な資料です。大変だと思いますががんばって下さい。
（I・C美　京都・学生）

◆ スリランカ政府に抗議ハガキ出しました。添書して。
（O・M　函館・公務員）

◆ 塩沢さんのご活躍に日頃から大変関心をもっておりました。わずかですが活動の足しになればと思い、会員に応募いたします。よろしくご指導下さい。
（N・K子　東京・公務員）

◆ 実質的なお手伝いができなく申訳なく思っておりますが、ニュースレターは隅々まで読ませていただいております。
（I・M子　国分寺・主婦）

◆ 会員を一人でも増やすべく入会のしおりを送ったり、手渡したりしていますが――
（K・Y子　京都・教師）

◆ 「アジアと女性」の問題に興味をもっています。『メイドイン東南アジア』とても興味深く読みました。日本の女工哀史、現在の女のおかれている位置、そしてアジアとの関係がとてもわかりやすく書かれているので、教えているクラスで読むよう勧めています。
（I・N代　京都・大学講師）

◆ 定時制高校で社会科の教師をしています。現代社会で、アジアの女子労働者の問題をとりあげました。いつになく生徒たちは、自分自身にひきつけて聞いていたようです。しかし、「日本は、我々は、これよりましだから幸せでよかった」というような感想からなかなか脱却できません。貴重なお仕事をなさっていると思います。今後ともご指導下さい。
（Y・S恵　大阪・高校教師）

◆ アジアの労働者へ目を向けての活動、今、必要なことの一つだと思います。頑張って下さい。
（K・M子　横浜・主婦）

◆ 日本の労働運動は、アジアの労働者との連帯が必要だ、と常に思っていましたので、私自身の勉強のつもりで入会させていただきます。
（M・S　多摩・団体職員）

◆ 大阪の労働者の中にフィリピンの労働者と交流をもっている方があり、せめてもと職場で古着を集めて送りました。困難な中で闘っている労働者達との連帯は難しいですが、私たちも国内の労働条件を少しでもよくしていくことで連帯できるなら――と思います。
（T・M恵　大阪・　）

◆ ニュース四号に掲載のESCAP民間フォーラムの記事に共感しました。実は、政府間準備会議の方の資料を探したのですが手に入りませんでした。貴重な資料を有難うございました。
（W・U子　高槻・大学教師）

◆ 通信四号読みました。短くてもスリランカの記事、ESCAPフォーラムの記事、PCPの記事など充実していると思いました。私も平等法のとり組み等々で忙しくしています。
（M・H子　小平・会社員）

◆ 一般（工業・商業・サービス業等）の労働力問題と、農村漁業労働力問題及び経営問題とは、アジアに於ても、切り離すことは困難な中で、今後ともご活躍をお祈りいたします。
（K・H　茨城・公務員）

◆ 『メイドイン東南アジア』読みました。今の東南アジアの女子労働者達を、日本の女工たちのように、発展のための道具として、又、歴史の捨て石として看過することはできません。〝アジア女子労働者のつどい〟に参加して、彼女たちも私と同じ普通の女の子だな、と思えてとても嬉しい気持になりました。今までは、心のどこかにアジアの人に対する偏見がありました。でも今は少し違います。短かかったけれど一緒に時間を過したことが、私の心に風穴をあけて、柔軟にしてくれたようです。貴重な機会をありがとうございました。
（N・N子　川崎・学生）

◆ 『メイドイン東南アジア』を読み、大きな衝撃を受けました。自分がこうして日本で生活している事自体が、外国の多くの人々の激しい労働と犠牲の上に成り立っている事を知り、言い様のない悲しみと無力感を感じずにはいられませんでした。この私に何が出来るのだろうか、と自問している私にとって、「アジア女子労働者交流センター」の存在は、一条の希望の光を放ってくれています。
（N・T代　川崎・英語教師）

☆　☆　☆

アジア女子労働者交流センターを発足してから一年の間に、たくさんの方々から励ましや期待の声が寄せられました。ありがとうございました。その中から数人の方々の声を掲載いたしましたが、ご本人にお断りしていないため、匿名とさせていただきました。
（編集部）

＜事務局日誌＞

4月1日　厚木市議大桃正子後援会講演（塩沢）
4月3日　名古屋ＹＷＣＡ講演（塩沢）
4月6日　ＮＨＫ「アジアの目、世界の目」ＴＶ収録（塩沢）
4月13日　4月定例事務局会議
4月16日　夜勤交替制勤務基準研究会、第3回センター運営委員会
4月17日　「アジアの仲間」第4号編集始め
4月19日　センター財政小委員会
4月25日　翻訳グループ学習会
5月1日　「アジアの仲間」第4号発送
5月14日～16日　アジアキリスト教協議会婦人委員会集会
5月17日　千葉・京葉文化センター講演（塩沢）
5月21日　5月定例事務局会議
5月22日　夜勤交替制研究会提言を労働省申入れ、記者会見
5月23日　翻訳グループ学習会
5月25日　川崎ＹＭＣＡ講演（塩沢）
5月26日　サンケイ児童出版文化賞授賞式（塩沢）
6月9日～10日　繊維労連全国婦人集会講演（塩沢）
6月19日　6月定例事務局会議
6月25日～26日　日本キリスト教協議会都市産業農村宣教委員会全国活動者会議
6月27日　翻訳グループ学習会
6月30日　全専売中研支部婦人部講演（塩沢）

サンケイ児童出版文化賞　受賞

『メイド　イン　東南アジア――現代の女工哀史』（岩波ジュニア新書、五三〇円）は、このほど第三一回サンケイ児童出版文化賞を受賞し、＜推薦図書＞に選ばれました。

著者の塩沢所長は、五月二十六日に経団連会館で開かれた授賞式に出席し、賞状と記念のタテを受け取りました。

ジュニア向けの本だったせいか、発行当時はあまり反響がありませんでしたが、大人たちの間に徐々に広まり、このところ二回、三回と版を重ねています。

夏休みを利用して、できるだけたくさんの中学生や高校生たちに読んでいただきたいと思います。身近な方々に、ぜひお薦め下さい。

塩沢美代子著『メイド　イン　東南アジア』をめぐる二つの話題

〝アジアの目・世界の目〟にテレビ出演

四月二四日ＮＨＫ教育テレビの〝アジアの目・世界の目〟で、アジアの女子労働の実態にはじめて本格的に取り組んだ番組が放映されました。「メイド　イン　東南アジア」という題名で、出演は、塩沢所長の他、タイのマヒドン大学労働衛生学マリーニ教授、上智大学村井吉敬氏、法政大学鈴木雄二氏と多彩な顔ぶれ。京都の東南アジア研究センターの矢野暢氏が司会を務められました。

ＡＳＥＡＮ諸国の製品が私たちの身近に多く出まわっている事実、自由貿易地域の広告映画による宣伝、女子労働の現場の貴重なフィルムなど生々しい現実にふれることができました。ビデオが入手できる方は御一見下さい。

深夜業は――男女とも規制を――民間の研究会が提言

日本では男子の深夜業に関しては、全く法規制がない。だから公共サービスなどの上で避けられない深夜勤務だけでなく、経済競争からさまざまの産業で交替制による二四時間運転が行われている。

その結果、非常に多くの問題があることを、久しく憂慮していた産業衛生関係の医学者を中心に、労働法学者、社会政策の専門家などの有志が集り、一年半の精力的な討議を重ねて、このほど夜勤交替制勤務者の労働基準についての提言をまとめ、労働大臣及び関係各方面に訴えた。

提言の基本は、公共サービスと生産技術上やむをえぬ必要最小限の業務を除いて、深夜業は男女ともに禁止することを原則として、法的規制を要望したものである。

あとがき

センター発足から一年が経ちました。どうにか年四回のニュース発行をやりきり、第五号を「一周年記念号」のつもりで、増ページでつくってみました。「会員の声」でもおわかりのように、全国各地の、さまざまな方々がセンターを支えて下さり、会員を通じてさらに輪が広がっています。

実は、アジアからの情報を記事にするまでには、事実関係の確認、数字の照合など、なかなかたいへんな作業が必要です。政治・経済のちがい、社会的な慣習や人々の暮らし方のちがいなど、前提条件がはっきりしないと理解しにくい事柄もたくさんあります。一見矛盾だらけの情報の中から、何が真実かを見ぬかなければなりません。

二面と八面の一部は、ＣＡＷ（アジア女子労働者委員会）のニュースレターから転載しました。三面は、ニュースレターの他いくつかの資料を参考にしています。

みなさまのご感想やご意見をお待ちしております。（Ｈ）

女子労働者通信　第6号

アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター
〒160 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-34
発行人代表者　塩沢美代子
編集責任者　広木道子
電話 03-202-4993
郵便振替　東京0-70086

韓国の日系企業で女子労働者の解雇事件

（アジアスワニー社）

韓国では、一九八〇年末に労働法が大幅に改悪されて以来、自主的労働運動を求め続ける労働者への弾圧はますます厳しくなっています。JOC（カトリック労働青年会）会員としてブラックリストにのせられた女子労働者の一人、金徳順（キムトクスン）さんへの連帯が、今とくに求められています。

金さんは昨年十一月始め、約一年間の職探しの末に裡里（イリ）市にある株式会社アジアスワニーに、ミシン工として入社しました。これは日本資本一〇〇%の、スキー用手袋を製造している会社で、本社は香川県にあります。入社約二十日後に彼女が直面したのは、元泰昌（ヌンチャン）メリヤスの解雇労働者であることとJOC会員であることを理由とする解雇通告でした。その時から今年八月までの金さんの闘いを振り返ってみます。

一、一九八三年十一月～十二月

解雇通告に抗議すると、会社側はJOC脱退証明書をもってくれば解雇を撤回すると迫りました。金さんは二日間にわたり、JOCは悪い組織ではないから脱退しないと説明しましたが、会社は無理に作業衣を脱がせ、彼女を門から押し出しました。それから五日間門前でハンガーストライキをし、元泰昌の解雇労働者が、土地の労働行政官庁に抗議に行くとその机の上で、元解雇労働者のブラックリストを発見（前号参照）。役所は会社に復帰命令を出しましたが、会社は受け入れず、裡里、ソウル、仁川（インチョン）で、抗議のハンストがひろがりました。

二、一九八四年一月～二月

会社側は金さんが倉庫、食堂、売店のいずれかで働いてもよいという条件を出しましたが、金さんはミシン工としての現場に復帰することを希望し、毎日事務所に交渉に行き、座りこんで闘い続けました。その間に受けた目に余る嫌がらせ、暴力行為は数え切れません。

三、三月～五月

ローマ教皇訪韓のため、会社は金さんの希望通りミシンの現場への復帰を認めました。が教皇離韓と同時に会社は、労使委員会の徴罰委員会を招集。上役に対する反抗的態度、不服従などを理由に、今後もう一度問題を起したら金さんを解雇すると決めました。

四、六月～八月

職制にどなられている労働者の味方をした金さんは、徴罰委員会の関係者三名に、労働官庁や警察署へ連行されました。他の労働者もJOCはアカだという宣伝に煽られて、彼女とは働きたくないと、全従業員四百名中三百名が労働官庁に行進し、建物のガラスを割るなどの集団的示威行動を行いました。

産業宣教会、労働者福祉協議会など十二団体は「日本企業の労働者弾圧を糾弾する――韓国に進出した日本企業（株）アジアスワニーのカトリック労働青年会（JOC）会員弾圧に憤りつつ」という声明を六月に発表し、金さんの闘いを支持しました。

七月五日深夜、会社に依頼された暴力団員が裡里カトリック教会敷地内の「労働者の家」に宿泊していた金さんを襲い、強姦未遂事件を起しました。教会側も事態を重視し、調査の結果カトリック全州教区正義平和委員会として八月に抗議声明を出しました。以後今日まで労働者の人権を踏みにじる会社への怒りは深まり、闘いの波が静かに拡がっています。

この事件は、韓国で外資系企業が行ってきた多くの労働者抑圧と共通するものです。とくに七六年馬山自由貿易地域での韓国スワニー社（日系）の労働組合破壊、八二年コントロールデータ社（米系）の労働争議を口実とした企業撤収が大きな傷跡を残しています。

現在、情況が流動的なので、支援の方法について他団体とも協議の末、あらためて皆さんの御協力をお願いします。

フィリピン

長期化するストライキ
街にあふれる失業者

メトロマニラのアルテクス開発会社でストライキ中の労働者に対し、軍隊は、またもや野蛮な襲撃をしかけた。この繊維工場には、約二、〇〇〇人の労働者が雇われている。一九八四年七月九日、軍隊と警察官の混合部隊一、〇〇〇人が、二〇〇人のピケ隊とその支持者たちを襲撃した。兵士たちが、ストライキ中の労働者を繰り返し棒で殴打している間、何人もの狙撃兵が塔に配置され、労働者に向って発砲した。工場の近くの家屋まで標的にされ、通行人の間にも怪我人が出た。一軒一軒、家宅捜索もされた。

この暴挙で三〇人の労働者が負傷し、そのうちの多くは銃傷であった。二〇人が投獄され、公務執行妨害を理由に告訴された。

この襲撃は、裁判所命令の直接的結果であった。この命令は、資本家が労働雇用省の承認を得て、軍隊の力で執行された。これらはすべて、BP（議会制定法）一三〇号、BP二二七号（新ストライキ法）の効力によるものである。この法律は、ストライキの鎮圧に法的根拠を与え、その結果、高揚した労働運動が阻止され、骨抜きにされるものである。

アルテクス労組のストライキは、四月二十四日に始まった。彼らの要求は、つぎのとおり。

一、賃金規則二号、三号の実行
二、賃金の増額（日額一二三ペソ＝一・二八USドルという非人間的給与）
三、解雇された四人の組合役員の復職
四、六ヵ月以上働いた労働者の正規雇用

一方、経営者は、この紛争の平和的解決のために用意されたいかなる交渉の席に着くことも、一貫して拒否し続けた。それどころか、アルテクス社の五ヘクタールの敷地内に、ヘリコプターを使ってスト破りの労働者を投入し始めた。六月三十日には、労働者のピケットラインに一、〇〇〇人の軍隊出動を要請し、製品が出荷できるようにした。

（「CAWニュースレター」一九八四年八月発行より

ピケをはる女性たち ── 看板に注目！

事実上のスト禁止法
軍隊の出動を正当化

BP（＝議会制定法）一三〇号、二二七号は、一九八一年に国会を通過した「新ストライキ法」と呼ばれるもの。労働法の上では、労働者の団結権、団体交渉権、ストライキ権が認められているが、このBP新法は、ストライキの条件を厳しくし、ストに大幅な規制を加えて効果をなくさせる、事実上のスト禁止法とも言えるものである。その主な内容は、

＜BP一三〇号＞

(1) ストを行なう場合は投票によって組合員の三分の二の賛成が必要。
(2) スト通告は十五～三十日前にすること。
(3) 不法ストに参加した者は解雇できること。
(4) 労働雇用省に登録され、認可された組合のみストができる。

＜BP二二七号＞

(1) 経営者は、スト中でも、工場内外への製品、人員の自由な出入りができる。
(2) 国家利益に直接関わる労働者のスト規制。
　○官公労働者、銀行労働者
　○EPZ（輸出加工区）など

これによって、スト破りが横行し、軍隊の弾圧が正当化され、頻発するストの長期化、泥沼化を招いている。

フィリピンでは、戒厳令の解除以降、ストライキが頻発している。一九八一年の政府統計では、年間二六〇件、九八、五〇〇人が参加したとされている。世界銀行やIMF、その他外国資本の支配の下で、フィリピン経済は悪化の一途を辿り、労働者の生活は苦しくなるばかりだという。八四年一～八月の間に、二〇の大企業が閉鎖し、一時閉鎖は一、四七四件（将来、完全閉鎖の可能性大）、ストライキは一四三件、しかもそのほとんどが長期化し、失業者が街にあふれている。

非人間的な扱い受ける
アジアの女性の海外出稼ぎ

九月に、フィリピンの首都マニラで、CCA（アジアキリスト教協議会）の婦人部の主催による、「アジアの女性の出稼ぎ状況」についての協議会が開かれた。

アジア第三世界のほぼ全域と、太平洋地域など計一六ケ国から六〇名近い女性が集まり、約一週間にわたり各国の実態報告を中心に、共通の問題点を探り、テーマごとにグループ討論を重ねて話し合いが行なわれた。

英語ではマイグレントと呼ばれるこの会のテーマは、日本人には他国への移民と理解されてきたが、ここでは二つの意味をかねている。

第一は農村地域から、工業化された都市部への出稼ぎ、第二は都市でも職をえられず、外国へ出稼ぎにいくことである。

この第一のケースに関しては、日頃から当センターの連帯先であるCAW（アジア女子労働者委員会）の活動のテーマであり、この会報でもその状況に関する記事をおもに扱ってきた。しかし第二の点は、今日の日本の女子労働者にとっては例のないことであり、アジアにおける実態にもほとんど関心がもたれていない。そこで他国への出稼ぎ状況を中心に報告しよう。

アジア及び太平洋地域一六ケ国となると、その実情はさまざまであるため、全体集会での話しあいは広範多岐にわたったが、国外への出稼ぎ女性を大量にかかえている典型例はフィリピンであり、その報告は具体的でたいへん迫力があり、アジア一般の状況にも及んでいた。

☆

大学を出てまだ二年で、〝出稼ぎ労働者の友〟という団体で働くLさんは、若者らしい正義感をみなぎらせて、熱っぽく語った。

それによると海外に出稼ぎ中の約一五〇万人のフィリピン人のほぼ半数は女性で、約一二ケ国にわたっている。おもな例は、香港・シンガポール・サウジアラビヤなど中近東諸国、イタリーやフランスなどヨーロッパ諸国に及ぶ、家事労働つまり住込みのお手伝いさんである。アフリカへの教師、中近東その他での看護婦などの専門職で働く者もいるが、お手伝いさんとして働く者のなかにはカレッジ卒でもとは教師や公務員という者も多く含まれているという。さらにエンタテイナーと称して日本に送られる女性たちの例もあげられた。因みに男子は主として中近東などで建築工事の現場で働く者が多いという。

彼らは労働条件の悪さ、守られない労働契約、差別賃金、法的保護の欠如に加えて、文化的な背景の違いからくる断絶、人種差別、社会的地位の低さに苦しみ、その上に女子の場合は売春行為を強制されたり、住込んだ家の主人に暴行されるなどの非人間的な苛酷な状況におかれていると強調された。

国内に大量の失業者をかかえているのは、シンガポールを例外とし、いわゆる第三世界のどの国も同じだが、フィリピン女性の海外出稼ぎが抜群に多いのは、学歴が低くても英語のつかえる者が多いからだろう。

お手伝いとしての海外出稼ぎは、スリランカから中近東への例などもあるが、一方で、言葉抜きでできる出稼ぎとして、台湾・タイ・フィリピンの女性たちが、人身売買に近い形で、売春のために日本に送られてくるケースがあり、これがもっとも深刻な事実である。Lさんの報告した歌手とかダンサーとかの名目での来日のなかにも、この例が多く含まれている。

日本からの参加者には、日頃からこの問題に深く関っている、カトリックのシスターである伊従さんや、こういう人たちの救済活動のひとつとして、かけこみ寺となる施設を建設中の、キリスト教婦人矯風会の高橋さん、朝日新聞シンガポール支局の松井やより記者などがおり、不名誉な受け入れ国側の立場から、この実態についての報告や、その解決へ向けての話しあいに、もっとも力がいれられた。

（塩沢美代子）

◆

スリランカの縫製工場ポリテクス争議解決へ

ニュース四号、五号で、スリランカの女子労働者の闘いに支援を呼びかけてきましたが、次のような内容で解決しました。厚くお礼申し上げます。なお、組合の要求は四号を参照して下さい。

①組合員六人の解雇撤回。
②一九八三年ボーナス二・五カ月。
③年間休暇三日増で一七日。
④医療設備を整える。
⑤会社の生産目標を明らかにする。

〝地球工場〟で働く女子労働者

第二章　東アジア編――〝東洋の娘たち〟

「東洋の女性の手先が器用であることはよく知られています。小さな手で手速く注意の行き届いた仕事をする彼女たちは、組立てラインにおあつらえ向きです。」（マレーシア政府の投資家向けパンフ）

「私は青春の五年間を、会社に売ってしまいました。気の遠くなるようなこの仕事を二、三週間でも休みたいのですが、クビを覚悟しないとても休めません。ここにいる限り規則だらけで身動きできず、鎖につながれているようです。こんな所で五年間も私の人生を無駄にしたなんて…。」（台湾の一労働者）

◇

東南アジア諸国では五〇万人の女性が自由貿易地域で働いている。韓国では一六歳から二五歳までの女性が工業労働力の三分の一を占めている。その大部分は地方出身者で、すでに都市で働いている友人や姉、あるいは村の有力者や父や兄弟の世話で都会に出てくる。台湾では大企業が高校の校長の協力を得て大量求人を行っている。大部分の女性にとって外で働くのは初めての経験であり、家族の中でも初めての労働者である場合もある。

安い給料で住宅などはのぞむべくもなく、工場に隣接した寮か狭い下宿に住むことになる。一部屋に四～八人という下宿、三交替に合わせて一つのベッドを三人で交替して使用する寮での生活は、決して「健康的」なものではありえない。

東南アジアの国々の最低賃金は最低生活費にも満たない場合が多い。米や魚の干物、飲料水と小さな部屋の家賃にあてる生活費にまだ7ドル不足するのが、インドネシアの初任給である。フィリピンでは一人最低生活費月額37ドルに対して、米国系電子工場の初任給は34ドルから46ドルである。コーラでさえ一日の給料の半分もする中で、88％の女子労働者が、給料の半分以上を家族に仕送りしている（一九七〇年の香港の若年女子労働者の調査）。

このように地方の貧困と都市の低収入の生活が、結婚を遅らせても家族の生活を支えなければならないほど、彼女たちを圧迫している。

おびただしい健康破壊

低賃金に加えてもう一つの大きな問題は、就職して二、三年以内に健康や神経を破壊するような労働環境である。一例として電子産業の現場を見ると、精密な半導体を保護するためのエアコンのきいた中で、発癌性有毒ガスを発生する溶剤を使う作業、酸性の溶剤に回路を浸す作業などに従事する労働者は、48％が頭痛を訴え、39％は眠気を感じ、36％はのどの痛みを訴えている。ゴム手袋や長靴で手足を保護していても、時々もれて薬剤による火傷をしたり、指を全部失ってしまうこともある。

台湾のフィルコ・フォード工場で十二人の女子労働者が有毒ガスを吸って死亡した時、そこに居合わせた人類学者の証言によると「十八歳になる女子労働者の一人はまだその職場で働きはじめて三週間目であった。会社は彼女が遺伝性の難病をもっていたと主張したが、事件が明るみに出た後、両親に二五〇〇ドル支払った。それは長期間苦しんだ彼女の医療費の半額にもならなかった」ということである。

電子工業の接着作業では、女子労働者は一日七～九時間顕微鏡を使用して髪の毛のような金の針金をシリコン片にとりつけなければならない。健康な視力で働き始めて一年位で、慢性結膜炎（88％）、近視（47％）、乱視（19％）になるという報告が出されているが、会社は健康に関する苦情にまったくとり合わない。

縫製工場、繊維工場の不健康な環境はさらにひどい。欧米の下請工場が多く、労働者の健康には無関心である。韓国経済の奇跡的発展を担ったこの産業で、労働者は夏には気温が40度以上になる狭い部屋で、繊維のほこりと糸くずの舞う中で働いている。繊維を保護するための高湿度

日系企業に多い女子寄宿舎

から労働者はリューマチや関節炎に、糸くずや綿ぼこりのために綿肺に冒されている。ある労働者は朝七時から夜十一時までの縫製工場での労働について、次のように記している。

「見習い工が洋服から糸くずを振い落とすと、部屋中ほこりだらけで呼吸も苦しくなります。こんなにほこりっぽい空気の中で働いている私たちは、肺結核、気管支炎や目の病気にかかりやすいのです。青白いしわだらけの不健康な顔を見ると悲しくなります。ここで作られた洋服には、私たちのため息と悲しみと血が縫いこめられているとは、誰も知らないでしょう。」

輸出加工区で働く女子労働者

いつまでも臨時工

女子労働者は臨時工として雇われ、いつ解雇されるか分らない不安定な身分で働いている。病気休暇や休日休暇もほとんどなく、たまに帰省するのも、三日以上休めばクビを覚悟しなければならない。約六ヶ月間の試用期間を設けている所が多く、その間の給与は本給の四分の三、その期間の終る直前に解雇すれば会社は払うべき賃金を支払わなくて済む。

台湾、香港、マレーシアではボーナス制度が給料のかなりを占め、会社はそれによって生産高や利潤の変動に合わせて賃金を決められる。三回の遅刻、病欠、夜勤拒否などで、ボーナスカットか解雇になる。

ストレスと高度の不安が健康を損うもう一つの要因である。交替制で日勤・夜勤と変るために睡眠のパターンが崩れ、神経障害、胃腸障害の原因となっている。昼食時間も短かく、トイレ使用も手をあげて許可をとるのに三〇分も待たされることもよくある。納期が近づいたり緊急注文があれば、連続四八時間も強制残業させられることがある。女子労働者に覚醒剤を与えたりアンフェタミンの注射をしたりして、中毒を起した例もある。

性的嫌がらせも大きな問題である。フィリピンのバターン自由貿易地域で、ある労働者は語っている。

「私達は会社をモーテルと呼んでいます。よく上役が〝一緒にねるかやめるかどちらかだ〟と脅すからです。そんな時どうしたらよいか分りません。仕事を失ったら本当に困ってしまうからです。」

仕事への最初の魅力が消え失せると彼女たちは何というひどい所にいるのだろうと考えはじめる。そこで会社はさまざまな方法で労働者の不満を鎮め団結を未然に防ぐ努力をする。労使協議会、レクリエーション活動、洋裁クラス、歌唱大会などの他、工場内の美人コンテスト、水着大会、脚線美コンテストなど、女性を性的対象物として競わせている。給料日には化粧品、宝石などの業者を工場内に通して、女子労働者の消費意欲をそそることも忘れない。

会社の寮や下宿に生活している女子労働者は性的にルーズだと思われ、彼女たちのモラルの問題が盛んに議論されている。工場で働いていたため二七、八才まで未婚でいた場合、結婚不適格と決めつけられ、ひとたび西欧的な衣服、生活を身につけ自由を味わった彼女たちは、故郷に帰って伝統的な生活に戻ることもできず、どこにも自分の場を見出すことができなくなってしまう。

ホスピタリティーガール

東南アジアの多国籍企業の発展は、組織売春を含む観光・接客産業の発達をもたらした。二十歳になるタイの女性ノイは売春によって副収入を得ている。「私は電池工場で一日25バーツ（当時1ドル50セント以下）を稼いでいるけれど、これだけでは生活していけません。両親に仕送りするために、夜も働かなければなりません。」と彼女は説明している。多くの女性達は、以前工場労働者であったり、仕事を求めて地方からきた人びとである。フィリピンや韓国では観光産業は外貨収入のための重要な国策となっている。日本の男性を主な相手として、旅行代理店がパック旅行を組織しているのは周知の事実で、フィリピンでは一晩60ドルで女性を買うと、クラブ経営者とガイドが九割の分け前を取り、彼女の手には6ドルしか残らない。売春観光に関わるホテル、銀行、代理店、輸送システムなどにも、多国籍企業が多額の資本をつぎこみ、ビジネスマン、政府関係者や米軍人などが大いに利用しているのである。

過重労働と虐待、そして逃亡

タイの児童労働　身心に深い痕跡

前回につづき、タイの児童労働について、〝児童労働問題センター〟一九八二年年報より、抜萃して紹介します。

児童労働問題センター　民間機関の協力で発足

現在、タイの一一～一四才の児童人口は約五百万人であり、このうち半数の児童は、学校へ行かずいろいろな仕事をしている。労働局の資料によると、少なくとも一五才未満の児童四万人が、バンコック市内の工場で働いている。このような工場の労働条件は非人道的である場合がほとんどで、児童は、この条件下で、とるに足らない報酬（年給一五〇〇～三〇〇〇バーツ＝七五〇～一五〇〇USドル）を得るために、一日最低一二時間は働かねばならない。この子供たちの苦労ははかり知れない。

児童労働問題は深刻である。一九八一年末、民間の八つの機関の協力によって、児童労働問題センター（CCCL）が発足した。

センター設立の目標を実現するために、いくつかのプロジェクトがつくられたが、その一つが「児童労働問題の広報と情報のためのプロジェクト」である。

1. 目的

児童労働とその悪い影響について人々の意識を喚起すること。児童労働における不法な待遇の実態を明らかにし、公表すること。

児童雇用は、安い労働力と管理の安易さから、雇用者に人気がある。たくさんの子供たちが、人権を無視され、法の網の目をくぐって不法に搾取されている。このような労働により、身体障害者になったり、精神的に重い打撃を受けた子供たちもいる。センターは、児童労働者の悪質な待遇についての情報を、全力をあげて収集する。保護者からの依頼を受けて、行方不明の子供を探し、それが、雇用者の扱いにがまんしきれなくなって逃亡したものである場合には、子供を家庭に送り返す。

2. 機能

一九八一年十二月二十日、国際児童権利宣言記念日を機に、センターはこの日から、児童労働問題を国民に警告し、情報提供を呼びかけるキャンペーンを始めた。その方法はポスター貼付とラジオ放送、他団体への協力依頼などであった。これによって、十ヵ月間に一四件の具体的な実例が報告されたが、そのうち九件は過重労働、五件は児童への虐待であった。センターは、これらのケースを、労働局、警察署、児童権利保護センターなど関係機関に送り、今後の処置を求めた。

逃亡や「売却」で数知れない行方不明児

自分の家に送り返された子供たちのほとんどは、過酷な労働と虐待に疲れ果て、落胆していた。そのような子供たちは、自分の主人の家や会社から逃亡しようとするが、中には、食物もないまま毎日通りをうろつき、結局、派出所や交通整理のおまわりさんにすがっていく者もいる。しかし、仕事場を逃げ出しても、何らの援助の手も届かない所に入りこんでしまっている児童は数知れない。

このような児童を家庭に送り返すことは、二つの意味がある。第一には、これは直接援助の行動であり、その子供の苦痛をやわらげる。第二には、子供の保護者をはじめ、地方の人々やその土地の指導者たちに、子供たちをバンコックで働かせるという問題の重大さを認識させることになる。

センターが行なった行方不明児童の追跡調査によって、いくつかの問題が明らかになった。その一つは、民間の職業紹介所の問題である。

通常、雇用者が児童を求めて紹介所に連絡する場合は、紹介所は、所在地を記録するために、雇用者に身分証明書を要求する。しかし、雇用者は、何らかの方法で自分の実際の住所が記録されないようにすることができ、紹介所は児童のその後の追跡ができない場合もある。児童売春などはこうしたケースでおこる。また紹介所がこれを承知で児童を引き渡すこともある。

民間の職業紹介所を管理する適切な対策がない。非合法な職業紹介業に対する罰則が緩かなために、もぐり業者がいたる所で無責任な営業を行なっている、などの問題を明らかにするために、センターは、労働局や大学と協力して〝民間職業紹介所と児童労働の利用〟というテーマでセミナーを行なう予定である（セミナーは八三年一月に開かれ、その内容は「ニュース第五号」に紹介したものです）。

児童の健康障害 長時間労働でさらに悪化

親元を離れて工場で働かなくてはならない児童がたくさんいる。工場では、早朝から夜遅くまで働かなければならない。休息時間はほんの数時間しかない。これでは身心ともに成長し、知識を高めたいという子供たちの夢は実現できない。彼らは、家庭の貧しさのために運命に身をまかせて、工場労働と機械の騒音の中での生活を余儀なくされている。

センターは、〝児童福祉プロジェクト〟をつくり、こうした子供たちにさまざまな機会を提供した。

第一に、工場で働いている児童の健康診断である。児童の健康状態は労働時間の長さによる。仕事量が増えると、その労働環境の悪さが、子供たちの健康状態を一層悪化させる。ある種のサラダ油と混ぜ合せた小麦粉を練っているキャンデー工場では、手の甲のかゆみを訴える児童もいる。ボールベアリングの洗浄工場では、児童は石油の中に手をつけっぱなしにしているので、一カ月も働かないうちに、手の皮膚がむけてくる。

雇用者は、児童の仕事の能率が落ちてきたのを見て、はじめてこの児童を診療所に送る。重病の場合には、高い治療費を恐れて、児童を直接家に送り返してしまう。調査の結果、工場で働く児童がいろいろな病気に冒されていることがわかった。たとえば、石油アレルギー、金属メッキに使われる化学物質によるアレルギー、風船製造で使われる粉によって起る呼吸器障害、雇用者が与えるさまざまな食べ物によって起る潰瘍などである。

第二は、レクリェーションの提供である。センターは、子供たちの一週間の労働の疲れや落胆した気分をいくらかでもやわらげたいと願っている。休日には動物園や公園に連れていき、大学の伝統芸能グループと協力して催しも行なう。しかし、日曜日の外出を許可しない工場もあり、ほとんどの児童は、ただなんとなくテレビの前に座って（テレビがあればの話だが）休日を過ごしている。

センターは、職員もほとんどいない小さな組織で、政府機関のような直接的権限もなければ義務もない。しかし、児童に関係のあるさまざまな政府機関に働きかけ、協力を求めるよう努力し、時に応じた情報を、広く人々に知らせている。

男女均等法案 継続審議へ

「男女雇用機会均等法案」は、前国会で衆議院本会議を通過し、参議院に送られて継続審議となっていましたが、いよいよ来春に向けて大詰めを迎えています。

ほとんど実効性の期待できない「雇用機会と待遇の均等」と、「労基法女子保護規定」の大幅な緩和と廃止を内容とするこの法案は、圧倒的な女性達の反発をかっています。

この法案が国会に上程された直後に、人事院の「女子職員の健康安全管理基準研究会」（人事院事務総長の私的諮問機関）は、国家公務員の女子職員に対する深夜勤務、時間外勤務などの制限は原則として撤廃し、妊産婦、妊娠・出産機能の保護を目的とした制限に限定することを提言した報告書を発表しました。まさに労基法改悪の先どりです。

八月末には、「労働基準法研究会」（労働大臣の私的諮問機関）が、法定労働時間を一週間四五時間、一日九時間制に改める、との報告を発表しました。これは完全週休二日制の定着をねらったものとされていますが、多数の女性達は、中小零細企業に働いていることを考えれば、「一日九時間」のみが一人歩きするのは目に見えています。

一日の労働時間延長は、とくに母親労働者の就労を困難にします。パートでなければ働けない状況をつくり出し、「雇用の平等」どころか、女性達は、一層身分不安定な低賃金労働者にさせられていくでしょう。

男女の雇用平等は、大幅な労働時間短縮と、時間外・深夜労働の規制を男子にも適用させる方向で実現させるべきなのに、「労基研」報告は、これに逆行しています。「均等法案」の「労基法改悪」は、そうした一連の労働行政「改悪」の中で進められようとしているのです。

＜事務局日誌＞

7月2日　大阪市職労組講演（塩沢）
7月3日　大阪市立大学講演（塩沢）
7月2日～3日　アジア神学ワークショップ・大磯（山野）
7月8日　京都合同繊維労組新入組合員の集い講演（塩沢）
7月20日　7月定例事務局会議
7月22日～31日　CAWコーディネーターとして東アジア各国オルグ旅行（塩沢・山野）
7月24日　立川公民館講演（広木）
7月25日　翻訳グループ学習会
7月27日　総評大会傍聴
7月30日　「アジアの仲間」第5号発送
8月3日～5日　女子教育全国研究集会講演・宮崎（塩沢）
8月18日　大阪北区の会婦人問題講座（広木）
8月19日　「日本の女子労働者」取材・大阪（広木）
8月20日　8月定例事務局会議
8月22日　翻訳グループ学習会
8月24日～29日　東アジアオルグ旅行（塩沢・山野）
8月30日～31日　総評書記・オルグ学習会講師（塩沢）
8月後半～9月前半　「アジア繊維女子労働者集会」へのレポート作成・翻訳
9月2日～15日　CCA（アジアキリスト教協議会）婦人部集会「アジアの女性の出稼ぎ状況」・マニラ～シンガポール（塩沢）
9月8日　「日本の女子労働者」取材（広木）
9月12日～14日　来日中の韓国女性と交流
9月17日　9月定例事務局会議、第4回運営委員会、塩沢所長還暦祝い
9月26日　翻訳グループ学習会

図書紹介

共同通信社外信部編『アジアの熱い風』

本書は共同通信外信部が一九八三年五月から十月にかけ配信した連載記事に手を加え刊行したものである。中国、韓国を除くアジア各地の特派員による現地ルポであり、アジアの隣人たちの顔をできるだけ人間臭いストーリーで綴ることを狙いとしたという。反権力の闘いも含めさまざまな民衆の暮しが描かれている。十年、二十年に及ぶ軍事政権又は軍事色の濃い強権政治の下に生きる人々の苦しい生活であり、たくましさであり、食を抜いても映画をたのしもうという明るさでもある。

強権をもつ指導層が先進諸国と結びつくことにより推し進めてきた開発戦略が挫折し見直しを迫られている。「経済の自立」を目指すというが、このことは政治的な民主化の推進と切り離しては考えられず、独裁、強権の指導層にそれが可能だろうか。「物」でしかつながっていない日本が、アジアの隣人として今後どうあるべきか、考えさせられる書物である。国ごとに「概観」と「略史」が添えられているのもよい。

▼共同通信社・定価一、二〇〇円

◇

CAW（アジア女子労働者委員会）発行の最新英文出版物を二つご紹介します。どちらも当センターから入手できます（送料各二〇〇円）

『女子労働者の正当な権利』

アジア十三ケ国の女子労働者の生活の実情を各国の労働法と対照した画期的な資料。「労働法とは何か」から始まり、一九七三年以降の統計数字を織りまぜながら、賃金、深夜業、産休、組合組織等について項目別に分りやすく説明されています。とくに各頁が、アジアの女子労働者自身の立場から描かれたイメージ溢れるイラストに飾られ、一般の資料・解説書の堅苦しさとはまったく無縁な読みものになっています。（B6版一〇八頁、八〇〇円）

『フィリピン女子労働者の物語』

「私はリンダ。家は農家で十三才の時から家計を助けるためにマニラに働きに出ました。……」自由貿易地域での労働の日々、その汗と涙と血にまみれた闘いを、彼女たち自身の言葉として読む時、人間としての自然な親しみが湧き上ってきます。CAWならではの、草の根の息吹きを伝えるストーリー集。（B6版六八頁、五〇〇円）

あとがき

アジアスワニー問題の背景として、本紙一・三・四・五号の韓国関係の記事を参照して下さい。脅迫や暴力に黙々と耐えつつ信念をもって生きる労働者の姿に、私たちが何らかの連帯行動をとることを強く促されるように感じました。

真夏の香港の熱気の中に、底知れない民衆の活気が溢れていました。香港基督教工業委員会では、労働相談、地域活動、労働者教育、労災犠牲者の家族への援助、社会保障の充実化に向けての活動とかけずりまわる若々しいスタッフの姿に大いに励まされました。

台湾でもカトリック系やプロテスタント系のさまざまな労働者センターの活動に接し、自由貿易地域とその周辺で働く労働者の生の声を聞くことができました。今、日本と他のアジア諸国との関係に対して、私たち一人ひとりの力では直接何もできなくても、より正確な事実を知り、人間的な関係を積み上げていく努力が、大きな変革につながることを望んでいます。（Y）

女子労働者通信　第7号

アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター
〒160 東京都新宿区西早稲田
2-3-18-34
発行人代表者　塩沢美代子
編集責任者　広木道子
電話 03-202-4993
郵便振替 東京0-70086

きびしい寒さのなかに新春を迎えましたが、皆さまお変わりございませんか。

アジアに関わる仕事をするようになってから、プライベートな時間が全くなくなり、お世話になっている方々、親しい方々とも、音信不通となり、年賀状もいただきっぱなしになっており、申訳なく思っております。失礼ながら紙上を通してお詫びとお礼を申し上げます。

おかげさまで、当センターも三年目を迎えることができました。これもひとえに、それぞれにお忙しくきびしい生活のなかから、センターの活動を精神的に経済的に支えて下さる会員の方々のおかげと、心から感謝いたしております。

私事ではありますが、昨秋より六〇代となり、年令に比しあまりにもアンバランスな仕事量のなかで、体力の限界を感じるようになりました。しかしこのセンターがしっかりと日本に根を下し、アジアの仲間たちの期待に応えていくには、まだ一〇年はかかるのではないかと思われます。私もそれまでは設立の担当者として責任がありますので、「細く長く」という働き方に切り換えていくために、昨年はいくつかの転換をはかりました。

そのひとつは、CAW（アジア女子労働者委員会）のコーディネーターとしてアジアを飛回る役を、香港の若い女性にバトンタッチしました。一昨年東アジア各国の代表を招いての交流会のさいに、香港の縫製労働者二名の通訳をしていた方で、その献身的な働きぶりにほれこんだのがきっかけでした。

次に六〇代は、国内においても後継者育成に全力投球をすることにしました。

幸いセンターには、現在は日常活動のすべてをまかせられる、優秀なスタッフが与えられておりますが、さらに後につづく世代につなぎ、層を厚くしていくために、よい機会が与えられました。

ひとつは埼玉県春日部市に昨年四月に新設されました「共栄学園短期大学」の社会福祉科の教員として、「産業福祉」「国際福祉」の講座を担当し、私が国内とアジアで肌で学んできた事柄を、若い学生に伝えていくこと、もうひとつは、日本女子大学社会福祉科の非常勤講師として、特別講義により、アジアへの眼を開く語りかけができることです。

こうした仕事のために、私がセンターの事務所にいる時間は少くなりますが、常にスタッフと密接な連絡をとりあって活動を進めていきますので、今後ともご支援のほどよろしくお願いいたします。

このような働きかたの転換がはかれたのも、センターのスタッフやボランティアに、全面的に信頼できる働き手に恵まれたからで、今まで私のやってきました講演・執筆活動も、なるべく後輩にひきついでもらうつもりです。

残る問題は財政の確立で、こちらのほうはまだ見通しの立たぬ実情で、私もこの点にもっとも力を入れておりますが、皆さまも会員拡大にご協力いただければ幸甚でございます。

報告とお礼にかえて

所長　塩沢　美代子

昨年は、コーディネーターの引きつぎと二つの会議のために、アジア五ヵ国を歩きました。いずこも表面の近代化や繁栄のすすむなかで、貧富の差はますます広がり、民主化をめざす民衆と知識人たちへの弾圧がさらにきびしくなっている状況にふれ、暗然としました。物質的豊かさに溺れている日本の暮しに違和感さえ覚えます。アジアの人々は、抑圧する自国の政権の背後に、日本の政治的経済的支援があることを知っており、〝日本人は日本を民主化してほしい。それが自分たちへの連帯である〟と望んでおります。この会報で伝えられる各国の情報は私たちの手のとどかないところで起っているようで、実はこういう形でつながっていることを銘記したいと思います。

アジアスワニーを告発する！

本社抗議行動に二八団体

前号でお知らせした韓国裡里市のアジアスワニー社（スキー用手袋製造、日本資本一〇〇％・本社（株）スワニー・香川県）で、弾圧に抗して闘っていた金徳順さんは、その後、昨年九月三日に解雇されました。この事件に関する抗議行動が、東京でこれまで二回行われました。

昨年十二月十四日、関東カトリック青年労働者連盟有志、カトリック正義と平和協議会、日韓民衆連帯首都圏連絡会議、アジア女子労働者交流センター、アジア太平洋資料センター等計二八団体からなる「韓国労働者を支援する諸団体（代表大倉一美）」の約二〇名が、東京日本橋にある（株）スワニー東京支店を訪ねて、要望書を手渡しました。要求項目は、一、金徳順さんの解雇を速かに撤回すること。二、金徳順さんに対して行なわれた様々な弾圧に対して公開謝罪すること。三、労働者の生存権を奪うブラックリストを直ちに撤廃すること。三、JOC（カトリック労働青年会）に対する不当な弾圧を中止すること、の四点でした。

会社側は事実関係を調べて改めて回答することを約束したので、十二月二十四日、再び東京支店を訪れました。この日は約一五名の支援団体有志が集まりましたが、会社側は面会を五名のみ三〇分間と制限し、さらに二〇名程の公安関係者を会社前に待機させるという警戒ぶりでした。

（株）スワニーの三好鋭郎代表取締役による回答の主要部分を以下に引用します。

「一、金徳順さんの解雇は、亜細亜スワニーの懲戒委員会で決定されたものであり、（株）スワニーよりこの決定を覆すことはできない。二、金徳順さんに対し、いわゆる弾圧を亜細亜スワニーはしていないので、公開謝罪する必要はない。三、『ブラックリスト』と言われるものは、亜細亜スワニーには存在していない。四、JOCに対する不当な弾圧は存在せず、又いかなる団体にもそのような弾圧をする意志は亜細亜スワニーにはない。」

これと同時に手渡された亜細亜スワニーの孫永哲常務理事からの回答書は、九月三日の金徳順さんの解雇理由を「上司及び同僚社員への暴行、強迫、業務妨害、上司への不服従、業務命令違反、修得期間中の成績不良、職場秩序を乱したこと」などと並べ、また強姦未遂事件については事実無根と断定しています。

さらに孫常務理事は、（株）スワニーの経営方針を「他の企業と違って大変OPENな経営と人類愛と民族平等を基本にして」いると持ち上げる一方、『世界』（八四年十一月号）の「韓国からの通信」に触れられた「アジアスワニー問題」については、「事実と大きく違っており、偽りの一方的報道」と決めつけ、「もし日本の雑誌の通りなら当然私は責任をとって止めているだろうし、警察に拘束されているだろう。（中略）金徳順嬢を復職させる事は、韓国人労働者の為にならないと判断せざるを得ない。」と述べています。

三好治雄支店長は、「金徳順さんに対する暴行の事実はない。一部出版社の誤報に抗議するつもりだ。これからは直接本社の方へ行ってくれ。」と繰り返すばかりでした。

今後の方針と抗議葉書、カンパの訴え

この事件のそもそもの発端は、金さんが元泰昌メリヤス解雇労働者であったことが、労働官庁のブラックリストから分り、JOC会員であることと併せて、アジアスワニーに入社して約二〇日後に解雇を言い渡されたことにありました。ところが、以上に示したとおり、会社側の回答書には、この点が触れられていません。また、韓国側経営者が日本側の経営方針をひたすら賞讃し、本国経営陣に対してどれだけ配慮しているかが読みとれます。

今後、八三年十一月の金さんの解雇理由について、再質問状を提出して会社側の姿勢を明らかにしながら、ブラックリストの不当性を広く訴え、そのような労働者弾圧を利用しようとする日本の進出企業の本質を明かにしていくことが必要だと考えています。また金徳順さんが「流言飛語罪」で一時逮捕されていたことも考慮して慎重に運動の方向を見定めていく必要があるでしょう。

なお香川県の（株）スワニー本社宛およびアジアスワニー宛の抗議葉書二枚を二百円で買い上げていただき、そのうち七〇円を金さん宛のカンパとしますので、ご希望の方は当センターまでご連絡下さい。別にカンパも受付けておりますので、郵便振替又は切手等をご利用下さい。

「援助」の姿勢見直しへ

＝開発と正義・アジアフォーラム＝

一九八四年十一月二十六日から三十日まで、シンガポールで「開発と正義・アジアフォーラム」が開かれた。世界教会協議会（WCC）とアジアキリスト教協議会（CCA）の共催で、百名近い参加者は社会主義国を除くアジア諸国教会の指導者層から、さまざまなレベルの関連諸団体の代表と多彩な顔ぶれだった。その他ヨーロッパ、アメリカ、中央アメリカ、アフリカの諸教会からも代表が送られ、熱心に討議に参加していた。

この会議が画期的な意味をもっていたのは、一九七〇年以来WCC・CCAとして「開発」に積極的に取り組んできた一五年間を全面的に反省し総括しようとする目的が、はっきり貫かれていたことだった。全体会議では、アジアの政治的・経済的情勢分析、「開発と解放への神学的視点」等の報告の他、「開発」政策の下で取り組んできた具体的な地域活動の事例報告として、インド、インドネシア、フィリピンからそれぞれの紹介があった。

WCCで実際に開発事業の第一線に立って働いてきた担当者は、「援助者側が西欧中心型の発想を克服できず、貧富の差をさらに拡大・固定化させてきたこれまでの『開発』がいかに幻滅的な結果をもたらしてきたか。OECDの民間開発援助の総額（一九七〇－八三年で四二〇億ドル）の約三分の一を教会関係の資金が占めていることからも、教会関連諸団体が、アジアの民衆への理解を新たにし、これまでの援助の姿勢を根本的に変えて、民衆の解放に向け直す必要がある」と強調した。

民衆運動の現場として、フィリピンと韓国の農民運動に携っている人々からの報告があった。この二〇年間の「開発」が農村婦人に何をもたらしてきたかを明確にされた韓国の例をあげてみよう。

「開発」と韓国の農村女性

韓国では工業化政策が進むにつれ、農村婦人の生活はますます苦しくなっている。この二〇年間に起こった主な現象を拾うと、農業人口の減少（一九六七年、全人口の五〇％、八三年二九％）、全農業人口中の小作農の比率の増大（六二年二四・六％、八二年四六・四％）、農産物自給率の低下（六五年九三％、八三年五〇・二％）などと、大きな構造的変化が起こっていることが分る。

労働者の極端な低賃金を条件に進められている工業化の中で、その機構を維持するために農産物価格は低く抑えられる。農民の負債額は増し、その結果、農村から工業中心地への人口移動は激しい勢いで進行している。八三年の離農者数は、一日当り一、二三〇人に上っているという。農村に残された女性の肩に農業労働の重荷がかかり、労働時間は一日平均一四時間（農繁期には一九時間）にのぼっている。栄養失調や農薬による被害、産後の不完全な処置や不適当な受胎調節、中絶などからくる健康破壊も深刻である。さらに伝統的・家父長制的価値観の下で、女性は勉学の機会や能力開発の機会を著しく狭められている。

ジーンズ工場に働く女子労働者

さらに一般化すると、農村の貧困の固定化、農民の負債の巨大化、出稼ぎ労働者の増大、とくに若い女性の都市への流出が起こっている。自由貿易地域で見られるように、劣悪な環境と労働条件で働く彼女たちは、二、三年で体力を消耗し尽してしまうという。観光産業とその中でいわば「制度化」された買売春、不法中絶や消費主義的価値観の氾濫など、驚く程多くの問題が関連して起こっている。その反面、韓国政府は米国からの食糧輸入を増大し、一九八四年の全輸入額一五億ウォンの内九〇％はアメリカに頼っている。

以上のような農村の状況で、農民とくに農村女性の組織化・教育のための活動が進められてきている。一九八二年に政府が新しく導入しようとした特別農産物への税金に対する反対運動が広がり、婦人たちの意識も高まってきているという。（山野繁子）

"地球工場"で働く女子労働者

第三章　国境の南――メキシコへ

「一番ウマい話は、アメリカに住んで、一日一ドル六四セントの安さでメキシコ人を雇うこと」（エルパソの商業誌の広告）

観光客には、安上りの休暇とスパイスのきいた食事、ソンブレロを連想させる国メキシコは、アメリカの企業家にとっては、低賃金の国である。アメリカ南西部のアグリビジネス（農事産業）は、メキシコから職を求めてもぐりこむ密入国労働者に長年依存してきた。

一九四二年に始まったブラセロ計画が、メキシコからアメリカへの契約移民労働者の流入を調整してきたが、六四年に同計画が中止されたとき、即座に二〇万人の農業労働者が失業に追いこまれた。国境沿いのメキシカリやシューダドファーレスのような町々では、工場労働者の失業率が五〇％に達した。そのような背景の中で、メキシコの通産大臣が、香港や台湾に進出したアメリカの最新組立て工場の見学に招かれたので、メキシコ側は熱心にその招待に応じた。続いてアメリカの企業家達は、米・メキシコ間の国境沿いに自由貿易地域を設置することを提案した。これは、一方では低賃金労働力を求めるアメリカの要望に応え、他方メキシコ人失業者に職を与えるものと考えられた。またメキシコ側では、自由貿易地域の設置に伴い、技術・技能の移転も当然行われるものと考えていた。

そこで、一九六五年に国境の両側に工場を置く「国境工業化計画（ボーダー・インダストリアライゼイション・プログラム）」が誕生した。あらかじめ裁断された服地、電子部品や造花の材料などが、アメリカ側プラントからメキシコ側の縫製・溶接・組立てなどの労働集約的工程に送られ、完成品がアメリカに送り返されて、流通機構にのせられることになった。

メキシコ政府は、前例のない財政的便宜をもって外国企業を優遇した。すなわち、政府は進出企業の外国人による一〇〇％所有・管理を認めるだけでなく、利益・資産への全面的免税措置などをもって、進出企業を歓迎した。さらに、非公式にではあるが、経営と労働問題に関して政府の干渉を受けない「白紙委任状」を与えている。

メキシコ政府側は、国境工業化計画を、経済危機に対する一時的な対応策と考えていた。ところが、当初国境から一二・五マイルの範囲に限られていた国境工業化計画が、一九七五年にはメキシコ全土に拡大され、結果としては、原料ではなく低賃金労働力確保を目的とした新植民地主義体制が急速に形成されていった。

工場団地の女性たち

国境工業化計画は最初から不均衡な取り決めで、メキシコ側の大幅な譲歩に対してわずかな見返りしか与えないものだった。国境地帯の男子労働者の大量失業を緩和するというより、低賃金工場労働者の確保を目標にしていた。アジアの場合と同じように、企業は前代未聞の数に上る女性を工場労働者として雇用することを狙った。国境工業化計画の下でいくつかの工場団地を設計したアメリカのある経営コンサルタント会社は、一九六六年に国境地帯の企業戦略のため行った調査を、次のようにまとめた。

「現在二五、〇〇〇人の労働者数（内五分の一が女子労働者）を、女子労働者の利用、低所得の農業労働者・商業労働者の工場労働者への転換、中央メキシコからの大量移住の促進などによって、数倍はふやすことができる。」

一九七四年に国境工業化計画の下で働く労働者数は八〇、〇〇〇人に達し、そのうち女子労働者は八五％を占めるに至っていた。その大多数が一六歳から二五歳の若年女子労働者で、国境地帯に行けば娘の就職口が見つかるだろうと期待して、家族全員が北に移住した人々が多かった。

アジアの女性達と同様、メキシコの女子労働者も、社会的に不利な立場にあるため、またその収入が男性の収入への補助的なものと見られているため、男性よりさらに低賃金で働かされてきた。自由貿易地域の工場団地の労働者は、最低賃金日給四

五五ペソ（時給七七USセント）で、週平均四八時間労働に従事している（最近のペソ切下げで、メキシコ労働者の実質賃金低下は著しい）。

「従順で不平をいわない少女たち」という社会的・文化的固定観念が、ここでも多国籍企業が女子労働者を好んで雇う理由の一つである。工場団地で操業する企業家向け入門書は「女性は生れた時から権威、とりわけ男性の権威を尊敬し服従するようにしつけられているし、喜んで命令に従い、どんな変化にも順応しやすい。」と述べている。ある電子工場の経営者は、「メキシコの男性は非常に男性上位的で扱いにくく、単純作業に従事するより経営者になることを望んでいる。」と語っている。

工場団地の未来はバラ色？

国境沿いに現在六〇〇ヵ所の工場団地がある。政府の寛大な関税措置の下で、アメリカ向け組立製品全生産高の半分が、ここで生産されている。石油輸出による収入の下落によって悪化しているメキシコ経済の不況を利用しようとして、外国企業がさらに進出してきているので、工場団地の未来は、一見バラ色に見える。

ところが、そこで働く一三万五〇〇〇人の女子労働者にとっても、また今後数年間にここの労働市場に引き込まれる数十万人の人々にとっても、未来はけっしてバラ色ではない。メキシコ国民銀行は、一九九〇年までに工場団地の労働人口は五〇万人に達するものと見ている。企業は最低賃金や社会保障に関する労働法を日常的に無視している。年功による賃金上昇を防ぐために、女性たちに臨時雇用契約書に署名することを要求したり、母性保護給付を避けるために、求職者が妊娠中でないことを証明する診断書を要求したりすることが多い。

工場団地内で操業している企業の六〇％を占める電子工場の労働者は、定期的に有害物質にさらされているが、ある経営者は「この少女たちは病気になる程長い間この仕事に従事することはないから、そんなことは心配していません」と公言している。同じく三〇％を占める縫製工場の労働者の間には、腰痛、喘息、関節炎、気管支炎、綿肺が多く見られる。組立ラインの労働者の場合、仕事上の緊張からくる胃腸障害、不眠症、生理不順に悩んでいる人が多い。またトイレ使用や水を飲むことが自由にできないために、膀胱障害を訴える人も多い。

最初の工場団地が操業を開始して二〇年になる現在、この国境工業化計画がメキシコにとって失敗であることが明らかになってきた。というのは、国境地帯の男性失業率が六七％に達し、当初期待した技術移転は最少限に止まっている。さらに悪いことには、労働者の賃金の七〇％までが国境を越えてアメリカ側で費され、メキシコ経済に還元されていない。短期的救済策として始まったこの政策は、結果としてアメリカへの依存度を増し、新しい問題を作り出してきている。

「女性は台所と寝室で…」

女性は台所と寝室にいればよいと考えられている社会で、工場団地への女子労働者の進出は、古い男女関係を変えつつある。たとえば、女子労働者の二〇～三〇％が、失業中の夫に代わって家計の担い手となっている。とくに年長で子持ちの多い縫製労働者の場合にこの傾向が著しい。

十年間、工場団地で労働者として働いてきたマリア・イセラ・トーレスさんは、「他にほとんど選択の余地のない女性たちにとって、工場労働は誠実な雇用関係を保障してくれるので、アメリカ人の家事手伝いになったり、評判の悪い所で働かなくてすんでいます」と語った。

メキシコ政府と多国籍企業は、工場労働のおかげで女性は稼ぐ力と独立を与えられ、解放されたのだと公言している。

しかし、購買力は社会的力ではない。男性支配の社会と家庭を守ろうとする男性たちは、働く女性に対する恨みと敵意をむき出しにし、工場に働く女性はふしだらで、家庭を破壊していると、スキャンダルを書きたてる新聞も現われた。そうした「悪評」は、彼女たちを品行方正で〝女性らしく〟させる圧力となる。女性を〝女性らしく〟押しとどめた上で雇うということは、まさに管理者が望んでいることなのである。

生存賭けた労働者の闘い
――ストライキの現場から――

フィリピン

メトロマニラの工場地帯にあるG鉄鋼工場へ、ストライキ中の労働者を訪ねたのは、昨年十月半ばのことであった。繊維女子労働者集会に参加した私たち（塩沢所長以下三名）のために、争議中の労働者との交流の機会が与えられたのである。

G鉄鋼は、建築用資材をつくっている会社で、従業員は約五三〇名。男子ばかりの職場で、労働組合員のうち七五％が既婚者である。彼らがストライキを始めたのは、昨年六月二十七日。私たちが訪ねたとき、すでに四ヵ月が経過しようとしていた。この組合の争議の発端は、それよりさらに三ヵ月さかのぼる。会社が組合との間に締結した労働協約を実行せず、そのため行なった会社との交渉で中心となった組合リーダー一〇名が、突然解雇された。それに続いて六月までに、一二〇名の組合員が相ついで解雇されたために、組合はストライキを通告して闘う意志を表明した。ところがそれからストに入る三十日（労働協約によるスト予告期間。「ニュース第六号」参照）の間に、会社は五〇人の新しい労働者を雇い入れ、工場敷地内に仮住居を設け、ストが始まると食糧をヘリコプターで運び込んだ。ストに加わらなかった二〇名余りの組合員を含め、工場は細々とながら稼動を続けていた。

九月のある日、会社は軍隊の出動を要請して労働者のピケ隊を蹴散らし、製品を持ち出した。たくさんの労働者が銃弾を浴び、負傷しながら警察に連行された。そうした弾圧にも屈せず、労働者たちは工場の周囲九ヵ所にテントを張って、ピケラインを守っている。

私たちはドシャブリの雨とぬかるみの中、それぞれのピケ隊の激励に回った。途中、やっと雨を避けるだけの二畳程のテントの中に、若い女性が寝ていた。ストライキ中の夫を心配して田舎から尋ねてきた身重の妻が軍隊の襲撃にあい、そのときのショックがもとで流産したのだという。家に帰るにも帰れず、食べ物も充分に得られないスト現場で、どんなに心細い想いをしていることか。トランジスタラジオから細く流れる音楽が悲しみを一層深くした。

苦難の中でも明るい労働者

思いがけず、テントの下で一夜を明かすことになった。工場の周りに住む家族たちと夕食を共にし、夜更けまで皆で歌をうたい、語り合った。私たち三人のために、木製の縁台と毛布一枚が用意された。不安と緊張を感じながら眠り込み時々目を覚ますと、いつでもギターの音が聞こえた。彼らは交替で不寝番をしながら歌い、会社側に存在を示し、仲間を勇気づけ自らを励ましていた。

＊

四ヵ月にも及ぶ長期ストの中で、五〇〇人近いスト参加者とその家族の生活を支えるために、ある者は日雇いの仕事を探しに出かけ、ある者は行商をし、家族ぐるみで働いている。しかし、フィリピンでは、すさまじいインフレに加え、六〇％の人が定職を持てないという状態にあり、職探しも容易でなければ、長期ストも労働者にとって決して有利ではない。それでもストライキが頻発し長期化するのは、労働者が生存を賭けたギリギリの選択であるように思う。

繊維集会の後、私はまったく別のつてで、縫製工場の経営者に会った。彼は、フィリピンの労働者の生産性の低さを問題にし、そのくせストばかりやっていると嘆いた。そして、「日本はどうだ。ストなんかやらずに良好な労使関係を保っている。労働者はよく働くし、経営者も彼らをうまく使っている。日本政府が許せば、私も日本で経営してみたいよ。」とつけ加えた。

年が明けて、美しいカードとともに、G鉄鋼労組の委員長から手紙が届いた。私たちが訪れた時、終始穏かな表情をくずさず、静かな口調で語り、どこにそんな闘志が秘められているかと思うほど細身の彼であった。手紙には「一月末には争議を解決したい」とあった。今私たちは、フィリピンからの朗報を心待ちにしている。

（広木道子）

インドネシアの織物工場
一三時間労働に
給料五〇セント

インドネシアのバティック（ジャワサラサ）は、たいへん美しく、異国情緒あふれる織物として、日本でもよく知られている。バティックをはじめ織物や他の零細な繊維工場には、たくさんの女性たちが働いているが、その姿を「CAWニュースレター」はつぎのように伝えている。

「インドラは一六歳のときに繊維工場で働き始めた。法律では一四～一八歳の者は軽作業のみと定められているが、彼女は、他の年長の女性たちと同じ仕事をしなければならなかった。

彼女は小学校を出ただけで、給料は日額五〇〇ルピア（＝五〇USセント）であった。男子労働者は一、〇〇〇～一、五〇〇ルピア支払われたが、女子は最高でも一、〇〇〇ルピア、すなわち一ドル弱であった。

インドラは毎日、朝七時から夜九時まで、一時間の休憩時間を除き、一三時間も働いた。

彼女は、結成されたばかりの労働組合のストライキに参加し、解雇された一人であった。このストライキは、労組結成の情報が経営者に漏れて一人の労働者が解雇されたことと、生産増強に抵抗するためのものであった。しかし、このストライキの後に、委員長は解雇され、レイ・オフ（一時解雇）がそれに続いた。

彼女の妹リナも別の繊維工場で働いている。リナは一五歳で働きはじめ、深夜を含め毎日九時間働いている。

イスラム教の祭のために十日間の休日が与えられるが、その間の手当はわずか二、〇〇〇ルピア、すなわち二ドル弱である。この休日のために、サローン（腰着）や彼女たちが工場で生産している布地が配られることが多いが、それらはほとんど〝粗悪品か傷もの〟である。」

インドネシアでは、男女同一賃金の他、女子には月二日の生理休暇、六週間の産前産後休暇がある。深夜労働は許可制で厳重な規則も定められているし、妊婦と一六歳以下の少女の深夜労働は禁止されている。しかし、極端な低賃金に加え、こうした労働法は、ほとんど守られていないのが現実である。

参考…①「CAWニュースレター」（一九八四年八月号）②「世界から」（一九八四年冬号・PARC発行）

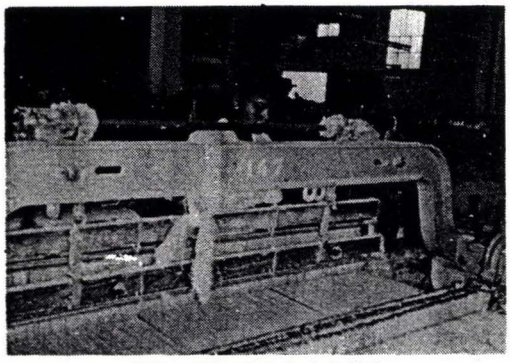

織物工場で1日中立ち仕事

〝働く者の祭典〟に
機動隊出動
韓国・女子労働者の街で

ソウル市の近くにある永登浦（ヨンドンポ）工業地帯には、エレクトロニクス関係をはじめ、女子労働力に依存する各種の工場が多数あり、女子労働者の町ともいえる。

ここにある大きな教会は、日曜日ごとに若い女性で埋まるが、ほとんど周辺の工場労働者である。この教会はUIM（産業宣教会）のセンターでもあり、仕事の合間にここに集う女子労働者が、仲間とともにレクリエーションや学習活動をする楽しい場所であり、また人権闘争ともいえる数々の女子労働者のたたかいを支える場でもあった。

毎年秋にはここに集うメンバーたちの手で、〝働く者の祭典〟が計画され、歌や踊りやドラマなど、自ら演じる楽しさに、日頃の労働のつらさも忘れていた。

ところが昨年十一月二十四日・二十五日に例年通り開かれた祭典の初日に、千人の機動隊が出動し、集まっていた約五百人の労働者がけちらされ、センターの議長や職員をはじめ二〇人の労働者が殴打され逮捕された。一人の女性が入院し、一九人の労働者が五～二十日間拘留された。

翌二十五日から二十六日朝まで、集まってきた数百名の労働者たちによる抗議行動が行われた。この事件は、一九八四年の労働運動の活性化を示すいくつかのでき事（清溪被服労組の復旧、タクシー運転手の労組結成、学生運動との提携など）に対して、厳しい弾圧をもって臨もうとしている政府の姿勢を表わしている。

＜事務局日誌＞

10月8日　10月定例事務局会議
10月12日～19日　アジア繊維女子労働者集会・フィリピン（塩沢・広木）
10月21日～23日　CAW組織委員会・フィリピン（塩沢）
10月24日　国際青年年大阪推進協議会講演（広木）
翻訳グループ学習会
11月12日　消費者大学講演（広木）
11月19日　三鷹労政事務所講演（広木）
11月20日　11月定例事務局会議「アジアの仲間」第6号発送
11月22日　世田谷・深沢夜間婦人学級講演（広木）
11月25日～12月1日　「開発と正義・アジアフォーラム」・シンガポール（山野）
11月28日　翻訳グループ学習会
12月2日～8日　神学執筆グループ会議・タイ（山野）
12月8日　国際人権シンポジウム（塩沢・広木）
12月11日　12月定例事務局会議
12月21日～22日　恵泉女学園国際講座（山野）
12月24日　アジアスワニー抗議行動
学術文化学生集会講演（塩沢）
12月26日　事務局・翻訳グループ合同懇親会
12月28日　仕事納め

図書紹介

アジアの女性作家秀作シリーズ

アジアの女流作家の著作が女性の手で翻訳され、『現代アジアの女性作家秀作シリーズ』として出版されている。文学を通して、アジアの重い歴史と人々の暮らしを理解できる画期的シリーズ。（段々社発行、星雲社発売、定価各一、五〇〇円）

『サーラピーの咲く季節』

スワンニー・スコンター著
吉岡峯子訳

シリーズの一冊目。タイの田舎の少女と村人や動物たちとの交流を詩情豊かに描いた自伝的エッセイ。SEATO文学賞作家であり、元タイ作家協会会長でもあった著者は、昨年二月不慮の死をとげた。

『エリサ出発』

Nh・ディニ著
舟知　恵訳

オランダからの独立直後のインドネシア社会を背景に、混血のスチュワーデス、エリサの愛に揺れ国籍に惑う青春を描いた社会派ロマン。著者はエリサ自身でありフランス人と結婚したが、ジャカルタに住みインドネシア語で書く第一人者である。

『シンガポーリアン・シンガポール』

キャサリン・リム著
幸節みゆき訳

超管理国家といわれるシンガポール。その近代都市の中での人間模様を、諷刺をきかせた軽妙なタッチで綴る笑いとペーソスの傑作短編集。著者は中学、高校の教師を経て、文部省のカリキュラム改良研究所に勤務。

▼訂正

第六号でご紹介した英文出版物『フィリピン女子労働者の物語』（CAW発行、B6判六八頁）の価格を五〇〇円→七〇〇円に訂正いたします。

軍事費突出　援助費一〇％増

一九八五年度の政府予算案は福祉切り捨て、軍事優先の姿勢を浮きぼりにした。が、もう一つ無視できないのが経済協力費の増額である。その中心をなす政府開発援助費は、五、八一〇億円、前年度比一〇・〇％増となり、八一年の「五カ年倍増計画」をほぼ達成することになる。問題は、この「援助費」がどこでどのように使われるかである。年々、比率が下がってきたとはいえ、「援助費」の七割以上はアジア地域に集中し、その多くが「反共独裁政権」に提供されている。「援助」が、「独裁政権」強化のために使われるだけでなく、日本政府は、「国際的責務」を大義名分として、それをアジア支配のテコにしようとしている。「援助はいらない！」と叫ぶアジア民衆の声を、私たちは今こそ真剣に受けとめなければならない。

あとがき

「国連婦人の十年」もいよいよ最終年を迎えた。昨年秋、総理府が行なったアンケート調査によれば、回答者の七八％が「国際婦人年以降の十年間に女性の地位が向上したと思う」と答えているという。たしかにさまざまな分野で女性の活動が目立つようにはなったが、マスコミ報道にのらない「普通の女性たち」の実態はどうなのか。十年のしめくくりが「男女雇用均等法」の成立ではあまりにお粗末。働く女性にとっては、「向上」どころか「後退」ではないか。

一方、アジアの女性たちにとって、「国際婦人年」は何であったのか。社会主義国を除くアジア地域で、国連の「婦人差別撤廃条約」に批准した国は、フィリピンとスリランカ。そのフィリピンから、「昨年十一月末、食品工場でストライキに参加中の女子労働者が、工場前のピケラインで警察官に射殺された」というニュースを受け取ったばかりである。国際機関や、政府高官として活躍するフィリピンの女性は多いが、「男も女も」労働者の地位は極端に低いのが現実である。（H）

女子労働者通信　第8号

アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター
〒160 東京都新宿区西早稲田
2-3-18-34
発行人代表者　塩沢美代子
編集責任者　広木道子
電話 03-202-4993
郵便振替　東京0-70086

「雇用均等法案」の強行採決に抗議し、労働基準法の改悪に反対する声明

一九八五年四月二十五日、参議院社会労働委員会は、「男女雇用機会均等法案」を、十分な審議をせぬまま強行採決を行ない、同法に盛り込まれている労働基準法の女子保護規定の大幅な改悪を含めて可決しました。

同法が雇用における男女平等を実質的に保証するものではない上に、女子の労働条件を引き下げ、女性が働くことを困難にし、かつ子供の人権や家庭生活にも悪影響を及ぼし、「女子差別撤廃条約」の本来の趣旨に反するものであることを日本キリスト教協議会は再三にわたり警告し、とくに時間外労働や深夜業の制限を緩和または廃止することに反対してきました。

（中略）

このことは、単に女子労働者の問題にとどまらず、日本の経済・社会のあり方に関わる根源的な問題です。すでに言明してきたとおり、すべての価値基準が経済的効率にのみおかれ、男子は労働時間や深夜業に関する法的規制がないままに、人間喪失の労働実態に追いこまれながら、その問題を自覚すらしないまでに至っており、欧米から強い非難を浴びている貿易摩擦の一因ともなっています。

（中略）「国連婦人の十年」のしめくくりの年に、労働法の中に女子保護規定があってさえ守られていないアジア諸国の女子労働者が、自分たちの問題として関心を寄せているさ中に、労基法改悪が強行されることは、断じて許せないことです。

物質的繁栄、経済至上主義に人間が支配されるのでなく、人間性を基本とする社会につくりかえるために、男子の労働時間や深夜業の法的規制こそ先決であり、女子まで非人間的な労働条件に合わせることが平等への道と考えるのは、根本的な誤りです。

このような基本的な誤ちに立つ「男女雇用機会均等法案」が衆・参本会議にかけられるに当たり、改めて反対の意思を強く表明します。

一九八五年五月一日

日本キリスト教協議会（NCC）
議長　佐藤邦宏

NCCは、七九年より労基法改悪阻止プロジェクトチームを作って活動してきました。当センターもチームの一員であるため、右の緊急声明をお伝えします。

一九八五年度センター活動計画について

創立三年目に入るこの新年度を迎えて、スタッフ一同心を新たにしています。先日、センター運営委員会を開催し、八五年度の主な目標として、アジアとの直接的な交流の場をできるだけ多く持ちたいと考え、次のような活動計画をたてました。

(一)センター設立三周年記念行事として、十一月頃「映画と講演の夕べ」を開催。
(二)「アジア女子労働問題入門」（新書版）を、最新の資料により作成。
(三)香港から来日を予定しているCAW代表を迎えての交流。

この他、アジア・スワニー問題のように、日本の進出企業がアジア諸国で起している問題に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

今後のセンターの活動をますます発展させるために、会員数をさらに拡大する必要があります。アジア諸国の女子労働者の人権の問題に関わる意義を、それぞれの生活の中で見出し、広めていただきたいと思います。

なお当センターの運営委員会に新しく前島宗甫氏（新NCC総幹事）、君島洋三郎氏（日本キリスト教団宣教部幹事）が参加され、東海林勤氏が退任されたことを御報告致します。

タイ

ストライキ中に〝保安要員〟採用
法の無力訴える繊維労働者

タイでは、近年工業化が進み、急成長が遂げられてきた。しかし企業の利潤が正当に配分されてきたとはいえず、逆に独占体制が強化されてきている。失業の増加と深刻な不況という悪条件の下で、労働者が正当な権利を主張することはたいへんなことである。労働法を活用し、団体交渉力を強化していくことが、今後の大きな課題になっている。

労働者が闘うことを決意する場合は、搾取と権利剥奪にこれ以上耐えられないという所まできていて、ストライキという手段を選ばざるを得ないことが多いし、その結果として飢えや解雇の危険も覚悟しなければならない。この二、三年、労働者の闘いがストライキにまで至った例は減っている一方、雇用者側による工場の一時閉鎖は増えている。労働者が労働組合を通して要求を掲げた途端に工場を閉鎖してしまった例や、タイ・メロン・ポリエステル社のように、争議が長びいた末にロックアウトしてしまう例などが見られる。

タイ・メロン社の争議から、不況下における労働者の闘いがどんなに困難なものかよくわかる。まず労働者が職場の中のさまざまな要求をまとめて提出するまでに四ケ月もかかっている。その間一九八三年九月十三日に四五名、十月五日には一〇一名の大量解雇処分が出され、同時に、従業員で組織している五つの委員会が解散させられた。

組合側の提起した要求項目に対して、十一月十日に経営者側からの回答が示された。十回にわたる交渉の後、翌八四年三月二十四日、仲裁段階に持ち込まれたが、それも失敗に終わった。ついに両者とも法に定められた権利を行使することが認められ、三月三十一日、組合はストライキに突入し、経営者はロックアウトでこれに応じた。

経営者は、ロックアウト中に、労働法の抜け穴を利用して労働者を新規に採用したことが、同年六月三十日のプラ・チャチャート・ビジネスニュース紙に次のように報道された。

「タイ・メロン社の重役は、労働法の網の目をくぐって、組合の合法的スト期間中に労働者を新規採用するというひどい前例をつくった。工場保安要員という名目で採用したものの、実際には仕事の訓練を施している。組合が告訴した場合に備え、同社は先行きを注目している。」

七月五日、労働者側は直ちに労働省の担当局長と内務大臣に事態を訴えたが、担当局長は記者会見で、「この争議は外部の労働オルグの浸透によって長期化している」と説明した。

七月二十六日、労働者側は最高司令官に直訴状を送り、四ケ月間にわたるロックアウトの影響を次のように訴えた。

㈠　六〇〇名の労働者が失業し、家族を扶養することもできずに苦しんでいる。

㈡　雇用者がストライキ中に新規に労働者を採用し、生産を再開したことは、労働法の無力を示している。

㈢　タイ・メロン・ポリエステル社の原料に依存している他の諸工場も、工場閉鎖と労働者のレイオフに追いこまれる危険性がある。

㈣　国内繊維産業に対するポリエステルの供給不足は、ポリエステルの輸入をもたらし、さらに貿易の不均衡につながるだろう。

組合は、労働者側の基本的な要求として、次の三項目を提出した。

㈠　全労働者を一週間以内に就労させること。

㈡　当面は八三年当時の雇用条件に従うこと。

㈢　最終的には労働関係委員会の裁定にまつこと。

八月二日には他の地域からも繊維労働者が支援に馳けつけ、政府官邸に向けてデモを行った。このデモの目的は、政府が経営者に操業再開と全労働者の就労を認めさせるように、内務大臣の発令を求めて圧力をかけることだった。ここまでの努力にもかかわらず、経営者側は八月七日に工場閉鎖を発表し、労働者に法に基づく補償金を支払うことを表明した。

タイ・メロン・ポリエステル社の争議は終わったが、まだ多くの問題が未解決のまま残されている。とくにストライキは本来、雇用者との交渉を速かに解決に導くために用いることができる正当な権利ではないだろうか。また政府は、争議解決に向けて誠実な努力を示すべきではないだろうか。

労働者にとって、この闘争はもっとも重要な闘争であり、将来のために大きな教訓となった。

（バンコック発「UCLニュースレター」一九八四・七～九より）

女子の深夜業禁止規定強化
工場法に代わり労基法制定

台湾

台湾では、昨年七月、それまでの「工場法」に代わって「労働基準法」が制定されました。「国連婦人の十年」最終年を前に、世界の潮流にしたがって、婦人労働を保護するという立法の精神をとり、婦人に対する特別な保護規定を新たにとり入れた点が注目されています。

労基法第四九条は、「婦人労働者は午後十時から翌朝六時までの時間は就業してはならない」と規定しています。この規定は工場法と同じですが、その例外規定は工場法に比べより厳密になっています。すなわちこの時間帯に女子を就労させる場合は次の二つの条件が必要です。(1)、労働組合あるいは労働者の同意をえなければならない。また、昼夜三交替制であること、安全衛生設備を完備し、女子の寄宿舎か送迎用の交通手段を備えなければならない。

また(2)、以下のような状況のいずれかにあって、地方自治体の管轄機関の許可を受けること。①制御や予見のできない突発的な緊急事故によって、その事業の正常な操業時間が妨げられている者、②原料や材料が腐敗しやすく、損失がまぬがれないために夜間に就労しなければならない者、③技術管理の主管の職務を担当する者、④国家的な緊急事故の偶発や、国家経済の重大な利益に必要なために使用者団体の同意または地方自治体管轄機関の許可を得ている者、⑤運輸業、倉庫業および通信業で、同管轄機関の許可を得ている者、⑥衛生福利及び公共事業で、体力を必要としない事業についている者、となっています。

言い替えれば、雇主は、第一の条件を備えた上で、第二の条件のうちいずれか一つを備えてはじめて夜間労働をさせることができるのです。

工場法では、ただ第一の条件のみで女子の夜間労働が認められました（但しこの例外規定は、妊娠中や哺乳期間中の女子には適用されない）。

その他、労基法では、出産休暇、妊娠期間中の配置転換、育児時間の三つの規定があります。

第五〇条「婦人労働者は分娩の前後には労働を停止しなければならず、八週間の産休が与えられる。妊娠三カ月以上で流産した者には四週間の産休が与えられる。勤続六カ月以上の者には、休業期間中の賃金は平常どおり支給される。六カ月に満たない者は平常の賃金の二分の一が支給される。」

第五一条「婦人労働者から、妊娠期間中、比較的軽易な作業への配置転換の要請があった場合、雇主はこれを拒否できない。また、そのために賃金を減額することもできない。」これは日本の法令にならったもので、工場法にはなかったものです。

雇主がこれらの産休、配転について違反した場合は、三万元（二一万円）以下の罰金を払わなければなりません。

第五二条「子女が一才に満たず、婦人労働者自身が哺乳しなければならない者は、休憩時間のほかに、一日二回、各三〇分を限度として哺乳時間を与えなければならない。哺乳時間は労働時間とみなす。」これも日本の法令にならったものであり工場法を上まわっています。ここでは、哺乳場所や哺乳室の設置をうたい、必要な保育者の配置を定めていますが、違反した場合の罰則はありません。

労基法第二五条では「雇主は労働者に対して、性別によって（賃金について）差別的待遇をしてはならない」として、これに違反した者には二千元以上、二万元以下の罰金が課せられます。

戒厳令下の台湾において、これらの労基法の規定が、実際に女子労働者が働いている現場で活用されることが強く望まれています。

第11回東南アジアスタディ・ツアー参加者　募集中
□日　程　八月二日～十一日
□訪問国　マレーシア（環境問題）
　　タイ（工業地帯）
□参加費　二三万円
□主　催　㈶京葉教育文化センター
千葉県市原市辰己台東三－一一
電話〇四三六－七四－二一五一
パンフレットご希望の方は、右の所へ直接ご連絡下さい。

"地球工場"で働く女子労働者

第四章　国際的な搾取の仕組み

第三世界諸国の政府は、自国の女子労働者の搾取にむしろ積極的に手を貸している。それによって直接的に国庫への収入を得ているというわけではないが、進出企業受入れの見返りとして、欧米諸国からの経済的軍事的援助を受けているし、国際金融機関からの融資も受けている。

進出企業を誘致するために自国の女性の宣伝に努めているタイのパンフレットには、「親切に扱って下されば忠実に働きます」と、恥しげにうつ向いて働いているタイの女性の写真が印象的である。他方で政府は、この宣伝どおりに事を運ぶため、あらゆる抑圧手段を整備している。

低賃金労働を奨励している国際金融機関

第三世界諸国の政府と多国籍企業との間柄を、売春宿の主人と常連客の関係にたとえてみることができる。政府は自国の女性を売り込み、多国籍企業の「おじさま達」向けに囲っておく。広がりつつある「国際的婦女売買」の構造に、一役買っているのが、西欧諸国政府、世界銀行、IMF（国際通貨基金）、UNIDO（国連工業開発機構）などである。

UNIDOは一九七〇年以来、各地の自由貿易地域の設立を促進し、輸出向製品の生産を奨励してきた。七六年にはUNIDOが、世界各地の自由貿易地域を結ぶ国際協会を組織し、第三世界が多国籍企業にさらに広く門戸を開くように働きかけてきている。

米国主導の国際金融・開発機関である世界銀行も、世界的規模で女子労働者を搾取する構造を支えている。世界銀行は、表向きは非政治的といわれているが、実は政治的に活動していることが、暗黙の了解となっている。たとえば八〇年末に報道界にもれた秘密報告、アッシャー・メモには、次のような言葉がある。「われわれがフィリピンの工業化計画を承認すると、世界銀行が多国籍企業とアメリカ帝国主義に奉仕していると批判されるかもしれない。」

世界銀行が第三世界諸国に融資する時には、その国が世界銀行の経済開発計画を承諾することが条件になっている。それによって国内産業を保護するための輸入関税が撤廃され、外国投資家向けには免税措置が設けられ、自由貿易地域の設置が促進されてきた。一例として、世界銀行から二千万ドルの融資を受けて出発したスリランカの縫製産業では、世界的にも低賃金といえる週給五ドル（週六日労働）で、多くの女子労働者を働かせている。

事実上、右翼的で反労働者的な政府の方が、世界銀行の恩恵を受けている。たとえば、フィリピンで戒厳令施行に先立つ三年間、世界銀行からの融資は三億二千万ドルだったが、マルコスが七二年にストライキ禁止、労働組合への政府支配などを含む抑圧的政策を導入してから八一年までの九年間の融資総額は、二四億ドル以上にのぼっている。世界銀行当局は、戒厳令によってマルコスが「経済的・財政的に著しい改善をもたらし、経済開発面でほぼ全権を掌握した」ことに、満足の意を表明したのだった。

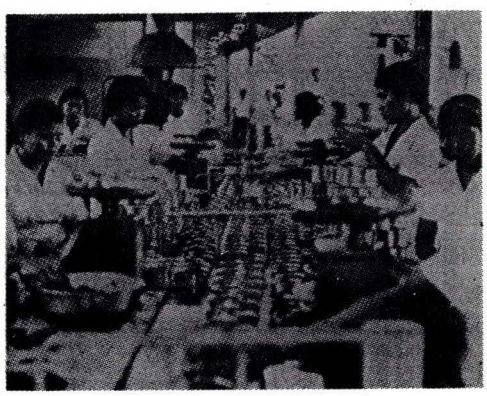

タイの製缶工場で働く女子労働者

世界銀行の「女性と開発」部長であるグロリア・スコットは、世界銀行の役割を次のように擁護している。「私達は地上から貧困を取り除くために働いているのであって、多国籍企業がそれ程低賃金で労働者を雇うこと自体は、世界銀行の責任ではなく、各国政府の責任です。」しかし、七九年の世界開発報告の中で、貧しい国々での賃上げ抑制を力説している世界銀行は、明らかに低賃金労働に直接的な責任を負っているといえるだろう。

世界銀行と同様世界随一の国際金融機関であるIMFも、第三世界の経済開発をめざす通貨安定策の基本方針に従わない国への貸付けを拒否している。その基本方針の中には、賃金抑制、物価統制廃止、食物その他生活必需品への助成金の廃止、増税、外国投資家にとって不利な輸出

入規制の打ち切りなどの項目が含まれている。六〇年代のインドネシアにおけるＩＭＦの「安定政策」実施は、国内繊維産業に壊滅的打撃をもたらした。

アメリカ政府の援助

第三世界の女子労働者の苛酷な状況に対して最大の責任を負っているのが、米国政府である。韓国の悪名高い繊維産業は、米国からの四億ドルの援助によって発展したし、マレーシアが電子産業の低賃金労働の基地になったのも、米国のＡＩＤ（国際開発局）の援助があったからだった。台湾が「自由世界向けのショーケース」として、多国籍企業の温床となったのは、三〇年間にわたる米国の経済的・軍事的援助の結果である。

非政府機関は直接ＡＩＤや米国務省と共同で活動し、ＣＩＡとの共同行動を隠密裡にとることもある。たとえばＡＦＬＩ（アジア・アメリカ自由労働研究所）は、表向きはアジアの「自由」（資本家寄りの意）労働組合を促進するために活動しているというが、本当の使命は進歩的で民衆に根ざした労働者の活動を妨害することである。ラテン・アメリカでもＡＩＦＬＤ（米国自由労働研究所）が、民主的労働組合組織化の動きを破壊するために活動している。

ＡＩＤ婦人部のエミー・シモンズは、第三世界の多国籍企業に対する批判を承知しつつ、「女性の社会参加の方法の代替案がなければ、いつまでも搾取の問題にとらわれて一歩も前進できないのではないでしょうか」と述べている。

第三世界の女性たちの闘い

女子労働者が組立てラインに取って替るものを早急に見つけることは難しい。だからといって状況を変える方法がないわけではない。政府の抑圧と企業がより有利な受け入れ国に移転（逃亡）するという脅威に対して、ますます多くの女子労働者が、より高い賃金と労働条件を求めて、団結して闘っている。次にあげるのは、この一〇年間に起った多くの闘いのうちのほんの数例である。

☆台湾　一九七五年、最大の外国雇用主であるゼネラル・インストラメンツ社で、五千人の労働者がボーナスカットに抗議してストを決行。二千人が人事課におしかけた。米国人副社長が会社を移転すると脅迫し、政府が戒厳令下の大権を発動、スト指導者を極刑に処するという威嚇の下に労働者は屈服させられた。

☆韓国　七九年、ＹＨ繊維かつら工場の二百名の若い女子労働者が、会社側の工場閉鎖の脅しに対し徹夜抗議と断食を決行。徹夜五日目の八月十一日に千名の機動隊が棍棒や金属性の盾で武装して女子労働者が集合している建物に乱入し、彼女達を暴力的にひきずり出した。この騒乱の中で二一歳の金京淑さんが殺されたことが、朴政権打倒につながる全国的騒乱の発端となった。

☆フィリピン　八一年、バターン自由貿易地域でマッテル・フィリピン社の三千人の労働組合員が、会社の初任給協定違反に抗議してストライキを決行、これは一年半の間に起きた五度目の最大規模のストライキで、大多数が女性である労働組合員はこの地域から排除された。排除、労働省からの就労命令、会社の解雇威嚇にもめげず、労働者はストライキを続行した。

☆メキシコ　八一年、米国資本クレセント・フォース社縫製工場の女子労働者は、賃上げと組合代表権を要求して数回に及ぶ闘争を展開。解雇された労働者の復職を訴え続け、他の組合や地元の人々の支持を受けてささやかな勝利を得ている。

☆フィリピン　八二年、バターン自由貿易地域の三菱化学繊維工場で一人当りの受持織機台数が四台から六台に増やされたことに抗議して職場放棄した二百名の労働者に連帯して、一万人がストライキに突入。地域特別警察が労働者を暴力的に逮捕、非組合員を保護し始めると、ニュースがたちまち地域全体に広がり、スト開始後三日目までに二三ケ所の工場で生産が止まり、政府は組合代表者と会見せざるを得なくなった。その結果、労働量は減り、留置されていたスト参加者に対する告訴は取り下げられた。その後二ケ月の間に、マルコスは六ケ所の新工業地域と工場団地の建設を中止せざるを得なかった。

バングラデシュ

三五団体三〇〇名の参加で女子労働者についてのセミナー開催

一九八四年十一月、首都ダッカで国内の女子労働者問題についてのセミナーが開かれた。全国各地から民間団体、人権団体など三五の婦人団体の代表約三〇〇名が参加し、縫製、紅茶、タバコの各産業の女子労働者、家事使用人、看護婦、農村女性という各部門の女子労働者と直接的な交流の場をもった。

開会の辞で主催者、正義と平和を求める国民委員会の執行委員であるティム神父は、「人権と開発との関係に焦点をあて、バングラデシュの女性の正当な地位を求める運動に自覚的に取組むことを願っている。このセミナーをとおして、女性が雇用の現場でどのような不当な差別を受けているかを明かにしたい」と語った。

ティム神父はとくに茶園で働く女子労働者の生活環境や低賃金について、詳細な報告を発表した。その概要は次のとおり。

「一八五四年のダンカン・ブラザースが始めたシレット地方（東北部）の最初の茶園で働いていた労働者は、インドのオリッサ、マドラス、ビハールなどの地方から連れてこられた。その時、逃げ帰ったりしないという罰則付の契約に署名させられた人々の子孫である今日の茶園労働者は、一三〇年たった今でも、『外国人』であり、自由の身とはいえない。

茶園経営者は、労働者向けに住宅、初等教育、医療設備を提供しなければならないことになっている。しかし、住宅も病院も実に貧弱である。教科書が無料で配布されないので、多くの生徒は学校にも行かれない。

主として女子労働者からなる茶園労働者の労働条件と賃金は、他の茶生産国に比べても低い。女子の茶園労働者は日給で、月給をもらえる仕事には男性がついている。茶園労働組合の主目標は、交渉によってより高い賃金を獲得することで、七八年には七三%の賃上げに成功した。その後のシレット地方の茶園労働者の日給は、つぎのとおりである。

	大人	青年	子供
七八年	七・五タカ	六・八タカ	六・二タカ
八〇年	八・五タカ	七・八タカ	七・二タカ
八四年	十二・五タカ	十一・八タカ	十一・二タカ

これはAクラス茶園の日給であるが、年間の茶生産量によって、A・B・Cクラスに区分され、七八年にはAクラス大人七・五タカ（一タカ＝一〇円）に対し、Cクラスでは七・一タカであった。その他、成長途上・未分類の茶園があり、そこは賃金協定に拘束されないので八〇年の日給がわずか四・五タカだった。会社は労働者の退職金積立への会社側の分担金を少なくするために、日給一二・五タカを基本給五・七五タカと物価手当六・七五タカとに分けた。八〇年には退職金支払いが一年以上も遅れていたし、退職した労働者で一二〇〇タカ以上の退職金を受けた者はいなかった。」

このセミナーは最後に、女子労働者への搾取をなくすため、以下のような処置をとるよう、政府への勧告を採択した。

(一)縫製、タバコ、紅茶産業に働く女子労働者は男性と平等な給与基準、休暇と諸手当が与えられること。

(二)最低賃金基準を定め、違反した使用者には罰則を適用する。

(三)家事使用人も労働者として認め、最低賃金、有給休暇を保障する。

(四)工業労働に従事する女子労働者に週一日の有給休暇を認めること。

(五)女子労働者の子女に適切な医療と教育が実施されなければならない。

(六)義務的・強制的な時間外労働をさせてはならない。

(七)家事使用人を含むすべての職種の女子労働者は、労働組合を結成することを奨励されること。

(八)労働者の最低年令を一六歳と定めること。

(九)看護婦に適切な統一的賃金基準が定められること。

(十)政府レベルで労働者に関する決定を行なう時は、女子労働者と婦人団体の代表を含めて討議すること。

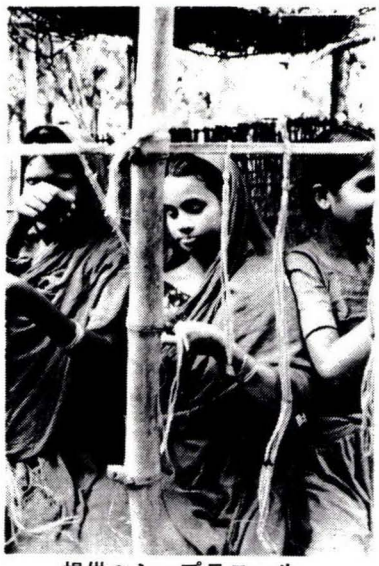

提供：シャプラニール

フィリピンの国際婦人デーに参加

――ガブリエラ全国会議傍聴記――

二月二十八日から三月十三日にかけて、CAW（アジア女子労働者委員会）東南アジアグループの交流プログラムに参加する機会を得、フィリピンの女性解放運動の実情にふれた。

フィリピンでは、三月一日から八日（国際婦人デー）を女性週間とし、婦人組織の連合体である「ガブリエラ」によって、さまざまな催しが行なわれた。「ガブリエラ」は、一八世紀、フィリピンを支配していたスペインに対する抵抗運動を率いて処刑された女性の名前に由来するが、国際婦人年を契機として高まった各団体の連合体をつくろうという動きの中で、昨年結成された。

三月二、三日に開催された「ガブリエラ全国会議」では、女子労働者連合、中流階級の女性組織（WOMBと呼ばれ、事務職、教員、芸術家、ジャーナリスト、主婦等から成る）、教員連合、スラム居住者の地域改良組織、女子学生連合等、さまざまな団体が各自の一年間の活動を報告し、問題を相互理解することに重点が置かれ、各団体からの報告を受けてフロアーからの活発な質疑、討論が交わされた。

とりあげられた問題は以下の四点に集約される。第一に雇用上の男女差別。これは男女賃金格差、女性の多い専門職での低賃金、昇進の機会の男女不平等、職務上の技術向上機会の不平等、最後に雇用し真先に解雇する政府の雇用政策等に表われている。第二に教育・文化面での男女不平等。大学の数は多いが、植民地支配を脱していない教育（小学校から英語教育が行われ、大学の講義のほとんどは英語による）。女性を弱き性とみなし、従順な、男性の補完物としての女性を理想化する社会的風潮が、マスコミ、教育を通じて増幅されている点。第三に母性保護の欠如。妊産婦への施策、設備の欠如、保育施設の不備、安全で効果的な避妊方法をはじめとする、女性の側のボディーコントロール権がないこと。第四に、女性への性的威嚇。職場で女子労働者を服従させるために、また政治犯として捕えた女性に対して、あるいは家庭内で夫が妻に加える性的暴力、観光旅行者への売春、児童売春、海外への出稼ぎ、対等な関係でない国際結婚など。

女子労働者の状況は、「雇用機会が少なく、賃金水準が低い」の一言につきる。一日あたりの最低の衣食住から計算された最低賃金が、女子労働者の平均賃金である。しかも日給制であり、病気で欠勤すれば即賃金にはね返る。しかし彼女らは、解雇を恐れて、めったなことでは休まないし、使用者も休ませない。深夜業も多くの工場で行われている。女子労働者は、そのほとんどが貧困な農村地帯の出身であり、親への仕送りをしている。彼女らの最もつらいことは、何年やっても技術的蓄積が得られないことだという。とくに日本を始めとする外国企業はフィリピン人に対して技術を教えないため、女子労働者のみならずフィリピン人が技術を身につけ独立してゆくことは不可能だという。

このような劣悪な労働条件のもとで、フィリピンの人々の生活は、食も住も貧しい。しかし、女性の多くは、賃金水準から考えると小ざっぱりしたセンスの良い衣服を身につけている。聞けば「フィリピン女性は、空腹を我慢しても、良い身なりをするのです。なぜならスペイン、アメリカと続いた植民地支配を通して、良い身なりをすることが雇用につながることを人々は知っているのです。」ということだった。

ガブリエラ全国会議は、前記の四項目の改善を「女性の権利と福祉のための一九八五年マニラ宣言」として採択し、国際婦人年最終年の活動を約して幕を閉じた。（砂川理子）

▼会員の声募集――

センターの活動、ニュースの内容、アジアについて考えていること等、ご意見、ご感想をお寄せ下さい。七月号のニュースに掲載致します。

＜事務局日誌＞

1月7日　センター事務局仕事始め
1月11日　1月定例事務局会議
1月23日　翻訳グループ学習会
2月4日　2月定例事務局会議
2月5日　「アジアの仲間」第7号発送
2月8日　鵠沼女子高校講演（塩沢）
2月15日　労働科学研究所労働組合講演（塩沢）
2月16日　女性神学研究会（山野）
2月16日～17日　東根地協講演（塩沢）
2月27日　翻訳グループ学習会
2月28日～3月14日　CAW東南アジアグループ会議・フィリピン（砂川）
3月9日　秩父鉄道労組婦人部学習会講演（広木）
3月22日　3月定例事務局会議
3月27日～28日　日本キリスト教団宣教師会議講演・京都（塩沢・山野）

＜その他の事務局活動＞

(1)『日本の女子労働者の物語』の取材、執筆、翻訳。完成して三月末に香港のCAWへ発送、六月発行予定。
(2)CAWからの要請で、日本の女子労働者に関する統計資料の作成。
(3)アジア各国からの資料の翻訳作業（フィリピン、台湾、香港等）。
(4)『講座・差別と人権』（雄山閣）の女子労働の部分の原稿執筆。七月刊行予定。

アジアスワニー問題
金さんの手記パンフに

前号まで経過をお知らせしてきた日系企業アジア・スワニー社（韓国裡里市）で起った金徳順さんの解雇事件に対する日本での抗議行動のその後の進行状況は以下のとおり。㈠本社への第二次申し入れ（一月三十日）㈡第二次回答（二月二十七日）㈢大阪・四国グループを中心とする本社への抗議（四月一日）。

昨年十二月以来この問題に取組んできた諸団体は、今後も日系進出企業の実態を調査し、必要に応じて共同行動がとれるように「アジアスワニー問題を考える会」として定期的に会合を持っています。この程考える会として、金徳順さんの手記「野の花は倒れない」を発行、「アジアスワニー―金徳順さんのたたかい」と題するスライドを製作しました。手記は日本の人々にもぜひ読んでほしいという金さん自身の希望で早速訳出され、生い立ちからブラックリストに対する厳しい闘いまでが飾らずに語られ、深く心に訴えられます。

手記（付・資料、A5 72頁）御希望の方は頒価四〇〇円送料一七〇円分の切手同封の上当センターへお申し込み下さい。スライド（八九枚テープ付・貸出料五〇〇〇円）は直接、東京都新宿区信濃町三三真生会館内アジアスワニー問題を考える会（〇三―三五一―七一二一）へ。

なお、オーディオ製品で有名なオンキョーの韓国進出企業である韓国音響（九老区加里蜂・従業員六五〇名）は、三月末の組合結成以来、暴力的に組合活動を弾圧し、七名を不当に解雇しました。日本でも抗議行動の準備が進められています。

'84年度　決算報告

1984.4.1～1985.3.31

〈収入の部〉	(円)
会費	3,260,000
カンパ	1,414,118
WCCからの活動費補助	1,393,290
CCAURM 〃 〃	721,200
NCCUSA 〃 〃	604,260
CAWから翻訳費補助	194,840
雑収入	94,127
前年度繰越金	280,336
合計	7,962,171

〈支出の部〉	
会議費	26,610
旅費	443,065
渉外費	43,760
人件費	5,042,110
募金対策費	12,000
事務管理費	360,705
通信費	374,755
調査研究費	71,233
編集印刷費	285,895
翻訳費	154,130
運営基金へ繰入れ	700,000
次年度繰越金	447,908
合計	7,962,171

あとがき

センターの会計を担当して二度の決算を経験しました。多くの方々のご協力により、順調に運営できていることを本当に有難く感謝しています。どの数字をとってもきちんと説明ができ、ピシャンと計算したつもりが、出来上った筈の決算・予算書にミスを発見、天手古舞をしてしまう。三年目を迎え、活動と共に予算もふくらんできました。しっかりと数字をにらんでいきたいと思う。Sさんに助けられ、帳簿・通帳・現金に一円のくるいもないのが嬉しい。

八五年度の予算実現のためには、会員数の拡大とカンパの要請をしなければなりません。センターの仕事が重要な割には、理解の得にくい、あるいはうったえにくい内容であることにいつもジレンマを感じています。共鳴した心が新たな心へと響いていきます。会員お一人お一人のご協力を切に願います。

「希望は、いつも『……にもかかわらず』心にいだかれるものだ。『……だから』心にいだかれるわけじゃない」というM・エンデの言葉に共感。希望を失わずに闘っている人たちとつながっていたいと思う。（K）

女子労働者通信　第9号

アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター
〒160 東京都新宿区西早稲田
2-3-18-34
発行人代表者　塩沢美代子
編集責任者　広木道子
電話 03-202-4993
郵便振替 東京0-70086

国連婦人ナイロビ会議に向け 輸出加工区の女子労働に言及

（第71回ILO総会）

一九七五年の「国際婦人年」に続く七六年から八五年までの国連婦人の十年のしめくくりの世界会議が、ケニアの首都ナイロビで開かれています。七月十日から十九日まで開催された「NGO（非政府組織）フォーラム'85」には、約一六〇カ国から一万余人が参加、一二〇〇ものワークショップで連日熱い討議が繰り広げられたと報じられています。

七月十五日には政府レベルの「国連婦人の十年の成果を見直し評価するための世界会議」が始まりました。ここでは、西暦二〇〇〇年に向けた婦人の地位向上のための将来戦略が採択されることになっており、まさに終わりが次のステップへの始まりということで、世界中の女性たちから期待が集まっています。

これより先、六月にはジュネーブでILO（国際労働機関）第七一回総会が開かれました。七五年、国連の国際婦人年世界会議を前に開催された第六〇回ILO総会は「女子労働者の機会と待遇の均等に関する宣言」とその促進のための「行動計画」を採択しましたが、今回はそれらの十年間の成果と問題点について検討し、さらに国連婦人の十年世界会議に、雇用と労働の側面からILOの見解を反映させるために開かれたものでした。

その中で、今、日本とアジアの女子労働者にとって、とくに注目されるべきいくつかの点を拾ってみます。

まず、ILO総会で採択された「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」の前文は、「女子、特に開発途上国における女子の雇用、労働、生活の条件を向上させるという観点から、国連の諸決議に従った新国際経済社会秩序の確立が必要であること」を改めて強調しています。このことは、これまで自由無差別を基本とした先進国のための国際経済秩序が、そのために生じたいわゆる第三世界の貧困や女性に対する不平等を助長しているとの視点から、国際貿易や生産・通貨体制などの経済秩序と、環境・食糧・情報等社会的な側面を含む新しい国際秩序の確立が必要であり、そのことが地球上のすべての女性に対する差別撤廃に不可欠であるというものです。

また、各国がとるべき措置として「労働条件及び労働環境の改善」の一つに「輸出・加工地区及び自由貿易地区のように、従来は除外されていた部門や企業における労働条件が適切に規制されるよう、適用範囲を拡大することが望ましい」という一項が決議等のILOの公式文書に初めて盛り込まれました。

ILOは、多国籍企業プログラムの一環として八三年に、アジアの輸出加工区（EPZ）における雇用に関する調査を行なっており、EPZに若い女子労働者が集中し、低賃金で長時間労働に従事している実態を明らかにしています。EPZでは国内の労働法が適用されていないところが多いことは周知の事実であり、そうした不利な立場に置かれた女子労働者に対する改善策の一つとして、具体的に示されたことは大きな意義があります。

ILOの「結論」に見られる問題点の一つは、ILOの今後の活動として、「例えば、一九四八年の夜業（女子）条約（第八九号）のような保護的文書は（中略）これらの規定が依然として適当であり、妥当であるかどうかを判断するため、定期的に見直すべきである。」ことが提示されたことです。見直しは必要ですが、その例として第八九号条約を明記することに、労働側は反対の態度を示したそうですが、これが、スイスの時計業界に見られるように（八面参照）使用者側の国際的な動向の中で出されてきたことに注目する必要があります。ちなみに、日本はILO第八九条約を批准していないばかりか、条約の水準をかなり下回っている女子の深夜業禁止規定さえも、来年四月から大幅に緩和されます。

急成長する衣料産業
半数が週二一時間の残業

バングラデシュ

バングラデシュのカソリック正義と平和委員会（CJP）は、最近、とくに女性の職場として増えつつある縫製工場の実態調査を行なった。調査対象は首都ダッカの三二工場から六〇〇人、地方工業都市チッタゴンの二三工場から四〇〇人の女子労働者を抽出したものだが、大学の専門家の指揮の下に、カソリックの学生や青年組織の協力で、直接面接によって行なわれたものである。

バングラデシュは、人口九六〇〇万人（一九八三年）のうち、農村に八五%、都市に一五%が居住し、工業部門は国内総生産の一五%という農業国である。工業部門の中ではジュート（黄麻）加工が大きな位置を占め、綿、織物、タバコがそれに続いている。縫製工場は、一九七六年に初めて設立されたが、八四年十月当時、操業中の縫製工場は三〇〇であった。このうち八工場は韓国、インド、香港、シンガポール等、外国との提携によって建設されたものである。

チッタゴン輸出加工区には、許可された二五の縫製工場があり、そのうち三社は一〇〇%外国資本で、年間八八〇万点の生産力を持ち、一二の合弁会社の年産五八〇万点をはるかに上まわっている。縫製労働者の数は全国で六万人、そのうち八〇%は女性である。

既製服の輸出によって稼いだ金額は、一九七九年～八〇年に比べ、八二年～八三年には三〇倍にも伸び、八三年～八四年にはさらにその二倍に達するものとみられる。低い労務費のために（一ダースのシャツを作るのに、韓国やシンガポール、台湾など中進国の約四分の一）、バングラデシュの衣料品は、急速に欧米市場に進出していった。西欧諸国への輸出については関税の優遇措置を受け、さらにEEC市場に対して、既製服と特定の繊維製品を制限なしで出荷できる。しかし、一方ではバングラデシュに輸出割当制度を導入せよとの動きがあるが、今年一月の国際会議ではこれが回避された。

☆

女子縫製労働者の背景をみると、一〇〇〇人中六二一人は一六～二〇才、二二五人は二一～二五才である。二六才以上が六・五%、一六才未満が八・九%、八割近くが未婚者である。

雇用形態は、四三%が常用労働者、五七%は臨時雇用者である。大半の女子労働者が、縫製工場に来る前に雇用されたことがなく、雇用経験のある者は一割に満たない。そのうち一四%はハウスメイドとして働いていたがその約半数は全く給料を受け取っておらず、他の半分も月額わずか三〇～九五タカ（三〇〇円～九五〇円）しか受け取っていない。

現在働いている縫製工場での見習い期間は三ヵ月と四～六ヵ月が各々四〇%強だが、その間の賃金については月額二〇一～三〇〇タカが三割以上を占めている。なかには、その間まったく賃金を受け取っていない者もいるが、彼女たちは、父親が工場所有者から借りた借金の利息返済のために働いていると報告されている。

縫製女子労働者の賃金分布

月　額（タカ）	%
901　以上	2.3
751　～　900	5.5
601　～　750	26.0
451　～　600	39.2
301　～　450	15.7
300　以下	11.3

一日の労働時間は、二四%が八時間、六五%が九～一二時間（残業含む）となっているが、一二時間を超える者が一割いる。半数以上の者が週平均二一時間以上の残業をしているが、残業手当がまともに支払われていない例も多い。ほとんどの者が週一日の休日をとっているが、会社に大きな受注があったときには、労働者は法定休日（祝祭日）どころか週休日さえも休むことができない。

賃金については別表の通りであるが、このうち定期的に賃金を受け取っているのは約六割である。

労働環境は、小規模工場ほど悪く、男女共用のトイレ、視力を害する不十分な照明、換気の悪さは労働者に共通する不満となっている。ある工場では、たった一つのトイレを二〇〇人以上の労働者が使っていた。

労働組合に加入している女子は一五・九%であるが、一般に縫製工場の経営者は、組合活動をよく思っていず、組合員に対して威嚇や肉体的な暴力を加え、多くの労働者が職を失なっている。

この調査の結果、明らかになったことは、バングラデシュのすべての女性が、国際基準に照らしてみてもたいへん酷使されているということである。

韓国レポート①

加速度的な近代化の中で
溢れる民衆の怒りと悲しみ

六月二十二日から三日間、韓国都市産業宣教会主催の交流会に参加するためソウルを訪れた。空港から市内への道は一層近代化され、高層ビル、きらびやかな高級ホテルやクラブのネオンが視界にとびこんでくる。韓国製の乗用車やバスの数が、この数年で著しく増えたというのが海外から訪れた参加者達の第一印象であった。高速バス道路が整備され、沿線の開発も徹底している。

一日目はその高速バスに約二時間ゆられて、ある地方都市へ出かけた。地方に開発の波が押し寄せているため、広大な土地の売買が進行しており、新興住宅地の開発と大工場の建設が目立っている。食品工場、繊維、化学などの工場の大多数がこの数年間に建てられたものだという。

一方、零細な農地を大切に守ってきた貧しい農民の家々が、それらの大工場の周辺に点々と残っている。労働者弾圧で名高いある繊維会社が昨年この地域の土地を買上げようと、さまざまな手段に訴えたが、とうとう農民達は譲らなかったそうである。

ソウルに帰りつき、高速バスターミナルからタクシーに乗り継ごうとした時には、夜十一時を過ぎているというのにラッシュアワーのように長蛇の列が続いていた。南北の対話、八六年アジア・スポーツ大会、八八年オリンピック開催という、自国の威信をかけた計画を実現させようとしている現政府が、一応すべてをコントロールしているかのように、観光客の目には映るだろう。

ところが労働者、農民、都市スラムの住民など、韓国社会の中でも弱い立場にある人々の人権を守るために闘っている人達から直接話を聞くと、今この国がすさまじい程の矛盾を抱えながら突き進んでいることを知らされる。

低賃金のための生活の苦しさを少しでも改善しようと声をあげる人々への、組織的な弾圧についての訴えが続く。現在焦点になっている労働争議について、拘留中の労働者の釈放と解雇労働者の復職を求める切実な願いが語られた。その他ソウルのあるスラム地域で、緊急に保育所の場所を必要としていること、ある工場地域では労働者向けの診療所を作りたいという希望があり、生活の様々な面で運動が起こりつつあるという。

交流会プログラム二日目の日曜日の午後、永登浦（ヨンドンポ）の城門外教会（キリスト教労働会館）の大ホールは、数百名の若い労働者の熱気で溢れていた。伝統的な太鼓のリズムに合せた仮面ダンスと、自分達で作詞作曲をした歌の合唱に続いて、一六、七歳の一人の少女を主人公にした構成劇が始まった。勉強を続けたいのに家が貧しくて学費が払えず、小学校を追われるようにして辞めなければならなかった少女が、縫製工場に入ってミシン工の補助の仕事につき、朝早くから夜遅くまで働き続ける。職制に怒鳴られながらも仲間の労働者と共に人間的に成長していくというストーリーである。韓国語が分らず、舞台装置も何もなくても、そのままで痛い程に伝わってくる内容である。主人公が暗い夜道をオイオイと泣きながら歩き続ける場面では少女の悲しみが切々と伝わってくる。ここにいる仲間の労働者達にとっても、この悲しみや怒りがそのまま自分のものであっただろう。

三日目のセミナーでは、最低生計費の約半分という低収入でギリギリの所まで追いつめられている労働者の、生存をかけた闘争の深刻な報告が相つぎ、農民運動や都市スラム地域の人びとの生活を守る運動の現状が力強く語られた。それらを聞きながら、韓国の労働者との連帯として何ができるのかという難問を前に、少しでも詳しく現状を知り、人間的交流の輪をひろげ、協力できることから始めるしかない、という思いに駆られていた。

（山野繁子）

韓国の民主運動、労働運動の動きをそのまま伝える月刊紙。
「韓国通信」　A4版　八ページ
発行所　韓国問題キリスト者緊急会議（ECC）
購読料　年間予約二、四〇〇円
申し込みは、東京都新宿区西早稲田二ー三ー一八ー二四　NCC内　Tel.二〇三ー〇三七四

韓国レポート②

未払い賃金一九億ドル
労災死亡一四・八％（前年比）増

労働者の生活

低賃金と穀物買上げ価格を低くおさえることが政府の政策としてとられているため、労働者と農民の生活は生存さえ脅されている。一方工業の生産性は八〇年代にはいってさらに大幅に伸びているのに、実質賃金の増加率は逆に減少している（表1参照ー労働省統計）

数字を上げてみると、労働者の生活の苦しさが少し具体的に見えてくる。平均家族構成（四・三人）の一世帯としての最低生計費は、労働省統計によると、約五〇万ウォン（約一六万六〇〇〇円）であるのに対して、工場労働者一人当たりの平均賃金が一八万六一三九ウォン（約六万二〇〇〇円）であり、最低生計費の半分以下である。このため、夜勤、残業、休日労働などを余儀なくされている。全労働者の七割近くが、約十万ウォンの月給で生活している。最低賃金額が決められていないため、賃金格差が非常に大きい（表2）。女子労働者の賃金は男子の五〇％以下で、一人の女子の最低生計費約一六万ウォンに対して、六万ウォン以下しか支払われない女子労働者が二一％に上っている。

一方韓国の労働時間の長さは世界的にも有名で、一ヶ月に二四・八日週平均労働時間が五四・四時間で、台湾やシンガポールの週四八・一時間を大幅に上まわっている。

今年二月に一〇万ウォンの月給を受取った一五歳の少女は、一ヶ月間に何と一四五時間の時間外労働をしている。その賃金から保険料その他を差し引かれて、手取りは五万五〇〇〇ウォンしか残らない。彼女の父親は建築現場で二回も作業中の事故にあい、自宅療養中だという。

昨年末、労働者に支払うべき賃金を支払っていなかった事業所が一三五〇ヶ所あり、四二万二二五〇名の労働者が合計一九億ドルにのぼる賃金未払いの被害を受けていた。

昨年中の労働災害の実態を見ると、六万四七〇〇件の補償請求があり、一五万七八〇〇名の労働者が被災している。そのうち一六七七名が死亡。死亡事故件数だけでも前年より一四・八％増という驚くべき数字が出されている。

政府の労働政策

世界で四番目の対外債務をもつ韓国経済は、低賃金政策と外国資本に依存して七〇年代から急成長を遂げてきたが、近年GNPの成長率が下がってきたのに反して、海外貿易への依存率はますます高くなっている。貿易赤字が対外債務をさらに高め、国内での不均衡をより拡大させている。輸出志向型工業化への道が国内経済を弱体化させ、先進国への依存度を強めるという悪循環の中で、矛盾を弱い者にしわ寄せして巨大独占資本が形成されてきた。労働者の賃金も穀物買上げ価格も凍結させるという現政権の「安定政策」の下では、労働者・農民、サラリーマン、下級公務員の生活はますます苦しくなるばかりである。

一方、八〇年末の労働法改悪によって、事実上、民主的な組合結成・争議は困難になっている。組合活動に関わったために解雇された労働者は、全国の事業所に配布されるブラックリストに名前を載せられて再就職の道が閉されている。最近新しく一四〇〇名の名前がブラックリストに付け加えられコンピューターに入れられたということである。それに加えて最近の労働者弾圧は、さらに暴力的な様相を帯び、組合指導者に対する暴力的制裁を会社レベルで行うようになってきている。「救社隊」を組織したり、サッカーチームを暴力団のように利用して組合活動家を襲わせるという事件が相ついでいる。もう一つの傾向は、御用組合によって、労働者の分断を図り、労働者間の対立のように見せかけた卑劣な労働者弾圧の方法をとる例がふえてきたことである。

以上のような厳しい状況の中でも、労働者の闘いはさらに激しく燃え上っている。労使関係を正常化する上

表1　生産性と実質賃金増加率

	1971－80	1981－84
生産性増加率	9.2％	12.8％
実質賃金増加率	8.4％	5.3％

表2　賃金格差

事務職	：	工場労働者	100：29.1
大学卒	：	中学卒	100：32.1
男性	：	女性	100：45.2
自営業主	：	工場労働者	100：51.3

で不可欠な労働法改正への要求、御用組合民主化に向けての闘いが、賃上げを求める切実な要求と結びついて、つぎつぎと繰り広げられている。そのいくつかの例をつぎに報告しよう。

多業種に広がる労働争議と切実化する労働法改正要求

星都繊維（ソンド）

今年四月六日、従業員数一〇〇〇名の衣料会社、星都繊維で、余りにも低い賃金（ミシン工の日給二七五〇ウォン＝約九〇〇円）と劣悪な労働条件の改善を要求して女子労働者が集会を持った。会社側は男子職員を動員して殴る蹴るの暴力を加えただけでなく、外部の労働者グループが主催した労働節の行事に参加したという理由で四名を解雇、さらにその四名の出勤闘争を支援した理由で一名を解雇した。続いて六名に強制的に辞表を出させた。その後毎日出勤闘争を続ける計一一名の解雇労働者に対して、暴行、脅迫、不法監禁など、会社と警察とが一体となって弾圧している。女子労働者は次のように訴えている。「……全身赤あざだらけになって心も疲れはてているけれど、われわれの復職が八〇〇万労働者の人格と良心をとり戻す重要な基礎になるのだと信じ、死を辞さず闘い続けることを誓います」。

今年三月に結成された「韓国婦人連合会」（学生、労働者、農民、都市スラム住民、キリスト者の運動に関わる女性組織の全国的連合体）は、この事件を重視し、星都繊維の製品の不買運動を呼びかけている。また「星都繊維不当解雇女子労働者復職推進委員会」が二七の女性団体によって組織され、六月十九日、約五〇名の女性がソウル市内の星都製品販売店前に集まり、労働者弾圧中止を訴えて約三〇分間デモをした。その場で約二〇名が逮捕され、うち一〇名は五～七日間拘留された。

大宇（テウ）アパレル

従業員数二八〇〇名（一日一〇時間労働―二～四時間の時間外労働がしばしば要求される―ミシン工の日給が二四〇〇ウォン）の大宇アパレル（衣料）の場合は、八四年六月に一五〇名で結成した組合への弾圧に反対する闘いが続けられている。ソウル地方労働委員会が解雇された四名の組合員の復職命令を出したにもかかわらず、会社側が復職を拒否、これに抗議して一〇〇名の女子労働者が工場の屋上で徹夜籠城。その後組合委員長に対する暴力事件が起こり、女子労働者たちは新韓民主党本部への籠城などで抗議を続けた。そのたびに会社は、組合と合意したりそれを反古にしたりを繰り返し、会社のサッカー部員を使って組合員を襲わせるなど、あらゆる暴力手段を使ってきた。四名の解雇者の復職はかち取られたが、労働条件改善と賃上げを求める闘争は今でも続き、大宇関連会社の間に同情ストがひろがっている。

☆

労働者の自主的な運動をつぶすために、政府と企業は一体となってあらゆる手段を尽くしている。ユニジョン労組と協進（ヒョブジン）労組は八四年九月に女子労働者を中心に結成されたが、いずれも、労働部は設立申請書を差し戻し、会社は労組指導者に暴力をふるった上解雇し、さらに併行して御用組合を設立して労働部は直ちにそれを承認した。事実上労働者の自主的団結権、争議権を認めていない現行労働法を最大限に悪用している典型的な例である。

以上女子労働者を中心とした繊維・電子産業だけでなく、自動車、鉄鋼、鉱山労働者の間でも争議が相ついでいる。中でも注目を浴びたのは従業員数七四〇〇名の大手自動車で、九ヶ月間にわたる争議の後、今年四月、十日間の座り込みストで一二・一％の賃上げをかち取り、解決した。しかし、現在でも八名の労働者が拘留されている。

これまでの韓国労働者の果敢な闘いの中から、全国的な労働者組織の必要性が痛感され、八四年には労働者福祉協議会が、今年二月には韓国キリスト者労働者連合が結成された。韓国の労働者はいま、地域組織の強化と労働者の権利を保障する労働法制定のために、他の民主的運動と連帯して闘うことをめざしている。

ストライキ中の大宇アパレル労働者

〝地球工場〟で働く女子労働者

第五章　メイド　イン　アメリカ

あくなき利潤追求への競争の中でアメリカの多くの企業は海外進出に駆り立てられたが、一方米国内でもさまざまな形の低賃金と労働者酷使の実態が見られる。エレクトロニクス産業、中でも半導体製造業では、最も安い労働力と最大の税金逃れの方法を求めて、国中に工場を分散させてきているし、衣服産業でも低賃金で長時間労働を強制できるような一九世紀的搾取工場を急増させている。地球規模の組立てラインは、まさに米国の裏庭で始まり、そこで終わっているのである。

二〇世紀の搾取工場

ロサンゼルスでも、ニューヨークやボストンでも、何百という単位で次から次へと設置基準以下の縫製工場が建てられ、無許可のまま違法に操業されている。ロサンゼルスのある組合指導者は次のような報告をしている。「一日に一六時間から一八時間の労働、あるいは残業なしで週七日労働が一般化している。ある女性は週に六〇時間働いて、収入は五〇ドルだった」。

零細な縫製工場はめまぐるしく生れては消えていく。一ダースのミシンと近所の労働力と安い建物を使って操業を始める。工場経営者（または雇われ工場主）は、「ジョバーズ」と呼ばれる仲介者からの注文を競い合う。大手の業者が裁断済みの生地を大量に下請けに出す。結果として巨額な利益を手にするのは、大手の業者とジョバーズだけである。

搾取劇の台本で一番ひどい役を演じているのが女子労働者である。このような「搾取工場」で働く労働者の九〇％は女性であり、しかもその大多数が、中南米諸国やアジアの国々からの移民である。第三世界の女性たちは、どこにいてももっとも安価な労働力源として利用されている。

彼女達の多くは一家を支える大黒柱であり、安定した収入を必要としている。昼間子供を預けることのできない母親が多いので、子連れで工場にきてもよいことになっている。もっとよい職場が見つからず、ヤミの収入を得るためにやむなく働いている女性や老齢年金の不足を補うために働いている人々も多い。

このような工場に働く労働者の多くが、いわゆる不法入国者である。身分証明書や社会保険番号が提示できないために、この人々は一般の認可工場に就職できない。工場主は、強制送還を楯に脅して、劣悪な労働条件を放置し、また組合を組織化させないようにしている。国際婦人縫製労働者組合（ＩＬＧＷＵ）には、次のような記録が一つの典型的な例として残されている。ニューヨークのクイーンズ区にある工場で、女子労働者が何週間も、午前七時から午後一一時まで一日一五ドルの約束で働いたが、いざ賃金を受けとる段になると、一銭ももらえなかった。彼女たちはＩＬＧＷＵに援助を求め、組合が仲介に入ろうとした時、雇用主は労働者達に「グリーンカード（合法的移住者の証明書）を見せたら支払おう」と言った。この強制送還を暗に仄めかした脅迫は大いに効果があり、結局彼女達は賃金を手にすることができなかったのである。

縫製工場での働き口はいくらでもあり、経験もほとんど必要ではない。ニューヨークのサウスブロンクス区の一四九番街を歩いていると、「ミシン工募集」の看板が目につく。その辺りにある典型的な一工場「ダマク・スポーツウェア」社には、火災報知機も給水口もない。うす暗い部屋で一三人のプエルトリコ人女性がシンガーミシンの上に身をかがめて働いている。階段と床が木造の古い共同住宅の三階にあるこの仕事場は、火災が起これば危険であることが明らかである。

しかしこの地域のＩＬＧＷＵのセンターで働くルイス・バートホールド氏によると、この程度の建物はありふれているという。「一六一番街のあるビルには、衛生規則・防火規則の違反が四〇ヶ所以上もあるのに、その中に作業場が四つもあるんですよ。ここが第二のトライアングル火災の現場になっても不思議ではないでしょう」と彼は語る（一九一一年にニューヨークのトライアングル

・シャツ工場で働いていた一四六名の女性が、火災で全員死亡した。ドアや出口が塞がれていて中に閉じこめられてしまった労働者達の多くが八階の窓から飛び降りて亡くなったのだった)。

☆

女子労働者に対するもう一つの搾取の形態は内職である。工場主は内職に出すことによって労務費をさらに大幅にカットできる。裁断済みの生地を渡して家で縫製させれば、ミシンの購入や修理の費用、電気代、家賃といった工場経営に必要な諸経費を労働者側に負担させることができる。内職労働者にとっては納期に間に合わせることはもちろん、約束通りの工賃を手に入れるのも容易ではない。マイアミの一移民女性は自分の経験を語っている。「一週間七日朝から晩まで働いて千枚入りの袋を仕上げて納めに行ったら、ボスが二千枚入っていたって言うんです。あと千枚分の仕事をするまでは何も払わないって」。

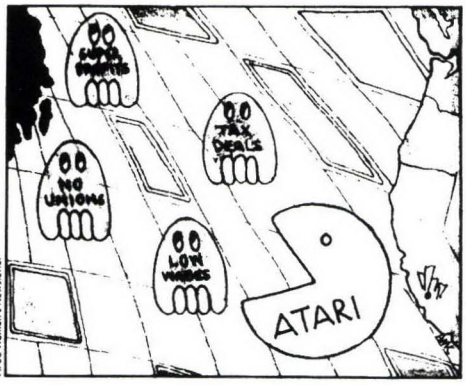

連邦当局も州当局も、以上のような産業の陰の部分が伸びていくことに対して、何の方策もたてていない。組合もこのような労働者の組織化を効果的に進めているとはいえない。ＩＬＧＷＵは最近になってようやくこの問題と取り組み始め、不法移民の人権擁護を求める運動を始めた。このような縫製工場の実態がつかみにくいことや不利な立場の労働者にとって失業の脅威や言語上の困難が、組織化の障害になっている。

しかし女子労働者自身が労働条件の改善をかちとってきた例もある。一九七五年サンフランシスコのある工場で、一二五人の中国人女性が米国史上最長のストライキを行なって、ＩＬＧＷＵの掲げる条件を会社に認めさせた。また七七年には二五〇人の労働者がニューヨークのあるニット工場で六ヶ月間にわたるストをしたが、そのうち七五人は不法移民で、強制送還を覚悟の上でピケラインに加わっていた。

シリコンバレー

カリフォルニア州サンノゼに近いシリコンバレーではエレクトロニクス産業の組立てライン労働者の七五％が女性である。ボストン郊外国道二八号線沿いの地域やノースカロライナ州でも同じ現象が見られる。西海岸ではフィリピン人、タイ人、サモア人、メキシコ人、ベトナム人という多彩な人々が働いていて、地球規模の生産工程の縮図の様相を呈している。経営者はこの人々が英語や米国の法律に不案内なことを利用して搾取している。生産ラインを人種別や出身国別に分けて競争心を煽り、労働者の団結を妨害している。

エレクトロニクス労働者の罹病率はとくに高い。母性機能に影響を与えたり肝臓や腎臓の障害を起こし、また癌の原因や化学物質過敏症を引き起こす恐れのある危険な溶剤に晒されているからである。また雇用の保障は無いに等しい。シリコンバレーで組合活動に従事しているＭ・アイゼンシャー氏は、工業における女性の職場は減少するだろうと予測している。「景気のせいもあるが先端技術導入がもう一つの原因で、とくに半導体産業ではロボット化が進んでいます。女性は訓練なしで新しい部署に移され、その後仕事の成績が悪いという理由からクビにされることが多いのです」と、会社が明らさまなレイオフとか解雇を避けて労働者をやめさせる方法を説明している。

米国内には労働組合がある半導体工場は一つもない。会社側は経営者団体主催のセミナーに参加して、労働者に組合が不必要であると思い込ませるようにするための術策を学んでくる。たとえばビール・パーティーやピザ・パーティーを開いたり、賞品やハワイ旅行の当たるクジを用意したりするのである。

八二年二月、テレビゲームや家庭用コンピューターで有名なアタリ社は、シリコンバレーにある工場の大部分を香港と台湾に移転する計画を発表した（エレクトロニクス労働者の諸手当を含む時給は、香港で一ドル二〇セント、台湾で九〇セントである)。アタリ社はすでにシンガポール、プエルトリコ、アイルランドに組立て工場をもっている。

電気・ラジオ・機械工全国組合（ＵＥ）が、シリコンバレーで労働者の団結への支援活動を始めて一〇年になる。目下このＵＥは北米フィリップス社の子会社であるＮＳＳ社に焦点をあてて、産業規模の組合組織化に取り組んでいる。

〔海外短信〕

化学物質の危険性　パキスタンなど

昨年十一月、インドのボパールにあるユニオンカーバイド社の工場からのガス漏れで、二〇〇〇人以上もの人々が死んだ事により、労働者達は化学物質を扱う職場の危険性について以前よりも敏感になってきた。

インドネシアのジャカルタ近くにあるユニオンカーバイド社のバッテリー工場では、七五〇人いる労働者の半数以上が水銀の影響により腎臓障害にかかっている。

マンビル社が所有している石綿工場は、ボパールの西二〇〇マイルの所にあるが、そこの労働者は一九八一年、石綿の粉末だらけになっていた。合衆国では石綿の粉末に晒される事と癌との因果関係が専門家によって証明されている。

数年前パキスタンで、マラリアの伝染を抑制するための化学物質によって、二五〇〇人の労働者が害を受けた。それは彼らが安全取扱書を読む事ができず、その化学物質をターバンの中に入れて運んだためであった。取扱い注意書が労働者達の母国語で書かれていないために、その化学物質の危険性に気がつかないまま、労働者達は、時として非常に危険な仕方で化学物質を扱っている。また、元農民であって工場で働き始めたばかりの人達は、危険な化学物質を正しく扱うための訓練を十分に受けていない、と見る人達もいる。英国オックスフォードの飢餓救済委員会の概算によると一年に二万二五〇〇人もの人々が様々な化学殺虫剤の害で死んでいる。（香港・CPPニュース、一九八五年一月）

高い労働災害発生率　マレーシア

マレーシアでは「労働安全衛生法」はほとんど有効に活用されていない。なぜなら政府は、化学工業やその他の製造業における外国資本の投資に都合のよい環境を開発することに関心を持っている。マレーシアは、第三世界諸国の中でも、もっとも工業化の進んでいる国の一つなので、労働災害の発生率が高い、と専門家は言っている。

〝地球の友〟という環境問題グループは、「マレーシアにある外資系の会社では、従業員の健康と安全はかなり無視されている」と主張している。環境問題グループや消費者グループは、労働者の健康に害を及ぼしている工場をもっと頻繁に視察するように、政府に圧力をかけている。

最近マレーシア政府は、検査の結果、いくつかの電池製造会社の労働者の血液中に含まれる鉛の濃度が高かったことから、鉛中毒についての新しい基準をつくった。「地球の友」グループは、目下、ブレーキライニング（裏張り）の合弁会社における石綿の害と、ある製錬会社での砒素中毒の六件の判例について調査中である。ペナン消費者協会のスポークスマンは、「我々が心配しているのは、ここで操業している多くの産業や合弁会社が、アメリカ合衆国及び他の先進諸国では、操業が許されていないということです。」と語っている。（香港・CPPニュース一九八五年三月）

〝地球の友〟は最近労働者教育プログラムの一環として、「労働者の健康と安全」という一連の手引を発行した。労働者達に「仕事場における危険に気を付けるよう」警告しているこの手引は、いろいろな問題を書き込んだポスターと三〇種類ものパンフレットを含んでいて、「総合的な健康と安全」、「化学的な危険」「工業における健康と安全の問題」の三つの部分に分けられる。（オーストラリア・ASIAN WORKERS ORGANISING、一九八五年五月）

女性の深夜業は認めません　スイス

経済大臣カート・ファルグラー氏は、他のヨーロッパ諸国及び日本の水晶時計製造業者との競争に生き残って行くために、時計製造業界から出されていた女性の深夜交替制勤務の許可申請を却下した。ファルグラー氏は、この刷新は工業における女性の深夜業務を禁じている国際労働機関（ILO）の第八九号条約に違反するものであると述べた。スイスは、イギリス、西独、日本と違って、この第八九号条約を批准している。

この条約では、重大な危機において、国家的な利害によって要求される場合にはこの禁止令が緩和される事になっているが、今回の申請はこれには当てはまらないとファルグラー氏は言った。他の業界、特にエレクトロニクス及び繊維業界は、今回の決定を熱心に待ち受けていた。そしてもしも好ましい結果が出たら、ほとんど間違いなく彼らも同じ様な申請をするつもりでいた。（CAWニュースレター、一九八五年三月）

（投稿）

『ソウルへの道』を読んで

柳橋嘉子（大阪・会社員）

宋孝順様、貴女の手記を読みました。私も、貴女ほどの苛酷、劣悪な行為こそありませんが、度重なる職場の配置転換と村八分、公私にわたる監視とデマなど、精神的圧力に孤独の闘いをしています。

こんな私をご存知の「アジア女子労働者交流センター」を主宰する先生から貴女の本を贈られました。

私は幼くして、要職にあった父を失ないました。一瞬にして天から地に落ちてしまったような生活環境の変化と、周囲からの屈辱をものともせず、力強く正しく生きることを母の姿に教えられ、多くの兄弟とともに育ちました。私は、友人たちの進学を羨ましく思いながら、一時も早く母を助けたい一念で、義務教育終了以前から勤めに出ました。ちょうど第二次世界大戦敗戦後の荒廃と混乱の中でした。そのような環境のもとで私共が成長できたのは母の努力はもとより、多くの人々の援助があったからです。特にユニセフを通じてのキリスト教信者の献身振りは、忘れることができません。食糧もなく不自由な日々を過したにもかかわらず、精神的に救われ、楽しい日々に道義心が養われたように思います。そして、自分も社会の人のためにつくすという行為が自然に身につきました。ところが、企業は思想信条のはっきりした者、人生経験が豊かで分別をもった人間を必要とせず、個性ある者、意志表示する者はむしろアカとして冷遇されてしまうのです。ときには労働組合をまき込んだ卑劣な提案やイヤガラセに神経が疲れ、「明日の朝、目が覚めなければ良い」と思ったり、ホームに入ってくる電車に吸込まれてしまうような錯角にかられることがあります。でも職場では貴女のように余裕を見せ、弱味を作らず、人の数倍も努力を重ねる日々の連続です。長年の苦しみは私に、忍従と度胸を与えてくれましたが、貴女方を思う時、まだまだ勇気がなく、貴女方の毅然たる行動力に敬服するばかりです。

国際婦人年をきっかけに、日本女性の地位が僅かばかりでも向上したと言われる反面、雇用に於る女性の地位は先進国の最低だと聞いています。政府は、国連の女子差別撤廃条約の批准を口実に、法改正を図り、それに伴って労働基準法が改悪されようとしています。貴女方と同じように日本でも企業の中で闘うことは誠に困難です。大企業ほど、昔ながらの男尊女卑思想、古い社会通念が罷り通っていて、女性労働者の組織化を困難にし、労働条件改善の道程を遠くしています。またこ数年、急激に臨時工やパートタイマーという不安定雇用者が増え、組織力の低下にもつながっています。

このような大事な時期、貴女の手記に触れ、相通ずるものを感じ、勇気づけられ貴女の鼓動を感じています。適わぬ夢でしょうか。お目にかかってお互いに励まし合えたら何とすばらしいことでしょうね。

貴女のご健康と、ご活躍と、そして勝利、アジアの女子労働者の連帯と幸せのために祈ります。

▼宋孝順著、劉光石訳『ソウルへの道』―韓国女子労働者の現場手記―（教文館。一、八〇〇円）

CCA－URM委員に山野繁子さん

CCA（アジアキリスト教協議会）の四年に一度の総会が、六月に韓国のソウルで開かれました。ここでCCAの幅広い活動を分担する各委員会の、メンバーの改選が行われ、URMと呼ばれる部門の日本代表の委員に、当センタースタッフの山野繁子さんが選出されました。

☆

URMというのは、直訳すれば都市・農村宣教部となり、宣教といえば、キリスト教をのべ伝える教会の活動のように思われがちです。ところが実際にURMの活動というのは、社会の底辺で誰にもかえりみられず、人権を抑圧されている多くの人々、苛酷な収奪に苦しむ労働者や農民、衣食住にもこと欠くスラムの住民、人種差別に苦しむ人々などの問題にとりくみ、その人々とともに抑圧に抵抗し、人権を守るために働くことを任務としています。

すべての人間が対等であるというキリスト教の信条にもとづいて、抑圧されている側に立ちともにたたかう行動そのものが宣教であるという考え方から、URMの活動が生れています。

当センターともっとも関係の深いCAWの活動はCCA－URMを母体にはじまり、次いでカトリック団体との共同行動に発展したものです。

女性に活躍してほしいというURMの意向が、山野さん選出の背景ですが、本人が評価されたとともに、このセンターもアジアの仲間の間で、市民権をえたともいえるでしょう。（塩）

会員からの便り

◆皆様の日頃の御活躍に心から敬意を表します。「アジアの仲間」、私達とアジアをつなぐ貴重な報告としていつも読ませていただいております。この貴重な報告が少しでも多くの方々にお読みいただけるよう、私も色々なところで回りの人達に声をかけてみようと思います。

（N・K子　東京・公務員）

◆皆様、ますますお元気で御活躍なによりです。私は福祉施設につとめていますが、毎日の仕事に追われてやはり視野が狭くなりがち。そんな時、東京から届く「アジアの仲間」のお便りが、チクリと刺激してくれます。

（T・H子　盛岡・公務員）

◆センターの活動もますます充実してきているようですね。塩沢さんの『メイドイン東南アジア』を読みました。すっかりどぶさたしていた「問題」提起。心に重いものを残しました。

（K・M子　横浜・主婦）

◆お元気で御活躍のことと存じます。さて交流センターへの会費は、ボーナスが出ましたらすぐにお届けしますが、今回は会員になって下さりそうな方を一人紹介させていただきます。私の同僚です。均等法に続いて派遣事業法と、ますます追い込まれた感じがします。

（I・S子　秦野・公務員）

◆先日は早速、金さんの手記やチラシをお送り頂きありがとうございました。早速グループで今迄の「アジアの仲間」「働く人」の関連記事と共にメンバーと話し合い、名古屋YWCAでこの地の人々に知らせてゆくこと、その他具体的に協力出来るプログラムには参加することなどを決めました。

（M・S子　名古屋・団体職員）

◆塩沢さん、ながい間ひとすじの大事なお仕事に敬意を表します。どうやってアジアの女子労働者のことにかかわれるかと考えていたところ、NCCアジア資料センターで入会申込書をみつけました。ようやく出会ったという感じです。アルバイトで月収五万円くらいですから会費があまり出せませんが、共にかかわっていきたいと思います。

（O・M子　東京・学生）

◆ちょうど、『メイド・イン・東南アジア』を生徒たちに紹介して話しました日に、センターからのご案内をいただきました。これも何かのご縁、絆のひとつと考えて入会させていただきます。関係の情報を今後もお知らせいただければ幸いです。

（F・Y子　兵庫・教員）

◆今年の春、ある雑誌で「アジアの仲間」からの抜粋記事を読み、さっそくセンターへ電話しました。会報を読みながら、日本の豊かさを支えるアジアの人々の命がけの仕事、ろくに食えない暮しが見え、かつ日本でもまだまだ女が働きつづけることの難しさが重なりました。

（Y・K子　東京・団体職員）

◆三カ月に一度送られてくる「アジアの仲間」は、具体的な事実を教えてくれ、新しく目が開かれる思いがしばしば致します。

（K・E子　大阪・学生）

（編集部より）ご希望の方にはリーフレットと「アジアの仲間」最新号をお送りしています。まわりの方々に是非お勧め下さい。

＜事務局日誌＞

4月5日　センター財政小委員会
4月22日　4月定例事務局会議、第5回運営委員会
4月24日　翻訳グループ学習会
4月30日　NCC労基法改悪阻止プロジェクトチーム緊急会議
5月8日　「雇用均等法案」の強行採決と労基法改悪についての抗議声明を持ってNCCとともに国会議員に訴え、関係諸団体に抗議声明郵送
5月11日　電機労連埼玉地協婦人集会講演（広木）
5月14日　「アジアの仲間」第8号発送
5月17日　ICU教会婦人会講演（山野）
5月20日　翻訳グループ学習会
5月24日　米国ユナイテドメソジスト教会・カロリン・マーシャル女史来室
5月27日　5月定例事務局会議
6月8日　日本女子大学社会福祉学科みどり会講演（塩沢）
6月10日　朝日新聞前アジア総局員松井やより氏の帰国報告会（キリスト教会館学習会）
6月14日　6月定例事務局会議
6月15日　繊維労連全国婦人集会（山野）
6月17日　翻訳グループ学習会、CAW対策会議
6月21日－25日　CCA－URMピープルズ・フォーラム参加・韓国（山野）

あとがき

六月二十五日に閉幕した第一〇二通常国会は、国連の「女子差別撤廃条約」の批准を承認し直ちに批准した。その同じ国会で、社会福祉関係、労働関係の重要法案がつぎつぎと可決、成立している。国民年金、厚生年金制度の抜本「改正」、児童扶養手当改悪、男女雇用機会均等法の成立に伴う労基法女子保護規定の大幅緩和、労働者派遣法の制定など、とりわけ女性に関わりの深いものが多い。差別の方法もより巧妙になり、本音と建前の落差が大きい。（H）

アジアスワニー問題抗議集会

☆　九月七日（土）午後

☆　東京・中央区内

韓国・アジアスワニー社の労働者解雇事件に関してこれまでの経過をまとめ、本社である㈱スワニーに抗議の意志表示をします。

現在、集会の詳細を検討中です。時間・場所等については八月十五日以降にセンターにお問合せ下さい。

女子労働者通信　第10号

アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター
〒160 東京都新宿区西早稲田
2-3-18-34
発行人代表者　塩沢美代子
編集責任者　広木道子
電話 03-202-4993
郵便振替　東京0-70086

グローブ製鉄所労働者に
フィリピン　スト支援カンパを！

九月はじめ、フィリピンのグローブ製鉄所の労働組合から一通の手紙が届きました。グローブ製鉄所は、昨年十月、CAW（アジア女子労働者に関する委員会）の主催でマニラで開かれた「アジアの織維女子労働者集会」に参加した際、現場労働者との交流プログラムの一つとして私たちが訪れたところです（「アジアの仲間」第七号参照）。　すさまじいインフレと慢性的失業状態の中で、労働争議はますます激しくなり、労働者の生活は悪化しています。その背景には、マルコス独裁政治とそれに結びついた米日両国の政府と資本家の利益があることを、フィリピンの労働者は知っています。

グローブ製鉄所の労働者の訴えに応え、支援のカンパにご協力下さい。つぎに手紙の要約を紹介します。

「私たちのストライキは、一九八四年六月二十七日に始まり、一年以上続けてきました。現在までに、食料と薬品の不足のために一二人の子供たちが亡くなり、私たちは、労働省と資本家の命令を受けた警察・軍隊・警備隊・暴力団などの襲撃を八回も受けました。自分たちの権利と自由を守るために何人もの仲間が拷問を受け、投獄されました。自由と民主々義のために闘うことは、マルコス政権に反対することなのです。

私たちの要求はつぎのとおりです。

一、不当解雇された一三〇人の労働組合員及び役員を復職させよ。

二、労働協約の各事項を履行せよ。
①日給一ペソの賃上げ（三年間分）
②全従業員に病気休暇と有給休暇保障
③全従業員に安全装具支給
④年末ボーナスの支給

三、全労働者に対し雇用責任をとれ（経営者によると私たちは直接の雇用者ではなく下請労働者とされている）。

四、脅迫、暴力的抑圧、組合活動への干渉をやめよ。

フィリピンでは、他にも多くのストが行なわれているために、私達への援助も思うように集まらず、ここにはもうほとんど食べる物がありません。そこで、皆様からのカンパをお願いしたいのです。」

☆

グローブ製鉄所労働者へのカンパは、郵便振替または現金書留にて、当センター宛ご送金下さい。当面、第一次集約を十一月十五日、第二次集約を八六年一月三十一日として、まとめてフィリピンにお届け致します。

センター創立三周年記念
「アジアにおける工業化と女子労働」
シンポジウムのご案内

★第一部　シンポジウム
日時　一九八五年十一月三十日（土）午後二時～五時
場所　日本キリスト教会館四階（新宿区西早稲田二―三―一八）
内容　スライド「アジア・スワニー――金徳順さんの闘い」
シンポジウム（司会・塩沢所長）
(1)「アジアの女子労働者の状態」報告　Sr.ノーラ・S・ゴメス
(2)「日本人とアジア」報告　松井やより氏（朝日新聞編集委員・前アジア総局員）
(3)会場からの発言
参加費　五〇〇円

★第二部　交流会
日時　十一月三十日　午後五時半～七時半
場所　早稲田奉仕園五号館一階（キリスト教会館と同じ敷地内）
内容　アジアからのゲストを迎えての交流会
参加費　一、五〇〇円（軽食代）

★参加ご希望の方は、十一月十五日までに、ハガキまたは電話でセンター宛ご連絡下さい。

金徳順さん不当解雇一周年

スワニーの弾圧を許さない！

去る九月七日午後、東京の日本橋公会堂で「韓国進出企業スワニーの労働者弾圧を許さない9・7集会」が開かれました。約一三〇名の参加者が韓国労働者との連帯を表明して、集会後秋葉原までデモ行進をしました。韓国風のリズムの大鼓の響きと共にシュプレヒコール「日本企業は韓国労働者の弾圧を止めろ」、「金さんの不当解雇撤回」という叫びが、土曜の午後の平穏な街々に響いていきました。

「アジア・スワニー問題を考える会」は、昨年十二月から毎月一度例会を開き、(株)スワニーへの抗議行動を行ってきました。何回質問状を出しても、会社側からの反応は「金さんの解雇に本社は一切責任を負わない。韓国での経営は韓国の人に任せている」という、回答とはいえない回答ばかりでした。その間、考える会では『野の花は倒れない』という金徳順さんの手記を発行し、また彼女の闘いをスライドにして、より多くの人々に訴えてきました。

二月以降は関西でもこの問題への取組みが積極的に行われ、香川県にある(株)スワニー本社への抗議行動も、二回なされました。とくに四月に起った韓国音響（オンキョー(株)の進出会社、日本側五〇%出資）での労働組合結成に伴う八名の労働者の不当解雇事件と併行して、日本の進出企業による労働者弾圧に対する抗議がひろがっていきました。

(株)スワニー本社と違ってオンキョーは抗議団との交渉に応じ、八月一日に本社が責任を認める確認書を出したのですが、その後また韓国音響で不当解雇がなされていることが分りました。

9・7集会では、次の四項目を含む決議文を採択しました。

(1) 日系進出企業の韓国労働者、労働運動への弾圧を許さない。

(2) (株)スワニーは「6・25」回答（「最終回答」）を撤回せよ。金徳順さんへのブラックリスト解雇の事実を認め、責任をもって謝罪せよ。

(3) オンキョー(株)は民主労働運動への弾圧を中止して解雇を撤回せよ。

(4) 私たちは韓国の民主労働運動を支援し、連帯して闘う。

（アジアスワニー争議に関する詳細は「アジアの仲間」第六・七号に掲載）

フィリピン民衆に連帯する国際行動デー　日本集会開催

九・二一フィリピン民衆に連帯する国際行動デーに呼応する日本集会が、九月二十日、東京で開催されました。「ゆるすな！ここまで来た米日軍事介入」をメインテーマとしたこの集会は、バターン半島でのメーデーの記録映画「熱い風」の上映に始まり、主催者（フィリピン問題連絡会議＝JCPC）の基調報告と講演「米日軍事介入の危険を訴える」に続いて、フィリピン代表者から緊急アピールがありました。

バゴン・ブカス（新しい明日）を迎えてミニ・コンサートも

九月二十一日は、一九七二年にマルコス政権が戒厳令を発令した日であり、正義と自由と民主々義を求めて闘うフィリピン民衆の怒りと抗議を結集する日なのです。二年前のアキノ氏暗殺事件は、マルコス政権の下では、民主々義はすでに死滅していることを内外に示すものでした。フィリピン民衆の闘いを支持する国際的な世論の高まりを背景に、昨年から九・二一を「フィリピン民衆に連帯する国際行動デー」とし、今年は少なくとも二〇以上の国で、一斉に連帯集会が開かれています。

米レーガン大統領の、マルコス政権に対する経済的・軍事的援助はますますエスカレートし、その傘の下にいる日本の中曽根政権への期待は一層大きくなっています。日本政府の軍事優先政策はこれと無関係ではありません。フィリピンの経済危機は悪化の一途を辿り労働者や農民を飢えに追い込んでいます。政府軍による無差別殺りくをはじめ、労働運動・民衆運動に対する弾圧は止まるところを知りません。

九・二〇日本集会は、五〇〇名近い参加者の総意をもって「レーガン大統領と中曽根首相への要請」を採択して散会しました。

国営企業の民営化の動き
政府の真の狙いは何か

タイ

タイには七〇を越える国営企業があるが、政府は国の経済危機を理由に、いくつかの国営企業の民営化を提案しており、多くの労働者がこれに反対している。

現在、国営企業に働く労働者は、全体で約三〇万人おり、その四〇％が首都バンコックに住んでいる。六六の国営企業には独自の労働組合がある。

国営企業は重要な公共企業体によって独占的に経営されているため、労働組合は非常に強い交渉力を持っており、それが政治問題に著しい影響を与えている。その上、国営企業の組合活動家はタイの労働運動の指導者たちであり、彼らは民間企業の労働者の闘いを支える役割を果たしている。だから政府はこれらの組合を分裂させ、根絶することを狙っている。一九八〇年に政府は、国営企業の労働者を労働法の適用から除外しようとしたが、強い反対を受けてできなかった。いずれにしても、国営企業の労働者のストライキは禁止されている。それにもかかわらず、過去数年間、国営企業に働く労働者のストライキの数は増加しており、国は大きな損害を被っている。公共企業体に働く労働者の賃金について調停者の出した決定に対する違反によって引き起こされた一九八四年十二月の国有鉄道労働者のストは、政府に五〇〇〇万バーツ（約五億円）の損害を与えた。

八五年三月、電信電話労組は、通信局が儲けの多い部門の一つであるウォーキートーキー部門を民間企業に売ろうとしていることに反対してストライキを行なった。同時に、国営関連企業グループは、政府の民営化計画に断固反対するための戦術をいくつか決定した。

なぜ民営化に反対か

国営企業が民間に売られると、まずそこに働く労働者が影響を受けることは確実であり、解雇・降格・労働条件の悪化・労働組合の解散などの事態が生じてくる。国営企業の赤字のほんとうの理由は、当局の無能な管理と汚職問題にあるのであって、民営化政策が赤字解消の正しい解決法であるかどうかは疑わしい。

第一に、七二ある国営企業のうち赤字問題を抱えているのは一二だけであるが、その一二の企業の経営は退役軍人にまかされている。これら一二の企業は、軍隊の各グループの重要な財政基盤となっている。たとえば海軍はタイの港湾局を統制し、空軍はタイ国際航空、タイ航空局、タイ航空会社を管理している。また電話公社、住宅公社、鉄道局も軍人によって経営されている。国営企業を管理しているこれらの退役軍人たちは、軍の将校や公務員の有力者グループや政治家と強く結びついている。彼らは専門的な管理者としての経験を持っていない。一方、石油公社や電々公社、地方水道公社などのように儲けの多い国営企業は、専門の管理者によって経営されている。

第二に、国営企業の目的は、利益をあげることではなく、消費者の要求を満たすことである。経営が民間企業に移行した場合、経営者は最大限の利益をあげようとし、それによって消費者が圧迫されることになる。これは営利事業の間で一般的に見られる状況である。それだけに、鉄道、電気、水道、公共輸送機関等の国営の公共企業体の場合には、赤字問題に慎重な配慮が必要である。赤字のほんとうの原因は何か？　たとえば経営組織や管理者を替える等、管理体制が改善されるべきである。

タイ政府は、一九五三年に政府機構設置法を制定し、さらに議会の承認なしで国営企業を設立することも許可した。その結果、ゴムプランテーション部門や森林産業部門等、多くの国営企業が設立された。五三年から五八年までの間に、一〇〇以上の国営企業が設立され、この時期はタイの国営企業の「黄金時代」と言うことができる。しかし、六〇年産業投資奨励法の制定によって積極的な外資導入政策をとるようになり、国営企業の増大を制限した。

タイ政府は、世界銀行から多額の借金をし、経済発展に不可欠で基本的な要素である道路、灌漑、電気、水道等を整備した。これらの投資は、外国投資家に直接の利益をもたらし、世界銀行は今なおタイ社会の経済の方向を決定する巨大な債権者であるが、タイ政府の負債は増大し、現在、ほとんどの国営企業がローンに依存し、その額はますます増えている。

いずれにせよ、国営企業の問題は国民の利益を優先させて考えるべきことである。（タイ・UCLニュースレター・一九八五年、第二期）

〝地球工場〟で働く女子労働者
低賃金と劣悪な条件の下で

米国の新コミュニケーション研究所より一九八三年発行された小冊子『地球工場で働く女子労働者』より、第一章から第五章までの抄訳を前号まで五回にわたって連載してきました。これまでの主な内容をまとめ、最終章に入ります。

☆

「太陽は多国籍企業の上には沈まない。利潤を求める人びとは新天地への旅に駆り立てられる。」と、ある企業の宣伝にあるように、一九六〇年代後半から多国籍企業が急速に世界各地で生産活動を拡げてきた。とくに繊維、縫製、電子産業の工場が、より低い生産費＝低賃金労働力を求めて、米国・西欧・日本などから、最初は香港・台湾・韓国へ、次いでメキシコ・シンガポール・マレーシア・タイ・フィリピンに進出していった。コンピューターや近代的経営技術、通信・運搬技術の発達を最大限に利用して、原料・価格・労働力・市場状況の変化に応じて、生産と流通のパターンを自在に変えていくのが、多国籍企業の特色である。六〇年から六九年にかけて、米国企業による海外製造工業への投資は約三倍近く増大している。

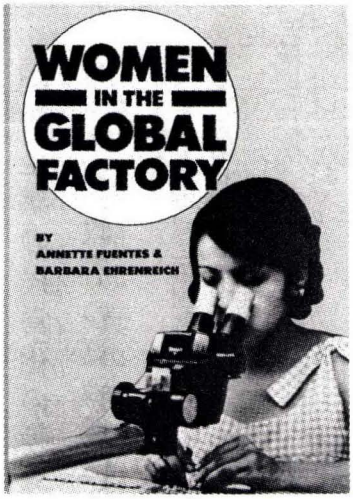

第三世界諸国は、六五年頃を転機として輸出向産業を優遇しはじめ、自由貿易地域がそのための基地として各地に作られていった。これは外国資本の投下基地で、電気、水道等必要な設備を完備し、労働者は隣接した寮に収容する。税制上の優遇措置、操業費援助などで海外からの投資を誘致し、自国企業の操業は禁止されている。有刺鉄線の内側では労働組合の組織も争議も禁止または制限され、特別警察が出入りを厳重に監視している。

第三世界の自由貿易地域内の被雇用者数は約百万人。さらに数百万人がそれ以外の多国籍企業関連の下請け工場で働いている。組立工の八～九割は手先が器用で従順である上に、家計の補助的稼ぎ手として低賃金で雇える女性である。

危険な労働現場と貧しい生活環境

東南アジアでは五〇万人の女性が自由貿易地域で働いている（韓国では一六歳から二五歳までの女性が、工業労働力の三分の一を占めている）。彼らの賃金は最低生活費にも満たない場合が多い。その上、職場の環境は二～三年で健康を破壊するような危険なものである。電子産業の場合は、一日七～九時間顕微鏡を使用して、髪の毛のように細い針金をシリコン片にはりつける仕事で、視力障害が多発している。また精密な半導体を保護するためのエアコンのきいた中で、発癌性有毒ガスを発生する溶剤を使う作業、酸性の溶剤に回路を浸す作業は、頭痛、のどの痛みや火傷、癌の発病の原因となる。ストレスと高度の不安、交替制勤務のため神経障害、胃腸障害を起すことも多い。その他、リューマチ、関節炎、綿肺、膀胱炎なども多発している。強制残業や深夜業のために、覚醒剤を与えている例もある。

女子労働者の身分は不安定で、病気休暇や休日もほとんどなく、三日以上休めばクビを覚悟しなければならない。職場での性的嫌がらせも大きな問題で、「一緒にねるかやめるかどちらかだ」と上役に脅されることが、女子労働者の集会でよく訴えられている。工場隣接の寮か下宿での生活は、狭い部屋に四～八人で、三交替の労働時間に合せて、一つのベッドを三人で交替して使用する生活は、決して健康的なものとはいえない。

仕事への最初の魅力が消え失せると、彼女たちは何とひどい所にいるのだろうと考え始める。そこで会社はさまざまな方法で労働者の不満を鎮め、団結を未然に防ぐ努力をする。労使協議会、レクリエーション活動、洋裁クラス、歌唱大会、美人コンテスト、水着大会、脚線美コンテストなどで女性を競わせ、給料日には、化粧品、宝石などの業者を工場内に通して女子労働者の消費意欲をそそることも忘れない。

東南アジアの多国籍企業の発展は、組織売春を含む観光、接客産業の発

達をもたらした。ホテル、銀行、旅行代理店、輸送システムにも多額の資本が投下され、ビジネスマン、米軍人、政府関係者などが利用している。

第六章　解答もまた地球規模で

世界中の女性が、世界をまたにかける多国籍企業に利用される一大労働予備軍になってきている。不況下で低賃金の職場でさえなかなか見つからないような状況では、経営者にとっては労働者同士を敵対させるのはいともやさしい。米国テネシー州の縫製労働者はメキシコの労働者と、フィリピンの女性はスリランカの女性と競争関係に立たされている。しかも、この競争では全員が敗ける運命になっている。賃金は低く抑えられ、職場における健康と安全の条件は悪化し、雇用の安定性は確保できない。韓国の縫製労働者ミン・チョンスクはつぎのように語っている。

「経済学者は、二言目には『国際競争が厳しい』といっていますが、本当は労働者を締めつけようとしているのだということを、私たちは経験から分っています」。

多国籍企業の戦略専門家は、最近では海外に工場をもつことは、余り現実的な方針ではなくなったと指摘している。「セミコンダクター・インターナショナル」誌の編集者は、次のように論じている。

「もし世界中が政治的に不安定になり、とくに米国系の企業が工場を操業している地域での政治的不安定が悪化してきたら、米国系の半導体産業にとって壊滅的なことになるでしょう。米国が防衛政策を強化するに従って、政治的な分極化は不可避的に進んでいくでしょう。」

もう一つの大きな問題は、技術の進歩と自動化が女子労働者に及ぼす影響である。労働者による管理と完全雇用のない所で自動化が進むことは労働者にとっては脅威である。電子産業では、女子労働者自身が今生産している機械が、いずれ自分達や他の労働者の仕事を時代遅れのものにしていくのである。人種や性による差別によって、女性はさらに痛めつけられていくだろう。技術職や管理職につくのは白人男性が圧倒的に多いのが事実である。

「私たちは一本の糸で結ばれています」

「工業生産活動の国際化が経済的現実となり、保護貿易主義とか愛国主義は時代遅れになっています」と、労働教育調査研究所研究員のR・グロスマンは語る。また教会関係のある女性コーディネーター・S・ハミルトンは、次のように語っている。

「多国籍企業は搾取の対象として意図的に女性を選んだのだと思います。フェミニズムが世界中の女性にとって何らかの意味を持つためには多国籍企業に対抗する国際的な方法を新しく生み出さなければならないでしょう。」

この新しい方法の一つが消費者の不買運動である。ネッスル粉ミルクの第三世界向け販売への抗議はこの形が成功した例である。しかし第三世界からの製品を一般的にボイコットすることは非現実的だし、労働者自身に被害を及ぼすことになりかねない。

そこで考えられるもう一つの重要な戦略は、第三世界の活動家と先進国の対応グループの間の情報交換を促進することである。労働現場の状況や多国籍企業の構造や戦略について入手できる限りの情報や知識を分ち合うことは、有効な連帯活動になるだろう。

女子労働者のための世界的な連携活動を作り出すことが、困難ではあるがもっとも大切なことである。七八年に米国で女性と多国籍企業についての国際会議が開催され、その結果「女性と多国籍企業プロジェクト」が生れた。その目的は、第三世界の女子労働者と西欧諸国の女性が連携し、共通の闘いを支えることである。

このような力が十分に育ち、多国籍企業や各国政府に挑戦できるようになるには、なおしばらくの時がかかるだろう。しかし、一方で女性の生活はたえずより密接に結びつけられている。「私たちは皆苦しい生活をしています。そして皆一本の糸で結ばれています。」と、韓国の労働者ミン・チョンスクが語るように。

「フィリピンのリコー時計工場で」

〔ナイロビ会議参加報告〕

「開発」と女たちの連帯

大阪・伍賀偕子

「日本の女性たちは、私たちのために何ができますか」――それは、ナイロビで開催された世界婦人会議NGOフォーラムに参加した私にとって、決して忘れることのできない息づまるような緊張であった。アパルトヘイトと闘うPAC（パンアフリカ人会議）の女性たちが開催したワークショップ「何もかも奪われた女たち」で、モード・ジャクソンさんは、たった三人の日本人参加者に向かって、静かにしかし鋭く問いかけた。

「私たちはティーパーティーに来たのではない。話しているこの瞬間にも仲間がハエの様に殺されている」という言葉で会が始まり、日本のトヨタや日産がアメリカと比べてもまだひどい飢餓賃金以下で黒人を搾取し、南ア政府を支えている現実を、彼女たちの口から聞かされて、改めて「先進国」日本の役割を思い知った。政府や大企業・商社のなせる業だとすましているわけにはいかない。南アのクルーガーランド金貨を首からぶらさげ、最近中止したとは言え、薬づけの長寿国日本が、平均寿命三十才台の飢えに苦しむアフリカ人の血液を買い、血漿分画製剤として風邪薬や栄養補給剤にまで乱用（南アの血液輸出の90%が日本）していた。この日常性を問い直し、自分たち自身の労働とくらしのあり方の変革を抜きには〝連帯〟を語れないことを、自分の感性を通して知ることができた。

反アパルトヘイトの芝生でのアピール

アパルトヘイトは、南アの特殊な政治状況ではなく、アフリカ、いや第三世界全体に対する先進国の抑圧と収奪の象徴にすぎない。とりわけ、女たちがおかれている状況は共通している。

南アでは、安全性の問題から先進国で使用禁止されている避妊薬デポ・プロベラを、三ケ月毎に注射した証明書を条件に職が斡旋される。同様のことが、タイや東チモールなど第三世界の各国で行われており、外ならぬ開催国ケニアでも、デポに対する不安が語られていた。貧困と飢餓の原因を〝貧乏人の子沢山〟に求め、女性の意志と人権を無視した人口抑制政策が、先進国の「援助」という形で女たちにおしつけられる。

しかし、それへの反撃のネットワークも意欲的に拡大されつつあることを、多くのワークショップで知ることができた。日本のマスコミは、国際会議につきものの南北問題、政治問題が前面に出て、女の問題が掘り下げられなかったかの様な報道をした。だが、新植民地主義や国際経済の不均衡が、第三世界の民衆を抑圧し、とりわけ女がより抑圧されているもとで、「政治問題はぬきに、女同士の絆を強めましょう」ということ自体が、一つの意図的な政治的立場だと言わざるを得ない。

三分の二は第三世界から

世界婦人会議が第三世界で開催された意義の大きさを、キャンパスでくりひろげられる黒人女性の迫力に圧倒されながら、いろんな場面で痛感することができた。アフリカでの開催だからこそ、参加者の三分の二が第三世界で、その大半がアフリカ人であった。十年目にして、女たちの間で「開発」と「平等」の関連が具体的になったという感じがする。そしてそれが、二〇〇〇年にむけてのスタートだ。

しかし、第三世界の参加が多かったとは言え、会期中、ナイロビの街から、失業者や売春婦が追い出され、奥地の留置場までいっぱいになったことや、ケニヤ政治犯釈放運動委員会発行の『ケニヤの女性――抑圧の十年』の配布禁止、フォーラムでのデモ禁止などの事態を黙視するわけにはいかない。「この次の婦人会議は民主々義の国で開催される必要がある」と語ったと伝えられているエジプトの作家サーダウイさんが、キャンパスの芝生で、並居る聴衆に向って、政府間会議の会場までのデモをよびかけていた情熱的な姿が、私の目に今も焼き付いている。誰と連帯するのか。答えは明白である。

「アジアの仲間」バックナンバー　第1号～第9号

第一号（一九八三年八月）

▼有害承知で新工程導入、一〇日間で一九六人ガス中毒・香港マブチモーター。

▼女子労働者のたたかい、民主労組つぶし攻撃の下で・韓国。

▼〝安くて従順な労働力をどうぞ〟――自由貿易地域を訪れて――・台湾。

第二号（一九八三年十月）

▼IC工場で発ガン事件、フィリピンの電子労働者。

▼ME化の影響めぐって「新技術と女性」国際会議。

▼八日間のハンガーストへ／解雇された紡績女子労働者・韓国。

▼フィリピン女性の海外出稼ぎ、急増する日本への入国。

▼労働衛生の専門スタッフ、タイの二女性、研修に来日。

第三号（一九八四年一月）

▼十一月交流集会、各地で心のかよった交流、密度高い労働に驚きの声も。

▼頻発する労働災害、社会保障制度の確立が急務・香港。

▼一日二食で家に仕送り、日本企業の女子労働者の生活・台湾。

▼韓国からの手紙〝労働者の自由と解放のために〟

▼わずか四万円の罰金刑、マブチ社のガス中毒発生事件・香港。

第四号（一九八四年四月）

▼労働法改悪反対で労働省へ要請行動。

▼労働基準法「女子の時間外労働制限・深夜業禁止」等の廃止に関する再度の声明。

▼セットで国会上程される雇用平等法制定と労基法改悪。

▼「国際競争」か、労働者の連帯か、アメリカ西海岸の労働者を迎えて。

▼輸出加工区内でストライキ、スリランカの縫製女子労働者。

▼アジア女性との連帯求め、ESCAP民間フォーラム開催。

第五号（一九八四年七月）

▼世界の女性を結ぶ国際婦人デー・バングラデシュ、フィリピン、インド。

▼韓国のブラックリスト問題、労働者の生存権を奪うもの。

▼〝地球工場〟で働く女子労働者　第一章　世界にまたがる多国籍企業。

▼深刻さ増すタイの児童労働(1)　十時間働いて日給一五〇円。

▼スリランカの労働者に連帯の意志表示を。

▼アジアの仲間の熱意に感動――アメリカ西海岸からの手紙。

第六号（一九八四年十月）

▼韓国の日本企業で女子労働者の解雇事件・アジアスワニー社。

▼長期化するストライキ、街にあふれる失業者・フィリピン。

▼非人間的な扱い受けるアジアの女性海外出稼ぎ。

▼〝地球工場〟で働く女子労働者　第二章　東アジア編――〝東洋の娘たち〟

▼過重労働と虐待、そして逃亡、身心に深い痕跡　タイの児童労働(2)

第七号（一九八五年一月）

▼アジアスワニーを告発する／本社抗議行動に二八団体。

▼「援助」の姿勢見直しへ、開発と正義・アジアフォーラム。

▼〝地球工場〟で働く女子労働者　第三章　国境の南――メキシコへ。

▼生存賭けた労働者の闘い――ストライキの現場から・フィリピン。

▼インドネシアの織物工場、一三時間労働に給料五〇セント。

▼〝働く者の祭典〟に機動隊出動、韓国・女子労働者の街で。

第八号（一九八五年四月）

▼スト中に〝保安要員〟採用、法の無力訴える繊維労働者・タイ。

▼女子の深夜業禁止規定強化、工場法に代わり労基法制定・台湾。

▼〝地球工場〟で働く女子労働者　第四章　国際的な搾取の仕組み。

▼三五団体三〇〇名の参加で、女子労働者についてのセミナー開催・バングラデシュ。

▼フィリピンの国際婦人デーに参加、ガブリエラ全国会議傍聴記。

第九号（一九八五年七月）

▼国連婦人ナイロビ会議に向け輸出加工区の女子労働に言及（第七一回ILO総会）

▼急成長する衣料産業、半数が週二一時間の残業・バングラデシュ。

▼韓国レポート①　加速度的な近代化の中で、溢れる民衆の怒りと悲しみ。

▼韓国レポート②　未払い賃金一九億ドル、労災死亡一四・八%増。多業種に広がる労働争議と切実化する労働法改正要求。

▼〝地球工場〟で働く女子労働者　第五章　メイドインアメリカ。

▼海外短信　化学物質の危険性（パキスタンなど）高い労働災害発生率（マレーシア）女性の深夜業は認めません（スイス）。

▼『ソウルへの道』を読んで（投稿）。

☆

一九八三年五月、交流センターの創立と同時に「アジアの仲間」第一号を発行して、三年目に入りました。年四回発行をなんとか継続でき、今回第一〇号になりました。バックナンバーをご希望の方には、一部一〇〇円＋送料実費にてお送り致します（但し、欠号についてはコピーを含みます）。周囲の方々にも交流センターへの入会をお勧めいただきたいと思います。

〈事務局日誌〉

7月9日　ILO協会・日本労働協会月例研究会（広木）
7月15日　翻訳グループ学習会
7月16日　香港で労働者のために活動しているシスター来室
7月22日　7月定例事務局会議
8月1日　CAW対策会議、「アジアの仲間」第9号発送
8月5日～12日　CAW組織委員会・香港（山野・広木）
8月29日　CAW対策会議
9月5日　9月定例事務局会議
9月6日　「働く人」編集会議
9月7日　アジアスワニー抗議集会（山野）、OAと女性シンポジウム（広木）
9月9日　翻訳グループ学習会
9月9日～10日　NCC－URM協議会・京都（山野）
9月19日　宣教師会議講師（山野）
9月20日　フィリピン民衆に連帯する国際行動（広木）
9月24日　米国教会婦人団体ディトリック女史来室

図書紹介

森　健／水野順子編

『開発政策と女子労働』

一九六〇年代の後半から七〇年代にかけて、いわゆる発展途上国は、競って開発・工業化の道を歩み始めました。その中心となったのは輸出指向型工業化政策で、各国政府は、積極的な外資導入策を図り、大量の女子労働者を低賃金労働力として外国資本に提供してきました。

発展途上国の工業化を支えてきたともいえる女子労働者が、どのように労働市場に進出してきたか、そのために各国社会の伝統的価値観にどのような影響を与えてきたか――本書は、女子労働のあり方を検討することによって、各国社会の開発と工業化がもたらす社会変動をとらえようとするものです。

中東諸国以下各国別にインド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、韓国、ブラジルの六カ国を対象とし、それぞれ各国政府は研究者による統計資料をふんだんに使って論じられています。数字にとらわれず、背後に生きた現実を見すえながら読んでいただきたい書です。（アジア経済研究所・二五〇〇円）

磯村英一・他編

講座『差別と人権』③女性

本書は、現在の女性問題を、「人権問題」として問題提起しています。

センターで執筆担当（塩沢・広木）した第三章第一節では、女子労働における差別を明らかにしていますが、これが、第二節以下の農村女性、売春問題、高齢婦人問題という、あらゆる女性問題を生み出す元凶と言えます。つまり女性の労働が、社会的に低い評価しか与えられずいかに多くの経済的・精神的不利益を被ってきたか、そしてそれは、一部の女性だけが被る問題でなく、女性すべてにまた女性の全生涯にあてはまる問題であることがわかります。

この講座は全七巻で、ほかに部落、民族、心身障害者、底辺社会、高年者について取り上げてあり、全巻とも「総論」「歴史」「現状と課題」の三部構成によっていて、総合的な理解がし易くなっています。（雄山閣・二五〇〇円）

海外短信

砂糖労働者の大量失業と飢餓

フィリピン砂糖労働者全国連合会の委員長は、食品労働組合の地域会議に出席するため香港を訪れ、香港在住のフィリピン人たちに、フィリピンのネグロス島で飢餓に直面している数千家族の人々に対する援助を要請した。彼はネグロス島の現状をつぎのように語った。

ネグロス島では、子供が栄養不良と病気に対する抵抗力がないために、一日八五人の割合で死亡している。ネグロス島のほとんどの人々の常食は、ごはん少しと、たまに干魚を少々である。さらに、多くの人々が朝食に砂糖きびをかむだけであり、牛乳や肉は贅沢品である。農園主が、今の時期に砂糖きびを植えるのは儲けにならないと判断したため、二〇～三〇万人の失業者が出ている。砂糖の世界市場における価格は、農園主がつぎ込む費用の約三分の一をさらに下回っていて、ほとんどの農園主が既に負債を抱えている。島の一八の砂糖工場のうち、すでに四工場が閉鎖された。（香港・CPPニュース、一九八五年九月）

あとがき

残暑の厳しい九月はじめのある日、事務所に飛び込んできた一通のエアメール――フィリピンのグローブ製鉄所労組からのものでした。一月に受け取った新年のカードには「一月末には争議を解決したい」とあり、朗報を心待ちにしていたのに……。

センター事務局では、ニュース第一〇号の発行を待たずに、ごく身近な人々からカンパをいただき、さっそく第一便として届けました。お礼の手紙にはこう書いてありました。「自由と民主々義のために闘っているのは自分たちだけではないことがわかりました。援助の手を差し延べて下さる方々に、何と感謝を申し上げてよいかわかりません」と。グローブ製鉄所のいかつい正門前に、「正義は死んだ」と書かれた墓標があったのを思い出します。

タイでは、国営企業の民営化が進められようとしています。日本の国鉄の民営化のたくらみと重なり、財政赤字の責任はどこにあるか、誰のための民営化か、考えさせられます。（H）

女子労働者通信　第11号

アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター
〒160 東京都新宿区西早稲田
2-3-18-34
発行人代表者　塩沢美代子
編集責任者　広木道子
電話 03-202-4993
郵便振替 東京0-70086

アジアの仲間を迎えて盛大に開催

創立三周年記念シンポジウム

一九八五年十一月三十日午後、当センター創立三周年を記念して、「アジアにおける工業化と女子労働」と題するシンポジウムが開かれました。はじめに、スライド「アジア・スワニー――金徳順さんの闘い」により、韓国の女子労働者を不当に解雇した日本の進出企業への韓国での闘いと日本の中での連帯行動が紹介されました。その後センター運営委員長・高倉徹氏の挨拶に続き、香港から来日されたアジア女子労働者委員会（CAW）事務局長・クリスティーヌ・チャウさんからCAWの活動紹介があり、シンポジウムの本題に入りました。この日のためにフィリピンから馳けつけられたシスター・ノーラ・ゴメスは、第一世界に住む私たち日本人に率直に迫力あるメッセージを送り、続いて松井やよりさんは、今日本人がアジアでどう見られているかを、豊かな経験の中から話されて、都内、近郊からの約百名の参加者に深い感銘を与えました（二面・三面参照）。

第二部の交流会には、高校生を含む若い世代から、センター発足以前よりアジアでの活動を支えて下さった年配の方まで幅広い層にわたって約六〇名が参加されました。参加者の自己紹介・活動紹介を中心として、センターの活動にいろいろな形で連なる女性達のさまざまな働きの広がりを感じさせられました。この席で一人の女子労働者が提起された問題がいくつかの反応を呼び、期せずして有意義な討論の場になったことは、第一部のシンポジウムの内容をさらに深めた結果ともなりました。

「日本の女子労働者もアジアの女子労働者と同じように苦しい状態に置かれています。私たちのことも仲間はずれにしないで下さい」という発言に引き続いて、「日本の女子労働者の問題をアジアの人びとに分ってもらうことはとても難しかった」という経験や、「だからこそ国際的な連帯活動が大切なのではないか」という応答がありました。最後に第二部の締めくくりとして、塩沢所長が「たしかに日本の女子労働者も目に見えない形の管理の下で窒息させられそうになっており、違った形であっても同じ抑圧の構造の中にあります。でもアジアの女子労働者は、生きるための闘いを今日闘えば、明日は生きていられるかどうかわからないという意味で、政治的にも経済的にも私たちの想像を越えた困難な条件にあることだけは、やはり知っておかなければならないと思います」と結ばれたことばは、参加者の心に刻み込まれました。

十二月二日からゴメスさんとチャウさんを案内して、都内の婦人団体や労働者団体との交流を行ないました。とくにちょうど雇用機会均等法省令と指針を審議中の労働省前で座りこみをしていた総評婦人局傘下の女子労働者の激励にかけつけ、交流のひとときを持てたことは有意義でした。バギオ市の輸出加工区で活動しているゴメスさんは、闘争中の女子労働者を想って一足早く日本を発ちましたが、チャウさんは大阪でも女子労働者や婦人団体の方々と交流し、日本の女子労働者の実情に触れて帰国しました。

高倉運営委員長

急逝のお知らせ

当センターの生みの親であり、運営委員長として、日夜労して下さっていた、高倉徹牧師が、一月五日未明、六九歳の生涯を閉じられました。突然の訃報に悲嘆にくれておりますが、生前の貴いお働きに深く感謝し、哀悼の意を表するとともに、ご遺族に対し、心からお悔みを申し上げます。

〈ノーラ・ゴメスさんの報告〉

第三世界からのメッセージ

私はフィリピンの輸出加工区の一つがあるバギオ市から、今日皆さんにお話するためにきました。第三世界の実情を第一世界の人々に理解してもらうことは容易なことではないのですが、日本にも第三世界と同じような部分があるでしょう。そこから想像力を使って私の話を聞いて下さい。

今フィリピンでは、多くの労働者が泥沼のようなストライキの渦中にあり、その闘いの中で逮捕者、行方不明者だけでなく死者の数も相当な数にのぼっています。ピケラインを守る中でこれまで二人の女性が殺されました。二四歳のレティシアと三二歳で五人の子供の母親だったネニータです。レティシアは胸に銃弾を受け、ネニータはスト破りに雇われた労働者を満載したトラックがピケラインを無理に突破する中で迎えた死でした。韓国でも女子労働者が暴力団による暴行をうけても勇敢に闘っています。このようにアジア諸国では人間としての権利を主張するために生命を落とすことさえも覚悟しなければならない状況ですが、その尊い死は闘いの後に続く人たちに大きな勇気を与えています。

アジアの女子労働者の実態を全般的に見ると、次の五つの点が特徴的としてあげられます。まず第一に、非常に長時間、集中力と緊張を要する労働に従事していること。レティシアの働いていた食品工場では、朝六時から夕方六時までが通常の労働時間で、そのあと二～四時間の残業があたりまえになっていました。

第二に、女子労働者の大部分が年令一六歳から二四歳という若年層で、彼女たちは青春時代のまっただ中にあり、もっとも柔軟で人間としての能力が開花されるべきときに、朝から晩まで工場に縛りつけられているのです。

第三に、賃金が低く手当がないということ。一日働いて七〇円から二〇〇円という給料で、残業手当もなく、病気休暇・有給休暇もありません。労働者の側からわずかな賃上げと労働条件の改善を要求するにも、大きな努力と犠牲を覚悟しなければなりません。

第四に、常に職業病と労働災害の危険にさらされていることです。電子産業では、一日中顕微鏡をのぞきながら細かい作業を続けたり、危険な化学薬品を使わなければならないので、一、二年で視力が落ち、健康を害することが多いのです。

アジアの仲間に連帯のうた

第五に、職場での性的嫌がらせやレイプ（強姦）が問題となっています。

アジア諸国では伝統的に女性を男性より低く劣った存在として考え、宗教の中でもそのように教えてきました。女性は一生男性に従うことが要求され、職場の中での男女の分業につながり、女性の地位の低さが正当化されてきました。農業労働や家事労働に従事する女性は無給が当り前であり、女性はいつでも取り換え可能な使い捨ての商品として社会的にとらえられています。男女の賃金格差（韓国四四％、シンガポール七〇％、フィリピン六一％など）もこのような所から説明されるでしょう。アジア第三世界の女子労働者は、まず第一世界からの収奪の構造の中にあり、資本から搾取され、男性との差別を受けるという三重の抑圧に苦しんでいるのです。

私は以前日本に来たときに、「ああ野麦峠」という映画を通して、日本の繊維労働者がどれほど非人間的な生活を強いられてきたかを知りました。今、第一世界の中にあって繁栄を楽しんでいる日本の皆さんに訴えたいことは、今苦しんでいる人々のことを忘れないでほしいということです。

第一に日本の海外進出企業が、アジア諸国で何をしているのか。公害を輸出していないか、労働条件はどうなっているかなどを調査し、つねに監視の目を光らせてほしい。第二に、苦しい状況の下で抑圧と闘っている労働者への支援を惜しまないでほしいということです。

最後に、アジア各国の独裁政権を支持している日本政府の果している役割を考え、日本の政策を変えるよう働いてほしいと思います。それがアジアの労働者に対する最大の連帯になるのですから。

〈松井やよりさんの報告〉

アジアから見た日本人の姿

ゴメスさんの話を聞いて、私がアジア各地で出会った女性たちのことが目に浮かんできました。

アジアの工業化制策は、外国の企業を誘致して、原料を輸入し、加工して輸出するという輸出加工区の建設を中心に進められましたが、私も台湾、韓国、マレーシア、シンガポール、スリランカなどで、たくさんの輸出加工区を見てきました。今日は、日本企業を中心にお話したいと思います。

フィリピンのバターン輸出加工区は、他と同じように女子労働者が八〇～八五％、ほとんど若い女性ばかりで、繊維産業と電子産業が多く、中でも日系企業が一番多いのです。マニラから車で三～四時間行くと、途中でいくつか軍隊の検問所があり、加工区全体が金網で囲まれていて、その入口にこわい顔をした兵隊さんが立っています。女子労働者は金網の外のマリベレスの街に住んでいるのですが、海辺に貼りついたように建てられたその住居は、すのこのような床の堀立小屋であまりにも貧しくスラムそのものでした。一部屋に五～六人が雑魚寝をし、家具もなく、外にピラピラしたシートで囲まれたトイレがあるだけでした。そのことを日本人マネージャーに話すと、「フィリピンの人は大部分がそういうところに住んでいるのだから、ここだけ特に悪いわけではない」と平然としていました。そして自分達は大邸宅に何人ものお手伝いさんや運転手や門番をかかえて暮らしているのです。まさに天国と地獄という感じの物理的条件の中で、人間的なコミュニケーションができるはずはないという状況でした。日本人の目から見ると、女子労働者は単なる物でしかなく、喜びや悲しみの気持を持った人間として見えないようでした。

松井やよりさん

ストライキが禁じられているはずのこの地域で八二年にゼネストが起こったのですが、そのきっかけとなったのは日本の三菱系の工場でした。あとでそのときの様子を、女子労働者たちが目を輝かせて話してくれました。日本のビジネスマンに対する不満もどんどん出ましたが、フィリピンの女性たちは、自分たちの非常につらい状況を自覚しており、権利意識が高いと思いました。

アジアにおける日本企業の特殊性を見ると、まず台湾やマレーシアで盛んなQCサークルがありますが、アジアの労働者からは労働者を分断し競争心を起こさせるQCサークルをアジアに輸出しないでほしいとの声が強く聞かれました。それから、いけ花教室等、日本的な女子従業員の管理を米国やオーストラリア系などの企業でもとり入れようという動きがあり、仕事が終わっても会社に対して心理的、感情的なつながりを持たせ、女子労働者を管理するという点で反発もあります。女性差別的な文化の強い日本の状況がそのまま反映されていて、先程述べたような女子労働者の軽視が大きな問題となっています。

東南アジア諸国からの留学生に日本人ビジネスマンの印象を聞いたのですが、閉鎖的であるとか、ビジネスだけのつき合いで人間的、家族的なつき合いをしないとか、日本人はエリート層としか交わらず、庶民と親しくしようとする人が少ないという答えが返ってきました。マレーシア人は、日本人を見るとサムライかロボットに見えるというし、フィリピン人から見るとヤクザかサラリーマンに見えるということです。そういう日本人は自分の国にただ利益を得るために来ているのだ、と言われ耳が痛い話でした。しかし日本人のそういう状況は、実は国内での男子労働者の非人間的状況の表われでもあるのです。日本で人間的な生活を送れないビジネスマンが、アジアに行くとよけいに非人間的にふるまってしまうというわけで、労働のあり方を根本的に見つめることも大事だと思います。

日本人の中にあるアジア蔑視の思想は、脱亜入欧の思想をもつ福沢諭吉を一万円札に刷っていることに顕われていると言われたことがあります。そういう人たちが今アジアに行って、女性達を低賃金労働力として雇い、買春をする。そういうところに、人間同士の対等な関係はできないのではないかと感じました。アジアの人たちは、日本人にもっと人間的な交流を求めているのです。

家族への送金を自由にさせて！

フィリピン人出稼ぎ労働者の闘い

二月初旬に迫った大統領選をめぐってフィリピンの政治情勢の加熱が伝えられているが、一般紙には取り上げられなかったフィリピンからの出稼ぎ労働者についての一つの明るいニュースがある。出稼ぎ先の国から本国の家族への送金額と送金方法について強制する政令八五七号（一九八二年十二月発令）を不当として闘ってきた労働者の要求が、昨年五月に受け入れられたのである。

八〇年代に入ってフィリピン経済はさらに悪化している。GNP成長率は低下し（八三年＝一・四％）、消費者物価が上昇（七二年を起点として八三年は三・八倍）する一方で、定職をもっていない人が五〇～六〇％にものぼる。労働者の生活が苦しくなる一方であることは、ストライキの頻発、長期化、泥沼化とストライキ中の労働者に対する暴力的弾圧の激化からもうかがわれる。八〇年には実質賃金が一挙に六三・七％に下り、労働者の生活は逼迫している。他方フィリピン政府の対外累積債務が八二年以来二五〇億ドルに達し、国民にはねかえってくるつけはさらに重く厳しい。

民衆の貧困化が深まり対外債務がますます増える中で、マルコス政権は労働力の輸出＝出稼ぎを国策として奨励してきた。じゃぱゆきさんと呼ばれるフィリピン人エンタテイナーが毎年三万人は日本に入国していると推定されているが、フィリピン人の海外出稼ぎ労働者の総数は実数で一〇〇万人を越えている。その内約二割が女性で、多くがメイド、看護婦、教師、エンタテイナーとして、世界各地に散って働き、本国の家族に送金しているのである。

八二年十二月にマルコス大統領が出した政令八五七号は、これらの海外出稼ぎ労働者の送金する外貨を対外債務返済に確実に流用できるようにすることを目的としていた。海外で働くフィリピン人の収入の五〇％以上を、政府の認定した銀行を通して送金し、その送金証明を提出しなければ、海外での就業適格者リストから外し、旅券延長許可を与えないとする罰則付きのものである。フィリピンの海外雇用局長によると、登録された七〇万人のフィリピン人出稼ぎ労働者が本国に送る外貨は一年で一〇億ドルにのぼるという。

この政令に対して、香港在住の約二万五〇〇〇人のフィリピン人メイドが反対運動を組織した。彼女たちはその反対理由を次のように説明する。「この政令は私たちの権利を侵害するものです。一生懸命働いて得た給料を、いつどういう方法でいくら家族に送金しなければならないかを政府が指示することは不当です。高い手数料をとる上非能率的なこの銀行を通して送金したら、家族の手許に届くまでに何ケ月もかかります。その間に私たちのお金を銀行が勝手に資金として流用することもできるでしょう。さらに、手数料や為替相場の変動で、相当な額が目減りし、家族への損失は大きいのです」。

香港でデモ行進する女性たち

八四年末からこの政令八五七号への反対運動に取り組んできた彼女たちは、「強制送金に反対するフィリピン人連合」を組織し、フィリピン国内と国際世論に働きかけ、マルコス大統領への公開書簡を出して、その不当性を訴えてきた。八五年三月十七日、香港のスタチュー広場からヴィクトリアピークまで、フィリピン人女性および支援団体二〇〇人によるデモ行進が行なわれた。バラバラに働いているメイドたちが、こうして結束し、闘いに立ち上がるということは画期的なことである。

五月一日、ついにフィリピン政府はこの政令に従わない出稼ぎ労働者に罰則を適用しないと発表した。ILOから「この政令は労働者が自己の賃金を処分する自由を定めたILO条約九五号第六条と相容れない」と指摘されたことも、政府に対する圧力になったものと思われる。フィリピンの海員労働者もこの運動にとりくんでおり、出稼ぎ労働者は、この政令の撤廃に向けてさらに闘いを続けようとしている。（香港発）

―ナイロビ会議参加報告―

出稼ぎ女性の連帯を求めて

伊従直子

一九七五年、「平等・開発・平和」のテーマでメキシコで開幕した国際婦人年は、翌年から国連婦人の十年に引きつがれ、昨年七月、ナイロビで一万五千人に上る世界中の女性を集めて幕を閉じた。その目標がどれ程達成されたか、十年間の成果が問われた。六七年に国連が採択した「婦人に対する差別撤廃宣言」に端を発し、女性に関する調査が行われ、種々の問題が明るみに出た。それなりの努力もあり、成果が上った面もあるが、実態は厳しい。新たな世界情勢の変化、主として経済状況の悪化により、多大の影響を女性に及ぼしている。また地域紛争、帝国主義、植民地主義、人種差別などの結果、第三世界では、開発と平和の課題が進まない。

世界教会協議会はNGOフォーラムで「出稼ぎ女性の連帯」と題するワークショップを開いた。五大陸から八名のパネリストが招かれたが、うち六名は出稼ぎ経験者で、私を含む二名は自ら体験はないが、出稼ぎ女性の声として招かれたのだった。

ペルーのアデリンダは農村から首都リマに出て家事手伝いとして一八年間働いた。余りにひどい労働条件と搾取――一定の給料もなく（一ケ月一〇米ドル前後）一日一二～一五時間働かされ、動物のような生活――に耐えかねて、一〇年程前に教会の支援でこのような仲間を集めて組合を作った。現在その事務局長として仲間たち（その多くはケチャチャと呼ばれるインディオの娘たち）の教育に当っている。すなわち、人間の尊厳、仕事の意味などについての啓蒙である。そして孤独な彼女たちが連帯し、問題を分かち合い、共に立ち上がれるように援助している。

スリランカのパドミニは教師の資格を持つ主婦で、家族は会社員の夫と子供二人であるが、一年間サウジアラビアで家事手伝いの経験を持っている。給料は自国で働くよりはましでも、文化の違い、差別的待遇、故国に残してきた家族の問題などがあると報告したが、今はコロンボで女子労働者を組織している。

アルジェリアからフランスに移住し、家事手伝いの体験のあるアシアは、スペイン、ポルトガル、中南米の国ぐにからの家事手伝い女性労働者のグループを地域毎に作り、保健、住居、教育の機会が与えられるように情報を流し、意識化につとめ、法律相談の便宜を計っている。

北米で働く中国系、メキシコ系移民の二世である二人の女性は、それぞれニューヨーク市とアリゾナ州の縫製工場や農場で働きながら、いかにして労働組合を作り、無知とそれ故の搾取と闘いながら、教育プログラムを作ったり、保育園を設置したり農産物の流通ルートを開拓しているかを熱っぽく話してくれた。

彼女たちは皆どこにでもいるおばさん、お姉さんたちだが、自分の人間としての尊厳に目覚め、内在する可能性を信じ、より人間らしい生き方を求めて仲間と連帯することにより、変革を実現している人たちである。さらに「出稼ぎ」の構造的な原因を現在の国際政治及び経済機構の中で把え、西側資本主義が第三世界の人びとに「平等」も「開発」も「平和」をもたらさないことを承知している。それ故にこそ国際的ネットワークの必要性を訴えていたのである。

私は他のアジア諸国から日本に来て自ら組織し立上ることすらできない短期間出稼ぎ女子労働者の代りに招かれたのであるが、これからもますます増加の一途を辿るであろう彼女たちは、ナイロビで出会った労働者の誰よりもさらに弱く貧しい人たちだと思う。国連婦人の十年は閉幕したが、日本の女性の意識はこの一〇年間にどれだけ変ったのだろうか。中流意識の中にぬくぬくと眠り続ける日本の女性の背後で、それ故に第三世界の女性の貧困と抑圧はさらに苛酷なものになっていることにもう目覚める時が来てもよいのではなかろうか。（日本カトリック正義と平和協議会会員）

＜今年は国際平和年＞

国連は、昨年十月の国連創立四〇周年記念日に開催された総会で、一九八六年を「国際平和年」にすることを宣言しました。もともと〝平和〟は国連の第一の課題であるはずですが、現在の状況は平和にほど遠く、むしろ大国を中心として核戦争の危機は大きくなるばかりです。世界の核軍拡競争と日本の軍事大国化に歯止めをかけることが、国際平和年に与えられた私たちの課題ではないかと思います。

国際シンポジウム

女は世界をどう変えるか

途上国でのこの十年 安い労働力として利用され、状況は悪化した

ヘマ・グーナティラケさん

対する男性の支配、性差を固定するような宗教、文化、あらゆる搾取への挑戦である。

この記事は、昨年十月、朝日新聞社等が主催した国際シンポジウム「女は世界をどう変えるか」で報告されたものを朝日新聞より転載したものです。ヘマ・グーナティラケさんはスリランカ・ケラニア大学の教授で、アジアの女性たちの連帯の輪を広げる活動にも熱心に関わっています。

一九七五年の国際婦人年に続くこの十年に、開発途上国の女性の地位は向上したか？

答えは、ノーだ。女性の地位に関する意識は、確かに高まった。が、現状は反対に悪化している。

七〇年代の世界的不況、先進国における生産コストの高騰は、アジアの国々に経済の再編成をもたらした。労働コストのかさむ工程は、先進国からアジアに移され、工業プラントの移転が行われた。自由貿易区域の開設と多国籍企業奨励で、アジアのほとんどの国が世界銀行と国際通貨基金（IMF）からの借り入れ依存度をますます高めた。

結果として、こうした国の経済は成長した。が、その裏側には安い労働力として利用された女性がいた。雇用も解雇も安易で、封建的ともいえる労務管理。こうした女性たちの労働は、「夫の収入を補うもの」としか定義されなかった。女性を家庭に縛り付けようとした古い家父長制の遺物である。

農業や伝統産業の近代化に当たっても、女性はマイナスの影響を直接かぶった。男性は科学的農業生産を学び、女性は食品加工や栄養に関する教育を受けるといった状況である。つまり、かつては夫と共同経営者であった女性が、補助的地位に格下げされたのだ。

「女性は主たる稼ぎ手ではない」との認識は根強い。が、これは経験的にいって事実に反する。多くの開発途上国で、女性を家長とし、女性が主たる稼ぎ手である世帯が増えている。補助的仕事、従たる稼ぎ手の概念は、女性の賃金を安く抑えるための口実にすぎない。

アジアの開発戦略の中での女性のもう一つの特徴的な姿に、観光振興の道具になっている点がある。女性のからだで、外貨をかせぐという現象だ。タイやフィリピンでは、何万人もが売春婦やマッサージ嬢をしており、子供も少なくない。

そうした国では観光客の大半を日本人が占めている。他の開発途上国にたいして、日本が経済的、政治的優位にたっていることを示すものだ。ポルノなど帝国主義的な経済や文化が、アジアの人々の精神や文化を侵している。

政治・経済の安定を図るとの名目で行われている、国内弾圧にも触れねばならない。軍人による女性に対する拷問、宗教によるむち打ちなどが堂々と行われている国が少なくないのだ。

さらに宗教の問題も指摘したい。南アジアでは、国家の道具として、古くて厳格な宗教原理が強化されている。韓国、シンガポール、香港では儒教の復活がみられる。これにより多くの女性が家庭に帰るようしむけられた。

女性に対する抑圧の根は、政治、経済、社会、文化的構造の内にある。この構造が変わらない限り、抑圧は続く。かつては植民地支配によって、新しくは世界的経済秩序の中で、今なお先進国の影響を断ち切れぬアジアの国々。そこでは女性は、男性と女性を共に搾取する仕組みの中での、さらに差別された存在だ。

二重の差別の克服に対し、これからのフェミニズム（女性解放思想）で大事なのは、先進国に従属・依存的な経済の再構築と、男性優位を維持しようとする家父長制の打破だ。男女不平等、女性の性に

国連婦人の十年と新国際経済秩序

「平等・発展（開発）・平和」をスローガンに始まった国際婦人年の運動と時期を同じくして進められた発展途上国の「開発」政策は、真に途上国の女性の地位を向上させるものとはならなかった。「開発」政策が、先進工業国に都合よく、かつ途上国の独裁政権の利益のみ優先させた形で進められたためである。

女性の地位は政治や経済、文化のあり方と関わっている。アジアはかつては植民地として支配され、現在は先進国の利益を優先する世界経済秩序の下に置かれている。途上国は、貿易、生産、国際通貨など、あらゆる面で平等で公平な新しい世界経済秩序を確立することを求めており、国連婦人の十年は、女子差別撤廃条約をはじめさまざまな文書でそのことを訴えている。ナイロビの政府会議で採択された「二〇〇〇年への戦略」でも「途上国の男女不平等は、不公正な国際経済秩序による低開発が原因」と指摘している。

労基法の省令案見直し求め
座り込み中の女子労働者を激励

センター創立三周年記念シンポジウムのために来日したフィリピンのシスター・ノーラ・ゴメスと、CAW事務局長・クリスティーヌ・チャウさん（香港）は、十二月三日、労働省前に座り込みをしていた総評婦人局傘下の女子労働者を訪れ、激励と連帯のメッセージを送りました。

総評婦人局は、昨年五月に成立した男女雇用機会均等法と改訂労働基準法の具体的中身となる労働省令案、指針案について審議をしていた婦人少年問題審議会及び関連審議会に対し、労働者側の意見を反映するよう十一月下旬から一カ月間に及ぶ労働省前座り込み行動を行なっていました。寒風の吹きすさぶ中、全国四八都道府県から連日の座り込みに参加した女子労働者の数は延べ二〇〇〇人になるということです。

ゴメスさんは、アジアの女性たちが伝統的に低い地位に置かれてきた上に、それが労働現場に持ち込まれ一層差別的な地位を押しつけられるようになったと述べ、女性たちが自覚を高め、結束して立ち上がることを訴えました。チャウさんは、日本で問題になっている労基法改悪が香港でも同じように提案され、とくに産休の取得が実質的に困難になっている現状を伝え、こうしたことが日本を初めとしてアジア各地に広がりつつあると報告しました。

当センターは、日本キリスト教協議会（NCC）労基法改悪阻止プロジェクトチームに協力して、労基法改悪に反対し、抗議する声明を再三にわたり発表し、それらをすべて英文にして海外の労働団体、婦人団体等に紹介してきました。とくに男女雇用機会均等法の成立以後は、その要約と問題点を明記して、日本政府への抗議電報を送るよう要請しましたが、それがまた別の国際的なネットワークを通じてさらに広く呼びかけられ、関心を持たれました。

労働省前に座り込みする女子労働者

十二月二十七日、婦人少年問題審議会は、十月末に労働省が示した省令案・指針案について、一部労働側、公益委員の要望と意見を列記したものの、「現段階では、ほぼ労働省案通りでやむを得ない」との答申をまとめ、労働大臣に提出しました。労働省はこれを受けて、一月中に省令、指針を確定し、四月から実施します。

省令についての労働省原案は、非工業的分野の女子の時間外労働を「四週間につき三二時間、年間二〇〇時間以内」（現行は一日二時間、週六時間、年間一五〇時間以内）と大幅に延長し、休日労働を「四週で二日」（現行では禁止）認めるとしています。また、管理職や、弁護士、医師などの専門職（一四業種）については時間外・深夜労働の規制から除外され、深夜業禁止が解除される業務として、新たに旅行添乗業務と郵便物の区分・運搬業務が加えられています。また弁当製造業などは六時間以内で認めるとされています。

重い家庭責任を負わされた女性たちが、健康で働き続けるために労働時間短縮を望んでいる時に、このような措置は時代に逆行しています。婦人少年問題審議会では労働側、公益委員の多数意見として、そうした状況を配慮してほしいとの要望を提出していますが、労働省がどこまで手直しするか注目したいものです。一方、使用者側は、時間外でも深夜でも女子労働者を使える範囲をもっともっと拡大してほしいと願っており、四月実施が待ち切れないといった状態です。各職場での具体的な闘いはこれからが本番です。

☆

「一九八五年三月、香港の企業家達は、女子労働者の時間外労働制限の撤廃を政府に要求した。これに対し、労働団体や女性グループは、〝もし時間外労働制限がなくなれば、それを拒否した場合に女子労働者が解雇される可能性はずっと高くなる。また、家事負担の大きい女子の長時間労働は、健康と家庭生活に悪影響を及ぼす〟等の理由で反対している。」

「台湾政府は、八月十三日、女子労働者の夜間労働禁止を緩和する決定をした。」（CAWニュースレター）

＜事務局日誌＞

10月1日　10月定例事務局会議
10月2日　江東区婦人教養講座（広木）
10月7日　11月集会実行委員会
10月21日　翻訳グループ学習会「アジアの仲間」第10号発送
11月3日　青山学院大学文化祭講演（塩沢）
11月5日　11月定例事務局会議
11月11日　マレーシア住民運動家ガイ氏来室
11月12日　NCC・USAノーサップ氏、ユナイテッド・メソジスト・パタスン女史来室
11月18日　翻訳グループ学習会、日本基督教団京都教区社会セミナー講演（塩沢）
11月29日　シスター・ゴメス（フィリピン）、CAW事務局長クリスティーヌ・チャウ（香港）来日
11月30日　センター創立三周年記念シンポジウム及び交流会
12月1日　CAW事務局と協議
12月2～7日　女子労働者及び女性問題グループとの交流（東京・大阪）
12月16日　翻訳グループ学習会
12月17日　12月定例事務局会議
12月26日　第6回運営委員会
12月27日　仕事納め

図書紹介

塩沢美代子 著『アジアの片隅から』

過去七年間の多忙な生活の中で書かれた六〇編のエッセイが収録された本書を通して、著者のアジアとのふれ合いのあたたかさが伝わってくる。巻頭の二編「私は軍国少女だった」と「二つの出会い」から、著者の人生を決めたできごと、すなわち二〇歳で終戦という一大転機を迎え、その後まもなく繊維労働者と出会い、その二つの延長線上に、五〇歳を過ぎてアジアの女子労働者との出会いがあったことと、この三つのできごとにまっすぐ立ち向って生きてこられた姿が伝わってくる。

主題別に四部に分けて編集されているが、どれも読み易く、しかも示唆に富む文章である。とくにアジアの人々との生き生きしたやりとりはこの著者ならではの世界である。「あなたならどうしますか」という問いかけとして受け止めたい。（日本基督教団出版局・一四〇〇円）

松井やより 著『魂にふれるアジア』

著者は朝日新聞社アジア総局員として、一九八一年秋シンガポールに赴任し、そこを拠点として三年半の間にアジア一八カ国を取材して歩いている。農村の貧困、都市のスラム、輸出加工区、売春、児童労働、それに言論弾圧や人権抑圧など、さまざまな問題に直面しているアジアの人々、とりわけアジアの女性たちとの出会いが感動的に描かれている。民衆の先頭に立って勇敢に闘う女性もいれば、物言わぬ無数の女性たちも登場する。超管理国家と言われるシンガポールの素顔も、著者がぞっこん惚れこんでしまったというビルマの話も興味深い。

アジアの人々の持つ重い課題を、日本人としてどう受けとめたらよいか、そのことを自分自身に厳しく問いながらの取材に、深い共感を覚える。（朝日新聞社・一二〇〇円）

仲間に

わたしの指が
たえまなく働いているとき
さらに　ながく
あなたがたの指も
働いているのだ

すっかり　ひとつになった
地球であるのに
まだ　国でへだてられ
そうして　国をこえて
ひろがる収奪は
かぎりない

けれど　いくつもの国にすむ
おなじこころの人々は
ひとつの　美しい流れを
つくろうとして
ふかく　こたえあい
足を踏みだしているよ

三周年記念シンポジウムの後の交流会で、センター会員の山口京子さんが朗読して下さった自作の詩です。

「ネグロス」

フィリピン民衆の抵抗の歌。昨年十月、日本で公演したバゴン・ブカスのコンサート・ライブ・テープ完成。一五〇〇円（うち五〇〇円はネグロスへのカンパ）。申込は一四八一へ。(207)

あとがき

センター創立三周年を記念したシンポジウムと交流会が盛会に終り、このセンターの活動が婦人運動・労働運動・市民運動・キリスト者の運動と幅広く接点を広げながら成長してきたことに感激した。

当センターの運営委員長高倉徹先生の訃報に、事務局員一同沈み込んだが、今アジアの視点をもってもう一度日本の女子労働者の直面している問題点を見直し、さらに掘り下げていくことこそが求められているだろう。労基法改悪問題、パート問題、派遣労働者の問題とどれをとっても、日本の女性の人権の問題として取り組んでいかなければならないし、その闘いの中でアジアの女性たちとの出会いが本物にされていくだろう。アジアの諸国で私たちの想像を越えた困難に会いながら、働く女性の熱い視線が私たち一人一人に注がれていることを意識しなければ、と思いを新たにする。

今後も会員諸兄姉の御助力・御指導を仰ぎながら、アジアの人びとと私たちとの人間的な絆を強めていくことを、年頭の決意としたい。（Y）

女子労働者通信　第12号

アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター
〒160 東京都新宿区西早稲田
2-3-18-34
発行人代表者　塩沢美代子
編集責任者　広木道子
電話 03-202-4993
郵便振替 東京0-70086

フィリピンは、二月の大統領選挙で、フィリピン民衆の圧倒的な力によってマルコス独裁政権を倒し、アキノ新政権を誕生させ新しい段階を迎えました。長い間、不当に投獄されてきた「政治犯」の全員釈放に続き、労働情勢の好転が望まれますが、二年近くストライキで闘っているグローブ製鉄所の労働組合より、つぎのような礼状が届きました。当センターでは、ニュース第十号で会員の皆様に支援カンパを訴えましたが、一月末までに計二一万三〇〇〇円が寄せられました。ご協力ありがとうございました。

☆

「私たちの闘いに関心を寄せて下さった皆様方に、心から感謝致します。

二月末までに、あなた方が届けて下さったお金と衣類を全部受け取りました。衣類は必要に応じてすぐに分配されました。お金については、まず三〇〇〇ペソで米を買いました。その他、食料と薬品を買ったり、労働者の教育と宣伝のためにも使わせていただきました。

二月二十三日には、資金集めのために労働者のお祭りを開き、そのチケットの印刷のために八〇〇ペソを使い、二〇〇〇ペソのお金を集めることができました。その日は、いくつかの地域や工場から、労働者や争議関係者を招きました。参加した人々は皆たいへん楽しそうでしたし、私たちの連帯感や団結力を高めるのにも大いに役立ちました。

私たちの争議に関しては、仲裁機関の決定は下されましたが、まだ労使間の決着はついていません。その決定は想像していたとおり、労働者にとってよいものではありませんでした。私たちのピケットラインはまだそのままです。おそらく、さらに上級の仲裁機関より最終決定が与えられるまで続くでしょう。経営側の出方によっては、私たちの闘いが、二周年記念日、すなわち今年六月二十七日以前に終結することは難しいと思います。

〝日本の皆さんご支援ありがとう〟

――フィリピンからの手紙――

フィリピンの革命については、すでに世界中に知られていることですから、とくに申しません。私たちの自由の敵は去り、その後は何もかも順調です。しかし今後、私たちの国に何がおこるのか、引き続き監視していかねばなりません。なぜなら、フィリピンにはまだ帝国主義と封建主義が現存しているからです。

私たちは、アジア女子労働者交流センターの会員の皆様に、もう一度心からの敬意を表します。

日本の労働者万才！

一九八六年三月四日　」

日本政府と企業の責任追及を！

二〇年間に及んだマルコス独裁政治は、公共事業における汚職、政府の軍事化、人権侵害、政治犯の処刑、そして少数者に富と権力を集中する反面、一般大衆には言語に絶する苦しみをもたらした。一九八三年八月に起こったマルコスの政敵ベニグノ・アキノ元上院議員の空港での暗殺事件は、こうした独裁政治の矛盾をすべての人の前にさらけ出す結果を招き、それ以後、フィリピン社会は、内部から急速に変化しはじめたといえる。

日本のマスコミは、フィリピン大統領選挙をめぐる動きをかなり詳細に報道した。なかでも、時期はずれの選挙実施に始まって、この政変劇で黒幕として立ち回ったアメリカ政府の動きには、唖然とさせられるものがあった。マルコス政権を強力に支えてきたのは、フィリピンを軍事基地化してきたアメリカ政府でもあった。

しかし、今や対岸の火事では済まされない。マルコス政権に政治献金やワイロや莫大な借款を与え、腐敗を助長してきた日本の商社や政府の責任を明らかにし、この際、徹底的に追及すべきである。そうさせることが、私たちのフィリピン民衆に対する最大の支援であり、連帯の意志表示であろう。

早春のソウルから
生命かけた労働者の闘い

韓国

柳の芽がふき、こぶしや連暁の花が開く早春のソウルで、生存権を求める労働者の賃上げ闘争が高まりを見せている。政治的にも大統領直接選挙制を求める憲法改正要求の署名運動が着々と進行し、また、政府の一方的な宣伝機関と化している独占的テレビ局KBSへの視聴料不払い運動が、遠原の火のような勢いでひろがっている。アジア大会とオリンピックを控えて、先進国イメージを売りこもうと必死になっている現政権に対して、民衆の運動の力は、いくら鎮圧してもし尽されない勢力に盛り上っている。

この春、私たちの隣国で起りながらマスコミでは報道されないいくつかの象徴的なできごとを報告したい。

朴永鎮（パクヨンジン）氏の焼身事件

三月十七日、ソウル九老区の新興精密（シャープペンシルの芯を製造）の労働者は、賃上げ要求と不当解雇への抗議の時限ストを構えていた。労働者の要求は、日給三〇八〇ウォン（六一〇円）を四二〇〇ウォン（八四〇円）にし、労働時間を九時間から八時間に短縮するというものであった。

しかし、会社の妨害によってストは成功せず、八名の労働者が食堂を占拠してシュプレヒコールを繰り返していた。そこへ警官隊が乱入し、労働者を屋上へ追いつめていった。そのとき、二七才の朴永鎮氏は石油をかぶり、警官に退去しなければ焼身すると警告。警官がそれを無視したため、彼はその場で自ら炎につつまれた。警官は火を消そうとする彼の仲間を先に逮捕して、燃え続ける彼を二〇分間も放置した後病院に運んだが、翌朝三時に息を引き取った。朴さんは、病院にかけつけた全泰壱（チョンテイル）氏※の母に「労働者が社会の主人公になる日まで、正義と愛と平和を求めて闘い続けて下さい」と労働者への遺言を残して亡くなったという。

※全泰壱氏――平和市場に働く縫製労働者の先頭に立って闘い、一九七〇年、「勤労基準法を守れ！」と抗議しながら焼身自殺をした。これが韓国労働運動の高揚のきっかけとなった。

三月末、朴永鎮氏の追悼会のために全泰壱記念館に集まった労働者が機動隊に包囲され、労働者は屋根からかわらを投げて対決するという事態になった。

また、釜山にある東洋ゴム（スポーツシューズ製造）では、賃上げ闘争に立ち上がった女子労働者を暴力団が襲い、地下室に監禁して暴行するという事件も起きている。韓国の女子労働者の賃金は、一日一三～一四時間働いて、日給二六〇〇ウォン（五二〇円―カメラ製造社の場合）という低さであり、そのため、生存権を守るための賃上げ闘争は、韓国労働者の危急の課題となっている。

男女雇用機会均等法施行

「男女雇用機会均等法」及び「改訂労働基準法」が、この四月一日施行された。男女平等を目ざすはずの「均等法」の制定が、その実効性が問われるばかりでなく、労働基準法上の女子保護規定の大幅改悪を伴なうということで、女子労働者をはじめ多くの婦人団体や労働組合が、法案成立に反対してきた。法制定後も、労働省の指針・省令をめぐって、女子労働者たちのねばり強い闘いがあり、一定の譲歩がかちとられているが、闘いはこれからが正念場である。法律の効果が、いよいよ労働者が働いている労働現場で、一人ひとりの労働者に直接及んでくるからである。均等法については、その理念と目的にのっとり、具体的な差別告発や闘いをつみ重ね、より実効性のある法律に変えていくことが必要であろう。さらに、労基法の改悪が、即、労働条件の改悪につながらないよう監視を強めるとともに、労働時間短縮など全体の労働条件を引き上げる積極的な闘いが求められている。

逮捕者に対する連帯と支援のカンパを！

このように労働者の運動が日々高まる中で、一月から三月まで逮捕・投獄され、現在なお獄中にある労働者が五九名（内女性二一名）います。のこされた家族のために、面会のための交通費、裁判費用など支援活動を幅広く進めていくために、多くの資金が緊急に必要とされています。

当センターも、韓国キリスト者団体の支援活動に連帯して、会員の皆様にカンパを呼びかけます。六月末までに、郵便振替をご利用の上（韓国カンパと明記）、ご協力下さい。

〔海外短信〕

米国半導体会社の撤退で 相つぐアジア工場閉鎖

最近、多くの米国の半導体製造業者が、アジア地域の工場を閉鎖して設備を米国に持ち帰っているという。そのため、かなり広い範囲に亘って失業者が出るものと予想される。もっともひどい影響を受けているのはマレーシア、フィリピン、シンガポール、タイである。

米国商務省の調査によると、マレーシアのペナンにある米国の半導体工場では、一年前に比べ、生産高が一〇～五〇％減少している。一九七〇年以来、マレーシアでは電子産業に六万八〇〇〇人が雇用されてきたが、今ではオートメ化によって、組立作業向けの低賃金労働力という強みが効力を失なってしまった。

マレーシアの米国企業モステック社では、最近、コタバルの工場を閉鎖して七〇〇人を解雇したが、それより前に、ペナンにあるもう一つの工場でも六〇〇人を解雇している。AMD社では、シンガポールでの工場拡張計画を中断し、タイのバンコックでも減産にふみきっている。モノリシック・メモリー社でも、ペナンでの操業を補足するために計画していたタイ工場の設立を見合せ、モトロラ社はマレーシアとタイでの操業拡張計画を棚上げした。

米国の投資家たちがアジアから自国に引き揚げているが、世界的な電子産業の不況はまだ続いており、バルース社では、国内のフロリダ工場で七五〇人、デトロイトで三〇〇人を解雇した。テキサス・インスツルメント社でも一八〇〇人の労働者の一時解雇が提案されている。（香港・ASIAN LABOUR MONITOR、一九八五年十月）

低賃金労働の「魅力」激減 マレーシアの組立工場

マレーシアでは、この一年間に七万人の労働者が職を失なった。このうち約四万人は、シンガポールで不景気のために一時解雇されるまで、主に建設業の請負労働者として働いて帰国した人たちである。マレーシア国内で解雇された三万人は、主に電子産業と繊維産業の労働者であった。その最大の原因は、マレーシアが世界市場に依存しすぎているために、世界経済の不況の影響をもろに受けてしまうということである（これは輸出指向型経済の抱えている問題の一つである）。

その他の原因は、マレーシア北部の自由貿易地域で操業中の外資系企業に提供されている一〇年間の免税期間が終わることと、技術革新とが挙げられる。とくに電子産業では、もともと米国から、最近では日本から、低賃金労働力をあてにした労働集約的な半導体製造会社がやってきたが、それらの会社は、今では四〇倍も効率よく生産する機械を開発してしまった。

わずか五日前の通告で一二〇〇人もの解雇者を出したモステック社では、労働者たちがよりよい補償を求めて、工場でピケをはっている。彼女たちは、あまりにも少ない補償に不満を持っているが、会社は今のところ増額を拒否している。（オーストラリア・ASIAN WORKERS ORGANISING、一九八五年十一月）

昇給ストップ・賃金カット シンガポール

シンガポールの米国企業GE社は、三月と五月の解雇に続き、七月にも新たな人員削減を行ない、八月には一三〇〇人の労働者が一時解雇された。はじめの頃の一時解雇ではマレーシア人がもっとも打撃を受けたが、最近ではシンガポール人にも解雇が及んでいる。同社には、六カ所の工場になお七〇〇〇人が働いているが、会社側は、今後二～三年は定時昇給をあきらめるようにと通告した。

サンヨー電機は、八月に五〇〇人の労働者を二段階の方法で解雇する計画を発表した。まず最初に、自主的退職者を募り、目標数に達しなければ強制解雇に踏み切るというものであった。労使交渉の末、会社側は自主退職者と解雇労働者との間に、解雇手当の格差をつけないことに合意した。労働者は、雇用年数一年毎に五日～一カ月分の賃金を補償金として受け取ることになった。サンヨーには全部で一七〇〇人の労働者がいるが、そのうち五六％はマレーシア人である。

米多国籍企業パッカード社は、七月、解雇を避けるため二八〇〇人の労働者に対し、最高六カ月間の無給休暇を提案した。休暇中は他の仕事に就くこともできる。一方、約一〇〇万シンガポールドルの賃金節約を行なうため、重役二人を含む全従業員に一〇％の賃金カットが行なわれることになっている。

（香港・ASIAN LABOUR MONITOR、一九八五年十月）

女子労働者に正当な権利を！

――アジアの女子労働者と労働法――

今回から、標題の抄訳をシリーズでお送りします。これは、CAW（アジア女子労働者委員会）が、アジアの女子労働者の生活と労働の実態を、各国の労働法制化との関連の中でより深く考察し、労働者教育にも役立てようという目的で発行した英文パンフレットです。各国で直接女子労働者の組織化に関わっているグループからの情報に加え、とくにILO条約が各国でどのように有効性を持っているか、さらに国内法との関係などが具体的なテーマにそって示されています。

全体は一～七章で構成されていますが、第一章　労働法と女子労働者の闘い　は省略しました。そこでは、労働法の生成と発展の過程、労働者階級の出現と労働者の権利獲得への闘いの発展（国際的にはメーデーや国際婦人デーの実現など）が、ごく簡単に紹介されています。イラストがふんだんに使われ、本文以外にたくさんの登場人物にさまざまなことを語らせています。その語りの部分を、つぎのような表示で示しました。

途　発展途上国または第三世界
上　途上国の上流階級の人々
女　女子労働者
外　外国資本、海外投資家、先進工業国
（影）　影の声

第二章　アジアにおける女子労働者の増加

アジア諸国では植民地主義の下で産業が発展し、労働者階級が形成されてきた。伝統的に男性は農業労働に、女性は無給の家事労働に携っていた。

民族主義が抬頭し、政治的に独立国家が樹立されると、植民地主義的経済体制も新しい様相を帯びてきた。

途　我々第三世界の国々としては、世界市場で決められた一次産品を輸出しなければならないんだ。

途　その一方で、第一世界から余った消費物資が送られてくる。

上　そうよ、国内の製品じゃとてもこんな高級品にたちうちできないわ。

上　わあ、テレビだ！

女　でもこんな高価な商品はエリートだけしか買えないわ。

第三世界の伝統的な経済構造が、このように変えられていった。これが外国からの投資を優遇しはじめる時期でもあった。

アジア各国の外資導入（法）

タイ　一九五四年工業奨励法
　　六二年工業開発促進
フィリピン　五四年ベル貿易法
マレーシア　五九年第一次工業法
シンガポール　五四年第一次工業法

しかし事態は期待通りに進行したわけではなかった。熱帯性農産物が輸出されたが、開発途上国内部の資本蓄積過程の原動力にはならなかった。工業製品の輸出も、高い関税障壁のために、世界市場での競争には勝てなかった。

途　消費財に力を入れすぎたんだ。

途　資本集約型の輸入機械と輸入原料に依存しすぎたんだよ、低賃金労働をあてにしなければいけないのに。

その結果、大衆の貧困化と少数者への富の集中をもたらし、過密と失業を増大させた。

輸出加工区の登場

しかし、世界銀行と国際通貨基金（IMF）には、良い考えがあった。労働集約的組立て工程を低賃金の国々にもちこんで、先進国の市場で販売するような、下請け会社を設立することである。

韓国　馬山輸出加工区（七二年）
台湾　高雄（六五年）、台中、楠梓
フィリピン　バターン（七二年）、マクタン、バギオ、ダバオ、サビト、ターラク、ザンボアンガ
インドネシア　アサハン・プロジェ

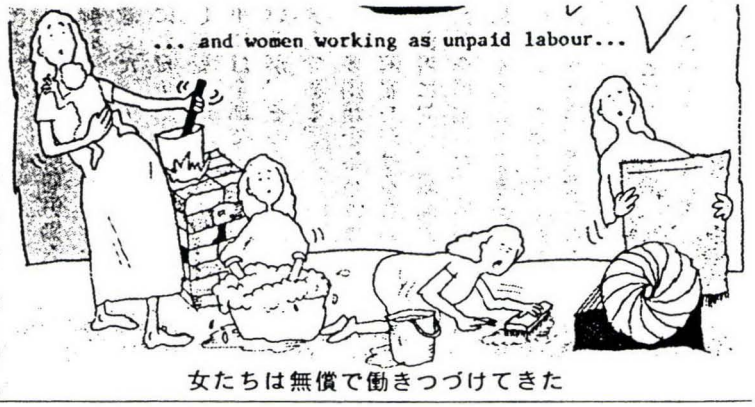

女たちは無償で働きつづけてきた

クト
パキスタン　カラチ
バングラデシュ　チッタゴン、カーミトラ、チャルナ
インド　カンドラ、サンタクルズ
スリランカ　大コロンボ経済区（七七年）
マレーシア　バヤンレパス（七二年）、プラウジェレジャク、プライ、タンジョンクリン等

途　外国企業は、各国銀行から借りられる外国為替の資格証明を優先的に割当ててもらえるんですよ。

途　手先が器用で、従順で、安定した女性の労働力がたくさんありますよ。フィリピンやマレーシアなら英語も話せるし、安いですよ。ただし外貨と引き換えです。

外　こっちは技術を移転させるから。

（影）同じ機械を他の国に運ぶというだけなのに、何の技術移転ですか。

途　それに、この投資家たちは、我国の銀行から借金しているんだ！

女　こんなふうに、私たちは、数の上でどんどん増えつづけました。

多くの調査が指摘しているように、輸入代替的分野では女子を工業労働力として雇用しなかったが、輸出指向型産業の場合は女性をとくに雇用している。その場合、資格や年令の幅は限られていることが多い。

☆

自由貿易地域や輸出加工区として知られている工業団地が、このような輸出主導型開発の鍵としてあちこちに作られた。自由貿易地域は、外国資本の投下基地で、電気その他の基礎設備が完備している。労働者は隣接した寮に収容されている。

女　寮には電気も水道もないわ。

女　私たちを管理しやすいように、ここに住まわせるのよ。

自由貿易地域というのは、企業にとっては自由、労働者にとっては不自由になることだ。

女　自由貿易地域の周囲には有刺鉄線がはりめぐらされ、労働組合活動やストライキは厳しく制限されているので、まるで一大強制収容所のようなのです。

女　特別警察が、出入りする人や車を検門するために、待機しています。

☆

一九八〇年までに世界の自由貿易地域の数は五〇ケ所にのぼり、その内二〇ケ所がアジア諸国にある。八一年までには、アジアに二八ケ所の自由貿易地域が建設され、インド、バングラデシュ、パキスタン、タイにさらに三〇ケ所が建設中または計画中という実情である。中国には特別経済区が三ケ所ある。

一九八〇年末までに、ほぼ五〇万人の労働者が、アジア諸国の自由貿易地域で働いている。産業としては、繊維、縫製、電子などの製造業が集中している。この他、自由貿易地域の外でも、アジア地域で一〇〇万人以上が多国籍企業に支配された工場やその下請け工場で働いている。

製造業における女子労働力の増大　出所：ILO労働統計 1983年

	'73	'75	'78	'80	'82
香港	316,000	350,000	413,000	455,700	
インド	467,000	453,000	572,000	563,000	621,000
日本		3,610,000	3,820,000	3,860,000	3,920,000
韓国	424,000	506,000	889,000	899,000	916,000
シンガポール		79,000	116,000	137,700	144,500
タイ	466,000	580,000	625,000	766,000	

大半が女子労働者

この地域の労働者の八〇～九〇％が女性である。

韓国　七五％
マレーシア　八五％
フィリピン　七四％
スリランカ　八八％

自由貿易地域で雇用される女子労働者の共通点は、未婚で一六～二三歳位、技術を持たず教育水準が低いことである。

女　だから、いつでも取り替え可能で不安定な労働力が生まれてくるわけなの。

輸出指向型の産業で女子労働者向けの典型的な職場は、職種の中でも最下層の、労働集約的生産現場で、景気の変動によって、労働力需要が左右されやすい所ばかりである。だから、繊維、縫製、電子など労働集約的な産業が集中している自由貿易地域では、どこでも圧倒的に女性が多いのである。

〝貧しさから逃れたい〟
通信販売の花嫁たち

「フィリピン製の珍しい人形が五〇〇個あります。」という広告を出したのは、ベルギーのある結婚斡旋所である。カリフォルニアのある斡旋所は、二〇ドル出せばフィリピン女性三〇人のデータを提供し、その中から一人を紹介するという。一九八二年のドイツ在住のフィリピン女性一万五〇〇〇人の内四〇〇〇人が正規の入国手続をしていないが、その八〇％がフィリピンから手紙で「取り寄せられた花嫁」である。

オーストラリアでは、婚約者や花嫁として入国したフィリピン女性の数は、七八年以後の五年間に四倍に急増している。七六年から八一年までに四〇〇〇人以上のフィリピン女性がオーストラリア人と結婚したことが、フィリピン領事館の調査で明かになっている。それも紹介組織や旅行社が何らかの形で関わっている。

海外フィリピン人委員会が八三年三～四月に行った調査は、どんな女性がこのような「結婚取引」に利用されているのかを明かにしている。六五％が大卒、九％が大学生、一七％が高卒。二四％が経済状態をよくするために国を出てきたと述べ、一六％が外国に住みたいから、家族のためにという理由が一二％、その他家族や厳しい仕事から逃れるため等となっている。

また別のオーストラリアの調査では、面接した四〇人の花嫁のうち半数以上が故国の家族に仕送りしている。また、夫の半数以上が離婚したり妻を亡くしたりしている。また夫の四分の一が妻より二〇歳以上年上である。かわいくて従順に夫に仕えるというフィリピン女性に対するステレオタイプ的な見方は、彼女たち自身からもオーストラリアの女性からも大きな問題とされている。

給料が少なすぎて家族を養っていかれない父親や幼い弟妹たちのためにオーストラリア人と結婚した一人の少女は、「愛情は全然なかったけれど、多分時間がたてば愛せるようになるだろうと考えていた」という。今では彼女はいつも夫の暴力におびえていなければならない。四〇人の花嫁のうち一七人が幸福な結婚で、一五人が不幸だが我慢していると答え、七人は別れてしまったという。ちなみにフィリピンには、「結婚はあつければ吐き出してしまえるようなものではない」という諺がある。

つまりフィリピン人にとって、結婚とは長く苦しむことであり、どれ程割に合わなくても持続させることが美徳とされている。

現実にますます多くのフィリピン女性がファイルやビデオの紹介による結婚を望んでいることは事実である。これは彼女たち自身だけでなくその故国の不幸が、ここに映し出されているといってよいだろう。（SOLIDARIDADⅡ、一九八五年四～九月）

ネグロス島の子供たちに生きる力を!!

よびかけ（抄）「サトウキビがたわわに繁る緑豊かな南のネグロス島で発生した『飢え』のニュースは、私たちに大きな衝撃を与えました。

大統領選挙後の今日でも、毎日確実に何人かの子どもたちが、栄養失調で幼い生命を失ない、取り返しのつかない後遺症で苦しんでいます。

市場には豊富に食糧があるにもかかわらず、『飢餓』が発生するというこの状況は、明らかに現在のフィリピン社会が産み出した『人災』であり、その構造の変革なしには真の解決は困難と思われますが、島の子どもたちとその家族たちが現実に直面している困難を、私たちは同じアジアの隣人として見逃すことはできません。

募金を中心とした多様な活動に、ぜひともご参加下さるよう心から呼びかけます。」

募金目標は、八六年九月末までに五〇〇〇万円、第一期キャンペーンを同年十二月末までとしています。

送金は、郵便振替　東京七ー一四五二四五、日本ネグロス・キャンペーン委員会へ。お問合せは、電話〇三ー二〇三ー七六三七、同委員会へ。

日本ネグロス・キャンペーン委員会

矯風会創立一〇〇周年を記念して

女性の家HELP開設

大島静子

この四月、多くの人びとの支援によって、女性の家HELP（ヘルプ）（アジア女性緊急避難所）が開設された。矯風会創立一〇〇年を記念するのにぴったりの活動ではないか、と思って私も関わってきた。が、ふと気がつくと、自分はアジア人でありながら何とアジアを知らないまま今日まで過して来たことか―ということは日本を知らないことにもなる―と痛感する。

ここ一、二年のこと、私はオーストラリア、フィリピン、タイなどを訪ねる機会があった。それぞれ矯風会の二つの大会、そしてアジアキリスト教協議会（CCA）の会議だった。そこで貧困の問題、観光、買売春、職場の女性の処遇の問題が語られるとき、わたしは日本人なんだと、否でも感じさせられる。周囲の人びとが寛容で、共感的姿勢であればこそ共に問題を分かち合うわけだけれど、わたしだけが、外国の侵略と支配の植民地であった経験がないどころかいまなお、他国を侵し続けている国の人間だ（沖縄の人は、もっと苦しみを肌身で通じ合うであろう）。「共に生きる」ということは、個人、民衆がつくり出していく生きようだと思う。それには今後幾世紀にもわたって日本人が自分の現実を逃げないで、シコシコととり組んでいくことで、少しずつ実現していくことのように思われる。

さて、初めて日本に来た人びとが、パッと感じることが、いろいろあるにちがいないが、アジアからの友人たちは、日本のテレビのコマーシャルや、盛り場、駅付近に、女を買い、売り、いたぶる絵やチラシが氾濫していることに、率直に驚きと嫌悪の色を表わす。米国の青年T君も、歩いていて何気なく受けとったビラを見てびっくり、交番へ届けたそうだ。これはあんまりひどい。女性の人権無視じゃないか、と。警官は、ただ笑うだけだった。彼にとっては、とても考えられないことだった。彼はいま、女性の家HELPの協力者だ。このような日本の「文化」が他のアジア女性を「商品」として「輸入」しているのである。

「じゃばゆきさん」の苦悩

フィリピンを例にとれば、もとはマルコス政権を支え、弱い者いじめに加担してきた日本政府と企業のありかた、それを許してきた日本の選挙民ということになるのだが、農村のくらしが成り立たなくなったフィリピンの人びとが、職を求めて都市へ出ていく。けれど、そこも四人にひとりは職が得られない。仕事にありついても、一日二〇ペソ（二〇〇円）ならいい方だ。

偶然のことだったが、私がスラムで会った少女は、「あたし明日日本へいくのよ」と、嬉しそうに言うのだった。あとで解ったのは、彼女は近所の、日本人ヤクザの家で働いているとのこと。人を疑うことを知らず、単純に日本へいけば仕事がある、ときかされた少女たちが、成田に着くと直ちに、日本各地の寒村、離島、山の中の温泉まで配送される。監禁されている上に、パスポートも取り上げられているから、身動きならない。

女性の家には、その人たちの友だちになった日本人から、相談が持ちかけられることが多い。ひとくちに「じゃばゆきさん」などと呼ばれるが、一人ひとりの状況はちがっている。六ケ月の訓練を終えてダンサーとか歌手として、受け入れ側も安心できるケースもあるときく。生活の拘束の程度にも差がある。賃金にも差がある。しかし、言葉も地理も知らない異国で、場合によっては、ただ働きをさせられ、暴力を振われ、妊娠とか精神的変調を来たすこともある。国の政策がいちばん弱い立場の人に、どんな重荷を背負わせているか、を目の当りにするのである。

二十年の圧政に苦しんだ人びとの雇用問題の改善、農村の人びとが農業で生きられることを、アキノ大統領は最初の重要な施策としている、ときいている。「強姦され、死にかけている状況から、自立するまでに、数百万人の失業者のことを考えなければ」とフィリピンのシスター・クリスティン・タンは言われた。それでも私たちには、ひとすじの光がさしてきたように思える。女性の家HELPを通して、さらに多くの友人や仲間たちと、女性の人権の問題にかかわっていきたいと願っている。

（女性の家HELPディレクター）

☆

女性の家HELPでは、入所案内のしおり、施設の様子などを載せた「ネットワーク」を発行しています。ご利用下さい。お申込は〇三ー三六八ー七三七四

アジアにおける繊維・衣服・皮革及び関連産業の労働者と労働組合の闘争に関する宣言

去る一月十四日から十六日、フィリピンのマニラで「繊維及び関連産業における労働組合指導者のアジア地域会議」が開催されました。以下は、ここで採択された「宣言」の抄訳です。

☆

人類の文明の夜明け以来、衣類は常に人間の基本的な必需品であった。多くの国における工業発展が、繊維とその関連産業の成長を伴なってきたことは偶然ではない。従って、これらの産業の発展は国の経済成長と雇用程度及び社会福祉の状態を決定する主要な要素であった。

しかし皮肉なことに、今日では国民の衣類を製造する労働者は、さまざまな社会・経済的な問題で苦しんでいる。発展途上国においては、一時解雇や大量の解雇が続出しているが、先進国でも雇用の削減は同じ規模で表われている。倒産を防ぎ、国際競争力を維持するためという名目のもとに、労働者は、低賃金と劣悪な労働条件を押しつけられ、労働基本権は大幅に制限されている。このような状況は、マレーシア、フィリピン、バングラデシュなどアジアの低賃金労働力地域にある自由貿易地域でとくに顕著である。なかでも、女子、児童、請負労働者たちは、ひどい犠牲者となっている。

繊維産業における「生産過剰」は本質的な問題ではない。輸出指向政策をとっている発展途上諸国では、内需拡大の政策が欠如している。また、投資や貿易における、先進工業国優先の不公平な国際経済秩序にも問題がある。欧米諸国や日本は、発展途上国には「自由貿易」を奨励しながら、自らは保護貿易主義をとり発展途上国からの輸出を妨げている。

多国籍企業は、現代植民地主義のもっとも具体的な表れである。彼らは、労働集約的生産工程を、先進国の高賃金・高コスト地域から、第三世界の低賃金・低コスト地域へ移転させた。多国籍企業の支配は、アジア諸国の固有の産業を破壊し、世界市場と多国籍企業への依存度を高める結果を招いている。

繊維及び関連産業では、最近自動化が急速に進んでいる。そのため、過去二〇年間に第三世界に移転した工場が母国へ戻り、新たな失業問題を引き起こす可能性も出てきている。

（以下、決議と他の労働組合と労働者に対する統一行動の訴え省略）

インドネシアで働く
アニーさんの熱意

アニー・スマンボウさん、三〇才。インドネシアの「農村地域における人的資源開発のための委員会」という民間団体の研究員として働いており、二才の男の子の母親でもあります。アジアキリスト教協議会（CCA・URM）は、各国の草の根の民衆運動を支援する一つの方法として、活動家の育成に力を注いでいますが、アニーさんもCCA・URMの教育プログラムの一環として、二月末来日しました。

アニーさんは、島の多いインドネシアで一カ月のうち三分の二は島から島へと旅行し、多くの民間組織の活動を調査したり調整する仕事をしています。農村地域の保健・衛生、なかでも女性の健康管理や家族計画のあり方などに強い関心を持っています。女性の人権を無視した人口政策には、とくに鋭い批判の目を向けていました。

センターを通して、いくつかの女性団体を訪問し、たくさんの女性たちと会って、日本の女性たちが、パートタイマーや派遣労働者という不安定雇用に追いやられながら、どのように自分たちの運命を切り拓いているかを、真剣に観察していました。

日本とインドネシアの社会的・文化的な相違は大きいし、一週間という短期間では断片的な交流しかできませんでしたが、近い将来、インドネシアの女性活動者会議を企画しようとするアニーさんの目は、熱意に燃えていました。私たちもまた、アジアの女性の現実に新しい視点を与えられました。

――CCA委員会報告――
国を越えた労働者の連帯を

二月半ばにタイでアジアキリスト教協議会（CCA）のプログラム委員会が開かれ参加した。向う四年間のアジア地域におけるエキュメニカル（キリスト教の超教派）運動のプログラムの概要を、CCAの基本方針に沿って検討する会議だった。

CCAの基本方針の主な柱は、平和・正義・人権を、現在の政治的緊張・経済的不正・社会的混乱の真只中にあるアジア諸国に実現しようとすることである。大国の都合のために「アジアの安全保障」という名目で軍事化が進められ、民主化のために立ち上る学生や労働者が容赦なく逮捕・拷問され、開発政策の犠牲になった農民や都市住民がますます飢餓と貧困に追いやられているのが現実である。一方、さきの大統領選挙で民衆の力がはっきりと示されたフィリピンでも、南北統一という民衆の悲願を掲げて闘う韓国でも、一九九七年の中国返還に向けて基本法作成を急いでいる香港でも、大きな時代の流れの中で、より人間的な社会を求める名もない人々の力が集められている。

CCAはこのような各国の闘いの中にある人々と連り、すべての人が等しく人間としての尊厳を与えられ、より豊かに生きられるよう支援していくことを、今アジアに生きるキリスト者の使命としている。それは、貧しい人々によい知らせを、囚人に解放を、打ちひしがれている人々に自由を与えるためにこの社会に派遣されているという信念に基づいている。

CCAの中でも都市農村宣教部会（URM）は、政治的・経済的支配構造の中で犠牲となってきた弱い立場の人々、とくに貧しい農・漁民、都市スラムの住民、労働者、被差別少数者の人間性回復を求める草の根の運動を支援してきた。たとえば日本では在日韓国人の地域活動、日雇い労働者の支援活動などに継続的な援助の手が差しのべられている。

今後の方針としては、これまで通り四つの活動領域を充実させながら、さらに多国籍企業問題と出稼ぎ労働者の問題に焦点を当てていくことが確認された。一九八四年末インドのボパールで、米国ユニオンカーバイド社が起した一大惨事を想起して、昨年九月デリーで多国籍企業の抑圧と搾取、人間と自然に対する脅威を明かにする会議が開催された。そこで多国籍企業による権力の乱用に各国の団体や教会が積極的に闘っていけるような指針の作成にとりかかることが決議された。また、十二月には香港で、深刻化している出稼ぎ労働者の人権問題についての取り組みを決める予備会議がもたれた。今回の会議は、これらの諸課題をCCAの他の部会とも協力して、早急に具体化することを再確認した。

当センターもCAW（アジア女子労働者委員会）も、CCA・URMと密接な関係を保って活動している。個別の組織としては限界があるが、多くの運動の流れの中で、私たちの小さな力でもより広い地平を切り拓くために貢献できるのではないだろうか。（山野繁子）

図書紹介

学習パンフ
「〝地球工場〟に働く女子労働者」

アメリカの女性研究者グループが、多国籍企業の一大労働予備軍として働く第三世界の女子労働者の実態をまとめた英文のリポート。センターの翻訳グループのメンバー達が和訳したものの抄訳を、六回にわたって「アジアの仲間」に掲載したが、それを一一ページにまとめて、アジア女子労働問題学習パンフの一号とした。

地球規模で搾取される女子労働者の現状と多国籍企業の実体とが、小冊子ながらよくまとまっている。（三〇〇円、以下送料別）

「女性ジャーナルNo.4
アジアの女子労働者」

ISIS（イシス）というヨーロッパの女性運動団体からの依頼を受けて、CAW（アジア女子労働者委員会）が編集し、アジア諸国の女子労働者の歴史的背景と現状を各国の女性研究者が執筆したもの。英文一六〇ページ。

スリランカ、インド、バングラデシュ、香港、フィリピン、タイと日本における女子労働者の実情が国別にわかるほか、東南アジア諸国およびアジアの新興工業国が抱える問題が総合的に考察されており、アジアにおける女子労働者問題の全体像がとらえられる。（一二五〇円）

「〝豊かさの影で〟
日本の女子労働者の物語」

韓国、フィリピンの女子労働者に引き続き、日本の女子労働者の物語としてCAWが発行したもの。CAWの依頼により、センターのスタッフが直接女子労働者を取材して執筆した。英文五四ページ。

生産現場やオフィスで、あるいは都市や農村で、日本のさまざまな分野で働く女性たちのいくつかの物語を通して、その実態と問題を明らかにしている。さらに、日本の女子労働者達がどのようにして厳しい搾取に立ち向ってきたかをも伝えようとしている。外国の知人や友人にもぜひお勧めいただきたい。（六〇〇円）

〈事務局日誌〉

1月9日　1月定例事務局会議
1月11日　高倉徹運営委員長告別式（信濃町教会）
1月21日　雑誌「クロワッサン」取材来室（塩沢）
1月29日　「働く人」編集会議
1月30日　「アジアの仲間」第11号発送
2月3日　2月定例事務局会議
2月4日　アジア労働者連帯会議女性交流会（山野・広木）
2月6日　アジア労働者連帯会議国際会議（塩沢）
2月6日〜7日　京都・大阪地域のURM活動と現地状況見学（山野）
2月14日　ニュージーランド、スーザンさん来室
2月17日　翻訳グループ学習会
2月17日〜23日　CCA・URM会議・タイ（山野）
2月22日　労働時間のあり方を考えるシンポジウム（塩沢）
2月28日　インドネシアURM活動家アニー・スマンボウさん来日
3月1日〜7日　アニーさんの滞日プログラム（女子労働者との話し合いを中心に）
3月1日　日教組新聞連載執筆打合せ
3月3日　保谷市公民館婦人問題講座講演（広木）
3月7日　国際婦人デー浜松集会講演（広木）
3月8日　国際婦人デー中央大会講演（塩沢）、実践的アジア学入門講座講師（塩沢）
3月10日　保谷市公民婦人問題講座講演（広木）
3月11日〜13日　世界労連・織維インター執行局会議傍聴
3月17日　翻訳グループ学習会
3月20日　HELPオープンハウス（山野）
3月24日　3月定例事務局会議
3月27日　聖公会聖マーガレット教会講演（塩沢）

〈お礼〉

センター会員拡大のために、会員の皆さまの知人・友人のご紹介をお願い致しましたが、たくさんのおハガキをいただきました。ありがとうございました。

1985年度　決算報告

1985.4.1〜1986.3.31

〈収入の部〉

会費	3,284,000
カンパ	1,637,938
WCC・URMからの活動費補助	3,027,970
USA・NCC　〃	836,928
雑収入	244,215
前年度繰越金	447,908
合計	9,478,959

〈支出の部〉

会議費	56,980
旅費	150,024
渉外費	94,055
人件費	6,231,830
事務管理費	432,228
通信費	409,424
調査研究費	92,913
編集印刷費	325,600
翻訳費	410,030
行事費	479,193
次年度繰越金	796,682
合計	9,478,959

アジアスワニー　二転、三転

アジアスワニー社の韓国女子労働者解雇事件をはじめ、日本の進出企業の労働者弾圧に抗議する集会が、三月十一日東京で開かれた。これまでに東京・大阪で六二〇〇名の抗議署名と七万円の支援カンパが集まったが、このうちセンター会員から寄せられたのは、一四九名の署名と二万一四八〇円のカンパである。

スワニー本社の三好社長は、今年始め、ハガキで「話し合いによる解決をはかりたい」旨の意志表示をしていたが、三月十五日、本社に出向いた支援団体の仲間に対し、一方的に交渉を拒否してきた。二面で紹介したとおり、今韓国では、労働者弾圧の嵐が吹き荒れている。日本の進出企業がそれに手を貸しているのを見過すことはできない。

一九八六年度　センター活動計画について

八五年度は、センター創立三周年を記念し、アジアの仲間を迎えてシンポジウムを行ない、多くの会員の方々にご出席いただきました。今後、少なくとも毎年一回はこのような集会を持ち、直接ご参加いただける場を作ってゆきたいと思います。また、新しい試みとして、学生のための夜間の学習会を始める予定です。来年度から実施予定のアジア各国への交流と学習のためのツアーの準備にも着手します。

(一)　講演会及び交流会―アジアの女子労働者を迎えて　十二月上旬、東京及び地方。
(二)　学生のための夜間学習会開始　十月上旬
(三)　英文ニュースレターの発行　年一〜二回
(四)　英文資料作成――日本の女子労働問題など。

その他、アジア女子労働者の実態調査や資料収集、翻訳、翻訳グループの学習会などを継続して行ない、国際連帯活動にも積極的に参加していきます。

女子労働者通信　第13号

アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター
〒160 東京都新宿区西早稲田
2-3-18-34
発行人代表者　塩沢美代子
編集責任者　広木道子
電話 03-202-4993
郵便振替 東京0-70086

新しい運営委員長に

中嶋正昭氏

塩沢さんの働きからスタートした、本センターの守備（攻撃？）範囲も、ずいぶん拡がりました。ボランティアも含め働き人も数を増やし、アジアとの交流も深まりました。この時期に、**運営委員長を引き受けるなど大それたことですが、委員とスタッフの皆さまの熱意にほだされました。皆の間に和をもたらす働きが出来ればと考えています。**

（日本キリスト教団総幹事）　中嶋正昭

去る七月七日、センター運営委員会で半年余り空席であった運営委員長の選出について話し合われ、満場一致で中嶋先生にお願いしました。

タイの日系企業（衣料）で女子労働者のストライキ

タイの日系企業で、女子労働者のストライキがおこっており、現地からタイ政府への抗議と女子労働者への激励を求める手紙が届いています(四月二十九日付)。

「タイ衣料とタイ衣料ガーメンツの両工場の約三〇〇〇人の女子労働者が、三月二十一日からストライキに入っている。両社ともタイと日本の合弁会社で、ロンドンフォックス、プーマ、アディダスなどのブランド名で、男性用、女性用のシャツ、ジャケット、セーターなどを生産している。年間生産高は約三七万ダースで、すべて米国、カナダ、ヨーロッパ諸国、中近東および日本に輸出されている。両工場には三五〇〇人以上の労働者がおり、そのほとんどが女性である。

タイ衣料は一九七二年に設立され、政府の手厚い援助によって得た収益をもとに、同じ資本家グループが八四年に設立したのがタイ衣料ガーメンツ社である。タイ衣料ガーメンツには、九〇〇人の女子労働者がいるが、賃金は日額わずか四〇バーツ（最賃七〇バーツ）。しかも彼女たちは一年契約の臨時雇いにすぎないため労組も作れず、労働条件の改善を要求することもできずに働いてきた。今年三月六日、労働者たちは、賃上げ、労働条件の改善、常用雇用等の要求を会社に提出した。その結果、八七人が解雇された。三月十七日の第二回交渉の後、労働者たちは常用雇用以外のすべての要求を取り下げたが、この唯一の要求も拒否された。ついに九〇〇人の労働者は、三月二十一日にストライキを行うことを決定した。このストライキは、タイ衣料労組から積極的な支持を受けた。タイ衣料労組は、タイ衣料ガーメンツの女子労働者の闘いを支援するため、三月六日に労働条件改善の要求を出したが、会社はかえって労働者の既得権をすべて廃止したため、二十三日には、タイ衣料労働者二六〇〇人もストライキに加わり、現在まで続いている。会社が交渉を拒否しているため、解決の見通しはたっていない。」

タイでは今、労働者のレイオフが相ついでいます。政府統計によれば、八五年は前年比一六・四％増となり、繊維労働者のレイオフの数は金属・鉄鋼労働者についで、二番目です。先進諸国では、繊維産業における保護主義の傾向が年々強まり、繊維製品の輸出に依存度の高いアジア諸国では、共同してこれに抵抗しています。昨年秋には、各国で米国大使館に対する抗議のデモが行われました。

タイの二労組のストライキは、こういう情勢の中で闘われ、タイ労働組合会議（TTUC）も全面的に支援し、日本大使館へのデモを行い、マスコミにも大きくとりあげられました。七月九日付の手紙によれば、労働者は常用化をかちとりストライキは解除されたとのことです。しかしタイでは、日系企業の労働者解雇や不平等な日タイ貿易関係に対する反発と闘いが一層激しくなっています。

中高年労働者に解雇手当
だが不安定雇用招く恐れも

香港

香港では昨年末、「中高年者解雇手当補償法」が制定され、今年一月一日より施行されている。これによって、一定の年月勤続して不当に解雇された労働者の一時的な救済ができるほか、若い労働力の定着を促すことが期待されている。しかし、多くの労働団体は、この法律についていくつかの修正を要求しており、実際労働者が不利益を被ったというケースも出ている。

法律の主な内容は、

(1)、支給額は、四〇才以上の労働者については、その労働者の年令と勤続年数によって決められる。たとえば四五才で勤続五年以上であれば、月給の三分の二に勤続年数をかけた金額を請求できる。

年令が低くなるに従って支給が減額される。三六才以上四〇才未満の労働者が解雇された場合は、所定額の七五%、三六才未満では五〇%の支給となる。但し、四〇才未満の場合は、同一使用者の下で一〇年以上の勤続であることが条件。

(2)、労働者の違法行為による即時解雇、工場閉鎖による整理解雇、および自主退職の場合は、この法律の対象とならない。

労働団体が修正を要求していたのは、①年令に関わらず、全労働者に完全補償を実施する。②健康上の理由で解雇された労働者にもこの法律を適用する、などである。いくつかの労働団体の中には、この法律制定によって、労働者の長い勤続を好まない企業がふえ、労働者の雇用がより不安定なものになると強く反発しているグループもある

法律の適用前に
女子労働者を解雇

ある玩具工場の女子労働者は次のように報告している。

「昨年十二月三十一日、私たちは工場の大掃除をしました。午後、職場監督が私たちのところに来て、『君たちもずいぶん長い間働いてきたが、この辺で栄誉ある退職ということにしよう』と言い、七日分の休日賃金と七日分の解雇予告手当を出すと言いました。私たちは署名を拒否しましたが、監督は、「銀行に賃金を振込んでおく」と言って、給料支払い票を手渡しました。そしてもし不明な点があれば、労働処（省）へ行くようにとのことでした。

私たちは、さっそく弁護士を尋ねてこの件を相談しました。しかし彼は、私たちには退職手当も新しい法律にもとづく年功手当（解雇補償手当）も受ける資格がないだろうと言いました。そこで私たちは『七日分の解雇予告手当をもらって十二月三十一日に解雇されたのだから、解雇実効日は一月七日であり、私たちには年功手当を受ける権利がある』と主張しました。

私たちは一月九日に、雇用主との会見を求めて労働処に行きました。工場長は、『君たちはなぜ私に知らせなかったのか』と言いました。私たちは『誰が私たちを解雇したのか』と聞き返しましたが、彼は返事をしませんでした。私たちは憤慨して言ってやりました。『あなたは、私たちを休日にも働かせたこと、そして工場監視官が来たとき、罰金をとられるのを避けるために、私たちをトイレに押し込めたことを覚えているのか』と。

一月十一日、私たちは立法、執行両評議会の民間人議員に陳情に行きました。そしてようやく、十五日に労働処で会合が持たれたのです。

私たちは労働処の提案に従って、年功手当でなく退職手当を要求することにしました。雇用主は、それなら労働審判所に行かなくてはならないと主張しましたが、呼称はどうあれ、私たちにはお金が必要だし、雇用主として払うべきものをきちんとすべきだと交渉を続けました。彼ははじめ、勤続一年につき七日分の賃金を払うと申し出ました。しかし、五時間にわたる交渉の末、十年以上勤続者には一年につき十日分、十年未満の場合は八日分の賃金ということで決着しました。雇用主は、その場で計一八万HKドル以上の現金を私たちに支払いました。」

彼女は報告の最後をこう結んでいる。「私たちはその日に問題解決ができて満足です。でも、たいへんな仕事でした。労働者の代表は私たち五人でしたが、私以外の人は読み書きができず、交渉の場でも一言も発言しませんでした。それで全責任が私の肩にかかっているようで、とても恐かったです。」（香港・「VOICES」一九八六年三月）なお法律の内容は「海外労働時報」（日本労働協会）No.一〇六～一〇八を参照。

台湾

高雄輸出加工区を再訪して

遠野　はるひ

台北から、高速バスで高雄に行く。輸出加工区を再訪するためだ。ここはアジアで最初の輸出加工区として一九六八年に操業を開始している。

私が八〇年の夏、日本企業で働くアジアの女子労働者を調査する第一歩を踏み出したのも、この高雄輸出加工区だ。どんより曇った空に小雨がぱらつき、高い壁に囲まれた加工区の入口で、胸がドキドキしたのが今でも鮮やかに思い出される。加工区の外側の雰囲気はほとんど変らなかったが、内容はずいぶんと変化していた。労働者の数も最盛期には五万人いたが、現在は三万五〇〇〇人。数年前から始まったME化は、さらに女子労働者の数を減少させていくように思われる。

日本がアジアの女子労働者を必要とした時期は、第一次石油ショックをピークに、八〇年を前後して再編の時期に入ったが、今は整理の段階になっている。中進国となり、重化学工業化をスタートした台湾にとっても輸出加工区の存在は二〇年前ほど重要なものでなくなっているようだ。

向学心を利用して

農村から出てきて寄宿舎に住み、家族に仕送りするという時代は、じょじょにすぎさりつつある。高雄市が郊外に広がり、交通も発達したこと、また工業地帯が全国に分散したことなどにより、労働者は家から通勤できるようになった。加工区には政府の経営する寄宿舎があり、三五〇〇人の収容能力があるが、現在住んでいるのは一〇三〇人、毎年減少している。ある日系企業は、八〇年には数百人の女子労働者のためにこの寄宿舎を借りていたが、今は数人しか住んでいないという。「寄宿舎は自由を制限されるので、通勤できない場合でも三〜四人でアパートを借りている」そうだ。

寄宿舎にかわり、安定した若年女子労働者を得るために使われている手段が、日本の昼間定時制に似た夜間高校への通学だ。工業化に伴なう教育水準の向上と対応している。

「お母さんは、女の子には教育はいらないといったのだけれど、どうしても高校へ行きたくて、それでこの会社を選んだの」と林さん。

授業は六時半から九時半まで、帰宅すると一〇時をすぎる。徐さんは毎日通学したいし、給料もいいからという理由で、夜一二時から朝八時までの夜のシフトで働いた。「若かったからできたのね。高校を卒業して、オフィスで働きたかったのだけれどそういう仕事はまだ見つからない」と言った。

QCサークル、パートも

QCサークルは、台湾政府も奨励しはじめ、日系企業を筆頭にして導入されている。一二年の歴史がある

高雄輸出加工区の女子労働者

H社では、一〇数人がサークルになり週一度、三〇分間ミーティングをする。食堂いっぱいに貼られたサークルごとのポスターには目標が描かれ、発表会で優勝すると、グループで食事する程度の報償金が出る。品質向上に役立っているとは企業の評価だが、労働者も「よいシステムだと思う。とくに仕事に関心をもっている人には助けになる」と語った。

パートも「外注」という名で導入されている。これは若年女子労働者不足を補う、いわゆる主婦パートではない。一九八四年に労働基準法が退職金などの点で、やや改正された。戒厳令のもとで労働運動が実質上禁止されているこの国では、労働者の賃金を低くおさえて国際競争力をつけてきたが、労働基準法の改正で労働者の不満に対処しようとしている。このため、首切りが以前ほど容易ではなくなったので、景気の調節弁として、労働時間は同一の「外注」という雇用形態ができた。

台湾の女子労働者の生産性はあがり、勤続年数も長くなっているという。H社の幹部は、ラインで黙々と手を動かす女子労働者に視線をうつしながら、「この国の女性はよく働きます。台湾が豊かになったのは女性たちのおかげでしょう」とつぶやいた。（アジアの女たちの会々員）

女子労働者に正当な権利を！

――アジアの女子労働者と労働法――

第三章　法定賃金・女性の賃金と生計費

女　女子労働者
雇　雇用者
影　影の声

アジア諸国では、政府の経済政策によって女子労働者の数が増えてきている。政府は、女子労働者の生活水準を引き上げてきたと言っているが、女性たちの分け前はほんとうに増えたのだろうか。

女　私たち女子労働者が一番気にしているのは賃金です。政府の定めている最低賃金に達している労働者の数は少ないですよ。

女　多くの国では、まだ固定賃金や標準賃金というものすらないんですよ。

インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、インドネシア、フィリピンの平均賃金は、普通の家族の生活費の半分以下である。

シンガポールでは、一九七二年に政府・経営者・労働者の三者構成による全国賃金審議会が設立された。この審議会が一般的な賃金のガイドラインを示すのだが、強制力はもっていない。

マレーシアでは八二年に賃金審議会法が修正され、最低賃金を月二五〇マレーシアドルと決めたが、自由貿易地域の内外で働く女子労働者には適用されていない。

日本では一九七四年までの一〇数年間は春闘で、基本給の年間賃金上昇率一〇％以上を勝ちとってきた。

韓国では労働基準法が最低賃金、労働時間、女性の安全保護を規定しているが、実質的には無意味になっている。

影　本来、賃金の最低水準を定めているはずのこれらの法律が、事実上、雇用主にとっての到達目標であるかのように利用されている。

たとえば韓国馬山輸出加工区にある日系企業韓国イワタニ（玩具製造）では、遅刻、早退、不良品、残業拒否などすべてが、不利な待遇の口実にされている。

フィリピンでは、規定の最低賃金は（物価手当などを含めて）一日三〇・六六ペソ（月額九一九・八〇ペソ＝約九七米ドル）で、政府が設定している最低生活水準よりはるかに低い。

五人家族で一ケ月の食費が一六〇一ペソ必要だという数字が出ている（八一年、食物と栄養研究協会）。翌年、九四七・四〇ペソで足りるという見解が出された。どちらにしても、他に家賃、水道光熱費、教育費、交通費がかかるのだから、たいへん、な赤字になるのが目に見えている。

八一年一～十月に労働省が調査した一二八三事業所の内八六％が、最低賃金と手当に関する法律に違反していた。

タイでは七九年に最低賃金一日四五バーツと決められ、八〇年に五二バーツに引き上げられた。八一年の国家統計局の調査によると、最賃以下の支払いを受けている労働者の数は次のとおりである。

北部――五九％
北東部――五二％
中央部――五四％
南部――四一％

八一年労働局による調査では、九〇五工場のうち八一六工場が最低賃金法を無視していた。同年の他の調査ではバンコクの五二五事業所中の四四八ケ所が最賃法を無視し、七七ケ所だけが五四バーツの最賃額を払っていた。しかも、八一年の最賃法施行後数千人の労働者が解雇されて

表1　女子労働者の賃金と物価（1981. インタビューによる）

時間賃金 米ドル	タイ 0.43	フィリピン 0.30	韓国 0.70	香港 0.90	日本 3.62
米1kg	0.40	0.36	1.40	0.83	2.25
	56″	72″	120″	55″	37″
卵1個	0.07	0.10	0.08	0.07	0.13
	10″	20″	7″	5″	2″
コカコーラ1本	0.17	0.14	0.44	0.17	0.49
	24″	28″	38″	11″	8″
外食費（最低）	0.40	0.63	－	0.84	2.50
	56″	126″	－	56″	41″
ジーンズ1本	12.50	15.64	8.09	5.00	20.00
	1744″	3128″	693″	333″	331″

㊟　上段は価格、下段はそれを買うのに必要な労働時間（分）

いる。

女　私たちは妥当な賃上げを要求しているだけなんです。

雇　黙れ、さもないと解雇か工場閉鎖だぞ。

ある国道建設現場では、男性は五〇～六〇バーツ、女性は三〇～五〇バーツだという。バンコク郊外の繊維工場でも最賃以下。一一時間働いて三〇バーツ以下である。

一九八一年当時の物価と関連させて各国の女子労働者の時給を比較したものが表1である。

ＩＬＯ統計によると

女性は全世界の人口の半分、世界中の被雇用者の三分の一を占め、世界中の労働時間の三分の二働いているのに、世界の収入の一〇分の一を受けとり、世界の富の一％だけを所有している。

過去五年間に女性の文盲率は増加している。栄養改善、家族計画、衛生など、生活向上のために読み書きは必要なことなのに、世界中で三人の文盲のうち二人は女性だ。

女性労働者の数の増大につれて失業者もふえ、それに伴なって男女の賃金格差も拡大している（表2）。

先進国でも途上国と同様、技術の進歩によって女性の失業が増大している。

コンピューターは
女をはじき出す
女の味方のような顔をして
女の誰れかをはじき出す
コンピューターは
女の敵
ピカピカ光って、清潔なのに
女の誰れかを泣かせている
コンピューターよ
女たちは、お前を待っていた
お前の手助けで、自由な時間が
ふえると思ったからだ
だがお前は
女の涙ばかりをふやしてくれた
（日本「女性とマイクロエレクトロニクス」より　一九八三年）

＊　＊　＊

表2　非農林業の賃金（ＩＬＯ労働統計 1983）

	1976年	'80	'81	'82
日本 月額（円） 男	230,999	309,218	328,001	341,246
月額（円） 女	129,675	166,397	174,895	180,080
韓国 月額（ウオン）	78,716	223,825	269,023	309,910
月額（ウオン）	37,015	99,380	120,517	139,689
シンガポール 時給（シンガポールドル）		2.67	3.08	3.38
時給（シンガポールドル）		1.68	1.95	2.15
スリランカ 日額（ルピー）	9.32	27.76	28.56	29.95
日額（ルピー）	9.47	24.66	25.25	24.22

農村では女性が土地を持つことはありえないし、利益の少ない土地で家族の一員として働き、嫌われがちな仕事をしている。農業労働者の貧しさと文盲、農村での雇用の不安定さ、それに労働法についての無知のために、農村の女性の地位は、あくまで低いままに放置されている。

それでは、他の産業に働く女性たちの地位はどうかというと、やはり男女を別の職種に雇用して男女別の賃金体系をつくり、巧みに同一賃金の原則を回避している。

女性には管理的能力がないと決めつけて、管理部門には女性を採用しない企業が多いし、昇進コースからもはずしてしまう。

アジア諸国では、一般的に働き口が少なくて、女性は男性よりさらに不利な立場に立たされている。それに、女性は生産性が低いから賃金も低くて当然だという固定観念が行きわたっているから、女性差別の実態も改善されにくい。

平等を阻害しているもっと深い原因として考えられるのは、「女性は外で働くのに向かない」という社会通念である。一般的に、女性の昇進には多くの抵抗があるし、技術を身につけるための職業訓練の機会も不足している。それに加えて、女性自身が、職業上、社会生活上あまりに無知で、せっかくのチャンスをつかめないことが多い。

子どもの目（タイ）
少女たちの 詩と絵

私の姉さん

私はすわって　ビルを見上げる
一階からずーっと上まで
来る日も来る日も
建築現場で働く人たちを見る
あの人たちの命が心配で
じっと見ている
私の姉さんもあそこで働いていた
まいにちまいにち
ある日、
私は息がとまりそうになった
姉さんが七階から落ちたのだ
姉さんの名前はハニー
一四才だった
姉さんは一日四〇バーツ稼いでた
姉さんは一階、二階、三階と働き
ながら上にあがっていった
七階まで
そして
そこからもう
私のところに帰ってこなかった
（サイピン・ポンブルート　一三才）

花

私は花が好き
花は女の人の心のよう
花のそばを通りすぎるとき
摘みたくなった
でも、私は摘まなかったの
だって
花ってほんとに女の人のようなん
ですもの
（プー・一〇才）

花

花は女の人の心
そしてたましいのようだ

私たちは花のかおりをかぐと
ぱいと捨ててしまう
それはまるで
自分の心やたましいを捨てること
（カムファン・チャナウォン　一二才）

ランプ

お日さまの最後の光が消えると
小さなあかりがそっとつく
お日さまの尊い光のかわりに
農家にはランプ
街には電気が
ランプは　ほんとに大事なもの
街の人より農家のひとに
（ブアジャンド・サンクアンスリ　六年生）

むち

ものおと一つしない静けさのなか
むちの音が聞こえる
バシッ　バシッ
姉さんがふるえてる
なみだで顔をぐしゃぐしゃにして
姉さんが何をしたっていうの
どうして姉さんを打つの？
（ランプアン・ラクブーン　六年生）

小鳥

小鳥が風にのって飛んでいる

アジアの子供
働く少年少女たち

ユネスコやILOなどの国際組織によれば、アジアにおける一四才以下の子供の数は一二億人であり、全人口の四〇％を占めている。アジア各国政府は、少なくとも四〇〇〇万人の子供たちが、正規に雇用されて働いていることを認めている。

☆

コロンボの南の田舎からやってきた四人の少年たちは、農園の手伝いとして雇われて働いている。田植え、収穫、田畑の手入れなど午前六時から午後四時まで働いて一日一米ドルの報酬である。

一日中プラスチックのビンのフタを切っていたイポ（マレーシア）のチョイ・ペン姉妹は、フタ千個につき一〇セントを得ていた。

シンガポール郊外の少年たちは、朝、軽自動車にのりこんで街にやってくる。そこでチョコレートのつまった箱を受け取り、家から家へと売り歩いている。

☆

アマッド（一三才）は、誇らしげに立ち上がって、毎晩午後六時

休む巣もなく
家族もいない
小さな鳥はどこへでも
好きなところへ飛んでいく
それでも誰にも叱られない
（サイピン・ポンブルート　一三才）

空

空はとっても高い
誰にもとどかないところ
夜になると星がたくさん
あんまりたくさんあるから
手を伸ばしてさわってみたい
うでが短かすぎるよ
あんなに高いんだもの
星までとても届かないよ
あんなに遠いんだもの
（ブーミー・ピアパノム　一三才）

夢

夢は水のしずくのよう
さわると消えてしまうまぼろしのよう
夢のなかでは
妖精になったりするの
でも目がさめると
前とおなじふつうの人
妖精なんかではなくて
前とおなじ
ただの建築現場の労働者
（カムファン・チャナウォン　一二才）

☆

ここにご紹介した詩は、〝姉妹（ピサオ）〟という題のタイの子供の詩集からとったものです。恵まれない子供たちが日々直面している厳しい現実が、子供たちの単純で率直な、しかもユーモアの溢れた言葉で映し出されています。彼らの語る夢や希望も、私たちの心を深く打つものです。タイの児童基金によって運営されている学校や施設で暮している子供たちの表現から、児童の人間としての権利を考えさせられます。

タイの児童労働

タイの国立青少年局の調査によると、タイの児童労働は、ますます厳しい状況になっている（「アジアの仲間」第五号、第六号参照）。

子供たちの賃金は、日給で最低六バーツ、最高六六バーツ、平均で二二バーツ（法定最賃七〇バーツ）であった。一日一二時間労働がふつうで、一六時間も働いている子供もいる。子供たちの約二〇％が労災事故にあっており、その大部分が金属産業での工具による災害である。数多くの使用者が労働法で禁じられている一二才未満の児童を使用している。（「海外労働時報」No.一〇七）から午前二時の間に五キロのエビの殻をむけるのよ、と言う。アーマッド少年にとっては、何カ月も練習した結果、ゴムの木から樹液をとらせてもらえるようになったのが、うれしくてしかたがない。香港の工場でずっと真珠に穴をあけているインは、自分の技術があるので、賃上げの権利を得たと考えている。

☆

一四才のセシルは、二年間男たちとつき合っている。貧しいスラムの家をとび出して、デル・ピラーのけばけばしいバーでゴーゴーダンサーをしている姉のところにやってきた。〝男ってね、ちっちゃくて若々しい小麦色の女の子が好きなのよ〟と言う。最近、何日か拘留された。〝酔っぱらった警官たちがね、前に強姦されそうになったからよく知ってるんだけど、そいつらが私を捕えて、署に連れていってなぐったよ〟セシルは、〝私、二五才になってもまだ貧乏生活してるわ〟と言う。自分には行くところがないのだと感じている。（フィリピン「Info on Human Development」一九八五年十一月～十二月）

韓国・貧民層の女性に関する研究

スラムに住む母親たちの仕事

うちの母ちゃんの名前は
〝心配〟ですって
夏であれば水の心配
冬であれば煉炭の心配
一年中　米の心配

昼であれば生きる心配
夜であれば子ども達の心配
夜も昼も心配心配

うちの母ちゃんの名前は心配で
うちの父ちゃんの名前は酔っぱらいですって
私の名前は涙と嘆め息ですよ

これは、表記研究の調査対象となったスラムに住む一二才の少女の詩である。この詩に代表されるように、この研究は、六〇年代七〇年代の急激な経済発展の陰で、もっとも犠牲を強いられてきた貧民層の女性たち――家族に吹きよせる貧乏をくいとめる最後の砦として労働市場に追いたてられ、こんどはそこで女性としての差別的な待遇を受ける女たち――の「恨」を具体的事例を通し明らかにしようとするものである。韓国キリスト教社会問題研究院が一九八二年七月にソウルの二つのスラム（約八六〇〇世帯）で、一四〇世帯を対象に面接調査した報告書である。以下三回にわたり本書の抄訳を掲載する。尚、この抄訳は、百人町教会韓国語グループが翻訳したものをもとにまとめたものである。

地域の概況は、次の女子中学生の作文によく表われている。世帯数の約一一・八％が生活保護世帯である。

「私は、私たちの住んでいる所が恥しくもあり誇らしくもある。恥しいことは、家が蟹の甲羅のように鈴なりにくっついており、人が住む家ではなく子犬が住む家だと言われること。トイレがなくお金を出して（月千ウォン）他人の家のものを借りている。私が一番煩わしいのは水運びと煉炭運びだ。金持ちの家では河の水が汚いので米国製の水や薬用の水を買うそうだが、その汚い河の水でも私の家に流れてくれたらどんなにいいだろう。

私の住む所では男と女が仕事をとりかえて生活する人が多い。母は早朝に出かけ夜戻ってくるが、父は寝巻のまま部屋でぶらぶらしているか、花札をし酒を飲み子供を叱りつけ帰ってきた母にからむ。小さい子供たちは路地で母の帰りを待ち、大きい子供たちは夜遅くまで家に戻らない。ここには病人が多いが医者にかかれず痛いのを我慢してしかめ面をしている。学校に通えない人も多い。私の親も兄や弟を上級学校に入れるために私が就職し貯金しなければならないと口癖のように言う。私の女友だちも生活費、学資補助のために学校を辞め工場へ働きに行く子が多い。

こんな所だけど人々の心は美しい。貧しいけれど心の扉をぱっと開けて誰が患い誰が嘆め息をついているか、互いに心配し合っている。だから私はここが好きだ。」

調査地域の夫婦の学歴を調べてみると、妻は小学校卒、夫は中学校卒がもっとも多い。学歴のない妻が一七％を占めるが、この比率は一〇年前とほとんど変わらない。

調査対象一四〇世帯の主婦の雇用実態をみてみる。

妻の就業実態

職種	人数
行商・露店販売	8
単純労働	5
自営販売	3
事務職	2
派出婦	2
サービス職	2
壁塗り	2
家政婦	1
掃除婦	1

所得	人数	％
5万ウォン未満	20	76.92
5～10万ウォン	2	7.69
10～15万ウォン	1	3.85
15～20万ウォン	2	7.69
20～35万ウォン	1	3.85
計	26	100.00

結婚前に就業の経験のある者が半数で、その内四〇％以上が工場労働者であり、事務職（一七％）技能工（一三％）行商（九％）家政婦（七％）の順になっている。結婚、妊娠、家事、育児、夫の反対などで職を離れた女性達が多いが、二六名だけが仕事を継続しており、残り一一四名の内四四名が内職をしている。この一一四名も託児所と職場さえあればすぐにでも就業したい希望をもっている。

二六名の就業の実態は別表の通りである。ふつう一日一〇時間から一四時間働いて、賃金は五万ウォン（一万七〇〇〇円）未満が七七％を占めるが、これは中堅社員の十分の一にもならない殺人的低所得である。

◆　成人したのを機に自分のことばかりではなく、もっと世の中の事を知るよう努力したいと思っておりました。しかしまだゼロの状態です。センターの内容などお知らせ下さい。

（H・K子　宮崎・学生）

◆　『アジアの片隅から』を読ませて頂きました。軽い気持で読み始めましたが、今の時代ただただ毎日をのほほんと暮してばかりではいかんのだと気が付きました。まず出来る事はセンターの活動の一助をすることかと思います。

（K・T夫　奈良・自営）

◆　日本がアジアに過去どんなことをし、現在どういうことをしているのか知りたいと思います。そして自分に身近なところからできることをしていきたいと思っているのですが、どこから入っていいのかよくわからないでいるところです。

（A・N子　市川）

◆　日頃からアジアの歴史に関心をもち東南アジアの地域の発祥から現在に至る歴史を勉強している者です。ぜひ現地にいってこの目で現状を見てきたいと常に考えています。アジアの女子労働者との交流ができればぜひ参加を希望します。

（S・T子　沖縄・家庭教師）

◆　マネージャングル日本、魂の砂漠日本というきびしい環境の中で、センターのような運動をなさるのはさぞや大変だろうと思われると共に、直接にお手伝いできないもどかしさを感じております。アジアや他の第三世界の女子労働者の解放は、とりもなおさず自分たちのことでもありますのに、日本人の内面の頽廃ぶりにわびしくなるばかりです。カンパを送ります。おからだに気をつけてご健闘お祈りいたします。

（S・C子　茨城・主婦）

◆　勤めている保育園にイギリス人の女の子がいます。お人形のようにかわいく、周りの人間がチャホヤして目に余ります。もし彼女がアジアの人だったらこんなにもてはやされただろうかと時々思います。社会に出て一年、知らなければならない事がたくさんあることにやっと気付き始めました。貴センター紹介の記事を見て、今の私を刺激するものを感じました。

（I・N子　福岡・保母）

会員からの便り
アジアとの関わり求めて

◆　数年前インドネシアに旅行したことがあります。短かい滞在でしたがいろいろな意味で印象に残る旅でした。人間にとって本当の豊かさとは何かを教えられたと今でも思っています。今は東京という大都会の中で新しい仕事を覚えるのに必死の毎日ですが、アジアの国々から貧困が去るよう力をつくせるような生き方を少しずつでもしてゆきたいと考えています。私にもセンターの活動のお手伝いができるでしょうか。

（F・N子　千葉・会社員）

◆　日本は高度に発達した大衆的な消費社会の下で物的には何不自由なく暮らしています。しかし人間的視点からみれば、生活習慣が崩れ、地域のつながりは弱いし、女子も男子も労働から疎外される場合が多くあります。こんな状態で日本は本当に豊かで幸せな国だと言えるのか疑問でした。人間的な豊かさとは何かを問うた時、浮んできたのがアジアの社会でした。でも少し知ってみると自分の考えの浅さ、いかにアジアの事情を知らなかったかがわかりました。

（M・T子　愛知・学生）

◆　たまたま友人が持参した「クロワッサン」誌上で貴センターのことを知り興味をもつとともに塩沢所長のご意見にも深い共感を覚えました。私は今、韓国におりますが、七〇年代に目ざましい経済成長をとげたこの国でも、いまだに「女工哀史」そのままのようなことが行われているのを知った時にはかなりの衝撃を受けました。社会不正をなくすにはそこに光をあててできるだけ多くの人たちに事実を知ってもらう以外にないと信じています。

（W・M子　韓国・主婦）

◆　均等法が通過してしまった今、なすすべもなく放心状態になっています。しかし、労働協約改正という形で、私の職場でも具体的に影響はでてきますし、ぼんやりはしていられないのだと自分に言い聞かせています。労働組合の中で女が力をつけること、日本の労働者が生活と労働のありようを問い直すことなしには、人間的労働など求めようがないことなど、アジアとの関係を含めて考えてしまいます。私はやはりアジアを収奪した上で成り立っている豊かな自分の生活を常に意識してゆきたいと思いますし、その中で自分に何ができるのか、一人の日本人として、女として考えてゆきたいと思います。

（I・T子　仙台・会社員）

◆　私は実践家としての経験もなく自分の研究対象としてのアジアとのかかわりしかないのですが、それでも現代の日本人が急速に失いつつあるものをアジアの国々の人々の中に見つけては、勇気づけられております。大企業に勤める夫を通しかなりいろいろの経験をさせられましたが、いつも二人で「魂だけは最もノビノビと」をモットーにして生きて来ましたので、その点でも最近では少し〝開き直り〟的境地になっております。私もアジアの大勢の友人達と真の仲間であるために何をなすべきかをもっと考えたいと思います。

（W・S子　高槻・講師）

〈事務局日誌〉

4月14日　4月定例事務局会議
4月20日　行人坂教会講演（塩沢）
4月21日　第八回運営委員会
翻訳グループ学習会
4月24日　労働時間問題研究会
4月25日　「アジアの仲間」第12号発送
4月28日　都立西高等学校・高校生グループ講演（塩沢）
5月7日　NCC・URM（日本キリスト教協議会・都市農村宣教委員会）常任委員会・大阪（山野）
5月9～12日　人類働態学会シンポジウム・岡山（塩沢）
5月10日　平塚らいてう生誕百年祭（広木）
5月19日　翻訳グループ学習会
5月20日　運営委員会小委員会
5月22日　フィリピンの女性活動家Mさんとの交流会（センター主催）
5月24日　労働時間問題研究会
5月29・30日　来日中のCCA・URM（アジアキリスト教協議会・都市農村宣教委員会）担当者と話合い
6月1日　CCA・URM幹事権皓景氏歓迎会（塩沢・山野）
6月9日　定例事務局会議
6月14～16日　ノートルダム教育修女会講演・京都（塩沢）
6月16日　翻訳グループ学習会
6月21日　労働時間問題研究会
6月20日～7月5日　ヨーロッパ労働組合女性活動者会議・ベルギー（広木）
6月24日　東京大学現代アジア問題研究会講演（山野）
6月29日　カトリック労働者運動東京地区講演（塩沢）
6月30日　香港から来日中のCAW.（アジア女子労働者委員会）委員C・チェさんと懇談（塩沢・山野）

日本企業の海外進出を問う集い

七月十八日、「高まる韓国・アジアの民衆運動のなかで、日本企業の海外進出を問う集い」が開かれた。東京・信濃町の真生会館で、約七〇名がアジア・スワニー問題と韓国音響労組弾圧問題へのこれまでの取り組み（「アジアの仲間」第六・七・十号参照）を振り返り、今後の方向を模索するために集まった。

八四年十二月のスワニー社への抗議行動から一年半を経て、「野の花は倒れない――金徳順さんの手記」の発行、スライドの作成、抗議署名活動、集会の開催など、東京と関西でキリスト教団体、市民団体、労働団体が提携し、運動が拡がってきた。

これまでの抗議行動は主に、スワニー本社の三好社長に向けられてきたが、同社長は強硬姿勢を崩さず、本年三月第一法規出版社から自費出版した本の中で金徳順さんとカトリック団体に対する非ぼう記事を載せて、挑発的態度を示している。十八日の集会では、これまで共同行動を重ねてきた「アジアスワニー問題を考える会」と「韓国音響労組弾圧問題対策会議」が合同して「韓国への進出企業を監視する民衆運動」として出発することが合意された。八月始めに抗議署名をスワニー、オンキョー各本社および通産省に提出。九月からあらためて個人会員を募り、月一回の例会を開いて、将来さらに幅広い市民ネットワークを築き上げようとしている。

パンフ「韓国進出日系企業の弾圧抗議・氷山の一角から―中間レポート」を一五〇円で取扱中。

韓国拘束労働者への支援を！

前号で訴えました韓国拘束労働者のための救援カンパは六月末で四四一六〇円となりました。センター国際連帯費から五三四〇円を加えて計三〇〇米ドルを、七月八日に先方に手渡しました。九月末日を第二次集約として、引続きカンパを受付ています。激動の中で闘いの火を燃やし続ける韓国労働者への連帯をお送り下さい。

あとがき

ヨーロッパ労働組合女性活動者会議への招待を受けて、はじめて渡欧した。六月といえば、ヨーロッパでは一年中で一番美しく過しやすい季節。快適ではあったが、慣れない言語のうずの中で、緊張しっぱなしだった。持参したスライド「胸を張ってまっすぐに立て」（フィリピン繊維女子労働者の闘い）の上映と、やや長めの英文レポートの報告に、会議に参加した女性たちは皆熱心に耳を傾けてくれた。

ヨーロッパの人たちにとって、アジアは遠い国である。私が報告したことも、はじめて聞くことばかりで、すぐにはどう反応してよいやらわからないというふうであった。しかし、会議を終えてイギリスに渡ると、私を案内してくれたアリスンは黒人の多い街に暮らしていたし、オフィスでは黒人のほか、インド人や中国人も混じってみんないっしょに働いている。南ア問題にとりくんでいる青年たちに会い、フィリピンの情報を市民に伝えているグループにも紹介された。そういう中で、ヨーロッパの人々が、アジアの人々に親しみと信頼をもって活動していることを強く感じた。（H）

女子労働者通信　第14号

アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター
〒160 東京都新宿区西早稲田
2−3−18−34
発行人代表者　塩沢美代子
編集責任者　広木道子
電話 03−202−4993
郵便振替 東京0−70086

獄中からの告発
―韓国の性拷問事件―

今年六月初め、ソウル市郊外富川市(プチョン)の警察署取調べ室で起った性拷問事件は、韓国の人々の中に深い憤りと悲しみを与えました。被害者は二三歳の権仁淑(クォインジンスク)さんで、ソウル大学を除籍され、五月に一労働者としてS社に就職したのですが、その際学生であったことが分らないように、友人の住民票を使いました。まもなく会社に気付かれ、通報されて、「公文書偽造・および行使」の容疑で取調べを受けたのです。

しかし取調べは、容疑事実よりも指名手配中の民主化運動の活動家の氏名と所在の方向に向けられました。担当した文刑部は尋問に協力しなかった権さんに対し、六月六日と七日の二回、失神状態になるまで、常識を逸した性拷問を加えました。

その後仁川矯導所に送られた権さんは自殺衝動にかられながら、「これまで何人も、こういう手段で自白させてきた」、「これは検察に事実をありのままに述べました。重大さに、直ちにさまざまな抗議行動が行われ、女性団体、宗教団体をはじめ多くの組織から抗議声明が発表されました。

七月五日、九人の弁護士の署名で、富川市警察署長と加害者の文刑事他三名を「性拷問暴行苛酷行為」で告訴。獄中では拘束者がハンストに入り、めまぐるしく状況が移っていきました。七月十六日に仁川地方検察庁は調査結果を発表しました。それは、調査過程で十分性拷問の状況証拠が固まったにもかかわらず、「若干の暴言・暴行があったのみ」と発表して、加害者を起訴猶予処分としたものでした。

七・八月中はこの事件に関連した抗議集会が相ついで開かれましたが、そのつど、機動隊が動員され、多くの暴力事件が起きました。九月始めには一六六名という未曽有の数の弁護士が署名して、ソウル高裁に裁定申請を提出しました。今でも多くの市民が真相究明を要求しています。

☆　☆

八〇年代の韓国の労働運動を理解する一つの鍵は、韓国の民主化運動の主翼を担う学生運動との関係にあるといわれています。大学を中退したり除籍された多くの学生が労働者になって、労働者としての生活を共にしながら、働く人々の権利を守る労働運動の基盤を固めていこうとしてきました。これは実際には言葉にならない程困難な道のりですが、彼らはあらゆる犠牲をいとわず、労働者の仲間としての信頼を築いてきました。

権さんの決意に満ちた行動も、このような韓国の民主化運動の背景の下でこそ理解できます。また彼女を支持し励ましている人びとの心情も、「この事件をこのままにしておいては、まさに人間の尊厳とか、良心とか、人権とか、法秩序とか民主主義という言葉を口にすることさえおこがましい」と訴える弁護士達のように、韓国社会がほんとうに人間性を尊重する民主社会に生れ変ることを望んで止まないものです。

日本でも、権さんの勇気ある怒りを無にしないために、韓国に心を寄せる女性たちが、抗議の集会とデモ行進を計画しています。また、韓国の全斗煥大統領宛に性拷問に抗議し、すべての政治犯への拷問廃止、拘束者の釈放を求める署名運動をひろく呼びかけています。

まだ獄中にある権さんに、激励の手紙を寄せることも、私たちの想いを表明する一つの方法として進めていきますのでどうかご協力下さい。

拘束中の女性が国家権力によって人間としての尊厳を犯されたことに対して、私たちも怒りを共有し、全斗煥政権をテコ入れしている日本政府に対する抗議を強めていかなければならないでしょう。

差別賃金是正を求めるスト

香港　セイコー時計の子会社で

日本のセイコー時計の子会社である香港の（株）アジア精密機械で、六月三日から十三日間にわたるストライキが行われた。一五〇名の女子労働者が、職場における差別（とくに賃金差別）に抗議して立ち上った。

事の起りは同社が三月に他の企業と合併した時に、月給ベースの管理職（主に男子）には一時金を支給したのに、日給ベースの生産労働者（主に女子）には支給しなかったことが明らかになり、日頃の差別感を爆発させた。

女子労働者はまず労働組合を組織しようとしたが、経営者は三六名の指導的な労働者を違法行為を理由に解雇した。直ちに一〇〇名以上の労働者が経営者の所に押しかけ、解雇労働者の復職と差別賃金の是正を要求、団体交渉を求めた。

経営者は賃金に関する要求を撤回しなければ復職の要求に応じられないと主張して交渉は決裂。労働者は工場内で座り込みを始めた。

十六日に経営者は工場内の労働条件を改善することに合意し、ストライキは終結した。しかし、三六名の復職は認められず、かわりに、円満退社として退職手当が支払われた。

以下は解雇労働者とのインタビューの記録である。

―ストライキに至った要因は？

「男性の管理職は昇進も早いし、工場の表玄関から堂々と出入りしているのに、私達は五年以上かからないと昇進できないし、裏口から出入りしているのです。こういう差別扱いにはもう耐えられませんでした。」

「私達の賃上げはいつも職制の一存で決められるんです。ひいきしている人には高く、口答えする人には最低限の賃上げ額なんです。」

「会社が合併した時、管理職にはかなりの額の一時金が出たのに、十年以上働いてきた私達に出ないなんてひどすぎると思いました。」

―闘いの中で経験したことは？

「人前でマイクで話したり、記者会見なんて本当に初めての経験でした。団交の時も足が震えました。また職場の仲間に理解を求めることも容易ではありませんでした。無関心な態度を示されたり拒絶されるのが恐くて……。でもこれはどうしてもしなくてはならないことだと思いました。」

「経営者が私達をスパイしたり、脅かしたり買収したり、その上三六名を解雇したことが、かえって私たちを一致団結して闘うようにさせたともいえます。」

「記者会見で組合設立を宣言したあと、仕事中に話をすることを厳しく禁止されました。職制が話した人の名前をつけて歩きました。さらに経営者がマイクで、違法行為を続けるとしかるべき措置をとると放送した時、工場中に嘲笑の声が上りました。いつのまにか仲間意識が育っていたんです。」

―ストライキの影響は？

「まず私たち自身にとって、とても感動的で大切な経験でした。働く者が共に闘い支え合えることがわかりました。でも一部の同僚はストに参加したことを後悔し、私たちを責めました。」

「私たちが職を失ったことも、このストの結果の一つです。他の工場に入って、低い賃金でやり直さなければなりません。それに私たちがアジア精密機械を解雇された労働者だということは誰にもいえません。でもこの闘いをとおして、労働者の権利をはっきり意識するようになりました。」

「新しい職場では、また闘争のリーダーになろうとは思いません。当分の間は。でも、私たちは働く者として権利をもち、その権利を守るために組織を作って闘うことができることがよくわかりました。今の職場で、不良品の補償という新規則に反対して同僚たちが署名運動をはじめたので、私も署名をしました。」（「CAWニュースレター」一九八六年九月発行より）

精工廠工人通宵靜坐

資方未施禁制令趕走

勞處安排雙方今午再談判

香港の新聞報道

フィリピン民衆の生活と闘い (1)

マルコス政権を倒した力

二〇年間におよぶマルコス独裁政権を倒しアキノ新政権が誕生してから、ちょうど半年後の八月、京葉教育文化センターの東南アジアスタディツアーの一員としてフィリピンを訪れた。往復の旅程を含めて一週間という短い期間ではあったが、内容は豊富で、実りある旅であった。

その内容は、マルコス独裁政権が民衆の生活にもたらしたもの、アキノ新政府の下で何が変わったのか、そして、日本の政府や企業がフィリピンで果しているマイナスの役割、という三点にしぼられると思う。

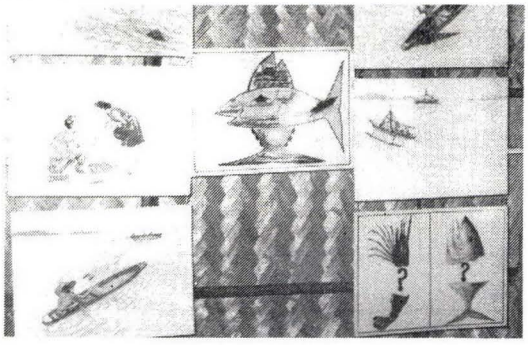

ラグナ湖漁民の生活を描いた子供の絵

やはり一番ショックだったのは、スモーキーマウンテンと呼ばれるゴミ廃棄場をとりまく「不法占拠区」（スラム）に住む人々の生活であった。ここはマニラ湾のナボタス漁港に近く、一九六〇年代終わりからこの地域がゴミ処理場ときめられたことと、ナボタス漁港の「開発」計画によって日本や地元の大企業に海を奪われた多くの零細漁民が新たな職を求めて集ったことによってつくられた密集地帯である。家と家との間の狭い空間をすりぬけてゴミの山に向うと、その異臭もさることながら、ゴムぞうりの足下をとられてしまいそうなぬかるみの感触は、表現しがたいものであった。現在、三五〇〇家族が何らかのゴミを拾い集め、それを売って食をつないでいる。電気はあるが、飲料水は買い、洗濯の水にも不自由している。子供の学校も診療設備もない。年に十数人の幼な子が病気で亡くなっている。何とも厳しい生活条件である。

数年前、マルコス政権はここの住民の強制立ち退きを迫ったが、与えられた代替地は人の住める所ではなく、ほとんどがまたここに戻って暮らしているのだという。人々は、その条件がいかに厳しくとも、互いに助け合って生きている。今では住民組織もでき、漁民の組織などとも協力関係をもっている。ある家の壁に「反核」のポスターが貼ってあるのが見えた。

マニラから、ジプニーで一時間半ほど南に下ったところに、ラグナ湖という大きな湖がある。私たちは湖岸近くの水上に建てられた真新しい小屋に、ラグナ湖で魚を獲って暮らしている零細漁民の組織を訪ねた。ヤシの葉を編んでしつらえた壁にスノコ状の竹製の床でできているこの小屋は、湖上の風を受けて涼しく、避暑地の別荘のようであった。だが、漁民たちの話はまたしても厳しい。

魚の種類も量も豊富だったこの湖で漁民の苦闘が始まったのは、一九五〇年代半ばのことである。湖周辺に工場が建ち、その廃液によって魚が死ぬようになった。その後急速に進められた国の養殖場設置計画は、当初の基準を無視して大企業や金持中心にすすめられ、零細漁民は金網で囲まれた大きな養殖場の間をぬって魚をとっている。しかも各々の養殖場にはガードマンがいて、金網に近づくと銃で打たれるという命がけの漁なのである。これまでに二八人が殺され、五八人は行方不明、漁民の運動に関わった一〇〇人以上もの人が拷問を受けてきたという。

これらの人々は、問題が生ずるごとに何度も役所や政府にかけ合ってきた。何らかの約束を得てはその度に裏切られ、もうお上を頼っているだけではダメだと気付かされたという。彼らのようなねばり強い闘いの広がりが、ついにマルコス政権打倒につながったのだ。

軍や元マルコス派が入りくんだ複雑なアキノ政権は、経済的にも政治的にも岐路に立たされている。人民党や女性党など野党の結成、憲法改正へのとりくみ、アキノ大統領の訪米、訪日――フィリピンの情勢はめまぐるしく動いている。「民衆の力でつくったアキノ新政府だから、政府が民衆を離れれば支持を失なって崩壊するだろう。一方、民衆の側の運動が停滞すれば、政府は存立基盤をなくし、軍や保守派が台頭してくる。」そう言って少しもひるまないフィリピンの人々に、力を与えられた想いであった。

（広木道子）

女子労働者に正当な権利を！

――アジアの女子労働者と労働法――

韓国―勤労基準法
日本―労働基準法
フィリピン―労働法
インドネシア―労働法
マレーシア―雇用法
シンガポール―雇用法
タイ―労働者保護令
インド―工場法
スリランカ―工場法および女子・年少者・児童雇用法
バングラデシュ―工場法
パキスタン―工場法

第四章　夜間労働

女　女子労働者
企　企業家

製造業に働く女性の夜間労働の禁止は、一九五一年二月に発効したＩＬＯ条約第八九号で次のように規定されている。

第二条　この条約において「夜間」と称するのは、権限ある機関の定める夜十時より朝七時に至るまでの少くとも七時間の継続する時間を含む少くとも十一時間の継続する時間をいう。（略）

第三条　婦人は年令にかかわらず、同一の家に属する者のみを使用する企業を除いて、公私一切の工業的企業またはその各分科において夜間これを使用することができない。

今日アジアの多くの国で女性の夜間労働は法律上では禁止されている。

ところが、女性の夜間労働禁止は労働者の保護を決める法律の条項の中でも一番論争的となってきた。アジアの多くの国々で企業家からの強い反対が見られた。

企　発展途上国では、豊富で安い女性の労働力を使うしか国際的な競争に勝つ方法はないんですよ。

女　日本で最初の工場法が制定された時（一九一一年）も、企業家の猛反対で一五年も施行が遅れたのよ。

夜間労働の禁止には、例外規定がついている場合が多い。たとえば日本のかにやいわしの缶詰工場の第一工程、バングラデシュ・インド・パキスタンの魚類缶詰工場での魚の保存作業、スリランカの長期滞在者向けホテルの受付など、手先の器用さが要求されたり、性質、環境、位置からして女性の方が適当と思われる職場が例外とされている。こうして二四時間継続して機械を動かし、労働者が交替制で働くことが、事実上多くの分野で行われている。

夜間労働として禁止の対象になる時間帯も国によって、また業種によって異っている。インドネシアやスリランカでは、午後六時から午前六時までとされ、フィリピンの商業や非製造業では、午前〇時から六時までである。多くの場合、労働行政機関が法律で定める時間帯を縮小できる権限を与えられている。

さらに、労働政策の上で女性の夜間労働禁止を撤廃しようとする傾向が最近目立っている。

スリランカでは……

女　女性を夜間労働から保護している法律は、ＩＬＯ条約八九号の他、「店舗および事務所雇用法」と「女子・年少者・児童雇用法」の二つがあるのよ。

ところが、一九七九年にスリランカ政府は主な労働組合に回覧状をまわした。それには、「輸出加工区内の企業では女性を夜間にも就業させることを望んでいます。ところで、ＩＬＯ条約によって女性の夜間労働は禁止されているが、それが女性を差別することになっていることは周知のことであります。」と書かれていた。政府の意図はＩＬＯ条約八九号の撤廃だけでなく、他の二つの国内法も破棄することのようである。

（**注**・スリランカでは一九八一年にＩＬＯ第八九号条約を撤廃し、女性の夜間労働禁止が解除された。）

女　私たちは何の保護もないまま、低い賃金で時間外労働や夜間労働を強制されているのよ。

多くの労働組合から反対の声が上り、女子労働者を夜間にも働かせて利益を上げようとする企業家を政府は告発するべきだという意見が強かった。もしILO条約八九号と他の国内法を撤廃したら、次のような結果が考えられる。

一、製造業では若い未婚女性だけを雇用する。

二、現在二交替制を実施している工場で三交替制を導入する。

三、男女を問わず、一定の年令制限を越えたら解雇される。

四、職場と家庭の責任で負担の大きい女性をさらに苦しめる。

五、夜間労働に従事する女性に対する性的搾取。

マレーシアでは七七年に雇用法が修正され、三四条には次のように書かれている。

「女子労働者は工業・農業を問わず、夜十時から朝五時の間に作業に従事してはならない。……ただし雇用主は上記の制約からの免除を願い出ることができる。」

女　雇用主が夜間労働のために交通手段を確保するか交通費を支給すれば、簡単に許可がおりるのよ。

電子産業や繊維産業で働く女子労働者は、こうして夜十時から朝六時までの深夜業を四週間毎に二週間続けることになった。

女子労働者は夜間シフトの時の眠気ざましによくエンフェタミンを飲むので、夜間の労働災害が多くなる（エンフェタミンは大衆的なビタミン剤などに入れられてどこでも容易に手に入る）。

数年前、ILOが指名した二人の労働衛生専門家が夜間労働の生理学的、心理学的、医学的な意味と家族生活・社会生活への影響を調査した。J・カーペンター氏「夜間労働による過労は不規則な食事時間、薬の服用を伴なって事態をさらに悪化させています。夜間労働は人間の体の自然のリズムを狂わせるものです。夜勤者の睡眠時間は平均二時間短く、眠りも浅いのです。」

P・カザミアン氏「多くの女性は深夜業を終えてから家事をして午後睡眠をとることになります。家庭生活のリズムがこわされ、神経障害の原因にもなります。」

夜間労働の危険は、労働者の年令と勤続年数に比例して大きくなる！

一九八三年三月、国連の評議員会でつぎのように証言した。

M・ムーア・エド博士「三交替制で働いている労働者は事故を起しやすく、ストレスやその他の問題に苦しんでいます。」

議長A・ゴア氏「体のリズムに関する調査からすると、多くの会社が間違った方法で三交替制を実施しています。」

とにかく人間の身体は機械とは違って、昼夜を問わず働けるわけではない。日の出から日没まで働くときに一番よく機能できるように私たちの体は造られている。

女　技術面や経済面からいって夜間労働がどれ程必要だとしても、その問題点の方がずっと深刻なんです。だから夜間労働を減らすことが、私たちの最低限の要求なんです！

韓国・貧困層の女性に関する研究 (2)

働きづくめで過労と栄養失調

七七%が月額五万ウォン（一万七〇〇〇円）という低賃金だが、母親達は朝から晩まで全力投球で働く。その幾つかを紹介しよう。

行商・露店販売：食料品（のり巻き、餅、果物など）や装身具を戸板にのせ売り歩くか露店に坐って販売する。一日中人波と車輌と埃に苦しめられながら得るお金は、やっと〝おかず代〟程度である。店を出した通りが、浄化作業院の取締りにひっかかり、罰金でも取られたら、その日の苦労は水の泡である。

単純労働：工事場での土運び、雑役、植物園の除草、車磨き、ごみ集積所での選別作業。このような仕事でも長期的に保障されることはなく、また過労に栄養失調が重なり、病弱な体で肉体労働は長くつづけられない。

少しでも収入を増やすため娘を派出婦、清掃婦として働かせようとするが、提出書類を整えることが難しい。読み書きできる者が少ないこと、保証人二人の身元保証書（保証人は家が持家であり一定額以上の納税者）が得られないためである。

どのような労働条件であれ、勤め口さえあれば働きたいという貧困の中で、男女の差別賃金など問題にさえなりえない。学歴もなく技術もない貧しい母親達の集散地こそ、安い労賃の貯蔵庫だといえる。

事例　車磨きの主婦の一日

年齢　32才　小学中退
家族　夫（35才　中学中退　運転手）　子供　娘四人（学生）
住居　四坪（一部屋）

子供達に高等教育を受けさせること、一括払いできる家賃を貯めること（訳註・韓国の借家には二種あり、日本と同様毎月家賃を払う方法と入居時に一括して払う方法とがある）が共稼ぎの目的である。一日一〇〜二〇台磨いて普通四千ウォン稼ぐ。運転手の食事時間に合せ一〇〜一五分で磨く。運転手が払う三〇〇〜五〇〇ウォンのチップが収入である。洗浄費は普通八〇〇〜一〇〇〇ウォンなので、運転手にとっても車磨き女性に頼むと得なのだ。必要な道具は一切自分で買わなければならないし、業者に水の代金を毎日三〇〇ウォンずつ支払う。夜一二時から明け方五時半迄磨く人もおり、お金が欲しい時は二四時間働く時もある。このように気が狂うほど働いてもお金を貯えることができない。学費と部屋代が高くなり、誰かが病むとお金はむなしく消えていく。それにこのような骨の折れる仕事を休日もなしに続けることは若い時には可能だが年をとったら出来ない。

全身が布切れになったように感じ土の中に体がめり込んでしまうように思われるその時から、夕食を作り洗濯し水を汲むというような家事が始まる。お腹がすいても夕食の箸をもち上げる力もない。そのまま倒れるように眠ってしまいたい。

次に、内職についてみてみる。一カ月平均五日仕事をする人が三二名（七二%）で大部分を占め、二五日以上仕事をする人はやっと七名にすぎない。内職の種類では手工業に従事する人が最も多い。具体的には、

セーターの模様編み：一個編むのに九〇分かかり労賃は一七〇ウォン。一日中熱心に編めば一〇〇〇ウォンになる。何カ月かすると肩が痛み目もかすみひどく疲れる。こんな仕事でも継続してあれば続けるしかない。

ゴルフボールの仕立て：一個につき七五ウォン。狭い部屋でボールを転がしながらするので、子ども達を外に出した上で一日中熱心にやれば一五〇〇ウォンになる。

身体検査用封筒折り：終日身をかがめ紙で手先を痛めながら五〇〇〇枚折って一五〇〇ウォン。

あまりに安い内職賃金なので、自嘲的にヨーグルト（一〇〇ウォン）稼ぎ、ひまつぶし稼ぎなどと呼び、自分達自身これらの仕事を労働とみなしていない。

（つづく）

内職による収入（1カ月当り）

金額	人数	比率(%)
10,000ウォン	7	15.9
12,000	1	2.3
15,000	11	25.0
20,000	4	9.1
25,000	3	6.8
30,000	8	18.1
45,000	5	11.4
60,000 〜	5	11.4
計	44	100.0

内職内容

種類	人数	比率(%)
手工業	30	68.2
食料品	4	9.1
装飾品	1	2.3
封筒貼り	5	11.3
その他	4	9.1
計	44	100.0

ヨーロッパ労組女性活動者会議

6月23日〜27日・ベルギー

女性労働のパート化すすむ

六月二十三日〜二十七日、ベルギーで開催された「ヨーロッパ労働組合女性活動者会議」に参加した。世界教会協議会都市農村宣教委員会ヨーロッパグループの主催によるもので、八四年に続いて二度目の女性会議である。参加者は、イギリス、西ドイツ、フランス、オーストリア、オランダ、ベルギーの六カ国から一五名であった。少人数ながら、英、仏、独の三カ国語の同時通訳で会議はスムーズに運営された。

今回はヨーロッパだけでなく、アジアやラテン・アメリカの第三世界の女性たちの状況を知りたいということで、ゲストの一人として招待された。ラテン・アメリカの女性は、ちょうど組合のストライキと重なり参加できなかったので、私はその分たっぷりと時間を与えられ、スライド（フィリピン繊維女子労働者の闘い）の上映と英文レポートの報告をした。アジアの女子労働者の状況については、皆熱心に聞いてくれたが、参加者がもっとも興味を示したのは、日本の女子労働者の問題についてであった。現在、ヨーロッパの女性がかかえている問題と共通していることと、最近、ヨーロッパ各国でも、日本の労使関係や労働者の働きぶりに見習えということを、経営者がよく口にするのだという。

この会議で出されたヨーロッパの女性たちの問題を大きくわけると二つある。一つは、女性の労働が、パートタイマーを中心としてたいへん低い賃金でかつ不安定であること。その理由は、女性の家庭責任の重さと社会的条件の不整備、たとえば保育所の不足などがある。また、最近の技術革新によるコンピュータ化の進展が、女性のパート化と新しい形の内職（在宅勤務）を増大させているとの指摘もあった。一九六〇年代後半からパートタイマーの女性がふえており、景気の変動に合わせて賃金保障なしの時短が強制され、パート労働者の収入と雇用を不安定にしていること、それが労働者の組織率に大きく影響しているということは、各国とも共通していた。が、日本のように長時間働いても〝パートタイマー〟という名であらゆる条件が不利というところはなかった。

西独では日本の派遣労働者と似た新しい雇用形態で、たとえば一カ月一五時間という労働時間のみ決まっていて、自宅で仕事の依頼を待つというシステムが登場したという。その場合、仕事がなくても一五時間分の最低保障はされるが、終日電話の前を離れることはできない。

もう一つは、ヨーロッパ各国ですでに立法化されている「男女雇用平等法」の実効性についてである。

オランダのリアは二六才。鉄鋼所でフォークリフトの操作をし、男子と同じ仕事をしているが、深夜勤はさすがにきつく、こういう勤務形態では男子と同じ仕事を続けるのはムリだと言う。イギリスのアンは三人の子供の母親で、病院のヘルパーとしてパートで働いている。「結局、女性がやれる仕事はきまっている。職業訓練や再教育制度が伴なわなければ女性の地位は上がらない」とくり返し主張した。

昼食後の語らいのひととき

ＥＣ（ヨーロッパ共同体）加盟国は、七五年のＥＣ「男女同一賃金指令」と七六年の「均等処遇指令」に従う義務を負い、さらにそれを実質的なものにするために「積極的活動」という措置を行うよう奨励されている。私たちはブリュッセルにあるＥＣ本部を訪れ、コミッションで働く女性スタッフとこの問題について話し合った。彼女は「保護と平等」の問題について、「保護の撤廃を平等の条件にすべきではない。平等の達成が先決で、その上でさらに保護が必要であれば、男女を問わず拡大していくべきだ」と述べた。ヨーロッパ諸国は深刻な経済危機の下で失業率が高く、将来の生活に対する不安も大きい。しかし、もともと人々の暮らしは質素で落ち着きがあり、物よりも生活そのものを楽しむ精神的ゆとりがあるように感じられた。

国際連帯の輪を、また一歩広げるために協力しようと約束し合って会は閉じられた。

（広木道子）

〈事務局日誌〉

7月4日　NCC－URM幹事会・名古屋（山野）
7月7日　第8回運営委員会
7月7日～17日　CCA神学研究会・韓国（山野）
7月18日　日本企業の海外進出を問う集い
7月21日　翻訳グループ学習会
7月30日　7月定例事務局会議
7月31日　「アジアの仲間」第13号発送
8月3日～9日　京葉教育文化センタースタディーツアー参加・フィリピン（広木）
8月23日～26日　平和のための開発とその行動戦略をめぐる社会福祉関係大学連合国際会議・東京（塩沢）
8月27日～30日　ソーシャルワーカー国際シンポジウム（塩沢）
8月28日　翻訳グループ一日合宿
8月31日～9月4日　国際社会福祉会議（塩沢）
9月3日　入間地区公民館連絡協議会女子職員研修会講演
9月5日～6日　アジアに関わるNGO中堅スタッフ研修会・名古屋（塩沢）
9月6日　ONE WORLD WORKSHOP・横浜（広木）
9月8日～13日　香港社会福祉関係者スタディーツアーグループ滞日受入れ
9月9日　9月定例事務局会議
9月14日～17日　CAW及びCA－URMスタッフとの懇談・香港（塩沢、山野）
9月22日　翻訳グループ学習会
9月22日～23日　日本基督教団西中国教区セミナー・広島（塩沢）
9月24日　東京電力南横浜火力発電所見学会（センター一同）
9月27日　日本クリスチャン・アカデミー「話しあいの集い」講演・大磯（塩沢）

お知らせ

「アジアの仲間」一二号で予告しました講演会（十二月上旬予定）は、都合により来年三月に延期します。

図書紹介

森崎和江著『こだまひびく山河の中へ』

副題に「韓国紀行八五年春」とある。著者は、当時日本の植民地であった朝鮮で生れ、女学校卒業迄をその地で過している。この韓国紀行は、「植民地朝鮮の一番おいしいところを、たっぷり吸いこんで心も目もうるおった」著者の韓国への謝罪と御礼の旅である。侵略した地で充足した生成感を与えられたことにこだわりつづける著者の視点は、日本が朝鮮で何をしたかを明確に語り、責任を明らかにしている。

この本のもう一つの柱は、庶民、特に女性の暮らしぶりを描いていることである。小さな工場の従業員を集め学校教育をしているバイブルクラスの教師、大企業の女子労働者、市場で働く女たち、団地に住む主婦たちと地域組織、政府が実施した主婦社員制度の第一回採用者の経験、その他実に多くの庶民の生活が語られ、彼女たちを描く著者の温かい細やかな目が、隣国を肌に近いものに感じさせる。

（朝日新聞社・一三〇〇円）

タイの日系企業　争議解決へ

親愛なる友人の皆さん

タイ衣料とタイ衣料ガーメンツの女子労働者の闘い（「アジアの仲間」第一三号参照）に対し、支援の手紙をお送りいただきありがとうございました。

両社に働く労働者は四〇日間にわたりストライキを続けてきましたが、メーデーの日に一応くぎりをつけました。スト開始以来、会社側の労使交渉拒否が続いておりましたが、労働者はデモ行進をして労働省の長官に問題解決を要請し、ようやく一〇時間に及ぶ労使交渉が持たれました。その結果、会社はタイ衣料ガーメンツの労働者の雇用契約を一年延長すること、タイ衣料労働者の生活手当を月額二三バーツ（〇・八八米ドル）引き上げることを約束し、労働者は仕事に戻ることに同意しました。闘いは一時的には終わりましたが、問題が解決したわけではありません。臨時雇い労働者の正規採用は実現できず、闘いは今後に残されました。しかし私たちは、労働者の国際的支援が政府や政党を問題解決の方向へ動かすのに有効であるということを学びました。今後もご支援をよろしくお願いします。

（タイAWSLのニュースレター第六号、一九八六年八月発行より）

あとがき

このところ、さまざまな分野で活動しているフィリピンの人たちが相ついで来日し、民間レベルでの日比交流が活発に行なわれている。アカデミックな人々、革命家と呼ばれる人々、演劇などの文化活動にとりくんでいる人々。そしてまもなく、アキノ大統領が来日する。これに先立ち、比政府は、輸出入銀行からの融資を含め合計二六〇〇億円の対日援助を求めていると伝えられている。

先日、当センターを訪れたジュリエッタ・シソン女史（フィリピン人民党執行委・国際部長）は、私たちへの要望として「日本からの援助が政府間だけでなく、直接民間の運動団体に行くようにしてほしい。ほんとうにフィリピンの民衆に役に立つ援助のあり方をぜひ考えてほしい」と力説していかれた。民間レベルの交流が、こういう形で実ることを期待したい。（H）

女子労働者通信　第15号

アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター
〒160 東京都新宿区西早稲田
2-3-18-34
発行人代表者　塩沢美代子
編集責任者　広木道子
電話 03-202-4993
郵便振替 東京0-70086

とどけ、韓国へ
性拷問に怒りの声

前号一面でお知らせした韓国の性拷問事件について、精力的に抗議署名運動に取り組んで下さった全国の会員の皆様の御努力によって、これまで当センターに一〇一六名分の署名と一二万三〇〇円のカンパが寄せられました（一月十六日現在）。熱意溢れる御協力を本当に有難うございました。この署名とカンパの一部をなるべく早い機会に、韓国の民主化のために闘っている女性団体に届け、残りのカンパは当面の活動（通信費、資料作成その他）のために使わせていただきたいと思います。

公文書偽造で訴えられた権仁淑さんの裁判は、八六年十月から仁川地裁で始まりました。検察による三年の懲役の求刑に対して、一年半の懲役という判決が下され、現在ソウル高裁に控訴中です。

権さんは最終陳述の中で、涙ながらにも力強く、次のように述べています。

「今もどこかで、正しい世の中をつくるために骨身を削るような苦しみに打ち勝って生きている仲間たちの生き方が、私には何よりも大きな励ましでした。彼らがいなかったら、私は頑張り通すことができなかったでしょう。……結局、いくら踏みにじられても、私たちは生きており、挫けません。自分の家族でも親戚でもないのに、不義を見逃さず一緒に怒り、互いに愛し、関心を寄せ、健全な美しい国を建設するために、清い心をもって私たちは生きているということに、私は喜びを覚えました。」

他方、性拷問の加害者である元刑事文貴童を「性拷問暴行苛酷行為」で訴えている弁護団の告訴は、地裁でも高裁でも却下され、現在大法院に裁定を申請中。さらに、権さんは弁護団を通して、ソウル地裁に国家を相手に慰謝料請求訴訟を起こしています。

日本国内では昨年十月、十一月に抗議の集会とデモを行い、ささやかながら女性を中心とした連帯の動きが育っています。今後もこの活動を進め、韓国で民主化のために日夜苦闘している諸団体と積極的な連携を作ることをめざしていきます。八六年秋のアジア大会以降、韓国の憲法改正をめぐる政治的緊張は一段と厳しくなっています。労働団体や民主団体に解散命令を出し、弾圧を強化して権力に固執している現政権への民衆の抵抗が大きなうねりとなって拡がっています。この中で無数の勇気ある女性たちが、権仁淑さんに続いて、歴史の流れを動かす力になっています。

〈シンポジウム〉

日本の〝豊かさ〟を支える
アジアの女性たち

日時　一九八七年三月十四日（土）
午後二時～五時

場所　日本キリスト教会館四階（新宿区西早稲田二－三－一八）

内容☆スライド「フィリピンの女子労働者はいま（原題・胸を張って立て）」
☆シンポジウム
(1)「マレーシアの自由貿易地域の女子労働者」
報告　チャン・チュン・ミン氏（ペナン労働者教育センター）
(2)「アジアからの出稼ぎ女性」
報告　大島静子氏（女性の家・HELPディレクター）
(3)　会場からの発言

参加費　五〇〇円

昨年十二月に予定していたシンポジウム（アジアの女性との交流集会）を右のように実施することになりました。皆さまお誘い合わせの上、ぜひご参加下さい。

〔海外短信〕

韓国で女性就業平等法
政府・与党が法案発表

政府と民正党は、女性の社会的地位を高め、就業、昇進等において男女差別を縮小するなど女性に対する平等な雇用機会を保障するため、女性就業平等法（仮称）を制定することにした。

協議中の女性就業平等法案によると、民間企業などの各種職場に根をおろしている男女差別慣行と制度を是正し、女性に平等な雇用機会を提供するため、各職場は募集、採用、配置及び昇進などにおいて男女差別の解消を義務化することになる。また、定年退職、解雇、教育訓練、福利厚生面においても女性に対する差別が禁止されることになる。

これとともに、女性保護を目的とした女子管理職及び専門職の時間外勤務や休日勤務に対する規制措置を撤廃し、政府関係機関または地方自治団体などに「女性就業平等調整委員会」などを設置することになる。

政府と与党は、また男性優遇、女性差別募集広告を禁止し、女性採用において婚姻関係の有無、年令、自宅通勤条件などを採用条件から外させる方針である。

また、社員配置においても特殊業務や営業など特定職務を男子だけに限定することや、女性社員の結婚や年令に基づく配置変更を禁止し、一方、管理職及び重役への昇進の機会とその試験資格も男女とも公平に与えるということである。（「海外労働時報」No.一一六）

もう黙ってはいられない
台湾でバス車掌の闘い

一九八三年以来、台湾三重客運（サンチュン）バス会社は、ワンマンバス政策を採用するため、二〇〇人以上の女性車掌を削減してきた。会社は、車掌を遠い辺ぴな所に転勤させたり、違う職種に変えたり、無理な就業時間を割りあてたりして削減された車掌達に退職手当を支払わなかった。なぜなら、車掌たちの多くが母親労働者であって、新しい仕事と就業時間に適応するのが難しく、結局「自ら」仕事をやめてしまったからだ。

昨年六月、二二人の女性車掌達が再び遠隔地に配転させられ、清掃員として働かされた。彼女たちは車掌として働いていたときと同じ給料の保障を要求し、強制配転と労働者の仕事内容や職場環境を変更する会社の権利に挑戦しようとしたとき、経営者に口汚くののしられた。

彼女たちは、集団で一斉に退職することと、退職手当を要求して闘うことを決意した。「私はこれ以上会社の言いなりになれなかったのです。彼らにこんなことをするどんな権利があるというのでしょう。私は何も間違っていません。彼らのほんとうの意図は、退職手当を出さずに私たちを首にすることなのです……。」

二二名の車掌は、自分達の組織をつくり、法的な援助を求め、バス会社に対して圧力をかけた。結局、会社は請求額の八〇％相当分の退職手当を支払うことに同意した。「満額かちとれなかったことは残念です。でも私たちは、お金のために闘ったのでなく、法的・社会的な権利のために、そして、すべての労働者のために闘ったのです。」（CAWニュースレター・一九八六年九月）

ボパールのガスもれ事故
女性にもたらされた悲劇

一九八四年十二月、インドのボパールで米国系ユニオンカーバイド社がガスもれ事故をおこしてから二年が経過した。これによって二五〇〇人が死亡し、二〇万人が障害を受け、その多くがいまだに火傷や幻覚症状、手足の痛みなどで苦しんでいる。たくさんの女性が生理不順や流産や不妊に悩まされてきた。

ボパールの女性にとって、悲劇は彼女たちの生活全般にわたって続いている。健康が破壊され、労働能力を失なったほかに、女性の出産能力を傷つけられたことは、彼女たちの生涯を通して抑圧的な社会的条件をもっと悪くした。

ラクシバイは二人の娘と一人の息子の母親であったが、息子は例のガスもれ事故で死んだ。彼女は避妊リングを入れていたが、今ではそれをとりはずそうと考えている。なぜなら、夫が、息子がほしいので再婚すると脅迫するからである。

オムヴァティには三人の娘がいる。ガスの影響を受けた女性とは誰も結婚したがらないので、彼女はいま娘たちのことを心配している。娘の一人は三度も婚約したが、その都度、男性の側からそれを破棄された。理由は、その娘が毒ガスにさらされているので病気にならない保障はないというのだ。

夫の再婚や妻の離縁はそれほどめずらしいことではない。大災害の後、結局は女性がもっともひどい犠牲者となった。（同一九八六年十二月）

「電子技術と女子労働者」

国際会議に参加して

山田和子（大阪）

昨年十月、フィリピンのマニラ市で開催された「電子技術―女子労働者の生活に与える影響」という国際会議に参加しました。この会議は欧米諸国とアジアの女性たちが協力して開いたものですが、アジアからはとくに、多国籍電子企業に働く女子労働者が集まりました。私は大手電機会社A社で、二人の子供を育てながらずっと働いてきました。A社だけでも海外に三〇以上の工場や事務所を持っていると聞いていますが、残念ながらアジアのどの国からも、日系企業で働いているという人は参加していませんでした。

今、会社は、円高を口実にして、〝企業が生き残るには、一円でもコストの安いところに進出するんだ〟と言って、東南アジアなどに工場を移しています。以前から「アジアの仲間」を読んで、劣悪で過酷なアジアの女子労働者の状況を知り、同じ働く仲間として胸を痛めると同時に、自分たちの問題だと思いはじめていましたので、参加できてほんとうにうれしかったです。

マニラに着いた時は夜の十時を過ぎていましたが、迎えてくれたフィリピンの女性が明かるくてきびきびしているのでホッとし、思わず見とれてしまいました。翌日会議で顔を合わせたマレーシア、タイ、インドネシア、香港などの仲間の暖い目と笑顔の美しさに、またびっくりしました。彼女たちの中には、会議に出席するのも命がけという人もいるのです。マレーシアでは、日本の戦前の治安維持法と同じような法律で、あらゆる活動がチェックされ、逮捕や拷問は日常茶飯事だということでした。とくに電子産業の女子労働者は、組合結成が認められていません。それは電子産業のほとんどが外資系企業なので、そこで労働運動が起こると外資導入政策がうまくいかなくなるからだそうです。そういう中でも、女子労働者はねばり強い活動を続けています。

世界各国から参加した女子労働者

東南アジアの各国では、女性も深夜を含む三交替で働いています。週六日間フル稼動に加えて休日出勤も強制され、月二回しか休みがない（フィリピン）という状況でした。とくに電子産業の職場では、ICやトランジスターなどの微細な線のハンダづけ作業等、顕微鏡をのぞいての作業が多く、しかも深夜に働くのです。ストレスや疲労による疾病が多いということでした。マレーシアの電子工場では、女子労働者が仕事中に突然集団ヒステリー状態に陥り、監督は彼女たちを工場から引っぱり出して一日仕事を休ませるそうです。

フィリピンのIC工場で働いていた女子労働者がガンで若い命を落としたという報告がありましたが（「アジアの仲間」二号参照）、有害物質の防止装置もなく安全基準もゆるいようでした。「会社に診療所があるけど、どんな病気にもアスピリンをくれるだけ。でも、私たち組合がそれを改めさせました」とフィリピンの女性が話してくれました。

それにしても、「電子産業はクリーンな仕事というけれど、化学産業、薬づけ産業だ」と強調したのは、アジアではなくアメリカの女性でした。カリフォルニア州のシリコンバレーという電子産業の地域で、弁護士をしている女性ですが、ビデオを使って、アメリカのIC産業の女性がどんなひどい状態にあるかを熱心に訴えていました。アジアの国々に同じ問題がないはずはないのに、ほとんど具体的な実態が出されなかったのがむしろ不思議でした。日本でも聞いたことがありませんが、実態を調べる必要がありそうです。

多国籍企業の本国と進出先の国々の双方から代表が集まったので、世界の女性たちが、それぞれどういう役割を担わされているかがわかったような気がします。多国籍企業の海外進出の条件、それを受け入れる国の政治的・経済的条件も明らかにされました。この会議に参加した誰もがお互いの情報交換と連帯を求めていました。アジアの仲間たちと起居をともにし、心の底から「私もがんばるぞ」と思いました。

女子労働者に正当な権利を！

――アジアの女子労働者と労働法――

第五章　出産休暇

女　女子労働者
企　企業家

一九七〇年代後半以降アジア諸国では、女子労働者数が急速に増加してきた。これらの国では、とくに母性保護に関して、出産休暇と産休中の手当の諸条件を、法律的に規定するようになった。それは女子労働者が結婚後も健康で働き続けるために必要なことである。パキスタン、インド、スリランカ、マレーシア、フィリピン、シンガポールなどの国々では、産休中およびその前後の期間の解雇を法律で禁止している。各国の状況を詳しく見てみよう。

スリランカでは、産前二週、産後四週計四二日間の産休が認められ、三六日分の賃金が支払われる（四二日間には週末、公休日を含む）。

託児所のある所では、労働時間内に一日二回、最低各三〇分間の授乳時間を認めなければならない。

インドでは、一九四八年制定の被雇用者保険法と六一年制定の母性手当法で、最高一二ケ月分の手当を認め、妊娠中や産休中に解雇することを禁止している。ただしこの法律が適用されるには、資格や職業が限定されているので、実際大多数の女性は、このような保護を受けられない。

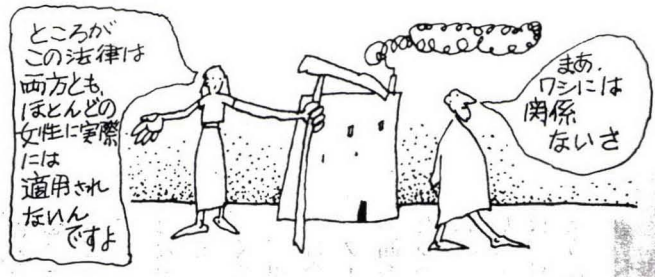

日本では、産休中および産休後三〇日間の女性の解雇を法律で禁止し、産前六週・産後六週の産休を認めている。ところが労働基準法六五条では、本人が望み、医師の証明書を提出すれば、産後五週間で働き始めることを許可している。これはＩＬＯ条約一〇三号の三項に違反している。（注1）

企　「産後五週間で仕事に戻りたいといっているのは本人なんですよ。ヒヒヒ……。」

タイでは三〇日間の病気休暇に加え六〇日間の産休をとることができる。一八〇日間以上の勤続の場合は、そのうち三〇日分までの手当を受けることができる。さらに六〇日たっても職場に復帰できない場合はあと三〇日間の無給休暇をとることができる。

ところが待遇には職場によって大きな格差がある。公務員には三〇日の病休、年間一〇日の有給休暇の他に有給の産休四五日が保障されている。民間大企業の労働者は四五～六〇日の有給の産休を享受している。

タイの女子および児童労働に関する報告書によると、製造業に従事する女子労働者の大部分は、出産前に自発的に職場を去り、六ケ月～一年後に以前の職場に戻る時は、もう一度最低賃金で働き始めている。

企　シーッ、彼女達は自分達の権利も制度の仕組みも知らないんだ。

フィリピン共和国法六七九号では、一九五二年から七四年の間、母性保護条項を次のように定めていた。

㈠、産前六週・産後八週の産休期間中、平均週給の六〇％以上を産休手当として支払う。

㈡、授乳中の母親に、一日二回最低一時間の授乳時間を認める。

㈢、従業員に一五名以上の既婚女性がいる場合は、雇用者は看護婦か保母の管理の下に二才以下の子供のための保育設備を設ける。

女　ところがこの法律は女子労働者には実質的に役に立たなかったんです。

企　ハハハ、既婚女子労働者数を一五人以下におさえておけば、保育施設を作らないですむんだ。

女性の雇用に関する規定を改正した大統領令一四八号を含めた新労働法が七四年十一月一日に施行された。それによると、有給の産休二四週（産前六週・産後八週）を六週（産前二週・産後四週）に短縮し、産休手当を平均週給の六〇％から全額支給に増額すると規定している。さらに有給の産休を女性従業員一人につき四回までとし、保育設備設置の必要性を判断するのは、労働省の裁量に委ねられることになった。

一九七九年に大統領令第一二〇二号として施行された新労働法で、母性手当は社会保障制度に組み込まれることになった。それによると、女子労働者自身が出産に先立つ期間に少くとも三ケ月間分担金を支払えば、四五日間の産休中に平均実質日給の一〇〇％を受給できる。

旧法との相違として注目しなければならないのは、㈠産休日数の削減（一四週→四五日）、㈡産休取得回数の制限（無制限→四回）、㈢産休取得資格のための勤続期間の延長、㈣産休手当の財源の変更（事業所→社会保険料）などの点である。

女　以前は手当が会社から支給され、労働者が負担するなんていうことはなかったのよ。

企　そう、そのとおり。もうわしは何も払わなくていいんだ。

このように手当を受ける資格を取得するために必要な勤続期間を延長して、実質的に手当を受けにくくする動きは、フィリピンだけでなく、他のアジア諸国でも行われている。

香港では無給の産休を有給にするための闘いが七八年から八一年まで幅広く進められた。七八年にある女性グループが行った調査によって、妊娠中の女子労働者の九六・一％が産休をとる資格について何も自覚していないことが分った。

女　自覚している人達だって、なかなか権利を主張できないのよね、仕事を失ってしまうのがこわくて。

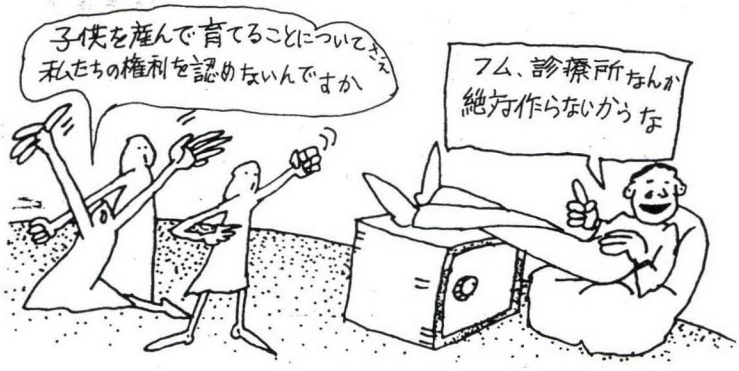

その調査の結果多くの労働団体、女性団体、教会関係団体などが共同で産休の有給化のために立ち上った。切実な要求項目を盛り込んで請願を提出し、粘り強い運動をした結果、八一年四月、出産休暇法が成立した。それによって、四〇週以上同一事業所で雇用されている女子労働者には、産前四週・産後六週の休暇に、通常賃金の三分の二が保障されることになった。

ところが実際の運用面で、企業家は多くの抜け穴を利用して産休手当の支給を逃がれている。同法施行後一年間に合計四〇人の女子労働者が、不当な待遇を受けたことを労働団体に訴えている。（注2）

＊　＊

注1　雇用機会均等法の成立に伴って改定された労働基準法の母性保護規定で、日本の産休は産前六週、産後八週とされ、産後少くとも六週は働き始めることはできないことになった。

注2　香港では、産休期間を短縮しようとする企業家に対し、八六年労働団体と女性団体が共同闘争委員会を結成した。母性保護規定の完全実施と女性自身の意識の向上をめざして産休問題一一〇番、アンケート調査、宣伝活動などを行っている。

韓国・貧困層の女性に関する研究 (3)

夫に従い、子どもに期待して

夫に十分な収入がなく栄養失調の体を酷使して働き、病気でも医者にかかれず、狭い部屋しか借りられず、それでもなお借金に追われるという状況の中で結婚生活、子供たちへの期待、社会への関わりはどうなっているだろうか。

結婚生活に満足か不満足かの問いには、半分の者が満足と答えているが、経済的窮乏のために結婚生活がいつも悲しく心細く不安であると答えている女性が八一%あり、〝満足〟の中味が決して積極的なものではないことを示している。結婚生活の中で最も嬉しかったことは、長男を産んだ時四〇%、夫や子供が就職した時一〇%、嬉しいことがないと答えた女性も二一%いる。悲しかったことは、夫の失業、暴力、浮気など夫に原因のあるものが四九%、病気の子供を医者に診せられなかった、出産費用が払えず退院できなかった、長男の中学入学金がなかったなど経済的困難を挙げたものが三二%などとなっている。

学歴も技能も縁故ももたない貧しい人々が、子供にかける期待は大きく、四七%が家計上の犠牲を覚悟で上級学校への進学を熱望している（借金の理由の第二番目が学資金準備である）。男の子への期待が殊に高く、息子の最終学歴を高卒でよいとするのが六%（娘の場合二一%）であるのに対し、大学卒を期待する人は五八%（同三四%）にもなっている。しかし現実の進学状況はかなり厳しく、大学に入れた者は極く少数である。（表参照）。

老後は誰の世話になるかという質問に対し、息子と住みたいが三〇%に比べ娘と住みたいはたった一%である。息子が未だに心理的「社会保障」の役割をしているようだ。しかし独立して暮したいという母親が四五%、子供の意志に従うとするのが一五%あり、子供に依存することから脱け出る傾向にある。社会の核家族化の趨勢に影響されたものであり、また息子への期待が現実には果たせないことを母親達が感じている結果であろう。どんなに上級学校へ進学させようと願っても、衣食住で精一杯の家計では「勉強しなさい」という言葉以上のものを与えることはできず、狭い空間と喧騒の中で子供達は勉学の場から脱落していき、母親の嘆きとなるのである。

子供達の進学実態

学歴	実数	%
未就学	146	38.8
小学在	87	23.2
小学卒	11	2.9
中学在	44	11.7
中学卒	16	4.3
高校在	32	8.5
高校卒	29	7.7
大学在	9	2.4
無回答	2	0.5
計	376	100.0

伝統的な女性倫理についてどう思っているだろうか。女は、幼時は父、嫁しては夫、老いては息子に従えという三従の教えに対し、反対三七%、賛成六二%で、未だに夫への依存と服従を婦徳として守っていることがわかった。しかし、夫が直系の長男であるのに男の子がない場合、夫が妾をもつことについては、反対六七%、賛成一八%となっており、夫に結婚への誠実性を強く求めていることがわかる（十年前のある調査では賛成する者が五〇%であった）。

社会的関心はどうであろうか。政府の不当な仕打ちに対し黙認するのが賢明である、という意見に対し、同意した者一二%、反対した者七八%となっている。これは、この地域が政府の貧民対策として強制撤去の対象となったことに対し、粘り強い反対闘争を展開し自分達の住む場所を守ってきたという経験から出た意見である。しかし、撤去を阻み自己を守るという次元を越え、地域社会全体の改善を図るような作業には消極的である。すなわち、地域の難しい問題は誰が解決できるか、と問うと、政府か大統領、という答が五一%を越え、私達住民二九%、解決には骨が折れる一一%、子供達五%、教会か慈善団体一%となっている。「大きい力」に頼る部分が多いが、私達住民が解決するという意志に彼らの主体性の芽生えがうかがえる。

一方、成長した子供達への期待が五%しかないことは、先に述べた子供の大学進学を希望する母の数と考え合せると、高等教育が単に個人の貧しさの克服手段としてしか考えられていないことを示している。これは韓国社会に共通している家族中心的倫理意識の表れであり、社会意識の欠如の反映である。個人の貧しさが集団的に解決され得ることを啓蒙することが必要である。（おわり）

フィリピン民衆の生活と闘い (2)

不平等な日比通商航海条約

スタディーツアーの四日目、他の仲間は農村へのホームステイにマニラから北へ向かったが、私ともう一人の女性は、日本人シスターのグループに混じってバターン半島へのバスに乗り込んだ。時々激しいスコールに遭い、雨もりのする屋根を気にしながら三時間余りの道のりであったが、この道はかつて、日本軍がフィリピン人とアメリカ人の捕虜を歩かせ何万人もの人を死に追いやった道「バターン死の行進」で知られたところである。バスの終点マリベレスが死の行進の出発点であり、そこには往時の残忍な有様を文字に刻んだ記念碑がひっそりと建っている。

そのマリベレスにバターン輸出加工区（BEPZ）がある。総面積約一六〇〇ヘクタールの敷地は、高さ二メートル程の金網で囲まれているが、その内と外、それぞれに苦悩と闘いがあった。

BEPZは日本政府の「援助」によって建設されたもので、戒厳令下の一九七四年に操業を開始した。その構想はそれより数年前に議会を通過したが、住民の激しい抵抗にあい工事着工が遅れたのだという。

この地域の漁業組合長であるカルロスさんを囲んで話を聞いた。

マリベレスとは、いわしの豊富なところという意味で、住民の大半が漁師の家族であった。漁民たちは海上でピケを張ったり、ブルドーザーの前に人間バリケードを作ったりして、建設工事を阻止しようとした。しかし、ある日漁民が海から帰ってみると、自分の家が取り壊されていた。BEPZは、漁民を強制移住させて外国資本に提供されたのである。移住先は沼地で人の住めるような所ではなかった。結局戻ってきて、BEPZの金網の外に家を建て、細々と漁業を営んでいるのである。

かつては二時間も海に出れば五〇キロくらいの魚がとれたのに、現在は一晩がかりで漁をしても、一日当たりの収入は一二ペソ程にしかならない（八六年八月時点で九六円）、政府の試算による五人家族の最低生計費の一〇分の一である。魚をとっていながら、子供たちはみな栄養不良で、小学校にも満足に行かせることができない。

マリベレスの漁村の子どもたち

魚がとれなくなった第一の理由は一九七三年に締結された日比通商航海条約である。この条約は六〇年代半ばに提案されたもののフィリピン議会で猛反対にあい、戒厳令の力でようやく批准したものである。条約では、日比双方が自由に相手国の海で漁ができるとされ、日本の大型漁船が、フィリピンの海で大量に魚をとるようになった。小舟で漁をするフィリピンの零細漁民たちが、一年かかってとる魚を、日本のトロール船は一回の投網で獲ってしまう。小舟で日本の海に行けるわけではなし、こんな不平等条約はない、とカルロスさんは重い口調で語る。

魚の量が減ったもう一つの理由はBEPZから流される工場廃液による海の汚染である。BEPZの操業開始後まもなく奇形の魚がとれたり、最近では猫や、住民の中にさえ、水俣病の様な症状が現われるようになり、住民の間に不安が広がり始めた。

話をきいているうちにあたりはすっかり暗くなった。カルロスさんは、めったに使わないというランプに灯りをともし、私たちのために大皿にアジの塩焼きとごはん、それにアサリのスープを用意してくれた。この村の子供たちがこんなごちそうにありつけるのは、一年に一回もあるだろうか。それはもう格別の味であった。だが、ときどき私たちの様子をのぞきにくる子供たちの顔を想い、隣りの真暗な部屋で突然泣き出した赤ん坊とその母親の気配を感じると、ごちそうも喉を通らなくなっていた。

カルロスさんたちは、八月末にマニラで開かれる全国漁業組合の結成大会に、この地域から代表を送るための活動にとりくんでいた。「今こそ漁民たちの団結の力で、フィリピンに豊かで美しい海をとり戻さなければ」と決意に満ちたカルロスさんの目に、ランプの光がひときわ明るく輝いた。（つづく・広木道子）

〈事務局日誌〉

10月1日　神奈川県立勤労婦人会館講演（広木）マーガレット・ケイン氏（英国）来室
10月4日　COC（内外協力会）宣教師研修会講師（山野）
10月6日　アジア教会婦人会議研修会講師（山野）板橋日韓連帯をすすめる会講演（塩沢）
10月10日～15日　電子産業と女子労働者国際会議・フィリピン（広木、山田）
10月18日　学生のためのアジア学習会（第一回）
10月20日　10月定例事務局会議　翻訳グループ学習会
10月21日　NCC-USAノーサップ氏来室
10月29日　ジュリエッタ・シソン氏（フィリピン）来室
10月31日　韓国性拷問抗議集会
11月3日～8日　CAW常任委員会会議・香港（山野）
11月10日　11月定例事務局会議
11月11日　「アジアの仲間」第14号発送
11月15日　学生学習会　韓国性拷問抗議集会・デモ
11月16日　〃アジアが未来を考える〃ちばフォーラム参加（広木）
11月17日　新潟高教組講演（塩沢）　翻訳グループ学習会
アナ・ジョシ氏（インド）ロリータ・ギンセル氏（インドネシア）来室
11月18日　東京都社会教育委員会研修会講演（塩沢）
11月21日　調布市婦人会館講演（広木）
11月29日　自治労六日町役場婦人部講演（広木）
11月30日　国際シンポジウム・上智大（塩沢）
12月1日　サワラク氏（タイ）来室
12月6日～8日　CAW会議・香港（山野）
12月14日～20日「女性・法律及び開発」アジア太平洋会議・フィリピン（塩沢）
12月15日　翻訳グループ学習会及び懇親会
12月20日　学生学習会（アジアからの留学生と交流会）
12月22日　12月定例事務局会議
12月23日　運営委員会、事務局懇親会
12月26日　仕事納め

図書紹介

タイ・子どもの村学園
『詩画集　子どもの村』

き　ら　い

わるロがきらい
うそがきらい
こごとがきらい
命令がきらい
おどしがきらい

メエム・トンバーン（13才）

「子どもには、最初から問題のある子なんていないのです。問題のある環境や、大人たちが、問題をもった子どもをつくってしまうのです。よい環境と愛情を与えてやれば、子どもは、いい方向に伸びていこうとする力を持っているものなのです。私たちは、そんな子どもたちの持っている力を信じています。」子どもの村学園々長ラチャニー・トンチャイさんの言葉です。「アジアの仲間」第一三号でご紹介したタイの子どもの詩と絵が、宇都宮市の女性たちの手によって、美しい本となって出版されました。（発行・アジアの問題を考える会　定価一〇〇〇円、送料三〇〇円。申込みは下記へ。宇都宮曽根本町一五―九　同会宛）

韓国性拷問事件資料集
「勇気ある怒りを共に」

韓国だけでなく世界中に波紋を投げかけた性拷問事件（本紙一面、第一四号参照）についての資料集。事件の背景、事実経過、弁護団による告発状をはじめ、学生団体、女性団体による怒りの声明、性拷問を糾弾して強制的に辞職させられた一公務員の良心宣言、権仁淑さんの消息、一市民の新聞への投稿と、多角的に集められたもので豊富な内容である。

発行は「韓国に心を寄せる女性の会」。同会の趣意書には、「女性が主体となる日韓連帯のための創意にあふれた運動を作り上げたい」と述べられている。

最後に「女たちから女たちへのメッセージ」として、会員一人ひとりが自分の言葉で、韓国の心やさしい人々との交わり、彼らの闘いへの想いを記している。（B六版二八頁。販価二〇〇円。申込みは当センターまで。）

あとがき

香港の空港に降り立つと、日本人観光客向けの宣伝用地図、ビラなど一式の入ったビニール袋を手渡される。買物客の購買意欲をそそるような高級品、とくに豪華な毛皮製品の広告が目の中に飛びこんでくる。

短い滞在中に会える人は限られているが、香港キリスト教工業委員会の事務所ではいつも最新のニュースと資料を提供して下さる。そこで昨年十一月に聞いたのが、毛皮加工工場で起った爆発事故。一二人が死亡、五人が重態で多数が負傷という痛ましさである。

これを機に労働団体は、工場調査の徹底と労働者自身による安全委員会の設置を要求している。

消費文明が浸透し、実利主義に傾きがちな香港の若い世代の中にも、一〇年後の中国本土への返還を意識して、本当に民意が反映される民主々義の基礎を築こうという意欲が盛り上ってきている。香港に隣接したダイヤ・ベイの原子力発電所建設計画への住民の反対運動で、一〇四万人もの署名が集まったことは、この大きな流れを示しているといえるだろう。（Y）

女子労働者通信　第16号

アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター
〒160 東京都新宿区西早稲田
2-3-18-34
発行人代表者　塩沢美代子
編集責任者　広木道子
電話 03-202-4993
郵便振替 東京0-70086

アキノ政府へ抗議のハガキを！
〃労働者弾圧を即時中止せよ〃

フィリピンのバターン輸出加工区に働く労働者の、組合活動の中心となっているアンババラ（バターン労働者同盟）からつぎのような訴えが届いています。この内容は、今のフィリピンの政治状況と、依然として困難な労働運動の現状を反映しています（八面に関連記事）。抗議のハガキを同封しましたので、ご協力下さい。

日本のみなさん

労働運動のリーダー、オラリア氏が運転手とともに殺害された事件は、今なお未解決のままです。ミンジョラの虐殺で一九人の命が奪われ、数百人が重傷を負ったのは、一月二十二日のことでした。農民たちは、真の土地改革の要求をもってアキノ大統領に会うために、マラカニアンに向かって行進していたのです。再びアキノ政権は、労働者大衆の命を犠牲にしました。

バターン輸出加工区（BEPZ）では、平和的にストライキを行なっている労働者のピケに、機動隊と軍隊の合同部隊が出動して発砲し、そのため二人が死亡し一二人が重傷を負い、そのうち二人は重態です。

私たちのストライキは、ミンジョラでバターンの農民二名が殺されたことへの抗議と労働者の要求のために、一月二十七日に始まり、約八〇〇〇人が参加しました（BEPZ労働者の半数以上）。それから五日目に、暴力的に鎮圧されたのです。私たちの要求は次の通りです。

1. 緊急生活手当を基本給にくり入れよ。
2. 月給労働者と公務員労働者の団結権を認めよ。
3. 雇用システムの見直し――請負労働者、臨時労働者を常用労働者とせよ。
4. 二五％の賃上げを実施せよ。
5. 不正住宅プロジェクト基金をやめさせ、労働者が支払った負担金を返済させよ。
6. BP一三〇や二二七などの反労働者的法令を撤回せよ（「アジアの仲間」第六号参照）。
7. 労働者に理解のある大臣を採用せよ。

これらの要求は正当で合理的なものであり、アキノ大統領自身、昨年のメーデーのとき、演説の中で約束したことなのです。私たちは、なぜアキノ政府が、ファシストたちが農民や労働者に対して行なっている行為を黙ってみているのか理解できません。大衆行動をやめさせる目的で、二度と軍隊を使わないと約束したはずなのです。

私たちは、みなさんに国際連帯行動を呼びかけます。アキノ政府に対し、私たちの要求とともにBEPZ虐殺とミンジョラ虐殺に対する抗議と賠償を要求する手紙を書いて下さい。

一九八七年二月三日

バターン労働者同盟

議長　プリモ　アンパロ

◇

シンポジウムに百名が集う

三月十四日、「日本の〃豊かさ〃を支えるアジアの女性たち」と題して開催されたシンポジウムは、約一〇〇名の参加で盛大に開かれました。マレーシアのチャンさんとHELPの大島さんの報告に参加者は熱心に耳を傾け、質問や意見も活発に出されました。報告の要約と国内交流の模様を二～五面に掲載しました。

フィリピンへのスタディー・ツアー　ご案内

八六年二月の政変で、ピープルズ・パワーのすばらしさを示してくれたフィリピン。一年経った今、人々はどんな問題を抱えているでしょうか。フィリピンの女子労働者との交流を通して、アジアの人々との連帯のあり方を考えていきます。

一、日程　八月二日～九日（予定）
二、費用　一四万円前後
三、募集人員　一〇名（今回は女性のみ・定員になり次第〆切ります）。

詳細は事務局へお問合せ下さい。

〈チャン・チュンミンさんの報告〉

自由貿易地域で働く
マレーシアの女子労働者

自由貿易地域で働く出稼ぎ女子労働者

みなさんこんにちわ。私はマレーシアの、とくに自由貿易地域で働く女子労働者に代わって、心からの連帯のあいさつを送ります。こんなに多くの方々がアジアの女子労働者の問題に関心を持っていらっしゃることを知り、たいへんうれしく思います。

これから、自由貿易地域（以下FTZ）で働くマレーシアの女子労働者についてお話したいと思います。

その背景として、マレーシアの政治的・文化的状況を述べますと、まず、マレーシアにはおもに三種類の人種が住んでいます。マレー系、中国系、インド系ですが、みんな外からやってきた人々で、いわゆる原住民は少数民族となっています。この人種的構成はひじょうに重要で、マレーシアの政治状況と深くかかわっています。

三人の女性を具体的に紹介します。

マレー系のTさん、二四才。最近結婚しましたが、彼女は他州の農村地域の出身で、一六才からペナンのFTZで働いています。父親はゴム農園で働いていますが、彼女は長女で、妹が学校にいくための費用を稼いでいます。

中国系のMさん、三〇才。米国系電子工場で一三年間働いてきました。入社したときは未婚でしたが、現在一〇才と六才の子供がおり、夫は工場のバスの運転手をしています。保育施設がないため、上の子が二才くらいになるまでは実家の母親にめんどうをみてもらっていましたが、その後は父親が自分の運転するバスに子供をのせてまわるようになり、交通事故にあって大ケガをさせたこともありました。

インド系のTさん。彼女の両親はゴム農園で働いていますが、彼女はFTZに出稼ぎに来ています。両親が住んでいるところとたいへん離れているので、一年に一～二回しか帰省することができません。

ここで紹介した女性たちは、新しい世代のマレーシア女子労働者です。FTZの女子労働者は、一八～二四才の若い女性が多いのですがFTZができてから一五年になるので、三〇代前半になる労働者もかなりいます。（工業化政策によって）新しくつくり出された工場労働者の問題は重要ですが、マレーシアの女性はずっと以前から、農村や鉱山で、あるいはプランテーションで働きつづけてきたのです。

FTZは、マレーシア政府の開発政策のもとにつくられたもので、最初のFTZは一九七〇年、ペナンに設立されました。当時は失業率がたいへん高かったので、雇用がふえると期待されていました。現在、マレーシア全体でFTZは一〇カ所以上あり、ペナンには四カ所あります。ペナンのFTZの労働者数は、二年前に大量解雇がはじまる前は五万人に達していました。

なぜ、たくさんの多国籍企業がFTZで操業するようになったかは、みなさんよくご存知と思いますが、一つだけ強調したいのは、道路や電気、水道、工場敷地などの産業基盤整備は多国籍企業のためになされたということです。そしてここで操業する外国企業は、最初の一〇年間、輸出・輸入等にかかる税金を免除されるのです。一九七〇年には、マレーシアから電子製品を輸出している会社はまったくありませんでしたが、一九八一年には、世界随一の電子製品輸出国になりました。FTZで一番多いのが電子産業なのです。

寄宿舎生活も労務管理の道具に

マレーシアのFTZで働く女子労働者の数は、約八万人と推定されていますが、その大半は農村出身です。FTZのあるところは、もとは農村地帯であったために、その地域の農民は強制移住させられました。その憤りが女子労働者に向けられ、彼女たちに対する反感がいまだに残って

いるのです。

若い女子労働者は安っぽく、簡単に男性についていくと思われ、新聞、雑誌などのマスコミもそういう感情をあおりたてています。夜勤を終えて帰った女子労働者に、家主が乱暴しようとしたり、夜勤のために工場のバスに乗った女子労働者が運転手に暴行されるという例がいくつもあります。

彼女たちの住宅事情をみますと、ロングハウスと呼ばれる家に一〇〇人くらいが住んでいます。狭い台所と一人分のベッドのスペースがあるだけです。会社がつくって女子労働者に貸している寄宿舎は労働者管理の道具にされています。八畳くらいの三部屋に二〇人くらいが住んでいますが、会社は寄宿舎の規則をつくり、ハウスリーダーに無料で部屋を貸して女子労働者を監視させます。門限や外泊制限、家族以外の人の訪問が禁止されています。

体のリズムこわされ つらい交替制労働

労働者は三交替、四交替、五交替などの交替制で働いています。三交替制は、原則として一日八時間、深夜を含む交替制ですが、最近では日曜日でも一斉休日にせず、輪番制で休日をとらせる傾向が強まっています。そうすれば企業は二倍の休日手当を払わなくて済むからです。労働者は休日にみんなで集まるということができません。繊維や縫製工場では、隔週ごとの日曜日に一二時間労働をさせられています。

交替制労働は、家族の生活や社会との関わりに大きな影響を与えています。体のリズムもくずれ健康上のトラブルも多くみられます。とくに胃を悪くする人が多く、ひどくなると胃かいようになることもあります。

ある労働者は、夜勤から帰って昼間眠るために、(睡眠薬のかわりに)咳止めの薬を買って飲んでいます。

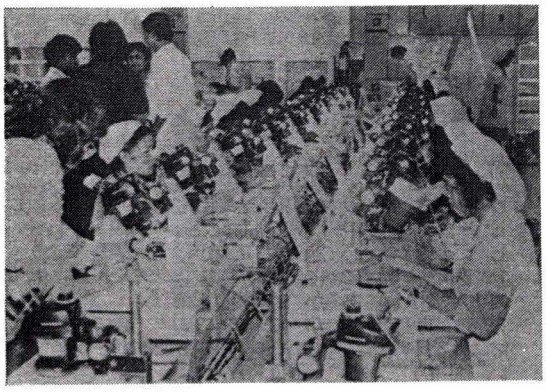

顕微鏡を使う労働者は、視力が落ちるだけでなく、目のまわりの筋肉の力が弱くなるために、物を見るときに焦点を合わせにくくなります。

工場内の環境も悪く、精神的ストレスも大きくなっています。経営者はしばしば〝労働者が病気になるのは会社の仕事とは関係ない〟と強調しますが、そういう状態で一二時間も働いた後は、全身が疲れ、激しい倦怠感におそわれるのです。

日系企業の 家族主義的労務管理

経営者は、地域の文化や父権制的な意識を利用し、搾取をつよめています。職場では、男性の職制が権威的にふるまい、女子労働者は職制を恐れています。また、美人コンテスト、レクリエーション、給料日の化粧品販売などの時間外活動を通して、ますます女子労働者を企業に従属させようとしています。

とくに日系企業では家族主義的な労務管理がみられます。たとえば、一人の女子労働者を〝お姉さん〟にして数人の労働者のめんどうをみさせる、つまり管理させ、その人が新しい女子労働者をつれてくると報酬として一人当り三〇マレーシアドル払うというところもあります。

大量解雇に直面して 立ち上がる女子労働者

自由貿易地域の設立は、雇用を増やすといわれたのですが、実際にはこれまでに数回の大量解雇がありました。最初の大量解雇は七四年、七五年で自由貿易地域で六〇〇〇人もの女子労働者が解雇されました。つぎは七七年、七八年で、最大のものが八五年、八六年でした。

経営者は労働者を解雇するとき、彼女たちが自分からやめさせるように仕向けます。希望退職者には優遇措置を与えるといって自主退職を迫りましたが、多くの労働者が解雇手当よりも少額で退職させられました。

今まで、FTZで働く女性はおとなしくて受身的だと思われてきました。しかし彼女たちは、今変わりつつあります。昨年、(ペナンのある工場で)一、二〇〇人の女子労働者が一度に解雇されたときは、三二日間のストライキを行ないましたが、これは一五年前にFTZが始まって以来はじめてのことです。

マレーシアのFTZで働く女子労働者たちは、家庭と職場でさまざまな問題に直面しながら、意識を変え、現在の状況を変える努力をしているということを強調して終わります。

〈大島静子さんの報告〉

アジアからの出稼ぎ女性
問われる日本社会のあり方

私がこれからお話することは東南アジアと日本との関係を表すたいへん大きな問題で、日本人と日本社会の問題でもあります。私達が始めたHELPとはアジア女性緊急避難所のことですが、今日はまず第一に、そこでどういうことをしているのか、第二にどうして日本でこういう問題がおきているかを話してみたいと思います。

国籍を問わず女性達が日本の社会の中で緊急事態に陥った時に避難する場所として、矯風会が去年の四月に百周年記念事業として開設したのが女性の家HELPです。矯風会は明治半ばから女性の問題にかかわって来ましたが、その中心にあるのが女性の性の問題、売買春問題です。

HELPが開設されて一〇カ月の間に、日本人女性が一二四人、外国の女性一〇五人がHELPに来ています。

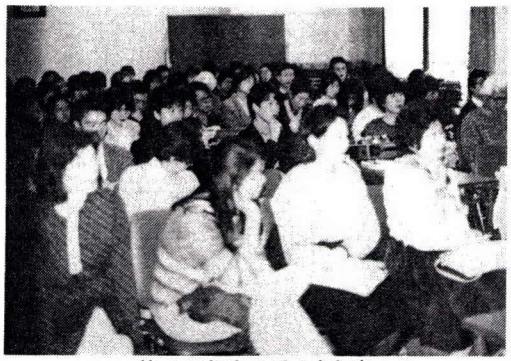

熱心に報告を聞く参加者たち

その中の一人に千葉市の焼肉屋で働いていたフィリピン人のマリアという二五才の女性がいます。フィリピンの友達に日本に行くと仕事があるよ、給料がたくさんもらえるよと誘われて、一五日間の観光ビザで日本に来て半年になります。マリアの場合、子どもも夫もおり、隣りにあるクラブで売春するように言われても断わって焼肉屋で働いて来たわけですが、半年たっても一文もくれない。そこで要求すると「プロモーターに三〇万も四〇万も払っておまえを買ったのだから、おまえに払うお金はない」と言われてショックをうけて逃げだして来たわけです。

失業率三五％と言われるフィリピンでは家族がいて働かなければならないのに働く所がない。そういう時に誘いの言葉をかけられる。日本は住みよいすばらしい国だ、といいことばかり言われて、ウェイトレスとかレセプショニストとかフード・サーバーの仕事で七万円から一〇万円の給料の約束で来るわけです。

入国したらすぐ稼ぐ場所に連れていかれます。ドリンク剤を飲まされてどこに連れていかれたのかわからない人もいます。文字が読めないので何カ月たっても自分のいる所がわからない人もいます。そして、売春を拒否した人がHELPに逃げて来ます。アジアの女性を日本につれてくるヤクザは、女という道具を使って金をもうけることしか考えていない。それに対する彼女たちの抗議の方法は、エスケープしかないのです。

実際に手をくだしているのはヤクザですが、それを知って許している日本の精神風土がなければ、こんなにひどいことが起こらずにすむのではないでしょうか。私たちは〝じゃぱゆきさん〟ということばは今は使いません。日本に出稼ぎに来るアジアの女性は皆、売春でない健康な仕事をしたいと思っているのに、彼女たちを〝売春する人〟と決めつけるのはまちがいだからです。彼女たちに売春を強要するとか、給料を払わないとか、人を人とも思わない態度をとる日本社会を考え直さなければなりません。

一方、HELPに来る日本女性をみると、夫のアルコール依存症からくる暴力、子どもの暴力、精神的ストレス等、家庭の中の問題から来ています。外国人女性達は日本に来たために大変な目にあっていますが、家族的関係、人間的なかかわりにおいては健康です。来た当初は口もきけないくらい疲れて暗い顔をしていますが、しばらくすれば笑顔が戻ります。ところが日本女性の方は基本的人間関係がこわれているので笑顔で話し合うところまではなかなかいきません。ここにも考えるべき日本社会の問題があると思います。

室町時代から四〇〇年以上も政府が認めて売春を行なっていた日本の歴史、そして、公娼制度がなくなっても女性の男性観、男性の女性観がそのまま残っていることが、アジアの観光旅行や、日本の出稼ぎ女性の問題に表われています。そのような考え方、生き方の方向を変えていくという意味で、気長に、休まず、いっしょにとりくんでいきたいと思います。（文責・編集部）

東京、山形で女子労働者と交流
連帯の必要性を痛感

三月十四日のシンポジウムのためにマレーシアから招いたチャンさんと、香港に事務所のあるアジア女子労働者委員会（CAW）の事務局長クリスティーヌ・チャウさんの二人は来日した三月九日の夜から十三日まで、日本の女子労働者との交流プログラムを持ちました。

東京では、NTTの民営化のあおりをうけて、一三年間も働きつづけてきた下請企業から解雇された女性や、家族手当の男女差別をめぐって法廷闘争をしている母親労働者、大企業の御用組合を民主化するために良心の火を消さずに、少数ながらがんばっている若い女性たち、働く女性の権利を一つひとつかちとりながら働きつづけてきた中小企業の女子労働者たちと交流をしました。

その中で、日本の男女雇用機会均等法施行と、それとセットで出された労働基準法女子保護規定の改悪後、女子労働者の状況がどう変わってきているかという実態も話されました。金融機関などに多く採用されているコース別人事制度の問題や、ME化の下での女子労働の変化などについても、詳しい話を聞く機会を得られました。

三月十二～十三日は、山形へ小旅行をしました。マレーシアでは今が真夏だというのに、日本に着いた日に生まれてはじめての雪に見舞われ、「寒い、寒い」を連発していたチャンさんです。みんなで持ち寄った防寒着をどっさり着込んでの山形入りでした。

山形県はもともと、米作と果樹園を中心とする農業地帯です。しかし、一九七〇年前後の減反政策と日本列島改造計画によって、積極的に工場誘致が計られるようになり、優遇税制を伴なった広大な工業団地も建設されています。

専業農家が減少する一方で、今まで田畑で働いてきた農家の主婦たちが工場で働くようになり、若い女性たちも集団就職をやめて地元で働く機会がふえてきました。しかしそれは、低賃金労働力の豊富なところとして、企業に期待されることでもありました。

私たちが工場見学をさせていただいたある大手電子会社の管理職の一人は「相対的に低賃金で、高卒の若い女性をいくらでも雇える。但し問題なのは、山形の女性は結婚や出産で会社をやめないこと。彼女たちはほんとに働き者です。操業二年目で今は平均年令一九才だけど、将来が思いやられる。」と本音をもらし、チャンさんたちを驚かせました。

夜は、ある食品工場の女子労働者の家に集まって話し合いをしました。第二組合の分裂攻撃をうけ、少数組合で地道に活動している主婦労働者たちです。そのうちの一人は、「労組をつくるきっかけになったのは、強制残業です。桃の缶詰をつくっているので、最盛期には毎日夜十時、十一時まで働かされました。その反面仕事がないときは早く帰らせられて給料ももらえず、収入が不安定でした」と、二五年前にはじめて労組結成に立ち上がった女子労働者の状況を話してくれました。

こたつを囲んで内職者の話を聞く

翌日は、内職労働者の家でこたつを囲みながら、仕事の状況を聞きました。時代の最先端をいくコンピューターの機械も、たくさんの内職者の手を経て完成していくことを知らされました。山形県は全国でも内職者の多いところですが、私たちが会った人たちは、家内労働法にもとづく最低工賃も保障されていませんでした。この仕事は韓国や台湾にも発注されているそうで、この円高の下で工賃値上げを要求すれば、ますます仕事がアジアに流れていくという実態もあるようです。

五日間の交流を終えて、チャンさんは「日本の女子労働者のねばり強い闘いに感動しました。マレーシアは八一年からルック・イースト政策の下で、日本型の労使関係を積極的にとり入れようとしています。日本でおこっていることは、やがて必ずマレーシアでも始まります。私たちはもっと日本の女性たちと連帯しなければと痛切に思いました」と感想を残してくれました。ご協力いただいた方々に心から感謝いたします。

女子労働者に正当な権利を！

――アジアの女子労働者と労働法――

第六章
団結する権利と女性の労働組合の参加

女　女子労働者
雇　雇用者
政　政府官僚
軍　軍隊・兵士

から輸出加工区の労務政策の基本は法的規制や当局の介入によって労働運動の成長を阻止することだ。

韓国では「外資系企業の労働組合と労働争議に関する特別法」が、一九七〇年一月に発布された。これは政府が強制的に労働争議に介入して争議の長期化を防ぎ、海外からの投資を促進するためのものだ。

女　弾圧的な労働法や規制が、海外から韓国への投資を促進しているんですよ。

雇　ヒヒヒ、アジア諸国ではみんなこうなっているのさ。

シンガポールの労使関係条例（一九六〇年制定、六八年改正）は、組合の団体交渉権を縮小し、労使仲裁法廷の権限を制限して、経営者の特権を強化した。

女　昇進、転勤、採用、解雇、復職、配置等に関して組合は調停を受けなければならなくなったので、交渉の余地がなくなったんです。

女　組合を結成するには、細かく規定された政令に従わなければならないんです。

シンガポールでは、労働組合は政府から独立した団体とはとてもいえない。法律的な規制、構造的な再編成、六〇年代の組合指導者の大量逮捕などで、七〇年代の労働運動は抑えられた。たった一つの公認労働組合連合に全組合員の九〇％が加盟しているが、これは、政府の管理下にあって、実際は全労働力人口の三分の一以下しか組織していない。

組合の外資系企業への態度は概して「協力的」で、本国では組合弾圧で知られているような多国籍企業でさえ、シンガポールでは率先して組合を作ろうとする程だ。

その上、第三の役者がいる。

政　そうだ。我々は労働法制や行政措置を進めて、労使協調を長続きさせようとしている。海外からの投資家が安心して事業ができるようにね……。

インドネシア共和国政府は、一九四五年の独立以来、ＩＬＯ九八号条約（団結権および団体交渉権に関する諸原則）や他の条約に従うことに同意してきた。しかし、はたしてこの諸原則は守られているだろうか。

一九八一年二月、軍隊内公安部門の各地区司令官に対して、労働争議に直接介入するようにという指令が秘密裡に出された。同年七月には、労働争議を「察知し未然に防ぐ」ための特殊部隊が編成された。

事実、東ジャワのブリーターでは、地方自治体、警察、司法権力、労働

工業化を進めるためには、大量の低賃金で従順な労働力が必要だ。だ

組合連合（FBSI）などでこの「早期察知制度」をつくり、二年間活動してきた。

軍　我々の任務はすべての労働争議を察知し、解決に向けて介入することだ。

女　インドネシアで公認されている唯一の労働組合連合（FBSI）が、この部隊に参加していることは労働組合として軍当局に協力しているという証拠です。

ジャカルタで開かれた第六回労働組合指導者研修会では、次のようなことが報告されている。

①西ジャワのボゴーでは、八一年八月に四人の組合指導者が解雇された。

②北ジャカルタでは、一〇人の労働者が労働組合指導者または組合員ということで解雇された。

③八一年二月、西ジャワのベカーシの繊維工場で、労働組合の結成準備に関わっていた二八人の労働者が解雇された。その理由は「ストライキを組織した」ということだった。この時は雇用主の要請によって軍隊が出動している。

④八一年三月、西ジャワのベカーシの八〇名の労働者が不当解雇、産休中や病欠中の賃金不払いなどについて国会へ陳情した。雇用主側も労働者による組合結成をあらゆる手段で阻止した。警察に通報し、労働者を逮捕させたこともあった。

雇　彼らはいつも休んでばかり、就業時間は守らないし、監督者には無礼な態度をとる奴らですから、これも当然ですよ。

女　うそつき！　労働組合を作らせたくないからそういうことを言っているのよ。

⑤東ジャカルタのヤマハモーターバイク組立工場では、組合指導者四人が解雇された。

一九七三年にFBSIが設立されてから八一年六月まで、二万二二二件の解雇が記録されている（FBSIに公式に報告されている件数は実際の解雇件数のごく一部である）。

解雇労働者の二五％は、賃上げを要求したため、一〇％は労働者同士の暴力事件や他の犯罪のため、二〇％は、レイオフされた請負労働者、ところが大多数の四五％は、雇用主が工場内に労働組合を結成されることを許さなかったためである。

女　インドネシアの労働者は次のようなジレンマに苦しんでいます。

㈠　FBSIの支部をつくろうとする多くの労働者が破壊活動の理由で解雇される。

㈡　たとえFBSIの支部を設置しても、自分たちが選ばなかった指導部に服従させられる。

㈢　もしFBSI以外に組織を作ろうとすれば、厳しい抑圧を受ける。

この他にも、団結権を縮小したり、警察や軍隊が労働者を脅したり、労働者が権利を獲得しようとするとさまざまな困難に直面する。労働問題に対して「国家の安全」を守るという口実で警察や軍隊が介入してきているという現実が示されている。

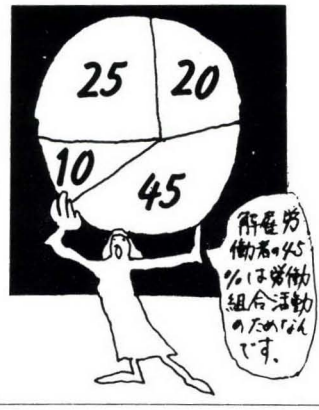

「全国紙メルデカ　社説

労働者の苦痛は余りにもひどい。FBSIがあるのに労働者の苦しみはちっともよくならない。権力によっておしつぶされ、抑圧されて、無力のままになっている。

インドネシア労働者に対する政府の不当な取り扱いに抗議する。我々はFBSIが、酷使されている労働者のために闘っている労働争議を察知し組合活動を破壊する活動に関わっていることを、遺憾に思う。

インドネシアの労働者に対するあまりに非人間的な処遇に終止符が打たれることを要求する！」

フィリピン民衆の生活と闘い (3)

日系企業に働く女子労働者

バターン輸出加工区（BEPZ）の金網の内側は、整然と区画された工場団地である。輸出指向型工業政策の拠点として、フィリピンで最初につくられたBEPZは、当初一〇〇以上の外国企業を誘致し、一〇万人の女子労働者を雇用する計画であった。しかし、一九八〇年の五六企業二万六〇〇〇人（全従業員）をピークに毎年減りつづけ、八六年五月現在、二九企業一万三〇〇〇人となった。そのうち約八五%は女子労働者である。

私たちは、この地域の労働運動の核になっているAMBA（アンバ）-BAL（バヤン）A（バターン労働者同盟）の専従の女性に案内されて、ジプニーでBEPZの管理事務所を訪れた。ここで通行許可証の確認をうけてから、いよいよチェック・ポイントを通過する。いくつかの工場の前には、職を求める若い男女が並んでいるのが見えたが、操業停止中の工場もあり、全体としてあまり活気は感じられない。

見学した工場は、使い捨てライターをつくっている日系I社である。

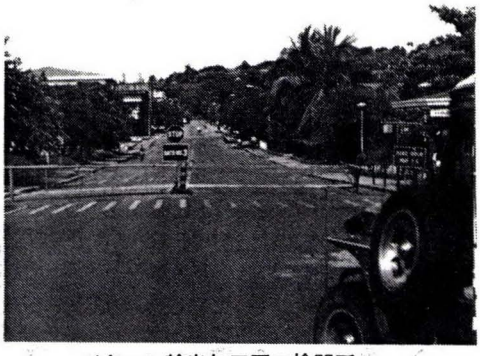

バターン輸出加工区の検問所

工場に入ると、揃いの制服と白い帽子を身につけた女子労働者が、ベルトコンベアーの前に座って手を動かしていた。ライターの炎のチェックをしているのだが、ボッと炎が出るたびに、指先の白い包帯に火がつき、それを素早く消しながら次のライターに右手が伸びている。

日本から技術者数人を呼んでスタッフ会議をしていた日本人工場長に代わり、フィリピン人監督が説明してくれた。「勤務時間は午前七時半から午後四時半（休憩一時間）まで。安全第一で賃金も他より高い。」とのことであったが、実は私たちは前日の夜、I社の労働者から三交替職場の話を聞いていた。

三交替労働者は、午前六時～午後二時、午後二時～一〇時、一〇時～翌朝六時のシフトで働いているが、実働八時間で休憩時間はまったく与えられない。食事は、自分のシフトに入る前後にとるか、動いているベルトコンベアーの上の仕事をこなしながらつまみ喰いする人もいる。一日中座りっきりの仕事だが、ノルマの達成とグループ間の競争が激しい。一番生産量の多いグループに月五〇ペソの加給がつくため、労働強化にかりたてられるとのことであった。

自由貿易地域や輸出加工区は、主に外国企業に提供されたものであり、企業に対してさまざまな免税措置がとられている一方で、労働者の団結権や争議権をはく奪して外国企業の優遇をはかっている。ところがBEPZでは、操業開始五年後の七九年には早くもストライキが始まり、八二年にはゼネストがおこった。

そのゼネストのきっかけになったのは日系企業インターアジア社の労働争議であったが、それに参加した女子労働者の一人、オフェリアは、つぎのように語ってくれた。

「インターアジア社の労働者が、労働強化に反対してストライキに入ったとき、軍隊がやってきて消防用のホースで労働者に水を浴びせたのです。まわりで見ていた他の会社の労働者たちは、あまりのひどいやり方に憤慨してつぎつぎと同情ストに加わりました。」

その結果一二労組一万六〇〇〇人の労働者が決起した。違法ストということで、スト参加者の逮捕や弾圧がつづき、それに対する抗議や再度の合理化提案に反対して、八三年、八四年とゼネストが決行された。

操業当時からBEPZの縫製工場で働いてきたオフェリアは、入社当時、工場内の空気の悪さ、一日わずか六ペソという低賃金、職制の横暴など、劣悪な労働条件に怒りを覚え、早くから労働者の組織化に加わった。労働現場の現実をしっかり見つめ、労働者としてどうしなければならないかを考え、そういう話を通じて仲間をふやしていった。「大統領は変わっても反労働者的な法律はマルコス時代そのまま。私たちの行動を通して変えていくしかありません。」アンババラの事務所で夜を徹して語り合ったオフェリアの声が、いつまでも耳に残っている。（おわり・広木道子）

＜フィリピン２月政変一周年＞
国際婦人デー祭典に参加

二月二十五日から三月八日までフィリピンの女性グループの連合体であるガブリエラが主催する国際婦人デー祭典に参加した。マニラに到着した二十五日は政変一周年を祝う人々で賑わっていた。今回の会議には、マレーシア、キューバ、チリ、ニカラグア、ベトナム、オーストラリア、ニュージーランド、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、アメリカ、カナダ、そして日本から、フィリピンの女性運動に大きな関心を寄せる女性達が多数参加した。ガブリエラをめぐる動きを簡単に紹介したい。

3.8国際婦人デーに集う人々

マルコス独裁政権のもとで、女性達は長い間、さまざまな差別と抑圧に苦しまなければならなかった。特権を与えて外国資本を誘致する政策の中で、より安い労働力として差別的賃金、劣悪な労働条件を押しつけられて来た女子労働者、大地主に収奪された農民、仕事を求めて都市に流れて来た貧しい人々。しかし、抗議の声をあげれば徹底的に弾圧され、多くの女性たちが逮捕、投獄された。

このような状況を一変させたのは、一九八三年のアキノ暗殺事件である。八一年に戒厳令が解除されると、中産階級を中心にいくつかの女性グループが生まれた。アキノ暗殺により今まで沈黙していた反マルコス独裁運動が一挙に爆発し、女性たちのグループも農民や労働者の闘いに合流していったのである。全国に数々の女性グループが生まれ、お互いに手をつなぐ必要性を感じ意見を交換するようになる。そして一九八四年三月八日、ガブリエラが全国組織として結成されるにいたるのである。現在ガブリエラに結集する団体は八〇をこえると言われている。

八六年二月、マルコス独裁政権に終止符をうってアキノ政権が誕生した。この時に女性たちの果たした役割は大きい。種々の階層から成る大小さまざまなグループを組織しているガブリエラは、結びつきもゆるやかで、大統領選挙に対しては自主投票という形で臨んだが、アキノ政権成立後はそれを支える一つの勢力となった。

今、アキノ政権一周年を祝う女性たちの反応はさまざまである。確かに、自由にものが言えるようになり、昨年十月には女性党も結成された。しかし、ここ一年、経済構造は何一つ変わっていない。ガブリエラの女性たちは、民族を解放するのも女性解放も、自分たちの仕事であると自覚している。今後のねばり強い活動を期待したい。（山本恵子）

お知らせ

八四年から三年間、当センターの専任スタッフとして活動してきた山野繁子さんが、三月末日で退職し、キリスト教アジア資料センター総主事の任につくことになりました。後任として山本恵子さんに加わっていただき、専任スタッフもボランティアのメンバーも力を出し合ってがんばっていきますので、会員の皆さまの一層のご支援をよろしくお願い致します。

図書紹介

塩沢美代子著
「アジアの民衆VS.日本の企業」

アジア各国に進出している多国籍企業に働く女子労働者の厳しい労働状況が、各国政府とそれを支えている日本企業や政府によって維持されていることを、著者は肌で感じとり告発している。日本国内を民主化することによりアジアの民衆と連帯をはかろうとの提言であり、〝経済の論理〟にたいして〝人間の論理〟をと主張している。（岩波ブックレット　二五〇円）

村井吉敬
甲斐田万智子著
「誰のための援助？」

まず日本の援助が、第三世界の人びとにどんな問題をひきおこしているかを具体的に列挙し「援助される側」に対して、援助のあり方が死活的な影響を及ぼすことを指摘している。そして、援助を必要とするような経済構造そのものを問い直すことが先決であることを明らかにしていく。〝誰のための援助か〟を問うことにより、私たちひとりひとりのあり方を問いただしている。（岩波ブックレット　同）

英文ニュースレーター
「日本の女子労働」No.1

日本の女子労働者が、いま直面している問題を、英文にして外国の労働者グループ、女性グループ、友人たちに紹介するための資料集。男女雇用機会均等法、労働者派遣法などの施行とその問題点を、一般の新聞記事も使いながら解説している。早くも海外から反響が寄せられている。（当センター発行。A4・13頁。三〇〇円）

〈事務局日誌〉

1月5日　仕事始め
1月15日　日本キリスト教団北九州教区講演（塩沢）
1月16日　バッェラー氏（オランダ）来室
1月17日　学生学習会
1月19日　翻訳グループ学習会
1月27日　一月定例事務局会議
2月3日　「アジアの仲間」第15号発送
2月5日　品川区教育委員会南品川婦人センター講演（広木）
2月7日　進出企業問題を考える会発足集会（広木）
2月8日～11日　CCA・URM委員会・マレーシア（山野）
2月11日　平和教育実践交流集会記念講演・大阪（塩沢）
2月15日　東水労春闘討論集会婦人学習会講師（広木）
2月16日　翻訳グループ学習会
2月21日　学生学習会。全国一般中小反合連春闘交流合宿講演（広木）
2月22日～24日　URM農業問題セミナー・アジア学院（山野）
2月25日　2月定例事務局会議
2月25日～3月8日　ガブリエラ国際婦人デー世界集会出席・フィリピン（山本）
3月4日　松戸市社会教育委員会市民大学連続講座第一回（塩沢）
3月16日　翻訳グループ学習会
3月18日　松戸市民大学講座第三回（広木）
3月19日　家内労働研究会講師（広木）
3月22日　聖公会学生キリスト者運動セミナー講師（広木）
3月25日　松戸市民大学講座最終回（塩沢）
3月26日　葛飾区柴又地区センター公開講座講演（広木）
3月27日　水海道市教育委員会青年市民大学講座講演（塩沢）
3月30日　3月定例事務局会議
3月31日　ルース・グローブ氏（スイス）来室

1986年度　決算報告

1986. 4. 1 ～ 1987. 3. 31

＜収入の部＞	
会費	3,475,000
カンパ	2,896,404
WCC・URMからの活動費補助	2,218,570
USA・NCC 〃	747,750
雑収入	347,034
前年度繰越金	796,682
合計	10,481,440
＜支出の部＞	
国際交流費	791,890
国内交流費	162,486
資料費	75,165
調査研究費	360,000
セミナー費	342,431
編集印刷費	389,600
翻訳費	301,170
会議費	35,365
通信費	489,230
人件費	6,644,555
事務管理費	396,215
次年度繰越金	493,333
合計	10,481,440

第六回　浅野順一記念講演会のご案内

故浅野順一牧師を記念して贈られる賞を、塩沢所長が受賞することになり記念講演を行います。ぜひご参加下さい。

日時　六月二十日（土）
　　午後一時半より
場所　東洋英和女学院小学部講堂（地下鉄六本木）

三時半から国際文化会館にて受賞を祝う会もあります。

一九八七年度　センター活動計画について

今年度は新たにフィリピンへの交流と学習のためのツアーを行ないます。また、日本と他のアジア諸国の女子労働問題について、皆さんにご利用いただけるよう、国内外に向けた資料作成を充実させます。

(一) シンポジウムと交流会――アジアの女子労働者を迎えて　八八年三月　東京および地方
(二) フィリピンスタディーツアー　八月上旬
(三) 国際会議への参加
(四) 「アジアの仲間」発行　年四回
(五) 英文資料（日本の女子労働者の現状）の発行　年二回
(六) アジア女子労働者の実態調査と報告書作成
(七) 日本の女子労働問題に関わる小論文英訳パンフレット作成
(八) 学生学習会、翻訳グループ学習会の継続
その他、資料収集、翻訳、国際連帯活動への参加

女子労働者通信　第17号

アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター
〒160 東京都新宿区西早稲田
2-3-18-34
発行人代表者　塩沢美代子
編集責任者　広木道子
電話 03-202-4993
郵便振替 東京0-70086

緊急レポート

マレーシア
日本企業の公害輸出に住民の反対運動激化

マレーシアで、三菱化成の現地合弁企業アジア・レアアース（ARE）社による放射性廃棄物の投棄が問題になっており、それに反対する住民の運動が激化しています。六月十二日には、首都クアラルンプールにある日本大使館にデモを行ない、日本の公害輸出を告発して、マレーシア国民の健康を保障する安全措置とARE社の操業中止を訴えました。それに先立つ五月二十四日には、現地住民のデモが警察に襲撃され、約二〇名の重軽傷者が出ています。

ARE社は、マレーシア北部ペラ州イポー市にあり、同地で産出されるモナザイト鉱石から、コンピューターなどの電子機器に欠かせない希土類金属を抽出・精製しています。その過程で排出される放射性トリウムの処理をめぐって、地元住民の反対運動が起きているのです。マレーシア政府は、八四年に同工場より六km離れたパパンの州有地を貯蔵投棄地としてARE社に提供しましたが、パパン住民の猛烈な反対で中止されました。

結局、廃棄物はARE社工場の周辺に放置され、住民が操業中止を求める訴訟を起こしていました。州高等裁判所は、操業停止と廃棄物の除去・管理を命じ、ARE社は一時しのぎの貯蔵施設をつくりました。しかし、いまだに周辺から「許容量」を超える放射能が検出されているのに、三月には工場運転が再開されたため、住民組織が闘いを強化したのです。

これは、日本の海外進出企業が引き起こしている不正活動の氷山の一角にすぎません。進出企業問題を考える会などが、七月十八日に市民集会を開くほか、三菱化成に対する抗議行動を起こしています。抗議署名にぜひご協力下さい（返送は、八月末日までに当センターへ）。

シンガポール
宗教家や弁護士など一六人が逮捕、拘禁

五月二十一日、シンガポール治安当局は、キリスト教関係ソーシャルワーカー、学生組織関係者、民衆演劇関係者、弁護士、新聞記者等一六人を逮捕しました。その根拠とされた法律は国内治安法というもので、「治安や公共の秩序などを損なう行動をとる恐れがある」ときに、大統領の命令で裁判なしに人を拘禁できるものです。

逮捕された人々は、「シンガポールを共産化するために、統一戦線政策によって現存の社会・政治体制を破壊しようとしたマルクス主義者」とか「自分たちのイデオロギー的傾向や暴力的意図を隠し、不正と抑圧に対する闘いに身を捧げるソーシャル・ワーカーのふりをしていた」とされています。しかし、実際彼らがやっていたことは、厳しい状況にある労働者（とくにマレーシアからの出稼ぎ労働者やフィリピンからのメイドたち）のための活動、女性問題に取り組む活動、平和や正義、人権の問題を通して現実の社会を考えていこうとする活動などでした。

逮捕された一六名のうち、一一名は女性で、年令も二〇～三〇代と若く、それぞれの宗教的信条や社会的良心に従って、社会の底辺におかれている弱者の側に立ち共に生きようとする人々でした。

政治的抑圧の方法として、共産主義者のレッテルを貼る「アカ攻撃」は、独裁者の常套手段です。一六人のうち四人は六月二十日に釈放されたものの（同日、新たに六人が逮捕）、移動・社会活動の自由はなく、一一人は裁判なしに拘留一年、一人は拘留二年の命令を受けましたが、これは政府の判断によって「永遠」にでも延期可能です。

シンガポール政府に対する国際的な抗議のキャンペーンに応えて、「シンガポールの一六人を救援する会」がシンガポール航空ボイコットなどの抗議行動を訴えています。

タイ

繊維製品の輸出急増の影で
一一三名の女子労働者解雇

タイのスリカオ編物会社では現在まで一一三名の女子労働者が解雇されており、現地から支援を求める手紙が届いています(六月十六日付)。

「スリカオ編物会社はサムサコン地方オムノイにあり、タイの合成繊維工場の中では三番目に大きいと言われるアジア繊維会社の下請け工場です。タイの輸出商品のなかで最も収益をあげているのは繊維製品です。今年は輸出用繊維生産が急増し、ほとんどの工場が二四時間操業で生産速度を可能な限り上げています。

スリカオには二八〇名の女子労働者が働いています。高い室温や許容限度を越える騒音などの劣悪な労働環境のなかで、高度の集中力を必要とする仕事をしています。しかも労働法の基準よりはるかに低い労働条件と低賃金を押し付けられています。たとえば、休憩なしで夜間連続八時間働かされたり、超過勤務手当もなしに休日働かされます。また、常勤とせず臨時雇いにしておくために、雇用契約を六カ月ごとに更新させられたり、法で定められた三〇日の出産休暇を二六日に縮小されました。一人当たりの紡績機械を二機から三機にして作業負担を増大させ、飲み水も与えられないのです。

このような厳しい労働条件の中で働いて来た女子労働者は、これ以上我慢はできないと、雇用者に対して労働法に定められた賃金と労働条件を要求することにしました。ところが雇用者の対応はひどいもので直ちに四名の代表が解雇され、後にストライキ中に二六名、続いて八三名が解雇され、今までに計一一三名の労働者が解雇されています。その後、雇用者がロックアウトに訴えてきましたが、労働者はストを続行しました。

このスリカオ編物会社の経営者の強硬な対応の裏にはオムノイ工業団地の経営者団体の支援があります。自分たちの工場の労働者も、同じ行動を起こすのではないかと恐れて、スリカオの経営者の労働者弾圧を激励したわけです。このような強力な激励にささえられて、経営者はいまや、責任を回避し、交渉を拒絶しようとしています。

解雇されたスリカオ労働者だけでなくこの地域の他の労働者にとっても一刻の猶予もありません。スリカオの労働者の解雇が解決されなければ、地域全体の労働者の人権侵害が絶え間なく続くことになります。

解雇された一一三名の労働者の復職を求める抗議の手紙、あるいは闘争中の女子労働者への支援の手紙を送って私達の闘いを支えて下さい。」

(抗議のはがきを同封しましたのでご協力お願い致します。)

ロックアウトに抗して諸要求かちとる

ホアタイ縫製工場は中国・タイ合弁会社で一九八五年にはタイで一三番目の大きさをほこる会社です。しかしここで働く女子労働者は一日の賃金が最低賃金と同じ七〇バーツ(二・八米ドル)で他に何の諸手当もありませんでした。一九八六年に労働者は労基法に定められた諸手当を要求しました。その時の要求のいくつかは実現されましたがリーダー五人が解雇されました。その後労働者は労働組合を結成し、今年一月には、賃上げ・福利厚生手当など再度労働者の要求を提出しました。これに対して経営者側は仕事のノルマを増やしたり、すでにある手当の見直しを提案しました。交渉が行きづまると、経営者は予告なしに工場をロックアウトしたのです。そして労働者と労働組合を分断するために、個々の労働者に工場に戻って働くことを認めましたが、一〇〇〇人のうちわずか二〇〇人だけがそれに応じ、八〇〇人は、経済的な困難にもかかわらず屈服しませんでした。

結局労働組合は、食費補助や医療手当のほか、役員の活動のための一二日間の有給休暇や、一八〇日間勤務した臨時雇用者は常勤者になれるなどの要求をかちとりました。

組合は経営者の不法なロックアウトについても裁判に訴えています。

タイの縫製労働者の座り込み

立ち上がる韓国女子労働者

―韓国女子労働者協議会設立声明―

韓国の女子労働者は、厳しい労働条件に耐えながら家族の生活を支え、一方で、政府と資本家の激しい弾圧を受けながらつねに労働運動の先頭に立って闘ってきた。昨年秋のアジア大会以降、韓国の政治的緊張は一段と高まり、労働運動、民主運動に対する弾圧は一層厳しくなった。しかし、民衆の怒りと抵抗の力は、ついに大統領直接選挙制の実現に道を開いた。民主化の嵐の底力となってきた女子労働者たちは、三月、韓国女子労働者協議会を結成し、つぎのような声明を発表した（要約）。

韓国の現政権―全斗煥政権―は、少数の独占資本や外国勢力の利益を代弁する軍事独裁政権です。韓国は国家としての経済成長を遂げる一方で、政権の座を維持するために多くの人々の生存権を奪ってきました。国民の主権を外国勢力に譲り渡して、人々の民主主義への希望を、拷問や暴力で踏みにじっているのです。

私たち女子労働者は、男子労働者の半分にも満たない著しく低い賃金で、長時間きつい労働に従事しており、その中で生命や母性が脅かされています。同時に家事責任を果たすという二重の重荷を背負っています。その上、職場や社会での性的嫌がらせも深刻な問題となっており、最悪の場合は性的拷問さえ受けてきました。

しかし私たちは、厳しい労働に耐え、迫害や抑圧を乗り越えて、より良い社会と労働者の解放のために全力を尽して闘ってきました。

組織労働者の運動は、現在、韓国の中でもたいへん重要な位置を占めていますが、それは、これまで積み重ねられてきた女子労働者の命がけの闘いの結果なのです。

たとえば、基本的生活を営む権利の保障を求めて闘ったカン・チュー・リョン（ピョンヤンゴム工場労働者）、朴前大統領の軍事独裁政権の末期、一八年間の維新体制を打破するために命をかけたキム・キョンスク（YH貿易）、一九八五年に九老地域で行なわれた驚くべき勇敢な闘い、それらを土台として、いま労働組合運動は質的に転換するところまで到達しました。

労働者は政治的な力として成長し、すべての人が解放される社会を建設するための最前線に立つという役割を担いつつあります。私たちは、今後の課題として、労働者大衆の政治的な力量をますます強めることが大切だと考えます。広範な人々の理解の上に運動の基盤を作り、それによって闘いの先頭に立つ人々を強化しなければなりません。

これまで多くの女性たちは、女性としても労働者としても自立した意識を持てず、闘いの中から離れて結婚し、安全な家庭生活と子育ての中に身を投じてきました。働く女性たちの運動では、労働者の解放と女性の解放を切り離すことはできません。

女性に対する差別政策は、資本家の最大利潤を保証するものです。女性の基本的役割は家事労働だとすることは、女子の賃金が男子の半分であることを正当化し、女子の低賃金は男子の賃金を引き下げる役割を果たします。だから男子労働者も、女性に対する差別に対してともに協力して立ち上がらなければなりません。

資本家は男性と女性を分断しようとしています。労働者の団結を弱め、労働組合運動の力を低下させるために、性的差別のイデオロギーを強化しようとしているのです。

女子労働者は、結婚・妊娠で仕事をやめるように圧力をかけられ、退職して再び労働市場に戻るときは、もっとも不安定で劣悪な労働条件で働くことを余儀なくされます。

次代を担う子供を育てるべき母性の保護は、社会的なものであるにもかかわらず、危険な労働環境と劣悪な労働条件、長時間労働によって母性は破壊され続けています。

私的なものとみなされる家事労働は女性だけの負担になっています。家事・育児の社会的責任を明らかにするために、政府や資本家に保育所をつくらせる闘いも必要です。

このように、女性たちがかかえている特有な問題が、すべての労働者の共通の問題となり、女性に対する差別と抑圧を打ち破るために、手をとりあって闘わなければなりません。女子労働者自身が、女性として、労働者として統一的な自覚を持ち、労働運動の先頭に立って闘っているという自信を持って、一層前進しなければなりません。韓国女子労働者協議会はそのために結成されたのです。私たちは、自立的な労働者運動と女性運動の確立を目ざして、すべての女子労働者をまきこんで進みたいと思います。

女子労働者に正当な権利を！

――アジアの女子労働者と労働法――

第六章（つづき）
団結する権利と
女性の労働組合
への参加

女　女子労働者
雇　雇用者
官　登録官

一般的に、「女性の社会的地位が低いのは、男性に経済的に依存しているから。だから女性の地位を向上させるには、男女の雇用の機会を均等にすることが必要だ。」と考えられている。東南アジアでは、過去十年、輸出指向型工業化が進められ、その経済開発に及ぼしてきた影響が注目を集めてきた。

その中で女性は経済的従属から抜け出し、家事からもある程度解放されたが、労働市場への積極的参加や、職場での意思決定への参加という点では、まだ改善されるべき点が多い。サービス部門に急速に増加しつつある女性が組織化されれば、状況はかなり変るだろう。とくに労働組合の指導部に女性の数を増やして、本当に女子労働者の利害が反映されるようにする努力が大切だろう。

職業についての問題を解決する上で、女性の労働組合に対する期待は大きい。そのことは、組織化を進めていく上でプラスの要因になっているが、労働組合における女性の権利は、まだ条件つきのものである。

女　たとえばインドのカンプールで行われた調査によると、労働者階級の運動を組織する上で、女性は同等に扱われなかったんです。

女　それに女子労働者の中に、草の根の指導者がほとんどいないんです。

女　男性主導型の組合でも、女子労働者の要求をもっと受け入れなければ、私たちは、対抗組織というわけではないとしても、組合とは別の組織をとおして闘うしかなくなります。

女性の組織化を進めている場合でも、組合の方針作成の段階での女性の参加はまだ非常に少ない。この傾向は、企業内の地位でも同じで、女性は親睦部門や職業訓練部門など、余り重要でない地位で働いている場合が多い。

女　日本のような先進国でさえ、総労働人口四、〇〇〇万人の三分の一を占める女性が、重役になる道はほとんど閉ざされています。

女　一九八一年大学新卒初任給は、男性五八三ドルに対し女性五五〇ドルだったんですよ。

女　こんな不平等がまかりとおっているのは、社会の中の女性の地位が低いからなんです。

このように女性の社会的地位が低いことは、人々の態度や制度上の問題に関連がある。

雇　組織の中で比較的高い地位の女性でさえ、引き立て役とか世話役という役割を引き受けたがるものですよ。

女　ほらごらんなさい。ああいう風に男性は私たちの力を狭めようとしているんです。とくに男女平等の問題に発展しやすいような団体交渉や職場の苦情処理には、私たちが参加しないようにさせるんですよ。

女性の利益を守るためには、労働法の制定と団体交渉と両方必要だが、そのどちらに重点をおくかは、各国の状況や伝統によって決ってくる。

女　だけど、都合のよい労働法を制定し、施行する上で、決定権を握っているのは経営者なんです。

賃金・機会・待遇の平等に関する

最近の法律によって、労働組合の果す役割にも変化が生れてきた。以前よりは女性が組合活動に参加するようになってきたが、まだ女性は労働予備軍だという考え方が根強く残っている。こういう態度が、女子労働者の生活を向上させる上で、大きな問題である。

女性の雇用機会を増大し、生活水準を高めていく方法はいろいろ考えられる。

女　多くの国々で男女別のカリキュラムや就職指導が行われているために、女性が低賃金の職場や低い地位に集中しています。

だから女性の働ける職場を拡げ、雇用機会を増大し、雇用保障をかちとっていくために、教育目標を変えたり、職業訓練・再訓練のための制度や施設を拡充していくことが大切である。

さらに保育施設のような社会的基盤の改善が、女性の地位向上のために不可欠である。

第七章　ストライキ＝労働者階級の武器

一九七九年のマレーシアの政治状況は、「相対的に安定しているが、自由が余り認められていない」という評価がなされている。「増大する共産主義の脅威を取り締まるために、国内治安法や治安問題法がある。アジアの中でもマレーシアが一番政治犯が多いという人もいるし、大学法という法律が、学生の労働運動へのかかわりを禁止している。

一九八〇年五月、労働法が改悪され、労働運動はさらに厳しく制限されるようになった。

改正労働組合法の各項目を見ていくと、政府が労働組合の活動を最低限に抑えて、ついには消滅させてしまおうとしていることがわかる。

女　現行法下では労働組合は団体交渉をすることができないんです。

雇　労働組合法が改悪される前から、企業の安定は完全に保護されていましたよ。

労働組合がストライキに入るときは、三分の二以上の組合員の支持がなければならない。またスト権投票後一四日以内に、経過および詳細な行動計画を労働省の登録官に届け出なければならない。

投票結果を届け出てから七日間は、ストを開始したりロックアウトを宣言したりしてはならない。登録官は、いつでも労働組合事務所に立ち入り調査をする権利があり、もし何らかの違反を発見したら、ストを中止させる権利もある。

官　だから私が社長、監査役になったと同じで、何でもできるんだ。

ＩＬＯ条約第八七号第一部第四条に、「労働者団体及び使用者団体は、行政的権限によって解散させられ又はその活動を停止させられてはならない」と定められている。それにもかかわらず、労働組合活動は、多くの制約を受けている。

たとえば労働組合が他の団体に加盟するときは、登録官の許可が必要とされ、また、当事者以外の争議行為への参加は認められない。

「本項は内務大臣に労働組合の争議行為を六ケ月停止させる権限を与える。大臣が当該争議がマレーシアの全国または一地方の公共の秩序を乱す恐れがあると判断した場合に、この権限を発動することができる。」

女　違法ストの場合、五〇マレーシアドル（五〇〇〇円）の罰金がとられます。しかも罰金額はどんどん高くなっています。

つまり、この改正労働組合法は、違法ストを防止し、労働大臣の争議への介入権を拡大するために作られた。このようにして、労働者の権利を守るための一番大切な武器であるスト権が奪われてしまった。（第七章つづく）

ペナン自由貿易地域をたずねて（上）
電子女子労働者と交流

志賀寛子

四月二十日から三日間、マレーシアのクアラルンプールで開かれた「女性と技術革新」と題するアジアセミナーに出席したのを機会に、ペナンに足をのばし、多国籍企業に働く女子労働者をたずねた。まる二日間という短い滞在であったが、昨年十一月にペナンに進出したばかりの三洋電機の工場見学をはじめ、電子・繊維産業に働く女子労働者や労働組合の幹部と懇談する機会にめぐまれた。

多国籍企業には半永久的に特典

会議を終えた翌朝、飛行機でペナンに向った。ペナンは「東洋の真珠」とよばれ、美しい海に囲まれた人口五〇万人ほどの小さな島である。

しかしいま、ここには多国籍企業がむらがり、島の人びとの生活のありように大きな影響を及ぼしている。

マレーシアには自由貿易地域（FTZ）が一二カ所ある。このうち五カ所がペナンに集中しており、日本の企業も多数進出している。一九八六年現在、マレーシアへの進出企業数は三二五件（うち製造業一七九件）で、八〇年以降一三〇件近くふえている。これらの企業はマレーシア政府の手厚い保護政策のもとで、現地の女子労働者を低賃金と劣悪な労働条件のもとに働かせて、利益をむさぼっているのである。

マレーシアはタイやフィリピンなどに比べると、清潔で、道路もよく整備されている。ペナンでも同様であった。しかしそれは住民のためにではなく、多国籍企業のために整備したものである。政府は企業誘致にきわめて積極的で、多国籍企業にはあらゆる特典を与えている。FTZで操業する多国籍企業は、最初の一〇年間輸出・輸入にかかる税金を免除されるが、最近政府は、さらに一〇年延ばして二〇年にした。それでも利益の出ない企業にはさらに免税期間の延長をみとめるそうだ。

「つまり半永久的に特典を与えることになったのです。それで日本の企業進出が最近ものすごいのです。」

電機産業労組のタンガヴェロー氏（労使関係担当）はこう話していた。

米系電子工場の検査エラディカさん

空港に迎えにきて下さったチャンさん（三月に交流センターの招きで来日した女性）の車で、ある女子労働者の家をたずねた。米国資本の電子工場に働くインド系の女性で、名はラディカさんといい、二四才のなかなかしっかりした女性である。ちょうどこの日は早番の勤務を終えて家でくつろいでいた。

彼女は、ラジオ部門の品質検査工で、一四才のときから働いているという。労働条件についていろいろたずねてみた。

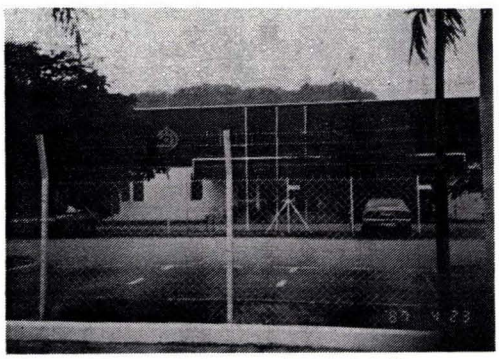

フェンスの向うは日本の進出企業

勤務は二交替制で、早番が朝の六時から一四時まで、遅番が一四時から二二時まで。二週間で交替する。しかしこれはタテマエであって、会社の生産性が下がると一二時間労働を強要される。この日も彼女は夕方六時まで働かされるところであったが、私のために、それを振りきって帰ってきてくれたのであった。

勤務時間は拘束八時間だが、休憩時間はつぎのようになっている。

早番の場合、六時出勤、八時から二〇分間休憩があり、このあいだに朝食をとる。一一時から二度めの休憩が三〇分間あり、一四時におわる。

三〇分間の休憩時間に何をしているのと聞くと、いろんな人たちの不満を聞いてアドバイスするという。たとえばこんな相談をうけることがある。

「スーパーバイザー（監督）に仕事のことで注意された。彼は、オレと一緒に寝れば許してやるといっている。どうしたらいいだろう」と。

仕事に対する不満の相談もある。ノルマがきびしく、能率の悪い人は容赦なく排除される。それがどんなふうに行なわれるのか、また、賃金や産休について、次号で報告したい。

（コンピュータと女性労働者を考える会々員）

フィリピンからの花嫁

「嫁不足」—なぜアジアから？

「フィリピン花嫁を考える会」が〝どう思う?!東南アジア女性との集団見合い・結婚〟という集会を開き資料をまとめた。これをもとに、今増えてきているアジアからのお嫁さんの問題を考えてみたい。

山形県朝日町、大蔵村が先鞭をつけ、今あちこちの農村でフィリピンなど東南アジアから花嫁を迎えることを行政が積極的に考え始めている。すでに七年前から合計一三人の外国人女性が嫁いできている朝日町には、全国各地の自治体や農協からの視察、問い合せが相ついでいるという。

本来、個人的事柄である結婚問題に行政が金を出してとり組む理由は、深刻な嫁不足をこのまま放っておくと町や村の存続にかかわるからである。朝日町の場合、人口は一万人強で、この三〇年間に六千人近くが流出し、高齢化もすすんでいる。三〇代独身男性二三九人に対し同年代の未婚女性は五〇人弱である。嫁不足は農家のみの問題ではなく、村ぐるみの問題であり、だから地域発展のために行政の手で国際結婚が推進されているのである。

町当局は「単に嫁がいないから」ではなく、二十一世紀の国際化時代を先取りし「町自体の国際化を狙っている」と意義付けしているが、その中味はあるのだろうか。

朝日町の場合、お見合と婚約に一週間かける。男性一人に対し三〜五人の女性がいるので、一週間のうちに一〇〇%婚約までに至る。その後一カ月半の期間を置き再びフィリピンに出向き結婚式を挙げ新婚旅行をかね帰国という日程だが、大蔵村では一週間で見合いから結婚まで済ませてしまっている。

お見合である以上、男性側にも女性側にも参加のための条件がある。朝日町の場合、女性に求める条件は、まず短大・大卒以上であること。次に、日本語が話せたり過去に出国歴のある女性は条件外となる。第一点は、いい素質をもった女性を意味すると同時に、結婚後仕送りの必要のない経済的にある程度しっかりした家の出身であることを意味する。つまり〝貧しいものは入れない〟ということである。第二点は性産業に関わりをもったことがないという保証である。

逆に男性側に求められるのは、定職があること、酒乱でないことの二つである。大蔵村の場合、女性の側から日本的生活は姑から学ぶので両親が健在であることという要望が強く出されているという。

お見合から結婚に至る費用はすべて男性の負担となる。朝日町の場合、約二〇〇万円かかっている。役場が間に入っているが、現地で女性を集め段取りをするのは、現地にいる日本人の業者なので当然謝礼が払われており、一歩あやまれば女性斡旋のブローカーが入り込む危険がある。

☆

国際化を狙っていると言いながら欧米諸国からではなく東南アジアからばかりお嫁さんを求めるのはなぜか。行政担当者の言葉を借りれば「アメリカの女性は男女平等の意識が強くて難しい」「台湾や韓国の女性の意識は日本人と同じだし、経済発展によって結納金も日本並みに高い」「欧米諸国では生活水準が高いので、貧しい国の女性じゃないと決断は難しい」「フィリピンの女性は、親を大切にし、祖先への敬意を持っている」——かくして、経済状況の悪化によって失業率も高く、大量の出稼ぎ労働者を海外に送り出して婿不足に悩むフィリピンから花嫁を迎えることになる。

彼女たちに期待されることは、子供を産むことであり、老人を家庭で介護すること、それによって地域の発展に寄与することである。彼女たちの気持を思いやる余地はまったくない。こうしたやり方に「貧しい国から二〇〇万円で嫁を買ってくるのは当然であろう。

なぜ農家に嫁が来なくなったかの解明がないまま東南アジアから嫁を迎えることは、単なる緊急避難でしかない。戦後近代化の中で農村を切り捨て、今また農業の自由化が叫ばれ農業の将来は明るくない。農家の女性たちは、労働力として期待されながら財産相続、権利、地位の面で十分な評価がなされないままの状況にある。ここに「嫁はほしいが娘は農家に嫁がせたくない」という農家自身の女性たちの意識と現実がある。

日本は「富める国」となり、女性たちは、自らの将来を選択できる幅が格段に大きくなった。日本の女性が「農家の嫁」として期待できないからといって、働きたくとも働く場所がなく、生きるためのぎりぎりの選択に迫られているアジアの女性たちを、ただ利用してよいのだろうか。

〈事務局日誌〉

4月4日　学生学習会
4月9日　フィリピンミツミ女子労働者と懇談（横浜）
4月15日　翻訳グループ学習会
4月18日　学生学習会
4月20日　4月定例事務局会議
4月21日　第10回運営委員会
オーストラリア合同教会より来室
5月2日、3日　YWCA憲法研究会講演（塩沢）
5月11日〜14日　CAW常任委員会・ソウル（山野）
5月11日　日本福祉大学講演（塩沢）
5月16日　学生学習会
5月20日　翻訳グループ学習会
5月25日　5月定例事務局会議
5月26日　進出企業問題を考える会講演（塩沢）
6月2日　東京ユニオンチャーチ・J・プルエット氏来室
6月13日　神奈川県婦人総合センター生涯学習講座講演（広木）
6月17日　翻訳グループ学習会
6月20日　浅野順一賞受賞及び記念講演（塩沢）、学生学習会
6月23日　埼玉県婦人大学校講演（塩沢）
6月25日　私立保育園連盟全国集会分科会助言（広木）
6月27日　フィリピンスタディツアー第一回準備会
6月29日　国籍研究会（広木）

アジア女子労働者会議 十月、香港で

CAW（アジア女子労働者委員会）は、この十月に香港で、「労働問題を超えて――アジア女子労働者の闘い」と題するアジア地域会議を開催します。

女子労働者の組織化と闘いについての経験交流を通して、女子労働者に期待される社会的役割、宗教的・文化的要素など、とりまく状況を話し合います。

図書紹介

松井やより著『女たちのアジア』

多国籍企業の搾取に苦しむ女子労働者。先進国向けの輸出作物を作るプランテーション労働者。幼い子供を故郷に残し、虐待と孤独に耐えて働く海外出稼ぎ労働者。男たちに性をもてあそばれる十代の少女たち。古い伝統や慣習によって、生きる権利さえ奪われている妻たち――貧困と抑圧に苦しむアジアの女性たちの心の痛みを、著者は深い共感を持って伝えている。

しかしどの国の女性も、泣いてばかりはいない。先進国の搾取を甘受してはいない。抑圧され、搾取されている女性自身の人間の尊厳を守る闘いは、なんとかして、彼女らと共にありたいと私たちの心を動かす。教育を受ける機会に恵まれた女性たちが、知性と同胞への愛を持って、社会的な活動に参加している姿にも胸を打たれる。（岩波新書・四八〇円）

アジアを考えるシリーズ Vol.2「フィリピン」

昨年八月、京葉教育文化センター主催のフィリピン・スタディーツアー参加者がまとめた報告書（当センターから広木参加）。フィリピンの政治・経済状況についての講義をはじめ、スモーキー・マウンテン――ゴミの山に生きる人々、零細漁民からのメッセージ、新しい農村のあり方を求めて、バターン輸出加工区――フェンスの内と外など、現地の人々の話や資料を、できるだけ忠実に再録し、それぞれに参加者の想いを書き添えてある。

アジアの人々から何を学び、周囲の人々にそれをどう伝えていったらよいか、スタディーツアーの一つの意味を示してくれる。同シリーズ第一号として発行されたスタディーツアー報告書「マレーシア」も合わせてどうぞ。申し込みは当センターへ。（風間企画・五〇〇円）

英文資料「日本の女子労働」No.2

男女雇用機会均等法が施行されて一年余り、日本の女子労働者はどのような問題に直面しているか、第一号への海外からの反響に答えて第二号が発行されます。主な内容はつぎのとおり。

一、男女雇用機会均等法施行一年間の女子労働者への影響
二、労働基準法（労働時間制）「改正」案の問題点
三、コンピューター化のもとでの女子労働者
四、パート女子労働者の解雇（サンヨー電機）

年二回発行予定（一部三〇〇円、送料七〇円）

あとがき

連日三〇度を超える暑い日が続き、まさに夏本番を迎えています。

「アジアの仲間」の編集と併行して、英文資料の作成にとりくみました。均等法施行後一年間の「成果」をみると、コース別人事制度の導入などによって、働く女性たちの期待はまたもや肩すかしを食いました。

さらにひどいのは労働基準法「改正」案。これで労働時間が短縮されるなんて……。経営者が、残業手当も払わず労働者の都合も考えずに〝弾力的に〟労働者を働かせる自由を獲得するだけ。日本の労働者は欧米諸国に比べて年間三〇〇〜五〇〇時間も長く働かされているのに、アジア諸国の長時間労働を引き合いに出して国際競争力を云々するとは、なんという無責任さ。

「改正」案が通れば、有給休暇も大幅に企業に管理されることになりそうです。日本のサラリーマンの有給休暇平均取得率はやっと五割強、夏休みは四日余りだそうですが、みなさんはどんな夏休みを過ごされますか。〝休養型〟〝充電型〟いろいろありますが、人間らしい生活をとり戻すために、労働時間の短縮は切実な要求です。（H）

女子労働者通信　第18号

アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター
〒160 東京都新宿区西早稲田
2-3-18-34
発行人代表者　塩沢美代子
編集責任者　広木道子
電話 03-202-4993
郵便振替　東京0-70086

生活の苦しさ綴った女子労働者
スリランカのFTZで不当解雇

九月三日、自由貿易地域（FTZ）のスター縫製工場で一年間の臨時雇用労働者として働くマニケは「ダビンドゥ」という自由貿易地域の女子労働者むけの新聞に詩を載せたという理由で解雇された。

スリランカで最初のETZは一九七八年にカトナヤケにつくられたが、一九八六年の終わりまでに六八の工場が操業しており、四万人の労働者が働いている。

マニケが働いているスター縫製工場はかなり古い会社で、西ヨーロッパとアメリカ合衆国に向けて輸出する衣料品を製造している。彼女は兄弟・姉妹を大勢かかえた大家族の出身である。父親は村で農業をしており、母親は家で仕事をしている。マニケはアンパライという南部地方の出身なので、今はETZ近くにある寄宿舎に住んでいる。

〝ダビンドゥ〟とは汗という意味である。一九八七年の七・八月号に掲載されたこの詩は、マニケの工場での生活、地方で暮らしている両親や弟妹達の生活の貧しさ、苦しさを綴ったもので、女性として、そして労働者としての日々の生活と闘いを率直に述べたものであった。

彼女は八月二十七日に工場の事務所に呼ばれ、「詩の内容は偽りで、誰かに強要されて書いた」という証明書にサインをするように命令された。最初、彼女は拒否をし続けたが、警察につき出すと脅かされてこれにサインをした。

二十八日には経営者の所に、九月一日には大コロンボ経済委員会の事務所に連れて行かれ、ここでも別の用紙にサインを強要された。もしサインしなければFTZではもう仕事は得られないと脅迫されたのである。

九月三日に職場に戻るようにと言われて行ってみると、また、「会社の名誉を汚し、会社に対する破壊活動を行った」と書かれた証書にサインをさせられた。その後賃金とBカード（従業員共済基金）を渡され、身分証明書をとられて会社からすぐ出て行けと言われたのである。

このマニケの話はFTZで行われていることの氷山の一角にすぎない。しかしこのケースは非常に重要なものでFTZの中で労働者がどの程度自由を享受できるのかを物語っている。労働者には組織の自由も表現の自由も与えられていないのである。

マニケが解雇撤回をかちとるまで、闘いをつづけられるためには、国内の労働者はもとより国際的な労働者の支援が必要になっている。

労働時間制変更で変則労働導入も

本年三月に国会に上程された労働基準法「改正」案が、八月の国会で成立した。政府は「週四八時間労働制から週四〇時間労働制への移行で労働時間の短縮」といっているが、変則労働時間制の導入などによって一日八時間労働の原則をくずし、当面は週四六時間ということで四〇時間への移行も見通しがないことなどから、多くの労働者や知識人がこれに大幅な修正を求め、あるいは反対してきた。

産業構造のソフト化、サービス化の急激な進展に合せ、労働力を企業に必要な時間だけ効率よく、しかも安く使うことで、国際競争力を一層強化しようとすることが狙いだが、日本の労働時間が欧米先進国に比べ、年平均五〇〇時間も長いということには目をつぶっている。

最終的にはいくつかの修正を付して可決したが、労働者を長時間、変則労働に追いやる危険性はきわめて大きい。実際の運用では労使協定が必要なものもあるが、個々の労働者の声がどれくらい反映されるものか、未組織労働者の場合はどうなるのか、多くの問題を残している。

韓国・民主化求め力強い歩み

労働争議　三ヵ月で三五〇〇件

四月十三日の全斗煥大統領による改憲中断声明は、韓国の人々の現政権に対する怒りを一気に爆発させた。それは、長期にわたる軍事独裁政権からの解放を求める人々のねばり強い闘いと流れを一つにして、大きなうねりとなり、その力がついに、六月二十九日の盧泰愚政府与党代表による「民主化宣言」を引き出した。

六・二九声明以降九月末までの三カ月間に、韓国では三五〇〇件もの労働争議がおき、一一〇〇の労組が新たに生まれたという。労働者の生存権、労働基本権の保障を求めて闘う韓国労働者の近況をお伝えしたい。

政府統計によると、本年一月から九月七日までの労働争議は三一五九件で、昨年一年間（二七六件）の一一倍にも達している。このうちの九六％は六・二九声明以降のものである。現代、大宇、三星など独占的な大企業から、下請関連を含む中小企業まで、また、自動車、造船、鉄鋼、電子などの重化学工業から、繊維、雑貨など軽工業及び交通、ホテル、デパートなどサービス産業に至るあらゆる産業の労働者に広がっている。

そもそも韓国の労働者の状況が、国際的な水準に照らして問題が多いことは、ＩＬＯ（国際労働機関）が指摘するとおりである。

まず労働時間について、週平均五四・三時間（一九八五年）というのは、同じくアジアＮＩＣＳ（新興工業諸国）と呼ばれるシンガポールと比べても五・七時間も長い。七九年以降は労働時間が年々長くなっており、過去一〇年間、世界でも最長労働時間を記録している。そして女子の労働時間が男子のそれよりも長いことでよく知られている。

実態は統計数字をはるかに超えている。一日一一時間、すなわち週六六時間はふつうで、休憩時間なし、二交替連続労働、休日なし等で、週七〇～八〇時間労働もざらにあり、七二時間ぶっつづけで働くことも、しばしばある。実際、仁川（インチョン）の大宇重工業では週九五時間～一〇四時間という長時間労働を強いられている。

長時間労働は、低賃金の結果でもある。韓国労働組合総連合の試算による八七年の最低生活費は、四人家族で五二万四〇〇〇ウォン（約一〇万円）であるのに対し、賃金は全産業平均で二六万八〇〇〇ウォン、サービス労働者、生産労働者の賃金は二〇万ウォンそこそこである（八五年）。

もう一つの世界一の記録は、労働災害の多さである。八五年は一四万件、一四万一八〇九人の被災者のうち、一七一八名が死亡している。この数字は従業員一〇人未満の事業所を含まず、したがって全労働者の半分は対象外である。その上、無届けや職業病のケースを考えれば、実数はこの数倍にのぼると見られる。

☆

このような劣悪な労働条件の改善を妨げているもの　―それは、労働者の基本権（団結権、団体交渉権、団体行動権）が事実上否定されていることによる（八〇年末の労働法改悪は、労働三権剥奪を明文化したもの。「アジアの仲間」第一号参照）。

たとえば、一企業一労組の原則のために、民主的な労組を結成しようとしても、その複雑な認可手続きの過程で組合リーダーが不当な弾圧を受けたり、行政当局とグルになって会社派の労組が先に認可されるという例は限りなくある。産業別労組の禁止や第三者介入の禁止によって、他労組と交流し、連帯する機会も奪われている。

ストライキに至っては、法的手続きを経ていれば、決行にたどりつくことは不可能に近い。スト通告後二〇日間のクーリング・オフや調停機関にかかっている間に、組合のリーダーが解雇されてしまうからである。多くの労働者は長い間、未組織のまま、会社の御用組合に支配されてきた。だから、この夏の労働争議の主な争点は、①民主的な労組の認可②賃金引き上げ、③労働者に対する差別待遇をやめさせるなどであった。労働者が人間らしく生きるためのもっとも基本的な要求である。

三五〇〇件の労働争議のうち、九月末日までにその大半は何らかの形で解決している。しかし、八月二十二日には大宇造船労働者が機動隊の催涙弾によって殺され、そのほかにも何十人という労働者が機動隊との衝突や暴力団の襲撃を受けて負傷している。その間に拘束された労働者は五二五名にのぼり（九月二十四日現在）、労働運動弾圧を止めるように経営者団体に申し入れをした五人の牧師が逮捕され、拘留されている。

六・二九声明にもかかわらず、労働運動への弾圧は一層厳しくなっている。だが、この夏発揮された労働者の力は、韓国社会の民主化を支える要として確実に成長している。

ペナン自由貿易地域をたずねて（下）
ZD運動で労働強化に

志賀寛子

ノルマを達成できないと休み時間も休まずに働かねばならない。それでも三日間くらいつづけて達成できない人には警告書が出て再訓練の対象になる。再訓練は二週間。この間は基本給しか支給されない。再訓練を終えると職場にもどる。だがまたノルマが達成できなかったりミスをすると、再訓練をうけさせられる。三回くらいミスをすると解雇の対象になる。最近も一人解雇された。解雇される前にイヤ気がさしてやめる人もいる。やめさせる戦術としても使われている、とラディカさんは言っていた。

賃金は基本給と手当からなっている。基本給は職種によってちがうが日給で九マレーシアドルから一〇ドル、それに午後のシフトだと一・六五ドル、夜のシフトのときは三ドルが加わり、さらにCOLA（緊急生活援助手当）が一・九二五ドル支給される。マレーシアは経済成長をつづけているのでインフレも相当進んでいるのであろう。COLAはどこの企業でも支給されている様であった。ボーナスは二カ月（去年までは一ケ月）を一二月に支給される。

マレー系住民優遇策

休暇は、八日から始まる。彼女は一八日間ある。産休は日本人にはちょっと理解しかねるような特別の措置がとられていた。

周知のように、マレーシアの人口比率はマレー系住民が五〇％弱、中国系住民約四〇％、インド系住民が一〇％弱となっているが、現政府は近代化およびルックイースト政策をとるなかで、マレー系住民の政治的社会的分野における支配力強化をうちだし、人口比率もマレー系住民を五〇％にまで高める政策をとっているという。そこで産休についても、マレー系住民は第五子までとれる様になった。但し他の人達は三子までである。休暇期間は聞きもらしてしまったが、予定日の一週間前から休むことができる。

余談になるが、マレー系住民優遇策は相当極端の様である。クァラルンプールで乗ったタクシーの運転手はインド系であった。チャンさんが運転手に「あなたよく免許がとれたね」と聞くと「マレー系の人から免許を買ったんですよ」と事もなげにいった。この様な人種政策は必ずどこかで破綻するのではなかろうか。

ラディカさんは「労働はつらいことばかり」と言ってため息をついた。

ことしの始めからZD（ゼロ・ディフェクト）運動が導入され、九九・九九九％を目標にノーミス運動にとりくんでいると云う。このため何人かが日本に研修に行った。ミスはかなり減った。しかし品質管理のセクションにいる自分たちは、グラフや表をつくる仕事がふえて忙しくなった。不満を言っても、必要だからととり合ってくれない。しかしミスが減れば検査工の仕事はいらなくなるのではないかと心配だ。「その時はその時。また職場を探すわ。今迄だってそうやってきたんだから。」

ラディカさんはくったくなく笑った。

夜は、繊維労働者の寄宿舎をたずねた。中国系の女子労働者が一九人で共同生活をおくっている。日常の会話は中国語が主らしく、キッチンの壁には整理整頓といったたぐいの標語が、中国語でいくつかはってあった。

彼女たちの仕事はTシャツなどの縫製が主で、賃金は出来高制。皆勤すると手当が出来高の一三％ほどつく。また六年以上働いた人に報奨金としてサラリーの一〇％近く出る。カッティング、デザイン（ししゅう）、縫製、アイロン、梱包の全工程できる人は、出勤するだけで八ドルの特別手当が出る。有給休暇は一年目九日～一〇年目二〇日まで。なお勤務時間は八時一五分から五時まで。

西郷輝彦、松田聖子ファンの、人なつこくて気のいい娘さんたちであった。（コンピューターと女性労働者を考える会々員）

女子労働者に正当な権利を！

――アジアの女子労働者と労働法――

第七章（つづき）
ストライキ＝
労働者階級の武器

女　女子労働者　組　労働組合
雇　雇用者　投　投資家
官　政府官僚

マレーシアにおける一九八〇年の労働法改悪の中では、次のような問題点がクローズアップされている。

○　社内での昇進・職務命令は経営権に属する。

○　労働組合は政党を組織することができない。

○　組合費は組合活動の細目が明記されたものにだけしか使えないし、どんな場合も政治的目的のために使用することは禁止されている。

○　労働者が相談機関等に加入することも禁止されている。

○　一産業一組合と限定し、たとえば電子労働者が電機労働者の組合に加入することを禁止している。

組　これまでずっと電子産業に働く労働者が組合を組織できるように、当局に許可を要請してきたんですよ。

組　電機労働者の組合としては、電子労働者の人たちをいつでも歓迎するんですが……。

官　いいえ、同じ産業とか職種に属していない労働者が同じ労働組合に加盟することはできないんです。

一九五九年の労働組合法で別個の産業の労働者が一つの労働組合を組織することを禁止している。これは明らかに、政府が意図的に労働者を分断しようとしていることを表わしている。この結果、電子労働者は、電機労働者の組合に入ることもできないし、単独で組合を組織することもできない。

マレーシア政府は、外国資本を誘致するために労働法を改正したことが明らかである。労働者の権利を守るどころか、国内五〇万人の労働組合員にさらに制約を与えようとしている。このままでは、マレーシアでは労働組合は有名無実なものになってしまうだろっ。

官　政府は労働者の組織化を禁止しようとしているわけでなくただ若干の変更を望んでいるだけだ。

女　そうよ。海外資本のためにより安定した労働環境を保障したいんでしょ。

事実この労働法改悪は、労働者の就労規則や経営権に関連して起った数多くのストライキに対抗する措置だった。たとえば……

一九七九年冬、政府はマレーシア航空の組合活動に参加した組合員二三名を、国内安定法によって裁判なしに拘留した。それに対して、国際運輸労働組合連合は抗議行動を起した。シドニーでマレーシア航空機への給油拒否をしたため、飛行機が九日間待機し、国際線が何本もキャンセルになった。

雇　だから労働法を改正しなければならないんだ。とくに労働組合が連合体に加盟する時とか、海外の労働団体と接触する時には、当局の承認を要する、という条項が必要なんだ。

女子労働者が大部分を占めている繊維・縫製産業でも、組合に加入している労働者の条件はさらに厳しくなっている。一九八二年中頃、スンガイ・バカプにある繊維企業で、一四名の労働者が解雇されたが、前後の状況をみると、労働者が組合に加入してから、急に生産ノルマがとても達成できない程上げられたことが分っている。

八二年十一月から翌年一月までの間に一二〇〇人の労働者が解雇され、一六〇〇人の労働者が二週間から二ケ月の一時帰休を言い渡された。しかも正当な事前通告もなく、退職金、帰休手当、解雇手当もなく、いきなり解雇された労働者が多かった。

その上、労働組合は団体交渉権を認められていない。八三年一月、一

五〇人程のインド系マレーシア人の繊維労働者が、労働省前で平和的なデモ行進をした。それは八二年十一・十二月分の賃金未払いに対する抗議デモだった。同時に他の八五〇人の労働者が、マクマンディンの工場前でピケを張っていた。また、ミンマンディン工場地帯のパレス縫製工場で、約一五〇人の解雇労働者が工場前にピケを張ったこともある。それでも実際の労働者と雇用者の話合いでは、雇用者が労働者の申し入れを無視したり、一方的に話合いを打ち切ることもできる。

女　労働協約どおりにキチンと解雇手当を払ってもらわなければ困ります。

女　経営者は前日になって工場閉鎖を通告してきたんですから。

雇　法律で決められた最低額の解雇手当は払うが、協約にのっとった額のものは支払えん。

女　でも八三年一月に協約に署名したじゃありませんか。

女　昨年はボーナスも出ませんでしたよ。

労働法改悪によって、労働組合に対する制約が以前より厳しくなったので、全労働者の四分の三の未組織労働者の組織化がさらに困難になっている。多国籍企業は、マレーシアの労働法を改悪して、搾取を強化しようとしている。

フィリピンの労働法は、政府が開発政策を進めていく上で、労働者に社会的不正義を押しつけるために利用されている。

雇　開発を進めるには、とくに輸出型の製造業に対する海外や地元の資本家からの継続的投資が必要ですからね。

投　現実的にいって、現在の政府の経済政策は、海外資本の思うままですね。

官　私たちの労働政策や人材開発政策は、フィリピンの現状に適していますよ。

女　フィリピン労働者は、彼らの思うままなんだわ。彼らは、「労働者の福祉は保障されている」なんていうことさえいってのけるのよ。

一九七四年の労働法公布は、フィリピン労働者に新しい夜明けをもたらすものとして歓迎された。ところが実際は、海外からの投資を促進するのに必要な「平和的労使関係」を維持するために、「重要産業におけるストライキを禁止する」ことが、次のように決められている。

「労働組合活動および団体交渉は、制度的な調停または自発的調停を受ける範囲に限って、奨励される。従ってすべてのストライキ、ピケット、ロックアウトを禁止する。」（大統領令PD八二三号）

雇　フム、この法律は経営者のロックアウトも禁止しているわけだな。

雇　しかしロックアウトのかわりに、経営者は労働法が認めている予防的停職処分という方法を使えるんだ。これで問題のある労働者を働かせないようにできるというわけさ。

女　しかも労働者の側には、経営者と対抗できる手段は何もないんです。

ところがこの労働法が施行されてから、実際のストライキ件数は増加してきている。

女　どんな危険をおかしても、頼りにならない調停機関に依存するより、自分たちで権力の脅しに直面する方がいいんです。

最初のストライキの波がメトロ・マニラを襲ったのは、一九七五年にラ・トンデナというウィスキー会社の工場で職場放棄が起った時だった。これが三〇工場四万人の労働者のストライキにひろがった。

さらに翌年、一万五〇〇〇人の労働者がこれに続いて争議に入った。

（つづく）

スリカオ編物の解雇労働者
復職を求めて血書で抗議

タイ

前号でお知らせしたタイのスリカオ編物会社の女子労働者の解雇反対の闘いは、今なお続いています。

三月に賃上げと労働条件の改善を要求して以来、約一五〇名の女子労働者が解雇されました。オムノイ工業団地の経営者団体の支援をうけているため、スリカオの経営者はこの争議に非常に強硬な態度をとり、労働者との交渉を拒否して、三月十七日から六月十五日まで工場をロックアウトしました。

女子労働者はさまざまな方法で政府に仲裁に入ってくれるよう働きかけました。スリカオの経営者に解雇労働者の復職について交渉を再開させるよう、労働関係法第三五条の適用を求めたのです。

女子労働者四〇〇名（スリカオの労働者とサマッキ繊維工場で解雇された労働者も含めて）は七月八日、オムノイ工業地域からバンコックまでデモ行進をしました。一五〇名にのぼる女子労働者が庁舎の外で泊まりこみの抗議行動を行ないましたが、七月十八日に警官と機動隊に乱暴に追いたてられました。そのため労働者は王室競馬クラブに移り抗議行動を続けました。

労働省と経営者、労働者の三者代表の話し合いが持たれましたが、行き詰まり、労働者は絶望と無力さの中で行動をエスカレートさせました。八月七日、女子労働者六人と男子労働者一人、学生のリーダー一人が、政府が争議解決に失敗したことに対する抗議として頭を剃りました。庁舎の前に集まった女子労働者の多くは、仲間が一人ひとり頭を剃られていくのを見て泣き出してしまいました。

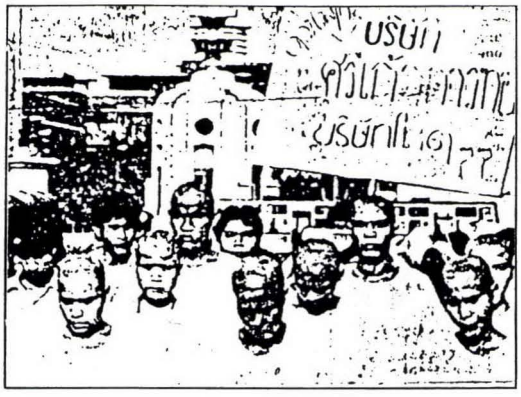

八月九日の集会では、女子労働者四人が腕を切り、その血で首相に抗議の手紙を書いて長びく争議を終わらせるように要求しました。

労働者の抗議におされて、政府はついに労働関係法三五条を適用し、八月十日、スリカオの経営者に解雇された労働者三六人を復職させるよう命令しました。残りの九五名はロックアウト以前に解雇されているのでこの法律が適用されません。

一方、スリカオの経営者は政府の命令が不当であるとしてこれを拒否しました。経営者は、「もし労働省が三六人の復職をあくまで主張するなら会社を閉鎖し、中央労働法廷に訴える」として、女子労働者の復職はいまだに実現していません。

会社側と政府機関とのゆ着も指摘され、この闘いは極めて困難です。労働者の経済状態も非常に逼迫したものとなっており、財政的支援をも訴えています。

前号で抗議ハガキにご協力いただきましたが、労働者への激励の手紙を当センター宛お送りいただければ、翻訳して女子労働者にお届けします。（「THE NATION」一九八七年八月、UNION FOR CIVIL LIBERTY）

フィリピン研修旅行
バターンEPZなど訪問

八月二～八日、女性ばかり一四名のスタディツアーを行った。マニラとバターン半島で次のような所を見学、交流した。

輸出加工区（EPZ）の工場から出るゴミを拾って生活している人達。最低の生活も保証されてない中で生きていく権利を主張しつつ他の社会運動にも関わっているリーダーの話をきく。

EPZ建設で強制移住させられかつ工場廃液などで漁獲が減っているという漁民との交流。日比友好通商航海条約の問題など指摘。

EPZの中で三月からピケを張っている女子労働者との交流。現場に一泊。

縫製工場見学と組合役員との交流。廃虚に等しい建物など施設ばかりが残り、人のいないEPZ内を見学。

オロンガポでは米軍基地労働者の話を聞き、周辺歓楽街で働く女性たちのための教育プログラム活動を知る。

その他、モロング原発阻止闘争の話をきき、マニラでは工場を見学した後労働者の居住地を訪問した。またKMK（女子労働者組織）とガブリエラ（婦人団体連合体）からその活動状況を伺った。

スタディツアーに参加して

〝一人ぼっちじゃない〟

萱村　富子

今年の春、アジアの女子労働者と交流する機会に恵まれました。香港の方から、家事・育児・仕事をどうやっているのかという質問が出されました。私と似た悩みを持っている人が、アジアにもいることを知り、もっと知る事でいい解決方法があるかもしれないと、思いきって自分の狭い生活の枠から出てみました。

フィリピンは、空が青く、高く、緑もえんえんと広がり、解放的な、おおらかな景色でした。でもそこに住む人は、食べる物もない程貧しく、生活するのも命がけ、組合を作るのも命がけ、まして政府や外国企業に要求するのも命がけなのです。外国企業系の労働組合を訪問した時、女性も議長や役員になっていて、女性の問題、労働者の問題を考えていました。私など自分の生活、自分の大変さしか見えてないのに、その点ずいぶん違うと思います。

彼女達は決して自分が一人ぼっちと感じた事はないそうです。組合の強い企業では「共働き」「子供を育てながらの共働き」が急に増えてきているそうですが、実家、親類、隣近所などあらゆる方法で対処しているようです。保育所の運動もはじまったようです。私も悩むばかりでなく、何が大事なのか、考えながらやっていきたいと思います。

工場労働者の居住地で

西沢　亨子

マニラで西独系の縫製工場を見学する。操業を始めて四年目、従業員の九〇%が女性だ。数少ない男性労働者の一人の自宅を見せてもらうことになった。

広い通りから折れてしばらく行くと、細い道の両側に堀っ立て小屋のような家が並んでいた。ここは工場労働者の居住地で、緑に囲まれ、日ざしも明るく、都会の中に突然田舎が現われた感じだ。それでもやはりここは一見して貧しい暮しぶりが伝わってくる。家々は粗末で小さい。日が高いのに、仕事がないのか、若い男がそこ、ここに集まってブラブラしている。凸凹道を、バスで家々の軒をかすめて通り抜けながら、こういう貧しい所も見せるためにわざわざ回り道をしているのだろうと私は思っていた。ところがバスはこの集落の一郭で止まってしまった。目ざす家はここにあった。失業者ではなく、大きな工場に定職を持つ人の家がこんなだとは驚ろきだ。

「企業の進出は雇用を産み出すのだから現地のためになる」という主張がある。それに対して、BEPZ（バターン輸出加工区）の労働者が「確かに雇用はされる。でもただそれだけだ」と言った意味が私にはやっと分ってきた。

BEPZのあるマリベレスの村も貧しかった。すぐ横にはゴミ捨て場で暮す人々がいた。企業がたくさん来て雇用が増し豊かになるはずなのに、その人達に企業が与えているのはゴミだけだ。

十奪って一だけ返し「有難いだろう」なんて言えるわけがない。そのことが良く分った。

旅のあとさき

松浦　順子

このツアーの参加を決めるまでかなり迷った。安穏な生活から出て、楽ではありえない旅をすることに怖じけづいていたのと、聞いてはいても、自分では見たくない、避けていたことに直面しなくてはならないことへの抵抗があった。見てしまえば、それで終れないことが予感できて、できれば逃げたかった。

逃げ切れなくて出発した。そしてそれからの五日間に見聞きしたことは、今まで知識として知っていたことがあったとしても、そこに自分の身を置くということにおいて、全く新しい経験であった。フィリピンを見に行って、見たのは日本とそこに生きる自分を含む日本人であった。それを人々は、激しい態度や言葉ではなく、客人として私たちを自分たちの内側に招くなかから私達に解らせてしまうのだった。外国人の私達には理解も判断も、まして批判等できない事柄も多くあった。

行く前に怖れていたようなことは、ちょっと違った形で真実だった。ひとつは自分は案外まだ鍛え得ると知ったこと、もう一つは自分の経験のなかで理解したことから出発するとき、それは強制や義務とならず、かえって自ら湧き出る志と喜びになることである。

◇　◇　◇

正味五日間の旅で、私たちはたくさんのフィリピンの人々に出会い、お世話になった。この出会いによって今度の旅がどれほど豊かで深い経験になったことか。

誰もが厳しい現実を文字どおり命がけで生きている。にもかかわらず、肩肘張らず暖かく爽やかである。見聞きしたことのほとんどすべてに、日本が責めを負うことを知った。彼らが示した問に私たちはどう答えられるのか。厳しく重い課題である。

BEPZのストライキ現場

〈事務局日誌〉

7月1日　7月定例事務局会議
7月2日　NCCフィリピン関係者来室
7月3日　乳幼児発達研究所「平和について考える」連続講座講師（大阪・広木）
7月4日　鳩ケ谷市公民館市民大学講座講師（塩沢）
7月5日　IFJ（国際フェミニストグループ日本）例会講師（山野）
7月11日　フィリピンスタディツアー第二回準備会
7月12日　「戦争への道を許さない女たちの会」新潟集会講演（塩沢）
7月15日　翻訳グループ学習会
7月18日　学生学習会、7・18市民集会（三菱化成マレーシアARE社抗議集会）
7月19日～26日　「憲法と女性」及び「女性・法律・開発」に関する二つの国際会議（フィラデルフィア・塩沢）
7月26日　フィリピンスタディツアー第三回準備会
7月30日　「アジアの仲間」第17号発送
8月2日～8日　第一回アジアスタディツアー・フィリピン（広木・山野他一二名参加）
8月12日　「平和・人権女性のつどい」講演（大阪・広木）
8月13日、14日　事務局夏休み
8月22日　部落解放研究所講演（大阪・塩沢）、学生学習会
8月24日　進出企業問題を考える会
8月26日　翻訳グループ一日合宿
8月27日　都教組清瀬地区協議会学習会講師（広木）
8月28日、29日　国立婦人教育会館女性学講座（山本）
9月7日　9月定例事務局会議、懇親会
9月10日　英文ニュースレター№2発送
9月16日　翻訳グループ学習会
9月19日　福岡YWCA創立40周年記念講演（塩沢）、フィリピンスタディツアーグループ懇談会
9月24日　江東区婦人教育講座講師（山野）
9月24日～10月1日　CCA－URM労働組合会議（ソウル・広木）

図書紹介

ブリギッテ・エルラー著
伊藤明子　訳

『死を招く援助』

開発援助が援助される国バングラデシュに何をもたらしたか。

一九八三年、著者は西ドイツの経済協力省担当官としてバングラデシュを訪れ、「援助」のもたらす実態に衝撃をうけ、帰国後直ちに十年間勤めたその職を退き、本書を著した。

「開発援助は即刻中止しなければならない。第三世界諸国の民衆にとっては開発援助などないほうがよほどしあわせであろう。開発援助は、国家であれ個人であれ、それが役に立つはずの人々すべてを破滅させてしまう」というきびしい内部告発をとりわけ評判の悪い援助提供国の日本に住む私たちは真摯に受けとめなければならないだろう。

本書は、一九八五年西ドイツで出版され、国内で援助をめぐる大論争をまき起こしたといわれる本の全訳である。（亜紀書房・一五〇〇円）

ギュンター・ヴァルラフ著
マサコ　シェーンエック訳

『最底辺』

本書は、西ドイツの有名なジャーナリストである著者が、カツラや色つきコンタクトレンズでトルコ人に変身し、移民労働者たちの生活世界に潜入したルポルタージュである。農場・建設現場・工場の下層労働者、新薬開発の人間モルモットなどを体験し、ヨーロッパ社会の最下層で、本国人の嫌がるダーティな仕事に追いやられている移民労働者の実態を明らかにし、先進社会の繁栄の影を鋭く描いていく。西独では幅広い層で大きな議論をまきおこしているという。

移民労働者の実態のひどさにショックを受けるが、事が明らかになった時の対応に民主主義国家の面目を見ることができる。アジアから日本に来ている労働者の実態はどうなのだろうか。（岩波書店・二〇〇〇円）

三菱化成のたれ流し　マレーシアで住民訴訟

三菱化成のマレーシア現地合弁企業アジア・レアアース（ARE）社による放射性廃棄物の不当な投棄に対する住民の訴訟については、前号でお伝えした。九月八日～十二日まで開かれた高裁における公判には、周辺住民や支援者が抗議行進などをして続々と集まり、最終日には二〇〇〇人が高裁を埋めた。ARE社は八五年の高裁による操業停止命令に従わず、操業を続行したため法廷侮辱罪に訴えられた。日本でも三菱化成への抗議行動を行なっている。

あとがき

「アジアの仲間」一八号の原稿を入れてホットしているところに、フィリピンから手紙が届いた。差出人はバービー人形をつくっているMATTEL社の労働組合である。

八四年にここの女子労働者を宿舎に訪ねたことがあった。彼女たちは、四畳半二つと二畳くらいの一部屋を八人で借り、共同生活をしていた。夜勤明けで帰宅した彼女たちは、翌日が休日だというのでたいへんリラックスしており、遠来の客のために、もち菓子や肉・魚の料理をたくさんつくってもてなしてくれた。こんなことは年に一、二回あるかないかだと言って、みんなもおいしそうにペロッと平らげた。

MATTEL社は米国の多国籍企業で、バービー人形は日本でもよく知られている。この社名は〝誰からも愛される玩具を作ろう〟という意味だそうだが、ここで九月三十日賃上げをめぐる労使交渉が決裂し、労組は翌日スト通告をした。労働協約の改定を前に、分断と弱体化をねらった労組攻撃が一段と激しくなっている。その一つが強制残業と割当強化。八七年度のバービー人形の完成割当は、七月に早くも達成されたという。（H）

女子労働者通信　第19号

アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター
〒160 東京都新宿区西早稲田
2-3-18-34
発行人代表者　塩沢美代子
編集責任者　広木道子
電話 03-202-4993
郵便振替　東京0-70086

マレーシア

国内治安法発動で大量逮捕

三三名が二年間の拘留

マレーシア警察当局は、昨年十月二十七日、突然大量逮捕を強行し、年末までに計一〇六名を逮捕した。逮捕された人人は、野党・民主行動党の主要メンバー（国会議員含む）と与党内反主流派の一部を含み、労働組合の指導者や活動家、消費者団体、環境保護グループ、女性団体などで活動している弁護士、宗教家、教育者など、広範囲に及んでいる。

同時にマレーシア政府は、一切の集会を禁止し、マレー語、英語、中国語で発行されている三大紙の発行を停止した。

これらの措置は、国内治安法（ISA）によるもので、これによれば令状も裁判もなしに、逮捕と事実上の無期限拘留が可能になる。マレーシア政府は、同法の発動と大量逮捕は、人種間抗争を防止するためとしているが、環境問題や消費者運動などで日本との関わりが深い人々も多数含まれている。三菱化成の現地合弁企業アジア・レアアース社の、放射性物質投棄に反対する住民運動の弁護士もその一人である。

日本国内では、「マレーシアの大量逮捕を憂慮する会」を結成し（当センターも加入）緊急集会に引き続いて、逮捕者の即時釈放を求める署名活動を行ない、十二月十日、約一六〇〇名の署名をもって、マレーシア大使館に対して抗議行動をおこした。当センターでは、昨年三月のシンポジウムへの参加者などに緊急アピールを送り、マハティール首相宛抗議の電報や手紙を出していただくとともに、短期間のうちに五〇〇名を超える署名を集めていただいた。

一月十日現在、逮捕された一〇六名のうち、昨年中に五五名が釈放されたのち、八名が条件つき釈放、二名が国外追放、そして三三名が二年間の拘留となり、八名が取調べ中であるという。

今後、「憂慮する会」では、マレーシアに調査団を送るなどして事実関係を明らかにし、資料を作成して国内外のより多くの人々に訴え、逮捕者の全員釈放を求めて、引き続き運動をしていく。

第二次抗議集会のご案内

日時　二月二十日(土)一三時～一七時
場所　東京・千駄ケ谷区民会館（JR原宿駅下車10分）
内容　大量逮捕の現状と背景（現地調査報告）
抗議行動の総括と今後の活動

〔アジア女子労働者交流センター主催シンポジウムのお知らせ〕

売られゆく
アジアの子供と女性たち

日時　一九八八年三月十二日（土）
午後二時～五時

場所　日本キリスト教会館四階（新宿区西早稲田二―三―一八・地下鉄東西線早稲田下車5分）

内容
☆スライド「タイの少女サイピンちゃんに何が起こったか」
☆シンポジウム
(1)「タイの児童労働の実態とその問題性をめぐって」
報告　ノンニャウ・ナワラット氏（タイ女性団体「女性の友」）
(2)「アジア人花嫁の商品化」
報告　中村尚司氏（社会思想・龍谷大学経済学部）
(3)　会場からの発言

参加費　五〇〇円

万障お繰り合わせの上、皆さまお誘い合わせてご参加下さい。

＜アジア女子労働者会議に参加して＞

女子労働者の組織化に力強い胎動

大阪　伍賀偕子

昨年十月四日から十一日、香港でCAW（アジア女子労働者委員会）が主催した「労働問題を超えて――アジア女子労働者の闘い」というテーマのアジア地域会議に出席し、貴重な交流学習の機会を得ることができました。CAWは今までに、縫製・電子・繊維など産業別の女子労働者会議を開催してきましたが、産業別を超えた地域会議は初めての開催。以下、会議の概容を報告します。

闘いの真只中のリーダーたち

会議の目的は、女子労働者のオルガナイザーや指導者の参加を得て、闘いの共通点や相違点を交流し、組織化の形や方法を考えあって、ネットワークづくりや連帯の絆を広げ深めるというものです。

参加者はフィリピン、タイ、マレーシア、インドネシア、インド、バングラデシュ、スリランカ、パキスタン、香港、日本、韓国、台湾の一二カ国から、女子労働者の組織化や調査活動に日夜をわかたず取り組んでいるオルガナイザーや活動家たち二八名とCAWのスタッフたち。日本からは、アジアの女たちの会の遠野はるひさんと、交流センターの山本恵子さんと私の三名が参加しました。困難な闘いの中からこれだけの顔ぶれがそろったのは、CAWが果している役割への信頼とネットワークの広さだと思いました。

四グループに分かれた小規模の分散会では、女子労働者へのさまざまな抑圧をはねかえす運動の経験が交流されました。そこで出された問題を国家による抑圧、資本による抑圧、性差別による抑圧――の三つの構造に整理し、一つ一つの抑圧と闘う場合でも、三つの関連性を常に明らかにする展望を示すことが重要だとまとめられました。

三つの抑圧の中でも、討論のリーダーシップをとった人たちは、労働運動や政治・社会運動だけでは解決できない性的支配の問題に対し、女子労働者が目的意識的にアプローチすることの重要さと、そのための女性組織の必要性を強調しました。会議の名称を「労働問題を超えて」とした主催者の意図も、そこにあったようです。

全体集会は、マレーシア、韓国、フィリピン、パキスタン、日本の五カ国からのケーススタディーを中心に進められました。その中から韓国とフィリピンの女性労働者組織とその活動にしぼって報告します。

韓国女子労働者協議会の結成とすそ野の広がり

政府の厳しいチェックで二日も遅れて到着した韓国のAさんは、八〇年の光州虐殺について語りました。彼女の体中の憤りをぶつける激しさとともに、「民衆が身を投げ出して民主主義のために闘い、顔も知らない労働者同士の連帯が燃えあがっていく様は、支配層を震えあがらせた」という確信が、しっかりと私に伝わりました。

光州事件後、八〇年十二月に行われた労働法改悪は、七〇年代幕明け、全泰壱（チョンテイル）青年の焼身自殺に象徴された縫製女子労働者のあまりにも苛酷な労働条件への抵抗と、労働組合の民主化を求めて広がった労働運動を抑圧して、労働基本権を奪い去るものでした。

しかし、彼女の言葉をそのまま引用すると、「民衆を黙らすための政府の抑圧は、その意図と反対の結果をもたらし、活動家を投獄しても、家族や友人ががんばり、闘いは広がる一方」でした。彼女自身も二度の投獄と、地下生活の辛酸をなめさせられた体験をもっています。ストライキは奪われても、労働者のストライキは広がり、八〇年代の韓国民主化闘争を通じて、労働組合は一つの政治的な力として成長してきました。

その中で、七〇年代労働運動の中心

的役割を担った若い女性活動家たちが、結婚や出産の時期を経て、女性労働者自身の問題を独自にとりあげ、幅広い女性の結集をはかるため、「韓国女子労働者協議会」を結成しました。

八七年三月の「設立声明」（本誌第17号掲載）は、格調高く韓国労働組合運動の「質的な転換」を述べたあと、女性労働者の二重の重荷を分析し、結婚、出産による退職強要と母性破壊に対する闘い、そして、家事・育児の社会的責任を政府や資本家に迫って保育所をつくらせる女性労働者特有の運動のねばり強い組織化と大衆化を訴えています。

Aさんは、「決して他の人権の闘いと切り離すわけではないが」と前置きしながら、女性特有の課題を独立してとりあげる重要性は、七〇年代には考えられなかったことであり、それだけ運動の幅が広がり、発展しているのだと語りました。事実、女性の組織化の手法について示されたいくつかの例がそのことを裏付けていました。

たとえば、「結婚願望・逃避」に走る若い女性対象のスライドは、非常に親しみやすい導入で、大衆的なものでした。また、身のまわりの世話役活動、生協的な協同購入活動から、工場労働者の問題につなげていく日常活動、政府が毎月二五日には一家中が集まって国のことについて話すことを強制しているが、その場をフルに活用できるような、民衆の生活に根をおろした活動等々が報告されました。

Aさん自身、投獄・地下生活の経歴から通常浮かぶ悲壮感はまったくなく、文化交流の夕べでも、食事の時でも、短い休憩時間も、ゲームや歌をリードしていました。出席者一人ひとりについてもっとよく知ろうと自らすすんで話しこんでいく、その大衆性に私は舌をまきながら、韓国女性運動の展望を見た思いで、勇気づけられました。

労働運動と国の変革を積極的に担うKMK

フィリピンのKMK（女性労働者運動）については、Rさんが報告しました。

KMKは、全国的な女性労働者組織で、個人加盟ですが、基本的には、工場や事業所単位に労働組合を基礎として組織されています。一九八五年二月に結成大会を開き、全国的な組織となりましたが、その準備は七九年から始まっています。女性労働者の独自の闘いの必要性についての討論をくり返し、八四年三月の国際婦人デーには、ラリーを提起して、女性労働者の行動を組織しました。

その目的は(1)性差別及び階級差別と闘うことで、他の差別されている人々の運動と連携すること。(2)生産活動によって得た利益を、女性労働者にも公平に分配させることだそうですが、趣意書では次のように具体的に述べられています。

a、労働における性差別の撤廃、b、性差別のない文化と教育の発展、c、出産と育児にかかわる権利の保障、d、家事と労働の二重苦の社会的解決、e、結婚と再生産の権利保障、f、政治的活動への女性の参加促進。

即興の役割劇を演ずる参加者

結成当初は五〇〇〇名のメンバーで始まりましたが、現在二万名をはるかに超え、ガブリエラ（フィリピンの女性団体連合）とも連携して、その中核的な役割を果しつつあります。また、左派労働運動のナショナルセンターKMUと協力し、傘下労組にKMK支部を組織し、女性労働者の要求とエネルギーを引き出して闘いへの参加を促進しています。未組織や御用組合の工場にも支部をつくり、ほんものの組合結成を担えるメンバーの拡大もしています。

他の参加者との質疑応答の後、表情をあまり変えないRさんは「フィリピンでは今、男女の対立よりも国の変革のために闘うことが必要になっている。ストでもピケでも女性が前面に立って闘っている。しかし、国が変革されても、女性問題がすぐ解決するわけではないから、私たちは運動を続ける」ときっぱりと言いました。

九カ月のベビーを妹に預けてきたという彼女は、「明日からのゼネストのため、二時のミーティングに出席するわ」と白い歯をチラッとのぞかせた微笑を残して、翌朝香港を発ちました。

女子労働者に正当な権利を！

―アジアの女子労働者と労働法―

第七章（つづき）
ストライキ＝労働者階級の武器

女　女子労働者　影　影の声
政　政府官僚　外　外国投資家

フィリピンで、一九七五年に起った一連のストライキは、外国人牧師などを含めた宗教者たちの支援を受けていたので、その後、次のような内容の法律が定められた。

「二七一条　フィリピンの労働組合に対する外国からのあらゆる寄付を禁止する。外国の団体からの寄付を受けた労働組合は、登録を取り消されることがある。」

同じような内容の制令が、大統領令八二三号の七条、八条、九条にも定められた。

女　フィリピン労働組合会議（TUCP）の一産業一組合という方針は、労働者を管理し、経営者を保護するためのものではないんですか。

政　組合内部や組合相互に敵対的な関係が生れると、経済発展が阻害されるんだ。

資本家がさまざまな会議を組織して彼らの権益を守るのを当然としている一方で、どうして労働者が他の産業の同種の組合と相互に組織的な関係をもつことを禁じるのだろうか。この制令の意図は、政府が労働運動をうまく管理するためだといえるだろう。一産業に一組合と決っていれば、少数の労働運動指導部に働きかければよいわけだから、「労使協調」を保つのに都合がよい。

結社の自由と組織化の権利保護を定めているILO八七号条約には、以下のように書かれている。

第二条

労働者及び使用者は、事前の認可を受けることなしに、自ら選択する団体を設立し、及びその団体の規約に従うことのみを条件としてこれに加入する権利をいかなる差別もなしに有する。

第三条

労働者団体及び使用者団体は、その規約及び規則を作成し、自由にその代表者を選び、その管理及び活動について定め、並びにその計画を策定する権利を有する。公の機関は、この権利を制限し、又はこの権利の合法的な行使を妨げるようないかなる干渉をも差し控えなければならない。

第四条

労働者団体及び使用者団体は、行政的権限によって解散させられ又はその活動を停止させられてはならない。

第五条

労働者団体及び使用者団体は、連合及び総連合を設立し並びにこれらに加入する権利を有し、また、これらの団体、連合又は総連合は、国際的な労働者団体及び使用者団体に加入する権利を有する。

経営者の権力濫用に対する労働者の武器としてILOが認めているストライキ権が、大統領令八二三号で禁止された。ところが、政府がいくら禁止しても、労働者は次々とストライキに立ち上った。

女　一九七五年から七九年の間に、二一九件のストライキが行なわれました。その中三分の二が賃上げ要求、不当労働行為への抗議、諸手当の支払い、労働基準の遵守に関するものでした。

一九八一年には二五七件のストライキが行なわれ、七六、五五五人の労働者が参加し、三〇四万時間の損失となりました。

八一年一月、ダイナティックス社

の七〇〇〇名の労働者のうち二〇〇〇名が解雇された。その上、二カ月後同社は生活手当の法定日額二ペソの支払いを拒否した。

女　私たちはまず労働雇用省に向けて生活手当の支払いを要求してデモをしました。八月にはストライキに立ち上りました。多くの女子労働者にとって、はじめての経験でした。

乱闘服をつけた警官隊や軍隊がやってきて、労働雇用省からは職場復帰命令が出た。会社の警備員や私服からいろいろな嫌がらせを受けたが、それでも、労働者はストライキを続行した。

その結果労働者は勝利したが、その後も嫌がらせは続いた。

労働雇用省の調査によると、八一年に提出された五七一件のスト通告の内八四件は団体交渉の決裂から、五二件は経営者が団体交渉を拒否するなどの不当労働行為から、他の四三五件はボーナス一カ月分と緊急手当の支給拒否、その他雇用契約の違反などであった。

ダイナティックス社でのストライキは全国で起ったストの波の中での一つの典型的なものだった。

一九八一年一月（戒厳令解除）と八月（新しく制定された議会制定法一三〇号でストライキが禁止された）の間では、一カ月平均二五件、合計二〇〇件のストライキが行なわれた。不当労働行為によるもの、賃上げ要求、団体交渉の行き詰りによるものが多かった。

最近の傾向はストライキを「破壊活動」と決めつけて、締めつけを正当化することである。

第一電機社のストの際は二五名の労働者が逮捕、拘留された。その他スト中の労働者に対する暴力行為が相次いだ。

一九八一年三月、政労資の三者会談で、悪名高い内閣法案第四五条について審議され、同年八月に成立した（議会制定法一三〇号と改名）。

これには次のように規定されている。

一、ストライキやロックアウトの通告は、団体交渉の行き詰まりの場合はその行動の最低三〇日前、不当労働行為の場合は最低一五日前に届け出なければならない。

二、ストライキを行なう場合、秘密投票によって組合員の最低三分の二、ロックアウトの場合は会社役員の三分の二の同意が必要である。労働組合及び雇用者は、投票日の二四時間前に労働雇用省に届け出なければならない。また予定の行動の少なくとも七日前にはその結果を届け出なければならない。

さらに、この新しい法律は、組合内部および組合相互の紛争にもとづくストライキやロックアウトを禁止している。

政　議会制定法一三〇号は、団体交渉の行き詰まりや不当労働行為を理由として、合法的な労働組合がストライキをする権利と、雇用者がロックアウトする権利を認めているのだ。

影　つまり、これは反労働者、反労働組合的法律で、大統領令八二三号以上のものなのです。

女　この法律は、政府が多国籍企業のために行なっている奨励策なのよ。

外　うん、なかなかいい法律だ。我々の投資も仕事もやりやすくなるよ。

政　安い労働力と安い生産コストを維持し、外国の資本家に最大の利潤をもたらすために、組合活動を制限するのが我々のねらいですよ。

（つづく）

マニケさん職場復帰かちとる

― スリランカの自由貿易地域で ―

スリランカの自由貿易地域のスター縫製工場労働者マニケさんが、生活の苦しさを綴った詩を労働者むけ新聞に載せたという理由で解雇されたことを、本誌第一八号でお伝えしました。彼女は、昨年十一月十九日、それまでの未払い賃金を支払われ、無条件で職場に復帰することができました。

マニケさんの不当解雇に対しては国内外から抗議の声があがり、スリランカの議会でもとりあげられ、労働省も詳しく調べることを約束しました。今回のこの闘いと勝利の経験は、スリランカの自由貿易地域で働く女子労働者にとって画期的なものです。

以下に、不当解雇の理由にされたマニケさんの詩を掲載します。

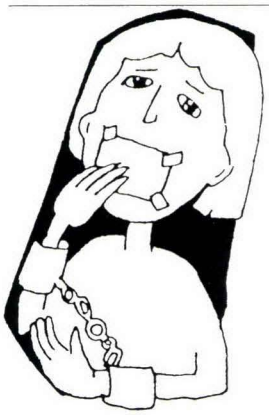

日々の暮らし

夜明前　四時半に目を覚ます
勇気をふりしぼって火をともし
顔を洗って　お茶を飲む
朝早いうちに家を出る

七時に仕事が始まる
監督（女性）に呼ばれ
今日のノルマを言いつけられる
言われた通りになんかできっこない
そして私は叱られる

十時半にはお茶をすする
味も　香りも　砂糖すらない
ただ　空腹をうめるだけ
貧しいからしかたがないのか

仕事のために　カトナヤケに来た
自由貿易地域で　雇われ
スター縫製工場で　働いた
でも　もううんざり

気分が悪くても
家に帰ることもできない
具合が悪く　辛いことがあっても

一日中　働かされる
私はここで　死ぬかもしれない

一カ月働いて
給料は八〇〇ルピー
それに皆勤手当七二ルピー
全部で　たったそれだけ

七時に機械の前に座り
八時に監督がやってくる
今日のノルマを問われ
どのくらいできるか答える

胸に痛みが走る
医務室にかけこんで
一五分間休んだあとで
また　機械の前にすわっている

母は　私の苦しみを知らない
大きな苦しみは　私の胸のうち
朝家を出て　夜戻る
体が痛くてたまらないのに

余程のことがないかぎり
休暇もとれない
それさえ　長い説教のあと
貧しい者は　みんなこうだ

母は私に乳をふくませ
父は苦労を重ねてきた
先生はいろいろ教えてくれた
私はみんなに感謝している

韓国・男女雇用平等法
国会通過、四月一日施行

韓国では、昨年十月末、「男女雇用平等法案」が国会を通過し、この四月一日から施行される（本誌第一五号参照）。

同法は、○募集・採用における男女平等（6条）○定年・解雇における男女差別禁止（8条1項）○婚姻・妊娠・出産・退職の無効化（8条2項）○事業場内の授乳・託児等育児施設設置（12条1項）などを規定している。このうち8条に事業主が違反した場合、二五〇万ウォン以下の罰金。

また、本人の希望があれば、産前産後休暇六〇日間（有給）を含む一年間の育児休職（無給）が与えられる。

男女差別または母性保護に関する労使紛争の調停機関として、雇用問題調停委員会が各地方労働行政機関別（四一ケ所）に設置され、女性勤労者や女性団体、使用者などの代表一五人によって構成される。

同法案について、女性たちからは「採用時の男女差別についての制裁規定や、育児施設設置についての強制規定がない」「調停委員会が実質的な機能を持っていない」などの批判が出されている。日本の男女雇用機会均等法の内容と酷似しているが、韓国の場合、平等法と引きかえの労基法改悪は行なっていない。

「女性・教育・開発」国際会議
カナダ・モントリオールで
第三世界の女性たちとの連帯を

昨年十月二十九日から十一月四日まで、カナダのモントリオールで〝成人教育へのフェミニストの挑戦〟というテーマで国際会議が開かれた。これは、国際成人教育協議会（ICAE）の女性部会と、カナダ成人教育協会の共催によるもので、世界各地から五五カ国約一〇〇人の女性たちが参加した（うちアジアからの参加者は、タイ、インド、スリランカ、フィリピン、マレーシア、日本の六カ国から計一〇名）。

ICAEの女性部会は、従来の成人教育が、女性をその対象外におきむしろ女性差別を強化したり、女性の伝統的・固定的なイメージを再生産する役割を果してきたのではないか、という反省に立ち、一九八一年に発足した。その後、国連婦人の十年など、国際的なあるいは各国の女性運動の発展と関わりを持ちながら、教育の分野における女性の地位向上を追求してきた。今回の国際会議は、その女性部会の呼びかけに応えて、各国で何らかの女性運動に参加している女性たちが集まり、「女性、教育及び開発」というサブテーマで経験交流がされた。

全体会では、第三世界諸国からの発言が目立った。成人教育における女性のネットワークを持っているラテンアメリカ諸国からは、不公正な国際経済秩序の下で進められてきた開発政策が、女性の生活状況をさらに悪化させていることや、米国政府の政治的・軍事的介入に対する女性たちの怒りが訴えられた。

南アフリカからは人種隔離政策と、それに反対する黒人たちへの弾圧、とくに子供たちが逮捕・投獄されている中での母親たちの闘い。そしてフィリピンからは、アキノ政権の下で、一般大衆をもまき込んだ軍事化が進んでおり、とくに農村の女性たちが危険な状況におかれていることが伝えられた。

会期の途中でマレーシアの大量逮捕のニュースが入り、マレーシアの女性から、彼女が関わっている女子労働者の運動と政治的な弾圧について報告され、参加者は新たな緊張感に包まれた。

役割劇で分科会報告をする参加者

最終日には、レバノンのパレスチナ難民センターの活動支援も含め、国際連帯の具体的な行動として、これらの訴えに応えるよう提起された。

調査、健康、文学など五つのテーマで開かれた分科会では、労働と労働組合教育の分科会に出席した。

分科会参加者は、失業者のためのトレーニングセンター（ジャマイカ）、農業労働組合（ニカラグア）、女性団体（ヨルダン）、零細農民のための教育機関（チリ）、労働組合の婦人部（カナダ）、労働組合全国組織の共済部（フランス）など、さまざまな分野で活動しており、各人の労働者や労働組合との接点や活動内容も多種多様であった。

カナダ西部で農業労働者のために活動している女性は、その労働者の大半がインド人と中国人の移民労働者であるため、いろいろな問題に直面しているという。最低賃金もなければ労働時間の制限もなく、日の出から日没まで働いても月二万六〇〇〇円程にしかならない。広い農場で女性がバラバラになって働くのでレイプ等も起きている。移民労働者は言葉の障害が大きく、よい仕事に就くことができないので、彼女は労働者のための英語教師をしている。

マレーシアの自由貿易地域における女子労働者の闘いの経験は、多くの参加者に感動を与えた。マレーシアでは、女子労働者が組織をつくることは認められていない。そのため、数人が集まると必ず私服刑事の尾行がついたり、マークされたりする。そういう中で女子労働者と接触し、彼女たちの自覚を高め、闘いを組織することの困難さは図り知れない。

分科会では、さまざまな相違がありながらも、労働者教育に関わるオルガナイザーとして、ある程度共通の目標と指針を見出すことができた。とくに、多国籍企業化が進む中で女子労働力の利用がグローバルになってきている今日、労働者の国際連帯の重要性が強調された。（広木道子）

〈事務局日誌〉

10月3日　学生学習会、三鷹市社会教育委員会講演（広木）
10月4日～11日　CAWアジア女子労働者会議（香港・山本、伍賀）
10月6日～9日　香港ソーシャルワーカー労働組合日本研修受入れ
10月8日　東京ユニオンチャーチ婦人委員会総会（広木）
10月17日　キリスト教アジア資料センター5周年記念集会
10月19日　10月定例事務局会議
10月21日　松戸市社会教育委員会講演（広木）、翻訳グループ学習会
10月28日～11月6日　「成人教育へのフェミニストの挑戦」国際会議（モントリオール・広木）
10月29日　北陸学院短期大学講演（塩沢）
10月31日　学生学習会
11月2日　「アジアの仲間」第18号発送、ミレラ・コンベルソさん（イタリア・ジャーナリスト）来室
11月10日　マレーシアの大量逮捕に抗議する緊急集会
11月17日　京葉教育文化センターゲスト来室（フィリピン、インドネシアから）
11月18日　翻訳グループ学習会
11月20日　フィリピン・ガブリエラよりロザリンダさん来室
11月21日～22日　アジアの女たちの会10周年記念集会
11月25日　11月定例事務局会議
11月28日　神奈川県高教組婦人部集会講演（広木）、アジア人権フォーラム講師（神戸・塩沢）
11月30日　第11回運営委員会
12月14日　CCA—URM常任幹事来室
12月15日　進出企業問題を考える会例会
12月16日　翻訳グループ学習会及び懇親会
12月19日　学生学習会
12月21日　清瀬市立第二中学校講演（広木）、事務局懇親会
12月23日　12月定例事務局会議
12月28日　仕事納め

進出企業問題考える会設立一周年記念集会

昨年二月、アジア・スワニー問題を考える会と韓国音響労組弾圧問題対策会議を母体として、進出企業問題を考える会が発足した。同会は、二カ月に一回、講師を招いて学習会を開き、月一回のニュースレターを発行している。設立一周年を記念して次の要領で集会を開く。

日時　三月五日（土）一三時～一七時
場所　全水道会館大ホール（JR水道橋駅下車一分）
内容　「海外進出についての指針を問う」
参加費　五〇〇円

図書紹介

アディバ・アミン著
松田まゆみ訳
『スロジャの花はまだ池に』

著者はマレーシアのオピニオン・リーダーとして活躍する作家であり、ジャーナリストである。

本書には『スロジャの花はまだ池に』と『ほろ苦い思い出』の二編が収められているが、『現代アジアの女性作家秀作シリーズ』の一つとして出版されたもの。

前編は、独立後のマレーシアを舞台に、西洋流の教育をうけ英文学やクラシック音楽を愛する政府高官の娘ディアナが、ゆれ、迷いながら、民族意識に目覚めて、自分の生まれ育ったマレーの地に、野の池に根を張って花を咲かせる睡蓮（スロジャ）のように根ざして生きる決意をしていく姿を描いている。

後者は、著者の幼年期から大学までの様々な出来事を綴った自伝小説である。著者の精神形成に多大な影響を与えた父、母、祖母などの描写が魅力的で、親しみ、共感をおぼえる小説である。（段々社・一五〇〇円）

学習パンフ②
「立ち上がる韓国女子労働者」

昨年三月に設立された韓国女子労働者協議会が、設立に当たって発表した「声明」についての要旨は本誌第一七号で紹介した。このパンフは声明全文に加え、同時に明らかにされた「韓国女子労働者の現状とその展望」の全文を掲載している。

ここでは一九七〇年代以後、韓国労働運動の中で果してきた女子労働者の役割を踏まえ、女子労働者の現状分析を行ないながら、同協議会の行動指針を述べている。女子労働者自身が、女性として、労働者としての正しい自覚をもって、ともに立ち上がろうと呼びかけている。

B5版12ページ。（当センター発行・一部三〇〇円、送料七〇円）

あとがき

昨年五月にシンガポールで、十月にはマレーシアで、それぞれ国内治安法が発動され、民衆のために働いてきた人々が逮捕された。CCAは、その人たちの日常活動を支え、釈放を求める国際的な運動の一翼を積極的に担っている。

一方、韓国では、昨年六月末の「民主化宣言」後の労働争議の中で、五〇〇人を超える労働者が拘留された（これに関しては、多くの会員の方からカンパが寄せられました。心からお礼申し上げます）。大統領選挙では、野党候補の一本化が果せず盧泰愚氏が政権の座についた。

フィリピンでは、誰もがアキノ政権のピープルズ・パワーへの裏切りと軍事化を口にする。

アジア諸国の人々にとって、昨年は厳しい年であった。今年は世界人権宣言四〇周年。アジアの民衆が再び反撃に転ずる年であってほしい。そして私たちも足元から、人権の意味をしっかり考えたいものである。（H）

新年早々、暗いニュースが飛び込んできた。シンガポールにオフィスのあるアジアキリスト教協議会（CCA）が、国外退去命令を受けたという。

女子労働者通信　第20号

アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター
〒160 東京都新宿区西早稲田
2−3−18−34
発行人代表者　塩沢美代子
編集責任者　広木道子
電話 03−202−4993
郵便振替 東京0−70086

センター発足五周年を迎え 感謝にそえてご協力のお願い

アジア女子労働者交流センター　所長　塩沢美代子

春冷えでおそかった桜も散りつくし、若葉の候となりました。みずみずしい緑が、今年はとくに感概深く目にしみるのは、このセンターが発足してから、この五月に五周年を迎えるからです。

今は亡き高倉牧師の募金の呼びかけ、この活動について日本人以上に重要視された、アジアやアメリカの協力者による海外からの支援金によって、なんとか設立はしたものの、前途の見通しは全くつかなかった当時をかえりみると、一歩一歩ながら活動も発展してきたのは、ひとえに会員の皆さまのご支援のおかげと、心から感謝いたしております。

何よりも恵まれてきたのは、よき働き人をえられたことです。限りなくある仕事を、わずかな人手で全力投球でこなしているスタッフ（とはいっても、こなしきれる量ではないのですが）、英文の翻訳を中心に、月一回の学習会を重ねながら、会報などにのせるアジアの情報と、日本の労働事情を海外に知らせる英文資料の発行に協力しているボランティアグループなど、それぞれが許される時間と能力を持ちよって、活動が進められています。

センターの設立をもっとも喜こんだのは、CAW（アジア女子労働者委員会）をはじめとする、海外で同じ問題にとりくんでいる人々で、そうした仲間からの国際集会への参加や、日本へのスタディツアーや人事交流の受けいれ、アジア各地で起る争議や弾圧に対する支援などの要請が年々ふえております。それとともに国内の労働界でもだんだんと注目されはじめ、五月には金属関係の労働組合のタイ・香港へのスタディツアーの企画を委託され、センターのネットワークを通じて、草の根交流をはかるべく、準備をすすめております。

このように持ち込まれる仕事が多いなかでも、年一回アジアから活動家を招いての交流プログラムも、フィリピン、マレーシア、タイと、それぞれふさわしい人物の来日が実現しました。またセンター主催のスタディツアーも、昨年はじめてフィリピン訪問で成果をあげ、今年はタイへと企画しております。

一方でセンターは、二〜三年前から深刻な悩みをかかえております。発足当初は年間予算の半分近くをしめていた、海外からの支援金は米ドルであるため、急激な円高で大幅に減額し、活動の発展に反比例してきたからです。幸い教会や学校などからのクリスマス献金をはじめ、臨時カンパによって、なんとか前年度も赤字を出さずにきましたが、財政的にはきわめて不安定で展望のもてない状況です。スタッフがつねにお金のことばかり心配して萎縮する傾向もあるし、活動を長続きさせるには、人件費も世間並みにしたいのですが、それもかなわぬ次第です。現在の会員のひとりが、もうひとり会員をふやして下さると財政が成り立つ計算なので、ご協力下さいますよう、日頃の感謝にそえてお願い申し上げます。

第二回アジア研修ツアー　ご案内

一、訪問国　タイ
二、日　程　七月三十一日〜八月七日（早朝成田着予定）
三、費　用　一八万円前後
四、募集人員　一〇名（定員になり次第〆切ります。）

タイ政府は今、外国企業の誘致を積極的に行ない、新しく輸出加工区もつくられました。円高日本では、海外投資熱が高まるばかり。緊密化する日タイ関係を、タイの民衆はどう見ているのでしょうか。

詳細は事務局へお問合せ下さい。

〈ノンヤウさんの報告〉

工業化優先政策のかげに 子供たちの過酷な労働

当センターの主催によるシンポジウム「売られゆくアジアの子供と女性たち」は、去る三月十二日、約九〇名の参加で開催された。タイの女性団体「女性の友」から来日されたノンヤウさんと、アジアの農業問題に詳しい中村尚司氏のスピーチの要旨をご紹介したい。

一日九時間以上働いて 日給わずか五六円

みなさん、こんにちわ。今日は、アジア女子労働者交流センターを通して、このような機会を与えられたことを、心から感謝致します。私はこの機会に、タイ国における子供たちの状況、とくに労働問題についてお話し、その背景と、それらの問題にとりくんでいる人々の活動についても触れたいと思います。

まず、手元の統計を見ると、一九八五年、タイ国全体で一一才から一五才の年令の児童――すなわち、小学校の終わりから中学校の年令で、本来なら義務教育を受けている期間ですが――のうち、約一三〇万人にものぼる児童が働いています。

ある子供たちは都市に出て工場で働きますが、若い女の子たちの中には、売春などによってお金を稼がなければならないこともあり、ついには住む家もなく、路上に寝泊りする様な子供たちも増えています。バンコックで、一一～一五才の年令で、路地裏の小さな工場で働いている工場労働者は一二万人、売春などをしている女の子は三万～五万人いるといわれています。

子供たちが、就学年令に勉強をしないで働かなければならない、ということ自体、たいへん大きな問題ですが、どうしても働かなければならないとすれば、その子供たちがどのような状況で働けるかがまた重要なことです。残念ながら多くの場合、子供たちは人権を無視され、過酷な労働条件で酷使されているというのが現実です。

皆さんのお手元にお配りした資料は、私自身が一九八七年に、三六〇人の児童を対象に調査したものです。これによると、一日の労働時間が八時間というのはわずか一六％、他の八四％は九～一六時間という恐るべき長時間労働です。

深夜労働についてみると―夜一〇時から翌朝六時まで―一〇～二〇％がこの時間帯に働いていました。休日については、週一日が五六％、二週に一日三九％、休みなしが四・八％もいます。タイの労働法では、一般の労働者の年間の有給休暇は一三日となっていますが、有給休暇をとれない子供が六三・一％もいます。

つぎに賃金についてお話します。タイでは、子供を使う雇い主は、月給制や日給制でなく、年間契約で雇うのです。年間ですから、いかにもたくさんもらえるような錯覚をおこしてしまうのですが、これを一日当たりに換算すると一一・二三バーツ（約五六円）です。しかもこのお金を、働いた子供自身はもらえない。雇い主は親と年間契約をし、親に渡してしまうからです。

左から中村先生、ノンヤウさん、通訳の望月先生

仕事の内容は、非常に危険な労働、あるいは厳しい労働環境の下で働くことが多いのです。たとえば、ガラス工場などで、熱したガラスを運搬するとか、キャンディー工場では一日中座りっぱなしで、キャンディーを紙に包むとか、漬け物工場では中腰で一日中漬けこみ作業をするとか仕事の内容も労働条件も、きわめて過酷なものです。

ところが、働いている子供たちの健康管理はまったくなされていない。雇用主は、違法に子供を使っていることが多いため病院にも連れていかず、指の切断や火傷など、労働災害による身体障害児がたくさんいます。

雇用主は零細企業 安い労働力で生き残り

しかし、それではこの問題をどのように解決していくべきかということになりますと、途端に大きな困難にぶつかってしまいます。児童労働

の問題は、社会構造に関わる複雑な問題だからです。

かつて、タイも含めて東南アジア諸国では、貧困を解決するためには、工業化が必要だという考え方が支配的でした。実際、タイは労働力人口の七〇％は農村に住んでいますが、経済成長率をみると都市が六〇％に対し農村は二％と、非常に低い。つまり、政府は工業化にばかり力を入れ、農業を置き去りにしてきたのです。

農村の人は都会へ出て工場労働者となっていきましたが、低賃金のため、家族を養うには充分でなく、結局農村へUターンするか海外へ出稼ぎに行く人も出てきた。それでも経済的に行き詰まり、今度は自分の子供を都市に出稼ぎにやる、という悪循環が続いているのです。

一九八五年の失業者は四〇〇万人。たとえわずかな仕事があっても、貧困線以下の収入の人が一〇〇〇万人もいる。自作農といっても、自分の田んぼでは、一年のうち三カ月分の米しかとれない。その上、高い肥料代や干ばつなどの状況を考えると、子供を出稼ぎにやるのは親の責任ばかりとは言えないのです。

工場といっても、たとえば外資系企業のように、資本力のある所では労働条件も比較的整備されているのですが、そういう企業は、政府の保護を受けて近代的な技術革新が進んでいます。そうすると技術優先になり、労働者の雇用も減らされます。とくに未熟練労働者の場合は、働く機会が少なくなるわけです。

タイでは中学校まで義務教育ですが、中学への進学率はわずか四〇％です。六〇％の子供たちは、農村や都市で働くわけですが仕事がない。それで少女売春なども多くなるのです。

子供たちを雇う企業は、ほとんど家内工業のような零細企業です。そこでは、貧しい階層に属する人々が使う日用品をつくっています。工場主は、資本力の大きい企業がどんどん市場を占有していくなかで、たった一つ生き残る道は、安い労働力を使うことだと言っています。タイ政府は、外国資本を積極的に導入して工業化を促進しようとしていますが、同時にこのような問題がおこっているのに打つ手がない―つまり児童労働の問題は、タイ社会全体が直面している構造的な問題なのです。

人々の暮らし変えた日本の経済支配

もう一つ指摘できることは、消費文化の氾濫の問題です。売春をしている少女たちは、都会へ働きに行った女性たちが、すてきな洋服やバッグを持って村に帰って来るのを見て、一生に一度でいいからあんな洋服を着てみたい、とあこがれる。そういう欲望を持って都会に出て、結局売春婦に転落してしまったのです。

農村の貧困というのは、ある意味で相対的な現象です。今まで確かに貧しかったけど、家族が食べて心豊かな生活はできた。ところが消費文化が入ってくることによって、物を買うために田畑を売る。そしてやがては子供まで売るようになり、心も暮らしも貧しくなっていったのです。

最後に、このような問題に関わっている人々の活動をご紹介します。

まず、状況を人々に知ってもらうために、資料を集め情報を提供する。第二に、子供たちのためのレクリエーションとか旅行とかを企画する。三番目に、できれば地域にセンターをつくって、学習会や文化活動などを行う。そして四番目は法的援助です。たとえば、非人間的で過酷な労働条件の下で働いている子供が、そこから抜け出したいとか、実際に逃げてきちゃったとかいうときの法的な保護や処置を考えます。

今までの話を通して皆さんに訴えたいことは、タイの児童労働の問題は、タイの農村の貧困な家庭だけの問題ではないということです。日本企業の海外投資など、日本の経済力や経済支配が、タイ国の経済に甚大な影響を及ぼしている。つまり皆さんにとっても人ごとではない。このような問題を知識として知るだけでなく、同じアジアに生きる人間として、一緒にとりくんでいく問題として受けとめていただけたら幸いです。

＜中村尚司氏の報告＞

商品化されたアジア人花嫁
男と女の関係の貧しさ反映

アジア人花嫁輸入産業の急成長は、まったく違った環境で暮らしていた人たちが、日本の社会でどのように適応しなければならないか、という難しい問題を提出しています。

あと数年もすれば、日本の多くの過疎地では、小学校に、顔つきや言葉の違った子どもたちが入学してくる。そして、学校で何が議論されているか、見当もつかない上に、連絡の書類も読めないというお母さま方が増えてくる。という状況の中で子供の教育を考えなければいけない事態が、広がっているわけです。

日本の農山村地域での結婚適齢期―男二五～四〇歳くらい、女二〇～三五歳くらい―の年齢層を比較しますと、たいへん大きな人口ギャップがあります。女性が農村にとどまらないという傾向が顕著であり、農村で家族を持ち、子供を生み育てようとすれば、外国からお嫁さんをもらうより仕方がないと考える農家が増えています。

私がアジアからの花嫁問題に注目するようになったきっかけは、国際結婚に関する新聞広告に「中卒可」と書かれてあるのに興味を持ったことです。大学教師をしておりますと、卒業生の結婚相談を受けることもあります。しかし現在は、男と女の格付けが細目まで出来上がっていて、素人が仲人口をきいてもうまくいかない。ですから会員制の結婚斡旋業者や相談所がたくさんありますが、そこでは大体、中卒者を対象からはずしているのです。

私は、京都の西陣に生まれ育ちました。今年五〇歳になり、兄、姉、私、妹と、年子の四人兄弟ですが、私が子供の頃、西陣の路地裏住民の多くは中卒で就職するのが普通でした。私の兄や姉も、木綿問屋や白生地問屋に就職しました。私自身も旋盤工になる就職口が決まっていたのに、不景気で内定取り消しとなり、やむなく進学しました。ところが、現代日本は〝中卒不可〟の社会であり、兄や姉たちと私との関係にさえ学歴社会が影を落しかねません。

それは兄姉と私という個人的な関係でなく、日本の社会に固有のひずみです。学歴が低くて農業を営んでいる人達は結婚しにくい。つまり、〝不可〟の扱いを受けている。しかも日本の農業を担っていかなければならない。どうにかしなければならない。というところからアジアからの花嫁問題が起きているわけです。これが新しい日本の多民族社会を創り出す、重要な原動力になる可能性もありますが、その陣痛も決して軽くありません。

アジア研究者のひとりとして私は、日本の工業化が、まわりの国―タイやフィリピンに大きなインパクトを与えており、いろいろなひずみを引きおこしていることを知っています。だからこそ、農業を大切にしなければならないと考えます。

しかし、タイ米やフィリピン米は輸入しないで、日本米を食べるのだと主張しても、もしかしたらタイから来た花嫁が日本の農家で米をつくっているかも知れない。自分たちの食べているお米が税関を通らないだけのことで、タイの人の労働力でつくられたものを日本米だと言って食べているとすれば、それは一体何だろうか。

タイ米の輸入に反対するよりは、商品として人間に値段をつけて輸入することに反対する方が、まっとうではないでしょうか。値段をつけて国境を越えて動かして良いものと悪いものがあるはずです。タイでは、赤ちゃんが大量に西ドイツに輸出されています。スリランカでも赤ちゃん工場があって、ヨーロッパの男性がスリランカの女性に〝種付け〟をし、健康な赤ちゃんを出産したら、赤ちゃんだけを引き取り、ヨーロッパ市場で売っていた、ということが報道されています。人間の労働力によって恒常的に生産することができる商品は売買してもよいが、養子とか花嫁などのような社会関係そのものに決して商品という形を与えてはいけないと思います。

人格より組織重視する社会のあり方変革を

なぜ日本社会では、農業後継者、

あるいは学歴の低い人達の間で結婚が困難になり、外国の女性をお金を払ってまで求めなければならないのでしょうか。それは、日本社会が男中心に組織されているからです。単に男の地位が高いとか、威張っているとかいう程度のことではなく、会社組織を円滑に効率よく運営するために、男中心に社会が組織されているからです。会社という言葉をひっくり返すと社会になる。たとえば水俣や豊田などの企業城下町では、社会より会社が優越し、どこまでが会社でどこからが社会かわからないような状態です。

会社社会では、産業間格差はさまざまですが、どの産業でも男女の賃金格差は男一に対し女は〇・五です。要するに女というのは、会社制度の中で男をサポートするためだけに存在させられているわけです。従って女性が結婚相手を考えるときには、会社と縁のないような人、組織で中心的な働きをする可能性がない人は選ばないという傾向が強くなります。農村の女性が都会に出てしまい、農村の男性と結婚しないのは、女性が悪い、あるいは娘を町に出したがる親がけしからん、と言えばすむほど生やさしいことではありません。人格よりも組織を重視する日本社会のあり方そのものを、根本的に変えていかなければならないのです。

ところで、日本に来て貧困ということを初めて思い知らされた、という花嫁や花嫁候補に会っておどろいたことがあります。アジアの農村の方が貧しかったかも知れないけれど、そこでは皆がそう変わりはない暮しをしていた。しかも、村の中では社会的地位の高い家庭出身者が多く、それほど貧困を意識することはなかった。ところが日本へ来て、「おまえを四〇〇万円で買ったんだから…」と亭主や業者に言われてはじめて、自分の貧しさを思い知らされたと言うのです。この四〇〇万円を返すまでは、パートでも何でもして働きたい、と決心している花嫁も少なくありません。

習慣の違いによる悩みもありますが、もっと辛いのは、夫や夫の家族とちゃんと話ができないことだそうです。言葉がちがうというより、黙ってしまって会話にならない。それから暴力をふるわれる。身体に傷を負うほどではないにしても、ふたりの関係が受ける傷は大きいのです。

場合によっては一番大きな問題かも知れないと思うことは、夫との性的関係です。人間として一番裸になれる関係でなければならないのに、動物的な関係になってしまう辛さを訴えています。―このことは結局、私達の貧しさ、日本の社会に生きている男と女の関係の貧しさを反映しているのではないか。つまり、人間的な関係がオスとメスの関係に置き換えられ、人間性が失なわれて商品性が優越しているからです。こうして個々の人間を商品にしてしまう力を変えていかなければ――つまり私たちの生き方の貧しさを改めないかぎり、この問題の根本のところは解決しないということです。もちろん、アジア人花嫁の来日による過疎地からの国際化は、日本社会を変革する原動力のひとつとして歓迎すべきでしょう。そのためにも、日本と他のアジア諸地域との関係を改善するためにも、商品化された花嫁の一方的な流れを、対等かつ人格的な脱商品化過程に転換する努力が必要だ、と考えています。

繊維工場を見学し 女子労働者と交流

ノンヤウ・ナワラットさんは、三月十二日のシンポジウムをはさんで一週間の交流プログラムのために、三月九日、来日しました。

日本では〝児童労働〟といってもあまりピンときませんが、子供たちの状況をいろいろな面から見ていただきたいと思い、神奈川県職労婦人部の計いで、神奈川県子ども医療センターと身障児施設の見学をし、児童相談所で働いている女性や高校教師たちと懇談する機会を持ちました。

三月十三日は、HELP（アジア女性のかけこみ寺）を訪問しました。ちょうどこのとき、タイの女性が数人滞在中でしたが、HELPでは、昨年までは圧倒的にフィリピン女性が多かったのに、今年になって急にタイ女性がふえたとのことです。

十四日、十五日は、福島県にある繊維工場を訪問し、労働者と交流しました。農村地域の広い敷地内に、伝統的な生糸工場をはじめ、発泡スチロールなどの化学工場、見る間に美しく織り込まれるレース工場、そして、極少部品を相手に細かい作業をしている電子工場などがあり、どれも興味深く見学させていただきました。労働組合は、三役と婦人部の方たちが暖かく迎えて下さり、ノンヤウさんも滞日中の疲れを忘れたかのように、楽しく語り合いました。

彼女は、「今度はぜひタイに来て下さい」と言い残して、十六日、元気に成田を発ちました。

女子労働者に正当な権利を！

――アジアの女子労働者と労働法――

第七章
ストライキ＝労働者階級の武器

女　女子労働者　労　労働団体
雇　雇用者　影　影の声
政　政府

政府は皮肉にもこういっている。「新しい労使関係法はストライキ禁止が正式に解除され、労働組合活動と団体交渉の自由化の新時代をもたらすものだ。」ところが実際に労働者がストライキに突入しようとすると…、

雇　ストライキだって？　議会制定法一三〇号は、ストライキを労使の力関係の問題だといっている。西欧諸国と同じように、政府が労働争議に手を出さないことになったのだ。

多くのストライキが長期化してきた。政府内部からも、雇用者が警察力や裁判所の力を借りてピケラインに立つ労働者の力を弱めているような場合には、政府が調停に入るべきだという意見が出てきた。

労　ピケを張ったままで交渉を続ければ財政的に行きづまり、労働者がやむを得ず雇用者の条件を呑まざるを得なくなる。それよりも、政府が職場復帰命令を出して労働者の交渉力を強めるべきだ。

ストライキを「労使の力関係の競い合い」だと決めつける議会制定法一三〇号の目的は、雇用者側にとってより有利なものである。事実上長期化するストライキを支える財源を労働組合はもっていないのだから。

しかしある場合には、雇用者自身が政府の職権の喪失を嘆いている。

政　彼らはストライキ通告もしないでピケラインを張り始めたって？　ストライキやロックアウトが非合法のものかどうかは、全国労使関係委員会の地域調停委員が決めることになっていますよ。

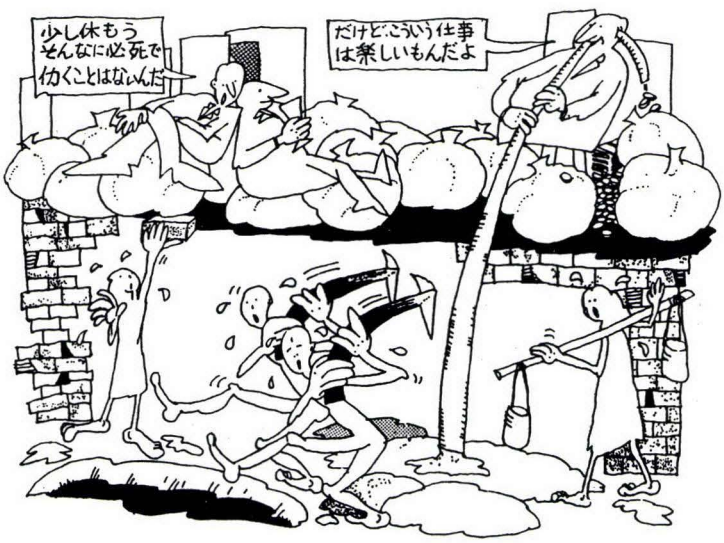

一方、失業率の上昇によって労働者の不満は増大した。ある統計では、一九八一年マニラ首都圏での失業率は二六％にのぼっている。

女　私たちは解雇や人員削減を一番恐れているんです。

政　一九八一年に解雇された労働者は七万人になる。

実際、解雇や人員削減が、主要な争議の原因となってきている。フィリピン航空やフィリピン製鉄会社がその例である。

いろいろな労働団体からも新労使関係法への異議が出され始めた。

労　この新しい法律は、表現を変えてはいるがストライキ禁止法と同じだ。

病院、銀行、エネルギー関連産業、公共部門などの「重要産業」では相変らず、ストライキが禁止されている。

労働争議は自動的に調停機関にかけられなければならず、調停が引き延ばされていると、労働者の財源もエネルギーも時間も浪費されてしまう。とくに海外投資家のために開かれている輸出加工区では、ストライキが禁止されている。

外　議会制定法一三〇号はとてもよいものですよ。

「非重要産業」で働く労働者にと

っても同じようなものだ。

女 私たちはまずストライキ通告を提出し、それが認可されるには、細かい制限や規定の審査を受けなければなりません。

政 ストライキが認められるのは、団体交渉の行き詰り、経済要求、不当労働行為がある場合に限られています。そして役所の監督の下で全労働者の三分の二がストライキ支持の投票をした時だけです。

組 ストライキ通告を出してから一五～三〇日間はクーリング・オフのため労働者が行動をおこすことができません。

雇 その間に、戦闘的組合員を解雇したり、他の組合員に嫌がらせをしたり、あるいは工場を閉鎖して、ストライキを不発に終らせることができるわけですよ。

雇 ハハハ、ストライキがないことは、国家の利益にかないますからな。

同じような方法で、大統領令八二三号の「基幹産業」のストライキ禁止は、全産業の九五％に適用されていた。

影 組合に属している労働者だけがストライキに参加できる。ストライキ資金は、ストのためではなく、労働者教育と調査のために使わなければいけない。

フィリピン労働者の組織率はわずか一五％である。そのうち、真の労働組合といえるのは二〇％にすぎない。だから大部分の労働者はストライキができないということだ。

影 これらの規定に違反したストライキは「非合法」であり、参加した労働者は解雇か投獄の処罰を受ける。

経済的要求がストライキの主な内容になってはいるが、パンのためだけに闘っているのではないことを、ますます多くの労働者が気づきはじめている。

影 労働者としての尊厳が大切なんだ。人間としての基本的な民主的権利があるんだ。

このように、労働者のもっとも力強い武器としてのストライキの重要性はますます大きくなっている。長い間悪循環の中に巻きこまれてきた労働者がそこから一歩を踏み出すために。

終章　めざめ

人類史の最初から人間は労働をとおして、地球上の資源を発見し利用して、生活と文化の向上に役立ててきた。経済や文化が発展し、科学や技術も進歩してきた。その過程で多くのことが取り残されてきた。

働く人々が単なる生産過程の一要素ではなく、生産のために不可欠なものであり、正当な分け前を要求する権利があることを理解し始めた時に、労働法はつくられた。自然発生的な要求だけでは、持続的に労働者の生活の向上を図ることが難しいので、労働者の組織化が進められ、労働者の尊厳を守るための法制化に向けて、あらゆる努力が傾けられた。

アジアの多くの国々では、このような議会闘争の結果、大衆の貧困と社会的不平等を引きおこしている政治的・経済的構造が存在するということを、多くの人々が認識するようになった。女性差別も不平等な社会構造と深く関わっている。もちろん文化的なものに根ざしている場合もあるが、その上にひろく行き渡っている不公正な制度によって差別が強化されている。

女子労働者は、自分たちが労働者階級全体が貧困と抑圧の構造から解放されるために重要な役割を担っていることに気づきはじめている。今女子労働者は、ＩＬＯ条約に定められ、各国で法制化されている労働法にのっとって、彼らの権利が擁護されるように要求し始めている。そして、他のアジアのすべての民衆と共に、すべての人々の平等と解放に向かって、動き始めている！（おわり）

第一二号から九回にわたって連載してきた「女子労働者に正当な権利を！」は今回で終わりますが、加筆・訂正され、学習パンフとして発行される予定です。

フィリピンの内職主婦と下請労働——

輸出むけ衣料品産業で働く女性たち(1)

東京　神尾京子

いま東南アジアの農村地域で主婦の内職がふえている。いや世界中で新しい型の内職がふえている（本紙一四号で既報）、とはＩＬＯの最近の報告ですが、その調べのなかで香港やインドの繊維産業・衣料品産業でも多数の婦人家内労働者が働いている事実が指摘され（一九八七『婦人白書』拙稿参照）、また韓国でも都市の主婦たちが低工賃の内職で苦しんでいる実態が本紙一三～五号で紹介されました。このＩＬＯの調べにも引用されたロザリンダ・ピネーダ＝オフレネオさんが一九八二年に発表した二つの論文もフィリピンの輸出産業……とりわけ衣料品産業のもとで下請け賃加工に従事する内職主婦＝婦人家内労働者の現状を詳しく分析しています。

この筆者は当センターとも親交のある婦人労働問題の活動家であり研究者でもあるフィリピン女性ですが、彼女がフィリピン農村の下請け縫製工や刺繍工など内職主婦たちと直接面談して取材した現代フィリピンの農村家内労働の実情の記事中から、その大要を紹介してみましょう。

日本の企業進出……東南アジアへ内職輸出

当時のフィリピン経済はマルコス政権下、政財界のモーレツな輸出熱のもとで日米資本を主力とする多国籍企業が進出、フィリピン系の在来企業やインド系の輸出業者などを下請け化しながら、とりわけ輸出むけの衣料品産業が急速に拡大しました。うちスポーツ・ウェアとか下着のような量産品は輸出加工区（Export processing zone）の工場内で若年女子労働者が流れ作業でミシン縫製していますが、すこし手のこんだ婦人子供服などの縫製は、その周辺の農村部で中高年の主婦たちが下請けし自宅作業で内職しています。この縫製家内労働者（場外工）の総数はフィリピン全体で約四五～五〇万人、工場内労働者（場内工）は約二一万人といわれます。

これらの製品の大方は、かつて日本国内で製造され、わが国の内需・外需の双方を充たしていたのですが、いまでは衣料品の国内消費需要の多くは国産をやめ海外すなわち東南アジアからの輸入に依存しており、かつ対米輸出も途上国の製品に取って代わられています。こうした日本における国内製造業とりわけ繊維・雑貨など日用品工業の衰退にともなって、その重要な一環であった縫製など旧来の型の内職が激減、空洞化しつつあるのは周知の事実であり、この日本の内職仕事が東南アジアへ流出して若年女子工場労働者の手に渡っているのは、よく知られていますが、それだけでなく内職労働そのものも大量に輸出され、かの地で再生産されている実態が、この論文に生々しく描かれています。

農作業の合間に内職仕事　低工賃の農村家内労働

これらフィリピンの輸出むけ衣料品産業における家内労働の職種には、さきに挙げた既製服のミシン縫製のほかにフィリピン伝統の刺繍などがありますが、それらの仕事への発注量がふえ輸出が盛んになるにつれて、これまでの内職主婦の仕事量もふえ新規に場外工（内職者）に参入する農村女性も増加するなかで、それに反比例して彼女らの内職工賃は低下してきたといいます。これはマルコス時代の悪性インフレのせいで実質的に目減りしただけでなく、さらに工賃単価そのものも下落しました。

その理由は二つあり、ひとつは縫製の仕事を工場生産から場外発注するにさいして、その作業工程を分解して細分化された部分工程を下請けに出すため、だれでもできる単純作業がふえ場外縫製工の供給が急増したこと。またロザリンダさんが面接した二人の姉妹の子供服縫製工は二〇年来この職種に従事し完成品の仕立てもできる一人前の裁縫師であったのに、いまは単価の安い既製服の部分縫製の仕事しかオタナから貰えない、と語っています。かつてはマルコス夫人も着た華麗な伝統衣裳マリァ・クラーラの巧緻な総刺繍もデザインは前より凝ったのに、その工賃額は五～六年で半減しました。

むかしは農閑期だけ〝ないよりまし〟な程度の副業として内職していたのが、いまでは月に二週半～三週間も仕事がくるのに、その割りには収入はふえていないとか。それでも貴重な現金収入源となっている一方では、やはり農業収入のほうが多少ましなので農繁期には農作業を優先している、といいます。

（家内労働研究会々員・つづく）

会員からの便り
アジアとの関わり求めて

◆「アジアの仲間」毎号楽しく読ませて頂いております。日々何事も起きない平和な日本での暮らしの裏側で、第三世界の労働者たちがいかなる状況に置かれているのか、私達は知っているような顔をしながら本当は何も知っちゃいない。私自身「アジアの仲間」を読みながら〝こんな事もあるのか〟と驚くやら憤慨するやら…。（O・Y　大阪）

◆「アジアの民衆vs.日本の企業」を読みました。いつもヨーロッパの方にばかり目を向けている私でしたが、少し目が覚めたような気がいたします。アジアについては、マスコミで正確に知らされない事もあるのでしょうか？　これからは自分からすんでもっともっと知らなくてはならないような気がします。

〝経済の論理に対して人間の論理を〟は、これこそ私達が目標としなければならない課題だと思います。真実を知ること、知らせること、問題を見つけて解決していくことでしょうか。団結の力で……。私にできる力で考えていきたいと思います。

（C・C　東京・主婦）

ノンヤウさんと交流する繊維労働者

◆　国際婦人年北区の会に、アジアとの交流を考えるグループをつくりました。昨夏、交流センターのスタディツアーに参加したTさんとオーストラリアに一年いたMさんが責任者です。

（S・R子　大阪・編集者）

◆　私は養護学校の教師ですが、労働条件のことなどわからないことだらけ。〝平和を考える〟というとき何から出発していいか。足元から考えるということは、自らの労働現場、人権について見すえるところからか、と思うようになりました。

（O・M　茨木・教師）

◆　いい仕事をしておられるな、但し、しんどいだろうなと思っています。これ迄、私たちは自分の一番近くにいる人達の状況を知らなさ過ぎましたね。戦前からの古い優越感みたいなものを、いまだに引きづっていたりします。女性の仲間として、人間同士としてつきあうことがなければ、百万言を費しても何も変わらないでしょう。めだたない仕事を地道につづけてくる中で、どんなにか多くの大切な人とのかかわりあいを創ってこられた事と思い、敬服しています。本当にしんどいことかもしれませんが、長い間かかっても、遠くを見据えながら進まれるようおいのりしています。翻訳のお手伝いをさせていただきたいと思っています。

（I・S子　東京・翻訳家）

◆　アジアでもラテンアメリカでも、そしてアフリカでも民主化の運動があるということを、観念的には知っていても、実感としてはまだまだです。そのことを「戒厳令下　チリ潜入記」の映画をみて改めて考えさせられました。

（Y・K子　東京・団体職員）

◆　塩沢先生に北九州に来て頂いてから、伝道所で何回か先生の本を通して学びました。その応答として献金を送ります。

（H伝道所・福岡）

◆　もっともっと協力したいといつも思います。しかし、年度がわりになると振替用紙がいっぱい来ます。どれにも最低の分しかお払いできなくてすみません。がんばって下さい。

（A・S子　兵庫・保健婦）

◆　学生キリスト者運動のセミナーの講師として、産業の中に日本の女子労働はどう組み込まれているのかを法律上の問題も含め、わかりやすくお話下さりありがとうございました。学生である私たちにとって「仕事」というものが、まだまだ現実問題としてとらえきれない、という大きな課題は残りましたが、具体的にお話いただき、それまでの抽象論から「自分の課題」へと迫ったようでした。

（T・M子　名古屋・学生）

◆　講演をきいて、毎日の生活の中でアジアとの関わりをぬきにして、また、そこで働いている多くの女子労働者のことをぬきにしては、物事を正しくとらえることはできないということを痛切に感じました。皆さんと少しでも連帯がもてたらと思い会員として申し込みます。

（K・Y子　新潟・教師）

◆　講演を聞いて、日本企業が海外で、とくにアジア地域でどのような進出ぶりをしているかが分りました。私は国内にいて日本経済の繁栄ばかりを聞いていますが、その影の部分でこのようなことが為されていることはショックであり、この流れを私達がどうすることで変えられるのかも考えねばならない処に来た気がします。（東京・男性）

年四回の発行で、会員の方にとっては〝忘れたころにやってくる〟「アジアの仲間」ですが、お陰様でようやく二〇号になりました。みな様からの一言が、何より励みです。当センターの活動または紙面へのご意見、ご注文等を、どうぞお寄せ下さい。

〈事務局日誌〉

1月5日　仕事始め
1月7日～11日　CCA－URM訪問（香港・塩沢）
1月11日　国籍研究会、マレーシアの大量逮捕を憂慮する会（広木）
1月20日　翻訳グループ学習会
1月21日　神奈川県職労行政研究会婦人分科会講師（広木）
1月22日　聖公会ガールズ委員会講師（広木）
1月29日　第12回運営委員会
1月30日　学生学習会、都高教組婦人部合宿講師（塩沢）
2月2日　「アジアの仲間」第19号発送
2月5日　練馬区教育委員会婦人講座講師（広木）
2月12日　金曜連続講座講師（広木）
2月17日　翻訳グループ学習会
2月19日　練馬区教育委員会婦人講座講師（広木）
2月22日　都教組南部ブロック婦人部集会講師（広木）
2月24日　横浜市社会教育委員会婦人学級講師（広木）
3月2日　マレーシア問題国際行動デー参加（広木・山本）
3月4日　「韓国女性運動に学ぶ」つどい（山本）
3月5日　進出企業問題を考える会一周年記念集会
3月7日　大阪東区地協講演会講師（大阪・塩沢）
3月9日　金属共闘スタディ・ツアー学習会講師（広木）
3月9日　ノンヤウさん来日
3月10日、11日　横浜、東京で子供と女性に関わる施設訪問、女子労働者との交流
3月12日　シンポジウム「売られゆくアジアの子供と女性たち」（センター主催）
3月14日、15日　福島県の繊維、電子工場見学、同工場労働者と交流
3月16日　ノンヤウさん帰国
3月12日～22日　ガブリエラ主催「女性のための国際連帯集会」参加（フィリピン・菅沼、田中）
3月14日　NCC三〇周年記念懇親会（塩沢）
3月19日　学生学習会
3月21日　国際婦人問題研究会講師（広木）
3月23日　翻訳グループ学習会

1987年度 決算報告

1987. 4. 1 ～ 1988. 3. 31

〈収入の部〉	(円)
会費	3,496,000
カンパ	3,039,695
WCC・URMからの活動費補助	1,830,250
NCC・USA	709,359
雑収入	654,835
前年度繰越金	493,333
合計	10,223,472

〈支出の部〉	
国際交流費	718,951
国内交流費	297,345
資料費	116,809
調査費	360,000
セミナー費	598,603
編集印刷費	479,550
翻訳費	195,775
会議費	14,310
通信費	530,000
人件費	5,347,745
事務管理費	622,106
5周年記念集会準備金	500,000
次年度繰越金	442,278
合計	10,223,472

多くの方々のご支援により順調に運営することができ，心より感謝し御礼申し上げます。

翻訳ボランティアにご協力下さい

翻訳は、交流センターの活動を支える要です。アジアから送られてくる資料、日本からアジアに伝えたいことなどの翻訳をお手伝いいただけませんか。毎月第三水曜日の午前中、英文資料を使って学習会をしており、東京近在の方には、いっしょに学びながら翻訳をお願いしております。遠方の方は、郵送も可能です。

一九八八年度 センター活動計画について

今年は、センター設立丸五年になります。毎年一回、アジアの女性を日本に招いてシンポジウムと交流を行なってきましたが、今年度は五周年記念として、いつもより大きな規模で開催する予定です。好評だったアジア研修ツアーは二年目を迎え、八月にタイを訪れます。

(一) 五周年記念交流プログラム　アジア三カ国から女子労働者を招いて、八九年一月　東京および大阪で開催
(二) アジア研修ツアー　タイ・八月上旬
(三) 国際会議への参加
(四) 「アジアの仲間」発行　年四回
(五) 英文資料（日本の女子労働者の現状）の発行　年二回
(六) アジアの女子労働者に関する調査・研究とパンフレット発行
(七) 日本の女子労働問題に関わる小論文英訳パンフレット発行
(八) 翻訳グループ学習会の継続

その他、講師派遣、資料収集、翻訳、国際連帯活動への参加など。

女子労働者通信　第21号

アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター
〒160 東京都新宿区西早稲田
2-3-18-34
発行人代表者　塩沢美代子
編集責任者　広木道子
電話 03-202-4993
郵便振替 東京0-70086

タイの日系企業で六〇〇人解雇
労働者総入れ替えで工場再開?!

タイの日系企業GSスティール社の労働組合は、五月三十一日、会社から工場閉鎖と六〇〇人の労働者全員の解雇を通告され、日本の労働者に支援と連帯行動を求めてきた。

金属共闘及び全金関東地協の代表十人が、この五月、当センターの仲立ちでタイと香港を訪問したが、GSスティール労組は、そのとき代表団が交流したグループの一つである（本紙二ページ参照）。

組合は、四月十九日にストライキを開始して以来、十回に及ぶ労使交渉を持ってきたが何の進展も見られないまま、突然、工場閉鎖と労働者解雇の通知を受けた。その後、内務省労働局交渉はじめ、日本大使館へのデモ行進を行ない、主要な株主である三菱商事などへの指導の要請をしてきた。

会社側は、組合の要求に応じられない理由として、経営状態の悪化をあげているが、現在タイでは住宅や工場の建設ブームのために鋼材が急騰しており、タイ国最大の生産量をもつGSスティールの「赤字経営」には疑問がもたれている。

GSスティールは、解雇労働者に対しては、労働法の定める通り、勤続年数によって退職金を支払い（例・勤続一～三年＝賃金の三カ月分以内、三年以上＝六カ月分）、八月には技術をもった労働者を新たに雇用して工場を再開し、九月には完全操業を行なうと発表した。

これについては、タイの新聞でも大きく報じられ、会社は、他の労働組合から抗議を受けているばかりでなく、建設業界などから、鋼材の値上りにますます拍車をかけるものとして批判されている。

GSスティール労組は、同労組が加盟している鉄鋼金属労連や、タイ労働組合会議など全国規模の労働組合連合の支援を受けながら、解雇撤回、工場再開をめざして、ひきつづき工場前にピケをはってがんばっている。七月六日には首相秘書官との面談によって、①工場を再開する　②解雇労働者をできるだけ再雇用するとの提案を受けたが、依然同意には到っていない。

支援要請を受けた全金関東地協は、資金カンパとともにGSスティール労働者に激励のメッセージを送った。また、日本側の出資者である三菱商事と川鉄商事に対して、事情説明と紛争解決へ向けての努力を要請し、タイの日本大使館には、日系企業の労使紛争に対して現地労働者の立場を尊重した解決をするよう、厳重な指導をするよう申し入れた。今後も、GSスティール労働組合の闘いに対応して、支援行動を強めていく方針である。

韓国でも工場閉鎖
電子部品メーカーで

馬山輸出自由地域内にある日系企業・韓国スミダ電機（一〇〇％日本出資）は、従業員二六〇〇人（大半が女性）、電子部品の製造メーカーである。ここで、民主労組の結成など労働運動が高まった昨年八月に労組が結成された。その後、労働協約の締結を求めて三〇回に及ぶ交渉を重ね、また四月の春闘時期には、賃上げ要求も含めて十数回の交渉をもってきたが、社長はじめ日本人役員らは、一度も交渉に応じることなく、五月に入ってついに工場閉鎖を宣告、日本人役員は直ちに帰国してしまった。

労働組合は工場で籠城に入る一方、帰国した社長ら責任ある日本人役員が交渉に応じるよう働きかけてほしいと、進出企業問題を考える会に協力を求めてきた。会ではすぐに当該企業に文書による申し入れを行ない、六月十七日、人事部長と交渉した。その結果、①韓国人常務（副社長）の代表権、②賃上げ、③労働協約などについて労使の合意が得られたとのことで一応の解決をみた。

スミダ電機は、韓国のほか台湾、香港、シンガポールにも工場進出している。

労働者との交流と連帯求め
金属労組、アジアへ代表派遣

金属共闘事務局長　小山正樹

金属共闘（全国金属労働組合、全造船機械労働組合で構成）と全国金属関東地協は、五月十日から十九日の間、アジア女子労働者交流センターの協力を得て、タイと香港へ一一名の調査団を派遣した。この団は、国際化の進展、日本企業の海外進出の増加のなかで、アジアの労働者との連帯を追求する立場にたち、アジアの労働者の状況について知り、今後の継続的交流の第一歩とするためのスタディツアーとして企画された。

タイでは、UCL（市民のための自由連合）に私たちの受け入れを引き受けていただき、多くの労働組合や職場の労働者との交流、工場見学を行うことができた。

香港では、ナショナルセンターのHFTU（香港労働組合連合会）を訪問するとともに、CIC（キリスト教工業委員会）のご協力で労働者との交流などを行った。

私たちの組織としては、アジアの労働者、労働組合と直接交流するのは今回が初めてであり、日本企業のアジア進出の状況をみるとあまりにも遅すぎたと反省される。とはいえタイへの「投資ブーム」と言われる最中、私たちはこの交流を通じ、貴重な経験をすることができた。

日本の十分の一の賃金、不安定な雇用、ずさんな労働安全衛生、確立されていない社会保障制度、労働者と労働組合の無権利状態など実際の姿を知り、そしてこうした厳しい条件のもとで闘っている労働組合、労働者と話し合った。ここでは詳しく触れられないので、鉄鋼労働者のストライキについてだけ報告する。

私たちは、GSスティールの労働者のストライキ現場を訪問した。GSスティール労組は、タイ最大のナショナルセンターのTTUC（タイ労働組合会議）に加盟している鉄鋼金属労連（約二千名の組織・IMF－TCにも加盟）の傘下の組織である。

GSスティールは建築用鋼材を製造する電炉メーカーで従業員は約六〇〇名。タイでは主要な鋼材メーカーの一つである。この会社は、日本の三菱商事が三〇％、川鉄商事が一〇％を出資する合弁企業で、役員の中には非常勤であるが五名の日本人の名前が入っている。

労働組合は、賃金引き上げ、一時金の増額、手当ての増額など一七項目の要求をかかげ、会社側が赤字経営を理由に要求を拒否しているために、四月十九日から全面ストに突入していた。私たちが訪れたのが五月十四日だからすでに一カ月近くストライキを継続している時であった。

バンコク市内から車で約三〇分、プラプラデンの工業地帯にGSスティールの工場はある。工場前の広い幹線道路脇の水路の上に丸太を渡して作ったテントの中で、約一〇〇名の労働者が座り込んでストライキ集会をしているところであった。タイ語で書かれていて私たちには読めないが、多くの労働組合から寄せられた檄文がプラカードのようにして会場のまわりに立て掛けられている。

GSスティール労働者のストライキ現場

私たちは、自己紹介をして集会に参加し、団を代表し宮城団長から、ストライキで闘うGSスティールの労働者に連帯の挨拶を送った。GSスティールが日本の商社との合弁企業であるだけに、日本の労働組合からの連帯挨拶は大いに歓迎され盛り上がった集会となった。私たちも、日本ではちょっと少なくなったストライキ現場の興奮のなかで、日本の労働歌である「がんばろう」を歌い、またGSスティールの労働者も労働歌で応え連帯感を深めることができた。

日本の労働組合がタイのストライキ現場で挨拶するのは初めてのことだったかも知れない。タイの労働者からみれば、日本の労働組合への期待と同時に強い不信感をもっていたに違いない。言葉ではなく一つひとつ具体的な活動を積み重ね、相互の信頼と連帯を強めていくことを急がねばならないと痛感した。

帰国数週間後、タイで通訳してくれたA氏からGSスティールが工場閉鎖、六〇〇名の全員解雇を強行したというニュースが伝えられた。

韓国・民主労組結成への闘い（上）

度重なる妨害に屈せず 労働条件改善にとりくむ

昨年夏の韓国労働者の闘いについては、本紙第一八号でもお知らせしたが、七月から十月の四カ月間に三五〇〇件のストライキ、一三〇〇近い労組の新設を可能にした労働者の闘いを具体的に紹介したい。

N金属は従業員六〇〇人、ソウル郊外に二つの工場がある。電気ポットやフライパン、その他ステンレス製台所用品を製造している。韓国資本だが、欧米諸国に製品輸出しており、韓国の工業開発の典型的なモデル会社である。

一九八七年八月までは、労働組合の替わりに何の効力もない労使委員会があるだけだった。会社は、労働者の賃上げ要求の気配があれば、仕事を下請け会社に回してこれを牽制した。その結果、労働者の賃金は男子日額七二〇〇ウォン（三六〇〇円）と低く、女子はそれよりはるかに低賃金であった。

労組結成の最初の試みは、八四年に学生の協力を得て始められた。労働者は小さな非合法のグループをつくり、労働者の権利等について学習を重ねた。しかしこのとき、上部団体によって、組合結成の動きがあることが会社に伝えられ、彼らのとりくみは失敗した。

民族美術協議会女性会員による絵（部分）

八六年の春闘で労働者は、一日一〇〇〇ウォンの賃上げ、家族手当、食堂とトイレの設備の改善など労働条件改善の要求を掲げて、強制残業の拒否などを行なった。四〇数人の戦闘的な労働者が工場の休憩所を占拠したが、経営者側は警察や労働省の役人と組んでこれを蹴散らし、数人の労働者が負傷した。しかしその四カ月後、労使委員会で男子一日当たり一五〇〇ウォン、女子八五〇ウォンの賃上げと、設備改善が約束された。

けれども労働組合の結成という最終的な課題は依然未解決のままであり、労働者は非合法組織の「労働者委員会」をつくった。八七年の春闘では、一日一五三〇ウォンの賃上げ要求を提出したが、会社は指導的な活動家二人を解雇して報復した。これは活動家を尾行していた公安機関の示唆によるものであった。

他の活動家のうち三人は、会社の暴力団によって打ちのめされながら二日間も工場内に放置された後、解雇された。五人の労働者はこうした脅迫や負傷にもかかわらず、直ちに職場復帰の運動を開始した。裁判所に提訴する一方で、連日工場の人事課へも通いつめた。

ちょうどその頃、学生やその他の人々によってソウル中に広がった大デモンストレーションは、全斗煥独裁政権に、民主化運動に対応する重大な譲歩を余儀なくさせた。同時に、闘っている労働者の勇気を一層ふるい立たせ、民主労組結成を支持する労働者も徐々にふえていった。

新たな組合結成の動きをいち早くとらえた会社は、すぐに「御用」組合をしたて、七月十二日、秘密裡のうちにこの組合は役所に登録された。その二日後に、労働者は真の民主的な組合を結成したが、役所に登録に行ったところ、すでに同じ会社に別の組合が登録されているという理由で、申請は却下された。

会社主導による御用組合は、労働者のために何も活動せず、労働者の支持もなかったが、法的に認められた組合となった。

民主労組の活動家は、一週間後に工場の食堂で抗議集会をする計画を立てた。だが、事前にそれをキャッチした経営者側は、暴力団を使って集会を妨害した。その中で三人の労働者が負傷して入院した。彼らは経営者側によって病院に運ばれたにもかかわらず、会社と一体となった病院は、負傷者を一人ひとり別々のところに隠し、仲間が見舞いに行ったときには、入院の事実さえ否定した。労働者たちは、病院の中をくまなくまわって負傷者を捜し出し、別の病院に再入院させた。

会社は傷口に塩を擦り込むようなやり方で、負傷した労働者を会社の規律統制委員会に訴え、一週間後には聴聞会が予定された。（つづく）

アジア新興工業諸国（NICS）の女子労働者問題と課題 (1)

共通する儒教の「三従の教え」

リュン　ウィン　ユェ
トリニ

アジアNICSが、ここ十数年のうちにめざましい経済成長をとげ、世界の注目を集めている。と同時に、その成長の原動力となっている女子労働者の状況にも、世界の女性たちが関心を持つようになった。ここにご紹介する論文は、イタリアに本部を置くISISインターナショナルという女性団体が発行している「WOMENS' JOURNAL」（No.4）「アジアにおける工業女子労働者」の中から抜粋し、翻訳したものの要約である。

一九七〇年代以降、低開発国と言われて来た国々は、輸出指向型の工業化と海外からの投資を奨励する政策によって、目を見張るような経済的発展をとげてきた。アジアでは、台湾、韓国、シンガポール、香港が急激な経済成長をとげ、新興工業諸国（NICS）と言われている。

これら四カ国には、経済発展の点でいくつかの共通点がみられる。まず第一は、繊維、縫製、電子、プラスチック産業などの輸出指向型軽工業を発展させることによって高成長を達成したことである。これらの国々の政府は、低関税、税の低率化、大量の低賃金労働力とその統制、輸出加工区の設立など、海外からの投資家にとって魅力的な奨励策を実施した。第二に輸出加工区やその他の輸出産業の主要な労働力として女性がつかわれてきたことである。

経済成長に追いつかない政治的改革

これらNICS四カ国の労働者は大部分、労働基本権（団結権、団体交渉権、スト権）と最低賃金保障などの労働保護を奪われてきた。政治的弾圧や政府の組合活動への統制の結果、労働組合の組織率は、労働力の二〇％以下と低くなっている。組合つぶしも一般的であり、政府が直接かかわる場合と企業家が行なう場合がある。香港では弾圧がそれほど明らさまには行なわれないが、組合の組織率が低いのは、企業家の報復に対する保護が不十分であることと、組合が中国か台湾のどちらかについているという先入観が影響している。台湾、韓国、シンガポールの輸出加工区では、労働者の権利がさらに制限されている。「重要産業」を守るという名目で、ストライキ権も団結権もないというのがほとんどである。

女子労働者はどこからきたのか

輸出指向型工業化政策が始まるまでは、アジアNICSの多くの女性のライフ・スタイルは単純なものだった。農村地域で成長し、結婚するまでは自分の家で、弟や妹の世話をしたり、家事手伝いをしていた。教育も、最低限の教育をうけるか、あるいはまったく受けないことも多かった。ほとんどの場合、二十代で結婚し、農業または他の仕事をしている夫の手伝いをして、生涯無給の妻として、母としてすごした。

台湾、韓国、シンガポール、香港に共通していることは、社会・文化的な背景に古代中国の教えである儒教の影響が強いことである。儒教は男性優位で有名な哲学と倫理であり、女性は劣るもの、争いのもととされ、自然法の下では男性に従うべきものとされた。「娘は父に従い、嫁しては夫に従い、老いては息子に従うべし」という教えは有名である。儒教は二〇〇〇年前に生まれたものだが中国社会、またはその影響を受けた社会では、この教えが今日でも深く浸透している。

工業化が始まるとNICSの政府は義務教育を実施して、新しい世代に基礎的知識を与え、新しい産業の労働力として使い始めた。一九六〇年代から若い女性が大量に工場に雇用された。若年労働力の大部分を少女たちが占めることになった。一三歳で働き始め、プラスチック製玩具や衣料品工場で十代の大半をすごした。一九七〇年代になると、女子労働者たちは、より洗練された工場の組み立てラインに雇用され、NICSの近代的輸出指向型軽工業のバックボーンとなった。

工業化によって、女性たちが歴史上はじめて、労働によって賃金を得ることができるようになったことも事実である。女性の雇用機会が増し、都市型生活をするようになったため、一定の経済的自立を獲得し、両親からの独立心が強くなり、結婚や社会的活動・ライフスタイルの自由も増大した。また、女性の教育が向上し、核家族化が進んだ。

〝平等な機会と平等な労働〟にはほど遠い現実

しかし、雇用機会の増加は、〝平等な機会と平等な賃金〟という理想からはほど遠い。技術職や管理職は大部分男性のためのものであり、女性には未熟練で低賃金の職場しか与えられていない。

台湾の全国青年会議が行なった就業女性に関する調査（一九八三年）によると、六六・九％が、女性であるために給与や職場での責任、昇進の機会などで差別を受けていると答えている。

韓国の経営者団体が七二四社を対象に一九八四年に行なった調査では三三％が女性従業員の昇進の可能性はゼロ、わずか二・一％が大卒女子を技術職に採用すると回答している。一七・四％は、出産休暇のような余計なコストがかかり、キャリア上の制約、労働時間や残業、深夜業などに関する法的制約があるために、女性の雇用は避けたいと答えている。また、一二・九％は、女性は月一回の生理休暇を必要とするので労使関係に問題をおこすと考えている。

香港のニット工場で働く女性たち

工業化は誰のために　高度な技術をもたらすか

政府官僚、財界、学者などは、工業化と多国籍企業の投資によって、技術が改善され、また新技術が導入されると宣伝している。そのことが将来、民衆の技能を向上させ、経済生活を豊かにし、労働者、国民全体のしあわせに通じるというのである。しかし、女性はハイテクの多国籍企業から取り残され、あるいは意図的にはじき出されている。国際労働機関（ＩＬＯ）の調査は次のように述べている。

「輸出加工区の不熟練女子労働者にとって、昇進の可能性は限られている。現場労働者として働き始め、やめる時も同じである。職場で必要とされる技術も数週間で身につけられるものなので、生産性が頂点に達するのも、就職後二～三ヵ月のことである。転職に有利な技術が身につくということもほとんどない。」

シンガポール政府は雇用主への課税による技術開発基金を設置した。これは雇用主が従業員に訓練を受けさせれば税が控除される。しかし、この基金は、管理職や総務の従業員のための訓練、時には事務職、技術職にもつかわれるが、生産現場の女子労働者の訓練に使われることはない。

香港の電子労働者の場合も事情はほとんど同じである。電子産業の組立てラインの労働者の月給は新入社員であろうと一〇年の経験者であろうと一七〇〇から二〇〇〇香港ドル（二五〇米ドル）である。

「会社は女子労働者に技術訓練の機会を決して与えません。この業界では昇進の可能性はまったくないのです。私たちが選択できることといったら、雀の涙ほどの賃金で単調で退屈な仕事を続けるか、やめるかということだけです。」と、ある電子労働者は語っている。

国際市場競争に直面して、企業家は経済構造の再編を迫られ、ＮＩＣＳ各政府もそれを促進してきた。一九八四年のＩＬＯのアジア雇用計画は、「ＮＩＣＳが、労働集約性の高い輸出産業を基礎として、急速な成長を続けることはもはや不可能であることが証明された。最近のＮＩＣＳは、技術に重点をおいた輸出産業に移行する努力をしている。」と述べている。

このような中で、女子労働者が変化しつつある資本の要請に直面して、さらに隅に押しやられていくだろうことは、明白である。（つづく）

（この特集は、ＣＡＷ＝アジア女子労働者委員会が編集をまかされたもので、アジア各国の若手の女性研究者や女性団体等のスタッフらが執筆している。リュン　ウィン　ユエさんと、トリニさんは、「アジア労働モニター」のスタッフ。）

フィリピンの内職主婦と下請労働――
輸出むけ衣料品産業で働く女性たち(2)

東京　神尾京子

日本型「重層下請構造」フィリピン版……

こうしたマニラ近郊農村の主婦内職も、その最頂点の大元請である日米系の多国籍企業から仕事を直接もらっているわけではありません。それら元請企業＝大製造工場や輸出商社は、その輸出品の生産を系列下の関連企業や下請工場へ外注に出し、そこからまた専属の下請業者や地方の零細な製造業者へ一部が下請に出され、それが地元の末端業者へ外注されて、ここから内職主婦へ仕事が出されているのです。

たとえばレメルコ・ガーメンツ・マニュファクチャリング社といえばこの国でも大手の輸出子供服製造企業ですが、少なくとも四八〇人の場内工と六〇〇人をこす下請工を雇っています。このレメルコ社（社長はフィリピンのガーメント・ビジネス・アソシェーション＝GBAPの会長も兼ねている）は一〇〇％フィリピン資本と思われていますが、じつは日本のチョダ・ベビー・ドレス株式会社と提携しており、かつ最近ではフィリピン・ラヴァブル・インターナショナル社（アメリカ最大の女性下着メーカーの一つと特約）と名のっています。こうしてフィリピン人所有の衣料品会社でも市場・技術・原料・融資などを提供してくれる海外の親企業と労務契約を結び事実上外国の統制下に従属しています。

さきの刺繍工たちについていえば発注企業が支払う代金から五〇％もピンハネする業者もあり、なかには刺繍工たち（とりわけ未婚の）を一定の場所（たいてい業者の家）に住み込ませて一日一五時間も働かせ、なお食費・水道代・電気代・ミシンの月賦を工賃から天引きする、という例も多々あるとか。そんな業者がマニラ市内から村内まで何段階にも介在し、ある例では頂点から末端まで六社もの業者が縦列しています。さきにロザリンダさんが面接した姉妹の子供服縫製工も、その地元業者（インド系の輸出業者へ納品している）に納品して工賃をもらう度に、その中から糸代や仲介人の運搬費を天引きされているといいます。

こうして重々段々ピラミッド型の外注化・下請化という、わが国ご自慢の経営戦略＝外注方式・下請方式がフィリピンにも輸出されて、かの地で日本型の重層下請構造が再生産されている現状がのべられています。

伝統工芸・民芸品も商品化　農村手工業にみる家内労働

フィリピンといえば他のアジア・アフリカ諸国と同様、優れた刺繍・染織はじめ数多くの伝統的な手工業をほこっています。それと並んで特産の天然素材を活かした手づくりの素朴な民芸品も世界中で愛好されていますが、それらの多くは農村で農閑期の副業として製作されてきました。つまり原料作物が生育中の農繁期には農民たちも本業の畑仕事にはげみ、その収穫後に手近な材料を加工して得意の作品をつくり、これを地元の市場で販売して、ささやかな現金収入を得ていたのです。

また高技能の伝統工芸品をつくる専門の職人たちも、その原材料の仕込みからデザイン・製作・販売まで同じく一貫作業を手がけていました。それが輸出が盛んになるにつれて日本人バイヤーはじめ外国人の輸入業者が産地に直接のりこんできて安く買いたたくとか、だんだん輸出業者や貿易商社に従属しつつある一方、量産化と低コスト化のために従来の作業工程を分解して、その細分化した単純な部分工程を農民や主婦内職に下請けに出して賃加工させるようになりました。こうして昔からの親方職人も手工業者も最近では企業に従属して部分作業の下請け賃加工で細々と工賃を得る工業家内労働者に転化してきているといいます。

ここでは輸出むけのシャレたブンタル帽の製造工程を例にあげていますが、この帽子は女性を主力とする編立て工たちが、まず自宅で下請業者から原材料を受け取り、これを家庭で大体一個二～三日のペースで編み上げて納品します。すると次に別の男性の仕上げ工たちが、その帽子のケバを押さえ編み目をなだらかに整えて洗浄しアイロンをかけます。この化粧・艶出しずみの帽子を下請業者が輸出業者に納品するのですが、その検品のさい〝キズもの〟があれば編立て工は工賃から二ペソ難引きされます。しかし輸出業者は、この〝キズもの〟の不良箇所を塗りつぶして隠し他の合格品とまぜて箱詰めし同じ値段で一緒に出荷してしまうとか、こうして粗悪品もふえています。（家内労働研究会会員・つづく）

〔海外短信〕

多国籍企業マテル社に対する フィリピン労働者の闘い

マテル社は、バービー人形を生産している米国系多国籍企業である。フィリピン、マレーシア、韓国、香港などに工場を持っており、四年前には、賃金も生産コストも安く済む中国でも操業を始めた。

フィリピンでマテル社が操業を開始したのはバターン輸出加工区の中であった。しかし、会社は一九八〇年、需要が少ないことを理由にこの工場を閉鎖し、その同じ年にマニラ郊外に二つの新しい工場を設立した。

一九八七年六月、マテルの労働組合は経営者側と労働協約の交渉を始めた。組合は、続く三年間、毎年一〇ペソ(七〇円・日額)ずつの賃上げを要求したが、経営者は拒否、交渉は行き詰まってしまった。この中で労働者一五六人が時間外労働をボイコットして経営者に圧力をかけたという理由で、停職処分をうけた。そのため労働者は、三〇ペソの賃上げと、処分をうけた労働者の職場復帰を求めて一六日間のストライキに入り、工場の外にピケをはって闘った。

その後、十二月十三日に経営者は一八〇〇名の解雇を通告し、今年の一月には二二〇〇名を解雇して二つの工場を閉鎖した。

組合は、すぐにこれに抗議して、両工場で二四時間ピケを張ったが、翌日、組合委員長が工場の前で会社が雇った七人の暴力団員に襲撃されるという事件がおこった。

この闘いは、勤続一年につき一カ月分の解雇手当を支給されたものの、労働者が職を失なう結果に終わった。(CAWニュースレター・一九八八年三月)。

〝路頭に迷うのはゴメン〟 スリランカの縫製労働者

同一のオーナーによるマキシム縫製工場、スキャランカ縫製工場では経営者が合計六〇六人もの女子労働者を解雇する許可を労働省に求めていたことがわかり、女子労働者の大きな怒りをかっている。

経営者側は、この二つの工場を閉鎖して、後に新しい工場を一つつくると言っている。六〇六人の解雇者のうち、わずか三五〇人しか再雇用しないと述べており、残り二五六人はどうなるのか全く何の保障もない。両工場とも一九八三年以来、赤字経営であるとの申告をしている。

一九八七年十二月四日の「ディバイナ」(地元紙)とのインタビューにおいて、マキシム工場で七年間働いている女子労働者の一人ウイジェラトナさんは次のように述べている。

「工場ではシャツを生産し輸出していますが、赤字経営だなんて信じられません。私達の唯一の収入源はここでの仕事だけなのです。こんなやり方で路頭に迷わされるのは真っ平です。六カ月前、経営者のところに何人かの新人が連れて来られました。経営者は、他にも別の人達を雇いました。赤字経営ではこんな事が出来るでしょうか。」

労働組合委員長のアヌラさんも次のように述べている。

「労働者を何の補償金もなく解雇するというのは非人道的です。職を失なえば、私達は通りで物乞いをするようになるかもしれません。うまく他の工場に雇われたとしても、新米工員としてやり直さなければならないのです。」

経営者側は、ウィジェラトナさんとアヌラさんを、「新聞紙上で会社のイメージを汚した」という理由で解雇した。そして、労働者がこの件でいかなる反対運動に参加しても解雇すると脅している。(CAWニュースレター・一九八八年三月)

韓国の輸出向け縫製工場で 女子労働者一九名焼死

三月二十五日、韓国京畿道安養のグリーンヒル社ジャンパー縫製工場で火事があり、女子労働者一九名が死亡し、四名が重傷を負った。

火事は午前二時五分ごろ、一階階段付近に積んであった生地材料のところから起きた。炎は一瞬の内に、一階から二階の階段に積まれた原材料や製品から工場に広がった。犠牲者は、同じビルの三階にある工場の宿舎で就寝中であったが、工場で製品が燃えたときに出た有毒ガスによって窒息したものと思われる。

工場は三階建の雑居ビルの中にあり、この建物には映画館、ビリアード店、幼稚園、教会など二十の施設、店、事務所などが入居している。現行の法律では、このような工場が商業ビルの中で操業することは禁止されているが、この縫製工場は当局の許可なしに、一九八七年から操業していた。面積五三〇平方メートルの工場で、約一三〇名の労働者が雇用されており、フランスや日本向けの輸出用ウインド・ブレーカーを製造している。(コリア・ヘラルド紙、一九八八年三月二十六日朝刊)

〈事務局日誌〉

3月19日～30日　WCC―URM集会(北アイルランド・塩沢)
4月1日　ノーサップ氏（NCC―USA）来室
4月6日　金属共闘スタディ・ツアー学習会（広木）
4月16日　事務局学習会
4月18日　4月定例事務局会議
4月20日　翻訳グループ学習会
4月25日　第13回運営委員会
4月27日　金属共闘スタディ・ツアー学習会（広木・山本）
4月30日～5月1日　フィリピン問題資料センター主催「〝じゃぱゆきさん〟」に関する全国会議（広木・山本）
5月9日　「アジアの仲間」第20号発送
5月10日～19日　金属共闘アジアスタディ・ツアー（タイ、香港・広木）
5月18日　翻訳グループ学習会
5月21日　5月定例事務局会議
5月22日　全金青年婦人部講演（塩沢）
5月24日　進出企業問題を考える会（塩沢）
5月26日　全通産筑波支部婦人部講演（広木）
5月27日　青山学院女子短大講演（塩沢）
5月28日　秦野市婦人懇話会学習会講師（広木）
6月4日　国際保健医療学会シンポジウム（塩沢）
6月11日　事務局学習会
6月15日　翻訳グループ学習会
6月25日　第1回アジア研修ツアー準備会
6月27日　6月定例事務局会議
6月29日　東京靴工組合訪問

図書紹介

内海愛子・松井やより編『アジアから来た出稼ぎ労働者たち』

本書はアジアの人々と共に生きる視点をもって、最近急増しているアジアからの出稼ぎ労働者（家事労働者、女子出稼ぎ労働者、男子出稼ぎ労働者、「国際結婚」で来日した花嫁）に深く関わる働きをしている五人の著者が、彼らが日本社会で置かれている法的、社会的現状と、彼らを送り出している国の状況を具体例を取り入れて、わかりやすく説明している。

今日、日本は世界の経済大国となり、円の力で世界の隅々まで日本人が出かけ、「国際化」を標榜している。一方、その「鎖国的社会」の中で、アジアからの出稼ぎ労働者たちは、貧・・・しい第三世界のアジア人ゆえに日本社会から阻外され、また、不法就労ゆえに人権侵害を受けても泣き寝入りに甘んじなければならない。この現実は、社会を構成している日本人一人ひとりにその価値観や、人と人、女と男の関わりについて問うている。（明石書房・一六〇〇円）

フィリピン問題資料センター（RCPC）発行「ソリダリダードⅡ　日本語版No.1」

本書はフィリピン国内の政治・経済的な問題に関する情報や同国をめぐる国際的な情報をホットに伝えているSOLIDARIDADⅡの日本語版。この発刊により日本の人々に対してフィリピン民衆への連帯が強く訴えられている。

今号は「フィリピン女性はいま」と題して女性特集。「基地と売春の街で」では、オロンガポ市のバーで働く女性たちと女性運動がそれにどう関わっているかがインタビュー形式で紹介されている。「日本で生きるフィリピーナ」では、RCPCのリサ・ゴーさんへのインタビューで「ジャパゆきさん」「花嫁さん」の実態と日本の支援グループについて語られている。またフィリピン女性の歴史が簡潔にまとめられており、貴重な資料となっている。（季刊、一部七八〇円）

英文資料「日本の女子労働」No.3

男女雇用機会均等法成立後、女子労働者が仕事を続けていく状況はますます厳しくなっており、様々な面にそれが現われてきている。英文資料第三号では、最近の女子労働者を取り巻く流れや現状を次のように取りあげている。

(1)全民労連の誕生と女子労働者
(2)労働者派遣法成立後一年を経過して
(3)女子労働者と保育所
(4)男子並み残業時間 ― 研究・開発部門の女子労働者
(5)トピックス ― 労働組合の組織率最低を記録

日本企業の労務管理は、アジアでも欧米諸国でも、一つのモデルとされ、とくにアジアの女子労働者には大きな影響を与えている。日本の女子労働者の現実の姿を多くの方に知っていただくために、読者の方をご紹介下さい。（当センター発行、三〇〇円、送料七〇円）

あとがき

七月はじめ、韓国女性労働者会の方が当センターに来室され、同会結成までの経過や現在の活動についてお話を伺うことができた。

七〇年代の韓国の労働運動が、若い工場女子労働者の力によって支えられてきたことは、本紙でも度々ふれてきている。七〇年代の後半から八〇年代前半にかけて、東一紡織、YH貿易、コントロール・データ、フラワーファッション、ウォンプンなど、繊維、縫製、電子工場でつぎつぎと労働争議がおこった。その中心的な女性活動家はほとんど解雇され、労働省の関与するブラックリストによって、彼女たちの再就職は阻まれた。

しかし、その当時の女性たちは、ある人は結婚して家庭に入り、ある人はオルガナイザーとして他の労働者とともに活動しながら、お互いに連絡をとりあって女子労働者の組織化について話し合ってきたという。同会設立のほぼ一年前から、一〇数人の女性たちが徹底した討論を重ね、他の女性団体とも連絡をとりながら、昨年三月結成に踏み切った。

この一年余りの具体的な活動を通じて、蓄積された彼女たちの力が発揮されつつあることを感じる。同会設立声明「立ち上がる韓国女子労働者」（当センター発行、三〇〇円）をぜひお読みいただきたい。（H）

女子労働者通信　第22号

アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター
〒169 東京都新宿区西早稲田
2−3−18−34
発行人代表者　塩沢美代子
編集責任者　広木道子
電話 03−202−4993
郵便振替 東京0−70086

〈センター創立五周年記念〉

アジアの女性との交流集会に多くのみなさんのご参加を！

日本とアジアの女子労働者同士の相互理解をすすめ、労働者としての連帯をつくり出していくことを願って、一九八三年五月にアジア女子労働者交流センターが発足してから、今年で五周年になりました。

アジア各国の工業化政策によって、この地域の女子労働者の数は確実に増えてきています。とりわけ、日本や欧米諸国の多国籍企業の下でたくさんの女子労働者が働いています。彼女たちは、従順で手先の器用な〝東洋の娘〟として、また、いくらでも補充可能な安い労働力として、アジア諸国の「開発」政策を担うべく外国資本に提供されてきました。彼女たちは、低賃金、深夜を含む長時間労働、健康障害、雇用不安など労働者としての問題に苦しみながら、さらに女性としての差別を受けてきました。

しかし一方では、女子労働者の層が厚くなるにつれて、彼女たち自身の力も増してきています。フィリピン、韓国などでは、長い闘いの蓄積の上に女子労働者独自の組織をつくり、その力はそれぞれの国の労働運動、女性運動に大きな影響力を持ち始めています。

とくに、一九八五年にナイロビ大会で集約された国連婦人の十年の世界的なアジア各国の女性運動の流れの中で、女性運動は大きく前進し、その中で女子労働者の問題は、質、量ともに重要な位置を占めるようになりました。

今回、当センターの五周年記念シンポジウムには、CAW（アジア女子労働者委員会）から二人の女性をお招きしています。韓国で自ら女子労働者運動に関ってきたマリア・リーさんには、韓国の具体的な話を伺います。また、CAWの活動を通して、アジア全域にわたり各国の女性団体との関係を築いてきたロー・チンクイさんには、アジアの女性運動の現状と女子労働者の役割について報告をしていただきます。

記念集会前後に、例年どおり日本の女子労働者との個別の交流プログラムも組んでいます。東北地方と大阪に分れて行ないますが、大阪では大きな集会も予定していますので、ぜひご参加下さい。

大阪集会のご案内

一、日時　十二月五日　午後六時半より
二、場所　YWCA会館（JR天満駅）
三、講演　マリア・リー氏「韓国女子労働者の現状と課題」

〔アジア女子労働者交流センター創立五周年記念シンポジウム〕

アジアの女性運動と女子労働者の役割

日時　一九八八年十二月十日（土）
一三時半〜一六時半

場所　中央労政事務所（JR飯田橋駅前・セントラルプラザ一一階）

内容
☆スライド「スタディ・ツァーを通して見る日本とアジアの関係」
☆シンポジウム
(1)「韓国女子労働者の状態と労働運動」
報告　マリア・リー氏（アジア女子労働者委員会）
(2)「アジアの女性運動と女子労働者の役割」
報告　ロー・チンクイ氏（アジア女子労働者委員会）
(3)　会場からの発言

参加費　五〇〇円

例年より開催時間が繰り上がっておりますので、お早めにお越し下さい。

タイ研修ツアーから（その1）

国の開発政策の意味を問う

第二回アジア研修ツアー（当センター主催）として、七月三十一日から八月七日の日程でタイを訪問した。参加者は、センタースタッフ二名を含む一三名。小売店、生命保険会社、出版社、小学校、大学、あるいは消費者団体などで、全員が何らかの形で働いている女性たちである。

タイは今、NIES（新興工業経済群）の仲間入りをするべく、外国資本を積極的に誘致して、工業開発に一層の拍車をかけている。その中で一つの目玉となっているのが、一九八一年から第五次五カ年経済社会開発計画の中に据えられた東部臨海工業開発の推進である。

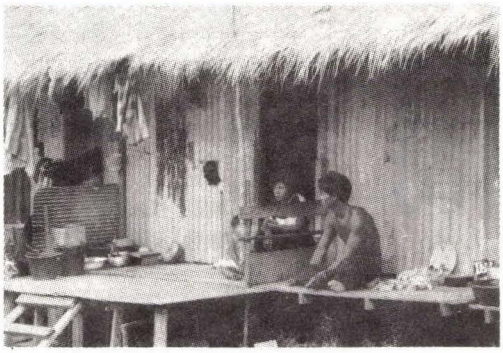

工場建設のための出稼ぎ労働者と住宅

私たちは、タイの農村の人々の暮らしの中に政府の開発政策がどのように受け入れられ、また農村がどのように変わろうとしているかを知りたいと思い、東部臨海工業地域の最南端に位置するラヨン県を訪れた。

ラヨン県は、人口四〇万人、そのうち八割が農業で、主な生産物は、タピオカ、ゴム、砂糖キビ、米などである。六万五〇〇〇人が漁業に従事しているが、この開発計画によって、工業労働者が五万人増え、その家族も含めると、近い将来、一五万人くらいの人口増が見込まれるという。

東部臨海工業計画は、一九七〇年代半ばに、米国系石油探査会社によってシャム湾沖に発見された海底天然ガスを開発し、これを使って石油コンビナートと関連産業を建設しようというものである。これによって、タイのエネルギー自給が達成でき、工業化が大きく進展すると位置づけられた。

現在、いくつかの大型プロジェクトが着手されているが、私たちは、国立ガス分離工場を見学した後、将来、同工場から原料を供給されることになっているというプラスチック工場に案内された。さらに、現在工場建設中という現場を訪れたが、ここは国といくつかの民間企業が合同でつくっている工業団地で、プラント輸出をしている日本企業の事務所もあった。

ここには、五〇〇〇人の建設労働者が主に県外の農村から出稼ぎに来ている。家族を含めると、その三倍くらいにふくれ上がった人々が、工場近くにつくられた集合住宅に住んでいる。短期雇用であくまで臨時的であることから、行政による住民サービスを受けられず、厳しい生活環境を強いられている。下水もなくゴミ収集もなく、共同トイレの数も少ない、飲料水も買わなければならない―という中で、とくに子供たちの間に病気が蔓延しているという。

最低賃金がまともに払われていたとしても月二〇〇〇バーツ（約一万円）に満たず、その中から六〇〇バーツもの家賃を払っている人もいる。留守番をしていたある老婦人は、「農村で息子夫婦と暮らしていたが、農村には二世代夫婦がいっしょに働くほど仕事がないから出てきた」と言っていた。八九年十月にはこの工業団地は完成するという。そのとき彼らは同時に職を失ない、次の場所へと移っていく。「開発」を支える重要な働き手なのだ。

農村で私たちは、村をあげての大歓迎を受けた。「この村ではバンコックに出稼ぎに行かなくても食っていける。でもまだ開発はこれからです。」と村長さんの弁。「開発」に何を期待し、実際に今後どのように村の人々の生活に影響を及ぼしてくるのだろうか。

私たちをずっと案内して下さった厚生省県事務所の方たちは、「開発」による公害問題や労働者、住民の健康問題を懸念している。けれども今地方行政ができることは、それを予測して病院や保健所の数と機能をふやすことくらいだという。国の「開発政策」に、地方行政も住民ものみこまれていく。

「三年後には女子労働者も増えて、労働問題もきっと深刻になっていると思う」と、保健婦として働いてきたという同行の女性がふともらした。私たちは、「開発」の明暗と日本の高度成長の結末を想いながら、緑豊かなラヨン県を後にした。

タイ研修ツアーから（その2）

NGOの活動支える若い力

バンコックでの日程は、労働組合訪問、労働者との交流、NGO（民間活動団体）訪問を重点にスケジュールが組まれた。

労働組合訪問、労働者との交流のプログラムとして、GSスティールとウイナーテキスタイル労働者のストライキ現場、バンコク・ウィービング繊維工場、オムノイ工業地域を訪問した。

バンコックからバスで二時間ほど行ったところにサムサコン県オムノイ工業地域がある。ここには、繊維や鉄、オートバイの組立工場など中小零細企業が一五〇〇近く集まっている。大半がタイの地元の資本で日系企業はほとんどない。労働者は義務教育を終えた後すぐ働き始めた人が多いという。労働基準法も守られていないところが多く、最低賃金一日七三バーツ（約三七〇円）以下というのもめずらしくないが、経営者の労働組合への無理解と敵視のために、労働者の組織化はきわめて困難だという。

その中で、繊維関連の三つの会社の労働者が合同でつくった労働組合を訪問した。私たちがこの事務所に到着したのは、夕方の七時近くだったが、三交替の職場でこの時間帯に仕事のない女子労働者が次々と集まってくれた。案内された二階の集会室の壁には数年前に暗殺されたこの地域の組合のリーダーの写真が飾られている。組合活動も命がけなのである。三工場で労働者一〇〇〇名、ほとんどが女性であるが、そのうち四〇〇名が短期契約の労働者、組合員は四八〇名である。

組合活動について話をする繊維労働者

次から次へと続く私たちの質問に彼女たちはていねいに答えてくれる。まだあどけない顔、年月に鍛えられた顔。四分の三が既婚で、幼い子どものいる女子労働者は田舎の両親に子どもをあずけているという。

「日本の労働組合はなぜストライキを行なわないのか」「最低賃金は」「産前産後の休暇はどのくらいとれるのか」と、私たちも質問攻めにあい、冷汗を流しながら必死に答えた。足元をしっかりみつめなければと反省しながら組合事務所を出た時はすでに九時半を過ぎていた。

タイでは多くのNGOが、社会が生みだす深刻な問題と格闘している。私たちが訪問したのは、「女性の友」「子どもの権利を守るセンター（CPCR）」、児童労働の問題にとりくんでいるセンターなどである。ここで今年の三月に来日し、今回のツアーのコーディネイトを引き受けてくれたノンヤウさんの所属する「女性の友」の活動を紹介したい。

「女性の友」は一五人のスタッフ（うち男性一人）をかかえ、四階建の事務所を持っている。その活動は、法律、出版、広報、労働問題、女性のための緊急避難所の五分野に分かれている。

私たちが訪問した時は、避難所としての活動の一端を写真をみせながら説明してくれた。

レイプの被害に遭い心身ともに傷ついている一二歳や一五歳の女の子たち、恋人に硫酸をかけられて顔中やけただれてしまった女性。最近の事件は暴力性が増し、レイプは裁判になるケースが増えているという。

ここの活動の資金はほとんどカナダのシダ（CIDA＝カナダ政府国際開発局）からの援助でなりたっており、予算の半分は被害に遭った女性の救済のために使われている。

タイには、NGOにスタッフを斡旋する「社会開発のためのボランティア団体」というのがある。私たちにずっと同行してくれた「女性の友」のスタッフのカテもこの団体の紹介で入ったそうだ。学生の時から、貧しい人々、困難をかかえた人々のために働くことを学び、大学を卒業してもそういう生きかたをしたいと望んでいる若い人たちの熱意を、この団体は支えている。日本の状況とは大分ちがう。

「アジアを知ることは日本を知ること、そして日本人としての自分の生き方を考えることだ」との想いを参加者の胸に残して、研修ツアーを終えた。

アジア新興工業諸国（NICS）の女子労働者問題と課題 (2)

景気変動に対応する女子労働

男子の半分の賃金と長時間労働

NICSの女子雇用労働者の賃金は、一般的に男子労働者の約半分である。格差のもっとも大きいのが韓国で、女子の平均賃金は男子の四四%、格差のもっとも小さいシンガポールが七〇%である（一九八四年）。

その上、女子の労働時間が男子より長い場合さえある。一九八四年の韓国開発研究所の報告によると、韓国の男子労働者の月平均労働時間二二九時間に対し、女子は二三八時間である。また、女子労働者の四〇%は月額一〇万ウォン（US一一六ドル）以下の賃金で働いているが、男子の場合は六・一%にすぎない。馬山輸出自由地域における調査（一九七七年）によると、労働者（そのほとんどが女子労働者）の三〇・一%が一日一五時間以上働いている。

ここ数年の労働力不足により、シンガポールの工場労働者は、他のアジア諸国の労働者よりもずっと高い賃金を得てきた。ILOの調査によれば「多国籍企業の電子工場で一〇年勤続の女子労働者は、大学新卒者と同じくらい稼ぎ、シンガポールの地元企業で働く男子労働者より高い賃金を得ている」ことが明らかになった。シンガポールの女子労働者の平均労働時間は、週四四時間である。彼女たちが、時間外や夜間シフトをいやがるので、そのような仕事はふつうマレーシアから来る貧しい出稼ぎ労働者が行なうことになる。それにもかかわらず、深夜労働をしている女子労働者は男子の三倍もいるのである。

香港では、縫製や電子労働者の賃金は出来高払いであることが多い。縫製労働者は、注文の殺倒する季節には時間外労働を強いられ、週七〇時間も働くことがある。これは「女子労働者は週四八時間労働を基本として、最高一日二時間、週一二時間を超えて時間外労働をしてはならない」と定められている香港の労働法と相矛盾している。

出来高払い制のもう一つの側面として、仕事が少ない時期には、労働者が賃金の不払いや半失業状態に苦しむということがある。香港のある電子時計労働者は、一年のうち四カ月間の繁忙期には、月額約三〇〇〇香港ドル（US三七五ドル）を稼ぐことができるが、一年の半分以上は、他の仕事に変わるか、不完全雇用の状態にとどまっていなければならない。過去二年間、世界不況と、西側諸国の輸入割当制限のために、ある電子労働者は週二日しか働けない状態であった。香港、韓国、シンガポールには、そのような変動に対応できる最低賃金制がない。

韓国の一九七六年労働組合報告書は次のように述べている。「勤労基準法第五七条は、女子労働者は一日一〇時間、一週五四時間、一カ月二〇〇時間を超えて労働してはならないと定めている。しかし現実には一カ月三五〇時間も働いている場合もある。」

シンガポール政府は最近、EPZ（輸出加工区）の企業が女子労働者の三交替労働を可能にするために、女子の深夜労働を禁止していた法律を撤回した。

工場における低賃金と家庭での無償労働

低賃金と長時間労働は、アジアNICSにおける女子労働者の問題の半分にすぎない。伝統的な儒教の男性中心的価値観の影響をうけているNICS諸国の社会では、女性はいまだに、家事労働の大半を引き受けることを期待されている。

労働者階級の女性たちは、家政婦を雇える中産階級の女性たちと違って、家事労働からのがれるすべはない。家にいる時はいつでも、兄弟や父、夫、息子たちのために、家事をやることを期待されているのである。彼女たちが工場で男性よりも長時間あるいは同時間働いてさえである。

既婚女性と労働

NICS諸国では、女性は、「良い夫」と「成功した結婚」を獲得した後は働くことをやめるべきだ、という考えが、今だに人々を支配している。また、妥当な賃金を得られる見通しが少なく、工場労働と家事労働を同時に両立させることが困難であることが女性を有償労働から遠ざけるもう一つの理由である。

韓国労働組合総連盟の調査では、韓国の女性の七〇％は労働条件のために仕事をやめ、三〇％は低賃金、一〇％は過重労働に不満をもち仕事をやめたという結果がでている。

シンガポールの既婚女性、特に三五歳以上で、数年間仕事をやめていた女性は、再び職を得ることのむずかしさに直面している。雇用者が、年配の既婚女性を雇わない理由として、家族との関わり、手先が器用でなくなったこと、そして若い労働者と一緒に働くことの困難さをあげている。しかし、これは雇用者の口実にすぎないことは明白である。

女性の仕事は資本家のニーズによって変動することを示す興味深い事実がある。一九六〇年代、シンガポールの銀行や金融部門が急成長した時、たくさんの女性が雇われ、その需要に合わせて管理職や企業中枢部に昇格した。ところが七〇年代後半以降、労働市場に男子が次々と流れこみ、女性がそのような地位に雇われることはめずらしくなった。

八〇年代初期には、労働力不足（主に手作業の）により、シンガポールの雇用者は、安くてまだ活用されていない女性の潜在労働力を開発しようと躍起になった。政府も、午前、午後、そして夜のパートタイムシフトへの既婚女性の復帰を積極的に促進した。その結果、働く女性のための保育施設の問題を無視することができなくなった。全国労働組合会議―それは政府の管理の下に組織されているのだが―は、一九八四年に、組合員のために一二〇〇人の子供を世話でき、二〇〇人のスタッフを揃えた保育施設を設立した。また、既婚女性を労働市場へ引き戻すことを目的とした一九八四年のシンガポール全国雇用者連合会のシンポジウムでも、「雇用者は、家族問題や子どもを持つ労働者のかかえている問題をもはや無視することはできない」ということが述べられている。

しかし、働く全女性のために社会的条件を整備するというこのすばらしい約束は、思わぬ障害にぶち当たった。一九八五年、世界経済の停滞と西側諸国の保護主義、そして電子産業全体における自動化の導入により、シンガポールは激しい経済不振に陥った。大量のレイオフが労働者を襲い、とりわけ電子組立工場では予想外に多くの労働者が解雇された。現在進行中のレイオフのほとんどは未熟練の組立労働者であり、その大多数は、女性であり、またマレーシアからの出稼ぎ労働者であった。

既婚女性が働くことを妨げている精神的障害として、女性の中の自信の欠除があげられる。このことが、キャリアを築こうと思っている女性の勇気をくじく結果となっている。

一九八三年の台湾全国青年協議会の調査によれば、女性回答者の八三％が、女性は上級の管理職にむかないと答えている。四分の三の女性は家庭か職業かを選ばなければならないとすれば、仕事をやめるつもりだと答えている。八四・四％は、妻が外で働くと家庭との両立がむずかしいと信じている。それにもかかわらず、四〇％の女性は、経済的自立ができれば、それほど結婚を熱望しないだろうと答えている。（つづく）

表1.　香港の共働き夫婦の家事分担率

家事担当者	専門職の女性	ホワイトカラーの女性	ブルーカラーの女性
妻	41.3	55.8	72.8
夫	5.0	3.5	2.6
妻と夫	2.5	2.3	4.2
家事使用人	27.5	12.8	0.3

資料：働く母親と家族の役割に関する報告書　1982年

表2. 香港における年齢階層別労働力率(1971, 1981年)

年齢層	男		女	
	1971	1981	1971	1981
15～19歳	50.4％	45.2％	56.4％	42.6％
20～24	90.2	90.9	69.5	79.7
25～34	98.4	98.3	39.6	56.8
35～44	98.6	98.6	38.7	53.4
45～54	96.6	96.0	38.9	46.7
55歳以上	70.1	60.3	24.1	24.9

資料：香港国勢調査　1982年

〔海外短信〕

韓国・権仁淑さんの性拷問
大法院が裁定受入れ

一九八六年六月、韓国富川市の警察署で取調べを受けていた権仁淑（クオンインシュク）さんが性拷問された事件とそれに対する抗議の声は、本誌一四、一五号でお伝えした。権さんの弁護団は、この性拷問の加害者である文貴童（ムンクイドン）元刑事を「性拷問暴行苛酷行為」で訴え、一六六名の弁護士が署名をして大法院に裁定を申請していたところ、一九八八年五月、大法院は申請を受け入れる決定を下した。これにより、大法院が最終的な事件の裁定を行うことになった。

一九八六年七月、この性拷問が弁護士に伝えられると弁護団は直ちに告訴したが、仁川地方検察庁は「若干の暴言、暴行があったのみ」として加害者を起訴猶予処分にした。これを不服とする弁護団の告訴は、地裁でも高裁でも却下され、大法院に裁定を申請中であった。

事件の重大さに、労働者や学生、女性団体、宗教団体が激しい抗議行動を行った。日本でも女性を中心とした抗議集会やデモが行われた。これらの韓国での社会正義を求める行動が、今回の大法院の決定を導くことになった。（CAWニュースレター・一九八八年六月）

ふきだしてきた
台湾の労働運動

一九八七年七月十五日、台湾では三八年間施行されてきた戒厳令が解除された。それまで抑圧されていた労働組合活動が活発化し、一九八八年に入り多くのストライキが行われるようになった。

二月には、五〇〇以上の職場で五万人の労働者が新年のボーナスの引上げを求めて、三日間のストライキに参加した。

四月二十六日には、タツング社の千人以上の労働者が、組合役員に再選予定の四人の労働者の配転に抗議して、台北の本社前でデモを行った。

また五月一日のメーデーには、約一四〇〇人の鉄道機関士が待遇改善を要求していっせいに病気休暇をとった。このため台湾の鉄道は百年前に開通して以来、初めての大規模な運休となった。この混乱に加えていくつかのバスの運転手の組合もストライキを行ったため、全島の輸送体系がマヒし、約五〇万人の利用者が足止めされた。

五月十三日、労働基準法で保障されている労働者の権利を学ぶ集会に五〇〇人の女子労働者が参加した。これはカトリック教会労働者センターと女性の意識化をめざす財団、その他いくつかの労働者センターが共同で開催したもので、歌や踊り、寸劇なども交えた楽しい雰囲気で行われた。

男性優位の社会である台湾では、女子労働者は二重に搾取されている。彼女たちは男性と同様に長時間労働をしながら、男性よりも低い賃金しか支払われない。多くは事故にあっても労働災害保障もなく、産休もとれず、上司から性的いやがらせを受けている。

そこで労働センターなどでは女性が労働者としての権利を認識し、自覚を高めるための活動をプログラムの主な内容としている。このパーティ形式の集会は、その一つとして効果的であったと考えられている。（労働コミュニケーションズ・一九八八年七、八月号、台湾教会ニュース・一九八八年四、五月号）

バングラデシュの女性
香港で雇主の虐待を訴え

バングラデシュ人ナシマ・アクターは、同国人の家庭のメイドとして働くために、一九八七年初め香港へ行った。しかし彼女に対する雇用主の待遇は悪く、給料も十分に支払われなかった。彼女は香港で同じようにメイドとして働くフィリピン人女性と話すうちに、労働者としての権利を自覚するようになった。彼女たちの支援を得てナシマは、雇用主を虐待のかどで裁判に訴えたところ、一九八八年四月、勝訴の判決を得た。

しかし、明らかにその雇用主からの圧力があり、バングラデシュ大使館は彼女のパスポートの期限を八九年十一月から八七年十一月に短縮した。このためナシマは香港に住む新しい雇用主であるパキスタン人との契約が認められなくなり、国外追放の瀬戸際に追いつめられてしまった。大使館に何度もかけあったにもかかわらず、結局五月二十日、バングラデシュに送還されてしまった。

しかし、彼女はこの間の闘いを通して、人間としての尊厳と自信を取り戻すという貴重な体験をした。帰国直前、彼女は次のように語った。「私の国では、金持や権力者は何でも好きなことができます。しかし、お金や力がない人々には正義なんてありません。」（CAWニュースレター・一九八八年六月号）

韓国・民主労組結成への闘い（下）

命がけで組合守りぬく

前途になお大きな困難

一週間後に、規律統制委員会の聴聞会が開かれる予定であった。工場はその翌日から夏休みで休業に入ることになっており、会社は、労働者が休暇をとっている間に活動家を解雇してしまおうとしていたのである。

一一人の活動家は、聴聞会の数日前に会合を持ち、闘いの継続について決意を新たにした。「もし、いま闘いをやめたら、我々はN金属の労働者ではいられなくなる。たとえ死ぬことがあっても、闘わなければならない。」

そして翌日午前三時、彼らは社長室を占拠した。三時間後、社長と地元警察の公安機関の指示の下に、暴力団が襲撃してきた。暴力団は、労働者が占拠している社長室の中へ、三〇分間に三七個もの化学消化液をそそぎ込んで、労働者を窒息させようとした。そのため、死んだようになっていた労働者たちは、社長室のドアを蹴破って殴り込みをかけてきた暴力団にまったく抵抗できなかった。

そのうちもっとも重傷だった七人の労働者は病院へ入れられたが、彼らは最後の抵抗の証しとして、入院費の支払いを拒否することにした。彼らは自分たちの状況について話し合い、工場に戻る決意をした。「もし、我々が死なねばならないのなら、それは工場の中だ。」

家族の人々に守られて、病院の寝間着を着たままの労働者たちが工場に戻ると、会社の経営者側はパニックに陥った。前例のないことだが、その日工場は、洪水の危険から家を守るようにと言って（ちょうど激しい雨が降っていた）労働者を全部帰宅させていたため、重症を負った活動家たちの姿を見る者はなかった。

しかし彼らは、翌日も工場へ戻った。降り注ぐ雨の中、胸をはだけて、三日前に暴力団によって負傷させられた傷を他の労働者の前にさらけ出した。頭の包帯から血が滴り落ち、雨に溶けて裸の胸に流れた。この光景を見ていた労働者たちは、心を動かされ、自然発生的に行動を開始した。

三〇～四〇人もの暴力団員がそこにいるにもかかわらず、労働者たちは二重に鍵がかかっている工場の門を破った。そのため、負傷した労働者たちは工場の中に入り、仲間と合流することができたのである。まったく何の準備もなしに、その場で即座に大集会が持たれ、直ちにストライキに入ることと工場占拠が呼びかけられた。近くの工場から支援にかけつけた労働者の中には、警察の車の中に連行された者もあった。

同日午後四時、社長は和解を提案した。それによって、解雇された労働者への補償、規律委員会聴聞会の撤回、労働組合役員の再選挙を約束させ、もし新しい組合役員が望むなら、解雇された労働者の復職を認めるという同意さえとりつけたのである。

解雇された五人の労働者は復職した。しかし、八月十九日に約束の組合選挙を実施するまでに、四〇〇人の労働者によるストライキをもう一回打つ羽目になった。社長室に最初のバリケードを築いてから、およそ四週間後のことであった。

民族美術協議会女性会員による絵（部分）

選挙の結果は、民主労組の活動家三八四票対「御用」候補者一二四票という圧倒的な勝利であった。三カ月後には、組合員は全従業員六〇〇人中四六六人になった。

非組合員の多くは暴力団に関わっている。ある者は単にお金のためであり、ある者は社長と同じ地方の出身者で社長に忠誠をつくしている者である。

この組合の前途にはまだまだ困難がある。経営者側と警察による破壊工作があるかも知れない。組合の未来は、国や地域レベルでの組合運動の成功如何にもかかっている。しかし、いずれにしても、輝かしい組合を打ち立てる最初でもっとも困難な第一歩は踏み出された。このように勇敢で断固とした闘いから生まれた組合は、どこでも、待ちかまえる試練に直面する用意がなされなければならない。（おわり）

フィリピンの内職主婦と下請労働——
輸出むけ衣料品産業で働く女性たち(3)

東京　神尾京子

国際分業構造とアジア経済
内職の世界にも南北問題

こうして外国資本に従属する多国籍企業のもとで衣料品産業を主力に低賃金の若年女子工員がふえ、その周辺の農村部にも、もっと低工賃の下請け家内労働がふえて、いわゆる東南アジア版「女工哀史」や国際版「主婦内職」が再生産されているのは、ひとりフィリピンだけの現象ではなく、すでにタイでもインドでも同様の事情が生じています。そんな最近の動向をうけてILOバンコク支局でも「家内労働者の保護にかんするアジア地域セミナー」の開催を企画しているようです。

その参加七カ国中とくに家内労働の増大が著しいインドでは輸出むけの①衣料品（既製服）縫製②タバコ製造③刺繍の三部門に多数の内職主婦を擁していますが、これまで自社工場で内製していた作業工程を次々外注に出し、やはり日本型の経営スリム化・減量化を導入しているといいます。これをインドでは労働者の「自営化」政策と称していますが、その内実は従属的な賃加工の下請け労働にすぎません（『経済』八月号拙稿参照）。

また南半球の先進国オーストラリアでも、近年はベトナム難民の大量流入にともなって、その主婦たちの間で縫製家内労働がふえています。せっかく政府が供給した近代的な高層アパートも、その狭い室内では大型の工業用ミシンが終日モーター音を響かせ、かつ天井からは縫いかけの服が何十着もブラさがり、まるで十九世紀の納屋工場（sweat shop）さながらだと現地の新聞は報じています（一九八八年『婦人白書』拙稿参照）。それに大衣料品店と家内労働者の間には多数の零細工場やブローカーや仲介人が介在して、ここでもピラミッド型の重層下請構造が再現されているとか。この西欧型の白人国家にも、いまではベトナム移民もろともアジア型の縫製内職まで輸入された結末になります。

かねて地球の南側の途上国では農工一次産品など原料物資を輸出し、その輸出先の北側先進諸国からは工業製品を輸入する、という国際分業構造が成立していました。それが近来、北側諸国とりわけ日本では円高を契機に国内から工場が大量に海外流出して、いわゆる産業「空洞化」のもと逆に東南アジアから工業製品を輸入する、という新たな分業関係に移行しつつあります。

その結果わが国では製造業が衰退して旧来の下請け製造・加工の家内労働も減少する一方では、そのぶん東南アジアで製造業の下請け内職が増大しているわけです。また反面わが国では産業構造転換政策と称して経済の国際化・情報化・ハイテク化がさけばれ、いま家内労働の分野でも在宅テレ・ワーカーなど情報産業の下請け端末作業に自宅で従事する新型の内職がふえており、いまや生産労働そのものの空洞化という、さらに深刻な南北関係が生じています。

どう闘うべきか？
アジアの姉妹よ手をつなごう

このような国際分業構造のもとではフィリピン経済全体が国際下請けの地位にある、とロザリンダさんは鋭く指摘していますが、そういう自国の位置づけを自覚している女子労働者は、ごく僅かなのが実情です。さきの刺繍工たちも仕事を直接もらっている隣村の業者を、露骨なピンハネをする怨敵とは感じていますが、その業者をも搾取している大元請の多国籍企業の存在までは目が向かず、まだ真の敵を認識していません。

そうした無知に乗じて彼女らは同業の女子正規従業員に対する武器として利用されていますが、その役割にも気づいていません。たとえば輸出専門の大衣料品会社ユニウェア社で、そこの労働組合が結成まもない一九八一年にストを決行、一応の賃上げを獲得した時、社長はマニラ市マカティ地区にある主力工場（常雇労働者三六二人）を、いつでも閉鎖するゾと組合幹部に通告しました。マニラ以外でもタナウアンとバタンガスだけで二百人、ブラカンにもそれ以上の場外工＝家内労働者がいるからナというのです。

こうした利害の対立を克服して場内工と場外工の姉妹が連帯し、ともに労働条件を改善させる闘いの長い道程の第一歩は、まず学習＝目配りの確かな知識と力量の向上にある、とロザリンダさんは結論しています。しかし大勢の家族をかかえて長時間、低賃金で働く彼女たちにとって、これもまた容易な課題ではなさそうです。（家内労働研究会会員・おわり）

アジアとの出会い

タイ・研修ツアーから

早朝のファランポン駅

只野　享子

前回のフィリピン、今回のタイと二度も参加したのは、ツアーをとおして年代も職業も違う人たちに出会えるのがうれしくて、それに味をしめたというのが正直なところです。

タイでとくに印象に残っているのは、早朝のファランポン駅の様子です。地方から夜行列車が着くたびに、ブローカーたちが仕事を求めてバンコクに出て来た老若男女に、次々と声をかけていきます。すでに雇い主が決まっていて、メモを持っている人もいますし、改札口を出て一〇メートルと歩かないうちに、話が決まってしまう人や家族もいます。ブローカーの間にもつながりがあるようで、自分が声をかけた相手を他のブローカーに回すこともありました。

児童労働の実態については、「女性の友」のノンヤウさんが来日した際に、その報告は聞いていました。子供たちが働いているのは家内工業的小規模企業で、大企業や日本など海外からの進出企業にたちうちしていくには、安い労働力を使うしかないという背景があります。

また、子供までが村を離れざるをえないのには、タイの農村の貧しさがあります。単に、雇い主や子供をバンコクに送る親だけの問題ではありません。

アジアの国々との関係＝共存を考えるとき、アジアの一般民衆の多くの犠牲のもとに、今日の日本の繁栄があるという自覚を持ち、私たち日本人一人ひとりが、モノのありあまる豊かな暮らしを見直してみる必要があるのではないでしょうか。

女性たちの働きに感動

大辻千恵子

今回のタイ訪問は、私にとって初めてのアジアとの出会いだった。東部臨海工業地域のラヨン、パタヤ、そしてバンコックという道程は、発展途上国内のさらなる地域格差という現実を否応なく我々にたたきつけた。

帰国してしばらくの間、日本の「豊かさ」って何なのだろう、と呆然と考え込んでしまった。それにしてもタイで出会った若い女性たちの、あの生き生きとした目は何なのだろう。今回のツアーの受入団体だった女性の友のスタッフ、パタヤの売春問題に取り組んでいたマユリーという女性、児童労働に押しやられた子供たちを守る、バンコックの組織で働く女性たち。彼女たちはみな大卒のエリートだ。しかし、タイ社会が抱える根本的な問題に真剣に取り組んでいる。

彼女たちは、タイ社会の中で何が問題となっているのか、自分が社会の中で何をするべきなのか、また何が出来るのかを知っている。そして何よりも、タイ社会を支える末端の人たちの暮らしを少しでも良くしていこうとする、強い意志をもっているようだった。その自信に満ちた目に、私は圧倒されてしまった。

オリンピック期間中、韓国を訪れる日本人男性の「キーセン」観光や、日韓関係の歴史には無頓着な日本人旅行者のことが新聞記事になっていたが、歴史をふまえない、消費文化にどっぷりつかってしまった今の日本人のことを考えると、タイで出会ったあの輝しい目が忘れられない。

僧呂と女性、そして日本

澤田　幸子

現在タイでは、一五歳未満の子供の労働者は一一〇万人～二〇〇万人もいるとされている。

朝早くから夜おそくまでの過重労働に加えて、子どもたちへの雇主の暴力、虐待行為が絶えず、脱走、告発などの形で問題が表面化してきている。

マッサージ・パーラーやディスコ・バー、スナックなどのネオン街では、東北部の農村から募集人（売春婦の）に二万円程度で買われてきた一四～五歳の少女たちまでが働いている。

成長ざかりの子どもたちが、人間として当然の発達をしていくための、学ぶこと、遊ぶことの権利が奪われている。残念ながら、その子どもたちを救護し、保護する法制度もない。

NGOの人たちが、ボランティア的労働でその問題解決のためにとりくんでいるのが印象的である。

その一方で、灼熱の太陽のもと、ひときわ彩やかに輝いた寺院、黄色の衣を身につけ車で街を行く僧呂たちを、都会だけでなく、貧しい農村でも目にした。

その数は、一小学校区に一つの寺院があるとされ、僧呂は三〇万人程といわれている。

ちなみに性産業に働く女性は七〇万人もいる。タイ社会の一つの構図が、こうしたところから示されている。その背後に、日本の政治・経済等あらゆる面で、大国主義をむき出しにして進出している様を、私は感じないわけにはいかなかった。

子供のための組織を訪問した参加者

＜事務局日誌＞

7月4日　7月定例事務局会議
7月6日　進出企業問題を考える会
7月7日　韓国女性労働者の会議長来室
7月9日　タイスタディツアー第二回準備会、立命館大学日本史研究会公開講座講演（広木）
7月18日　埼玉県婦人大学校講演（塩沢）
7月20日　翻訳グループ学習会
7月24日　タイスタディツアー第三回準備会
7月31日～8月7日　第二回スタディツアー・タイ（広木・山本他一一名参加）
8月12日　埼玉県学校図書館司書研修会講演（塩沢）
8月20日　事務局学習会、アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会講演（塩沢）
8月23日　8月定例事務局会議
8月31日　翻訳グループ一日合宿
9月13日　南アANC（アフリカ民族会議）ジェリー・マツィラ氏来室
9月15日　タイスタディツアー反省会
9月17日　事務局学習会
9月20日　9月定例事務局会議
9月21日　翻訳グループ学習会、神奈川県勤労婦人会館婦人講座講演（広木）
9月22日　浦和市婦人大学講座講演（広木）
9月27日　杉並区公民館連続講座講演（塩沢）
9月30日　国民文化会議連続講座講演（塩沢）

図書紹介

石渡延男・益尾恵三編『外国の教科書の中の日本と日本人』

高校生の世界認識の中で一番欠け落ちているのが東南アジアで、地図上の位置関係も定かではなく、歴史も知らず、そこに生活する人々の具体的イメージもわいてこない。これに対し、東南アジアを主役の一つとして世界像を描くことの出来る人間を育てたいという高校教師の願いがこの本を誕生させた。この教師の世界史の授業を受ける一一三名の高校生によるシンガポールの中学二年生用歴史教科書の共同翻訳本である。

原本二八六頁のうち日本軍の侵略に関する記述が七六頁にわたるその分量の多さにまず驚かされる。検定でずたずたにされた教科書で育てられたままアジアへ赴く日本人との意識の落差を思うとがく然とする。現場の教師そして若い人達にぜひ読んで欲しい一冊である。（一光社・一二〇〇円）

CCA・URM／DAGA発行「Why must we SUFFER? asian migrant workers」

「なぜ苦しまなければならないのか」というタイトルの本書は、CCA－URM（アジアキリスト教協議会都市農村宣教委員会）主催の「アジアの出稼ぎ労働者に関する会議」で、出稼ぎ労働者自身が語った自己の体験を収録したものである。日本で働いたフィリピン女性、サウジアラビアでメイドをしたスリランカ女性、サウジアラビアで働いたフィリピン男性など。

利潤のみが追求され、多国籍企業が大きな影響力を持つ世界的な経済構造の枠組みの中で、母国での失業や貧困などの原因で家族と離れ国外で働く人々は、低賃金、長時間労働など苛酷な労働条件の下で法的保護も及ばない場合が多い。特に日本で働く女性は暴力団が関係し、人身売買や売春強要などの人権侵害の状況に置かれている。

しかし待遇改善をめざし組織化する動きがわずかに見えるところもある。

英文ではあるが会話調で読み易く、労働者自身の生の声には迫力がある。（五〇〇円、送料別。申込みはセンターまで）

学習パンフ③「アジアの女子労働者と労働法」

アジア女子労働者委員会が、アジアの女子労働者の生活と労働の実態を、各国の労働法制化との関連の中で考察し、労働者教育にも役立てようという目的で発行した英文パンフレットの翻訳である。当センターの翻訳ボランティアグループが和訳したものの抄訳を「アジアの仲間」に九回にわたり連載したが、それに加筆・訂正し学習パンフとして一冊にまとめた。

各国で直接女子労働者の組織化に関わっているグループからの情報に加え、とくにILO条約が各国でどのように有効性を持っているか、さらに国内法との関係などが、女性の賃金と生計費、夜間労働、出産休暇、労働組合への参加など具体的テーマにそって示されている。各国労働法一覧表も添付され、ユニークな学習会資料となっている。（当センター発行、一部三〇〇円）

あとがき

先日、三人の女子高校生がセンターを訪れた。社会科の授業で、「アジアの民衆VS日本の企業」（塩沢美代子著・岩波ブックレット）を読んで、グループごとに資料を集めて研究発表をしているという。彼女たちは、「本では調べられない話を聞きたい」と言って、なかなか鋭い質問をつぎつぎとぶつけてきた。

他のグループが発表したというレポートの中に「〝高校の日本史教科書の二冊をとると、日本の東南アジア侵略にふれている部分はわずか〇・二％以下〟という文章を読み、早速、うちの学校で使用されているものはどうか、ということを調査してみたのです。その結果、驚くことにたったの五行位しかふれられていないのでした」と書かれてあった。

それに比べて、本誌「書籍紹介」に掲載したシンガポールの中学生の教科書では、日本軍の侵略に関する記述が四分の一を占めている。このことが、日本とアジアの現在の関係を自ずと語っている。

それにしても、そのことをしっかり生徒に伝えようとする先生と、すすんで学ぼうとする生徒たちがいることに救われる想いであった。（H）

女子労働者通信　第23号

アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター
〒169　東京都新宿区西早稲田
2－3－18－34
発行人代表者　塩沢美代子
編集責任者　広木道子
電話　03－202－4993
郵便振替　東京0－70086

〈五周年記念シンポジウム〉

社会変革の主体者としての アジア女子労働者の歩み明らかに

昨年十二月十日、交流センターの創立五周年を記念するシンポジウムは、一〇〇名近い参加者を得て、なごやかに開催されました。全体のテーマは「アジアの女性運動と女子労働者の役割」。アジアからお招きした二人の女性の話の内容は、アジア諸国の工業化政策以来の女子労働者の歩みをわかりやすく伝えるものでした。それとの関連で、交流センターの働きの意味を改めて感じて下さった方も多いかと思います。

韓国のマリアの話は、韓国の労働運動と政治の民主化のために自分がどのように関わってきたかを含めて、たいへん具体的な話で感動を呼びました。マレーシアのチンクイは、各国でそれぞれ動いている女性たちの運動が、アジア地域あるいは世界全体の一つの流れをつくり出していることを明確にしてくれました。いずれも要約を本誌に掲載しています。

その前段では、大阪と東北地方の二つに分れて、日本の女子労働者との交流プログラムを持ちました。

マリアは十二月四日から七日まで大阪で、さまざまな産業や職場で働く女性たちのグループと交流し、パート労働者の解雇をめぐって裁判闘争をしている女性たちを訪問しました。また、在日韓国・朝鮮人の居住地域や日雇い労働者の寄せ場を訪ね、日本の労働者の現状と日本の社会の抱える矛盾や問題などを、幅広く知ることができたという評価でした。十二月五日には、大阪YWCAのご協力を得て、一二〇名規模の大きな集会を持つことができました。

チンクイは五日から七日まで、秋田の電子工場と福島の縫製工場を訪問しました。工場見学の後で、労働組合の役員と話し合いをし、日本の労働組合のしくみと女子労働者の組合活動への参加について、具体的な事例を通して知ることができたようです。また、東北地方の産業が都市の大企業の下請化しており、日本とアジア諸国の関係と同じような構造に組みこまれ、工業化についてアジアと同様の矛盾を持っている現実に触れました。

それぞれの交流の中で、賃金や福利厚生などの労働条件についてはアジアと日本の格差がかなりあるものの、労務管理を含め労働者の生活をトータルに見た場合、共通する問題がたくさんあることを肌で感じ合いました。

反省としては、労働者との交流を一回限りの訪問に終わらせず関係を持ちつづける必要があるということです。日本の労働者は、アジアの労働者のために何かをするのではなく、日本の社会を変革する主体者として、日本の現実をもっとよく見てほしいという要望も出されました。

タイの日系企業 CSスティール争議終結

昨年四月十九日以来、四ヵ月余りにわたって続けられたタイの日系企業GSスティールの労働争議（本誌第二一号参照）は九月二日、政府、経営者、労働者各代表による三者の話し合いで一応終結した。

労働条件改善闘争のさ中、五月末日に、六〇〇人余の労働者の全員解雇の通告を受けたGSスティール労働組合は、内務省前の座り込みによるストライキを継続しながら、二〇〇人の労働者の断食など激しい闘いをしてきたが、八一名の再雇用、リーダー格の五四名の解雇という厳しい結末を迎えた。その他の労働者に対しては、内務省が仕事を斡旋することを約束した。

当初の労働条件改善要求については何の進展も見られず、労働者は大きな犠牲を強いられたわけだが、日系企業の進出ラッシュに見舞われているタイで、このような労働争議の再発が懸念されている。

＜ロー・チンクイさんの報告＞

アジアの女性運動と女子労働者の役割

抑圧的経済制度と家父長制に対する闘い

現在、アジアの女性運動は、世界の女性運動のなかでも最も活発なものとなっています。女性たちはアジア各国で社会的、経済的、政治的な問題にとりくみ、政府に挑戦しています。

今日、多くのアジア諸国政府は独裁的、あるいは軍事的支配をしています。これらの独裁政権は第一世界の援助、支援によって存続してきています。つまり、アジア諸国は経済的にも文化的にも第一世界に大きく依存しているということになります。

その結果、多くのアジアの人々の生活状況は、富んでいる人々はますます富む一方で、貧しい人々はますます貧しくなって、以前にもまして悪化してきています。

なかでも女性は、より大きな犠牲を強いられています。その最も典型的な例として、フィリピンでは数十万の女性たちが海外で家事労働者として働いています。タイやフィリピンでは多くの若い女性たちが売春産業にかかわって生活費を得なければなりません。また日本のような富んだ国では多くのアジアの女性たちが出稼ぎ労働者として、バーやナイトクラブなど接客業で働いています。このような状況から第一世界と第三世界の経済が非常に深くかかわっているのだということがわかります。

もう一つアジアで重要なことは、過去二〇年ほどの間に、多くのアジア諸国が工業化をすすめてきたということです。その結果、何十万という若い女性たちが農村を離れて都市に出て、安い労働者として工場で働くようになりました。

今日のアジアの女性運動を理解するためには、経済的な関連を考えると同時に、家父長制がいかにアジアの女性たちに影響を持っているかということも考えなくてはなりません。

たとえば、社会的にも、経済的にも、政治的にも、法的にも、また教育の領域においても、物事が決定される場合はすべて男性によってなされます。このように、家父長制と経済的状況が同時に作用したところで女性たちが生きているということを考えなければなりません。アジアの女性たちが状況を変えていくという場合、それは抑圧的な経済制度と抑圧的な家父長制の両方を変革する闘いであることを意味しています。ですからアジアの女性運動は、どうしても政府に対する闘いにならざるをえません。それはそれぞれの国で政府に民主化を要求していくことのなかでしか、アジアの女性の解放はありえないからです。

社会変革と結びついた各国の女性運動

アジアのどの国にも女性のグループがあります。フィリピンでは過去一〇年間に一〇〇以上の女性団体やグループが生まれました。農村でも都市でも女性たちが、平等の賃金、土地改革、住宅など、生活上の基本的な問題のために闘っています。また政治的な課題として米軍基地問題、売春に代わる女性の仕事を求める闘いもなされています。

マレーシアでは女性たちが政府の人権侵害に対して闘っています。また、女性のための緊急避難センターの建設のために幅広いキャンペーンをくり広げています。インドでは、ダウリー（結婚持参金）に対して抵抗していますし、妊娠性別テストに対する反対運動をしています。ポルノグラフィに対する抵抗や、女性がマスコミ等で性的対象物として扱われていることに対する反対運動もアジア各国でおこっています。韓国においては、女性の闘いが国全体の民主化闘争の一端を担っています。

このように、アジア全体の状況の中で民主化を求める闘い、社会的、経済的変革を求める闘いという大きな流れと同時に、女性の伝統的な役割に対する挑戦もなされています。

つぎにアジアの女性運動のなかでの女子労働者の役割について焦点をあてて考えてみましょう。

人間性回復求める女子労働者運動

過去二〇年間にアジア諸国が急速な工業化をしてきたこと、そのなかで女子労働者の賃金が非常に低いということを先程述べましたが、それは、女性は家族のなかで主な稼ぎ手としてみられず、常に補助的な役割しか与えられなかったからです。女子労働者は労働条件の非常に悪い工場で働かなければならないために、健康を害する人が多くでています。それでも女性はおとなしく文句も言わず働き、決して組織化されることはないと思われてきました。

このような雇用によって利益を得ているのは一体誰でしょうか。経済的状況と家父長制が女子労働者の運命を決めているということがわかると思います。これにはピラミッド型構造があり、その頂点にはアメリカの、日本のまたドイツの海外投資家がいます。次の層にはその国の政治家、企業家が投資家と結託しています。それらの人々は皆男性です。それぞれの工場のなかにも同じようなピラミッド型の構造があり、頂点には職長や技術者がいて、それもまた男性です。その底辺にいるのが女子労働者で、組み立てラインで働いているわけです。

繊維や縫製、電子産業などで働く労働者の八～九割が女性ですが、このような構造のなかで女性は常に最底辺におり、自分たちが置かれている状況について考えないようにさせられて、低賃金、悪条件のもとで働いているのです。

そのうえ、女性は家に帰ってからも家事、育児などの労働が女性の仕事として課されています。

これらの状況を克服するために女性は、文化的、伝統的、経済的なさまざまなかたちの抑圧と闘わなければなりません。都市に出て工場で働く女子労働者は、かつて伝統的な家族制度の中で生活していましたが、自分で給料を得るようになると少しずつ自立し、社会的活動に参加できるようになりました。そして都市の問題や政治的問題を知るようになり、工場の環境は非常に悪く、賃金は生活できない程低く、労働条件は過酷であることに気付くようになりました。繊維、電子、縫製や食品加工などの女子労働者の多い工場では、女子労働者が力を合わせ、組織化のための労働センターをつくっています。

女子労働者の運動は一般的な労働組合運動と違う側面があります。女子労働者を組織化する時には、二つの種類の抑圧を考慮する必要があります。それは、労働者として搾取されていると同時に、工場では差別的低賃金を支払われ、家事や育児もしなければならないという問題です。

労働運動に関わっている人々は、女子労働者の運動が労働運動の中で重要な役割を担っていることを認めざるを得なくなってきています。女子労働者が賃上げ要求のストライキをする時には、女性の労働が現在の低賃金以上の価値があるものだとして闘っています。また彼女たちが社会的運動に参加する時も、伝統的な女性の役割を持つ社会に対して挑戦しています。ストライキをする時には、夫や父親のことを考えるわけですが、この伝統的な家族関係を問題にしていかなければなりません。

食事を囲んで縫製労働者と交流

このようにアジアの女子労働者の運動は民主化を求める闘いに大きな役割を果たしています。また、経済的不平等と同時に関係の不平等に対する闘いとも言えます。そして本来的な人間性を求める闘いだと思います。

日本の女性たちへ

アジアの女子労働者の現状の中で日本の皆さんに期待したい役割を考えてみたいと思います。日本の投資家、企業家、豊かな経済がアジアでさまざまな問題をひきおこしています。たとえば日本企業はアジア各地の自由貿易地域で操業しており、女子労働者を非常に低賃金で劣悪な条件で雇用しています。日本の農村地域でも他のアジア諸国の女子労働者と本質的に同様な問題を持っていることを知りましたが、日本の皆さんにはアジアの状況により多くの関心を払っていただきたいと思います。アジアの人々の問題は日本のあり方と大変深くつながっているからです。日本とアジアの人々が変革に向けて、ともに立ちあがらなければならないと思います。

＜マリア・リーさんの報告＞

韓国労働運動とともに　政治を動かした女子労働者

工業化政策で増大した女子労働者

韓国では一九六五年に朴正熙（パクチョンヒ）大統領が国の経済政策を農業から工業開発へと大きく転換させました。工業化を達成するために低穀価政策がとられたことによって、多くの農民が農業を離れ、ソウルに出て職をみつけなければなりませんでした。

まず、第一次開発として焦点をあてられた産業は、繊維、化学　電子部門で、それらの工場では多くの女子労働者が働くようになりました。当時の女子労働者の賃金は男子労働者の四九％でしたが、労働組合は完全に御用組合だったので、女子労働者は労働運動について知ることもできませんでした。

韓国の女性についての諺に「めんどりが鳴くと家が滅ぶ」というのがありますが、こうした韓国社会の文化や経済意識が女子労働者の低賃金を許してきたといえます。

最初の女子労働者運動は、六八年に沁都（シド）織物工場で約七〇〇人の女子労働者によって始められました。彼女たちは一年間の闘いの末、労働組合を結成しましたが、人々の労働運動に対する関心がほとんどなかったので、その運動を大きく発展させることはできませんでした。

労働運動の扉開かせた青年労働者の死

それを大きく展開させたのは、七〇年の全泰壱（チョンテイル）氏の焼身自殺でした。彼は平和市場（ピョンファシジャン）の縫製工場の労働者でしたが、いっしょに働いている女子労働者たちの実態を暴露して、〝勤労基準法を守れ〟〝労働者も人間だ〟と叫びました。この一人の労働者の死が人々の労働運動に対する関心を換起し、一国の労働運動の扉を開くことになったのです。

当時、私自身も労働運動にはまったく関心がなく、どうしたら安楽に生きられるかという安逸主義と利己主義に陥っていました。彼の死に直面して、なぜ彼が死なければならなかったのかを考えるようになり、韓国社会がいかに間違った社会であるかということもわかってきました。このような状況の中で、自分は一体何ができるのだろうかと考え、私は工場に入りました。

その工場には二〇〇〇人余りの労働者がおり、その八〇％は女子労働者でした。工場には組合がありましたが、女子労働者の誰一人としてその組合を知らず、どのように自分たちが生きていくべきかを考える余裕もなく、どうしたらこの生活から抜け出すことができるかということだけを考えていました。毎朝七時半から仕事を始め、夜の九時まで、ときには夜を徹して働かなければならないこともありました。

私はここで三年間働きました。その間、労働者たちとどうしたら痛みを分かち合えるか、仲良くなれるかということをずっと考えながら組織化を始めました。三年後、この労組は労働者の代表を自分たちで選び、労働者のために働くようになりました。

こうして七〇年代から、作業所や工場で働く女子労働者たちが人間らしく生きることを求める闘いを始めました。最初の頃、彼女たちが組合を通して取り上げた問題は、賃金の引き上げと作業環境の改善でした。

七〇年代の後半に入ると、女子労働者たちも社会的問題に目覚めるようになりました。七〇年代に続々とできてきた労組のなかには、東一紡績（トンイル）や元豊紡績（ウォンプン）、タンド産業やYH貿易などが民主的労組としてあげられますが、その他にも小さな作業所や工場で頑張っている民主的労組がありました。

しかし政府は大きくなる労働運動に危機感をいだき、八〇年代初めに至るまで、それを潰す政策をとり続けました。

七九年のYH貿易の事件では、会社側が工場を閉鎖するという状況の下で、労働者は組合を守ろうとして闘いました。その時、闘っていた労

働者たちは、これは決して企業との闘いではなく、政府との闘いであり、もしこの問題を政治化させなければ、他の工場でも同じことが起こるだろうと考えました。

そこで新民党本部に出かけて抗議し、籠城に入りました。籠城九日目に警察が入ってきて労働者をひきずり出そうとし、そのときキム・キョンスクという一人の女子労働者がビルから落ちて亡くなりました。

この時期は、「緊急措置」「戒厳令」がしかれていましたが、そのなかで女子労働者たちは労働運動を引っぱっていくのです。このYH貿易の一人の労働者の死によって、人々は再び労働運動に関心を持ち始め、政府の責任を問いただし、独裁政権の退任を叫び始めました。これは大きな政治問題化して、結局朴正熙大統領が情報部長によって銃殺されるという事態を引き起こしました。

民主化闘争へ発展した労働運動

八〇年に光州虐殺事件が起こり、それ以後多くの女子労働者が脅迫されたり、逃げて隠れなければならないことになりました。

八二年、コントロールデーター社では一〇〇〇人余りの労働者が多国籍企業との闘いを始めました。その結果七人の労働組合の幹部たちが拘束されましたが、結局この工場は韓国から出ていくことになりました。

八四年には、それまで労働運動を闘ってきた人々が集まって労働者福祉協議会をつくりました。

八五年には九老洞（クロードン）にある労働者数約三〇〇〇人のオイルギ産業で運動が始まりました。この闘いで多くの労働者が傷つき入院したり、拘束されました。これをみた他の六つの工場労働者がストライキに入り連帯闘争を展開したのです。これは韓国の労働運動史上初めての連帯闘争で、大変意義深いものだったと思います。

中小電子企業の工場を訪問

こうして八六年、八七年、八八年と男性労働者たちの運動も起こってきたわけですが、その中には、「現代（ヒョンデ）」や「大宇（テウ）」など大企業労働者の闘いも含まれています。男子労働者のストライキ現場に、多くの労働者の妻たちが出かけてともに闘い、闘争を成功に導きました。

また女子労働者たちも、作業所で労働組合を組織し、御用組合を正常化させるために闘いました。これらの女子労働者と労働者の妻たちが一つになって女子労働者会をつくり、この会を通して現場での労働闘争を支援したり、社会を民主化させる闘争を行っています。

ここであえて比較するならば、七〇年代の闘争は、自分たちの労働組合だけを守ればよい、そこで一生懸命闘えばすむのだという狭い考え方でした。けれども、七〇年代のそうした闘いを通して、一つの工場でいくら一生懸命闘っても守れないということを知るようになり、八〇年代に入って連帯闘争が大きく成長してきました。一つの工場の経済闘争も大事だけれど、それよりも社会の民主化、また労働者の人間化が大切だと考えるようになったのです。そうした連帯闘争は結局八七年六月の大きな闘争をもたらし、全斗煥（チョンドファン）前大統領も謝罪しなければならないという状況をつくり出しました。

めんどりは鳴かなければならない

先程「めんどりが鳴くと家が滅ぶ」という諺を紹介しましたが、私の体験から言うならば、めんどりは卵を生む時に鳴くのであり、それは社会に利益をもたらし、環境を変革することです。ですからめんどりが鳴けば家が滅びるのではなく、めんどりは鳴かなければならないと思っています。

皆さんは女子労働者であると同時にこの国の国民であり、この国を民主化させていく主人公ですから、他国の労働運動や闘争をみて拍手を送るだけでなく、共に闘ってくださればと思います。

人間は環境に大きく支配されるものですが、逆に環境を支配しなければ世の中は滅んでしまいます。お金があり余裕が出てくると他人のことを顧みなくなる社会は病んだ社会だと思うのです。ですから、他人や隣人のことを考え、この日本の社会を考え直し、国を正常化させてください。また、日本より経済状況が悪い他のアジアの国々についても考え、ともに闘ってください。

アジア新興工業諸国（NICS）の女子労働者問題と課題 (3)

低賃金構造支える多国籍企業

語られざる内職労働

すべてのNICS諸国では、労働者階級の既婚女性の間で内職労働が増えている。もっとも多いのが、縫製あるいは単純なおもちゃや電子製品の組立である。香港、シンガポール、台湾、韓国の小規模の縫製、プラスチック、電子工場の多くは、家事や子育てのために家の中でしか働けない女性に、出来高払いの仕事を下請に出している。賃金はフルタイムで働く工場労働者と比較すると非常に低くおさえられている。

女性の労働の中でこの内職労働の分野に関してはあまり多くの調査や研究は行なわれていない。あるいくつかの報告や、内職労働という形で働く女性たちとの個人的インタビューによると、多くの女性たちが自分の仕事について複雑な感情をいだいている。たしかに内職労働は、子育て期の女性がわずかではあるにしてもお金を稼ぐことを可能にしているし、家庭の雑用の合い間に仕事をすることもできる。しかし、多くの場合、家事をしながらやれる内職労働は非常に退屈でうんざりするものである。

ある女性は次のように述べている。「いつもかたずけなければならない仕事がたまっています。自分の義務を果たしていないという罪悪感にかられてなかなかゆっくり休めません。少しでも休むとその時間の収入を無駄にしていると思うようになります。工場長は、私たちがいつも暇な時間がたくさんあると考えて、すぐに仕事を仕上げるよう言って来ます。夫は家に帰って来ると、縫い終わっていない服の山をみて、一日中、いったい何をしていたんだという目でみます。また、子どもや家の仕事をないがしろにしていると夫が感じれば彼は、こんなくだらない仕事はやめてしまえと叫ぶでしょう。おしゃべりする人も仕事を分け合う人もいません。この仕事は退屈で孤独なものです。」

退屈さと孤独感は内職労働をしている女性のほとんどがいつも抱いている感情である。物理的にも内職労働はきわめて長時間かつ不規則な労働時間をしいるものだ。

企業家はいろいろな理由で女性の内職労働者を歓迎している。まず第一に、賃金が工場労働者に比べると「当然」かなり低くなる。工賃以外の諸手当を払う必要もないし、労働法による制限もない。第二には、企業家が生産を削減したい時はいつでも内職労働者をカットできるのである。企業家は内職労働者に対して何の法的義務も負っていない。第三に、孤立した労働環境に置かれている内職労働者は労働組合に組織されていないので、賃金や労働条件への不満を行動に訴える何の手だても持っていない。労働者階級全体にとって、内職労働者は賃金をさらに低くおさえる役目を果たすことになるし、工場労働者が賃上げや労働条件の改善のために闘えば雇用主は安い労働力として内職労働者を使う。

資本にとって魅力的な海外出稼ぎ労働者

可動性のある大規模な労働力の移動現象は、NICS諸国の労働力にあらゆる点で影響を及ぼしている。海外からの出稼ぎ労働者はいつも労働市場の最底辺に置かれることになる。そして最初にかつ最大の打撃をうけるのが女子労働者である。女子労働者と出稼ぎ労働者はどちらも未熟練、不熟練労働者である。彼らの多くは未組織であり、臨時的で安上がりの、そしてコントロールしやすい労働力である。資本家にとって多くの海外出稼ぎ労働者が存在し、それを利用できることは非常に魅力的なことである。しかし、その国の労働者にとっては手に負えない存在であり、また目には見えないが、彼らの生活を脅かす存在でもある。どこの国でも出稼ぎ労働者に対して最も敵対的感情を持っているのが労働者階級であるということは偶然のことではない。

シンガポールは比較的人口の少ない国であり、主にマレーシアからやって来る安い出稼ぎの肉体労働者に頼っている。初期の出稼ぎ労働者は一九六〇年代そして七〇年代にやって来た人たちであり、「伝統的出稼ぎ」と言われている。彼らは急成長を続けるシンガポールが労働力不足を経験した時には非常に需要があった。最近では海外からの労働者はフィリピンやインドネシア、韓国などからもやって来て、主に家事使用人や建設労働者として働いている。シンガポールの全労働力一二〇万人のうち約一五万人が海外からの出稼ぎ労働者である。

一九八〇年代になると、海外からの労働者の中には会社と集団で雇用契約を結んでやって来る人も出てきた。

例えば、米国系タイプライターのあるメーカーは、一九八四年にシンガポールで労働力不足がおこると、韓国から一九五人の生産労働者を連れて来た。この女性たちは主に一八歳から二六歳の間で、最初は二年契約でシンガポールに来たが、平均的なシンガポールの電子労働者よりかなり低い賃金を支払われていた。彼女たちがシンガポールに来ると、国内の生産労働者や労働組合からはかなりの敵意と懸念を表明された。国内での労働力の需要そして労働者の組織化にとって脅威であるとみられたからである。しかし、最終的にはこの輸入された労働者も勝者ではなかった。一九八五年前半に会社は需要が落ちこみ、一九五人の女性全員が解雇一カ月前に通告をうけ韓国に送還された。

出稼ぎ労働者が女子労働者に及ぼす直接的影響は、求人と賃金レベルを脅かすことである。ほとんどの出稼ぎ労働者は、工場の組立ラインの労働者、清掃労働者、ウェイトレス、家事使用人、建設労働者のような不熟練労働力として入って来る。彼らは常に受入れ国より貧しい国からやって来るので、その国の労働者よりかなりの低賃金、さらにひどい労働条件を受け入れてしまう。企業家は国内の労働者に、しっかり働いてそこそこの賃金で満足するか、あるいは海外からの出稼ぎ労働者に仕事をゆずるかどちらかだとせまることになる。

出稼ぎ労働者の問題は労働者の条件を改善するために、労働団体による適切な国際行動のための戦略があらゆる所でつくられるようになれば、さらに議論の余地があり、分析される価値のあるものである。現在、残念なことに労働組合活動家の中には、出稼ぎ労働者を抑圧する政策を支持し、単純に敵対的立場をとる人たちもいる。労働運動のリーダーはとくに、出稼ぎ労働者は問題をひきおこす源ではなく、表にあらわれた一つの徴候にすぎないことを認識すべきである。

安い労働力を求めて移動する工場

最近、アジアNICS諸国の縫製や電子の女子労働者は、生活を脅かされる別の問題に直面している。これは一九六〇年代、七〇年代にアメリカやヨーロッパの同じ産業で働く女子労働者が経験したことである。

工場閉鎖に反対する香港女子労働者

繊維や電子の大企業の多くは、常により安く組織化の弱い労働力を求めて、労働集約的組立労働の大部分をNICS諸国からフィリピン、インドネシア、スリランカ、中国などのより貧しい開発のおくれた国々に移し始めた。

NICS諸国のほとんどの人々は企業家、ブルジョワジー、政府指導層の政策のもとで、高度の技術を持つ多国籍企業の受入れを一般的には今だに歓迎している。八〇年代に入って女子労働者は多国籍企業の別の面を突然発見することになった。

不熟練で未組織の繊維や電子労働者は、短期間のうちに通告なしで、しかも退職手当もほとんどなしに工場閉鎖を言いわたされる脅威の中につねに身を置いている。NICS諸国の政府当局は、投資を中止する決定をしてどこにでも簡単に移動していく多国籍企業に対しては何もできないのである。何年働いても他に移れるほどの技術を修得できない女子労働者には、もちろん何らの措置を施すわけでもない。

このような国では組合活動や労働者の権利がことごとく抑えられているので、工場閉鎖などがおこっても労働者は自分たちの利益と生活を守る有効な手段さえない。（つづく）

〔海外短信〕

韓国・ストライキ現場で仲間の結婚を祝う

韓国の縫製会社、フレアー・ファッションのストライキ現場で、労働者の結婚祝賀会が行われた。

花嫁はフレアー・ファッション労働組合議長の朴さん。彼女は、一九八七年三月裡里輸出自由地域にあるフレアー・ファッションの不当解雇闘争の中心的存在として、職場復帰を求めて闘った女性である。経営者側は一五〇〇万ウォン（約二〇〇〇米ドル）で彼女を解雇しようとしたが、これを拒否し、七カ月間闘ってようやく職場復帰を勝ちとった。その後、朴さんはフレアー・ファッション労働組合のリーダーになった。

一九八八年三月、組合は春闘の賃金交渉を行なったが、交渉が行き詰まり一二〇〇名の労働者がストライキに入った。最終的には、経営者側が賃上げを受け入れたのでストライキはうちきられたが、労働者が仕事に戻ってみると会社側はこの賃上げの約束を守ろうとしなかった。そこで再び労働者はストライキに入ったのである。

朴さんはこの時にはすでに結婚式の日どりを決定していたが、ストライキが終わるまで延期しようとした。これを知った仲間の労働者が結婚式をなんとか行なえるようにと実行委員会をつくって準備を進めた。

結婚式は予定通り行われた。ストライキをしながら楽しい結婚祝賀会が催され、新しいカップルのために組合員はフォーク・ミュージックのグループを組織し、友人たちは詩を朗読し歌を歌った。

新しく生まれたカップルは、「会社側が私たち労働者の要求を受け入れたら新婚旅行に出かけます。」と言っている。（CAWニュースレター一九八八年十二月）

フィリピン・産前産後休暇四カ月のキャンペーン

八七年のメーデー以来、KMK（女子労働者運動）は、女子労働者に四カ月の産前産後休暇を要求するキャンペーンをすすめている。

現在フィリピンでは四人目の子どもまで六週間の産前産後有給休暇が認められている。この費用は、女子労働者の賃金から差し引いてプールしている社会保障制度から支払われることになっている。KMKの調査では、女性が出産による体力消耗を回復し、仕事ができるようになるには最低四カ月必要であると言う。

女子労働者は、女性として、そして労働者として、職場での生産活動と出産の両方とも社会的に認められ、法で守られなければならない。政府や企業は女子労働者のために、職場における保育所や健康面の設備などの社会的サービスを整えるべきである、とKMKは主張している。

マルコス政権の前は、産前産後休暇は一四週間で六〇％の賃金が支払われていた。ところがマルコス政権になってから、賃金は全額支給となったが、休暇は六週間に減らされた。それが現行法である。（CAWニュースレター　一九八八年十二月）

フィリピン・多国籍企業の有毒廃棄物に抗議

バギオ市に住むサムエル・ピアオアンは、イリサンのゴミ捨て場でゴミ回収を仕事として、ここ数年一家の生活を支えて来た。妻と子どもたちとの共同作業でピアオアンは八人の子どもたちを学校に通わせることもできた。彼らはこのゴミ捨て場の周囲に掘っ立て小屋を建てて暮らしているがここ数年この地域の空気の汚染は耐え難いものとなっている。

これは、バギオ輸出加工区（BCEPZ）にある最大の会社であるテキサス・インスツルメント社（TI）が投棄したゴミを燃やした時に発生した有毒な煙によるものであると住民は市当局に申し立てた。TI社は世界第二の小型集積回路メーカーである。TI社の幹部は、住民が廃棄物について申し立てを行った後にもそれが有毒か無毒かについて何の発表もしていない。また、TI社の廃棄物に含まれる化学物質とその毒性を明らかにした研究も分析もない。

市当局は住民が廃棄物を燃やした煙を吸い胸の痛みと吐き気を訴えた後昨年五月TI社に対して廃棄物の投棄を別の場所に移すよう命令を下した。それ以来、TI社はイリサンに廃棄物を投棄するのを止めた。しかし廃棄物はまだそこに残っており、現在燃やされている。住民は再び有害な煙について苦情を申し入れた。消防局が火を消すのに二台の消防車を送り込んだがいまだに燃焼中である。

ピアオアンの妻は七カ月間入院し、床についたままであった。彼の妻の病気は肺の病いからくる体の衰弱であった。ピアオアンの隣の家の豚が死んだのも有毒な煙のせいだと住民は思っている。（フィリピン通信、一九八九年一月十日号）

マレーシア

電子労働者に初の団結権

「ただし企業内組合に限る」

マレーシアの電子産業は、世界随一の輸出額を誇っています。一九八七年には、約二二億五〇〇〇万ドルにのぼり、マレーシアの全輸出額の二六・二%を占めていますが、これは一〇〇%欧米諸国の多国籍企業に依存しています。

この電子産業を支えているのは、七万五〇〇〇人の女子労働者ですが、彼女たちには長い間、労働組合をつくる権利が認められていませんでした。それは、政府が外国企業を誘致する際に、優遇税制と合わせて労使紛争をおこさないことを条件としてきたからです。マレーシアではその他の産業でも労働組合活動は大きな制約を受けていますが、電子産業はマレーシアの工業化を促進する重要産業として、とくに厳しく監視されてきたのです。

ところが昨年九月、労働大臣は、電子産業の労働者が組合をつくり、加入することを認めることを閣議決定したと発表しました。電子産業に働く女子労働者はもちろん、長い間組織化の認可を要望してきた電機産業労働組合（EIWU）などの労働団体はこれを歓迎し、すぐに労働者のリストづくりを始めました。労働組合が登録されると同時に団体交渉を行ない、労働協約を締結する準備をすすめていました。そこには、年次有給休暇や病気休暇の日数、解雇手当、女子労働者に対する性的いやがらせの保護などが含まれていました。

しかし、この発表から一カ月も経たないうちに、労働大臣は大あわてで〝産業別全国組織としては認めない。イン・ハウス・ユニオン（企業内組合）に限定する〟旨の訂正を行いました。このため、電子産業労働組合の結成は宙ぶらりんになり、組織化の試みは企業内に閉じ込められようとしています。

この一連の動きには、国際貿易と多国籍企業に関わる重要な問題が含まれています。

まず、電子産業労働者に組合をつくる権利を認めるという措置はアメリカ労働総同盟産別会議（AFL・CIO）が、米国政府のマレーシアに対する特恵関税制度（GSP）の適用をやめさせるよう要請したことに始まるといわれています。

GSPというのは、発展途上国から米国市場に入る一部の商品に対して税金をかけず、途上国からの輸出を保護する制度です。この特典を得るためには、一定の条件を満たさなければなりません。その一つとして途上国政府は「自国の労働者に国際的に認められた労働者の諸権利を保証する措置を講ずること」が必要なのです。それによって製品の国際競争力を不当に引きあげるのを抑制するねらいもあります。このGSPのもとで、マレーシアは八七年には米国への第九番目の輸出国になりました。しかもその大半は電子部品でした。

米国政府は、GSPリストを定期的に見直し、対象国が先進国になったり、あるいは定められた条件を守らなかった場合には、GSPを廃止することになります。そこでその審理の最中に、マレーシアの閣議決定発表ということになったわけです。

電子産業労働者の団結権保証については、マレーシア労働組合会議（MTUC）やEIWUなどが、ILOや国際労働団体に働きかけて、政府への要請をくり返してきました。今回の措置に至ったのも、MTUCが米国労働団体であるAFL・CIOに強力に働きかけてきたからです（そのためMTUC議長は、八七年十月から翌年六月まで、国内治安法発動により、拘留されました）。

その閣議決定にもう一方の当事者である多国籍企業の経営者団体から〝待った！〟がかかりました。八五年、八六年の電子産業の不況も労働者の大量解雇で乗り切り、今や製品の高度化を実現しようとするとき、労働組合ができてはめんどうなことになるからです。それが労働大臣の「イン・ハウス・ユニオンに限定する」という発言につながりました。

〈事務局日誌〉

10月1日　タイからの出稼ぎ労働者問題を話し合う会（広木）
10月12日　調布市婦人セミナー講演（広木）
10月13日　江東区婦人教養講座講演（広木）
10月15日　キリスト教アジア資料センター理事会（塩沢）、事務局学習会
10月17日　第三世界観光問題に関する連絡会議コソン・スリサン氏来室
10月19日　翻訳グループ学習会
10月22日、23日　社会政策学会（京都・塩沢）
10月24日　10月定例事務局会議
10月25日　松戸市常盤平女性の講座講演（広木）、進出企業を考える会第3回講座
10月27日　水元青年の家二三区青年教育セミナー講師（広木）
10月29日　タイスタディツァー報告書編集会議
11月3日　日大学園祭現代社会科学研究会講演（広木）
11月10日　東京ユニオンチャーチ女性部会委員会（仁田）
11月11日　名古屋学院大学講演（塩沢）
11月15日　広島女学院高等学校・中学校講演（塩沢）
11月16日　翻訳グループ学習会
11月18日　日タイ問題研究会（広木）
11月19日　千葉大学社会学講義（塩沢）、事務局学習会
11月21日　NCC・USAノーサップ氏来室
11月22日　横浜市西区明るい選挙推進協議会連続講座講演（広木）
11月23日　全泰壱焼身抗議18周年追悼集会
11月24日　練馬区公民館講演（広木）
11月28日　第14回運営委員会、11月定例事務局会議
12月1日　全日通中央労働学校講師（広木）
12月3日～10日　センター創立5周年記念交流プログラム（大阪・秋田・福島）
12月10日　創立五周年記念シンポジウム（東京）
12月21日　翻訳グループ学習会
12月22日　12月定例事務局会議、事務局懇親会
12月27日　仕事納め

図書紹介

フー・ガイク・スイム　トルース・ウェルズ　著
ヤンソン由実子　訳

『女・開発・第三世界』

「消費者としての女たち」という副題をもつ本書は消費者運動に関わる業者が、女性を最も大きな消費者と考える新たな視点から、第三世界の女性が置かれている状況が具体的に描かれている。住宅、食糧、健康、技術、燃料と運送、危険な製品、融資などは、女性が日常生活の中で、消費者として深く関わっている分野である。けれども女性は社会構造の最底辺に位置しているため、商品を売りつける側から欺かれたり、女性の本当のニーズは物事を決定する立場の人からは無視されている。

しかし、ものやサービスを消費する役割を持つ女性は、逆に連帯して状況を変えるチャンスが与えられているとも考えられる。本書では女性たちが連帯し、よりよいものを求めて行動しているケースを紹介している。

私たち日本の女性は、社会の中での位置は第三世界の女性と本質的に共通しており、援助をする国、進出企業を送り出している第一世界の一員として第三世界の女性と手をつなぎ行動することが求められている。（新時代社・一五〇〇円）

北沢洋子　著

『私のなかのアフリカ』…反アパルトヘイトの旅

著者は一九五九年から六七年までアジア・アフリカ人民連帯機構のカイロ国際書記局に勤務し、六〇年代のアフリカ諸国の独立、民族解放運動の熱気に直接ふれ、自らを「アフリカの目」を通して育てた人である。そして再び、一九七四年にキリスト教団体の依頼をうけて日本企業の実態調査のために南アフリカへ行き、アパルトヘイトの現状をつぶさに見て来た。そうした貴重な経験から書かれたこの本は、遠くて近い国南アフリカに私たちの目を開かせてくれる。「豊かな工業国が白人政権にテコ入れすればするだけアパルトヘイトは生き長らえその廃絶のためにより多くの黒人の血が流れることだろう」という黒人労働者の声に、「名誉白人」と呼ばれ、企業活動を通してアパルトヘイトを支える当事国に住む私たちは今その豊かさ、生き方を問われている。（現代教養文庫・六〇〇円）

あとがき

二月から、金融機関が完全土休となった。実施に当たって銀行側は労働組合に対し、休日増と引きかえに一日の労働時間を延長することを申し入れた。その結果、労働時間は月三〇分～一時間しか短縮されない。国の公的機関も一月から隔週々休二日制に入ったが、労働者の時短にどれだけ結びついているのか。

とにかく日本の労働時間は長い。時短を叫びながら、実労働時間は年々延びている。公共性の強い機関が休みになるのに引っぱられて、民間企業も徐々に時短が進むことが期待されているが、労働者側のとりくみは今一つ迫力に欠けるように思う。

このところ〝過労死〟の増加がマスコミでも伝えられている。長時間労働と競争社会における強度のストレスが過労死を招いている。表沙汰にされにくいが、中間管理者の自殺が増えていることも見過ごしにできない。

一見豊かに見える日本が抱える大きなゆがみの一つである。「日本企業のアジア進出とともに、こういうゆがみを持ち込まないでほしい」とアジアから来日した女性たちは強調した。(H)

女子労働者通信　第24号

アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター
〒169 東京都新宿区西早稲田
2−3−18−34
発行人代表者　塩沢美代子
編集責任者　広木道子
電話 03−202−4993
郵便振替 東京0−70086

＝進出企業問題を考える市民集会＝

日本企業の海外進出に市民の監視をつよめよう

四月八日、〝何をどう規制？企業の海外進出〟というテーマで、進出企業問題を考える市民集会PART Ⅲが開催された。進出企業問題を考える会（以下「考える会」）の主催で、同会の第三回総会に引き続いて開かれたものである。

日本企業の海外進出は、この数年来の円高の進行にともなって急速に増えているが、進出先の国々で、労働者の基本的権利や人権を無視した不当労働行為、公害輸出や環境破壊、資源の乱獲などさまざまな問題を引きおこしている。とくに労働問題については、これまでたびたび「アジアの仲間」等で報じているが、それも氷山の一角にすぎない。

日本企業のなりふりかまわぬ海外進出は、今や国際的な非難を浴びているが、その野放し状態の理由の一つは、政府・行政段階に規制基準がまったくないことである。「考える会」は、主にアジア地域の労働問題にとりくむ中で、行政に対し規制基準の策定を再三要請してきた。しかしその都度、行政側の無関心と無責任さを痛感させられる結果に終わったため、昨年の総会で、市民運動の側から「規制指針（ガイドライン）」づくりを進めることを決定した。

その後、研究者や専門家の協力を得ながら、今年二月、「企業の海外進出に対する規制指針（草案）」を小さなパンフレットにまとめ、①日本政府、関係官庁、各政党　②衆参両院の外務・商工委員会委員　③経済団体、業界　④労働組合　⑤消費者団体、国際機関など計二七六団体・個人に送付すると同時に、アンケート調査を行なった。そのうち回答があったのは二二団体で、回収率は一割弱でしかなかったが、回答者のほとんどはこの草案に賛成の意を表し、意見も寄せられた。

「考える会」としては今後、進出企業に対する市民の側からの監視基準としてこの「ガイドライン」を用いながら、世論の喚起と国内の諸団体への働きかけに力を入れていく方針である。と同時に、相ついでおこっている海外の日系企業の問題についても、海外の市民団体や労働者からの要請や問い合わせなどに応えられる「受け皿」づくりを進めていく。

八日の市民集会では、「ガイドライン」の検討に入るまえに、弁護士による「マレーシアARE社現地調査」と、進出企業調査団による「韓国馬山輸出自由地域調査」の二つの報告があった。

マレーシアのARE（アジア・レアアース）社による放射性廃棄物の投棄問題については、本紙第一七号でもお知らせし、抗議署名にご協力いただいた。

韓国の馬山輸出自由地域は、現在七四社中五五社が日系企業である。韓国全体の労働運動の高揚の中で、馬山でも労組結成が相ついでいるが、企業の撤収と組合活動に対する暴力的介入が、労働者の雇用と基本的権利を脅しているという。

なお、「企業の海外進出に対する規制指針」（草案）は、一部一〇〇円で販売中。

第三回アジア研修ツアー　ご案内

一、訪問国　マレーシア
二、日　程　八月二十一日（月）〜八月二十七日（日）
三、費　用　二二万円（予定）
四、募集人員　一〇名
五、申込〆切日　五月十五日（但し定員になり次第〆切ります）

日系企業による放射能汚染が、マレーシアの人々を恐れさせています。今やマレーシアの主要産業の一つである電子産業には多くの女子労働者が働いていますが、それらはすべて外国資本です。外国の企業はアジアの人々の暮らしをどのように変えているでしょうか。

詳細は事務局へお問合せ下さい。

＜韓国の女子労働者を迎えて＞

闘いの中で学んだ生きる意味
だが、今なお続く労働者弾圧

三月下旬、交流センターは韓国から二人の女子労働者をお迎えした。パクさんとリムさんで、二人は他国の女子労働者たちとの交流のために海外に出たのを機会に、帰途、日本へ立ち寄ったもの。

パクさんは、かつて東一紡績で働き、労組の民主化闘争に加わり、一九七八年のいわゆる「糞尿事件」のときにリーダーの一人として解雇された。リムさんは三省製薬の労働者だったが、八七年以降の相つぐ労働組合の結成と労働争議の激化の中で、昨年、労組の弾圧中止などの要求を掲げて闘い、会社側から激しい暴力を受けた末解雇された。二人とも自ら命がけで闘ってきた経験を生かし、現在も広範な労働者の組織化のために働いておられる。

急な訪問であったために、ボランティアの方たちを中心とした小集会を持ち、お二人の話を伺った。

パクさんの話

「東一紡績で一二年間働いたが、一九七八年に民主労組の役員選挙を妨害する会社側の攻撃によって〝糞尿事件〟がおこり、そのとき他の一二三名の女子労働者といっしょに解雇された。それ以来韓国では、労働争議で解雇された労働者の再就職を妨げるためのブラックリストがつくられたため、偽名を使って職を得たが、今度はアカ攻撃で解雇。その後、民主労組の活動のために解雇されたり、外国企業の撤退のために職を失なった労働者たちとともに活動を続けてきた。

会社に入ったときは、ただひたすら食べるために、そして少しでもよい暮らしを求めて働くだけだったが、二〇数年間の労働運動を通して学んだことは、自由で、平等で、人間らしくという当然の生き方であった。政府、会社、御用労組が一体となった民主労組に対する攻撃は野蛮で、自分に対してばかりでなく、兄弟姉妹や家族に対するイヤがらせが一番つらかった。男尊女卑の思想の強い社会の中で、女性が労組役員になるというのはたいへんなことだった。

それでもがんばってこられたのは、今負けたら後輩たちが同じ苦しみを味わうことになるという想いと、国内外の多くの人々の支えがあったからだ。一九七〇年の平和市場労働者の闘いに始まり、投獄、拷問をくり返しながら無数の労働者の闘いが土台となって、現在の労働運動に引きつがれている。自由な生、意味のある生は自ら闘って捜し出さなければならない。苦しみや痛みを、闘い抜くことで克服したときにはじめて意味のある生き方が与えられる。労働運動は、今後どんな苦難をも乗りこえられる力を身につけさせてくれた。さまざまな支援を送って下さった方々にお礼を述べると同時に、解雇された一二三名の仲間がいっしょに闘いつづけてくれたことに対し、心から感謝の意を表明したい。」

リムさんの話

「十二年前に労組を民主化したがそれ以前はゆうれい組合で、労働条件が非常に悪く労働災害も多かった。

八八年の春闘で、賃金や諸手当の引き上げ要求といっしょに労組弾圧の中止を要求して、二九日間に及ぶストライキを行なった。その間会社は一切交渉に応ぜず、逆に会社の男子社員を組織した救社隊（クサデ）を三度にわたって乱入させ、座り込みをしている労働者を襲撃させた。

一回目のクサデの襲撃のときには、女子労働者の悲鳴を聞いてかけつけてくれた市民たちが彼らを追い払った。それでも七人が重傷を負い二四名が負傷した。二回目の襲撃のときは、会社事務所の三階に籠城していた労働者めがけて丸太で突撃し、壁をぶちこわした。壁がくずれ落ちるものすごい大きな音と消火用ホースによる放水は、籠城中の労働者に恐怖を与えた。既婚者が若い女子労働者を励ましながら、みんなで腕を組み声を合わせて歌った。このときも、歌声を聞きつけた学生や市民が一〇〇〇人も集まり、工場の前の道路をうずめて労働者を守ってくれた。

三回目のときは休日だったが、クサデは運動靴に白い手袋を身につけ鉄パイプをふりかざして労働者を襲った。リーダーの一人であった私は三〇数人の男たちにら致され、殴る、蹴るの乱暴を受けて失神し、気がついたときは病院のベッドの上だった。肋骨を三本折り七週間入院した。

このことが教会やマスコミでとりあげられるようになり、組合は全面的に要求をかちとった。犠牲は大きかったが、市民や学生の支援を得られたことなど大きな成果があった。

〝民主化〟されたと言われる韓国の中で、今もこのような労働者弾圧が続けられていることを知ってほしい。」

国連婦人開発基金（UNIFEM）
プロジェクト研修ツアーに参加

交流センター運営委員　古川　幸子

いきなり（UNIFEM）といっても、ピンとこない人もあるかと思う。恥かしながら私もつい最近まで無関心ですごした。国連の諸機関の中でユニフェムの歴史は短い方だが、中味は重い。一九七五年の国際婦人年を契機に、開発途上国の最も困窮する婦人のニーズに応え、婦人の開発、社会参加をたすける目的で「国連婦人十年基金」の設立を決定した。七七年から活動を開始、国連開発計画（UNDP）とも連携し、八五年以降現称となっている。

こんどのフィリピンへの研修ツアーは、そのユニフェムからの要請で、とくに日本の国会議員とNGO（非政府団体）代表のためにだけ企画されたものだという。日頃から草の根レベルの活動や交流に馴染んできた者には、いささか違和感があったものの、自ら垣根を作ることの愚を悟り、視角を変えれば今まで見えなかったものも見えてくるにちがいない、と所属の婦人団体から参加することにした。三月七日から十日までのツアー日程の中に、「三月八日の国際婦人デーを期して」、視察プログラムが送られてきたことも私の気持をひきつけた。アキノ政権の反動化が強まっているという情報が飛びかっているだけに関心をそそる。

もう一つ、私の心をフィリピンへ魅きこむものがあった。今から十二年前、マルコス独裁の戒厳令下、マニラで私は一週間を過した。アジアキリスト教協議会・都市農村宣教部（CCA・URM）の呼びかけで、アジアの各国で人権侵害と民主主義のためにたたかっている女子労働者たちが秘かにマニラに集まり、お互いに交流し、連帯のきずなを結んだのであった。この会に誘ってくれた人は他でもない交流センター所長の塩沢さんである。あの時出会ったフィリピンの仲間たちは、抜群で死の十字架を背負いながら両の眼は美しく未来に向って輝いていた。アキノ政権の誕生も、彼女たちの労苦を抜きにして考えることはできなかった。

話が脱線したが、この度のツアーの一つのハイライトは、三月八日。マラカニアン宮殿でアキノ大統領が「フィリピン女性開発計画（八九年～九二年）」を発表、この式典に参列した。セレモニーホールは、約三百名の女性代表で埋まり、ひときわ目立つブルーのスーツを上品に着こなした大統領は演壇に立っても終始にこやか。

「女性大統領のもとで女性の地位は向上しなかったとは言われたくありません」とスピーチで強調されていた。

女の式典は私の予想に反し、落着き払った雰囲気に包まれ、会場全体を湧かすような活気、燃える情熱や喝采の光景を見ることなく終ってしまった。午後四時、私達を乗せたバスは「婦人デー」の催しが行われているリサール公園に向った。なぜか、人影はまばら。拍子抜けした私たちは、舞台で長々と熱演している民話劇の観客の役割を果すことになった。一体女たちはどこへ行ったのか。

謎の一つは、翌九日の英字新聞「ザ・スター」の記事によって解けてきた。同行の松浦順子さん訳によると「マラカニアン儀式の一方では、午後三千人の女性たちが、メンデオラで国際婦人デーにあたり、フィリピン女性の情況が悪化していると表明、これに抵抗してデモを行った」と伝えている。同紙は、ガブリエラ（国内の婦人組織連合体）の委員長もデモに参加し、現政権との闘いを訴えていたと記し、傘下団体は都市、農民貧困層でアミハン農民女性連合、KMK（女性労働者組織）など五～六団体あげていた。

フィリピンの国家経済開発庁の発表ですら、貧困ライン以下の世帯の割合は五九％（八五年）と出している。女性はさらにひどい状況に追いこまれているのは否定できない。その解決策の一つとして、ユニフェムの援助で貧困からみごとに脱出し、自立していくサンミゲル地域の女性たちの体験がある。その見聞を紹介するのが本稿のねらいなので次回にしたい。（婦人労働コンサルタント）

大統領に開発計画を提出する女性たち

アジア新興工業諸国（NICS）の女子労働者問題と課題（4）

弾圧政治と闘う女子労働者

女子労働者と新技術

多国籍企業が、NICS諸国からより貧しい国のさらに安い労働力を求めて、工場閉鎖や撤退を行なっているが、そのもう一つの理由は、新技術の導入と生産工程のオートメーション化である。

シンガポールにある電子会社は大半が米国系多国籍企業の子会社であり、親会社に輸出する部品を製造している。しかし、オートメーション化とハイテク技術の導入により、多国籍企業は再び本国での操業に切りかえることができるようになった。労働集約的工程を資本集約型のオートメーション化された工場で行なうことができるからである。一九八四年以降、シンガポールにある主要コンピューター会社は、米国で産業の再編が行なわれた時に大量に職員を解雇したと言われている。

シンガポール最大の民間企業である米国ジェネラル・エレクトリック社のシンガポール工場では、一九八五年に約一〇〇〇名の労働者が解雇された。これはこの工場の労働者の一〇％にも及ぶ数であり、多くは生産ラインで働く労働者か保全労働者、あるいはシンガポール人以外の労働者であった。

組立てラインで働く不熟練女子労働者の解雇は、一九八〇年代にアジアNICSの電子会社で頻繁に行なわれるようになった。これは一つには生産ラインのオートメーション化導入によるものである。大半の女子労働者にとって外国投資や工業化は、月給二〇〇から四〇〇USドルを稼ぐために人生の輝かしい時期を激しい労働に費やすということ以外に、ほとんど意味のないことである。新技術の導入は彼女たちをさらに疎外していく。無視され、雇用そのものを脅かされ、さらにとるに足らない存在に追いやられるのである。

保護主義と労働者

アジアNICS諸国における工場閉鎖や企業の逃亡は、とくに繊維や縫製企業に多くみられる。これは、一九八〇年代に北アメリカやヨーロパの工業国の保護貿易主義政策によりさらに増加した。繊維や縫製産業は六〇年代以降NICS諸国の女子労働者の最大雇用主であった。しかし、西側諸国が保護貿易主義的措置をとった結果、繊維関係の工場閉鎖、撤退がおこり、何千という労働者が突然、失業あるいは不完全雇用の状態に放り出されることとなった。

企業家は十分な資源と力を持っているのでつねに困難をきりぬけて、特権階級としての立場を維持している。彼らにとって、保護貿易主義は輸出割当制限を避けるため、あるいは資本を他のビジネスに転換するために生産を別の所に移す方法をみつけさえすればよい。しかし、女子労働者にとっては、生活の手段を失うことになるのである。

NICS諸国労働者の組織率

	全労働人口に占める女子労働者の比率	組織率
韓国（1980年）	7％	30％
シンガポール	24％	50％
香港（1983年）	18％	24％

組織化する女子労働者

アジア諸国での労働者の組織率はつねに低い。これは、政府の弾圧が厳しいことと、労働者の真の要求にもとづいて雇用主と対決していこうとする力が労働団体に弱いためである。シンガポール、インドネシア、中国、台湾、韓国を含むアジア諸国には、政府に直接コントロールされているか、厳しい法のもとで厳重に監視されている全国組合がある。外国の投資家は、工場に労働組合ができると操業を他の場所に移すと脅迫してくることもある。アジアにあるすべての輸出加工区（EPZ）では、労働運動は厳しく制限されていたり禁止されている。例えば、韓国には特別な労働法があり、外国企業での労働争議は禁止されている。

NICS諸国での女性組合員の数は比較的多いが、既存の組合体制の中では女性は非常に低い立場に置かれている。

香港とシンガポールの繊維や電子の労働組合の組合員は圧倒的に女性が多く、全組合員の八〇％を占めている。しかし、女性の比率の高さが組合のリーダーシップに正当に反映されていない。一九八四年、シンガポールでは初めて女性の組合員が二つの労働組合―繊維産業労働組合と建設木材産業従業員組合――の執行委員に指名された。

香港では、女子労働者が繊維と電

子の労働組合の中で指導性を発揮している。最近力を入れて改善してきた点は、失業手当の確立、退職や工場閉鎖の際の労働者保護の改善、産前産後の有給休暇の確立である。

女子労働者が長年かかえている組織化の問題点は、男性の労働組合員や労働運動の活動家に今でも男性中心的な考え方がしみこんでいることである。NICS四カ国では儒教的価値観によってこれがさらに強化されている。労働界でも、女性の場は家庭の中にあり、男性が外の世界を支配するという固定観念が広くいきわたっている。これが労働組合の指導層に女性が少ないことの原因でもある。組合活動家はほとんど男性であり、フェミニストの運動にせいぜい口先だけのお世辞を言うだけである。家の外では社会正義のために闘う活動家が、家の中では妻がすべての家事を行なうのを期待している姿はNICS諸国にはよくみられることである。

韓国労働運動をリードする女性たち

アジアNICS諸国で最も強力な闘争をしているのが、シンガポールや香港の比較的良い教育をうけ、経済力のある女性たちではなく、抑圧され、しいたげられている韓国の女子労働者であるという事実は一考に値する。

韓国では、組織化された女子労働者は労働運動や政治的運動の中で重要な役割を果たしている。韓国労働組合総連盟によると、繊維労働者の組織率はわずか二五%となっている。しかしこの統計は独立した民主的労働運動をのぞいた数字である。七〇年代に入り、繊維や電子の女子労働者が中心となって独立した民主労組ができた。そして、政府と経営者側の苛酷な弾圧に対して、真の労働組合の権利と賃上げ、労働条件の改善を要求して闘った。八〇年代になり、この民主労組の指導者は、男女平等賃金と産前産後の休暇など女性の権利を要求し始めた。

この運動をすすめたのは二〇代の未婚の工場労働者であった。多くは六年間の義務教育を終え、七〇年代に田舎に家族を残して大都市に仕事をさがしにやってきて、一六歳から一八歳で働き始めた女性たちである。韓国のある女性活動家によれば、女子労働者が組織化を強力にすすめているのは、彼女たちの極端な低賃金、劣悪な労働・生活条件、労働者の権利もほとんど認められていないというひどい状況に対し、よりよい待遇を求めて闘うためで、それによって失うものは何もない。

YH貿易（一九七九年）、コントロールデータ（八二年）、大宇（チウ）アパレル（八四年）の女子労働者の闘いは、最近の韓国においてもっとも注目された重要な闘いであった。国家保安法（一九七一年）によってストライキや団体交渉が禁止されている中でこのような闘いがくりひろげられたのである。

一九七九年には、YH貿易の繊維とかつら工場で働く二〇〇名の若い女子労働者が、会社の工場閉鎖に抗議して、徹夜の断食闘争を行なった。その五日目の八月十一日、こん棒と盾で武装した一〇〇〇名以上の機動隊が建物に侵入し、力づくで女子労働者を外に引きずりだした。この事件で二一歳の金景淑（キムキョンスク）が亡くなった。彼女の死をきっかけに、韓国全土に闘いが広がり、朴政権の失脚につながった。

米国系電子多国籍企業のコントロールデータの女子労働者、大宇アパレルと清溪（チョンゲ）工場地域の繊維労働者は過去二年間にわたる組合つぶしや不当労働行為、失職に抗議して、勇気ある運動を活発におしすすめた。女子労働者がすわりこみやハンガーストライキを平和的に行なっても、警察や経営者側は野蛮な暴力や弾圧を行なう場合が多い。女子労働者が労働者としての権利を求めて立ちあがると、経営者側は暴力団を雇い入れて、女子労働者に対して暴力をふるわせ、性的暴行を行なわせた。また顔に糞尿をかけたり、ストライキを行なっている女子労働者の父親や兄弟を現場に連れて来て、「この人たちを連れて帰り、正常な精神状態にもどせ」と言うこともあった。

このような苛酷な状況の中でも、韓国の女子労働者は今も学生運動や教会関係のグループに支えられて、自らの権利を求める闘いを日夜続けている。

（つづく）

アジアの工業化と働く人々の健康（上）

産業医学総合研究所　川上　剛

はじめに

現在、アジアの多くの国々が工業化を進めています。急速な工業化は同時に、労働災害や様様な職業病、公害など、人々の健康に対する新たな保健医療上の問題を引き起こす可能性もあり対策が必要です。けれども、途上国においては工業化が実際にどれだけ働く人々の健康に影響を与えているか具体的な資料がまだまだ少ないし、一般的に言って対策も十分には行われていないというのが実情のようにも思います。

昨年から、私はタイのマヒドン大学公衆衛生学部労働衛生学教室のマリニー教授やプラニー講師らと共に、タイのある綿紡績工場で働く人々の実態調査を行ってきました。そこで、この稿ではタイを例に取り上げてアジアの工業化と働く人々の健康の問題の一断面を紹介し、皆様と共に考えてみたいと思います。

タイにおける工業化

図1は、タイにおける商品別輸出額割合の年次推移を示しています。良く知られているように、タイは元来稲作を中心として発達した農業国でしたが、工業化の進展と共に輸出額に占める農産物の割合は低下し、代わって加工食品、繊維製品、IC部品、宝石などの工業製品の割合が増加しています。ここで注目したいのは、これらがいずれも安価な労働力を利用した労働集約型産業の製品である事です。では、こうした工業化と共に働く人々の健康の実態はどうなっているのでしょうか。

図2は、タイにおける労働災害発生件数の推移を示していますが、急増しているのがうかがえると思います。この図はタイの内務省労働局の統計から作成しましたが、ここに示されている以外にも中小企業や出稼ぎによる季節的な労働者の災害など、まだ、把握しきれていない災害がある可能性があります。もう一点考えなければならない事は労働災害の内訳ですが、把握されているのは事故がほとんどであって、ある程度時間が経ってから影響が現れてくる職業病（じん肺とか、職業癌とか、騒音性難聴とか）についてはその実態の把握はこれからの課題です。

図1　タイの商品別輸出額の年次推移（パーセント）

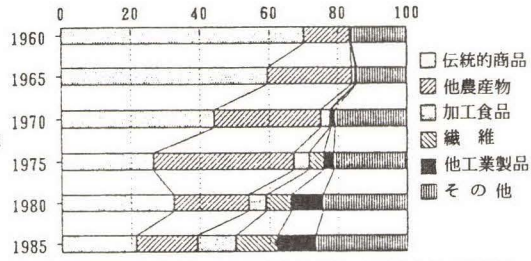

（出所）NAICへの挑戦，アジア経済研究所，1987年より作成

図2　タイにおける労働災害件数の年次推移

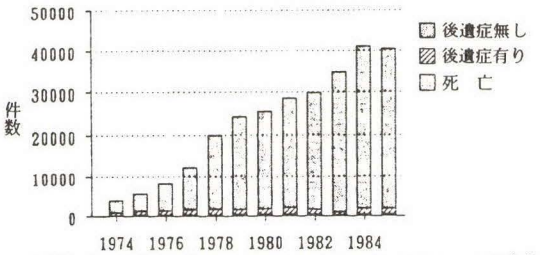

（出所）タイ王国労働局 Yearbook of Labor Statistics より作成

ある綿紡績工場における調査から

では次に、私たちが調査を行っているある綿紡績工場についてご紹介します。この工場は首都バンコクの南に隣接するサムートプラカン工業地帯にある現地資本系の企業です。作業工程としては、原料の綿花から、紡績、織布までを、一工場内で一貫して行っており、一部、染色も行っています。工場の従業員数は男性が四三九人、女性が一、一七二人、賃金は平均すると、男性が月額三、六七三バーツ、女性が、三、〇二九バーツです。だいたい、一バーツが五円ちょっとですから、一五、〇〇〇円から二〇、〇〇〇円ぐらいです。平均年齢は男三〇・六歳、女二八・九歳、平均就業年数は、それぞれ六・九年及び八・三年でした。また、結婚している人の割合は男性が六八・〇％、女性が五二・六％です。

働く人々の社会的背景

図3はここで働いている人たちの出身地を示しています。この図からわかる事は、首都バンコクや地元のサムートプラカン県を含むバンコク周辺五県出身の人は三〇・六％だけで、他のほとんどの人が地方の出身者だという事です。特に、タイで最も貧しいと言われている東北地方の出身者が二一・八％あった事が注目されました。図4は従業員の教育歴を示しています。大半の方が四年から七年間の初等教育の修了者です。図5は家業（両親の職業）を示しています。請負業というのは、田植、取り入れなどの農作業や、車の運転、家事などをその都度請け負う人たちの事です。図から明らかなように農業の出身者が過半数になっています。

図3、4、5、をまとめてみると、ここの工場で働いている人々の平均像として初等教育を修了した地方の農村出身の人たちという姿が浮かび上がってくると思います。工業化の進展と共に地方の農村出身の人々が都市部へと移って来ている事がうかがえると思います。

労働と健康への影響

では、こうした社会背景を持ってここで働いている人たちの健康状態はどうなっているでしょうか。調査の結果からわかった健康への影響には、三種類あると思われました。

第一は、農村に由来する疾患。これには、いろいろな感染症、寄生虫疾患、栄養不良による貧血、甲状腺腫などが含まれます。

第二は、工場における作業環境からの直接の影響。これには、騒音による難聴、不十分な照明による視力低下、綿塵によると思われる呼吸器症状、作業姿勢から来る腰痛症、連続した立位作業によると思われる下肢の静脈瘤などがありました。

第三は、夜勤や不慣れな都会での生活からストレスによると思われる健康影響。これには、食欲不振、体重減少、不眠、いらいらといった愁訴が含まれます。

次に、この3点についてそれぞれ具体的な例を示しましょう。

農村に由来する疾患

まず、第一の農村に由来すると思われる疾患をそのまま持って来ている例としては、貧血の方が一四〇名有り、この内、女性が一五〇名でこれは、女性労働者全体の九・六%にあたります。それから、これもタイ農村の女性に多い疾患ですが、甲状腺腫が六三名で女性の五・一%の方に見られました。また、おそらく寄生虫の感染によると思われる好酸球増多症が五六名の方にありました。こうした病気はいずれも慢性のもので、今すぐに生命に関わるというものではありませんが、働く人たちのエネルギーを奪い疲れやすくさせ、長期的には人々の健康の上に大きな影響を持ってくると思われます。また、感染症の既往として、マラリアにかかった事がある人が二二名、デング熱一二名、肝炎が三六名、結核が六名でした。いずれも農村部に多い病気です。

工場の作業環境からの直接の障害
ー騒音難聴についてー

第二の工場の作業環境からの直接の障害の例として、騒音による難聴についてお話しましょう。騒音の原因は工場内にぎっしりと並べられた紡績機です。もし、皆さんがこの工場を訪れる機会があったなら、まずその騒音の激しさに驚く事でしょう。工場内の作業環境を測定すると、特に騒音の最も激しい織布部（Weaving section）では多くの測定点が一一〇ホーン前後を示しました。これは、となりにいる人と相当大きな声で話しても聞こえないくらいの騒音です。電動ノコギリの近くでの騒音がだいたい一一〇ホーンです。タイの労働者保護法で定められた環境基準が九〇ホーンですから、これは明らかに基準オーバーです。こうした状況への対策として耳栓の使用が考えられますが、常時耳栓を使うと答えた労働者は少数でした。使用しない理由は、会社がくれない、くれたけれど失くした、わずらわしい、慣れているのでいらないなど、さまざまでした。

有害環境への対処の仕方として、労働衛生学ないし人間工学の原則からは、第一に騒音の発生を減らす事を考えなければいけません。すなわち、騒音の発生がより少ない機械を使う事です。第二は発生した騒音の影響を出来るだけ和らげる事で、これには機械にカバーを取り付けるとか一人あたりの作業時間を減らす事などが考えられます。そして、第三にどうしてもやむを得ない場合に、耳栓など人間への保護具の使用を考えるのです。

（つづく）

（本稿は、アジア学生文化協会発行の月刊アジアの友第二六六号に掲載されたものを、著者が一部加筆し、転載させていただいたものです。(上)・(下)二回に分けてお届けします。）

図3　従業員の出身地

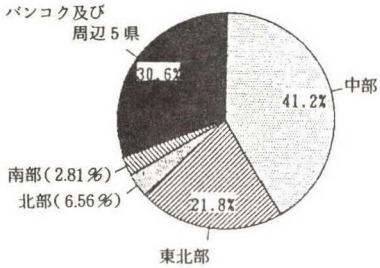

図4　従業員の教育歴

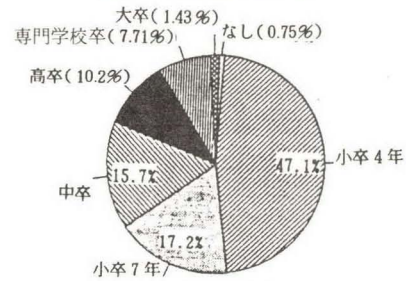

図5　家業

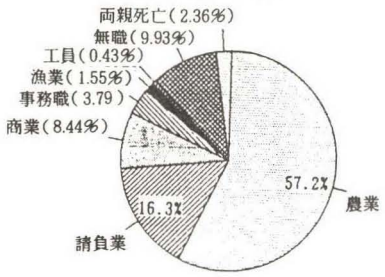

〈事務局日誌〉

1月9日　仕事始め
1月10日　1月定例事務局会議
1月11日　東京ユニオンチャーチ女性部会講演（塩沢）
1月15日　ピープルズ・プラン21実行委員会（広木）
1月17日　日タイ関係研究会
1月18日　翻訳グループ学習会
1月21日　関西NGO大学講師（塩沢）、事務局学習会
1月24日　東京YWCA専門学校講義（広木）
1月30日　アジア問題にとりくむ団体との交流会（広木）
2月5日　東京YMCA中高生セミナー講師（広木）
2月7日　新座市栄公民館学習講座講演（広木）
2月15日　翻訳グループ学習会
2月18日　富士見市人権セミナー講演（広木）
2月22日　2月定例事務局会議
2月22日〜3月1日　葛飾区民センター連続講座講演（広木）
3月8日　東洋英和女学院短期大学卒業講演（塩沢）
3月3日　飯能市中央公民館講演（広木）
3月4日　名古屋YWCA新館オープン記念講演（塩沢）、事務局学習会
3月11日　タイ出稼ぎ労働問題研究会
3月15日　翻訳グループ学習会
3月16日　仙台市「女たちのメッセージ'89」講演（広木）
3月18日　事務局学習会
3月22日　3月定例事務局会議
3月24日　大阪府・アジア太平洋地域フォーラム（塩沢）
3月27日〜4月1日　韓国女子労働者の受入れプログラム
・保育施設訪問
・紡績工場見学と女子労働者との交流
・翻訳グループとの交流など

1988年度　決算報告

1988. 4. 1.〜1989. 3. 31

〈収入の部〉	
会費	3,828,000
カンパ	2,842,013
WCC・URMからの活動費補助	1,558,090
NCC・USAからの活動費補助	163,900
五周年記念準備金	500,000
ユナイテッドメソジストから五周年記念事業特別カンパ	492,000
雑収入	487,327
前年度繰越金	442,278
合計	10,313,608
〈支出の部〉	
国際交流費	535,513
国内交流費	51,375
資料費	365,600
調査費	409,897
五周年記念事業費	824,968
編集印刷費	426,800
翻訳費	397,585
会議費	19,390
通信費	504,206
人件費	6,138,735
事務管理費	414,222
次年度繰越金	225,317
合計	10,313,608

皆さまのご支援により活動をつづけることができ，心から感謝御礼申しあげます。

一九八九年度　交流センター活動計画

フィリピンや韓国では、厳しい政治状況の下で女子労働者が力強く闘い、アジア地域の女性運動の中でも大きな指導性を発揮しています。日本でも女子労働者の数は増えていますが、働く条件は逆に悪化しています。アジアの女子労働者との交流をさらに深め、多くのことを学んでいきたいと思います。

(一) アジア研修ツアー　マレーシア・八月下旬
(二) 国際会議への参加
　1. フィリピン・ガブリエラ国際集会　四月
　2. 女子労働者の組織化に関する会議　六月
(三) シンポジウムと交流プログラム　フィリピンから女子労働者を招いて、十二月
(四) 「アジアの仲間」発行　年四回
(五) 英文資料（日本の女子労働者の現状）発行　年二回
(六) アジアの女子労働者に関する調査・研究とパンフレット発行
(七) 日本とアジアの労働組合の交流企画受入れ
(八) 翻訳グループ学習会の継続
その他、講師派遣、資料収集、翻訳、国際・国内連帯活動への参加など

英文ニュース第四号発行

英文ニュースレター第四号ができました。日本の女子労働者の現状を中心に年二回発行の予定ですが、今回は、アジアからの出稼ぎ労働者問題をとりあげています。一部三〇〇円。送料七二円。今すぐお申込みを。

女子労働者通信　第25号

アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター
〒169　東京都新宿区西早稲田
2－3－18－34
発行人代表者　塩沢美代子
編集責任者　広木道子
電話　03－202－4993
郵便振替　東京0－70086

＝声明＝
不当な教科書検定に抗議する

新聞報道によれば、文部省は一九九〇年度に、中学、高校で使われる社会科教科書に対する検定結果の一部を六月三十日に公表した。

従前から、日本が過去にアジア近隣諸国を軍事侵略した事実を、隠蔽しようとする教科書検定に対し、国内で反発を受けるとともに、当該アジア諸国からの非難を受けてきた。

今回も広範なテーマに関して、不当な検定が行なわれているが、現在の日本の経済進出について、こまかな指示が加えられていることが大きな特徴である。香港につくられた日本の電器工場の写真説明にあった「工賃の安い現地の女子労働力が使われている」という記述を〝国際協調〟の観点から不適切であるとしてカットし、「日本の企業は、アジア各地に進出しており、現地の雇用拡大にも役立っている」と書き改めるよう指示している（従わないと不合格になる修正意見）。これはあまりにも客観的事実を歪曲するものでありアジア第三世界の女子労働問題にとりくんできた当センターとしては、抗議せざるをえない。

現在アジア第三世界に進出している日系企業の現地従業員は、製造業のみでも約六五万人、そのうち電気機器、繊維など女子労働力に依存度の高い業種だけでも、約三四万人である。各国の独裁政権が、税制上の減免や、労働法の適用除外などの特典を設けて、外国企業を誘致しているため、それに応えて進出しているのは、あたかも〝国際協調〟であるかのように見える。しかし企業は、日本と桁違いの低賃金と、国内では許されない無制限の長時間労働や深夜業が行なえるというメリットがあるからこそ、アジアに進出しているのである。

通商白書によれば、アジアNIESの賃金水準は、日本の三分の一から五分の一でありASEANでは、一〇分の一を下回っている。また、現地従業員数を見れば、雇用拡大に役立っているようであるが、その雇用は労働者にとってきわめて不安定なものである。その上、競争関係におかれる地元企業の倒産や、企業進出に伴なう産業構造の変化により、衰退していく地場産業もあることを見落としてはならない。

そして、自国の労働者よりも外国企業を優先するアジア各国の独裁政権と結びつき、そこで得られた利益の大半を日本に持ち帰っているのが、企業の現実の姿である。

アジアでは、このような劣悪な労働条件に耐えかねた女子労働者自身の抵抗運動が起こったり、人権問題として彼女たちを支援する労働団体や女性団体、宗教団体などによる民主化運動があり、当センターもそれに連帯している。

戦前の植民地時代から引きつづいている第一世界と第三世界の関係を、どう変革していくかが、育ちゆく若い世代の役割であろう。にもかかわらず、教科書から、厳然たる事実すらおおいかくそうとする検定の姿勢に、強く抗議するものである。

一九八九年七月十四日
アジア女子労働者交流センター

◇

七月十四日、文部大臣宛に、右の抗議声明を送りました。その他、教科書検定に携わる関係者及び記者クラブ、また女性団体や労働組合、アジア問題にとりくんでいるグループなどに対し、ともに抗議の意志を表明されるよう、協力を訴えました。

昨今のなりふりかまわぬ日本企業の海外進出は、とりわけアジアの人々の労働と暮らしに、大きな影響を及ぼしています。この教科書検定に表われている自己中心的な考え方こそ、日本の経済進出に対してアジアの人々が反発している根源なのです。口先で「国際化」をとなえながら、ますます傲慢になる日本政府のあり方を断じて許すことはできません。

〈アジア女子労働者交流集会〉

KWWAの経験に学ぶ
女子労働者の組織化と運動

六月四日～十一日、ソウルでCAW（アジア女子労働者委員会）主催によるアジア女子労働者交流集会が開催され、一一ヵ国約四〇名が参加した。これは八七年十月に香港で開かれた会に続くものだが、今回は、二年前に発足した韓国女性労働者会（KWWA）の全面的な協力を得て、より充実したものとなった。とくに、メインテーマである女子労働者の組織化については、KWWAがとりくんでいる組織化の成果と、問題点や困難性についての具体的な体験学習をもり込むことによって、状況の異なる各国の参加者に一つの共通認識を与えて話し合うことができた。

現在KWWAは、組織化について三つの主要な目標を持っている。一つは未組織労働者の組織化である。KWWA自身は労働組合ではないから、女子労働者が労働組合をつくったり、あるいは御用組合を民主化するための援助をすることである。二つめには、労働組合に女子労働者特有の問題をきちんととりあげさせ、解決させていくことである。三番目は、家族ぐるみの労働運動、とくに長びく労働争議を支えるために、家庭にいる労働者の妻たちを闘いに参加させることである。

KWWAの中心になっているメンバーは、東一紡績、YH貿易、コントロール・データ、元豊など、一九七〇年代後半から八〇年代はじめにかけて、韓国の労働運動を引っぱってきた大きな闘いを経験している女性たちが多い。彼女たちは、解雇や逮捕、投獄をくり返す中で一番辛かったことは、女子労働者が結婚と同時に隊列を離れてしまうことだったと言い、結婚しても出産しても、仲間とともに働き活動できるようにと、保育所づくりに積極的にとりくんでいる。制度化されていない状況の下で、資金や人材の面で大きな困難を抱えながら、すでに全国八ヵ所で運営されている。

こうした活動と合わせて、儒教による男尊女卑思想の強い社会の中で、夫婦や親子の間の新しい家族関係をつくることがもう一つの目標とされている。民主的な社会を目ざす労働運動は、男女平等を含む民主的な人間関係をつくることと平行して進められるべきだというCAWの主張が、KWWAの活動を通して参加者に大きな共感を与えた会であった。

韓国女性労働者会
議長逮捕に抗議を！

韓国女性労働者会（KWWA）議長リー・ヤンスンが、六月二十日強制逮捕されました。リーさんは、韓国でアジア女子労働者の交流会が開催されている間も指名手配中で、会の名において、不当な追跡をやめるよう政府と警察当局に抗議文を送りました。

リーさんは四二才。アメリカ多国籍企業のコントロール・データ社で一五年間働いた経験があり、労働組合の組織化に加え、八一年の企業撤退阻止闘争でも中心メンバーとして闘ってきました。企業撤退による解雇後も、その無限のエネルギーを民衆の運動に捧げてきました。一九八七年三月のKWWA結成に重要な役割を果たし、創立以来、議長を務めています。また、韓国の全国民族民主運動連合（全民連）の六人のリーダーの一人で、唯一の女性リーダーでもあり、韓国女性団体連合の副議長でもあります。

今年二月、政府の農業政策と農業用水税に抗議する農民の全国集会が開かれたとき、リーさんは、労働者を代表して支援と連帯のメッセージを送りました。この後の大規模なデモ行進で、警官とデモ隊の間に激しい衝突があり警察はデモ参加者を「社会秩序の暴力的破壊者」ときめつけ、集会でスピーチを行なった農民、学生、労働者に逮捕状を出しました。それ以来リーさんは、六月二十日に強制逮捕されるまで、一〇三日間姿をかくしていました。彼女の逮捕には五〇〇万ウォン（約一〇〇万円）の賞金がかけられていました。

ここ半年近くの間に、三五〇名をこえる労働者と活動家が逮捕され、さらに弾圧が強化されています。今回のリーさんの逮捕で、民主的変革を求める韓国民衆の闘いへの国際的関心が高まっています。

全民連は、リー・ヤンスンと民主運動にかかわっている人々への不当な逮捕に抗議するよう国際的に呼びかけています。韓国政府に対し、抗議の手紙、テレックス、電報を送って下さい。住所と例文は別紙の通りです。

アジア女子労働者と交流して

東京　立中修子

去る六月四日〜十一日、韓国で開催されたアジア女子労働者オルガナイサー交流会に参加させていただいた。これまで二〇年間ほど労働運動に関わってきた私は、今春、交流センターの招きで来日した韓国の女性活動家と交流するまでは、アジアの女子労働者と交流し連帯し合うという視野の広さを持ち合わせていなかった。

それだけに今回、一週間もの間アジア一一カ国の女性たちと交流し、体験学習として韓国の労組や職場、保育所などの見学と、学習ができたことは私にとって大きな収獲であった。韓国は飛行機に乗れば成田から二時間の近さにありながら、これまで何と遠い国であったことか。おまけに、独裁政権下で抑圧されている人々を「悲壮」なイメージでしか描いていなかった。が、人々の明るい表情と、果敢にたたかっている労働者や学生の姿に接して、まずは私自身の意識変革を迫られたというのが率直な感想である。

同じアジアに生活し働いている親近感からか、それとも顔や体つきが似通っているからか、とにかく最初から実に和やかな雰囲気で、緊張ぎみだった私はたちまち楽しい思いに満たされていった。その反面、歯に衣着せぬ問いかけも多く、夕食後の交流のひとときにまずショックを受ける質問を浴びた。「日本の男性たちがアジアの国に来て買春してるのを、貴女たち日本の女性はどう思っているの？」「わたし達はこの間ある国際的な団体が台湾で会議をやったとき、日本の男達が買春したこと知ってデモしたのよ」という台湾の女性。

この時、初めて私は日本の男たちのこと、女たちのこと、そして私自身の人権感覚の貧しさを思い知らされた。恥部に目をそむけて生きている〝自分〟を見つめた。

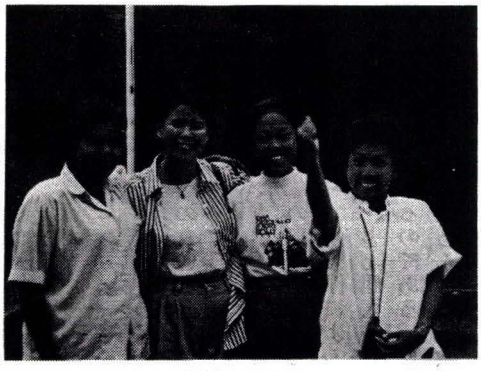

アジアの女性たちとうちとけて

会議では、それぞれの国でどう女子労働者を労働組合に組織しているのか、労働組合に女性の問題をとり上げさせているのか。婦人部を作っているか、女性が経済的な自立をし、又は働き続ける為の努力や援助をどう行っているのかが真剣に討議される。

パキスタン、バングラデシュなど南の国では、文盲を無くすとりくみやダウリという女性の結婚時の、持参金問題など女子労働問題以前の問題を抱えながらも、経済的自立を促す内職などの手だてが進められている。またマレーシアでは国内治安法のもとで、何人か集まったら尾行され時には投獄される。獄中から二年間は出られないし、何年でも更新も出来るという厳しい中で、何とかしたいという意欲はその学ぶ態度に滲んでいる。

それだけに長い抵抗闘争の末に、ここ二、三年で民主的な労働組合を次々と結成し、又は御用組合を民主的組合に作り変えている韓国での体験学習は、すべての国の女性にとって新鮮で刺激的な生きた勉強になった。訪問する先々で若い女性も既婚女性も、これまでの古い殻を破って労働組合運動の前面に出ている姿をこの目で確かめることができた。役員の顔ぶれの多くを女性が占めていたし、普通の組合員でも自分の意見や訴えを臆せず語ってくれる。何しろ日本と違って、いつ逮捕されるかも知れない社会の下でなのだから。現在でも労働組合の活動家三五〇名が投獄されており（内一割が女性）、私たちを迎えてくれた韓国女性労働者会の会長は賞金付きで指名手配され、四カ月も逃げている緊迫した状況なのだ。

そして単に自分達の要求実現のために自ら先頭に立つたたかいだけでなく、労働組合運営の民主化と合わせて、夫と妻、家族、職場の同僚との関係を民主的な平等な関係に作り変える教育活動にとり組みつつある姿に感動した。又、政治も自分達の運動で変えてきているという自信と確信の強さには圧倒された。

アメリカ資本の横暴と闘っているピコ電子労組を訪問したとき、交流センターで取組まれたという激励のレターを受け取り、感激して私達にそれを見せてくれた。そのとき私は、真の「連帯」の一つのあり方を具体的に知ることが出来た。この会に参加できたことを感謝している。

アジア新興工業諸国（NICS）の女子労働者問題と課題 (5)

結論——真の女性解放めざして

過去三〇年以上にわたる香港、シンガポール、韓国、台湾の工業化の過程で、女子労働者は重要かつ中心的役割を果たして来た。しかし今日なお、社会からは第二の補助的労働力としかみられていないし、自らもそう思いこんでいる。女子労働者の果たしている経済的役割を正しく認識するならば、その賃金の低さ、仕事上の地位の低さ、不平等な昇進の機会、技術訓練や就業保障の欠如、労働組合の中で女子役員の数の少なさなど女子労働者が置かれている不公平な立場が明らかになってくる。

もちろん、これは偶然の結果ではない。安くて扱いやすく、自由にできる労働力を常に維持するために、資本家やエリート支配層が巧みにつくりだした結果である。そのため、今まで述べて来た、女子労働者がかかえている問題の大半は性差別の結果であるだけでなく、階級搾取の結果でもある。

NICS諸国では、中産階級に属している女性たちは自らをフェミニズムのために闘っていると信じているが、労働者階級の女性はこの中産階級の女性に搾取されている場合が多い。香港やシンガポールで低賃金で働くメードはその良い例である。彼女たちの苛酷な労働条件によって中産階級の女性は仕事と個人の生活を両立させていけるのである。女性たちの間には、もちろんもっと微妙で複雑な搾取の形態が存在している。女子労働者が直面している問題をまともに解決しようとするならば、この階級の問題を十分考慮に入れなければならない。

その意味で、アジア地域のフェミニスト運動には大きな困難がある。最大の問題は反対意見が厳しく弾圧されることによって政治運動が全般的に停滞していることである。香港や台湾、シンガポール、韓国にも主に中産階級の女性団体があるが、労働者階級の女性が直面している問題や階級矛盾の問題にふれようとはしない。しかし韓国の女子労働者の闘いや、香港の政治問題を焦点にしている最近の草の根のフェミニスト運動には期待がもてる。

労働者の闘いを演ずる韓国の女性

搾取を終らせ労働者階級の必要性をみたす運動においては、女子労働者自らが中心的役割を果たすことが重要であり、かつ可能なことである。工業に女子労働者が現れてから三〇年が過ぎ、その存在を無視することはできなくなった。実際に、以前にくらべて多くの女子労働者が、経済的にも社会的にも生活の主要な部分は工場の賃金労働者として動いていることを認識するようになった。この自己認識を深めることにより、アジア地域にプロレタリア・フェミニスト運動がおこる可能性がある。

文化面においては、極端な性差別的価値観をとり除くために、男性中心的儒教の影響力を考慮しなければならない。まず最初は革新的な運動にかかわる男性の意識を変えることである。女性解放の闘いは女性だけの問題ではないし、さらには、「革命のあと」で解決するという問題でもない。それはすべての労働者が真に解放されるための不可欠の要素である。

労働組合の中でも、女性のかかえる問題が最初にとりあげられるべきである。しかし、障害となっているのは、あきらかに、女性が組合のリーダーシップをとるのをいやがる男性リーダーたちである。この態度が正されない限り、労働組合は引き続き女子労働者を抑圧する役割を果たすことになるであろう。この点に関しては、香港や韓国の電子や縫製の女子労働者は、男性の組合活動家の意識の変化を待つのではなく、自ら主導権を握り行動を開始している。

女子労働者が、自らが直面している矛盾や抑圧をとりあげて、それに挑戦し組織化を始めることによって初めて解放が実現可能なものとなるだろう。その時まで女子労働者は、他の階級やその他の社会階層、あるいは男性ないし女性、企業家、組合活動家、同国人あるいは外国人に操作され、搾取され続けることになるだろう。

（おわり）

〔海外短信〕

工場閉鎖撤回させた タイの女子労働者

バンコックにあるベルギー系ダイヤモンド研磨会社は、労働者からの賃上げと労働条件の改善要求を拒否し、工場を閉鎖した。この会社は一九八〇年に操業を開始し、初期から高収益を上げてきた。三八四人の労働者の多くが創業時より働いているにもかかわらず、一日三・一五ドルの最低賃金しか受け取っていない。

八六年に労働組合設立。現在、二〇〇人以上の組合員がいる。八八年十二月二十日、組合は賃上げや退職金、物価手当、医療手当、作業方法の改善などを含む要求を提出した。

現状の作業方法では、労働者は研磨するダイヤの入った密封された封筒を渡されるだけで、中に何個入っているかはわからない。時々、預かったよりも少ない数しか返していないと言われる労働者がいる。紛失したダイヤを弁償する費用は、労働者の賃金から差し引かれる。労働者は封筒に何個のダイヤが入っていたのか知らされていないので、ダイヤを盗んだという嫌疑に対してはどうすることもできないのだ。

この作業方法について労働者と折り合いがつかなかったため、会社側は一月八日、工場閉鎖の道を選んだ。労働者たちは(九五%は女子労働者)、賃金の支払いを拒否されて以来、工場の外で闘いを続けた。他の組合や市民グループなどの支援を得たり、新聞等のメディアで広くストライキの様子が報道された。最終的には経営側が労働者の要求を認め、労働者は三カ月の闘いに勝利した。(LABOR COMMUNICATIONS 一九八九年五、六月・CAWニュースレター一九八九年六月号)

靴工場の女子労働者 組合結成・インドネシア

PH・THI製靴会社で働く数千人の女子労働者は労働組合を結成しようとして会社側に拒否されたため怒って会社の事務所におしかけた。

最初、会社側は話し合いを拒否し一列に並んでボディ・チェックを受けるよう女子労働者を脅した。初めのうちは女子労働者は抵抗していたが完全なチェックをうけざるを得なくなった。さらに会社側は、今までは会社の外で待っていたバスを会社から五キロメートルもある所にとめて仕事の終った女子労働者をそこまで歩かせるようなことをした。

女子労働者は経営者に交渉に応じるように要求したが拒否されたため会社の事務所に石や泥を投げつけた。また四台の会社のバスにも石や泥を投げつけて大声をあげた。

会社側は労働者の要求に応じないと状況が不利になるとみて、話し合いを持つことに同意し、最終的に労働者は労働組合を結成する権利を勝ちとった。

女子労働者の一人であるナオミは喜びにみちあふれて、「私たちの連帯した行動の結果です。自分のことばかり考えていたら本当の連帯は生まれませんよ。」と語っている。(CAWニュースレター・一九八九年六月号)

香港の労働災害急増 建設労働者は三人に一人

一九八八年、香港の労働災害は、前年に比べ四%、二〇〇〇人増え五万九五〇八人となった。とくに、建設労働者は一四%も増加し二万七一二五人となったが、これは香港の建設労働者の三人に一人以上の数に当る。

労災による死亡者数は二一六人である。八九年一月から三月までの建設業での死亡者は一二人で、前年同時期の五人を大幅に上まわった。政府は、八八年の死亡者のうち九〇%は中国から来た出稼ぎ労働者で、香港に慣れるまでに十分な時間が与えられないためだと言っている。

民間の香港労働者健康センターではこの理由を次のように考えている。雇用主は労働者の健康や安全を考えておらず、労働者がケガをしても構うことなく、あくまでも利益を追求している。また労働省には工場などの職場を監視する人員が不足しており、安全対策を怠っている雇用主に対する処罰が十分に行なわれていないからである。

この高い事故発生率に対処するために、健康センターでは安全委員に対する教育を行なっている。労働者自身が職場の安全状況を判断できるような基礎的訓練が必要なのである。

またセンターでは、いくつかの提案をしている。同じ場所で二〇〇人以上が働く建設現場に安全係の設置を義務づける。すべての工場で労働者代表の安全委員を選出する。雇用主の違反に対する処罰の強化。安全条件を改善するよう働きかける労働者の活動を保証することなどである。

(LABOR COMMUNICATIONS 一九八九年五、六月号)

＝婦人部結成三〇周年記念＝

フィリピンの旅から見えたもの

大阪市職労組婦人部長　志方順子

カンパで代表派遣

大阪市職婦人部は、今年結成三〇周年を迎える。〝共に生きる社会〟をスローガンに、〝地球的に考え、地域的に行動する〟婦人部活動をめざし、記念事業の一環として、フィリピンに五名の代表を派遣することを企画。組合員のカンパにより派遣するというある意味では無謀な企画でもあった。が、学習会の開催、ビラ配布、署名、カンパを訴え、全組合員の課題となるよう、取り組みを進めてきた。

六月二十四日から三十日まで、アジア女子労働者交流センターの協力を得てフィリピンを訪問。現地ではフィリピン女性資料センターから、テス、テレサのお二人に、全日程の同行という協力をいただいた。ケソン、マニラ、オロンガポ、バギオの四都市を訪れ、多くの人と出会い、さまざまなことを見聞した。少々、消化不良の感もあるが、外から、私たちの〝くらし〟を問い直す貴重な経験ができたことを感謝している。

〝ジャパンがせめてくる〟のショック

反米基地運動のクッキー、正義と平和のための超党派運動のアーネルのお二人から、米軍基地の現状と闘いについて報告を受けた。

クラーク空軍基地、スービック海軍基地の規模と機能は、アメリカ大陸の外では最大の規模。アキノ政権は、一九九一年の米比軍事基地協定の期限切れを迎え、存続の方向に向かっている。一方、米軍基地によって生存が脅かされているフィリピンの民衆の側では、反基地闘争の連絡会議ができている。

現在、「核を持たない」ことを明記した憲法をもつ国は、世界で三カ国あるが、フィリピンはその一つ。だが、核は存在しているし、核戦闘機を発射することも可能である。国軍は、同じフィリピン人と闘うために米軍の武器と技術で訓練されている。世界に五つある特殊部隊（シールス）の一つがスービック基地に配備され、クラーク基地には、世界中どこにでも飛んでいけるコロンバトロン戦闘機も三機配備されている。LIC（低強度戦争）により、普通の市民がもっとも被害を受けている。NPA（新人民軍）狩りのために農山村部の住民二〇万人余りが強制移住させられ、その過程で、八才以下の子供五四人が死亡している。

基地の存在は、女性に深刻な影響を与えている。スービック基地のあるオロンガポやクラーク基地のあるアンヘレス、さらに他の地域も含めると計三万五〇〇〇人が売春婦として働いているし、沖縄へも送られている。オロンガポは、基地周辺の住民が、自分たちの妻や娘が米兵にレイプされることを防ぐために他の島から女性を買ってきて売春をさせたのが始まりだという。

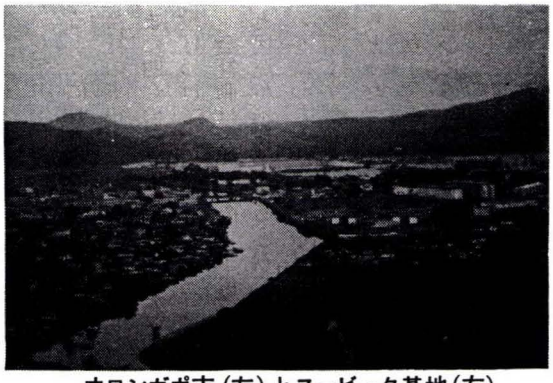

オロンガポ市（左）とスービック基地（右）

これは、日本の第二次大戦直後と同じであり、権力者の女性間の分断に怒りを覚えた。どんな女性も売春婦になりたいとは思っていない。エイズ患者の九五％は、米兵相手の売春婦だと聞いて、言葉もなかった。

七月三日から東京で開催が予定されていた対フィリピン多国間援助計画（ミニマーシャルプラン）援助国会議を目前にして、「フィリピン政府への援助をやめさせ、日本の軍事化がこれ以上進まないよう皆さんに監視してほしい」との訴えを、身の縮む思いで聞いた。

アキノ政権になっても何も解決していない。むしろ、人権の抑圧はひどくなっている。米軍基地の存続を唱える者は〝基地が撤去されれば、ジャパンに襲われる〟と説得し、影響力を持っている。第二次大戦時の日本軍の行為は忘れられていないし、人々の恐怖心をあおっている――という話は、ショックであった。日本の歴史教育は、その部分をもほおかむりし、日本人の無知が見えてきた。

ブックロードにて

ブックロードは、一九八七年二月、

「オロンガポの女に必要なものを女たちで供給しよう」をスローガンに誕生した組織である。ガブリエラやNCCP（フィリピンキリスト教協議会）などがスポンサーになっている。女性たち自身に生きる力と自信を与えることを目的としているが、女性の体のしくみや避妊、性病などについての勉強会から活動を始めた。米兵にだまされないための英語の勉強会、自分たちの身体を守るための薬草づくりや、センターの運営費のため手芸品の製作もやっている。

私たちが訪れた時も、何人かの女性がキルティング作りに精を出していた。バーに働く女性の実態調査もしているし、夕方四時から翌朝九時までの夜間保育所も運営するなど、多様な取り組みを目を見はる思いで聞いた。話を聞いている途中にも、夜間保育の子供がやってきた。

ブックロードの女性たちといっしょに

ブックロードには、常時三〇人くらいの女性が出入りしていたが、「ブックロードは共産主義者の組織」という当局の妨害と、メンバーへの嫌がらせがあり、現在は一〇人くらいに減っている。

オロンガポには、登録しているホスピタリティ・ガール（売春婦）が約九〇〇〇人と、未登録の女性が八〇〇〇人ほどいる。〝登録している〟とは、二カ月に一回の性病・血液検査と、二年に一回のX線検査を受け、毎年更新される労働許可証を受けることをいう。バーなどで働く女性は、ゴーゴーダンサー、エンタテイナー、ウェイトレス、キャッシャーの四種類。そのうちエンタテイナーには固定給がなく、客が注文するレディス・ドリンク料金の何割かと、彼女たちを連れ出す時の「連れ出し料」（四〇〇～一〇〇〇ペソ）の中の三〇〇ペソ程度が手にする額だという。

暗くならない間に、とスービック基地を見下す小高い丘に登った。川をはさんで、整備された基地と、密集した住宅地を眼下にしたが、肥沃な土地を奪うものは明確であった。

〝カメラ厳禁〟と念を押されつつのバーホッピングは、やはり疲れを覚えた。ハイレグ姿のゴーゴーダンサーの踊りを、かぶりつきで見ている米兵たち。米軍の船が入らなければ一銭も手にすることができないという女性たちの生活の困窮が訴えられた。〝悲惨〟という言葉を思い出す。オロンガポで地場産業をどう作り出せば良いのだろう。

著しい日本企業の進出

最終日に、日本とフィリピンの経済関係に詳しいオーロラさんより講義を受けた。

フィリピンへの日本企業の投資は一九七四年の三九八二万ドルが翌年には倍増し、八八年にはちょうど十倍の三億九六〇〇万ドルになっている。日本企業は、企業グループや財閥に所属しているため、たとえ投資比率が低くても、融資や高技術、国際信用の上で有利な地位にあるため支配力が大きい。フィリピン日野、フィリピン日産、川崎モーターなど、日系企業五〇社が、フィリピンの上位企業に含まれている。

日本への輸出は、①エビ　②銅　③銅鉱　④バナナ　⑤金　⑥その他、木材、パイナップル、コプラなど。日本からの輸入品は、①車輌、②鉄、鉄鋼、③電気機械、家電製品、電気部品、④特殊機械などである。フィリピンからは原料や第一次産品を輸出し、日本から完成品を輸入するという関係のため、フィリピンは巨額の貿易赤字を抱えている。七二年から八一年の赤字合計額は、四億七八三〇万ドルにもなっている。

日本からのODA（政府開発援助）は、五億七五〇〇万ドル（八七年）であったが、日本の利益になるように使われている。NEDAの調査によると、ODA一ドルにつき、日本製品の調達などによって、七五～九五セントは、そのまま日本に還流されているという。エコノミック・アニマルの企業活動と多国籍企業の実態を知らせる活動と、日本政府のODAのあり方を変更させる取り組みの必要性を痛感した。

知ること、そして行動へ

KMK（女性労働者運動）などとの交流、解雇された労働者や農民の闘いにじかに触れ、身の引き締まる思いもした。言葉にならず、書ききれない思いも多くある。国家予算の四五％が債務返済金のフィリピン、〝砂上の豊かさのニッポン〟。知るべきことは多い。行動へ進みたい。

アジアの工業化と働く人々の健康（下）

産業医学総合研究所　川上　剛

（―騒音難聴について―から続く）

こうした騒音の影響として、まず自覚症状としては、耳鳴を訴えた人が一三・七％、耳の張る感じが四一・三％、大声で話をするようになったが三二・二％ありました。そういえば、クロントイ・スラムのプラティープ先生も子供の頃騒音の激しい金属工場でアルバイトをしていたそうで、自分でも気付かないうちに大きな声で話すようになっていたそうです。そして、家の人からどうしてそんなに大きな声で話すのかと言われてはじめて、自分が騒音性難聴となっている事に気がついたそうです。

図6は、オージオグラムという機械で様々な周波数（高さ）の音を聞いてもらって労働者の聴力を測定した結果です。騒音性難聴では、四〇〇〇Hzの周波数で特徴的に大きな聴力の損失が起こりますが、この図から作業年数を経るに従ってこの聴力損失が強くなっているのが分かると思います。ここで注意したいのは、このような障害が二十才代、三十才代という若い人たちに起こっている事です。

図6　作業年数と聴力損失

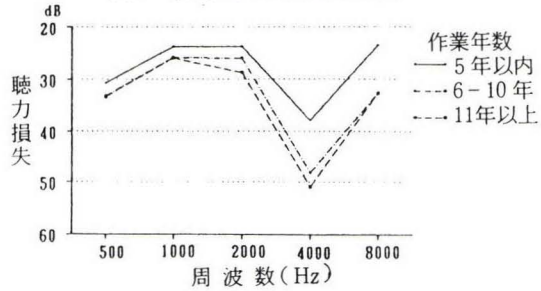

労働・生活条件からの影響

―交替制勤務について―

第三の労働・生活条件からの健康影響の例として、交替制勤務について考えてみたいと思います。この工場では、勤務体制として一週間毎にローテートする三組三交替制を採用していました。これはどういう事かというと、あなたが一組に配属されていたとして、今週は一直（八時～一六時）で働きます。日曜日を休んで第二週は二直（一六時～二四時）になります。日曜日を休んで第三週は三直（〇時～八時）、さらに日曜日を休んで第四週は再び一直となります。

夜勤による健康への影響については以前から多くの研究があり、睡眠障害、胃腸障害、体重減少などが知られています。また、多くの先進国では特に母性保護の観点から女子の深夜労働は看護婦などの特別の業務以外は禁止されています。しかし、多くの途上国では実際には女子の深夜勤が行われていて労働衛生上の重要な問題を提起しています。さらには、途上国の労働者の多くは農村の出身者で、工場に来るまでは朝早く起きて夜は早く寝ていた人が多いと推察されますから、夜働く事による肉体的・精神的な戸惑いは一層大きいのではないでしょうか。

今回の調査からも、自覚症状として、食欲不振を訴えた人が日勤者では一九・一％に対して、交替制勤務者では二三・一％、体重が減少したと訴えた人が日勤者で九・七％、交替制勤務者で二〇・九％と、差が見られました。

もう一つ夜勤による影響として指摘されているのは社会生活の障害です。夜働いて昼間寝れば、他人とのコミュニケーションのチャンスが減ります。デートの時間を作るのも大変です。

図7　交替制及び日勤女子労働者の婚姻状況と住居（パーセント）

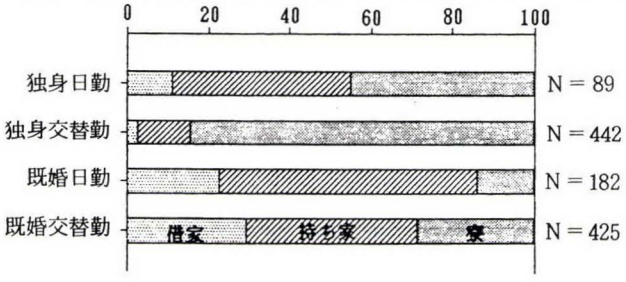

図7に示すように、家族と離れて工場の寮で暮らしている女子労働者の割合が、日勤者で一三・七％、交替制勤務者で二八・三％と差が見られましたが、ここにも交替制勤務の影響があると思われます。それから、タイは暑い国だから夜働いたら涼しくていいだろうという乱暴な意見も時にありますが、事実は逆で、夜働いたら暑くてうるさい昼間に寝なければならないのです。防音サッシと冷房のついた家に住んでいる人はともかく、例えば、この工場で働いている人たちの多くは二〇人一組の寮の大部屋か家族で狭い部屋に住んでいます。さらに、女性労働者は家に帰れば、家事・育児を負担しなければならず十分な休養がとれないで疲労が蓄積しやすいのです。疲れた体で仕事にでればミスも起こりやすく、場合によっては重大な事故にもつながるでしょう。それなのに、ある日系企業の日本人支社長が「タイは、女性が二四時間働けるすばらしい国だ。」と言っているのを聞いた事があります。

解決へ向けて
―Rules-based Approach から Enabling-Approach へ―

以上で、この工場で見られた働く人たちの健康問題について考えてみました。では、問題の解決のためにどのような試みが行われているでしょうか。マヒドン大学労働衛生学教室のマリニー先生は日曜日にさまざまな工場の労働者の代表を集めて労働安全衛生向上のための教育を行っています。先生のやり方の特長は、労働者に対して直接に教育を行っている事と、主体を労働者の自主性に置いている事です。労働者に直接教育を行うなんて当り前じゃないかと思われるかもしれませんが、こういった試みは意外と少ないのです。通常は、経営者側から安全衛生の担当者を呼んで講義を行い修了書を発行するという形が多いのですが、このやり方だと現場の人たちに本当に必要な事が伝わっているかどうかわかりません。

マリニー先生の目標は労働安全衛生の知識を労働者に一方的に伝授する事にはありません。大切な事は、働く人々が日頃から抱いている労働安全衛生の経験や問題意識を引き出し、その向上のための動機付けを行い、必要とされた時に適切なアドバイスを行う事にあるのです。必要とされている事は「生の情報」というよりも、むしろ現場の人たちがそれを必要とした時にその場の状況に応じてすぐに使える形に用意された情報、すなわち、「情報の加工」なのです。それぞれの職場の労働者代表の人たちは、ここで討論を通して学んだ事をそれぞれの職場に持ち帰って同僚に広げ、自分たちの力でできる改善を行っていきます。

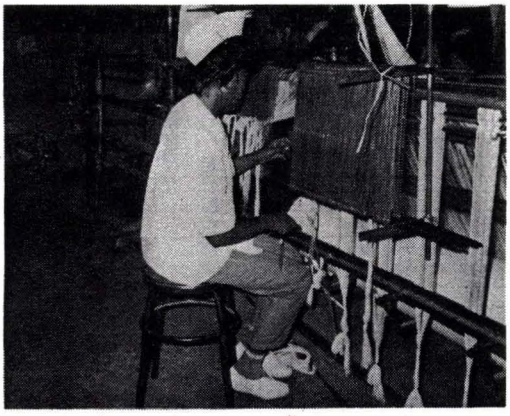

このようなやり方は、労働安全衛生向上のためのEnabling-Approach（権能付与型アプローチ）とよばれるもので、働く人々の自助努力(Selfhelp)を中心として、自分たち自身の経験とニーズ（Local Needs）に基づいて、身近な材料を用いてできる実行可能な改善（Low-cost Improvement）を、自分たち自身の力で行っていく事（Worker's Participation）を重視しています。この方式は途上国ではいろいろな労働者保護のための法律を定めても〔このやり方を、Rulesbased-Approach（法規準拠型アプローチ）といいます。〕、インフラストラクチャーの未整備等の理由からなかなか実際的な効を奏していないという現実的な反省に立って、ＩＬＯが推奨している方式でもあります。

結びに代えて

以上、紹介したような調査を行ったのですが、では、調査の結果をどうやって現場に返していくか、見いだされた問題点をどうやって解決へ結び付けて行くか。本当は、紡績機を全部、音のしない物に取り替えればいいのです。これが一番必要なんですが、現実には今すぐには不可能でしょう。こんな事を考えていたときにあるＩＬＯのエキスパートから受けたアドバイスは、小さな事でできる事（Small Way）から始めなさいという事でした。現在、途上国が抱えている労働安全衛生上の問題点を一挙に根本から解決しようとすると、出てくる物はため息ばかりになってしまいます。それでは何も出来ないかというと、決してそうではない。実行可能（Feasible）で現場の必要性（Priority）に根ざした小さな取り組みはたくさんありそうです。例えば、機械の配置や作業姿勢の改善、効果的な休憩時間の取り方、妊娠している労働者への援助と協力、有害な化学物質に対する知識の普及、交替制度の再検討、照明や換気設備の改善、重量物運搬の軽減（台車を使うなど）、トイレ、水飲み場、食堂、寮の設備など生活の基本的ニーズの充実。こうした取り組みを一つ一つ、働く人たちのニーズと主体性に基づいて実行に移していく事ができれば、その時それは既に決して小さくはないのです。

私自身は経験不足で、こんな取り組みを行ったら何が具体的にどう良くなりましたという所まで到達していません。しかしながら、アジアの国々において多くの制約と困難の中で地道に問題に取り組んでいる人たちはマリニー先生はじめ決して少なくありません。

最後に現在の途上国において、労働衛生問題に取り組んでいる人たちは、先進国のやり方の後追いではなく、自分たちの文化や労働者の主体性を尊重しながら、現場での問題解決を志向した新しい人間的な方向性を模索している事を強調してこの稿を終わります。

（おわり）

―（参考）―

LOW-COST WAYS OF IMPROVING WORKING CONDITIONS:100 EXAMPLES FROM ASIA
Kazutaka Kogi, Wai-On Phoon and Joseph E. Thurman ILO

＜事務局日誌＞

4月2日～3日　PP21女性フォーラム合宿（山本）
4月8日　進出企業問題を考える会第三回総会・同市民集会パートⅢ
4月10日～21日　フィリピン・ガブリエラWISAP'89（仁田）
4月15日　事務局学習会
4月17日　4月定例事務局会議、第15回運営委員会
4月19日　翻訳グループ学習会
5月8日　PP21労働分科会
5月8～10日　権仁淑さん（韓国）研修受入れ
5月17日　翻訳グループ学習会
5月20日　生活費調査打合せ、事務局学習会
5月22日　PP21女性フォーラム学習会（山本）
5月23日　YWCA専門学校講義（広木）
5月27日～28日　社会政策学会（塩沢・広木）、電機労働者の話を聞く会（広木・山本）
5月30日　5月定例事務局会議
5月31日　PP21労働分科会
6月4日～11日　CAWアジア地域女子労働者のオルガナイザー会議・韓国（広木・山本）
6月7日　金城学院大学講演（塩沢）
6月10日　静岡大学講演（塩沢）
6月12日　アジアフォーラム・イン千葉よりゲストを迎えて交流
6月13日　平和学園高校講演（塩沢）
6月14日　品川区社会教育課講演（広木）
6月10日　阿佐ケ谷東教会幼稚園母の学校講演（広木）、生活費調査打合せ、PP21労働分科会
6月17日　事務局学習会
6月19日　6月定例事務局会議
J・レーガンさん送別会
6月20日　イーデン・ソーさん（在アメリカ）来室
6月21日　翻訳グループ学習会、PP21女性フォーラム（広木）
6月23日～7月1日　大阪市職婦人部フォリピン・スタディツアー（広木）

図書紹介

CAW発行「Beyond Labour Issues」

これは一九八七年十月、CAW（アジア女子労働者委員会）が香港で開いたアジア地域の女子労働者の会議録である。

韓国、フィリピン、マレーシアをはじめ、アジア地域の女子労働者、そしてその組織化にかかわっている女性たちがどのような困難に直面しているのか、そしてそれをどう解決していこうとしているのか、いくつかの国のケーススタディとして具体的に語られている。

そして各国の現状をふまえた上で、アジア地域の女子労働者がおかれている状況の共通性、つまり三重の抑圧――国家・資本・男性の抑圧――からの解放をかちとるために、アジア地域の女子労働者の連帯の必要性、そのためにCAWは何をすべきかわかりやすく述べられている。

平易な英語で書かれているため非常に読みやすい。アジアの女子労働者の問題を英語の実力を養いながら読んでいくというのはいかがでしょうか。（交流センター・八〇〇円）

塩沢美代子・広木道子著「DISCRIMINATION AGAINST WOMEN WORKERS IN JAPAN」

『講座　差別と人権3　女性』（雄山閣）の「女性労働における差別問題」の部分を英訳したもの。社会的変化に伴ない増加する日本の女子労働者の特徴と差別の現状が描かれ、差別撤廃をめざす方向が示唆されている。

日本の女子労働者問題を扱った英文資料が欲しいとの声に応える好著。ぜひ御活用ください。（交流センター・一〇〇〇円）

PP21女性フォーラム労働分科会に参加を！

この夏、全国的な規模で開かれるPP21（ピープルズ・プラン21世紀）が目前に迫り、各地域・分野で準備が進んでいます。

センターでは、女性フォーラムの労働分科会に参加することを決め、実行委員会に加わっています。日本の女子労働者の運動をふり返り、課題を明らかにして、アジアの女子労働者との連帯の方向をさぐります。

八月十一日～十五日、横浜。

詳しいご案内と申し込み書の請求は、センターへどうぞ。

あとがき

ピコ・プロダクツはアンテナなどのテレビ部品を製造している米国系多国籍企業である。一九八五年に台湾から韓国に工場を移転した。八八年の労組結成によって、賃上げや労働条件改善の要求が出されるや、組合との合意を反古にし、今年三月、経営者はこっそりと韓国から逃げ出し、こんどはフィリピンで操業を開始するという。

六月はじめ、会社の逃亡で職を失なった労働者が、工場再開を求めてストライキをしている現場を訪れた。三〇〇人の女子労働者が、使われていないコンベアーの間にぎっしりと座って私たちを歓迎してくれた。

その組合事務所で、何通かの手紙を見せられた。日本からのもので、労働者への激励のことばがつづられた後、署名がしてあった。これらは、四月に当センターが呼びかけたものだが、ご協力いただいた方々に、心からお礼を申し上げたい。

苦しいときには誰でも、ほんの一言の共感に勇気づけられるものだ。まして海を越えて届いた暖い励ましに、多国籍企業に働く労働者がどんなに胸を熱くしたことか。〝連帯〟の意味をかみしめた一コマであった。（H）

女子労働者通信　第26号

アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター
〒169 東京都新宿区西早稲田2−3−18−34
発行人代表者　塩沢美代子
編集責任者　広木道子
電話 03−202−4993
郵便振替 東京0−70086

労働運動のリーダー指名手配
軍事化と闘うフィリピン労働者

フィリピンのリサール州にある労働者連盟カタラの議長であるインディ・ガルガリターノは、警察と軍の指名手配のために身を隠している。六月二十三日、カタラの事務所から数百メートル離れたところで、警察官とその運転手が新人民軍に攻撃されたが、警察と軍はカタラの事務所を強制捜索して、労働組合のリーダーなど居合わせた四人を逮捕した。そのうちの一人は、殺人の罪で起訴され、カタラの議長であり、事務所の借り主ともなっていたガルガリターノと同僚の一人は、武器爆発物不法所持の罪に問われ、それぞれ二〇万ペソ（一万米ドル）の保釈金がつけられた。逮捕された四人の四日間のハンストや、工場や畜産場の労働者による抗議のストライキの後、二人はすでに釈放されたが、いまだ身を隠したままのガルガリターノと、残る二人の拘留者は、長い裁判を闘うことになった。

ガルガリターノは、マルコス独裁政権時代から工場で働きながら労働運動に関わり、一九八五年に結成されたKMK（女子労働者運動）のリーダー養成や工場支部の結成に大きな役割を果してきた。

交流センターは十二月、厳しい労働条件と同時に、嵐のような国の軍事化に直面しているフィリピン労働者の現状と闘いについて話を聞くため、KMK議長を招きシンポジウムを開催する。

フィリピン産チキータ・バナナボイコット運動にご協力を！

今年二月、チキータ・バナナを生産しているフィリピンのタデコ農園で、約一〇〇〇人の労働者が突然解雇された。さらに三月〜四月にかけて六〇〇人の労働者が解雇されるなど、バナナ労働者の生活は厳しさを増している。相つぐ労働者解雇の真のねらいは、労働組合つぶしと、土地改革の実施を阻止することにある。

ミンダナオ島のバナナ労働者と交流を続けているフィリピン情報センター・ナゴヤは、現地のバナナ労働者労組連合からの要請を受けて、十一月一日〜三十日の一カ月間、青ラベルのチキータ・バナナ（日本のシェアの三〇％を占めている）のボイコットを呼びかけている。

＜労働者の要求＞
1. 解雇された労働者の職場復帰
2. 土地改革法に基づく土地の労働者への分配

【アジア女子労働者交流センターシンポジウムのご案内】

フィリピン女性の現状
―フィリピンと日本の労働現場から―

日時　一九八九年十二月九日（土）一四時〜一八時

場所　日本キリスト教会館四階（新宿区西早稲田二―三―一八）

内容
☆スライド「今日のマレーシア女性」
☆シンポジウム
(1)「フィリピン女子労働者の現状と運動の組織化」
報告　ペルリータ・セラーノ氏（KMK＝フィリピン女子労働者運動・議長）
(2)「名古屋『ラパーン事件』に見るフィリピン女性への人権侵害」
報告　野上幸恵氏（名古屋アルスの会）
(3)　会場からの発言

参加費　七〇〇円（資料代含む）

マレーシア研修ツアーから（その1）

植民地支配の影残す

プランテーションと労働者

八月二十一日から二十八日まで、第三回アジア研修ツアーとしてマレーシアを訪問した。参加者はセンターのスタッフを含む一四人。年齢も二〇代から六〇代、職業も様々で、参加者同士が互いに刺激し合い、学び合えるツアーであった。

マレーシアは、一九七〇年代の「新経済政策」以来、順調な経済成長を遂げ、今やNIES諸国につぐ勢いである。首都クアラルンプールではここ数年のうちに、空港建設に始まり高層ビルの林立や高速道路の整備など街の様子は一変し、公園のように配置された緑地と人口が少なくクリーンな街並はその経済政策の成功を裏づけているように見える。

第一日目に私たちは、三つのグループに分れてスクウォッター（不法居住地域）を訪れた。経済開発政策に誘われて、農村から都市へ移住する人々が、とりあえず住む場所を求めて落ち着くところがここである。いわゆるスラムと呼ばれる所だが、タイやフィリピンに比べると生活条件は格段に良いように思われる。六人家族で六畳一間という家もあったが一LDKに四〜五人家族というのが標準的であった。しかも、夫婦のどちらかが一応定職を持っていて、子供たちを学校に出すことができる。しかし、消費文化がマレーシア社会の隅々まで行きわたり、テレビやビデオなど高価な電気製品の購入にお金を使うため、一旦ここに落ちついたら新しい住居に移ることは不可能に近いという。あくまで「不法居住地域」であるから、電気も夜間の数時間だけかろうじて付き、水も数軒に一本の水道管を交替で使っている。最大の問題は、いつ立ちのきを迫られるかわからないということだ。現にここの住人は、ドブ川一つはさんで向う側に住んでいたが、新しい高級住宅の建設のために追われてきた人たちであった。

マレーシア社会は「複合国家」である。人口比でみると、マレー系五八%、中国系三二%、インド系一〇%となっている。この複合国家は、イギリスの植民地政策がもたらしたものだが、そのことをもっともよく表わしているのがプランテーションである。

プランテーションは、ゴム、オイルパーム、ココナッツなど、国内に大小合せて二〇〇〇カ所余りあり、二五万人の労働者が働いているが、その八〇%はインド人である。一九二〇年から三八年まで、当時イギリス植民地政府がプランテーション労働者としてインド人を強制移住させたことに始まる。それは自動車産業の発展と深く関わっている。一九一七年にアメリカのフォード社がゴムタイヤの発明によって自動車の大量生産に入り、天然ゴムの需要が急増した。六〇年代に合成ゴムがつくられると、プランテーションもゴムからオイルパームに切り替えられた。そして今、そこから採れるオイルの大半は日本へ輸出されている。

ゴムプランテーションの女子労働者

戦前のオーナーが、七〇%は西欧人であったのに対し、戦後、とくに六九年の国境紛争の後に外国人オーナーは四〇%に減ったが、労働者は少しも変わっていない。インド人が家族代々そこに住み、半ば隔離された社会を強制されて次の世代に労働が引き継がれてきた。

私たちが訪れたところは、オーナーはベルギー人だが、経営責任は中国人が負っているとのこと。バンに乗り込んで、道路の両側にゴムとオイルパームの茂るのを眺めながら、山また山を越えて四〇分も走ったところに幼稚園があり、そこでプランテーションに働く若い女性たちと交流した。私たちは皆、その土地の広さに驚き、植民地支配というものすさまじさを思い知らされた。

プランテーション労働者の半分は女性である。ここで生まれ育った彼女たちにとって、日々の仕事のノルマはきついが、複合国家の中で最底辺におかれてきたインド人たちにとっては、言葉も通じるし気持もわかり合える安住の地である。にもかかわらず、若い世代は少しずつこの隔離社会から飛び立っているという。

マレーシア研修ツアーから（その2）

労働者の組織化妨げる
法規制と巧妙な労務管理

ペナンは、かつて真珠の島と呼ばれた美しい島である。イギリス植民者が最初に入植したところで、街路樹や建物などに今なおその雰囲気が残っている。しかし、一九七二年には全国にさきがけて、自由貿易地域（FTZ）が建設され、数年前にはマレー半島と陸路でつながるペナン大橋が敷設されたことによって、マレーシアの工業開発を象徴する島となった。

私たちはFTZに働く女子労働者の状態を知るために、MTUC（マレーシア労働組合会議）と全米労組会議の支援でつくられている労働センターを訪ねた。ここは、労働組合の結成、加入が認められていない電子労働者の組織化をめざして一九八六年四月につくられた。八五年、八六年は、半導体産業の世界的な不況と技術革新によって、マレーシアからの電子企業の撤退が相つぎ、国全体で一万人を越える女子労働者が解雇された。労働センターは、解雇、賃金不払い、産休、性的イヤガラセ、長時間労働や男女差別問題など、開設以来一〇〇〇件に及ぶ労働者の相談にとりくんできた。とはいえ、解雇を撤回させたケースはなく、解雇手当や不払い賃金を取り戻すのが精一杯である。不要になればいつでも切り捨てられる多国籍企業の労働者の厳しさが身にしみた。

ペナンのFTZに働く三万人の電子労働者の大半が女性である。朝七時からの三交替制であるが、二つのシフトを連続して働く一日一六時間労働もめずらしくなく、一カ月の残業時間は平均一〇〇時間を越える。

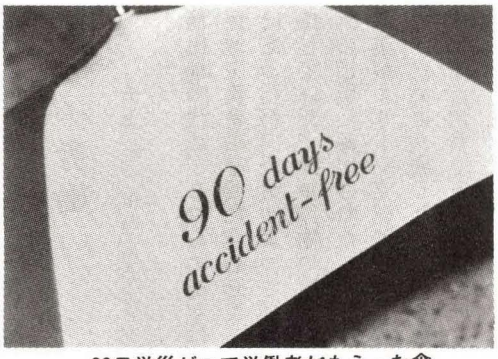

90日労災ゼロで労働者がもらった傘

それでも賃金は一カ月二〇〇〜三〇〇マレーシアドル（約一万一〇〇〇円〜一万六〇〇〇円）である。

マレーシア政府は、昨年十月、電子労働者の団結権を認めると発表した直後、全国産別組織はダメでイン・ハウスユニオン（企業内労組）に限定するとの制限をつけてきた。クアラルンプールでただ一つ、米国系企業RCA社の労働者がイン・ハウスユニオン結成に踏み切ったが、経営者がこれを認めず、組合員は日々激しい攻撃にさらされているという。そのためMTUCは、あくまで産業別労組の結成を要求していくとのことであった。

政府が外国資本の誘致を経済開発の中心に据えているだけに、労働者が団結し、多国籍企業と闘うことは容易ではない。

労働者の手足を法律で規制すると同時に、企業内では巧妙な労務管理が行なわれ、組織化が阻まれている。

時間の流れのゆったりとした農村から、機械的で時間管理の厳しい工場労働への急激な環境の変化は、若い女性たちに大きな不安を与える。それに乗じて企業側は、金銭的なバックアップをしながら女子労働者に化粧やファッションを教えこむ。都会的な消費生活に関心を向けさせ、労働組合は危険なものと思い込ませていくのである。日立が、労働者から「労働組合には加入しない」という署名を集めて、署名をした人にはボーナスを支払ったという話も聞いた。

しかし一方では、女子労働者の抵抗の力も確実に育っている。後に会ったサリナは、米国系電子企業モステック社の労働者だったが、一九八五年の大量解雇のときに解雇された。企業は撤退し経営者はアメリカに帰国してしまって、労働者は解雇補償を要求する相手を失なってしまったが、一二〇〇名の従業員のうち、七七五名の労働者がこれを裁判に訴え現在もなお闘い続けている。サリナもその一人だが、その決意を次のように語る。「モステック社が工場閉鎖しても、それをコントロールしている親会社の米国UTT社は何の責任も問われないのだろうか。UTT社はいくつもの子会社を海外に進出させて儲けを吸収し、うまみがなくなると簡単に切り捨てる。犠牲を強いられるのはいつも労働者。こんな不正義をいつまでも許しておけない。」

困難な闘いではあるが、多国籍企業の本質に迫るものである。進出企業を送り出している日本の労働者として具体的な問題を投げかけられた思いであった。

東南アジアの工業女子労働者 (1)

外国投資とアジアの女子労働

チュン　チョイ　ワン

「アジアの仲間」第二一号から、五回にわたって連載してきた〝アジアNICSの女子労働者問題と課題〟に続き、今号からASEANを中心とする東南アジアの女子労働者問題を考える。前回同様、ISISインターナショナル発行による「WOMENS JOURNAL」（No.4）からの翻訳の要約である。

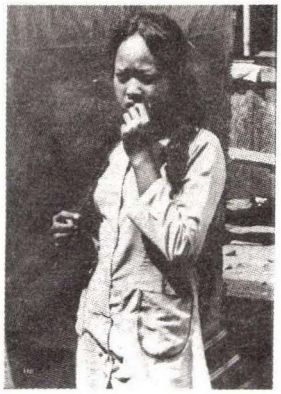

はじめに

東南アジアの工業化が植民地化ということを抜きにして開始されえたかどうかというのは社会歴史学者にとって一つの問題である。実際に、タイを除くすべての東南アジア諸国は、今世紀初めまでに西欧諸国によって植民地にされていた事実がある。植民地時代に、これらの国々は、植民地主義者の必要に合わせたものではあったが、農業によって経済を維持していた。換金作物や原材料が海外の市場に輸出された。小規模の製造業がエリート支配階級の消費を満たすために発展したが、大多数の人人は直接消費するものを生産し、自給農業によって生活していた。この間、女性の役割は家庭内に限定されていた。とはいえ、育児や家事だけにかかわっていた訳ではなく、食物や家族の生活必需品の生産に重要な役割を果たしていた。

第二次世界大戦後、米国がこの地域の支配を引き継ぐまでは、西欧的な工業生産様式の発展は緩慢なものであったし、伝統的な生活必需品の生産にとって代わるものではなかった。工業化の最初の段階は「輸入代替」という形がとられた。これは、機械やその他の生産手段を輸入し、国内の消費のために必要なものを生産するというものである。しかし、この輸入代替工業政策によって人々の経済状態が改善されることにはならなかった。なぜなら、まずこの時期に導入された産業は高度に機械化され資本集約型であったし、第二に、農業生産が衰退した結果農村は窮乏化し、国内の消費力が低かったからである。この時期には男たちは職を求めて都会に出て行き、女たちは地方に残されて子どもや老人の世話をした。女性の都市への流入が始まるのは、「輸出指向型」工業化政策が導入されてからである。

輸出指向型工業化政策

東南アジア諸国が輸出指向型工業化政策を採用したのは（東アジアではもっと早い）労働の国際的分業の再編成と同じ時期である。電子技術の導入により西欧諸国の産業は自動化が進み、労働集約的な工業生産は第三世界に追いやられていった。そこには、仕事を持たない安い労働力が豊富にあり、それによって多国籍企業が利益を得ることができたからである。それは東南アジアの政府にとっては、雇用をつくりだし、借款の返済のための外貨を得る手っ取り早い方法である。

一九六八年、マレーシア政府は投資奨励法を制定した。この法律の施行によってマレーシアに輸出指向型産業の時代が到来し、外国の投資家はマレーシアへの投資と輸出のための生産を奨励された。七〇年、労働省は女子の夜間労働を禁止する法律を修正した。それ以来、外国資本の電子企業が大規模に流入し、夜間労働をする若い女性が雇用された。七一年と七二年に自由貿易地域法と自由貿易規則がそれぞれ承認された。最初の自由貿易地域（他の国々では輸出加工区として知られている）は七二年にバヤン・レパスに設置された。八〇年までにマレーシアには八つの自由貿易地域ができ、全部あわせて三四二ヘクタールの面積を占めていた。八〇年代の初期には、この自由貿易地域で約七万人の労働者が雇用され、その大部分は女性であった。

自由貿易地域の外国企業には、様々な優遇措置と設備とが提供されている。輸入税が免除され、地代も安く、本国への送金にも何の制限もない。なかでも最も重要で有利な点は安くて従順な女子労働力が保証されていることである。そして、この輸出指向型政策と自由貿易地域設置の結果、七〇年代の製造業における女子労働者の雇用は急激に増加した。マレーシアにおける七〇年の製造業の雇用に占める女子の割合は二八・九八％であったが、七六年になると四一・三三％に増加した。

一九七二年、フィリピンではマルコス大統領が戒厳令を敷いた直後、輸出指向型工業化政策に基づいて四カ年開発計画が制定された。その結果外国の投資が増加し、輸出が急速に伸びた。七〇年から七五年の間に、製造業では輸出が四〇〇％増加し、輸出総額は一二億三〇〇〇万USドルとなった。主に女子労働者を雇用する衣料産業は最も急速に発展した産業の一つで、七六年までにはフィリピンの輸出総額では四番目となった。衣料産業についで成長率の大きいのは電子産業であった。

八四年には、製造業の雇用率はフィリピンの労働力全体の九・九％であった。製造業における女子労働者の割合は三七から四五％と推定される。衣料および電子産業だけに限っても、七万五〇〇〇人の女子労働者がいる。同時に、フィリピン全土に輸出加工区が設置され、一〇〇％の外国資本許可、輸出税免除、原材料や機械・設備の輸入の自由等の魅力的な優遇措置が提供された。

タイやインドネシアも同じようなコースをたどり、輸出指向型製造業における女子の雇用が急速に増加した。タイでは、一九八一年の製造業の労働力総数は一七四万一六〇〇人で、その四四・二％が女子であった。インドネシアでは、人力省大臣のスドモ氏によると、一七二〇万人の女子労働者がおり、そのうち二九〇万人が都市部で働いているということである。八五年には、一九〇万二二八八人の女子労働者が製造業に雇用されており、その三分の一は一〇才から三四才、五〇％は三五才から三九才であった。

若い女性の都市への流入

植民地時代から、農民たちは自分たちの土地を新しい定住者に奪われてきた。東南アジア諸国の農村地域では輸入農作物が従来の農業生産にとってかわり、主要な食糧生産は輸出指向型農業関連事業にかわった。土地をプランテーションや「開発事業」に奪われた農民は土地を持たない労働者となり、自給生産に代わって賃金労働が出現した。農家にとっても現金収入が重要なものとなり、若い女性たちも父親や兄たちの歩む道にしたがうことになった。

いくつかの報告によると、七〇年代の女性の都市への流入は男性の流入よりも急激であったといわれる。オーストラリア国立大学のコー・シュウ・ファン博士の研究は、タイとインドネシアではこの時期の一五才から一九才の女性の都市部への流入は男性に比べるとはるかに多くなっていることを明らかにしている。この若い出稼ぎの女性たちが東南アジアにおける低賃金労働力の予備軍となったのである。

都会に出てきて工業労働者となる女性たちは三つのグループに分けられる。第一のグループは、基本的教育、即ち小学校を終了しているかあるいは中等教育まで受けており、明るい未来を夢見て『夢の町』（フィリピンの首都マニラ）へ出てくる女性たちである。第二のグループは、かろうじて二〇代になったばかりで農村の非常に貧しい家庭の出身である。彼女らは両親の手で就職斡旋業者に一定の金額で売られ、様々な雇用主のもとで朝早くから夜まで働く。この二つのグループに属する女子労働者は家族の主な稼ぎ手として弟や妹の教育費を支えている。時には彼女らが送るお金は家族が都市型消費生活を取り入れる手助けにもなる。西マレーシアでは女子労働者は平均して家族の収入の一八％を支えているという報告がある。

三番目は夫とともに都市に出てくるグループである。そして多くは最終的にはスクウォッターと呼ばれる不法居住地に家族とともに住み、内職、パートタイム労働、または工場でのフルタイム労働に従事しながら、かろうじて生活を支えている。内職やパートの仕事で得る賃金は正規の労働者に比べると低い上、その他の諸手当はいっさい受けられない。

一般に、都市にやってくる女性達は中流家庭の家事使用人として働いたり、販売員や美容師になったり、または他のサービス業に従事することが多い。しかし、大多数の若い女性たちは小さな縫製工場に職をみつけたり、自由貿易地域の中の大きな電子工場で働くことになる。私達がここで取りあげるのは、後者のグループに属する製造業で働く女性たちのことである。

（つづく）

〈アジア女性フォーラム労働分科会〉

アジアと日本の女子労働者集う
組織化と国際連帯をテーマに

ピープルズ・プラン二一世紀（PP21）のプログラムの一つとして企画された「アジア女性フォーラム」は、八月十二日～十四日、神奈川県の横浜女性フォーラムで開催されたが、アジア各国から約四〇名のゲストを含めて、三〇〇名近い女性たちが参加する大集会となった。

第一日目の午前中はオープニングセレモニーが行われ、午後から二日目、三日目にかけて、四つの分科会に分かれて熱心な討論が展開された。

アジア女子労働者交流センターは「働く権利と女性労働運動」の分科会に実行委員としてかかわったのでここでその分科会の報告をしたい。

各国女子労働者の現状

まず第一日目は、各国の現状報告が行なわれた。

最初に口火を切って、CAW（アジア女子労働者委員会）のロー・チンクイさんが、アジア全体の女子労働者の現状とその問題点を報告した。一日一〇時間から一三時間（フィリピンやインドネシアでは一二時間から一四時間）の長時間労働、劣悪な労働環境による健康破壊、賃金や地位についての女性差別、そして労働の場におけるセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）の四点をアジアの女子労働者が共通にかかえる問題として指摘した。その原因として、家夫長制のもとで女性に従順さや忍耐を強いる社会的束縛、女子労働者の問題をとりあげようとしない労働組合の体質、ヒエラルキーがある。そして今後の展望として、フィリピンのKMK（女子労働者運動）、韓国のKWWA（韓国女性労働者会）に代表される女子労働者独自の組織化が必要であり、国全体の民主化運動などと連帯していくと同時に、自分のまわりの人々との関係を変えていく闘いが重要だと強調した。

タイから参加したマヒドン大学公衆衛生学部のマリニーさんは、スライドを使って具体的に職業病の報告をした。職業病には、不満、不快、怪我、病気、死の五つの段階がある。これまでは第三、四、五の段階のみとりあげられてきたが、不満や不快の段階から労働者自身が要求や苦情を訴えていくことが大切である。労働者教育では、労働者自身が体・健康についての知識をもち労働と健康のつながりを把握すること、さらに法的権利の確立、化学物質の有害性の調査、工場の検査官や工場側の政府への報告内容の監視が必要であり、医師側が健康問題を正しく理解することも大切と述べた。

会場から発言を求める参加者

困難な女子労働者の組織化

二日目は、女子労働者の組織化の経験と展望を中心に報告・話し合いが進められた。

タイのバンジョンさんは、外資系企業はタイの伝統的な文化や習慣を利用して女子労働者を使っている。例えば、工場の敷地内にスピリットハウスといわれる祠をたて、採用時にその前で「経営者に迷惑をかけない」と誓約させ、会社に対して不満があっても何もできないように管理している。日系企業もこのような方法を大いに利用している、と批判した。こういう状況の下で組織化は困難だが、工場労働者だけでなく、性産業で働く女性たちや農業に従事している女性たちと草の根の交流を進め、互いに女性としての自覚をつくり出すよう努力していると報告した。

インドネシアからの参加者は、「日本の女子労働者も多くの問題に直面しているが、私たちの要求は生死にかかわるものである」と違いを確認したうえで、女子労働者の現状、その組織化のむずかしさを報告した。女子労働者の意識化をはかるため、ドラマ、歌、ゲーム、討論など様々な方法をとりいれているという。彼女は現在、女子労働者の小グループを組織しているが、いきなり大きな組織をめざすのではなく、小グループの活動が互いに重なり合って大きなうねりをつくりだしていくようにしたいと結んだ。

台湾からの参加者は、七〇年代か

ら現在までの女性運動の歴史から話を始めた。そして、これまでは中産階級の女性中心の運動であったが、今後女子労働者の運動が活発になるだろうと期待と展望を述べた。

フィリピンからの参加者は、イギリス系多国籍企業で働いた経験をもとに、多国籍企業の中での労働の実態、女性の力で労働組合を結成していった自らの体験を語った。

日本から「コンピューターと女性労働を考える会」の中島圭子さんは、地方公務員として働き組合活動にも積極的に関わってきた経験から、労働組合が男性中心に運営され、これまで女性の権利にいかに鈍感であったか、女性独自の要求が無視されてきたかを具体的に指摘した。さらに男性のルールにもとづいてピラミッドを昇りつめるような運動でなく、女子労働者独自の運動と組織が必要な時にきている、と問題提起した。

話し合いに熱がこもる分科会

多国籍企業の世界戦略と労働者の国際連帯の課題

二日目の午後から三日目にかけては、多国籍企業の世界戦略のもとで日本とアジアの女子労働者の連帯の可能性をさぐる報告、討論をした。

マレーシアで日系企業の実態調査をしているオーストラリアのウェンディ・スミスさんは、自らの調査をもとに、マレーシアにおける日本の企業のあり方を批判した。マレーシアでは日系企業で働くことは恵まれていると信じられているが、それは幻想である。また、一九八二年に、マレーシア政府がルック・イースト政策を採用し、日本的な働き方を労働者に押しつける結果となった。それとともに、日本製品が次から次へと入ってきて、日本的な消費主義がマレーシアに浸透し、人々は必要のないものまで買わされてしまうと、文化的侵略とも言える実態にもふれた。また、マレーシアの日系企業の日本人社長や、日本からたびたびやって来る会社幹部のぜいたくな暮らしをみると、彼らが現地の労働者の生活を理解できるはずがないと指摘した。

弁護士の大脇雅子さんは、名古屋の新白砂電機のパート労働者解雇とその撤回を求める闘いを例にあげながら、多国籍企業の日本における女子労働政策について報告した（新白砂電機は、一九八二年に七〇人以上のパート労働者を解雇したが、その一方で台湾に工場を移転し、新しい労働者を雇い入れている）。日本企業の海外進出は、社会システムとしての海外進出である。つまり、国内の労務管理をもちこむだけでなく、消費生活も同時にもちこんでいる。そして今や多国籍企業のグローバルな政策の下に世界中の女性がまきこまれており、アジアの女子労働者の困難な状況をつくり出している原因として、日本の企業、政府開発援助の問題もある。

一方、日本国内の女子労働の問題点として低賃金、現在の八時間労働がかっての一二時間労働に匹敵するという労働密度のたかさ、女性は家計補助という性別役割分担を利用した労働政策があり、企業別労働組合がそれを支えている。今後の方向として、日本と第三世界の最低賃金を統一していくなど労働条件の違いを許さない闘い、日本で禁止されている薬品がアジアで使われているなど相互のインフォメーションの交換、不当なことをしている会社の商品のボイコット運動など、グローバルな視点でのネットワークづくりの大切さを訴えた。

三日間にわたって、アジアの女性たちから、そして日本の女性たちから、様々な意見が出された。日本でこのような会議が開かれたこと自体画期的なことであるが、構造的に日本に支配、収奪されているアジアの国々の女子労働者の視座と、日本の女子労働者の持つ視座のギャップを今後の大きな課題として残された思いがする。参加者の一人の、「女性が日本の社会で男性に差別されて来たことは明白な事実であるが、しかし男性も同じ構造のもとで差別されているということをしっかりみていかないと、差別の大きな構造がみえなくなってしまう。」という発言にもみられるように、日本の女性たちの発言は職場での女性差別への憤りから出て来たものが目立った。それに対して、アジアの女性たちの運動は国のかかえている問題と女子労働者の運動の結びつきをはっきり意識したものであるという違いが印象的であった。

女性の自立助ける国連基金

―フィリピンの経験から―

交流センター運営委員　古川幸子

ユニフェム（国連婦人開発基金）のプロジェクトを持つサン・ミゲルは、メトロ・マニラに近接するバルカン県の最北の町。農業人口は県で最多、永らく貧困地域だった。八二年現在、労働人口一万八六〇〇人のうち三千人以上が失業者。

バス道路沿いの一区画に、ユニフェムが関わる各種のプロジェクトが集合している。案内役のエマ・サンダさん（このプロジェクトの総責任者、退職女教師で七〇才）は、開口一番、「一九七八年、ユニフェムから五万ドルの資金援助をうけ、最初に豚を飼い、その利益で次々にプロジェクトを創設、拡大しました。」子豚一匹ずつの配分・飼育がプロジェクトのスタートだったという。何と地道でしたたかな女の発想だろうと思う。当初六九人の参加で裏庭での飼育だったのが、十年後の今日、八五世帯が立派な豚舎持ちになった。

下の写真の豚の持主はベニー・テグスマンさん。彼女は養豚プロジェクトの会長兼豚のお産婆さん。一回のお産毎に一〇〇ペソの収入、そのお金で娘を大学に送り獣医にした、と語るベニーは喜びをかくさない。

貰った子豚にやがて子供ができると二匹をプロジェクトに返還し他は自分の所有になる。返還した子豚は新しい希望者に配分されるが、親豚になるまで面倒を見、飼育の仕方を伝授する。こうしてねずみ算式に豚は増え、女の連帯の輪が広がった。この間に動物の疫病がはやり被害をうけたが、「私たちはやめなかった」とエマは言った。八五年には、養豚から返金された基金でニット・プロジェクトを作り当時二六人の編手さんは今、六〇〇人余に増え、続いて、ぬいぐるみ縫製プロジェクト（作業場はこの以外に三三ヵ所あり三〇〇人が働いている）、四一ヘクタールの果樹園＝緑化プロジェクトも創設した。

女性たちの賃金はどの作業も出来高払いだけど、平均すると一週四三〇～六〇〇ペソ。一日の法定最低賃金が六四ペソ（三月現在）だから、サン・ミゲルの場合はそれ以上です、ということだった。作業場での就業時間は八時から五時まで実労働八時間。私たちが会ったプロジェクトのリーダー達は、みな明るく自信に満ちていた。途上国の貧しい女たちが、僅かでも資金援助と訓練が受けられたら、見事に貧困から起ちあがり、経済的、精神的に自立できる、というサンプルを見た思いである。

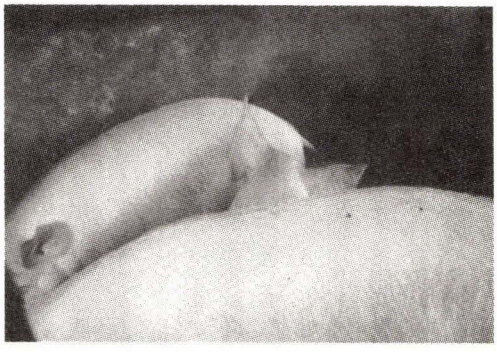

女の連帯つくった子豚の飼育

ひるがえって日本は、いまや援助大国、政府開発援助（ODA）は年間約一兆三千七百億円（約百億ドル、八九年事業予算）、アメリカを抜いて世界一になろうとしている。だけどユニフェムへの贈与は雀の涙で恥しい限りだ。私たちのツアーを企画したアイリーン・サンチャゴ女史（ユニフェム・アジア地域担当チーフ）の話では、昨年度の日本の贈与額は僅か三五万ドル、女性首相のノルウェーは一二〇万ドル、比べて三分の一にも達しない額。

ユニフェムの財政は各国政府の自発的な拠出金と民間団体、個人の寄付金で支えられ、年間予算は七五〇万ドル。アジア地域には二五〇万ドルしか回ってこないのだからアジアの四七の途上国から女性のための実現可能なプロジェクト提案があっても殆んどノーと応えざるをえない。そのために、「生来楽天家の私でも眠れない程悩みます」とサンチャゴさんは私たち日本女性に訴えかけた。

この原稿を書いているさなかの九月二十八日、フィリピンのマルコス前大統領死去のニュースが飛びこんできた。思えばサン・ミゲルのプロジェクトが始まった七九年は、マルコス独裁政権下であった。死者に鞭打つつもりはないが、せめてマルコス夫妻が持ち逃げした百億ドルとも二百億ドルともいわれるワイロの横領金は祖国に返すべきだ。そして自前の「女性開発計画」を促進してほしい。これは内政干渉ではない。ユニフェムの相言葉……MY COUNTRY IS THE WHOLE WORLD（女性の故郷は全世界である）を、私は肝にめいじて、そう思う。

マレーシアで感じたこと

アジア研修ツアーから

対等な友好関係を

中山　洋子

マレーシアは資源の豊かな美しい国である。一週間の滞在中迎えてくれたすべての人々が親切で、心暖かかった。このマレーシアに日本は各国を抜いて、資本投資で第一位である。

しかしマレーシアの人々の日本企業に対する要望は痛烈である。今、大問題になっている三菱化成と現地合弁企業ARE社の放射性廃棄物による公害問題を初めとし、日立製作所では会社が労働者から「組合に加入しません」という署名を集めたことが新聞でも報じられている。

東レ系の繊維工場では、労働者を物でつりながらZD運動やQC運動が導入されているところもある。日本型の陰湿な労務管理が、そのまま持ち込まれている。

アジアの資源と日本のハイテクノロジーとの交換の対等な関係も大きくくずれている。原料や安い労働力を存分に使いながら、ハイテクは出し惜しみする。三菱との合弁であるプロトン・サガの自動車工場では、日本の技術者がいなければ一日たりとも工場が動かないというし、技術は教えてもどう扱うと危険かは教えない為、労働災害は後を絶たないという。「そういう関係でなく、人間として対等につきあって欲しい。」日本に寄せられたメッセージである。この事に応えていかなければ、アジアの人々との真の友好関係はなく、今その出発点にあるという自覚に迫られる旅でした。

マレーシアと日本

伊藤　衆子

スラムの中を歩いている時、一六歳の少女ラサが「こういう所、好き?」と私を見上げて尋ねてきた。丁度私が、周りを見渡しながら、もし今ここで暮らせと言われたらどうなるだろうきっと大変な苦痛だろうなぁ、と考えていたところだった。答えに困っていると、ラサは「私は早く働いて、お金持ちになって、ここを出たいわ。」と言った。将来何になりたいのか聞くと、洋服を縫う仕事をしたいと笑顔で答えてくれた。素敵な夢ね、と答えながら彼女の今の生活と将来を思うと悲しい気持ちになった。

クアラルンプール中心部は、驚くほど近代化が進んでいる。公園のような緑の中に発達した高速道路、高層ビルとモスクやヒンドゥー寺院のコントラストは、海外からの観光客の目を楽しませてくれる。すぐ近くにスラムが広がることなど想像しがたい。

ペナン島では、西部には白い高層ホテル群をバックに美しいビーチが広がり、北部にはショッピング街や観光名所があるが、その反対側には、長時間労働と低賃金を強いられる少女たちの働く外国企業の工場地帯がある。

今回、労働者との交流などの貴重な体験を通して、マレーシアの様々な顔を見る事が出来た。また、マレーシアを通して、経済大国日本の本当の姿を見たように思う。一方の国々の発展は、他方の国々の発展を食い物にしている。その他方の国においては、国のために労働者が食い物にされている。私たち日本人は、政治・経済・社会文化の人間の全ての面での真の発展の意味に気づくべきである。

少女たちと「発展」

黒岩　容子

マレーシアは、表面だけみると、経済が順調に発展し国民も潤沢な消費生活を享受しているように見える。高いビルがどんどん建設されているし、店には物があふれ、訪問した低所得者用ロングハウスのお宅にも、テレビ・扇風機等が並んでいた。

しかし何かチグハグなのである。物はあふれていても、人々の暮らし自体は貧しい。

マレー料理に舌つづみをうつ参加者

マレーシア政府は、自由貿易地域を設けて外国企業を必死に誘致し、経済発展をはかっている。誘致のために、自由貿易地域では労働法の重要部分が適用を除外され、労働力を安く使い捨てできるようになっている。

そのため、十代の少女たちが、最先端技術を誇る工場で交替制勤務に就かされ、一日一六時間もの労働や月間一〇〇時間を超える残業をさせられている。労災も多発しているという。日系企業に働く純朴な少女たちが、「夜勤のときは疲れて顕微鏡が見えにくく、ミスをし易くなる。ミスがあると怒られる。」とうつむきながらポツポツ語るのを聞くのは本当に辛かった。

少女たちを踏みつけにし、人々に消費を押しつけて進む「発展」とは何なのだろう。経済発展をのぞむ現地政府を利用し少女たちを使い捨てている日本企業のことを、私は、あまりに知らなさ過ぎた。日本と比べずっと困難な中で闘っているマレーシアの女性たちと会い、今、日本の私たちがやるべきこと、そしてやれることの多さを、思っているところである。

〈事務局日誌〉

7月8日　マレーシアスタディツアー第一回準備会
7月10日　PP21労働分科会実行委員会
7月12日　7月定例事務局会議
7月13日　埼玉県婦人大学校講演（広木）
7月18日　調布市西部公民館講演（塩沢）
7月19日　翻訳グループ学習会
7月22日　マレーシアスタディツアー第二回準備会
7月25日　PP21労働分科会実行委員会
8月6日　マレーシアスタディツアー第三回準備会
8月7日　8月定例事務局会議
8月7日～10日　AWSL（アジア労働者連帯会議）国際会議（塩沢、広木、山本）
8月12日～14日　PP21女性フォーラム（塩沢、広木、山本）
8月16日　タイ鉄金労働組合代表来室
8月21日～28日　第3回スタディツアー・マレーシア（塩沢・広木・山本他一一名参加）
9月6日　翻訳グループ一日合宿、ASPBAE（アジア南太平洋地域成人教育協議会）日本会議（塩沢）
9月9日　事務局学習会
9月11日　9月定例事務局会議
9月19日　PP21労働分科会反省会
9月27日　海外進出日本企業の労働問題を考える会講演（広木）
9月30日　総評・働く婦人の中央集会（塩沢、広木、仁田）、マレーシアスタディツアー反省会

図書紹介

柴山恵美子編著
『女たちの衝撃――コンピューターは女の働き方をどう変えたか』

オフィス、銀行、工場などどこへ行っても、ワープロやパソコンなどコンピューター機器があたり前のように使われる時代に私たちは生きている。そしてこのコンピューター機器を操作するのは男性よりもむしろ女性のほうが多い。コンピューターの導入により、女性たちの働き方はどう変わったか。本書は、銀行、証券、繊維、医療、自治体、情報処理、教育現場、進路指導の現場など職場のコンピューター化のもとで女性の労働がどのように変わったのか、その実態をそれぞれの現場に近い女性たちの手によって明らかにしたものである。コンピューター時代を人間らしく生きぬくために、現状を直視し、そして新たな状況を切り開いていくために、多くの女性たちに（もちろん男性も）読んでもらいたい本である。（学陽書房　一五〇〇円）

柴田悦子編
『知りたい、知らせたい　女たちの戦後史　大阪からのレポート』

戦時中、戦争にとられた男たちの穴埋めとして強制的に職場にかり出された多くの女性は、戦後、生活苦の中でやむなく働き続けてきた。四十数年が経ち女性の働き方は多様化してきた。戦中戦後の混乱期をくぐりぬけてきた人々の記録として、「大阪婦人問題研究会」の会員を中心に四一人がそれぞれの体験を書いたのがこの本である。大阪が中心だが、職場と暮らしを守ろうとする必死の思いは、どの地域でも共通するに違いない。

均等法後、パート、派遣労働など不安定な形で働く人が増え働く女性が団結して要求を実現していくのが非常に難しい状況だが、一つ一つ積み重ねてきた闘いの記録は、「形式の平等ではなく、内容の平等をもとめる」今後の運動の力となるだろう。

（創元社　一三〇〇円）

働く婦人の中央集会　三四年の歴史閉じる

「活動の交流と学習のひろ場」として生まれた、総評はたらく婦人の中央集会が、九月三十日東京・九段会館で開催され、三四年の歴史を閉じた。

集会は、連合や国際婦人年連絡会などから来賓あいさつを受け、山野和子総評婦人局長による集会総括が行なわれた。午後は、労働省元婦人少年局長・谷野せつ氏の記念講演の後、総評婦人労働運動三九年の歩みを綴った「風となれ・土となれ」と題するスライドを上映し、アピールを採択して終了した。総評は十一月二十一日をもって解散され、婦人労働運動も新時代に入る。

あとがき

マレーシアへのスタディツアーで、いくつかの女性団体を訪問した。マレーシアでは、たとえ小さなものでも自由にグループをつくることは許されていない。彼女たちは皆、非合法下で警官の影におびえながら集まって準備を進め、団体登録を申請してからさらに二～三年もかかって認可されてから、ようやく公然と行動を開始できる。活動内容、地域的制限、その他さまざまな制約や妨害を受け、認可後も、ISA（国内治安法）によって常に監視されている。私たちも、一九八七年十月のISAによる大量逮捕のときに拘束された数人の女性に出会った。

そういう中で女性たちは生き生きと活動し、社会的にも影響力を持ち始めている。プランテーションや自由貿易地域の女子労働者の問題、家夫長制や宗教的戒律からくる女性への抑圧と差別の問題などに立ち向かい、法改正を求める具体的な行動や夫の暴力から逃がれるかけこみ寺の運営など活動内容も幅広い。中産階級の女性たちも含めて、〝誰のためにどのように生きるか〟をしっかりと見つめて行動する姿に胸を打たれた。（H）

女子労働者通信　第27号

アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター
〒169 東京都新宿区西早稲田2−3−18−34
発行人代表者　塩沢美代子
編集責任者　広木道子
電話 03−202−4993
郵便振替 東京0−70086

一片の紙切れで四五〇人解雇
本社交渉求め労組代表来日

一九七〇年代はじめ、安価な労働力を求めて続々と韓国に進出していった日本企業が、今相ついで撤退を始め、韓国労働者の深刻な雇用不安を引きおこしている。工場閉鎖と解雇に直面し、韓国から逃げ帰った日本人経営者との交渉を求めて、昨年十一月から年末までの間に、三組の労組代表が来日した。

韓国TNDでは、十月十八日、工場の壁に貼られた一片の公告文によって四五〇人の労働者が職を奪われた。「株主総会の決議によって企業を解散する」というもので、何の理由説明もないまま、組合との事前協議を無視したものだった。

TND労組員は工場に籠城し、会社との交渉を求めたが、日本人は姿を見せず会社清算人と称する者が横暴な態度で応じるだけだった。しかも会社は、十二月三日、六〇〇人の機動隊と二〇数人の救社隊を工場に送り、見回りをしていた一八人の組合員全員が警察に連行された。その中にいたTND労組金ブンジョン委員長は、そのまま起訴され、今なお拘留されている。そのためTND労組は、急拠委員長代行を立て、十二月九日、四人の労組代表（全員女性）を日本に送った。

来日したTND労組代表は、NCC（日本キリスト教協議会）とそれに協力する形で当センターが身元引受人となり、TNDの本社（タナシン電機株式会社）の所在地域にある世田谷地区労の全面的支援を受けて日本での交渉を開始した。

タナシン電機田中進作社長は、韓国TND代表理事でもあるが、労組員の前には一度も姿を見せず、社長代理として三井取締役支配人が出てきている。当初会社側は、「会社は韓国で合法的に廃業したのだから、問題があるのなら清算人と交渉しろ。」と言い、「廃業は会社が決めることであって労働者がとやかく言うことではない。」「会社が閉鎖されたのだから労働組合は自然消滅だ。」などと暴言をくり返すのみであった。

TND労組代表は、来日中の他の労組（韓国スミダ、アジアスワニー）との連携によって、国会や政府各省庁との交渉はじめ、マスコミ、世論を動かし、何よりも本人たちのねばり強さと支援者たちの熱い支えによって、新しい局面を開いてきている。一月中旬に行なったハンガースト後、会社は正式に本社交渉に応じるとの態度を示し、まだまだ厳しいが、労組代表は精力的に交渉を進めている。

1月20日から56時間に及ぶハンストを闘った韓国TND労組代表

フィリピンKMK代表クーデターで来日中止

昨年十二月、フィリピンの女子労働者組織・KMKの代表を迎えて行なわれる予定であった国内交流プログラムは、直前のフィリピンでの軍事クーデターにより代表が来日できず、やむなく中止しました。九日のシンポジウムでは、KMKに代わってRCPC（フィリピン問題資料センター）のカルメンシータさんにクーデターの背景についてお話しいただきましたが、切迫した状況だけに質問、意見も多く、熱気あふれる会となりました。あるすの会野上さんの報告とともに要約を二〜五面に掲載しました。

シンポジウム報告①

スナック経営者の人権侵害
フィリピン女性が告訴

あるすの会　野上　幸恵

「あるすの会」では出稼ぎ労働者の問題全般を扱っており、夜の街で風俗産業で働く女性も労働者という観点から関わっています。彼女たちは生活を支えるために、本国に残してきた家族のために働きに来ているのです。彼女たちが働く場は日本では限られており、風俗産業しかないという状況に追いやられています。

毎年、私たちは繁華街のど真中で、出稼ぎの人たちと一緒にクリスマスをします。フィリピンのクリスマスの果物はりんごなので、十二月二十五日早朝、仕事から帰る人たちにりんごを配りました。翌日「自分は監禁され、ひどい状態にあるので助けて欲しい」というSOSの手紙がとびこんできました。そこで会のメンバーが新聞記者同伴でアパートにのりこみました。しかし本人を確認できず帰ってきました。次の日店に行きましたら、顔を覚えられており、引き抜きに来たと思われて二人が店で殴られました。これが引き金となり警察がのりだしたのですが、その情報が漏れており、彼女たちはいませんでした。翌日彼女たち四人が保護されました。私たちは入管と交渉し、強制送還になるとしても、どれだけの人権侵害がおきているかわからないので、彼女たちの権利をきちんと回復してから帰して欲しいと要求しました。

彼女たちは女性であるために、フィリピン人であるために、ビザがないためにひどい人権侵害を受けていました。日本人の男性が客として飲みに来て相手をさせられると、「私たち心の中では憎んでいる、怒りで煮えたぎっているけれど、顔では笑っている」と言っていました。明るくしていなければ、その日を生きていくことができないまでに追いこまれているのだと思いました。

彼女たちは偽造パスポートを持ち、十五日間のビザはきれていました。日本の法律を犯して不法滞在しているので、自分たちには何の権利もないと思いこまされていました。彼女たちから詳しく話を聞き調書をつくりました。彼女たちは、もし裁判で使用者を訴えることができるのだったら、弁護士を頼みたいと言いました。裁判は時間と費用がかかりますが、この裁判闘争はフィリピン人や出稼ぎ労働者のためだけではなく、私たち日本人のためにもなるのだからと話しました。彼女たちはそこではっきり「ラバン（闘う）。」と言いました。

入管と交渉し、裁判係争中のため滞在が必要ということで許可をとりました。そして弁護士が代理人として警察に告訴状を提出しました。しかし警察は「殴られた二人の日本人の事件もあり、今はとても忙しい。所詮、彼女たちはフィリピン人で、水商売をしているのだろう」と言い、預かっておくというだけで受理されませんでした。即刻記者会見をしたので、マスコミからプレッシャーがかかり、警察は渋々受理しました。

供述書の中で彼女たちはひどく殴られたことを話しています。一人は、八八年八月に売春の仕事がいやだと言ったために殴られ顔をはらして警察に行き、「フィリピンに帰りたい、助けて下さい。他にも三人帰りたいという友人がいるので一緒に助けて下さい。今は血だらけなので病院に連れていって欲しい」と訴えました。警察がしたことといえば、救急車を呼び彼女一人を乗せ、店の近くの病院へ送っただけです。治療が終わり出てきたら、店の従業員が迎えに来ていて連れ戻されました。彼女はそ

ラパーン事件とは

一九八八年十二月、名古屋市内のスナック「ラパーン」で働いていたフィリピン女性四人は、監禁され暴力で脅されて売春を強要されていたが、アジアからの出稼ぎ労働者を支援する「あるすの会」に助けを求めた。翌年一月、店の関係者は告訴され、監禁罪と傷害に問われた。

この刑事裁判に対する判決公判が八九年七月十九日、名古屋地裁で開かれ、被告五人全員に実刑を含む有罪判決が下された。裁判長は判決主文の中で「監禁という行為の非人道性は著しく、被害者の弱みにつけこんで、恋人と称して個別な欲望を満たしていたなど、被告らの責任は重い」と断罪した。この裁判はマスコミの注目を浴び、あるすの会など多くの市民の支援によって、外国人労働者の人権問題を広く訴えることになった。

こにいたら危ないと思い、その日のうちにタクシーで大阪まで逃げ、以前働いたことのあるストリップ劇場で働いていました。十二月末、見つけ出されラパーンに連れ戻される車の中で性的暴行を受けたうえ、ホテルでレイプされました。店に戻ったところで他の三人といっしょに警察に保護されました。

店では、あまりにも女性が逃げるので格子をつけた部屋をつくり、錠をかけ出られないように監禁しました。彼女たちはこれをモンキー・ボックスとユーモアをもって呼んでいました。またこの店には警官が客として来ており、彼女たちは特別にもてなすように言われています。客の警官も、不法滞在のことは心配いらないからなどと言っています。

彼女たちは、ラパーンのオーナーと従業員を監禁、傷害、強制売春、強姦など九つの罪状で告訴しました。

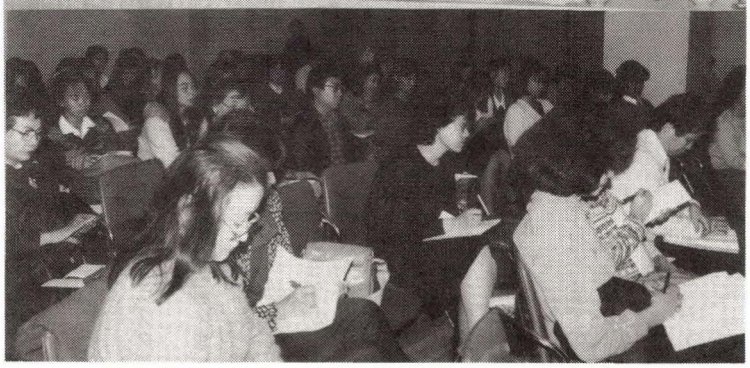

（上）報告する野上さん，右はカルメンシータさん

しかし起訴になったのは監禁だけでした。あまりにもひどいので、検察審査会に不服申立てをしました。これは一般市民一二人から成っているので、市民の良識に一るの望みを持ちました。けれども審査会は、「店のオーナーが売春に何らかの関与をしていたのではないかとの疑問は残るが、検察側の不起訴は相当」という結論を出しました。日本の裁判に大きな疑問を感じました。

警察の事情聴取の内容にも疑問が残っています。彼女たちは告訴した原告であるにもかかわらず、入管法違反で被疑者のように取り調べられているのです。

刑事裁判の判決が出ただけで彼女たちは、一銭も勝ちとることなく帰ることになりました（民事裁判は係争中）。判決文の中には市民の声が反映されています。市民の裁判傍聴や署名がこの問題を監視しているという力になったからだと思います。これはせめてものなぐさめです。

彼女たちはお金も無く、長い時間がかかる裁判で、自分で自分の権利を守ろうとしました。自分たちの受けたこと、したことを洗いざらい人前に出すつらさに耐えてくれました。自分のためだけでなく、今、人権を侵害されている人、これから侵害されるかもしれない人、そして人権侵害をしている私たち日本人のために。これを通して、彼女たちが少しずつ女性としての尊厳を取り戻す過程を見せてくれました。彼女たちに出会って私は、アジアの女性たちが、日本でまたアジア地域で商品化され、物化され、人でなくされている状態を告発しているのだということを教えられました。

昨日、入管法が「改正」になりました。残念ながら出稼ぎ労働者の状況は悪くなると思います。ビザの種類は細分化されましたが、単純労働は相変わらず締め出されています。「就学生」というかたちで入れようとしていますが、彼らは結局、単純労働をすることになるでしょう。それから研修制度も問題だと思います。研修は労働ではないので、労基法は関係なく、手当も上限六万円と決まっています。就労資格証明書がなければ外国人は働けない。そうなっても、生きていくために出てこなければならない人は多いと思います。そしてもっと人権侵害にあうことになるでしょう。これに対して、私たちは、出稼ぎの人々から学び、共に生きるためには何をしなければならないかをはっきりと言っていく必要があると思います。

シンポジウム報告②

クーデターの背景とアキノ政権の将来

RCPC　カルメンシータ・カラグダグ

フィリピンから来る予定であったKMKの代表に代わって、やむなく私が報告することになりました。私は女子労働者問題に直接かかわっておりませんので、この事については一般的な話しかできないことをご了解下さい。今日は主としてクーデターによる切迫した政治状況についてお話します。

今回のクーデターにより、一〇〇名以上が殺され、その全てが民間人で、女性や子どもも含まれています。負傷者は約七〇〇名と推測されています。アキノ政権の三年間にクーデターは何回もありましたが、今回の場合は、フィリピンの将来にとって大変重大な意味をもっています。

反乱は収拾されましたが、反乱軍は、自主的に兵舎に引揚げるだけで降伏したわけではないと言っています。また、ホナサン中佐は捕まっていませんし、以前のクーデターで捕まった人たちも脱走したといわれています。軍の四〇％の兵士が何らかの形で今回のクーデターに関わったと信じられており、政府は反乱に加わった兵士を処罰できずにいます。

十二月六日にアキノ政権は、非常事態宣言を出しました。政府は戒厳令ではないと言っていますが、実際には、軍のチェックポイントが増やされ、アキノ政権にとって非常に重要であるラジオ局は閉鎖され、マスメディアの検閲を強化しています。また、企業に対しては価格統制を課しています。

今回のクーデターは今までのそれと状況が全然違い、このあと以前と同じ状態には戻らないと思われます。いくつか重要な点をあげてみますと

1. 軍内部に不満が広範に広がっており、今後もクーデターが起こりえます。民衆の大きな支持を受けて政権についたアキノ大統領が、その時に軍の改革を行っていれば、クーデターを繰り返す事態は避けられたと思います。彼女はそうはせず、マルコス時代の軍の機構を温存し、軍に譲歩しました。ことにビジランテ組織（反共自警団）作りなど新人民軍に対し全面戦争政策をとり、強硬な態度でのぞんでいます。ラモス将軍を政治的に重く用い、民族主義的な人や労働者に近い人、軍に批判的な人は追放したり遠ざけてきました。マルコス時代に多くの特権を得た軍人は、今度は政治の場で発言を強めています。

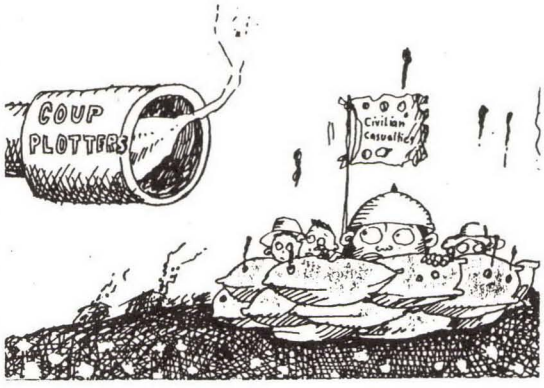

2. 非常事態宣言の発令は、アキノ政権の弱さ、不安定さを露呈したもので、反民主的な勢力に屈服してしまったことを意味します。非常事態宣言は、民衆の組織や合法的に政府を批判している人々に対して、弾圧を加える事態につながるおそれもあります。アキノ大統領のリベラルで民主的であると見えていた面が、どんどん削り落とされ、右傾化が明らさまになりました。

3. アキノ大統領は、反乱軍をおさえるために米国に救援を頼みましたが、このクーデターにおける米国の役割は、非常に重要な点です。フィリピンには、クラーク空軍基地、スービック海軍基地と米国の二つの大きな軍事基地があります。米国との基地協定は、一九九一年に期限切れとなり、新しい基地協定に関する交渉が今月から始まるといわれています。アキノ大統領は、基地存続の方向に傾いているのですが、政府高官、上院議員の中に反対する者もいます。さらに、女性団体、教会関係者、労働者グループ、政治家、青年層の間に拡がりつつある反基地運動の高まりがあります。それが米国の対フィリピン政策に大きな脅威となっています。米国は今後もフィリピンを支配していくために、フィリピンの支配層内に敵対関係をつくらせて、それをコントロールしながら米国にとって有利な立場を築いていくという方法をとっています。

クーデター最中の米国の介入は、アキノ政権の独立性を疑わせ、外国と対等に交渉する力がないこと

を露呈しました。基地協定交渉を待つまでもなく基地存続は決まったという人々も多くいます。

経済政策でつまずいたことが、今回のクーデターの一つの原因となっています。GNP何%増という形で経済成長が語られますが、社会の大部分を構成する貧困層には何らの影響もない経済成長なのです。土地改革も実行以前に破綻していますし、経済政策がマルコス時代からの世界銀行、IMFの意向をそのまま受入れたもので、本当の意味の開発、工業化になっていません。クーデターにより経済は一層混乱し、物価は上昇し石油は二五%、食料品は二〇〇～三〇〇%も上りました。

フィリピンにおける労働力人口

（千人）

区　分	1986年1月	87年1月	88年1月
15歳以上人口	33,100	34,086	35,093
労働力人口	21,200	21,735	22,907
就業者数	18,650	19,298	20,827
週40時間未満の就業者数	6,732	7,009	6,947
失業者数	2,570	2,437	2,080
失業率（%）	12.1	11.2	9.1
労働力率（%）	64.1	63.8	65.3

資料出所：フィリピン国家統計局

女子労働者の状況

最後にフィリピンにおける女子労働者についてお話します。雇用されている人の三人に一人、失業者三人のうち二人が女性です。生産活動に従事している女性三人のうち二人は無償労働者です。僅か二〇人に一人が完全な賃金を支払われているのです。フィリピンのような第三世界では、雇用の機会がとても少ないのですが、中でも女子労働者は差別されています。賃金は男性より低く、身分保障もなく、技術や技能を要しない仕事をやらされ、解雇もされやすいのです。妊娠すればしばしば解雇され、健康に有害な条件でも働かざるを得なかったり、性的いやがらせを受けることもあります。また、労働運動において女性の役割が十分に評価されないという問題もあります。

このような状況の中でフィリピンの女子労働者は組織化を始めており、その一つがKMK（女子労働者運動）です。女子労働者は自分たち特有の問題をとりあげるためにKMKを組織しましたが、同時に男性と共通の問題を協力して解決するために、フィリピン最大の産業別労働組合連合体であるKMUとも連帯して運動しています。

今回のクーデターは、民衆の民主化への願いに対する大きな挑戦でした。今までにもまして私達が必要としているのは、国境を越えて互いに支援し合い、連帯する関係を確立することです。今回の非常事態宣言について、また、反民主的なクーデターについて皆様の怒りの声をあげて下さい。フィリピン国内の政治問題に外国が干渉することにも怒りを表わして下さい。

行動の訴え

今回のクーデターとその後のフィリピン政府の反民主的対応に関してガブリエラから行動要請が届きました。フィリピンの民衆が、人間らしい生活を送り、基本的自由を行使する権利を支持してほしいと訴えています。

1. アメリカ合衆国政府や各国のアメリカ大使館に対して、フィリピンの政治経済への介入をやめるよう呼びかけて下さい。特に軍事援助を中止し、米軍基地を即時撤去するよう訴えて下さい。
2. アキノ大統領、フィリピン上院議員、下院議員、政府の立法関係者に対し、国連の人権宣言を厳密に守り、基本的かつ重要な問題の解決のために活動している民衆の組織と女性団体の合法性を尊重するよう訴えて下さい。
3. 陳情書を書いたり、フィリピン大使館、領事館を監視し、国家非常事態宣言や緊急権発動令について関心をひろげて下さい。
4. あなた方の政府を監視して下さい。特に第一世界では、第三世界の真の発展のために、援助や投資が草の根の組織の努力に向けられるようにして下さい。
5. 今日のフィリピンの本当の状況をメディアや教育や運動の中で広めて下さい。
6. 進歩的な草の根の奉仕団体が、人為的災害の犠牲者のために行っている救済やリハビリテーションプログラムを財政的、精神的、政治的に援助して下さい。

抗議手紙の宛先

President Corazon Aquino
Malacanang Palace
Manila, Philippines

Secretary Fidel Ramos
Secretary of National Defense
Camp Aguinaldo
EDSA, Q. C., Philippines

東南アジアの工業女子労働者 (2)

女子労働者に共通する状況と課題

東南アジア諸国において、工業部門で働く女子労働者は確かに新しい勢力である。組織の新戦略をたてる前に、この女子労働者の具体的状況を認識し、何が共通の問題であるかを明確にする必要がある。そうすることにより工業部門の女子労働者が自らの力で自分たちのために一つの勢力を形成することが可能になるのである。以下に、東南アジアの工業部門の女子労働者が直面している共通の問題を明らかにしてみたいと思う。

抑圧的な労働法

東南アジア諸国の多くは、毎年軍備や防衛に何十億ドルものお金を使う軍事政権のもとに置かれている。そして、その同じ政府が労働団体を厳しく規制し、労働者の行動を制限している。マレーシアでは、団体法が一九八二年に成立し、民間団体は厳しい監視のもとにおかれた。同時に、マレーシア政府は自由貿易地域の電子産業の女子労働者を電機産業労働組合（EIWU）が組織することを許可しなかった。マレーシア政府が電機産業労働組合の要求を拒否した理由として次のことをあげている。つまり、「電子の労働者が電機産業労働組合に組織されるのを許せば、外国の投資家にとっては不利となり、彼らはマレーシアを出ていくだろう」と言うのである。実際に、一九八四年に政府が労働者に組合の組織化を許可した時、多くの多国籍企業は懸念を表明した。中には国を出て行くと脅かす企業もあった。

インドネシアでは、すべての団体はパンチャシラという国の発展のイデオロギーに忠誠を誓わなければならない。パンチャシラのもとでは国の安定を脅かすとみられる行動や団体はすべて弾圧される。実際、インドネシア人力省大臣は、ストライキをする労働者に対して政府は賃金カットによる処罰を与えるだろうとほのめかした。その理由として、ストライキや労働者、労働組合の活動は国の安定を脅かし、その発展を妨害するというわけである。同じ理由でフィリピン政府はすべての輸出指向型産業を含む重要産業におけるストライキを不法であると宣言している。一九八四年、バターン輸出加工区で一連のストライキが行われた後、マルコス政府はすべての輸出加工区でのストライキを禁止する新しい法律を発布した。

タイでは、政府や雇用主は労働者の組織をとりしまるのに、別の方法を使う。その方法として労働組合に加わった労働者を解雇したり、組合のリーダーを殺すという手段を使っている。

低賃金

東南アジアの工業部門で働く女子労働者の賃金は他の職種の女子労働者と比較して低いだけでなく、同じ産業で働く男子労働者よりも低い。フィリピンでは、女子の工場労働者は一般的に男子労働者の賃金のわずか六一・三％しかうけとっていない。政府が労働者の最低賃金を一日二・六米ドルと制定しても、半数以上の女子工場労働者は最賃以下の賃金で働いている。彼女たちは見習工として雇用されている。

一九八〇年の調査によると、バターン輸出加工区の正規労働者の日給の平均は手当すべてを含めて三・六三米ドルであった。見習工の場合はわずか一・三七米ドルであり、手当は何も支給されなかった。

マレーシアでは、一九八〇年の報告書によると、女子労働者の八七・七％が月給一五〇～三七四米ドルの間で働いている。同額の月給で働く男子労働者はわずか二九・七％であった。一方、男子労働者の五五・二％が月給三七五～五九九米ドル受け取っているのに対し、同額受け取っている女子労働者はわずか三・五％にすぎない。

男性にくらべて女性の賃金が低い理由は、男性の仕事が職制、監督、技術者、熟練労働者であるのに、女子労働者の場合は非熟練や半熟練の仕事に集中しているからである。また、主に男が家族を養なうべきだという考え方が、同じ職種であっても男性より女性の賃金が低いのを支える結果になっている。

現実的には、東南アジアの工業部門で働く大半の女子労働者の賃金は生活を維持するのさえ困難な額であることもめずらしくない。多くの女子労働者は家族を地方に残して都会に一人で出てきているので、部屋代やその他すべての基本的な生活をやりくりしなければならない。同時に家族に仕送りするお金をつくりださなければならない。このプレッシャーでローンに走り払えなくなること

もある。そこで多くの女性が売春をしなければならないという状況においこまれる。

女子労働者が結婚している場合、たいていは夫の稼ぎだけでは家族全員を養うことはできない。だから女性の収入は家計補助ではなく、絶対必要な収入である。このような現実にもかかわらず女性は二流とみられ、安価な労働力とされてきたのである。

東南アジアに広くゆき渡っている家父長制の精神構造もこの女性への見方を支えている。女性のいる場所は家庭であり、外で働かなければならない時も、それは一時的なものであるとされている。企業家はこの精神を巧みに利用して女性にもっとも安い賃金を与えて、家父長制の精神を補強している。「どんなに彼女が稼いだって家族を支えられるわけがない！」と、妻を家庭にもどしたい男は叫ぶことだろう。

工場を出る時に身体検査を受ける
インドネシアの女子労働者

長時間労働

製造業では、女性は長時間働いている。東南アジアの政府の大部分が一週間の最長労働時間を四八時間とするＩＬＯ条約に批准している。しかし、これらの国の女子労働者は政府の承認の下で、あるいは認可されないまま一週間に五五～六〇時間働いている。彼女たちの多くはもっと稼ぎを増やすために残業をしなければならない。これは基本賃金が安い結果でもある。今でも、女子労働者が強制残業に抗議している姿をみるのはめずらしくない。

工場での長時間の仕事の上に、家族の食事をつくったり、家事をこなさなければならないという義務がある。このプレッシャーは特に結婚している女性にとっては厳しい。夫の方は毎日一〇時間働いた後に家に帰って休めるが、女性は工場からもどってまた五～六時間家事をしなければならない。これは女性の健康を害するだけでなく、労働組合の活動に参加することも困難にする。

仕事の保障の欠如

女子労働者は、特に景気後退の時期には失業の危機にさらされやすい。一九八四年のフィリピン政府の統計によると、失業率は男性の五％に対し、女性の場合は七・七％である。マニラにある女性資料センターは状況をもっと厳しくみている。女性資料センターは、男性一人の失業者に対して、女性の場合は七人の失業者がいると推定している。この二つの数字からも、東南アジアの工業部門で働く女子労働者は仕事の保障がなく、雇用が非常に不安定であることがわかる。

一、女子労働者は、繊維や縫製、電子、食品加工産業などの輸出指向型産業に集中している。これらの産業はすべて輸出市場の変動の影響を非常に受けやすい。一九八四年一月から三月六日の間にフィリピンで解雇された労働者の七二％が製造業で雇用されている労働者であり、その数は一万九八六六人にのぼる。繊維と縫製が最も打撃をうけた産業であった。

二、女子労働者は組立や梱包、縫製などの半熟練、未熟練の仕事に集中しており、その技術は数カ月、数週間で修得できるものである。実際こういう種類の仕事には手のすばやさと視力の良さが要求される。そしてこの要求される素質は若い女性に備わっているものである。だから経営者は高い労働生産性を維持するためにより若い女性を新しく雇おうとする。女子労働者が失業しやすいということは、しばしば男性の上司の性的要求に屈せざるを得ない状況を生みだしている。「寝るかやめるかどっちかだ。」とフィリピンで使われているこの言葉は、工業部門で働く女子労働者の二重の搾取（経済的そして性的搾取）を象徴している言葉である。

（つづく）

＜事務局日誌＞

10月8日　武蔵嵐山町町民文化大学講演（広木）
10月16日　10月定例事務局会議
10月18日　翻訳グループ学習会
10月21日　事務局学習会
10月26日　共生塾講演（調布市・広木）
11月1日、6～10日　アジア人出稼ぎ女性センター（米国）スタッフ受入れプログラム
11月5日　鹿児島大学ＥＳＳ国際シンポジウム講演（広木）
11月8日　中野区青年館講演（広木）
11月14日　11月定例事務局会議
11月15日　翻訳グループ学習会
11月16日　浦和市中央公民館女性学セミナー講演（広木）
11月18日　事務局学習会
11月23～26日　国立婦人教育会館・女性学国際セミナー報告（広木）
11月29～30日　大原社研・外国人労働者問題に関する国際シンポジウム（塩沢、広木）
12月8日　韓国ＴＮＤ労組受け入れのための話し合い
12月9日　シンポジウム「フィリピン女性の現状」（センター主催）、韓国ＴＮＤ労組代表来日
12月10日　ＴＮＤ労組と打合せ
12月11～13日　ＴＮＤ労組支援行動
12月14日　「韓国ＴＮＤ労組を支援する会」結成集会（世田谷教職員組合会館）以後、支援行動については次号で報告
12月20日　翻訳グループ学習会、懇親会
12月25日　12月定例事務局会議
12月27日　事務局懇親会
12月28日　仕事納め

図書紹介

暉峻淑子（てるおかいつこ）著

『豊かさとは何か』

日本が今むさぼっている豊かさを当然のものと錯覚している読者に対して、著者は冒頭で、四十年前の日本人の姿を浮彫りにする。そして、「カネとモノをひけらかして金持ちぶりを自慢しつづける」日本人の社会は、逆を言えば「それしか自慢するものがない」貧しい社会であることを指摘する。日本が豊かでありながら、なぜこんなにも精神的に貧しく危なげな社会なのかを、西独と比較しながら著者の探求が続いていく。次第に、日本のモノとカネにしがみついている醜い豊かさが浮びあがってくる。「ゆとりをいけにえにした豊かさ」が。

「いかに自分らしいよき人生を生きるか、ということよりも、いかに多くの富をもつか、ということに関心が集中してしまう」生き方は、多くの日本人の共通の生き方となってしまった。

日本は本当に豊かなのだろうかと、読者の心に疑問を芽生えさせる本である。

（岩波新書　五五〇円）

英文資料

「日本の女子労働」No.5

昨年は、総評解散、新連合発足に続き、全労連、全労協が結成されるなど労働運動の再編成が進み、女子労働者も厳しい選択を迫られた。一方、アジア諸国の女子労働者との連帯では、ＰＰ21アジア女性フォーラムの中で、独自のとりくみが行なわれた。英文資料第五号は、このような動きの中から以下のような内容をとりあげている。

(1)声明 ― 不当な教科書検定に抗議する（アジア女子労働者交流センター）
(2)働く婦人の中央集会三四年の歴史を閉じる ― 第三四回働く婦人の中央集会アピール
(3)ＰＰ21アジア女性フォーラム女子労働分科会報告
(4)その他　（当センター発行、一部三〇〇円、送料七二円）

お断りとお願い

十二月に開催される予定であった交流プログラムのために、たくさんの方々からカンパをいただきありがとうございました。一面掲載のとおり、シンポジウムのみの開催となりましたが、その残額を韓国ＴＮＤ労組支援のために使わせていただくことをご了解下さい。

また、十二月末に、ＴＮＤ労組支援のための署名とカンパを訴え、多くの方にご協力いただきましたが、長期滞在となったためにまだまだ不足しています。知人・友人に支援の輪を広げていただきますよう、合わせてお願い致します。（事務局）

あとがき

十二月九日、クーデターで来日できなかったフィリピン女子労働者に代わって、私たちは韓国から、思いがけない訪問客を迎えることになった。韓国ＴＮＤ労組代表の四人の女性の来日によって、今まで直接目に触れることのなかった進出日系企業の、アジア女子労働者の酷使と使い捨ての構造が、白日の下に曝け出されたのである。

〝日韓労働者の連帯〟とは言っても、この運動に関わっているすべての人々にとって、何もかも始めてのことばかり。言葉の問題はじめ、今までの相互理解がいかに不足しているかを思い知らされた。それでも、社前行動、地域ビラまき、集会などをくり返すうちに、韓国語のシュプレヒコールも労働歌も、みんなで声を合わせ、気持ちも次第に通い合ってきた。その熱意と力が、運動の局面を切り開いてきている。

ＴＮＤ労組支援のために、「アジアの仲間」第二七号の発行が大幅に遅れたことをお詫び致します。次号でこの闘いの詳細と勝利の報告ができるように、今後もセンターとして最大限の支援をしていきます。（Ｈ）

女性労働者通信　第28号

アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター
〒169 東京都新宿区西早稲田2－3－18－34
発行人代表者　塩沢美代子
編集責任者　広木道子
電話 03－202－4993
郵便振替 東京0－70086

韓国TND労組の来日闘争で本社の雇用責任認めさす

労働協約を無視した一方的な工場閉鎖と四五〇人の労働者解雇の撤回を求め、昨年十二月九日に来日して闘っていた韓国TND労組代表は、三月六日、タナシン電機本社との合意書に調印し、三カ月ぶりに帰国した。

タナシン本社は、「TNDは韓国政府に対し、すでに合法的な解散手続きを終了し、退職金・解雇手当金等も大半の労働者が受け取っており、会社にこれ以上の責任はない」ということを主張しつづけた。これに対し労組は、「長い間韓国女性労働者を低賃金で酷使し、都合が悪くなると公告文一枚で解雇するという企業の横暴は許せない」としてねばり強く闘い、ついに会社の厚い壁を破った。

合意書（二面に全文）はまず第一に、会社（タナシン電機）が労組との事前協議を無視して一方的に廃業したことに対し、事実上の謝罪を表明している。

第二に、労組は操業を再開し雇用を確保することを要求してきたが、実現するには至らなかった。しかし会社は、一六年間の操業に伴なう企業責任を認め、雇用確保対策金として五六〇〇万円を組合に支払った。このほか(2)、(3)を含め、総額で三億一〇〇〇万ウォン（六六五二万円）を支払った。

合意書は、タナシン電機社長、TND代表清算人、TND労組委員長代行の三者の記名・捺印によって締結されたが、海外進出をしている子会社の雇用について、本社の責任を明記させたことは画期的なことであり、大きな成果である。

労組代表の滞日ビザ期限、韓国内の労働情勢の悪化など厳しい条件の下で、TND労組代表はほんとうによく闘った。彼女たちの勇気とがんばりに励まされて、日本の支援者たちもさまざまな困難に直面しながら最後まで連帯の輪をくずさなかった。

韓国女性労働者たちのやむにやまれぬ来日によって知らされた海外進出日本企業の問題について、今後は私たち自身の課題としてさらに真剣にとりくんでいかなければならない。そのことが彼女たちの命がけの闘いへの真の連帯ではないだろうか。

韓国スミダ労組に圧倒的な支援を！

TND労組に続いて十二月中旬に来日したアジアスワニー労組は、三月十三日、スワニー本社と妥結・調印して帰国したが、十一月、三労組の先陣を切って来日した韓国スミダ労組は、今なお厳しい闘いを強いられている。スミダ電機本社は、「これは韓国スミダの問題で本社に責任はない」と交渉には一切応じず、無期限ハンストに入った労組代表に対しても何ら応えようとしていない。

全国各地から、あなたのできる支援と抗議の行動を、今すぐ起こして下さるようお願いしたい（七面とチラシを参照）。

第四回アジア研修ツアー　ご案内

一、訪問国　韓国
二、日程（予定）七月二十二日(日)～七月二十八日(土)
三、費用　一八万円
四、募集人員　一〇名
五、申込み〆切日　五月二十五日
（但し、定員になり次第〆切る）

今韓国では、日系企業の撤退が相つぎ、多くの労働者が職を奪われている。長い間、低賃金と長時間労働で酷使した上、都合が悪くなると一方的に解雇する横暴な日本企業に抗議するため、韓国女性労働者は来日して闘った。一九七〇年代の韓国労働運動を担い、現在新たな発展を築きつつある女性労働者運動に学ぶ。

（詳細は事務局へ問い合せを）

合意書

タナシン電機株式会社（以下会社という）は、韓国TND株式会社の筆頭株主として、韓国のTND株式会社の廃業に関する事態解決に当り、TND労働組合（以下労組という）との間で話し合いの結果、以下の通り確認し合意した。

1. 会社は、株主として、TND株式会社が廃業に当り、韓国の法律に基づき清算開始手続きを完了し、清算会社に移行したが、労働組合との事前協議を行わないまま清算手続きをしたことに対し、道義的見地から労組並びに、全従業員に心から反省と遺憾の意を表明する。

2. 事態解決の為組合側は、「操業再開」「雇用確保」を要求し、会社は「組合による自主生産への援助」を提案したが、いづれも実現困難であると双方が合意に達した。
そこで円満解決のため、会社は株主として、これまで十六年間にわたって韓国で操業してきた企業の責任を踏え、又、韓国における雇用情勢が厳しく、再就職が容易ならざる現状に鑑み、道義的立場に立って、労働組合側に次の金銭を支払う。

(1) 会社は雇用確保対策金として、金銭を組合に支払う。
金額は　五六〇〇万円である。

(2) 会社は、清算により生じた消費組合売店、組合事務所等の備品、個人所持品等の損傷等につき、金銭で弁済する。
金額は別に定める。（覚書）

(3) 会社は、問題解決の場が日本になった事情等により、組合が直接・間接に負担した経費等の一部を支払う。
金額は別に定める。（覚書）

3. 労組に所属する従業員は、TND株式会社を円満退社する意を表明した。

4. 第2項の確認に基づき一九八九年十月二十五日支給した賃金、賞与、退職金、予告手当（現在法院に供託済）の未受領者は、直ちにこれを受領する。

5. 民事・刑事にかかわるTND株式会社並びに、労組双方（清算人のなしたもの、清算人に対するものを含む）の一切の告訴告発を双方とも、一九九〇年三月二十六日までに、速やかに取り下げる。
又、労使双方並びに会社は、これをもって全問題に関する件は、一切解決したものとし、今後とも労使双方並びに会社は、相手方に対し、民事上、刑事上のいかなる責任をも問わないものとする。

6. 現在拘束中の金粉鍾労組委員長の釈放のため、TND株式会社は嘆願書を韓国関係行政府に提出し、釈放のため尽力する。

上記合意書締結にあたり、証とするため本書三通作成し、双方各自記名・捺印の上、各自一通保有する。

一九九〇年三月六日

タナシン電機株式会社代表取締役
田　中　進　作

TND株式会社代表清算人
李　盛　鍾

TND労働組合委員長代行
金　恵　順

会社側立会人　弁護士　野村　英治
組合側立会人　弁護士　高木　健一

タナシン電機株式会社
代表取締役社長　田中進作殿

我々の要求

1　田中進作社長は偽装廃業から生じた全ての事態に責任をとって、韓国に来て交渉に臨むこと。

2　田中進作社長は「AVコリア」が事実上、TND第二工場であることを認め＜第二工場売却＞疑惑を解明すること。

3　会社は企業経営の全般を公開し、労働組合が会社の経営実態の把握のために要求する諸事項に関する資料を提供すること。

4　会社は組合員の生存権を圧殺する偽装廃業及び組合員四五〇名に対する解雇を撤回し、会社を正常化すること。

5　会社は組合に対する悪意的な告訴告発を取り下げること。

6　とくに現在拘束中の金ブンジョン委員長に対する告訴告発を即刻撤回し、即時釈放されるよう、最善を尽くすこと。

一九八九年十二月九日
全国金属労働組合連盟
TND労働組合組合員一同

韓国TND労働組合から
日本の労働者・市民への訴え

私たちは韓国京畿道軍浦（グンポ）市にあるTND株式会社の労働組合員です。TNDはカセットデッキの製造専門の業種として韓国カセットデッキ市場の60～70％を占めている日本のタナシン電機社の海外投資企業として一九七四年四月一日、資本金一億二千万ウォン、従業員一四〇名をもって創立されたものです。私たち韓国労働者の血と汗によってさる八八年には従業員六〇〇余名、年間売り上げ六七三億ウォンにのぼる驚くばかりの成長をしました。そればかりか、京畿道始興（シフン）に、TNDの三倍規模の設備をもつ第二工場AVコリアをつくるほど飛躍的な発展をとげました。会社がこのように発展するまでの一六年間、会社は税金の減免などあらゆる特恵を受けながら、私たちを低賃金と冷暖房・換気施設も備えられていない劣悪な労働条件のなかに打ち捨てておきながら、自分たちの利益をあげることのみに汲々としていました。

これに対して私たちが労働組合を中心に最低の生存権を確保するため努力を始めると、悪徳企業主田中進作（タナシン電機・韓国TND社長）は、一九八八年四月、労組破壊専門のブローカーを雇用し、組合つぶしの策動を思うままにしてきました。会社側は組合員に対する告訴・告発を繰り返し、労組を誹謗し、労組の委員長、幹事長に対する人身攻撃を行いながら、労組を破滅させようとする狙いをもって一九八九年の賃金交渉の時には交渉を計画的に遅延させ、怠らせたのです。そして八九年六月には第二工場AVコリアを売却したといいながら人員削減を一方的に強要しました。そのうえ資本撤収の脅しをかけ、廃業説を流布して私たちをずっと脅し続けてきました。そして会社の一方的な提案を受け入れざるを得なかった賃金交渉が妥結して一五日目、早朝四時に解散公告一枚で私たちは集団解雇されました。会社が必要な時は雇って、酷使して、そして「人間らしく暮らしたい」と要求すれば事前に一言の協議もなく四五〇人を路頭に迷わせるのです。私たちは韓国で問題解決のため大変な努力をしましたが、実際に会社の責任者が日本に逃げてきているので止むを得ず十二月九日に日本まで来るしかなかったのです。

日本に来て以来、私たちを支援している日本の皆さんのおかげで会社側と二回会う機会を持ちましたが、会社側は「解散は会社がきめることだ」と開き直り、さらに労組の存立と労使交渉を否定することに終始しました。このような会社の無責任で誠意のかけらもない態度には憤慨せざるを得ません。私たちは無理な要求を会社側に主張してはいません。ただ、日本での私たちの交渉要求に田中社長が応じて事態の円満な解決を図るように要求しているのです。このような最小限の要求すら受け入れない田中社長は、人間としての良心を持っているのでしょうか。私たちは、弟妹の学費を出し、家族を支える韓国の組合員のお金を集めてやっとのことで日本にまいりました。いま、韓国で苦しい目にあっている組合員を思うと、私たちは何の成果もなしには帰りたくても帰ることができません。

田中社長が私たちTND労組との交渉に応じるように、どうか皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

一九八九年十二月十八日

全国金属労働組合連盟
TND労働組合代表

会社及び労組概要

韓国TND株式会社
(1)所在地　京畿道軍浦市堂井洞
(2)設立日　一九七四年四月一日
(3)資本金　一億二一九一万ウォン
(4)代表理事　金　錫喆（韓国）
　田中進作（日本）
（形式上は韓日共同出資で五一対四九）
(5)主生産品目　カセットデッキ
（原材料と技術は一〇〇％日本本社に依存）
(6)従業員数　四八〇人（廃業当時）
(7)一九八七年七月　第二工場AVコリア設立（従業員数、設立当時九〇〇人、現在五〇〇余人）

タナシン電機株式会社（日本本社）
(1)所在地　東京都世田谷区新町
(2)設立日　一九六七年五月
(3)資本金　五〇〇〇万円
(4)代表取締役社長　田中進作
(5)主生産品　テープレコーダーメカニズム

TND労働組合
(1)設立日　一九八〇年五月十三日
(2)組合員　四一〇人（廃業当時）
(3)金属連盟及び京畿南部地域労働組合連合（京畿労連）所属

TND労組一四〇日間の闘いと タナシン本社交渉の経過

＜会社解散通告から来日まで＞

一九八九年

10・18　午前四時、会社解散公告「十月十三日の臨時株主総会の決議によって、会社を解散する。三十日まで、朝興銀行から退職金および賃金を支払う。三十日以降は、寄宿舎を閉鎖する。今後、全従業員の工場の出入りを一切禁ずる。」

労組、会社の一方的解散通告に抗議、工場占拠徹夜籠城に突入(一五〇名)。

10・21　「TND偽装廃業糾弾及び労組死守決議大会」。

10・27　京畿労連主催「偽装廃業及び労働運動弾圧糾弾大会」。

11・3　田中社長と李盛鍾代表清算人とに交渉要請→応答なし。

同じ状況の九外資企業(TND、スミダ、アジアスワニー、韓国ピコ、金山電子、エフコアコリア、東京電子、USマグネティクス、TC電子)、「地域・業種別労組全国会議」の傘下に「外国資本不当撤退、集団解雇及び労組弾圧粉砕共同闘争委員会」を組織。

11・7～10　右「共闘委」、民主党舎籠城。

11・18～　「共闘委」所属、先鋒隊五〇余名、平民党舎籠城。

11・27～12・1　日本大使館に陳情書提出、同時に抗議座り込み。

12・3　午後二時半頃、戦闘警察五個中隊六五〇名及び救社隊(クサデ)二〇余名、工場襲撃、金粉鍾委員長など組合員一八名を警察に連行。午後六時頃、寄宿舎から出火。組合員の生活用品と金銭など消失。

12・4　金委員長拘束(業務妨害の疑い)、他の組合員は取調べを受けた後釈放。そのうち五名は業務妨害の疑いで「不拘束入件」される。会社側は、機械と製品とをAVコリアに搬出。

＜本社交渉及び支援する会との活動＞

12・8　韓国キリスト教教会協議会よりTND労組が来日する旨連絡あり。日本キリスト教協議会(NCC)を中心に受け入れ・支援体制を検討。

12・9　TND労組代表四名来日。

連日行われたタナシン本社抗議行動

12・10　世田谷地区労、NCC等、労組・市民運動・キリスト教団体が集まり、「韓国TND労組を支援する会」結成準備を開始。

12・11　NCC、タナシン電機に労使交渉に誠実に応じるよう申し入れ。

12・12　労組代表、タナシン電機本社と最初の「話し合い」(**第一回交渉**)。タナシン電機総務次長丹羽英雄氏らが対応するも「自分たちに問題解決の権限はない」という態度に終始し紛糾。

12・13　カトリック中央協議会にて韓国スミダ労組と共同記者会見。

12・14　韓国スミダ労組と共同で通産省へ要請行動。

◇「韓国TND労組を支援する会」正式に発足。

12・15　タナシン電機三井照次取締役支配人、李盛鍾(イ・ソンジョン)TND代表清算人との「話し合い」(**第二回**)。タナシン側は「会社が合法的に解散した以上、労組も存在しない。したがってあなたたちは労組の代表ではないし、労使交渉もあり得ない」という暴言をほしいままにし、FAXで「今後は一切交渉には応じない」と労組に通告する。

12・17　田中進作社長宅前で抗議集会・情宣行動。

12・18　TND労組代表、この週から本社前での団交要求行動開始。

12・19　桜新町駅頭で情宣活動。

12・20　李盛鍾TND代表清算人、TND労組と支援する会の活動を誹謗するFAXをNCC宛発信。

12・21　進出企業問題を考える会、韓国スミダ労組に連帯する会とともに外務省へ要請行動。今井北東アジア課長は「外務省としても事態を憂慮している」と表明。

12・22　支援する会全体会議。

12・25　韓国スミダ労組と合同で大決起集会。神田パンセホールにて。

12・27　タナシン電機との「話し合

い」（**第三回**）。三井取締役支配人は十二月十五日の発言を謝罪・撤回したうえ、四名を労組代表と正式に認める。そして李盛鍾TND代表清算人を再度韓国から呼んで、当該労組、清算人に本社役員、TND労組支援者を加えた四者会談をすることを提案。労組側はこれを受諾。

12・29　成城学園駅頭での年内最後の情宣行動。

一九九〇年

1・4　カトリック町田教会で、韓国スミダ労組、アジアスワニー労組と団結餅つき大会。

1・6　支援する会新年交流会。

1・8　世田谷地区労旗開きに参席。

1・9　タナシン本社前一日行動。

権性男さん（右）と馬鎮姫さん

1・11　四者交渉はこの日に予定されていたが、李盛鍾清算人の骨折治療が長引いているという理由で来日が遅れる。そのため、四者会談は延期されるが、労組側はこれを会社の遅延作戦だと反発。三井取締役との「話し合い」（**第四回**）を行い、正常操業再開もしくは実質的な第二工場であるAVコリアへの雇用承継を申し入れる。三井氏は「提案を清算人に伝える」とだけ返答。

1・16　当該労組、李盛鍾清算人、三井取締役、松木日本キリスト教協議会幹事らによる四者会談（**第五回**）。この席で李盛鍾清算人は「日本では会社が解散しても労組の存在が認められるかもしれないが、韓国ではありえないこと」として、再びTND労組の存在自体を否定。労組代表に対し、侮辱的な発言をほしいままにする。

◇TND労組代表記者会見。TND廃業が偽装倒産であることを経理資料等の具体的根拠に基づいて訴える。

◇大雪のなか、新町南公園で報告集会。

1・17　二回目の四者会談（**第六回**）。この席で李盛鍾清算人は労組側が主張する偽装倒産の根拠を全面的に否定。労組代表は①集団解雇に対する会社側の公開謝罪、②正常操業再開もしくは実質的な第二工場であるAVコリアへの雇用承継、③金ブンジョン委員長釈放のための嘆願書提出と告訴・告発の取り下げ、④会社は、廃業・集団解雇から生じたすべての事態に対する責任をとること、特に八九年十二月三日の寄宿舎火災に伴う被害を補償すること、の四項目要求を行う。

金恵順さん（右）と鄭広淑さん

1・19　◇韓国スミダ、アジアスワニー労組代表とともに土井社会党委員長と面会。進出企業問題への取り組みと闘争支援を要請。

◇四者会談（**第七回**）を行うも事態進展せず。会談中に李盛鍾清算人は「明日帰国する」といいだす。労組は、1・17の四項目要求のうち、「せめて一方的解雇に対する公開謝罪だけはして欲しい」と最小限の要求をするが、会社側はそれすらも拒否。話し合いは決裂。

◇世田谷地区労・支援する会共催の決起集会（新町南公園）とデモ、三〇〇名参加。

◇韓国女性労働者と連帯する女たちの集い（日本教育会館）。二五〇名参加。

1・20～22　TND労組代表四名、会社側に「一方的解雇を謝罪・撤回して、交渉を再開する」ことを要求して厳寒の本社前でハンガー・ストライキに入る（56時間）。1・22に会社側は、「人道的な見地から」実質的な交渉のテーブルにつくことを約束。

1・26　三井取締役、TND労組代表に対して労組側による自主生産・自主経営を骨子とした解決策を提示（**第八回**）。労組代表、計画には現実性、具体性が欠けていると反発。

1・29　労組代表、三井取締役が提案した解決案では自主生産・自主経営は難しいとして、本社の資本参加を含めた実質的な雇用承継を要求（**第九回**）。交渉は平行線の

ま。

1・31　三井取締役、「1・26提案」を譲らず（第十回）。

2・1　三井取締役訪韓（二月六日帰国）、TND労組分断工作が伝えられる。

2・2　訪日中の韓国平和民主党の李チョルヨン議員と面会。

2・6　本社前半日行動。

2・8　タナシン本社と交渉（第十一回）。三井取締役は労組分断工作を否定し、来日中の四名が交渉の当事者であり、日本で交渉を進めることを改めて確認。労組側はタナシン本社側の「1・26提案」を再批判し、次回交渉までに具体性・現実性を持った解決策を文書化して提出するよう会社側に要求。

支援者に争議報告するTND労組員

2・10　タナシン電機の取引銀行・ユーザー宛に事態打開のための要請書、質問書を発送。

2・15　タナシン本社との交渉（第十二回）。三井取締役、労組側の質問に反論し、「1・26提案」を基本的に譲らず。交渉は金銭解決の方向にむかう。

2・16　本社前半日行動。

2・20　本社前一日行動。世田谷地区労・支援する会共催の決起集会（新町南公園）とデモ、二〇〇名参加。

2・27　本社前半日行動。

2・28　タナシン本社との交渉（第十三回）。雇用確保対策金の金額面で労使折り合わず。TND労組代表は労組側の合意書案を会社側に提出し検討を求める。

3・3　タナシン本社との交渉（第十四回）。労使双方が合意書案を交換・検討し、内容的にも大きく前進する。

◇韓国女性労働者と連帯する女たちのデモ。清水谷公園→銀座。

3・5　タナシン本社との交渉（第十五回）。合意書の内容に関し労使双方が大枠で一致。

3・6　タナシン本社との交渉（第十六回）。雇用確保対策金、諸経費等の金額面で労使双方が合意。タナシン電機代表取締役、TND株式会社代表清算人、TND労組委員長代行が合意書に調印。合意書では出資企業である本社の道義的責任が明記され、労組との事前協議がないままで清算手続きを行ったことに対する実質的謝罪と、それに伴う雇用確保対策金、被害補償、争議経費等の支払い、金ブンジョン委員長釈放のための嘆願書提出、労使双方の告訴告発の取り下げ等、労組側の要求をほぼ全面的に反映。

3・7　労組委員長釈放のための嘆願書（日本語・韓国語文）に右の三者が調印。最終手続きを終える。

3・8　韓国TND労組記者会見。

◇社会党国会議員による「韓国労組との懇談会」（参議院議員会館）

◇支援する会報告集会（午後7時～世教組会館）

3・9　TND労組代表帰国。

＜帰国後の主な活動＞

3・10　TND労組代表帰国歓迎・報告集会（安養労働者センター）

金粉鍾委員長即時釈放を求める三者連名の嘆願書を、水原地方法院院長宛提出。

以後、地域の労組やキリスト教団体など、TND労組の闘いを支えてくれた人々に報告とお礼にまわる。雇用確保対策金等の配分については組合内で充分に話し合い、日本からの送金処理もすでに終了している。

労組員は毎週一回労働者センターに集まって、金粉鍾委員長の面会と釈放闘争にとりくみながら、組合員の求職活動を進めている（家で農業の手伝いをしたり、実家に戻って老親の介護をしたりしている人もいる）。

金粉鍾委員長釈放される!!

昨年十二月三日、TNDの工場に導入された戦闘警察によって連行され、そのまま拘束されていたTND労組金粉鍾委員長は、四月二十六日、裁判所によって懲役一年、執行猶予二年の判決が下され四カ月半ぶりに釈放された。罪状など詳細は不明だが、「業務妨害」「暴力行為」については会社が告訴をとり下げているため、「労働争議調整法」による「第三者介入」に対する判決と思われる。

TND労組代表が帰国前に言っていたように、「韓国スミダの労働争議が解決したら、金委員長とともに、再来日する」日があることを期待したい。

日本の皆さんの支援に心から感謝します

みなさんこんにちは。寒い季節、三カ月間もの間、私たちを支援し共に闘って下さったことを、韓国の組合員の代表として心から感謝申しあげます。

抗議行動の折、時には雪も降り、また雨の降る日もありました。そんな中で少しも屈せずに闘い続けるみなさんの姿、目に見えないところで温かく支えて下さるみなさんの姿がしきりに思いおこされます。

この感謝の気持ちを決して忘れることはないでしょう。そして私たちは今回の闘いを通してとても多くのことを学びました。いくらお金を勝ちとるかということよりも、この国にやってきてみなさんと共に闘ったということ、また日本の多くの市民がこの問題に関心を寄せて下さったこと、そして世論が私たちを支持してくれたこと、そういうことこそが私たちの「勝利」だったのです。タナシン電機との交渉もみなさんの力があってこそ実現しましたし、円満解決への道もみなさんの力なしには開けなかったのです。本当に意味深い勝利を得たと自負しています。

私たちは今回の闘争を一つの礎として前進していきたいと思います。韓国で再び労働者が一朝にして集団解雇をうけることがないように、そして企業主が一朝にして集団解雇を強行することがないように、現在来日して闘い続けているスミダ電機、アジアスワニーの同志たちにも、私たちに下さった以上の熱い支援を寄せて下さることを心からお願いいたします。

みなさんともっと語り合う時間があったら、と名残惜しい気持ちもあります。帰国日を間近に直接お伺いできなかった方々にはたいへん申し訳なく思います。また日本を訪れる日があれば、そのときには必ずお会いいたしましょう。

新しく訪れるすがすがしい春を迎え、みなさんの職場や家庭が幸福に包まれますようにお祈り申し上げます。感謝の気持ちを込めて。

一九九〇年三月七日

TND労働組合

金恵順・権性男

馬鎮姫・鄭広淑

216時間のハンストを闘った韓国スミダ労組代表

スミダ電機本社に今すぐ抗議を！

韓国スミダの四人の労組代表は、四月九日からの社前座り込みに続き、十四日午後から無期限ハンストに入りました。しかし、十日目に入った二十三日、何度目かのドクターストップの後、二人の労組代表がついに救急車で病院に運ばれる事態となり、二一六時間に及んだハンストを中止しました。鄭賢淑（チョン・ヒョンスク）委員長らは、点滴を受けながら三日間入院した後、再び本社前座り込みに入りました。

生命の危険のために、ハンストをやむなく中止した労組代表は「声明書」の中でつぎのように決意を語っています。

「私たちは決して一歩も引かない。たとえ今日、ハンストをといても、私たちの生命をも捧げる固い覚悟をもって本社前で座り込みを続け、この金町地域から国会に至るまで、日本中のあたたかい支援に応える闘いを最後まで続けるであろう。」

こうした命がけの抗議と交渉要求にもかかわらず、スミダ電機本社は彼女たちに対して声一つかけるどころか、かたくなに交渉を拒否し続けています。

四月三十日には全国から八〇〇名が結集し、スミダ電機本社を包囲する全国総決起集会とデモが行なわれ、連休中も座り込み体制と社前行動が継続されました。どこからでもできる行動として、手紙・電話・ファックスによる抗議にご協力下さい。

（宛先）

スミダ電機株式会社

社　長　八幡一郎

専務取締役　八幡滋行

東京都葛飾区金町二―四―八

TEL　〇三―六〇七―五一一一

FAX　〇三―六〇八―六六九七

韓国進出日本企業の偽装倒産・解雇と闘う女性労働者たちと連帯する

女たちのアピール

昨一九八九年末、韓国進出日本企業ー韓国スミダ、韓国TND、アジア・スワニーの労働組合の代表たちが相次いで来日しました。いずれも一方的で手前勝手な倒産ー解雇攻撃にさらされ、解雇撤回・操業再開にむけて日本本社の誠意ある対応を求めての来日です。韓国スミダ、TNDから各四人、アジア・スワニーからは五人、スワニーの男性一人を除いて、みな二〇歳前後の若い女性労働者たちです。「死ぬことはできても負けることはできない」と解雇撤回を求めて必死に闘う彼女たちの姿は日本のわたしたちに勇気と感動を与え、同時にわたしたちの責任を痛感させられます。韓国では組合員たちが困難な状況の中で工場にとどまり、日本での交渉の行方を見守っています。その多くも若い女性たちです。来日した彼女たちは、それぞれの親会社に対して年末年始をかけて闘いを続けています。

雨の中をデモ行進する女性たち

三社とも一九七〇年代に安い労働力とさまざまな特典を求めて韓国に進出、巨大な利潤をあげ企業規模を拡大してきました。しかし、進出日本企業は、一九八七年六月〝民衆抗争〟以降、急速に盛り上がった民主的な労働運動をきらい、賃金が上がりもうけが少なくなったと、次々に韓国からの撤退を開始、より〝うまみ〟のある中国や東南アジアへ転出しています。偽装倒産、ファックス一枚での集団解雇は日本「渡り鳥企業」の体質を典型的に示し、植民地支配の歴史に何の謝罪も反省もなく韓国の女性たちを踏みつけにするものです。

三労組の代表たちは日本企業の横暴に踏みにじられている多くの韓国労働者たちの生存と尊厳をかけて寒さと、不安定な在留資格と、限られた資金のなかで闘っています。キリスト者や労働組合など、彼女たちを支援するつながりもつくられています。

わたしたちは、日本に住み働く女たちの声と力を、三労組の女性たちとの連帯とその要求の実現のために寄せ合いたいと思います。それはまた、日本の女（わたし）たちの労働権を確立し、アジアの女性たちと手を結んで平和を民主主義を、差別のない社会を共にめざしていくわたしたち自身の闘いでもあると思います。

- 当該会社側は解雇を撤回し、工場再開を図るなど労働者の要求に誠意をもってこたえることを強く要求します。
- 日本政府は、会社側が誠意をもって労働者の要求に沿った解決を行うよう、適切な指導をすることを要請します。
- わたしたちは、三労組の闘いを支援し、多くの女たちの声を、行動を、カンパを集め、日本企業の横暴を許さない連帯の輪を広げていきます。

一九九〇年一月

韓国女性労働者と連帯する女たちの集い実行委員会

賛同署名　六〇〇余名に

来日して闘っている韓国女性労働者の支援に、もっと多くの女性たちの参加を呼びかけようと、昨年末、数人の有志によって「韓国女性労働者と連帯する女たちの集い」が企画され、そのための実行委員会がつくられました。「集い」は一月十九日、東京の日本教育会館で開かれ、二五〇名の参加者によって上記の〝女たちのアピール〟が採択されました。全国からアピールへの賛同署名とカンパを募りましたが、短期間のうちに、賛同者は六〇〇名を超え、集まったカンパは、情宣活動と韓国三労組の支援活動に役立てられました。

三月三日には、実行委員会主催で「女たちのデモ」が行われました。雨の中でしたが、公園で集会を開いた後、〝女性労働者を使い捨てる日本企業の横暴を許すな！〟の横断幕とさまざまなプラカードを掲げて、日比谷、銀座などをデモ行進しました。

現在、韓国スミダ労組の一日も早い争議解決のために、電話、ファクスによる会社への抗議・要請行動をはじめ、「韓国スミダ労組に連帯する会」に協力して活動しています。

ただ今報告書を作成中。二〇ページ、二〇〇円。申込みはセンターへ。

TND労組とともに

面を上げて、誇り高く！

馬場　咲枝

たった一枚、TND労組の発したアピールを手に駆け付けた私は、それまで、この問題にほとんど無知であった点で、日本の行政や労組の対応の遅れを象徴していたと言える。

合言葉は、とにかくタナシン本社前行動へ、だった。「闘う私達は、うなだれているのではなく、明るく強く手を取り合っていることを（会社に）知らせるのだ」という代表四名のリードで歌・踊りの絶えない連日の社前行動そのものが、又、信頼・交流の出発点であり、運動の広がりの基点だった。それは、急きょ結成された「支援する会」のかかえた、言葉・日程の壁の厳しさの反映でもあったのだが。けれども、行動を共にし、体をぶつけ合うことで相手を感じ、誇り高く、私たちがひとりでないことを信じあおうとする代表四名の決意と笑顔―そこに「日本人の責任」や「労働者の連帯」といったコトバを越えた「何か」を、私、そして多くの人たちは感じ魅かれていった、と思う。それは「うなだれた」日本の状況の鏡だったろうし、それ故に「タナシン」を許してきた私たち自身の悔しさでもあり、ひょっとすると女性性の創る闘い方なのかもしれない。

「憎むべき日本人の中に、同じ労働者として連帯しうる人たちがいた！」彼女達の贈ってくれたこのコトバをもっと豊かに真実にする課題を、今、じっくりかみしめている。

痛みを共有できたか

野田　京美

TND労組の闘争に、私は通訳として参加していた。十二月からの三カ月間、労組代表の彼女たちが大好きだったし、多くの人と知り合えてとても楽しかった。でも今はあまり当時をふり返りたくはない。それに補償金六六〇〇万円での解決も、決して勝利だとはいえないと思う。

私は全日程を通して参加していたわけではないが、正直に言って、「支援する会」の人たちと当該労組の意志疎通が一番難しかったと思う。たとえば支援の人たちは、彼女たちの国の状況や、現地に残った組合員たちについてどこまで理解し、痛みを共有できたのだろうか。制約された時間の中で一定の成果をあげなければならないのでしかたなかったかも知れないが、もう少し相互理解を深める時間が必要だったと思う。

会議でも、支援者の意見は言葉が硬直していて、日本語であっても理解できないことが多かった。代表の彼女たちも、あいさつのたびにいつも同じ言葉の繰り返しで、支援の人たちにほんとうの気持が伝わっていなかったのではないかと思う。

昨日、彼女たちから手紙を受け取った。就職がたいへん困難だと書いてあったが、TND出身者には一層厳しいようである。彼女たちに、今とっても会いたい。終盤のクライマックスのときに参加できなかったのが心残りである。

ハンスト中の労働者を励ます支援者

若い女性労働者の力に感動

秋山　咲子

昨年十一月二十九日の「韓国スミダ労組に連帯する会」結成総会で、鄭賢淑委員長たち四名の「韓国スミダ労組」代表の若いのにおどろき、また、気迫のこもったしっかりした訴えに心打たれた。

引きつづき来日したTND労組代表金恵順さんたちもまた、若く、そして何ものにも負けない意志を秘めた精いっぱいの訴えと、力づよい行動力に感動させられどうしだった。

低賃金・労働強化で酷使し、不当なまでの利益を得、うまい汁が吸えなくなったからといって、FAX一枚で労働者を一方的に解雇するというそんな理不尽が許される筈はない。韓国スミダ電機他の日本企業に激しい怒りを感じ、日本人として、自分として、いったい何が出来るだろうか、何をなすべきか、を突きつけられた思いだった。

女性たちの連帯の輪が広がり、これまであまりつながりのなかった女性たちとも討論し合い、ともに闘うことができ、私にとっては学ぶことの多い行動への参加となった。

「経済大国・人権後進国」という恥ずべきレッテルを貼られている私たちの国は、とくに、韓国・朝鮮人のみなさんに対して、植民地支配の謝罪もしないまま、今なお、差別意識にもとづく人権侵害をつづけている。韓国女性労働者をして、「私たちは死ぬことはできても負けることはできない」とまで言わしめた、決死のハンストにまで追いこんでいる。

人間の尊厳のため、何ものにもたじろぐことなく闘う彼女たちから、私はともすると、うすれがちになる自分自身の労働者意識をつよく呼びさまされた。

一九九〇年度 会費納入のお願い

昨年度は、当センターの働きの重要さを一層感じさせられた年でした。本年度もぜひ会員としてセンターを支えて下さい。

会費は以下の通りです。

A　一般会員（年会費一口以上）
　a　三、〇〇〇円
　b　五、〇〇〇円
　c　一〇、〇〇〇円
B　賛助会員（個人及び団体）
　年会費一口　二〇、〇〇〇円

郵便振替
東京〇―七〇〇八六

アジア女子労働者交流センター

運営委員長　中嶋正昭
運営委員所長　塩沢美代子
運営委員　青地恵
伊藤義清
加藤勇
高戸要
古川幸子
前島宗甫
松浦順子
松田瑞穂
山野繁子

1989年度　決算報告

1989.4.1～1990.3.31

＜収入の部＞

会費	3,481,000
カンパ	3,342,947
WCC・URMからの活動費補助	1,534,810
交流プログラム募金	692,314
雑収入	1,262,560
前年度繰越金	225,317
合計	10,538,948

＜支出の部＞

国際交流費	465,954
国内交流費	107,256
資料費	565,613
調査費	317,513
交流プログラム費	227,893
編集印刷費	479,568
翻訳費	400,620
会議費	22,860
通信費	599,974
人件費	6,547,300
事務管理費	614,005
次年度繰越金	190,392
合計	10,538,948

皆さまのご支援により活動をつづけることができ，心から感謝御礼申しあげます。

＜事務局日誌＞

1月17日　翻訳グループ学習会、韓国女性労働者と連帯する女たちの集い実行委員会(仁田)
1月19日　韓国女性労働者と連帯する女たちの集い
1月23日　CAW主催アジア地域会議についてAWSLと話し合い
1月24日　1月定例事務局会議
1月26日　富士見市高齢大学講演（広木）
1月27日　札幌・母と女教師の会講演（広木）
1月30日　PP21労働分科会報告書作成委員会（山本）
2月5日　教団北支区婦人部・国際部合同学習会講演(広木)
2月8日～15日　港区婦人大学講演（広木）
2月10日～17日　鳩ケ谷市南公民館人権講座講演（広木）
2月21日　翻訳グループ学習会、2月定例事務局会議
2月24日　事務局学習会、韓国女性労働者と連帯する女たちの集い実行委員会（広木）
3月3日　韓国女性労働者と連帯する女たちのデモ
3月6日～12日　CAWより、マリア・リー氏来日、CAWアジア地域会議について話し合い、各女性グループ訪問
3月8日　PP21労働分科会報告書作成委員会（山本）、大田区女性学講座講演（広木）
3月14日　翻訳グループ学習会
3月19日　3月定例事務局会議

一九九〇年度 交流センター活動計画

韓国日系企業に働く女子労働者の来日闘争は、私たちに多くのことを教えてくれました。貴重な経験を踏まえ、より中身の濃い仕事をしたいと思います。

㈠ アジア研修ツアー　韓国・七月下旬
㈡ 「労働組合と女性労働者」アジア地域会議の開催（CAWとの共催による）
　期日　十一月十一日～十八日
　場所　神奈川県婦人総合センター、他
㈢ 「アジアの仲間」発行　年四回
㈣ 英文資料（日本の女子労働者の現状）発行　年二回
㈤ アジア女子労働問題学習パンフの発行
㈥ 翻訳グループ学習会の継続
その他、講師派遣、資料収集、翻訳、国際・国内連帯活動への参加など

女性労働者通信　第29号

アジアの仲間

アジア女子労働者交流センター
〒169 東京都新宿区西早稲田2−3−18−34
発行人代表者　塩沢美代子
編集責任者　広木道子
電話 03−202−4993
郵便振替 東京0−70086

つくり出そう連帯の輪
日本でアジア女性労働者の集い

この秋、アジア一二カ国から、約三〇人の女性労働者が日本に集まって会議を開きます。CAW（アジア女子労働者委員会）の主催する「労働組合と女性労働者」アジア地域会議です。CAWは一九八一年にアジア地域の女性労働者のネットワークとして創立されて以来、数回にわたって女性労働者の会議を開いてきましたが、日本で開催されるのは今回がはじめてです。

アジアの女性たちは、根強い男性支配の社会の中で大きな制約を受け、労働組合に加入したり、リーダーになったりすることが難しく、組織化が遅れてきました。そんな中で、外国の企業に、自国の支配者に、そしてともすると同じ働く仲間であるべき男性労働者にさえ、人権を踏みにじられてきたアジアの女性たちが、今、それぞれの国で女性労働者自身の組織化に取り組みはじめています。外国資本の利益を守るために厳しく制限された労働組合運動、労働者支配の道具とされてきた御用組合、そういう枠をこえて、女性労働者としての生活と権利を守り、拡大していくために、どのような組織化を進めたらよいか——経験を交流し、学び合い、互いの結びつきを強めながら、新しい運動をつくり出していく——日本での会議はそのためのものです。

これまで日本でCAW会議が開かれなかったのは、何よりも滞在費が高すぎるという理由によるものです。しかしCAWは、現在日本の労働運動が多くの困難をかかえながら、女性労働者の運動ではなおさまざまな試みがなされているし、歴史も長く豊富な女性労働者の運動の経験を、ぜひアジアの女性労働者に伝えたいということから、日本での開催について協力を要請してきました。

当センターは、これを受け入れることにしましたが、そのためにはさらにたくさんの方々の力をお借りしなければなりません。現在、昨年夏のPP21女性フォーラム労働分科会でいっしょに仕事をした方や、この春まで韓国女性労働者の来日闘争を支える活動をしてきた女性たち、そして当センターのスタディツアー参加者など数人の方を中心に、実行委員会をつくって準備を進めています。

会議は十一月十二日から十七日まで。そのうち一般に公開されるのは十七日のみです。会議費及び滞在費として、二〇〇万円の募金を行っています。同時に下記への会議参加にぜひご協力下さい。

〔CAW日本会議の公開プログラム〕

◪オープン・フォーラム
——アジアの女性労働者から日本の女性たちへ——

日時　一九九〇年十一月十七日（土）一四時〜一七時

場所　中退金ホール（港区芝公園一−七−六・JR浜松町徒歩八分、または都営地下鉄大門五分）

内容
(1)アジア女性労働者二〇年の歩み—CAWの活動をとおして
(2)スリランカ女性労働者の現状と課題
(3)韓国女性労働者の組織化と運動
(4)その他、意見交換

参加費　一〇〇〇円

◪歓迎夕食会

日時　十一月十七日一八時〜二〇時

場所　中退金ホール

参加費　四〇〇〇円

どなたでもご参加いただけますが、歓迎夕食会はお申込みが必要です。

韓国ピコ労働者 訪米闘争三ヵ月

韓国ピコ社は、有線テレビメーカーとして知られるアメリカのピコプロダクツ社の一〇〇％出資の子会社である。韓国ピコ社のアメリカ人経営者が、労使交渉を約束しておきながら、三〇〇人の労働者を置き去りにして突然姿をくらましたのは、昨年三月のこと。その前年に労働組合が結成され、法定最低賃金より低い賃金で働かされてきた労働者が、労働条件の改善にとりくみはじめて一年足らずのときであった（当センターの会員の方には、昨年四月〝韓国ピコ社の工場閉鎖・撤退に抗議のハガキを！〟という緊急アピールを送り、ご協力いただいている）。

それから一年余の間、組合員の九割は既婚女性という困難な条件の下で、アメリカ大使館や商工会議所、韓国政府への要請行動をはじめ、地域や他産業の労働者とともにさまざまな行動にとりくんできた。しかし、アメリカ人経営者は自国に逃亡したままで、来訪の見込みもなく労使交渉の見通しがまったくたたないため、四月十二日、本社との交渉を求めて三人の労組代表が渡米した。

アメリカでは翌日、労組、市民グループ、在米韓国人など多くの支援者に支えられて、労組代表がピコプロダクツ社の社長と面会した。しかし社長は、会社の不正を認めず、韓国ピコ労働者を罵倒して面会を打ち切り、以来交渉を拒否しつづけている。韓国ピコ労働者代表とアメリカの支援グループは、全米及びカナダにまで支援行動を呼びかけ、米国議会議員や弁護士などの協力も得ながら、激しく会社を追及してきたが、会社側は逆にデマ宣伝によって労組を攻撃するなど、きわめて強硬な態度をとっている。

そのため三人の労組代表は、七月五日から一週間、決死のハンストに入ることを決め、全世界的に労働者支援と会社への抗議行動を要請した。支援グループは三〇人のアメリカ人が同調ハンストに入ったほか、韓国ピコ労働者のハンストを見守りながら、業界や消費者に対して、ピコプロダクツとの取引停止や製品の不買運動を呼びかけている。

韓国スミダをはじめとする三労組の来日闘争は、韓国労働者の間に、今このような形で引きつがれている。支援または抗議の行動についての詳細は、当センターに直接お問い合わせ下さい。

韓国スミダ争議解決 TND労組は再来日

TND労組員の保育園訪問

昨年十一月十五日、他の二労組に先がけて来日し、二度に及ぶハンストなど、激しい闘いを続けてきた韓国スミダ労組は、六月八日、スミダ電機本社との間に合意書を交わし、二〇六日にわたる来日闘争を終結した。韓国スミダ労組の四人の代表は、この闘いは多国籍企業に働く韓国労働者の闘いであり、絶対に負けられない、という固い決意で闘い、後に続いたTND労組、アジアスワニー労組の来日闘争の条件を切り開く役割を果たした。また、解決は二労組より遅れたが、それだけ支援者の層はさらに広がり、日韓労働者の連帯を一層強める働きをしてくれた。

韓国スミダ労組代表は、日本の支援者に対し、〝これから、どんな困難が待ちかまえているかわからないが、正々堂々と顔を上げて団結して歩んでいく〟そして〝引き続き外資企業の横暴粉砕と労働者の解放のために闘う〟ことを表明して帰国した。

一方、韓国TND労組の代表四人は、六月二十一日から二十六日、念願の再来日を果たし、支援の仲間たちの歓迎を受けた。六月二十五日には、帰韓後のTND労組の活動報告や組合員の就職状況などについての報告を中心に、一〇〇余人が参加して再来日報告集会を開催した。

TND労組は、四月二十六日に金粉鍾委員長の釈放をかちとった後、五月末に大会を開いて組合を解散した。組合員たちは、小零細工場ではあるが、ほぼ全員の就職が決まり元気に働き始めたという。彼女たちは、今回の闘いの経験を生かし、今後も仲間たちが互いに力を出し合って生きていくために何ができるかを話し合ってきた。その結果、残った組合員全員が女性であり、女性が働きやすい環境をつくるために自分たちの手で託児所を建設することを決めたという。来日した四人のうち二人は託児所建設のために働き、他の一人は近くの教会託児所で実習を始めている。そのため日本でも、二つの保育所を見学して帰国した。

マレーシア

多国籍電子工場で一年間に六人の女性が病死

ウル・クラン自由貿易地域にある電子会社で、この一年間に六人の女性が病気で亡くなっている。この会社では製造工程で各種の化学物質が使われている。六人のうちの四人は一〇年以上もその会社で働いて来た人たちで、彼女たちの死と化学物質のつながりに疑問が持たれている。

最近の犠牲者はマーガレット・ジョセフという四十歳の女性である。彼女の死亡原因は肺繊維症で、友人の話では、亡くなる二年前からひどい状態で、酸素ボンベから定期的に酸素を補給しなければならなかったという。マーガレットは一六年八カ月、この会社の材料管理工場で働いた。この工場では、掃除機やコーヒーメーカー、その他の家電製品に使われるサーモスタットやモーター・プロテクターを製造している。

アジザー・サジャックは二八歳で昨年七月十日に亡くなった。一〇年間、材料管理工場で働き、ここ二年ぐらい体の具合が悪く、痛みを訴えていた。総合病院でみてもらった結果子宮ガンであることがわかり、化学療法を受けたが助からなかった。

同じく材料管理工場で一四年間働いてきたルーン・シュウ・フォーンは昨年十月一日に亡くなった。三〇歳だった。彼女は体重がへって吐いたり胸の痛みや呼吸困難を訴えていたという。死因は結腸ガンの肝臓転移であった。

ノーリアー・ルスリは昨年十一月二十四日に亡くなった。彼女は同じ電子会社の半導体工場のモールド・ルームで一〇年間働いており、二九歳だった。家族の話では、ノーリアーはしばらく痛みに苦しんでいたが、ある日状態が急に悪下した。関節がふくれあがり胸が熱くてどうしようもないとこぼしていたという。

会社の人事課では、一九八九年にその他にも労働者二人が亡くなっていることを確認している。しかしその名前を公表することは拒否している。会社側はその二人の死は仕事とは無関係であるし、前の四人の死亡原因も会社とはいっさい関係ないと言っている。そして、さらに「会社で使われている化学物質はすべて会社の安全委員会が承認したものである。」と主張している。

しかし、労働者は自分たちがあつかっている物質の安全性には疑問をいだいている。特に半導体部門で使われるモールド用物質には、「二酸化珪素、アンチモン酸化物含有。眼や皮膚を刺激することがあるので、ほこりを避けること。長時間、過度のほこりにさらされると肺に刺激を与えることもある。」というラベルがはってある。これに対して経営者は、ラベルは単なる「予防のため」であり、「職場の環境も定期的に掃除が行われているため、ほこりっぽいことはない」と言っている。これに対して労働者は、モールド用物質の入っていたドラム缶は材料管理工場の廃棄物箱として使われていると言っている。

労働者はまた、工場で油洗浄機につかわれる洗浄物質トリクロロエタンの危険性を心配している。ディスク・プレス部門ではこれを使って手で洗浄を行っている労働者もいるという。防御用マスクも支給されていない。香港にあるアジア・モニター資料センターが発行する「電子産業における健康障害」のハンドブックによると、トリクロロエタンはガンを誘発する疑いがあると書かれている。

会社の嘱託医はどんな病気でも職場とは関係ないものと診断すると労働者は感じている。マーガレットもアジサーもシュウ・フォーンも会社の嘱託医にかかっていたが、医者は正しく病気を本人たちに伝えなかったと思われる。工場機械課の役人の話では、政府の安全検査は職業病よりも事故の防止に力を入れているのだと言う。

今年五月には、この会社で二三歳になる女性も亡くなっており、仲間たちは、仕事とのつながりに疑いを持ち、次の犠牲者は自分でないことを心の中で祈っている。（マレーシア、女性の友発行「スアラ・ワニタ」一九九〇年六月号）

台湾であいつぐ工場閉鎖
高雄では新白砂電機が撤退

遠野　はるひ

加工区の労働者の不安

「いよいよ、台湾白砂が閉鎖されるらしいですよ。」新白砂パート・社員労組の大本さんからの電話で、私は台湾を訪れることを即座に決めた。韓国の女性労働者が来日し、社前で連日闘争をくりひろげていたそのさなかだった。

台湾白砂は、一九六六年高雄輸出加工区に、名古屋に本社のある新白砂電機の海外子会社として設立された。高雄輸出加工区で、設立は日系企業として二番目、操業開始は一番目という日本の進出企業のパイオニア的存在である。ラジカセ・CD・テレビなどを製造しており、従業員は最盛期には三〇〇〇人以上いたが、現在は六〇〇人になっている。

三月二十六日、息子の卒園式が終ると、その足で成田に直行した。高雄輸出加工区・楠梓輸出加工区では、元高と人手不足であいつぐ工場閉鎖が大問題となっていた。最近では、香港の製靴会社である十全美・安強のオーナーが賃金・退職金不払いのまま逃げ出したために、昨年の十一月には、加工区が開設されて以来はじめての女性労働者による高雄市のメインストリートでのデモがおこなわれ、その興奮と怒りがまだおさまらないようだった。しかし、こうしたケースはごくまれで、加工区にある工場の情報はなかなか外にもれてこない。例えば、楠梓加工区にあったスミダ電機の子会社も、昨年、工場閉鎖されたが、その詳細は不明だ。

台湾白砂が六月末日で工場閉鎖をすることを管理処に届けたこと、二、三月のうちに送迎バスがなくなり、工場内のレストランが閉鎖されたことを、加工区の労働者たちは噂で知っていた。かつては、加工区内で生産高がトップを争うほどの業績をもつこの日系企業の工場閉鎖のニュースは加工区内の全労働者にとっても大きな衝撃だった。「白砂の工場閉鎖に、日系企業は注目している。うまくいったら、自分たちも逃げ出すつもりだ」と加工区内の労働組合の幹部は言った。台湾の労基法では二五年勤続すると退職金がはねあがるので、その前に企業は労働者を解雇しようとするため、最近は労使のトラブルが絶えないのだ。日系企業の本音もそこにあることを労働者たちは知っている。

台湾白砂の労働者に会って話を聞くと、高価な自動挿入機は、八八年につくられたマレーシアの工場へと空輸され、注文もすくなくなり、出勤はしているものの、仕事がない人もいる。正式な発表がないため、わずかな情報をお互いに交換しあい、将来への不安で気持ちは激しく動揺している。「せめて、退職金はきちんともらいたい」というのが、労働者の声だという。

資本金一〇〇万元・従業員一〇〇名弱で操業を開始した台湾白砂が拡張されたのは、一九七二年から七八年にかけての第一次投資ブームの時期であり、七八年の円高により、新白砂の日本国内の工場がつぎつぎと閉鎖され、生産拠点が台湾に移行したため、主力工場となった。戒厳令下のもとで、労働運動は一切許されず、工場のなかはピラミッド型のヒエラルキーで厳しく管理された。「台湾の女子労働者は従順で、僕たちは労務管理には全く苦労しませんでしたよ。上からの命令は絶対でしたから」新白砂の出向社員たちは、口をそろえて私に語った。台湾白砂は、はじめの頃は農村出身の若年女子労働者を寄宿舎制度を使って管理したが、台湾が高度成長期にはいり、近郊の道路が整備されると、送迎バスを使って農村の労働者をリクルートする一方で、夜間高校への学費の補助をおこない、経済的理由で進学できない都市の若い女性たちを雇用した。また、結婚奨励金を出し、結婚退職制度をもうけた。「日本では、女性は結婚すると会社を退職する」と、この制度について台湾白砂は、台湾の女性労働者に説明した。

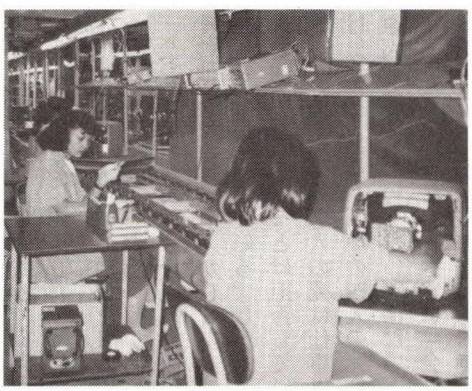

責任のがれの工場売却

六月に再度台湾を訪問すると約束して帰国した私に、二週間後びっく

りするようなニュースがもたらされた。台湾白砂は、労働者はそのままで工場、機械と共に台湾の企業・美斉に経営権を譲渡するのだという。美斉は、大同という台湾の大手電機メーカーの関連小会社で、経営者は蔣介石とともに台湾にやってきた将軍の娘だという。五年間は名前も変えず、労働条件・雇用年数はそのままひきつがれるので、退職金は支払われない。新白砂が五億から十億円用意したという退職準備金は、どこにいったのか。いずれにせよ、台湾の労基法の間隙をついた撤退の方法である。韓国三労組の来日闘争が、こうした撤退を選ばせたのではないかと、私はふと思った。

こちらで収集した情報を、台湾白砂の労働者や労働団体に送ったが、現地から何の連絡もない。噂だけが切れぎれに入ってくる。こうした中で、六月十二日に再び台湾に行った。

美斉に売却されるという話は、台湾白砂の労働者にとっても寝耳に水の話だったという。経営者が変わるのなら一度退職金を支払うようにと、労働組合を通じて交渉したが、退職金を支払うと労働者がやめてしまうとおそれている会社の態度は強硬なため、三日間にわたる自然発生的なサボタージュがおきた。しかし、何年たっても昇給しない女性労働者は、解雇されれば他の企業で働けばいいというあきらめが強いなど、労働者の態度は立場によりバラバラなうえに、リーダーシップをとってまとめあげる人もなく、一沫の不安を残しながらも、現在は沈静化している情況だときいた。一沫の不安とは、美斉に経営権がひきつがれた後、倒産になり規定の退職金がもらえないのではないかということだ。事実、美斉にはこうした前例がある。新白砂電機は、自分の手は汚さず工場閉鎖ができるのだ。現地企業への売却による撤退の方法は、今後、日系企業によって使われるにちがいない。

台湾白砂の工場閉鎖にともなう経験は、台湾の労働運動の難かしさをあらためて再認識させた。それを詳しく書くだけのスペースがないので別の機会にゆずりたいが、四〇年間にわたる戒厳令は、労働者の権利意識および労働団体の歴史的経験を根こそぎにし、また国民党支配下において議論されている台湾独立をめぐる政治問題が、さまざまな局面に影をおとしているとだけ記しておきたい。

女性を犠牲にして巨大化する多国籍企業

新白砂電機の子会社で働く労働者が、工場閉鎖反対を闘えなかったことは、日本でもおきている。

一度倒産し一九五七年に再建されたこの企業は、六四年に第二組合をつくり、戦闘的な第一組合全金白砂に攻撃をかけ弱体化させると同時に①過疎地域に子会社を建設し農村の主婦を雇用②本社では主婦パートの雇用③台湾での若年女子労働者の雇用という三つの労務対策をスタートさせた。国内・海外の子会社は、形こそ別会社でありながら、営業は本社がうけもち、部品の供給、技術のノウハウ、管理者の派遣などはすべて新白砂電機の支配下にあり、組み立てのみをする工場だった。欧米からこなしきれないほど注文を受けた本社および子会社の白砂グループの規模は、最盛期で海外子会社三社・国内子会社七社、総従業員数五〇〇〇人以上にもふくれあがり、低賃金で従順な国内外の女子労働者をたくみに搾取しながら、売りあげを増やしていったのだ。

ところが一九七七年、突然の円高、つづいて八一年末のオーディオ不況がこの輸出専業メーカーを襲う。海外からの注文は激減し、国内で生産していたのではひきあわなくなった製品は、台湾へと生産がシフト化されていった。七八年末から国内子会社および本社工場は、九州にある二工場のみを残し次々と閉鎖される。産業の空洞化である。組合がないため抗議することもできず首を切られた三〇〇〇人以上の労働者の大部分は、既婚女性だった。

相つぐ合理化攻撃の中で、本社の名古屋工場では、八二年四月に「新白砂パート・社員労組」が結成され一〇人のパートと二人の社員が現在裁判に訴えて闘いを続けている。

日系企業は、日本国内でおこなった工場閉鎖を、台湾・韓国などNIESでくり返し、今またタイ・マレーシア・中国などに新しい生産拠点を移している。私たち女を犠牲にして、巨大になっていく多国籍企業に今後対抗できるのだろうか。それは、性別・雇用上の身分・企業・地域・国という枠を越えた人間としての連帯を、私たちがどのように創造するかにかかっているように思われる。

女性労働者の詩

台湾の輸出加工区から

給料袋

一日
十五日
お月さんには上弦と下弦がある
わたしたちにも半月毎に給料日が
ある
お月さんは一日にはやせて
十五日にはまあるくなる
わたしたちの給料袋は
一日にはやせていて
十五日にはぺちゃんこになる

労働

藍色の服
一万台の機械が
私たちを待っている

幾千キロワットのあかり
けいけいと光っているのは
アメリカ人支配人の眼
大きいのも　小さいのも
早く作れ　早く　早く
このピンセットは尖っていない、
返品
この半導体は金属線が切れている、
やりなおし
三〇倍の顕微鏡で見おわるとまた
八〇倍で見る
ひとすじの汚れも
一点の傷もあってはならない
クーラーのそばには五百度の炉
わたしたちをはさんで
風がとおりぬける
ある者は品物を運びこみ
ある者は品物を担いで行く
ある者は椅子に掛け
商品の優劣を検査する
ある者はすばやく梅干しを口におし
こむ
同じなのは
伸ばした腕を啓蟄の蛇のように
絶え間なく動かすこと
できあがったか？
まだ
残業　残業　残業

夜勤

傘をさす必要はない
肌は黒くならない
月の光が
出勤するわたしたちを照らす
化粧をする必要はない
眉を描くには及ばない
夜の景色は
いちばんやわらかな乳液
ほのかにわたしたちの顔をつつむ
ガラガラガラ
規則的な騒音に慣れてさえしまえば
うとうとできる
製品の数を達成しさえすれば
監督はちょっと
ほんのちょっとぼんやりさせてく
れる
おはよう、うつくしい夢を！
あるひとはへんなあいさつという
わたしたちはかまわない
わたしたちは眠りたいだけ
これは仕事をおわったあとの
たった一つのたのしい時間

女工の菊ちゃん

男たちはあなたをべっぴんという。

台湾の女性労働者は今

一九八七年七月、台湾では、三八年間にわたった戒厳令がようやく解除された。

戒厳令がしかれていた間、軍の支配下にあった政府は、異なる声をずっとなおざりにし、弾圧してきた。労働問題は工業化の初めから存在していたが、生きるために働かなければならない労働者は、どんな不合理な待遇でも我慢するしかなかった。長い間、労働組合は資本家の支配の下におかれ、組合の機能は完全にマヒしていた。

戒厳令解除後、国民ははじめて労働問題ととりくむことができるようになった。一九八八年には、賃上げや年末ボーナスを要求して一〇〇〇件余の争議がおこった。

台湾の雇用労働者の収入は、夫婦と子供二人の家族の生計費には不十分である。生活を維持するためには、長時間の残業をしなければならない。とりわけ製造業の賃金水準は低く（月平均一万七三五八元＝約一〇万円）、労働時間は長い（月二一四・六時間）。

この十年間（一九七六～八六年）に、労働災害によって死傷した労働者は、二五万人に近い（死者

男の組長がやって来ると、
あなたは大声で笑う。
ひとしごとすると、あなたは
臭くて汚い便所に駆け込み、
化粧品を取り出し、
ひと塗りまたひと塗り
唇を赤く塗りかためる。

おしゃべりお菊。
男たちは
こう後ろからあなたを罵る。
作業着もだらしなく着て、
なかの下着が見えている。
「私に会いたいなら
　一輪の花をもってきな」
あなたは声をひくくして
とがらせた声で鼻歌を歌う。
女の監督にはきかせるな、
彼女はやかましやで有名だ。

今日、
菊ちゃんは突然涙をながした。
唇の赤い色は褪せ、
泣き声が歌声にとって替わった：
「私の恋人が手紙を書いて来て、
　仕事を辞めなければ、
　絶交するというの。
　なぜなら彼の同僚が彼を笑ったから、
　おまえの恋人は加工区の女工だって笑ったから。」

女工瀟映雪

働きはじめてから一〇幾年たち、
少女から娘になり、
作業員から指導員になり、
給料袋は薄い六百元から
厚い八千元になった。

満足すべきだ、
さらにはつれあいがいて
男女ふたりのこどもがあって、
瀟映雪はしかし
しあわせになったのだろうか？

彼女はそっとほほえみ、
急にほおをこわばらせ、
躊躇して、つぶやいた：
「もしも、
　加工区の空気がこんなに悪くなかったら、
　もしも、
　これほど残業や徹夜をする必要がなかったら、
　もしも、
　会社が交通手段を持っていたら、
　バスは混みあっているし時間どおりにこない。
　そうしたらあるいは
　わたしの他のふたりのこどもも
　命をとりとめたかもしれない。」

彼女の顔はたちまち赤くなり、
炭火のようにパッと燃える。
「もともと流産するはずではなかった、
　もともとしあわせなはずなのに。
　加工区の環境がわたしのふたりのこどもを奪っていった、
　しゅうとめはわたしが孫を死に追いやったと責める」
彼女の声は弱まり、
燃えさしのように冷たくなる。
「不公平なのは、これだ！」

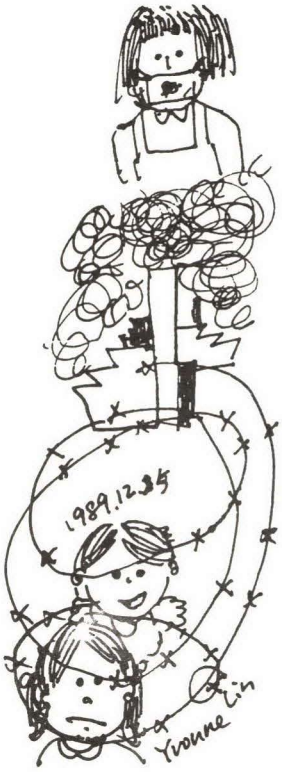

一万二八三八人、負傷者二三万二五一〇人)。また、その怪我によって身体障害者になるばかりでなく、失業し、路頭に迷うことになる。労働災害の主な原因は、機械をあやまって操作し、「はさまれる、圧し潰される、まきこまれる」者がもっとも多い。女性労働者について言えば、プレス工のやけど、縫製工、合板工の怪我は日常茶飯事であり、電子工の目の疾患も、労働の強化によって病状が重くなっている。

一九八四年には労働基準法が制定されたが、きちんと履行されていない。たとえば女性労働者の場合、(1)出産期間に解雇される。(2)夜一〇時以降の労働に対して賃金が支払われず、休憩室もない。(3)健康と教育を保障されるべき年少労働者が、夜八時以降も働かされる。(4)男女とも同じ仕事をしながら、女性の平均賃金は男性の六四%である。(5)労働時間が長く、残業も多い。(6)託児所がないために、幼い子供のいる女性は働き続けられない。――など、女性労働者の労働条件は、依然として厳しい。

(台湾女性労働者センター発行「台湾の女性労働者に関する報告書」一九八九年版より)

東南アジアの工業女子労働者　(3)

男性労働者と対等な真のパートナーとして

仕事上のプレッシャーと健康への影響

ほとんどの国で労働者のための保護法が制定されているが、政府はそれを守ろうとはしない。女性労働者は残業を拒否すれば脅迫されるし、妊娠すると解雇される。その一方で、経営者は女性労働者の低賃金を維持するために保護法を利用している。

仕事上のプレッシャーと劣悪な労働環境が女性労働者の健康に大きな影響を与えている。縫製や電子産業では割当制が一般的であり、女性労働者は定期的に増やされる生産割当においつかなければならない。それができない場合は警告をうけ、警告が続けば解雇される。

繊維産業では、繊維のほこりが呼吸器疾患の原因となっている。電子では有毒な化学物質の中で働かなければならず、死にいたる場合もある。フィリピンのエルフレダ・カステラーノのケースがそうである。彼女は二十二歳の若さでリンパ腫と再生不良性貧血で亡くなった。彼女はダイナテックス社で四年間働いており、彼女の死は職場で有毒物質をあつかった結果だと言われている。

生活条件

女性労働者は狭くてごちゃごちゃした所で生活している場合が多く、十分に休息をとることができない。夜勤で日中眠らなければならない時は特にひどい。若い女性の多くは余暇時間を利用してもっと教育をうけたいと願っているが、彼女たちの生活条件では希望をみたすことは困難である。寮に住んでいる人の中には、違うシフトで働く人とベッドを共有しているために、自分のベッドもない人もいる。女性労働者は仕事での失望とフラストレーションとともに家族から遠く離れて暮らしているため孤独感をいだいている。

労働組合への参加

東南アジアでは、工業部門の労働力への女性の参入がめざましいが、労働組合への女性の参加、女性のリーダーは少ない。マレーシアでこの理由として引合いに出されるのは、家庭でも仕事でも男性優位であることである。女性労働者は、労働組合に入るには夫の同意を求めなければならない。労働組合に入っている女性は、組合のリーダーが女性独自の問題に十分注意を払っていないこと、特に組合の決定に平等に参加できないことに不満をいだいている。

タイにおいても、縫製工場の労働者の大部分が女性であっても、労働組合に参加する女性は少ない。また参加しても組合幹部（リーダー）に選ばれる人は皆無に等しい。組合で活発に活動している場合も、女性は日常的な会議の記録や会計、料理や雑務の仕事が主である。

おわりに

第三世界の工業部門での女性の雇用増加は、経済的独立にむけての前進であるし、女性の解放への道を切り拓くものだと言う学者もいる。また、工業化と都市化は、現代の生活を公的な領域と私的領域に分割することにより、私的領域とされる次の世代の再生産という女性の伝統的役割を強化することだと考える学者もいる。

しかし、工業生産に従事する女性の数は増加しても、現状では女性は周辺部分を担わされているにすぎない。輸出指向型工業化政策のもとで企業家（特に多国籍企業）は第三世界の低賃金で未組織の「臨機応変な」女子労働力を確保することによってのみ利潤を得ることができる。そのために企業家にとっては女性の伝統的な役割が、現実とは矛盾しても、強化される必要があるのである。

男性労働者も同じ経済構造のもとで搾取されているが、女性労働者は女性であるが故に二重の搾取をうけている。男性労働者もこれをうけ入れてしまっている。だから、女性労働者は、労働条件改善の闘いの中で、男性と対等なパートナーとして闘わなければならない。女性労働者の権利が男性と対等であると認められてはじめて、公平で平和な社会を建設する闘いにおいて真のパートナーとなり得るのである。（おわり）

サイドプール

卒論のテーマと就職

塩沢　美代子

長いこと日本キリスト教団発行の月刊紙〝働く人〟のコラムに、雑文を書いてきたが、今年の三月で終りになった。その後にさまざまな方から、あのコラムによって、あなたの現況が確められたが、これからは消息不明になってしまうという声がよせられた。私のほうも締切りから解放されてほっとした半面、いいたいことをいうはけ口を失った感がないでもない。そこで今回からこの紙面をつかわせていただくことになった。

ところで、このところの私は、二年前から勤務している、キリスト教主義の小さな女子大学での授業に、エネルギーのすべてをつかい果たしている。幸い当センターの活動は、信頼できるスタッフによって運営されているので、電話のやりとりだけで、次々とことは進んでいる。

中・高・短大は古い歴史をもつ学校だが、四年制の大学は二年前に発足したばかりなので、今年から三年生ができて、専門課程担当者としては、仕事量が一挙に倍増した。語学や文学や美術などの課目が多い学校だから、労働問題などを学ぼうという学生はまれで、受講者ゼロで失職するのではないかと思っていた。ところが、意外にも二年生からはじまった講義にも熱心な学生が多く、三年になってからの演習も、いろいろとおどかして希望者をしぼったのだが、一五名が熱意を示して残った次第である。彼女らはまことにまじめなのだが、政治的・社会的な問題意識にはきわめて乏しい。ただしこれは、彼女らの責任ではなさそうである。ひたすら受験のための勉強に追われ、昭和史も全く教わらず、政治・経済・社会などに関わる勉強はなきに等しかったようである。課せられた資料などはまじめに読んでくるが、そのテーマに関わるテレビニュースや新聞記事などの感想をきくと、それが昨日のニュースでもキョトンとしている。大学生とはいっても、学術書とは程遠く、まず毎日のテレビや新聞記事を材料にして、それをどう読みとるか、内容によってはその裏をどう読むかの訓練からはいらねば、という感じである。

学ぼうとする姿勢があまりに純真なので、こちらも全力投球で応えたいと思う。ところが基礎的な知識が全くないので、手がかかる。いうなれば、中学・高校の社会科や現代史の教育と大学教員の役割りを、一挙に果さねばならないわけで、とうてい時間も足りない。

さらに最近になって、新たな悩みが生れた。演習の学生は、卒論に向けてテーマを探るべく、この夏休みにどういう本を読んだらいいかをアドバイスする時期になった。一方で就職へ向けてのガイダンスもはじまった。新設校だけに就職開拓も困難なのである。私の授業は、経済効率優先、人間性無視という日本の企業社会の矛盾を、あらゆる角度から追求し、いかにして人間らしさを取り戻すかの探究である。その路線の上で選んだ卒論テーマは、企業への就職のさいには支障になるであろう。そのことも考えた上で、彼女らに決断させねばならない。私は演習の学生に「卒論のテーマを決めるに当っては、自分の生きかた、価値観にも関ってくる。一流企業にいけなくともいい、高学歴高収入の結婚相手にめぐりあわなくてもいい、真実を求めて苦労はしても、自分の納得のいく人生を生きたいと割りきれるかどうかをまず考えなさい」と話したのである。

（交流センター所長）

(塩)(沢)(美)(代)(子)の(著)(書)(紹)(介)

『ひたむきに生きて』（一九八二年、創元社）

終戦直後から二〇数年にわたって労働運動に関わってきた著者が、その間の女性労働者との交わりを通して、日本の民主々義のあり方を問うた評論集。

『メイド　イン　東南アジア――現代の女工哀史』（一九八三年、岩波ジュニア新書）

〝日常何気なく使っている品物の背景には、実は、多くの人びとのきびしい労働が積み重ねられている〟――私たちの暮らしを支えているアジアの女性労働者の状態をはじめて明らかにした。

『アジアの片隅から』（一九八五年、日本基督教団出版局）

思いがけないアジアとの出会いから十数年、各国の女性労働者との交流を軸に、アジアの人々への想いを記したエッセイ集。

「アジアの民衆VS.日本の企業」（一九八六年、岩波ブックレット）

日本の進出企業の問題を告発し、アジアの人々と共に生きるために何をしたらよいかを語りかける。

＜事務局日誌＞

4月2日　韓国TND労組を支援する会事務局会議（広木）
4月4～5日　事務局研修合宿
4月12日　海外進出日本企業の労働問題を考える会講演（広木）
4月16日　4月定例事務局会議、第16回運営委員会
4月17日　韓国スミダ労組支援社前行動（広木）
4月18日　翻訳グループ学習会
4月19日　PP21労働分科会編集会議（広木）
4月21日　事務局学習会
4月22日　韓国スミダ社前集会・女性交流会（広木）
4月23日　韓国女性労働者と連帯する女たちの集い実行委員会（広木）
4月30日　韓国スミダ労組支援全国集会（塩沢・広木）
5月2日　TND事務局会議（広木）
5月9～11日　韓国スミダ労組支援社前行動（広木・山本・仁田）
5月11日　女たちの集い実行委員会（広木）
5月14日　5月定例事務局会議
5月15日　東京都タウンミーティング（広木）
5月16日　翻訳グループ学習会
5月18日　東京YWCA専門学校講義（広木）
5月21日　女たちの集い実行委員会（広木）
5月25日　女の労働・わくわく講座講演（広木）
6月1日　東京YWCA専門学校講義（広木）
6月2日　進出企業問題を考える会総会（広木）
6月4日　CAW日本会議実行委員会（広木・山本）
6月8日　韓国TND労組再来日歓迎準備会（広木）
6月11日　6月定例事務局会議
6月12日　韓国スミダ勝利報告集会（広木・仁田）
6月14日　TND事務局会議（広木）
6月16日　事務局学習会
6月20日　翻訳グループ学習会
6月21～26日　韓国TND労組再来日プログラム
6月25日　韓国TND労組再来日報告集会（塩沢・広木・山本）
6月26日　女たちの集い実行委員会（広木）
6月30日　韓国スタディ・ツアー第一回準備会

図書紹介

韓国TND労組を支援する会「韓国TND労組　来日90日の闘い」

労働者の生存権をかけ、海を越えて来日した四人の労組代表の闘いの記録。争議中に発行されたニュース、組合の抗議声明などを集大成したもの。

言葉も生活習慣も異なる日本の冬の寒空の下、凍えるような雨や雪の中で、必死で闘う若い女性たちの怒り、苦しみ、悲しみがひしひしと伝わってくる。特に、「人間の尊厳に対する最低限の要求」を会社に求め、ハンストに突入する覚悟は、豊かさにどっぷりつかっている日本人の目を覚まさせてくれる。

日本企業が進出先のアジア各国でどんなに横暴にふるまっているかを、私たちの前に身をもってつきつけてくれている。また日本の労働者、市民が韓国の労働者に連帯し、直接支援した貴重な記録でもある。（当センター扱い・一部一〇〇〇円）

英文資料「日本の女性労働」No.6

韓国三労組の来日闘争特集。
(1)三労組来日闘争の背景と意義
(2)アピール――韓国女性労働者と連帯する女たちの集い
(3)韓国三労組から日本の労働者市民への訴え
(4)事例――韓国TND労組の闘いの経過、合意書、感謝状。
(5)トピックス
①サンヨー電機のパートタイム労働者解雇を無効とする大阪地裁判決。
②在日フィリピン人労働者組合が、雇用主に対して雇用契約違反を抗議する。
（当センター発行、三〇〇円）

PP21女性フォーラム労働分科会報告書完成

昨年八月、アジア六カ国の参加者を交えて開かれた労働分科会の報告書が、ほぼ一年ぶりに完成。読みやすく編集され、内容も豊富。（一部三〇〇円・〒二四〇、二部なら送料込み千円）

あとがき

連日暑い日が続いている。半年も過ぎると季節はすっかり変わり、韓国TND労組の来日闘争の頃の、厳しかった寒さがウソのようである。韓国スミダ労組の争議が解決し、TND労組の再来日も果して一つの山を越え、センターは秋のCAW会議に向けて準備を始めている。

こうした活動は、アジア各国の労働者グループや女性グループとの日常的な交流の中で、信頼関係を築き上げることから始まるのであり、交流センターの働きはますます重要になってきた、と私たちは自負している。

会員の皆様には、会費納入という形で当センターの日常活動を支えていただいているほかに、度重なるカンパのお願いに暖かく応えて下さり、恐縮しながらも、心から感謝の気持で一杯である。

しかし一般的には、何か特別なことがおこればカンパは集まるが、日常活動にはなかなか目が向けられないのが現実である。〝喉元すぎれば熱さ忘れる〟ということにならないように、一時的な支援を何とか日常のレベルにつなげていきたいと思う。

（H）